令和8年版

情報通信白書

ICT白書

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年版

情報通信白書

総務省編

令和８年版 情報通信白書の公表にあたって

総務大臣　林 芳正

アレクサンダー・グラハム・ベルが世界で初めて実用的な電話通話に成功してから、今年でちょうど150年。この間、情報通信技術（ICT）は著しい発展を遂げ、人々のくらしや企業の活動を便利で豊かにすることに貢献してきました。特に、近年では人工知能（AI）関連技術の発達が目覚ましく、生成AIの急速な普及に象徴されるように、AIは社会や経済の様々な場面に浸透し、私たちの暮らし方や働き方に大きなインパクトをもたらしつつあります。

AIは、データから統計的な傾向や関係性を学習し、情報の抽出、整理、予測、生成などを行うため、AIを有効活用することによって、私たちの情報収集、理解、思考、発想といった知的な活動が効率化・高度化され、生産性の向上を実現することが期待されます。人口減少や少子高齢化に伴う地域の人手不足といった構造的課題の解決や、通信インフラ、製造業、ロボットなど、我が国が伝統的に強みを有してきた分野との融合による成長力・競争力の創出など、AIは我が国にとって大きなメリットをもたらす可能性があります。

他方、例えば、学習データに誤りや偏りを含んだ質の低いデータが含まれうるリスクや、いわゆる「ハルシネーション」により誤情報が出力されうるリスクのほか、学習時の大量電力消費による環境への負荷リスク、情報セキュリティリスク、雇用への悪影響リスク、過度な利用による依存リスクなど、様々なリスクが指摘されており、AIの研究開発及び利活用の推進に当たっては、こうしたリスクへの十分な注意も必要です。

この点、我が国は2025年5月に「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」を制定、同年9月から全面施行し、人間中心の原則の下、イノベーション推進とリスク管理の両立を徹底することにより、「信頼できるAI」の追求を進めています。総務省では、同法の制定以前から、経済産業省との連携による「AI事業者ガイドライン」の策定、広島AIプロセスの立ち上げと推進など、国内的にも国際的にもAIガバナンスを主導してきました。本年3月に開催した「広島AIプロセス・フレンズグループ第2回対面会合」では、私から、安全・安心で信頼できるAIの実現に向けた協働や行動を各国に呼びかけ、フレンズグループを構成する66の国と地域等から賛同を得たところです。また、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）では、「信頼できるAI」の実現に向け、高品質なAI学習用の日本語データを民間企業等に対して提供する取組等を進めています。

今回の情報通信白書では、このような状況を踏まえ、「AIの進展がもたらす多面的影響～人間とAIが健全に協働するデジタル社会の実現に向けて～」と題した特集を構成し、我が国におけるAI利用の現状について国際的なアンケート調査結果も交えながら分析しつつ、企業におけるAI活用事例や、先進的な取組を進める企業への個別ヒアリング調査結果、AI利用をめぐる最新の研究動向等を概観することを通じ、人間とAIが健全に協働するデジタル社会について展望しています。

総務省は、今回の白書の分析結果も踏まえ、安全・安心で「信頼できるAI」の実現に向け、国内外におけるAIガバナンスの構築、我が国におけるAI開発力の強化、AI社会を支えるデジタルインフラの整備や中核技術の競争力強化・海外展開、AIを含めたICTリテラシーの向上、AIを含むデジタル技術の活用による地域社会DXの推進、サイバーセキュリティ対策の推進など、引き続き総合的な取組を進めてまいります。

今回の情報通信白書は、1973年の刊行から数えて、54回目の刊行を迎えました。国民の皆様の情報通信行政へのご理解とご協力に対し、心から感謝申し上げるとともに、本白書が皆様に広く活用され、情報通信技術に関するご理解を一層深めていただく上での一助となることを心から願っております。

令和８年７月

令和８年版　情報通信白書の概要

第Ⅰ部：特集　AIの進展がもたらす多面的影響
～人間とAIが健全に協働するデジタル社会の実現に向けて～

はじめに

第１章　個人におけるAI利用
～AIがもたらす行動様式の変化～

- **個人におけるAI利用**について、**日本や他国（米国・ドイツ・中国）でのアンケート調査結果**を踏まえ、**その詳細な現状**（利用経験、利用頻度、利用目的、生成AIに対する感覚など）を世代間比較も交えながら概観。

第２章　企業等におけるAI利用の進展
～より良いAI利活用に向けて～

- **企業におけるAI利用**について、**日本や他国（米国・ドイツ・中国）でのアンケート調査結果**を踏まえ、**その詳細な現状**（AI活用に関する方針の策定状況、組織的な取組状況、AIを導入している業務類型など）を概観。
- **日本企業によるAIの活用事例**や、**近時注目される技術（SLM（小規模言語モデル）、フィジカルAI）に係る研究開発・社会実装の動向**等も紹介。

第３章　AIの進展に伴う課題と対応
～人間とAIの健全な協働に向けて～

- AIの利用に関し、近時指摘されるようになっている課題に関する研究動向や有識者の見解も踏まえながら、**人間とAIの健全な協働に向けた展望**を概観。

第Ⅱ部：情報通信分野の現状と課題

第１章　ICT市場の動向

- **国内外のICT産業の概況**や**各市場**（例：電気通信、放送コンテンツ・アプリケーション）**の現状**を整理・分析
- 国民生活・企業活動・公的分野における**国内外のデジタル活用の現状**を整理・分析

第２章　総務省におけるICT政策の取組状況

- **ICT分野における省内横断的な取組、各政策領域**（電気通信、電波政策、放送政策等）**において総務省が実施する政策・今後の方向性等**を整理

令和8年版　情報通信白書

総目次

凡　例

本　編

第Ⅰ部　特集　AIの進展がもたらす多面的影響
～人間とAIが健全に協働するデジタル社会の実現に向けて～

はじめに

第1章　個人におけるAI利用 ～AIがもたらす行動様式の変化～
第１節　個人におけるAI利用の現状 …… 6

第2章　企業等におけるAI利用の進展 ～より良いAI利活用に向けて～
第１節　企業におけるAI利用の現状 …… 21
第２節　最近の研究開発・社会実装動向 …… 47
第３節　公共機関における状況 …… 55

第3章　AIの進展に伴う課題と対応 ～人間とAIの健全な協働に向けて～
第１節　人間の記憶や思考能力とAI …… 57
第２節　人間の情報行動・情報空間とAI …… 59
第３節　日本におけるAIガバナンス …… 61
第４節　人間とAIの健全な協働に向けて …… 63

第Ⅱ部　情報通信分野の現状と課題

第1章　ICT市場の動向
第１節　ICT産業の動向 …… 66
第２節　電気通信分野の動向 …… 75
第３節　放送・コンテンツ分野の動向 …… 87
第４節　我が国の電波の利用状況 …… 96
第５節　国内外におけるICT機器・端末関連の動向 …… 99
第６節　プラットフォームの動向 …… 105
第７節　ICTサービス及びコンテンツ・アプリケーションサービス市場の動向 …… 107
第８節　データセンター市場及びクラウドサービス市場の動向 …… 112
第９節　AIの動向 …… 116
第10節　サイバーセキュリティの動向 …… 118
第11節　デジタル活用の動向 …… 122
第12節　郵政事業・信書便事業の動向 …… 145

第2章　総務省におけるICT政策の取組状況
第１節　総合的なICT政策の推進 …… 150
第２節　電気通信事業政策の動向 …… 152
第３節　電波政策の動向 …… 166
第４節　放送政策の動向 …… 182
第５節　サイバーセキュリティ政策の動向 …… 192
第６節　ICT利活用の推進 …… 203
第７節　ICT技術政策の動向 …… 216
第８節　ICT国際戦略の推進 …… 225
第９節　郵政行政の推進 …… 247

資料編
付注 …… 254

凡　例

◆ 年（年度）の表記は、原則として西暦を使用し、公的文書の引用等の場合は和暦を使用しています。

◆ 和暦における元号は明記する必要のない場合や一部図表において省略しています。

◆ 「年」とあるものは暦年（1 月から 12 月）を、「年度」とあるものは会計年度（4 月から翌年 3 月）を指しています。

◆ 企業名については、原則として「株式会社」の記述を省略しています。

◆ 補助単位については、以下の記号で記述しています。

10 垓（10^{21}）倍 …Z（ゼタ）
100 京（10^{18}）倍 …E（エクサ）
1,000 兆（10^{15}）倍 …P（ペタ）
1 兆（10^{12}）倍 …T（テラ）
10 億（10^{9}）倍 …G（ギガ）
100 万（10^{6}）倍 …M（メガ）
1,000（10^{3}）倍 …k（キロ）
10 分の 1（10^{-1}）倍 …d（デシ）
100 分の 1（10^{-2}）倍 …c（センチ）
1,000 分の 1（10^{-3}）倍 …m（ミリ）
100 万分の 1（10^{-6}）倍 …μ（マイクロ）

◆ 単位の繰上げは、原則として、四捨五入によっています。単位の繰上げにより、内訳の数値の合計と、合計欄の数値が一致しないことがあります。

◆ 構成比（%）についても、単位の繰上げのため合計が 100 とならない場合があります。

◆ 本資料に記載した地図は、我が国の領土を網羅的に記したものではありません。

◆ 出典が明記されていない図表等は、総務省資料によるものです。

◆ 原典が外国語で記されている資料の一部については、総務省仮訳が含まれます。

本 編

本編目次

第Ⅰ部　特集　AIの進展がもたらす多面的影響 ～人間とAIが健全に協働するデジタル社会の実現に向けて～

はじめに

第1章　個人におけるAI利用 ～AIがもたらす行動様式の変化～

第1節　個人におけるAI利用の現状 …… 6
1 個人における生成AIサービスの利用経験 …… 6
(1) 日本 …… 6
(2) 米国・ドイツ・中国 …… 7
2 個人における生成AIサービスの利用理由 …… 8
(1) 生成AIサービスを利用する理由 …… 8
(2) 生成AIサービスを利用しない理由 …… 9
3 個人における生成AIサービスの利用実態 …… 10
(1) 年齢階層 …… 10
(2) 利用頻度 …… 11
(3) 利用目的（利用シーン） …… 12
4 個人における感覚・認識 …… 15
(1) 感覚 …… 15
(2) リスク意識 …… 16
(3) 仕事においてAIが今後担いうる役割等 …… 19

第2章　企業等におけるAI利用の進展 ～より良いAI利活用に向けて～

第1節　企業におけるAI利用の現状 …… 21
1 企業におけるAI利用の現状 …… 21
(1) 生成AIの活用方針等 …… 21
(2) 組織的な取組状況 …… 22
(3) 生成AIの業務利用状況 …… 24
(4) 懸念されるリスク及びリスク対策のための取組状況 …… 25
(5) 生成AIの活用により生じうる影響 …… 27
2 日本企業におけるAI活用事例（業務領域別） …… 28
(1) 研究・商品開発 …… 28
(2) 調達 …… 30
(3) 製造・生産 …… 30
(4) マーケティング …… 32
(5) 顧客との接点 …… 34
(6) 経営・コーポレート業務 …… 36
3 日本企業におけるAI活用の先進事例（個別ヒアリング） …… 37
(1) 中外製薬の事例 …… 37
(2) アイニコグループの事例 …… 40
4 企業活動における効果的なAI導入・活用に向けて …… 41
(1) AI導入・活用を効果的に進めていくために重要となる要素 …… 42
(2) AI導入・活用による効果創出のステップ …… 45
第2節　最近の研究開発・社会実装動向 …… 47
1 小規模言語モデル …… 47
(1) 概要 …… 47
(2) 社会実装における期待 …… 48
(3) 国際競争における日本の位置づけ …… 48
(4) 研究開発動向 …… 48
(5) 社会実装等の動向 …… 49
2 フィジカルAI …… 50
(1) 概要 …… 50
(2) 社会実装における期待と課題 …… 50
(3) 国際競争における日本の位置づけ …… 50
(4) 研究開発動向 …… 51
(5) 社会実装等の動向 …… 53
第3節　公共機関における状況 …… 55
1 政府におけるAI活用 …… 55
2 地方自治体におけるAI活用 …… 55

第3章　AIの進展に伴う課題と対応 ～人間とAIの健全な協働に向けて～

第1節　人間の記憶や思考能力とAI …… 57

1 AIの利用がポジティブな影響をもたらすと指摘する研究例 …… 57

2 AIに頼ることがネガティブな影響をもたらすと指摘する研究例 …… 58

3 考察 …… 58

第2節　人間の情報行動・情報空間とAI …… 59

1 アンケート調査結果から推察される現状 …… 59

2 考察 …… 60

第3節　日本におけるAIガバナンス …… 61

第4節　人間とAIの健全な協働に向けて …… 63

第Ⅱ部　情報通信分野の現状と課題

第1章　ICT市場の動向

第1節　ICT産業の動向 …… 66

1 ICT市場規模 …… 66

2 情報通信産業の国内総生産（GDP） …… 67

3 情報化投資 …… 68

4 ICT分野の輸出入 …… 69

5 ICT分野の研究開発の動向 …… 70

(1)　研究開発費に関する状況 …… 70

(2)　研究開発を担う人材に関する状況 …… 71

(3)　特許に関する状況 …… 72

(4)　ICT分野における国内外の主要企業の研究開発の動向 …… 73

第2節　電気通信分野の動向 …… 75

1 国内外における通信市場の動向 …… 75

2 我が国における電気通信分野の現状 …… 76

(1)　市場規模 …… 76

(2)　事業者数 …… 76

(3)　インフラの整備状況 …… 76

(4)　トラヒックの状況 …… 78

(5)　ブロードバンドの利用状況 …… 78

(6)　衛星通信 …… 79

(7)　音声通信サービスの加入契約数の状況 …… 79

(8)　電気通信料金の国際比較 …… 81

(9)　電気通信サービスの事故の発生状況 …… 81

(10)　電気通信サービスに関する苦情・相談、違法有害情報に関する相談 …… 81

3 通信分野における新たな潮流 …… 84

(1)　オール光ネットワーク …… 84

(2)　非地上系ネットワーク（NTN：Non-Terrestrial Network） …… 84

(3)　量子暗号通信 …… 86

(4)　AI-RAN（Artificial Intelligence-Radio Access Network） …… 86

第3節　放送・コンテンツ分野の動向 …… 87

1 放送 …… 87

(1)　放送市場の規模 …… 87

(2)　事業者数 …… 88

(3)　放送サービスの提供状況 …… 89

(4)　NHKの状況 …… 90

(5)　放送サービスの利用状況 …… 90

(6)　放送設備の安全・信頼性の確保 …… 91

2 コンテンツ市場 …… 92

(1)　我が国のコンテンツ市場の規模 …… 92

(2)　広告 …… 94

(3)　我が国の放送系コンテンツの海外輸出の動向 …… 95

第4節　我が国の電波の利用状況 …… 96

1 周波数帯ごとの主な用途 …… 96

2 無線局数の推移 …… 97

3 電波監視による重要無線通信妨害等の排除 …… 97

第5節　国内外におけるICT機器・端末関連の動向 …… 99

1 国内外のICT機器市場の動向 …… 99

(1)　市場規模 …… 99

(2)　機器別の市場動向 …… 99

2 国内外のICT端末市場の動向 …… 101

(1)　市場規模 …… 101

(2) 端末別の市場動向 ……102
3 各国におけるICT機器・端末の輸出入の動向 ……103
4 半導体市場の動向 ……104
第6節 プラットフォームの動向 ……105
1 市場動向 ……105
2 主要なプラットフォーム事業者の動向 ……106
第7節 ICTサービス及びコンテンツ・アプリケーションサービス市場の動向 ……107
1 SNS ……107
2 EC ……107
3 検索サービス ……107
4 動画配信・音楽配信・電子書籍 ……108
5 ICTサービス及びコンテンツ・アプリケーションサービス市場の新たな潮流 ……109
(1) 自動運転 ……109
(2) メタバース ……109
(3) ロボット ……110
第8節 データセンター市場及びクラウドサービス市場の動向 ……112
1 データセンター ……112
2 クラウドサービス ……113
3 エッジコンピューティング ……115
第9節 AIの動向 ……116
1 市場概況 ……116
2 AIを巡る各国等の動向 ……117
第10節 サイバーセキュリティの動向 ……118
1 市場の概況 ……118
2 サイバーセキュリティの現状 ……119
(1) サイバーセキュリティ上の脅威の増大 ……119
(2) サイバーセキュリティに関する問題が引き起こす経済的損失 ……120
(3) 無線LANセキュリティに関する動向 ……121
(4) 送信ドメイン認証技術の導入状況 ……121
第11節 デジタル活用の動向 ……122
1 国民生活におけるデジタル活用の動向 ……122
(1) 情報通信機器・端末 ……122
(2) インターネット ……122
(3) デジタルサービスの活用状況 ……125
2 企業活動における利活用の動向 ……133
(1) 各国企業のデジタル化の状況 ……133
(2) テレワーク・オンライン会議 ……136
3 行政分野におけるデジタル活用の動向 ……139
(1) 電子行政サービス（電子申請、電子申告、電子届出）の利用状況 ……139
(2) 我が国のデジタル・ガバメントの推進状況 ……140
第12節 郵政事業・信書便事業の動向 ……145
1 郵政事業 ……145
(1) 日本郵政グループ ……145
(2) 日本郵便株式会社 ……146
(3) 株式会社ゆうちょ銀行 ……147
(4) 株式会社かんぽ生命保険 ……148
2 信書便事業 ……149
(1) 信書便事業の売上高 ……149
(2) 信書便事業者数 ……149
(3) 信書便取扱実績 ……149

第2章 総務省におけるICT政策の取組状況

第1節 総合的なICT政策の推進 ……150
1 現状と課題 ……150
(1) 少子高齢化、人口減少の進行 ……150
(2) 災害の激甚化、社会インフラの老朽化 ……150
(3) 国際情勢の複雑化 ……150
2 総合的なICT政策の推進のための取組 ……151
第2節 電気通信事業政策の動向 ……152
1 概要 ……152
(1) これまでの取組 ……152
(2) 今後の課題と方向性 ……152
2 市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 ……152
3 公正な競争環境の整備 ……153
(1) 電気通信市場の分析・検証 ……153
(2) 接続ルールなどの整備 ……154
4 デジタルインフラの整備・維持 ……155
(1) デジタルインフラ整備計画2030 ……155
(2) 光ファイバ整備の推進 ……156
(3) データセンター、海底ケーブル等の地方分散 ……156
(4) ブロードバンドサービス提供の維持確保 ……157
(5) 固定電話サービスの円滑な移行 ……157
(6) 鉄塔等提供事業に係る認定制度の創設 ……158

(7) 情報通信エンジニアリング業界の持続可能性確保……158
5 電気通信インフラの安全・信頼性の確保……159
(1) 国際海底ケーブルの防護策……159
(2) 電気通信設備の技術基準などに関する制度整備……159
(3) 非常時における通信サービスの確保……159
(4) 電気通信事故の分析・検証……161
6 電気通信サービスにおける安心・安全な利用環境の整備……161
(1) 電気通信事業分野におけるガバナンスの確保……161
(2) 電気通信事業分野における消費者保護ルールの整備……162
(3) 通信の秘密・利用者情報の保護……163
(4) 電気通信サービスの不適正利用対策……164
7 電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁など……164
(1) 電気通信紛争処理委員会の機能……164
(2) 委員会の活動の状況……165
第3節 電波政策の動向……166
1 概要……166
(1) これまでの取組……166
(2) 今後の課題と方向性……166
2 社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方……166
3 デジタルインフラ整備の推進……168
(1) 5Gの普及・展開……168
(2) 災害時にもつながる環境の構築に向けて…170
(3) Beyond 5G……171
4 先進的な電波利用システムの推進……171
(1) 非地上系ネットワーク……171
(2) 無線LANの高度化……171
(3) ドローンにおける電波利用の拡大……172
(4) 高度道路交通システム……174
(5) 空間伝送型ワイヤレス電力伝送システム…175
5 電波システムの海外展開の推進……175
6 電波利用環境の整備……176
(1) 生体電磁環境対策の推進……176
(2) 電磁障害対策の推進……176
(3) 電波の混信・妨害の予防……177
■ 政策フォーカス 社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方に関する検討……178
第4節 放送政策の動向……182
1 概要……182
(1) これまでの取組……182
(2) 今後の課題と方向性……182
2 デジタル時代における放送制度……183
(1) デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会……183
(2) 近年における放送制度の見直し……185
(3) AMラジオ放送に係る取組……186
(4) 衛星放送における諸課題への対応……186
3 放送ネットワークの強靱化……187
4 放送コンテンツ製作・流通の促進……188
(1) 放送・配信コンテンツ産業の競争力確保…188
(2) 放送番組の同時配信等に係る権利処理の円滑化……189
(3) 放送コンテンツの適正な製作取引の推進…189
(4) 放送コンテンツの海外展開……190
5 その他の政策動向……190
(1) 放送事業者におけるガバナンス確保……190
(2) 受信者利益の向上等……191
第5節 サイバーセキュリティ政策の動向……192
1 概要……192
(1) これまでの取組……192
(2) 今後の課題と方向性……192
2 サイバー空間の安全性の確保……193
(1) 総合的なIoTボットネット対策の推進……193
(2) 電気通信事業者によるサイバーセキュリティ対策の推進……194
(3) クラウドサービスのセキュリティ対策の推進……194
3 サイバー空間を支える基盤技術の高度化と信頼性の確保……194
(1) 量子計算機時代に対応した暗号技術の高度化……194
(2) トラストサービスによる信頼性の確保……195
4 サイバー攻撃対処能力の向上と新技術への対応……196
(1) サイバーセキュリティ人材の育成……196
(2) 新たな技術・サービスを生み出すためのエコシステムの形成……198

(3) AIのセキュリティ対策の推進……199
(4) AIの高度化を踏まえたサイバーセキュリティ対策の推進……199
5 地域をはじめとするサイバーセキュリティの底上げに向けた取組……200
(1) 地域に根付いたセキュリティコミュニティ（地域SECUNITY）の形成……200
(2) テレワークのセキュリティ対策の推進……200
(3) 無線LANのセキュリティ対策の推進……201
(4) サイバーセキュリティに関する普及啓発…201
6 国際連携の更なる推進……201
第6節 ICT利活用の推進……203
1 概要……203
(1) これまでの取組……203
(2) 今後の課題と方向性……203
2 地域社会・経済の活性化に資するDX化の推進…203
(1) デジタル技術を活用した社会課題解決の加速化……204
(2) 地域デジタル人材支援の充実や地方のテレワーク普及の推進……204
(3) 重要データの安心・安全な活用促進……205
(4) ICTスタートアップの発掘・育成……207
3 インターネット上の違法・有害情報等への対応……208
(1) 総合的対策の推進……208
(2) 幅広い世代を対象としたICT活用のためのリテラシー向上推進……211
(3) 没入型技術の利活用促進……212
4 安全・安心な情報の利用環境の整備……213
(1) 高齢者等のデジタル活用に対する支援向上……213
(2) 青少年のインターネット利用環境の整備…213
(3) 情報バリアフリーに向けた研究開発への支援……214
(4) 情報のアクセシビリティの向上……214
(5) 公共インフラとしての電話リレーサービスの提供……214
第7節 ICT技術政策の動向……216
1 概要……216
(1) これまでの取組……216
(2) 今後の課題と方向性……216
2 次世代の情報通信基盤に関する取組……216
(1) 革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業の実施……217
(2) 次世代の情報通信基盤に関する知財・標準化活動の推進……217
(3) 次世代の情報通信基盤の普及・拡大に向けた取組……219
(4) 情報通信基盤を取り巻く国内外の動向……219
3 AI技術……221
(1) 信頼できるAIの実現に向けた大規模言語モデル（LLM）の開発力強化・評価基盤技術開発……221
(2) 多言語翻訳技術の高度化に関する研究開発……221
4 量子技術……222
(1) 量子技術に関する政策の動向……222
(2) 量子通信技術に関する取組……222
5 フロンティアサイエンス分野に係る研究開発…223
6 宇宙通信……224
第8節 ICT国際戦略の推進……225
1 概要……225
(1) これまでの取組……225
(2) 今後の課題と方向性……225
2 デジタルインフラなどの海外展開……225
(1) 総務省における海外展開支援ツール……226
(2) 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）……226
(3) 分野ごとの海外展開に向けた取組……227
3 デジタル経済に関する国際的なルール形成などへの貢献……229
(1) 信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）…229
(2) サイバー空間の国際的なルールに関する議論への対応……229
(3) ICT分野における貿易自由化の推進……229
(4) 戦略的国際標準化の推進……230
4 経済安全保障の推進……230
(1) 国際的な取組……230
(2) 国内での取組……230
5 多国間の枠組みにおける国際連携……231
(1) G7・G20……231
(2) 広島AIプロセス……232
(3) アジア太平洋経済協力（APEC）……233
(4) アジア・太平洋電気通信共同体（APT）……233

(5) 東南アジア諸国連合（ASEAN）……234
(6) 国際電気通信連合（ITU）……234
(7) 国際連合……236
(8) 世界貿易機関（WTO）……237
(9) 経済協力開発機構（OECD）……238
(10) GPAI……238
(11) ICANN……239
6 二国間関係における国際連携……239
(1) 米国との政策協力……239
(2) 欧州との協力……240
(3) アジア・太平洋諸国との協力……241
(4) 中南米諸国との協力……243
(5) その他地域との協力……243
■ 政策フォーカス　第５回日ASEANデジタル大臣会合……245
第９節　郵政行政の推進……247
1 概要……247
(1) これまでの取組……247
(2) 今後の課題と方向性……247
2 郵政行政の推進……247
(1) 郵政事業のユニバーサルサービスの確保…247
(2) 人口減少下における「コミュニティ・ハブ」としての郵便局の利活用の推進……248
(3) 郵便局で取得・保有するデータの活用……250
(4) ゆうちょ銀行・かんぽ生命の新たな取組に係る対応……250
(5) 郵政民営化前に預け入れられた定期性の郵便貯金の払戻しに係る郵政管理・支援機構における運用の見直し……251
3 国際分野における郵政行政の推進……251
(1) 万国郵便連合（UPU）への対応……251
(2) 日本型郵便インフラの海外展開支援……251
4 信書便事業の動向……252

第Ⅰ部

特集

AIの進展がもたらす多面的影響
～人間とAIが健全に協働するデジタル社会の実現に向けて～

はじめに

第1章　個人におけるAI利用 ～AIがもたらす行動様式の変化～

第2章　企業等におけるAI利用の進展 ～より良いAI利活用に向けて～

第3章　AIの進展に伴う課題と対応 ～人間とAIの健全な協働に向けて～

はじめに

現在の情報通信技術（ICT）を巡る状況を眺望した際、我が国を含め、世界に大きな影響力を与えているものの一つに人工知能（AI：Artificial Intelligence）[*1]が挙げられることは論をまたないだろう。

例えば、人々はスマートフォン等を通じて対話型生成AIと気軽にやりとりを行うようになっており、雑談の話題、目的地までの経路、おすすめの飲食店など、知りたい情報の獲得にAIを利用する情報行動が、日常生活の様々なシーンで浸透しつつある。また、企業や公共機関の活動でも、いわゆる「壁打ち」と言われるアイデアの考案、打合せや会議に使用する資料、議事録やメールの案文作成などに生成AIを利用することが広がりつつある。新聞、テレビ、インターネット等を見れば、日々AIに関する情報が盛んに伝えられており、AIに関する書籍も多数出版されるようになっている。2025年末、「「現代用語の基礎知識」選 T&D保険グループ 新語・流行語大賞」に、対話型生成AI「ChatGPT」の愛称である「チャッピー」がノミネートされたり[*2]、米国TIME誌の「パーソン・オブ・ザ・イヤー」に「AIの設計者たち」が選ばれたりしたことは[*3]、AIの急速な発展と浸透が世界的に進んでいることを示す象徴的な出来事であったと言えるだろう。

このように、人々の社会生活や企業等の活動に普及するAIに関し、我が国では、2025年5月に「人工知能関連技術の研究開発及び利用の推進に関する法律」（令和7年法律第53号。以下「AI法」という。）が成立し、同年9月に全面施行されるなど、制度的な取組も急速に進んでいる。AI法は、AIの「研究開発及び活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的とし（第1条）、研究開発力の保持、関連産業の国際競争力の確保、適正な研究開発及び利用のための透明性の確保、国際的な協調と国際協力における主導的な役割を果たすこと等を基本理念に（第3条）、AIの研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画の策定（第18条）、内閣総理大臣を本部長とする人工知能戦略本部の設置（第4章）等について規定している（図表Ⅰ-0-0-1）。

＊1　AIの定義に関し、総務省・経済産業省（2026）「AI事業者ガイドライン（第1.2版）」では「現時点で確立された定義はなく（統合イノベーション戦略推進会議決定「人間中心のAI社会原則」（2019年3月29日））、広義の人工知能の外延を厳密に定義することは困難である。本ガイドラインにおけるAIは「AIシステム（以下に定義）」自体又は機械学習をするソフトウェア若しくはプログラムを含む抽象的な概念とする。」とした上で、AIシステムとして「活用の過程を通じて様々なレベルの自律性をもって動作し学習する機能を有するソフトウェアを要素として含むシステムとする（機械、ロボット、クラウドシステム等）。」と定義し、OECD AI原則における定義「AIシステムは、明示的又は暗黙的な目的のために推測するマシンベースのシステムである。受け取った入力から、物理環境又は仮想環境に影響を与える可能性のある予測、コンテンツ、推奨、意思決定等の出力を生成する。AIシステムが異なれば、導入後の自律性及び適応性のレベルも異なる」を参考として記載している。また、AI法第2条は「この法律において、「人工知能関連技術」とは、人工的な方法により人間の認知、推論及び判断に係る知的な能力を代替する機能を実現するために必要な技術並びに入力された情報を当該技術を利用して処理し、その結果を出力する機能を実現するための情報処理システムに関する技術をいう。」と規定している。本白書においても、こうした国内法・国内ガイドラインにおける規定やOECD AI原則において定義されている内容を指すものとして「AI」という語を用いており、このうち、学習したデータに基づき、テキスト、画像、音声、動画、プログラムコード等の新たなコンテンツを生成することができるものを指して「生成AI」と表現することがある。

＊2　自由国民社「「現代用語の基礎知識」選 T&D保険グループ 新語・流行語大賞」〈https://www.jiyu.co.jp/singo/〉（2026年3月6日、4月8日参照）

＊3　TIME“The Architects of AI Are TIME's 2025 Person of the Year”〈https://time.com/7339685/person-of-the-year-2025-ai-architects/〉（2026年3月6日、4月8日参照）

図表Ⅰ-0-0-1　AI法の概要

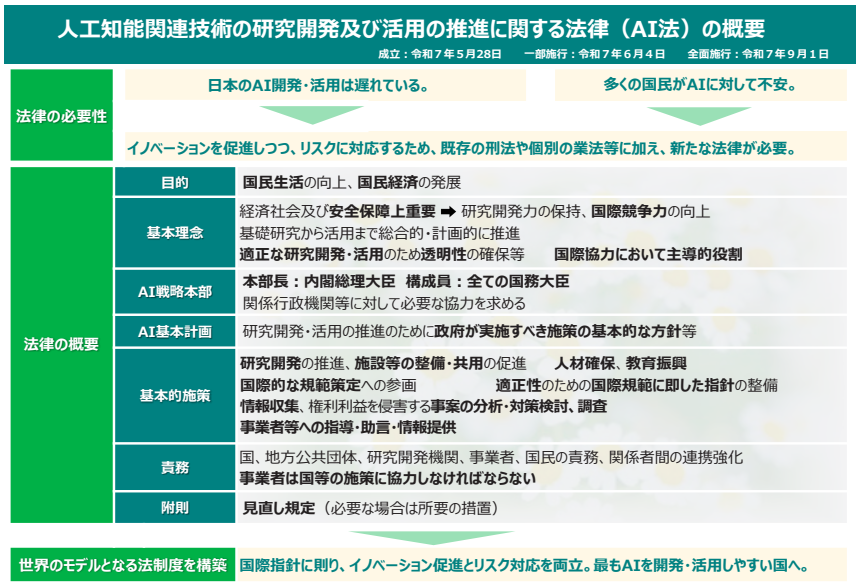

（出典）内閣府[*4]

2025年12月には、このAI法に基づき、人工知能基本計画（以下「AI基本計画」という。）が初めて閣議決定された（図表Ⅰ-0-0-2）。現行のAI基本計画では、「信頼できるAI」の追求を軸として、「イノベーション促進とリスク対応の両立」、「挑戦と学習」、「アジャイルな対応」及び「内外一体での政策推進」という４つの原則や「AI利活用の加速的推進（AIを使う）」、「AI開発力の戦略的強化（AIを創る）」、「AIガバナンスの主導（AIの信頼性を高める）」及び「AI社会に向けた継続的変革（AIと協働する）」という４つの基本的な方針、これらを実現するための施策等が具体化されている。

図表Ⅰ-0-0-2　AI基本計画の概要（2025年12月）

（出典）内閣府[*5]

＊4　内閣府「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（AI法）」〈https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_act/ai_act.html〉（2026年３月６日、４月８日参照）
＊5　内閣府「人工知能基本計画（概要）」〈https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_plan/ai_plan.html〉（2026年３月６日、４月８日参照）

こうした国内の制度的取組の基音となっている「信頼できるAI」については、我が国は、早くから国際的な舞台で議論を提唱・リードしてきた。2016年4月に開かれたG7香川・高松情報通信大臣会合において、高市総務大臣（当時）が、AIの研究開発の原則の策定に向け、8項目の原則（①透明性、②利用者支援、③制御可能性、④セキュリティ確保、⑤安全保護、⑥プライバシー保護、⑦倫理、⑧アカウンタビリティ）を提示の上、経済協力開発機構（OECD：Organisation for Economic Co-operation and Development）等において国際的な議論を進めるよう提案し、各国から賛同を獲得した[*6][*7]（図表Ⅰ-0-0-3）。こうしたインプット等を土台に議論が重ねられた結果、2019年5月には、AIについての最初の政府間のスタンダードとなる「AIに関する理事会勧告」（OECD AI原則）が策定された。

OECD AI原則では、「信頼できるAI」を実現するため、AIの開発・運用に携わる全ての関係者（AIアクター）が推進及び履行すべき5つの原則（①包摂的な成長、持続可能な開発及び幸福、②法の支配、人権並びに公平性及びプライバシーを含む民主主義的価値の尊重、③透明性及び説明可能性、④頑健性、セキュリティ及び安全性、⑤アカウンタビリティ）と、各国が推進すべき5つの取組（①AIの研究開発への投資、②包摂的なAIを推進するためのエコシステムの整備、③AIを推進するための相互運用可能なガバナンス及び政策環境の形成、④人材育成及び労働市場の変化への備え、⑤信頼できるAIのための国際協力）が示された[*8]。これらの考え方は、我が国における「人間中心のAI社会原則」（2019年3月29日内閣府統合イノベーション戦略推進会議決定）とも軌を一にするものであり、また、2023年5月のG7広島サミットで立ち上げられた「広島AIプロセス」や、2024年4月に総務省・経済産業省で取りまとめられた「AI事業者ガイドライン」、そして先述のAI法・AI基本計画等においても、理念として共有・継承されているものである。

図表Ⅰ-0-0-3　G7香川・高松情報通信大臣会合（2016年4月）

（出典）総務省[*9]

AIの研究開発の原則の策定に向けた8項目が示されてから10年が経過し、AIを巡る状況は劇的に変化している。世界的に進む研究開発によってAIモデルが高度化しているほか、AIは人間の社会経済活動における様々な場面に広範に普及し、人々の日常生活や企業等の活動に対して多面的な影響を及ぼす

＊6　総務省　経済協力開発機構（OECD）〈https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/oecd_ai/index.html〉（2026年3月6日、4月8日参照）
＊7　総務省　AIの研究開発の原則の策定〈https://www.soumu.go.jp/joho_kokusai/g7ict/main_content/ai.pdf〉（2026年3月6日、4月8日参照）
＊8　総務省　経済協力開発機構（OECD）OECD「人工知能（AI）に関する勧告」改定版（仮訳）〈https://www.soumu.go.jp/main_content/001032571.pdf〉（2026年3月6日、4月8日参照）
＊9　総務省　G7香川・高松情報通信大臣会合〈https://www.soumu.go.jp/joho_kokusai/g7ict/index.html〉（2026年3月8日、4月8日参照）

ようになっている。そこには、時間や手間を効率化できることによる情報行動や業務の能率化、人間の思考や発想がサポートされることによる生産性の向上といったポジティブな側面だけではなく、大規模言語モデルの学習に伴う膨大なエネルギー消費、ハルシネーション等による偽・誤情報の生成・拡散リスク、過度な利用による批判的思考力の低下リスクといったネガティブな側面も指摘されるようになっている。このように、人間に対してAIが有するポジティブ・ネガティブ双方の影響が現実に明らかになりつつある今だからこそ、我が国として、「信頼できるAI」の重要性を改めて認識し、「信頼できるAI」の追求に向けた取組を一層推進し、深化させていくことが必要である。それにより、我が国において、より安全・安心にAIを開発・活用することができる環境が醸成され、より便利な国民生活やより豊かな企業活動の実現が可能になるとともに、我が国の強みである信頼性を価値としたAI関連の技術、サービス、制度的な取組等の国内・国際的な普及・展開も進み、我が国がAI開発・活用において勝ち筋を着実に進むことにも繋がってゆくものと考えられる。

以上を踏まえ、今回の情報通信白書では、「AIの進展がもたらす多面的影響～人間とAIが健全に協働するデジタル社会の実現に向けて～」と題し、我が国の個人や企業等におけるAI利用の「現在地」について、国際的なアンケート調査による比較も交えつつ、我が国における活用事例や、最新の開発・実装動向等にも焦点を当て、分析を行う。その上で、AIの進展に伴い近時指摘されるようになっている課題と対応の動向等についても概観し、「信頼できるAI」の追求ひいては人間とAIの健全な協働に関し、一定の展望を試みたい。

第1章 個人におけるAI利用 ～AIがもたらす行動様式の変化～

本章では、令和7年版情報通信白書に係る調査に引き続き今回も実施した、個人におけるAIの利用に関するアンケート調査について、日本に関する調査結果を概説するとともに、米国・ドイツ・中国に関する調査結果との比較を行い、我が国における個人のAI利用の現状について、分析を試みる。

第1節 個人におけるAI利用の現状

1 個人における生成AIサービスの利用経験

1 日本

今回、個人向けに実施したアンケート調査（以下「2025年度個人向け調査」という。）において、「業務や日常生活において生成AIサービスを一つでも使ったことがあるか」という設問に対し、何らかの生成AIサービスを「使っている（過去使ったことがある）」と回答した割合は、日本において58.8%であった。前年度の個人向けアンケート調査（以下「2024年度個人向け調査」という。）において、何らかの生成AIサービスを「使っている（過去使ったことがある）」と回答した割合が26.7%であったことを踏まえると、生成AIサービスの利用経験率は、この1年間で大きく上昇していることがわかる[*1]（図表Ⅰ-1-1-1）。

図表Ⅰ-1-1-1 日本における生成AIサービスの利用経験（全体）

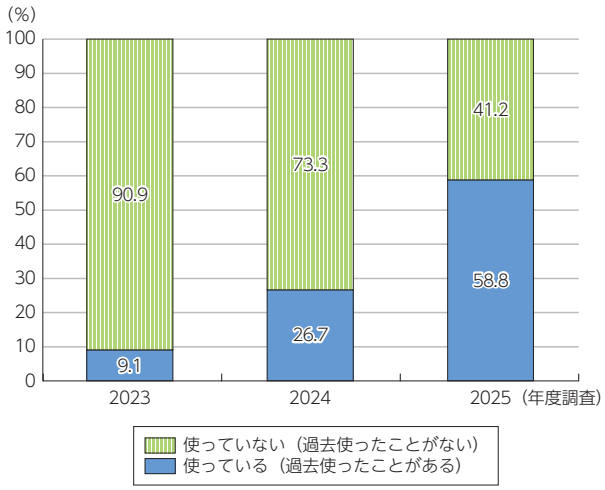

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

また、利用経験のある生成AIサービスの種類について、何らかのテキスト生成AIサービスを「使っている（過去使ったことがある）」と回答した割合は、2025年度個人向け調査で55.0%であった。2024年度個人向け調査では、何らかのテキスト生成AIサービスを「使っている（過去使ったことがある）」と回答した割合が24.0%であったことを踏まえると、テキスト生成AIサービスの利用経験率がこの1年間で大きく上昇していることがわかる（図表Ⅰ-1-1-2）。

画像・動画、音声、音楽、プログラムコードなど、テキスト生成以外の種類の生成AIサービスについては、「使っている（過去使ったことがある）」と回答した割合が比較的低いことを踏まえると、日本における生成AIサービスの利用経験率の大きな上昇には、テキスト生成AIサービスの利用経験率の上昇が寄与していることがうかがわれる。

＊1 2023年度及び2024年度個人向け調査では、調査対象の年齢を20歳以上としていたが、今回の2025年度個人向け調査では、新たに15歳～19歳を調査対象に加えている。2025年度個人向け調査において、20歳以上で何らかの生成AIサービスを「使っている（過去使ったことがある）」と回答した割合は52.2%であった。

図表Ⅰ-1-1-2　日本における生成AIサービスの利用経験（サービス種類別）

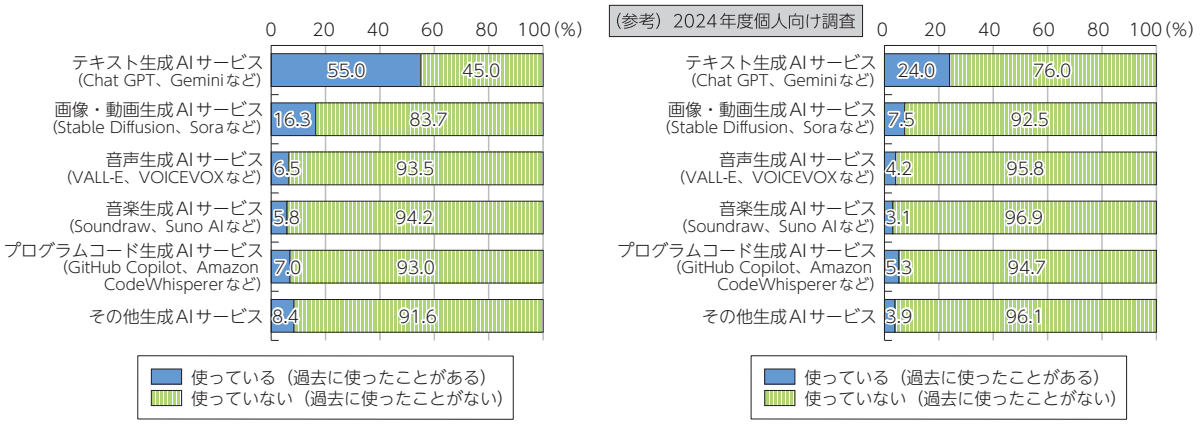

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

2 米国・ドイツ・中国

2025年度個人向け調査では、2024年度個人向け調査に引き続き、米国・ドイツ・中国の3か国においても日本と同様のアンケート調査を実施した。2025年度個人向け調査において、何らかの生成AIサービスを「使っている（過去使ったことがある）」と回答した割合は、米国で75.6%、ドイツで75.6%、中国で93.6%となり、いずれの国も日本における生成AIサービスの利用経験率を上回る結果となった。

また、利用経験のある生成AIサービスの種類について、何らかのテキスト生成AIサービスを「使っている（過去使ったことがある）」と回答した割合は、米国65.4%、ドイツ66.0%、中国88.3%であり、テキスト生成AIサービスに限って見た利用経験率についても、いずれの国も日本を上回る結果となっている（図表Ⅰ-1-1-3）。

画像・動画、音声、音楽、プログラムコードなど、テキスト生成以外の種類の生成AIサービスを「使っている（過去使ったことがある）」と回答した割合については、米国・中国・ドイツいずれの国においても、日本における同割合を上回る結果となった。

図表Ⅰ-1-1-3　生成AIサービスの利用経験（国別、サービス種類別）

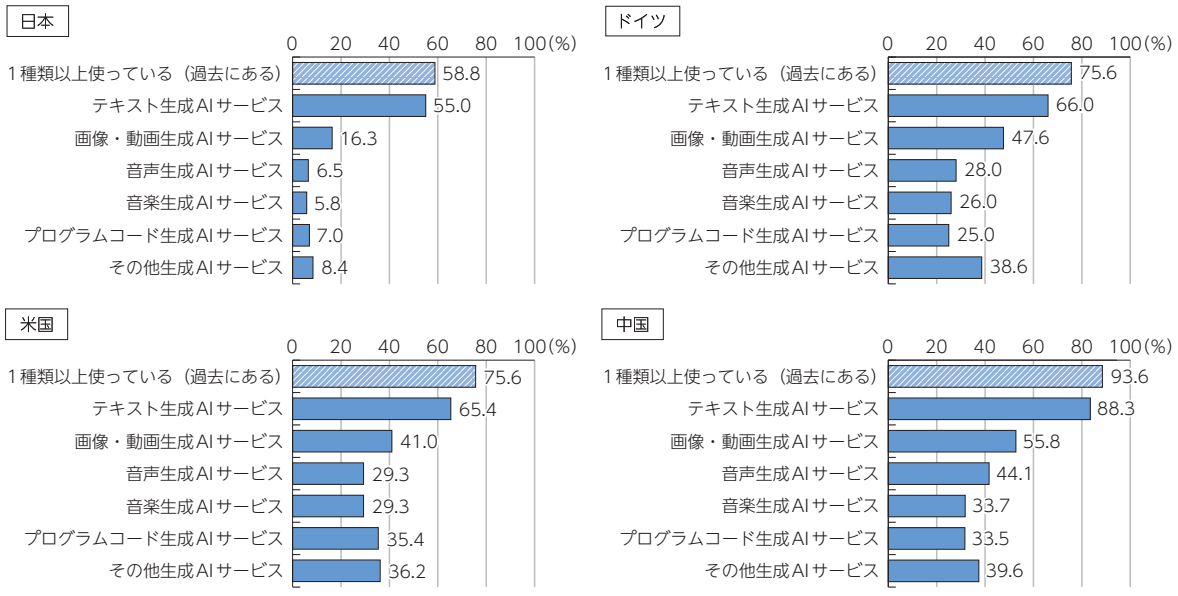

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

なお、2025年度個人向け調査と2024年度個人向け調査を比較した場合[*2]、日本・米国・ドイツ・中国の中で、何らかの生成AIサービスを「使っている（過去使ったことがある）」と回答した割合、及び、テキスト生成AIサービスを「使っている（過去使ったことがある）」と回答した割合が最も大きく増加したのは、日本であった（図表Ⅰ-1-1-4）。

図表Ⅰ-1-1-4　生成AIサービスの利用経験（国別、全体）

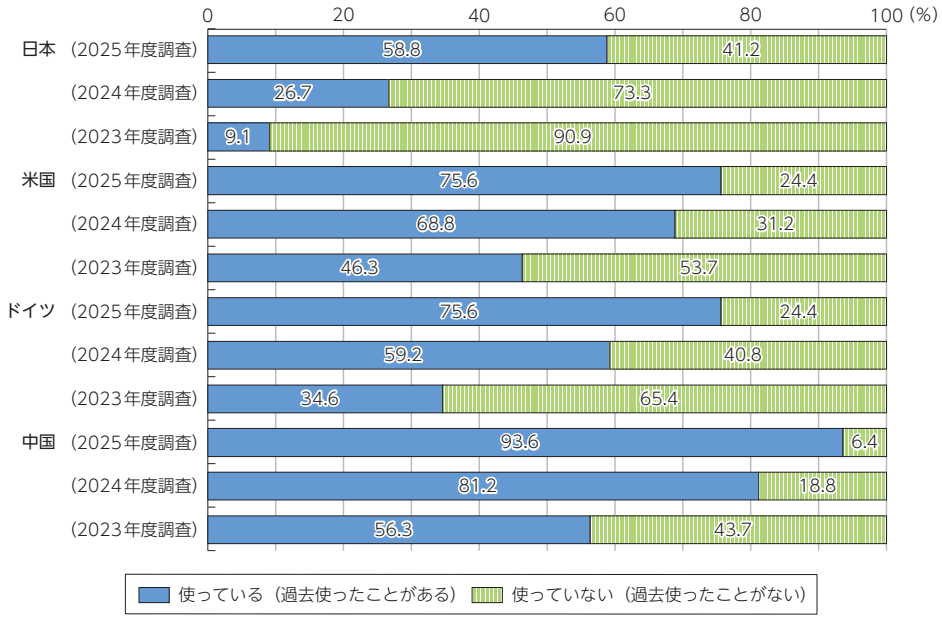

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

関連データ　生成AIサービスの利用経験（国別、サービス種類別、前年比較）

出典：総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00008（データ集）

2　個人における生成AIサービスの利用理由

1　生成AIサービスを利用する理由

何らかの生成AIサービスを「使っている（過去使ったことがある）」と回答した人に対し、その理由を調査したところ、日本では「利用にかかるお金が無料又は安い」（53.9%）、「時間や手間を省いてくれ、作業の効率が上がる」（42.8%）、「多様な発想や視点を示してくれる」（34.1%）の順に回答割合が高かった。今回調査した海外の国では、ドイツが日本とよく似た傾向であった一方、米国では「他の人に相談・依頼しにくいことを聞ける」と回答した割合が、中国では「自分の意図やアイデアを形にしてくれる」と回答した割合が、それぞれ比較的高い結果となった（図表Ⅰ-1-1-5）。

＊2　日本に加えて米国・ドイツ・中国に関しても、2024年度個人向け調査では調査対象の年齢を20歳以上としていたが、今回の2025年度個人向け調査では新たに15歳～19歳を調査対象に加えている。

図表Ⅰ-1-1-5　生成AIサービスを利用する理由（国別）

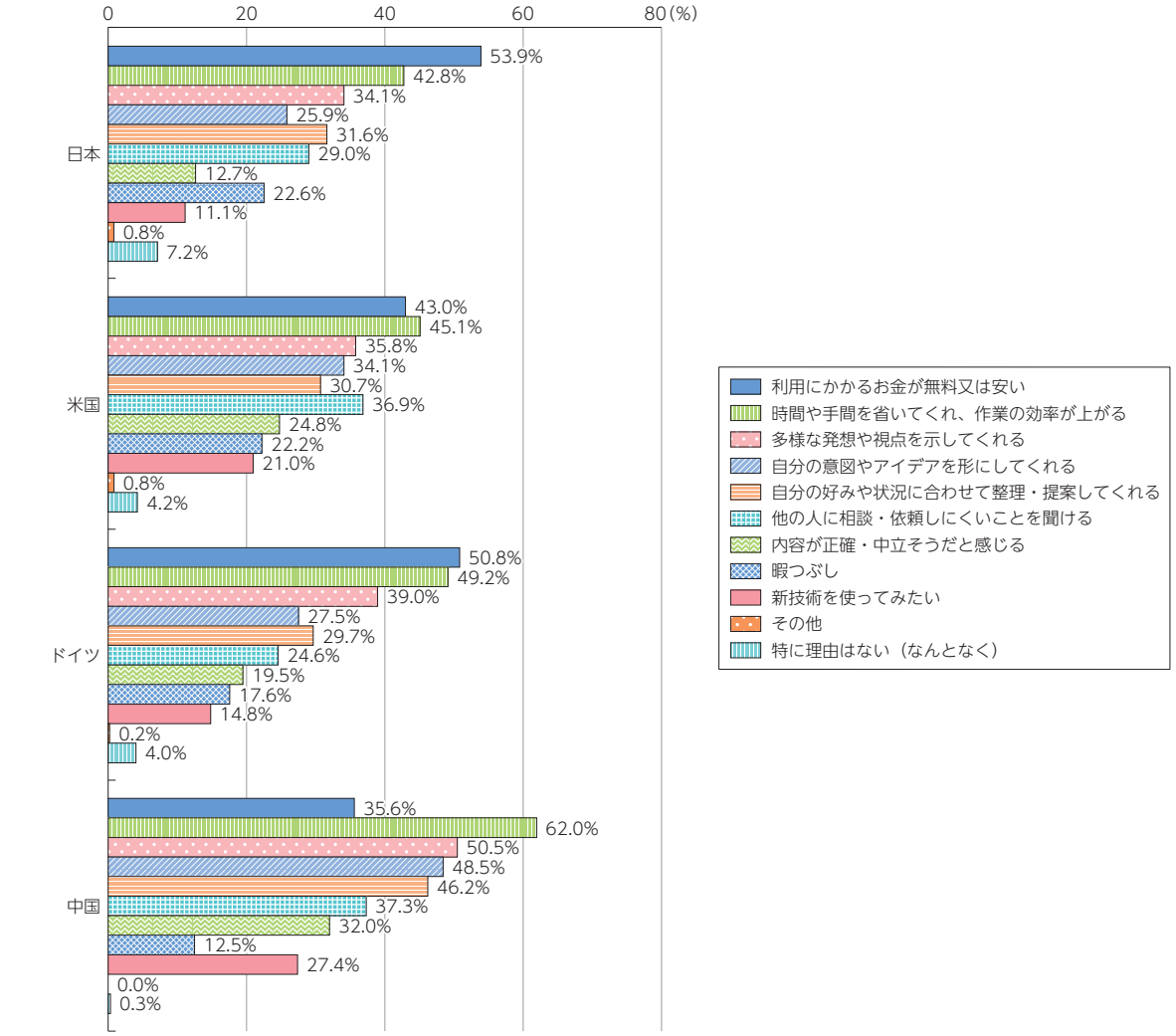

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

2 生成AIサービスを利用しない理由

何らかの生成AIサービスを「使っていない（過去使ったことがない）」と回答した人に対し、その理由を調査したところ、テキスト生成AIサービスを利用しない理由に関しては「自分の生活や業務に必要ない」と回答した割合が42.4%、「使い方がわからない」と回答した割合が38.8%であった。日本のほかに調査した3か国中、特に米国やドイツと比べた場合、「自分の生活や業務に必要ない」と回答した割合は日本もそれほど大きく変わらない一方、「使い方がわからない」と回答した割合は日本が最も高い結果となった（図表Ⅰ-1-1-6）。

図表Ⅰ-1-1-6　テキスト生成AIサービスを利用しない理由（国別）

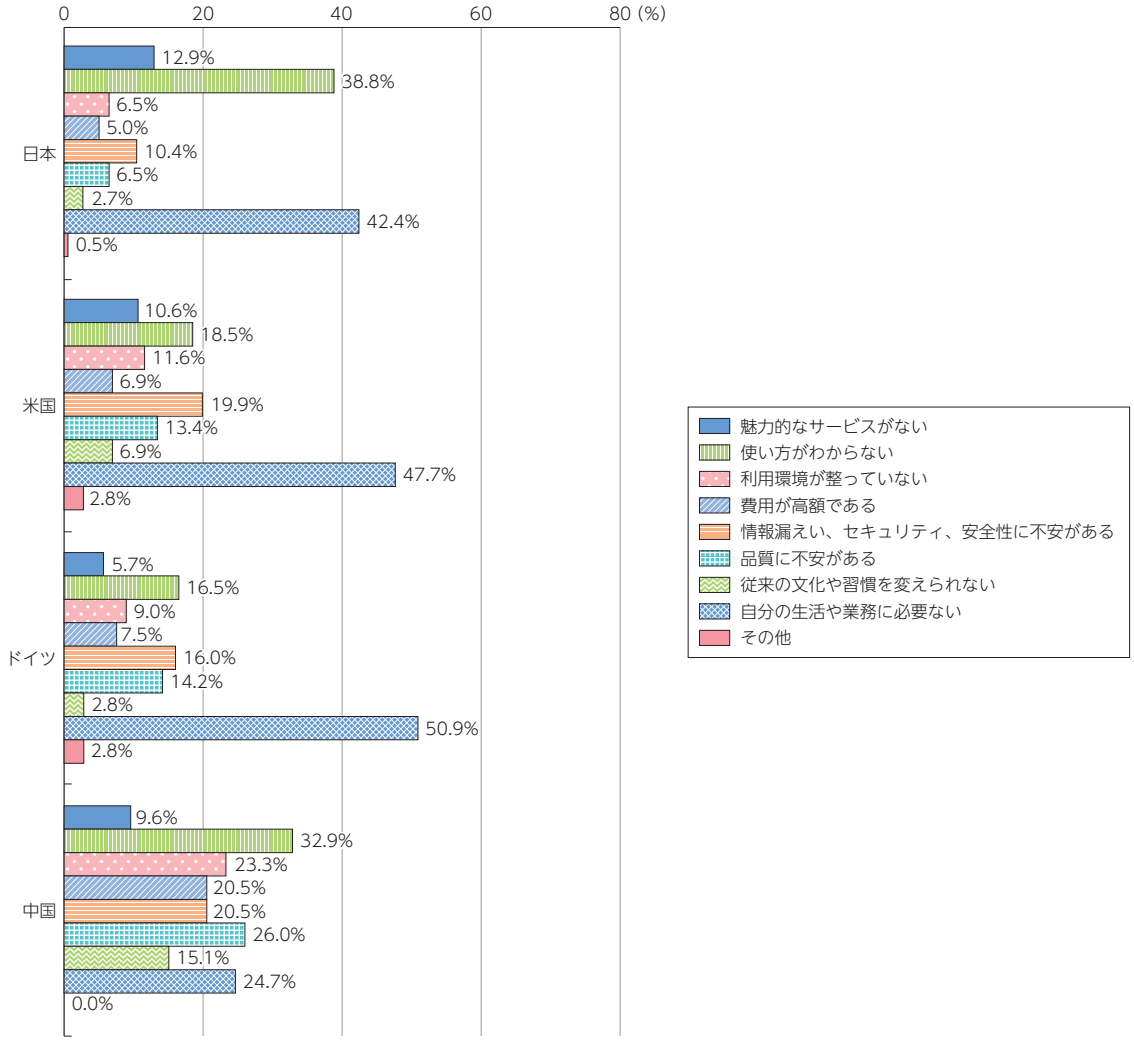

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

関連データ　各種生成AIサービスを利用しない理由（国別）

出典：総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00011（データ集）

3　個人における生成AIサービスの利用実態

1　年齢階層

生成AIサービスの利用状況について年齢階層別に見たところ、日本では、何らかの生成AIサービスを「使っている（過去使ったことがある）」と回答した割合は15歳～19歳が最も高く（91.7%）、20歳～29歳が次に続く結果となった（78.2%）。また、米国では20歳～29歳（91.3%）、30～39歳（87.5%）の順に高く、ドイツでは日本と同様、15歳～19歳（98.1%）、20歳～29歳（94.2%）の順に高かった。中国では、各年齢層において高い割合となったが、20歳～29歳が最も高く（98.1%）、15歳～19歳、30歳～39歳、40歳～49歳が同じ割合で続いた（96.2%）。今回調査を実施した各国とも、若年層を中心として生成AIサービスの利用率が高い傾向が見て取れる（図表Ⅰ-1-1-7）。

図表Ⅰ-1-1-7　生成AIサービスの利用経験（国別、年齢別）

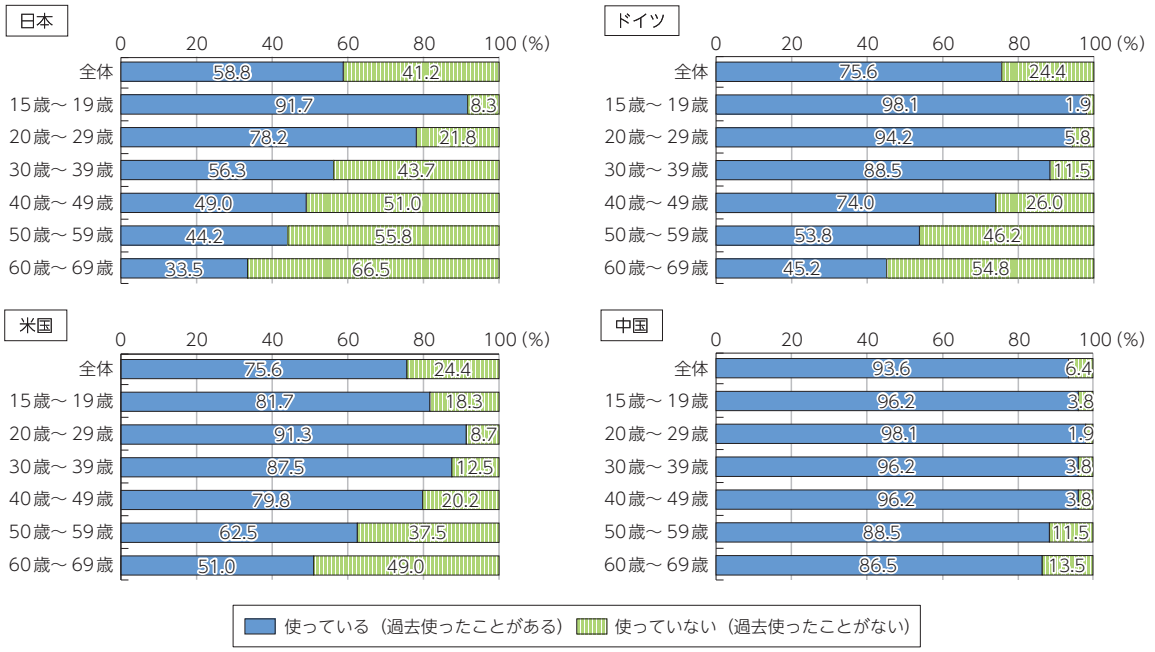

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

2 利用頻度

何らかの生成AIサービスを「使っている（過去使ったことがある）」と回答した人に対し、その利用頻度を調査したところ、「ほぼ毎日」利用すると回答した割合は日本で約3割となった。日本でも生成AIサービスの利用が日常的なものとなりつつあることが示唆される一方、米国、ドイツ及び中国において「ほぼ毎日」利用すると回答した割合は4割を超えており、日本が最も低い結果であった。「週に少なくとも1回」利用すると回答した割合を加味しても、日本が他の3か国に比べて最も低い結果となった（図表Ⅰ-1-1-8）。

なお、この日本における調査結果を年齢別に見ると、「ほぼ毎日」利用すると回答した割合は、20歳～29歳で最も高く約4割であり、これに30歳～39歳、15歳～19歳が3割程度で続く結果となった（図表Ⅰ-1-1-9）。生成AIサービスについては、利用経験だけでなく利用頻度についても、若年層を中心として高い傾向が示唆されている。

図表Ⅰ-1-1-8　生成AIサービスの利用頻度（国別）

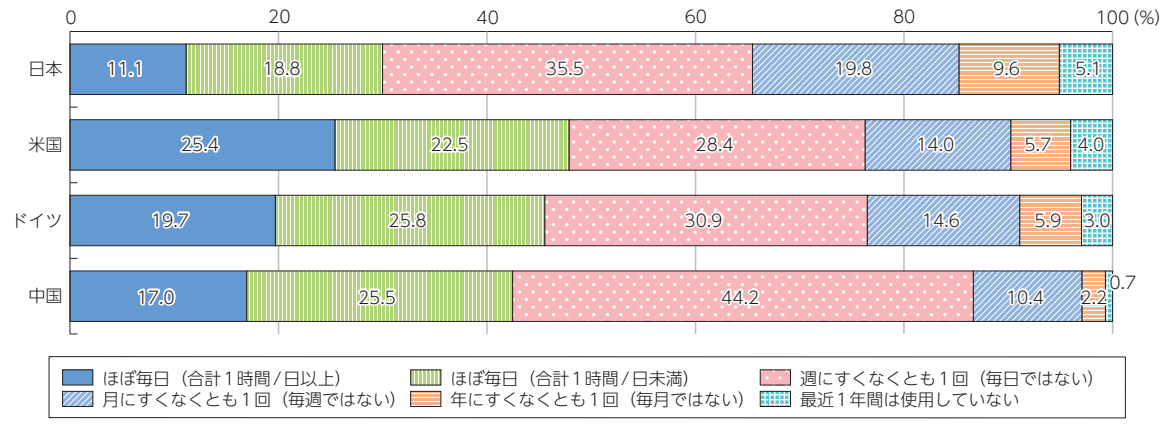

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

図表Ⅰ-1-1-9　生成AIサービスの利用頻度（日本、年齢別）

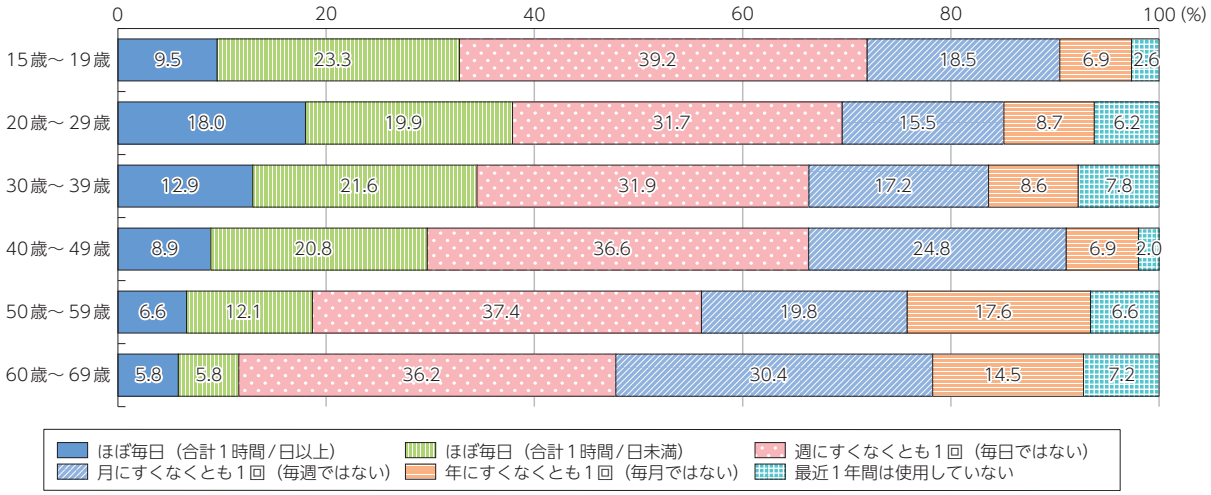

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

3 利用目的（利用シーン）

AIの利用目的（利用シーン）について、「定期的に利用している」及び「過去に何度か利用したことはある」の回答割合の合計が最も高かったのは、日本及び今回調査した他の3か国の全てにおいて、情報の理解だった。日本では、この次に文書作成や校正、翻訳が続いた（図表Ⅰ-1-1-10）。

日本と他の3か国を比較した場合、日本は「利用する必要がない」と回答した割合は各目的とも他の3か国より高い一方で、「利用したくない」と回答した割合は他の3か国とそこまで大きな差がなく、また、「ぜひ利用してみたい」及び「条件によっては利用を検討する」と回答した割合は比較的高い結果となった。日本では、現状、AI利用は他の3か国に比べて低調であるものの、今後、AIがもたらす便益、適切にリスクが管理された具体的なユースケースの認知等が進めば、AI利用が進展していく可能性があることがうかがわれる。

図表Ⅰ-1-1-10　目的別のAI利用状況（日本）

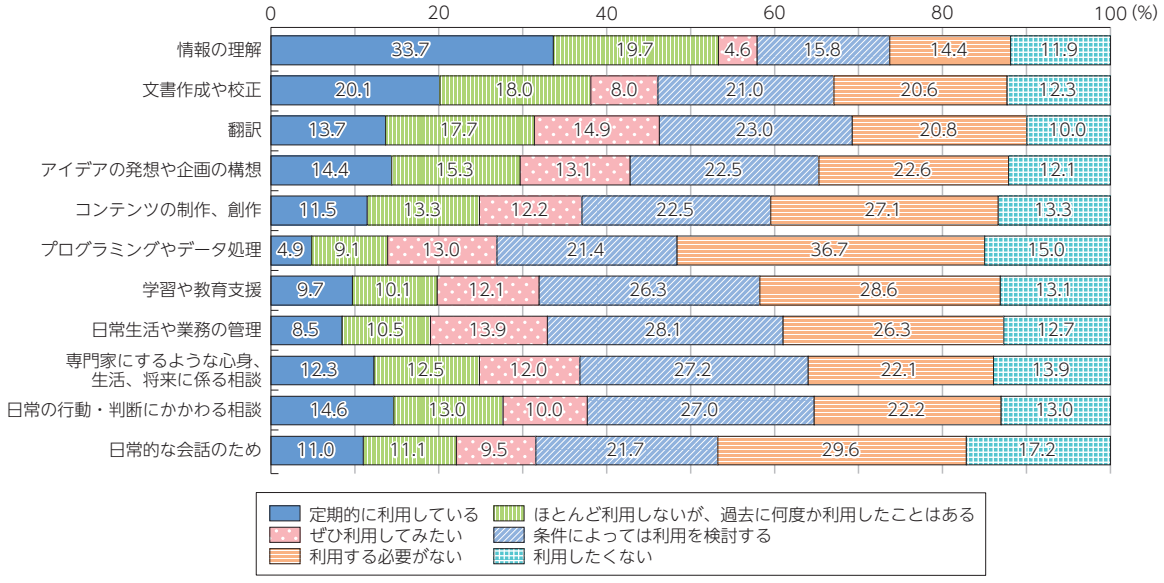

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

関連データ　目的別のAI利用状況（国別）

出典：総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00016（データ集）

日本における目的別のAI利用状況について年齢階層別に見ると、各目的いずれについても、「定期的に利用している」と回答した割合は、15歳～19歳及び20歳～29歳を中心に若年層ほど総じて高い結果となった。特に、翻訳、学習や教育支援のために「定期的に利用している」と回答した割合は、15歳～19歳において顕著に高い。また、日常の行動や判断にかかわる相談のために「定期的に利用している」と回答した割合は、15歳～19歳及び20歳～29歳で20%を超え、専門家にするような相談のために「定期的に利用している」と回答した割合も、15歳から39歳までの各年齢階層で15%を超えた。若年層を中心に、相談目的でのAI利用が広まりつつあることがうかがわれる（図表Ⅰ-1-1-11）。

図表Ⅰ-1-1-11　目的別のAI利用状況（日本、年齢別）

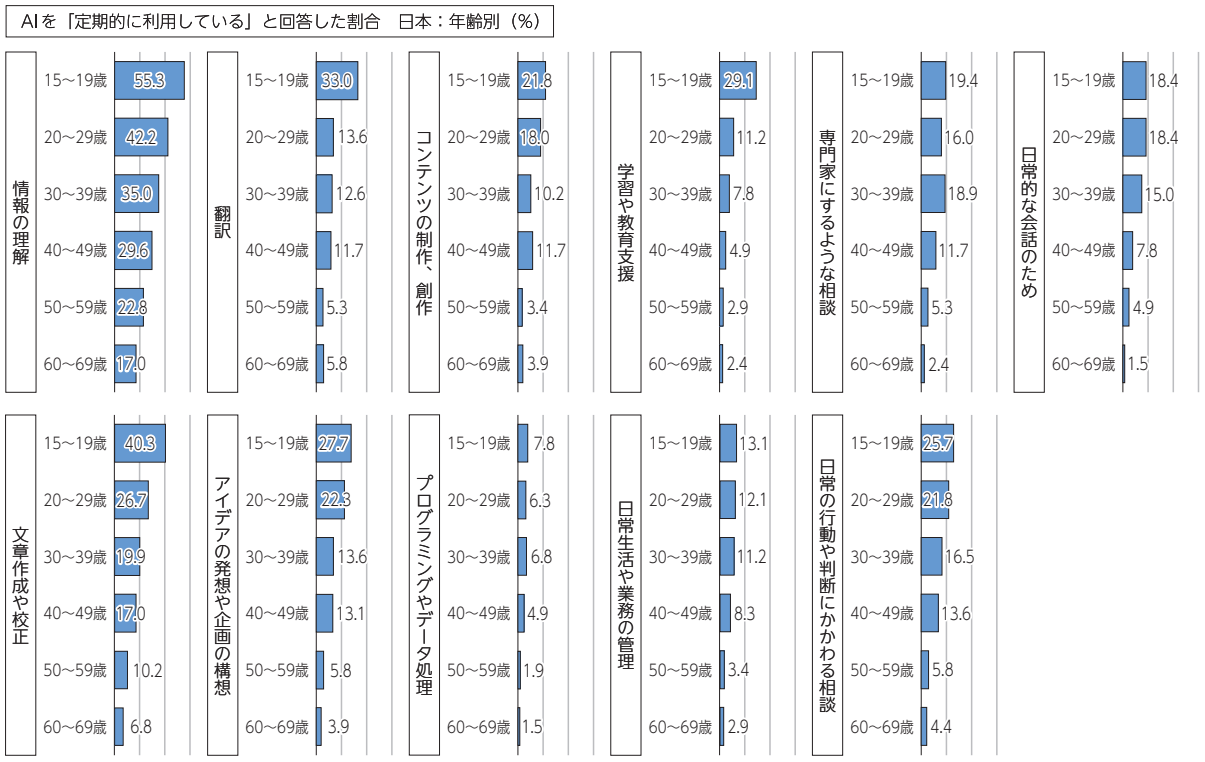

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

各場面別のAIとAI以外の方法の比重（使い分け）についても尋ねたところ、日本は「主に他の方法（AIは補助的）」及び「他の方法のみ」と回答した割合の合計が、概ね各場面とも比較的高く、特に、「他の方法のみ」と回答した割合、つまりAIを利用しない旨を回答した割合も、各場面で概ね高い傾向であった（図表Ⅰ-1-1-12）。

一方、日本国内で年齢階層別に見た場合、15歳～19歳及び20歳～29歳において、「日常の些細な疑問や雑談に関する情報を気軽に得ようとするとき」や「自身の心身や生活、将来に係る専門的な相談をするとき」について「AIのみ」及び「主にAI（他の方法は補助的）」を利用すると回答した割合は、2割から3割程度に及ぶ傾向となった。若年層を中心に、情報の取得や相談といった場面で利用する手段について、AIの比重が高まりつつあることがうかがわれる（図表Ⅰ-1-1-13）。

図表Ⅰ-1-1-12　各場面別のAIとAI以外の方法の比重（使い分け）（国別）

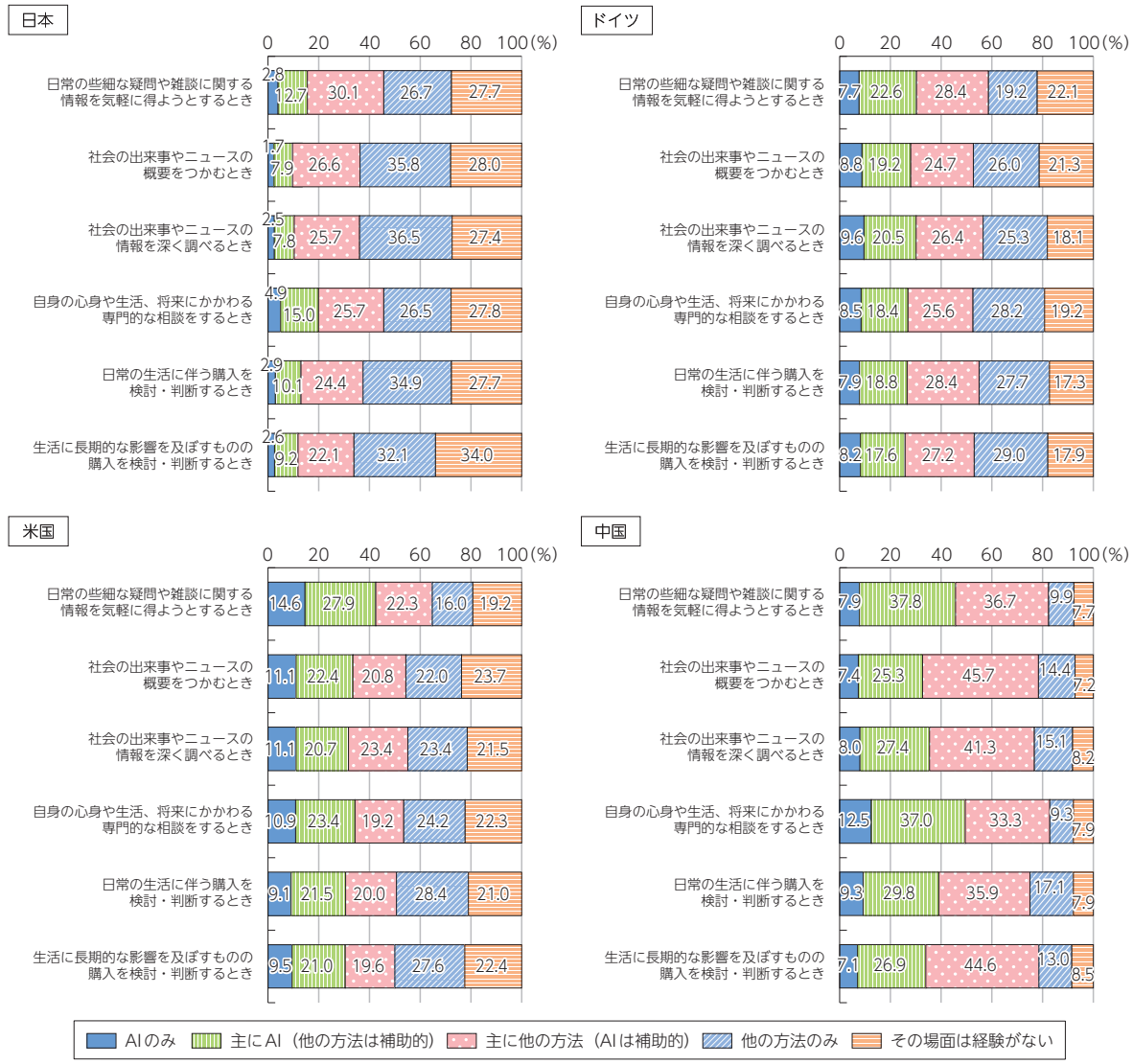

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

図表Ⅰ-1-1-13　各場面別のAIとAI以外の方法の比重（使い分け）（日本、年齢別）

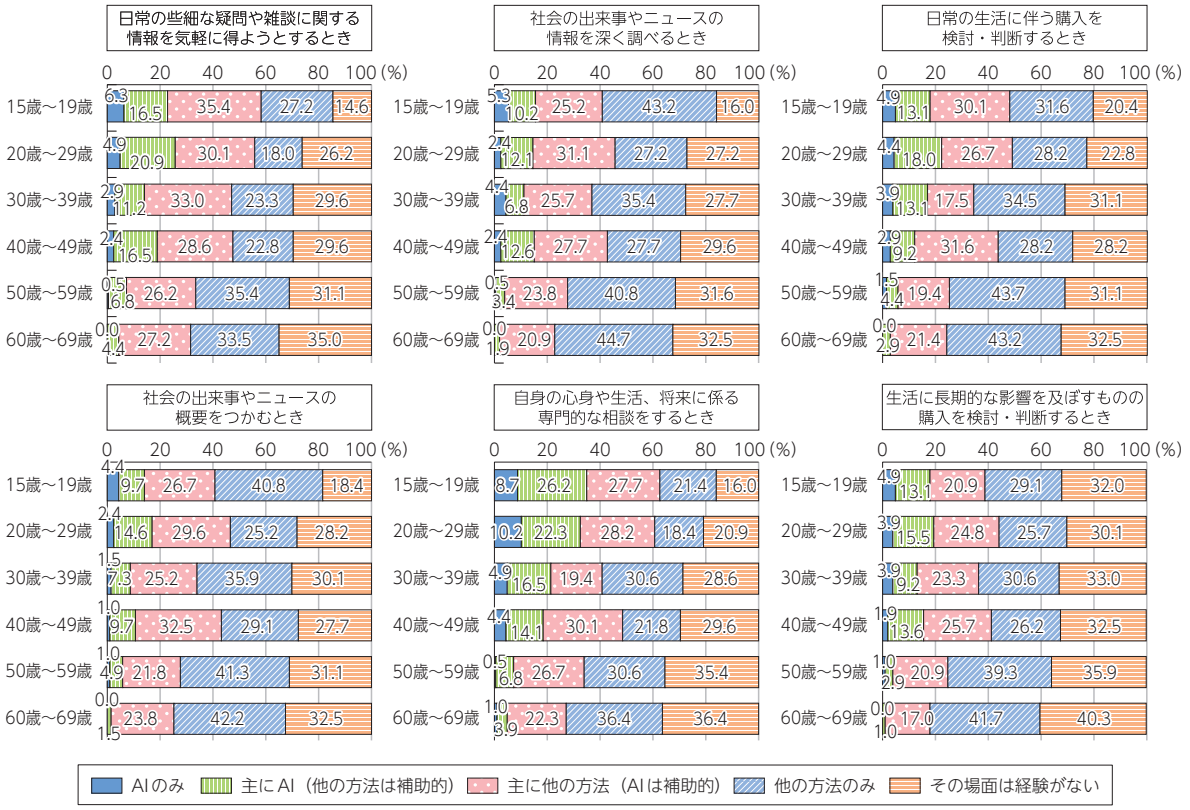

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

4　個人における感覚・認識

1　感覚

生成AIに対して抱いている感覚についても調査したところ、米国・ドイツ・中国においては、回答の客観性や倫理的・社会的妥当性といった機能面のみならず、「自分の感情や想いを抵抗なく共有できる」、「自分を否定しない安心感がある」、「身近な間柄の人のような親しみを感じる」、「精神的な支えとして感じる」といった感情面・心理面での信頼に関連する感覚を抱く人の割合が、日本よりも高かった（図表Ⅰ-1-1-14）。

加えて、生成AIに対する感覚について、人々が生成AIに対して抱きうるイメージという観点から調査するため、「生成AIはどのような存在か」という設問も設けたところ、日本・米国・ドイツにおいては「機械・道具」と回答する割合が最も高く、中国においては「秘書・アシスタント」と回答する割合が最も高かった。次に高い回答割合としては、日本では「辞書・百科事典」が続いた一方で、米国・中国では「友人」が、ドイツでは「カウンセラー」がそれぞれ続いた（図表Ⅰ-1-1-15）。

以上の調査結果を踏まえると、生成AIの利用率（利用経験率）が日本よりも高い3か国では、生成AIを機械・道具、秘書・アシスタントとして捉えるだけでなく、友人、カウンセラーなど「感情を共有する相手」として捉えている層が相当数存在することがうかがわれる。生成AIの利用が進むほど、人々が生成AIを自分にとってより身近な存在として感じるようになる可能性があり、日本においても今後、生成AIの利用が進展していけば、他の3か国と同様の傾向が生じてくる可能性もあると考えられる。

図表 I -1-1-14　生成AIに対する感覚①（国別）

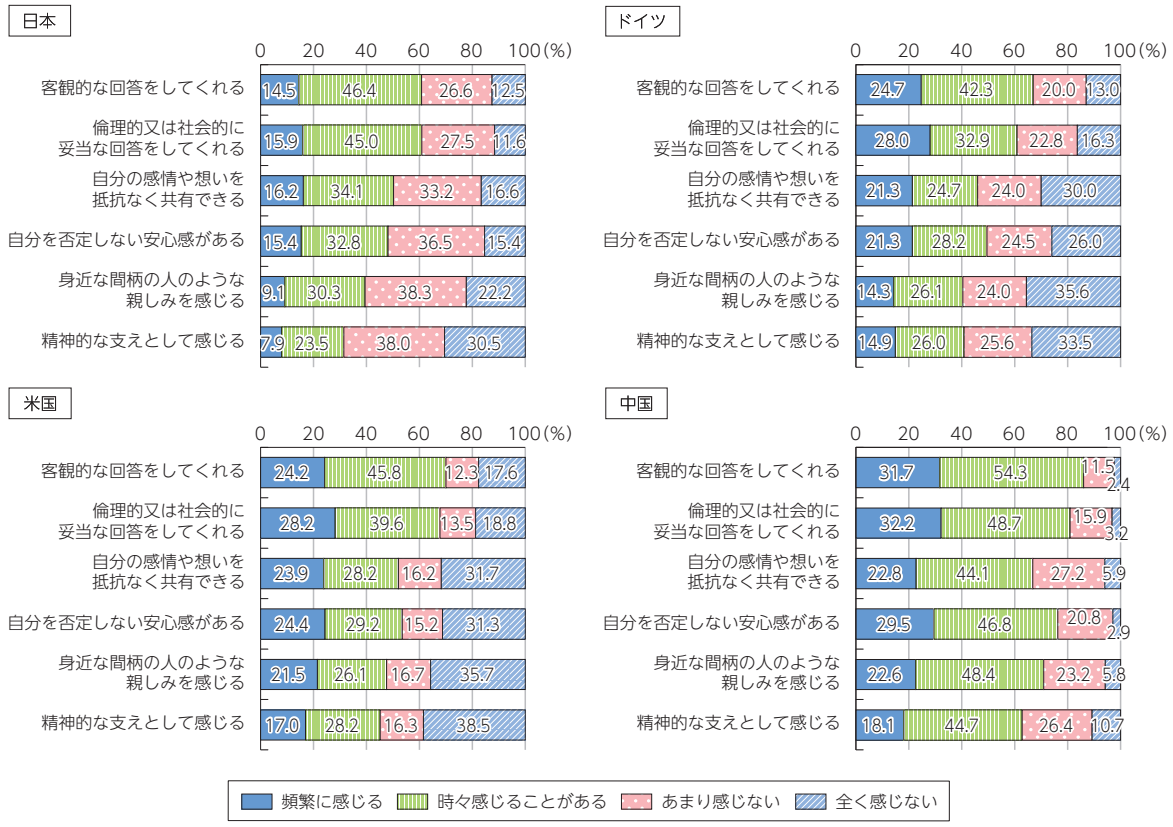

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

図表 I -1-1-15　生成AIに対する感覚②（生成AIはどのような存在か）（国別）

No.	日本		米国		ドイツ		中国	
1	機械・道具	38.3	機械・道具	46.0	機械・道具	43.3	秘書・アシスタント	44.7
2	辞書・百科事典	28.9	友人	25.3	カウンセラー	41.0	友人	39.9
3	秘書・アシスタント	21.4	辞書・百科事典	24.5	辞書・百科事典	28.8	カウンセラー	38.1
4	カウンセラー	12.9	家族	21.5	秘書・アシスタント	22.8	辞書・百科事典	26.9
5	先生・コーチ	12.9	秘書・アシスタント	19.6	同僚	14.3	家族	22.1
6	友人	10.9	先生・コーチ	16.0	友人	14.1	機械・道具	21.2
7	自分を強化または拡張してくれる分身または一部	10.9	カウンセラー	11.5	先生・コーチ	12.7	同僚	20.7
8	家族	6.2	同僚	10.6	家族	12.5	自分を強化または拡張してくれる分身または一部	19.1
9	その他	5.3	自分を強化または拡張してくれる分身または一部	9.1	自分を強化または拡張してくれる分身または一部	7.2	先生・コーチ	16.2
10	同僚	4.0	恋人	9.0	恋人	6.1	恋人	6.6
11	恋人	2.8	その他	6.6	その他	5.8	その他	0.0

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

2 リスク意識

AIの利用に関するリスク意識について調査したところ、日本において「非常にリスクだと感じる」及び「どちらかと言えばリスクだと感じる」の回答割合の合計が最も高かったのは、「実在する人物の精巧なフェイク映像や音声、実在しない景色や人物などの画像を本物であると思ってしまう」であった。このリスクのほか、各リスク項目とも、「非常にリスクだと感じる」及び「どちらかと言えばリス

クだと感じる」の回答割合の合計が、2024年度調査結果と比較して高くなっており、「わからない」と回答した割合が低下していた*3。AIの利用の広まりとともにリスクに関する意識や認識も広がりつつある可能性がある（図表Ⅰ-1-1-16）。

精巧なフェイク等を本物であると思ってしまうリスクについて、「非常にリスクだと感じる」及び「どちらかと言えばリスクだと感じる」の回答割合の合計が最も高くなる傾向は、今回調査した他の3か国においても同様であった（図表Ⅰ-1-1-17）。

図表Ⅰ-1-1-16　AI利用のリスクに関する考え方（日本）

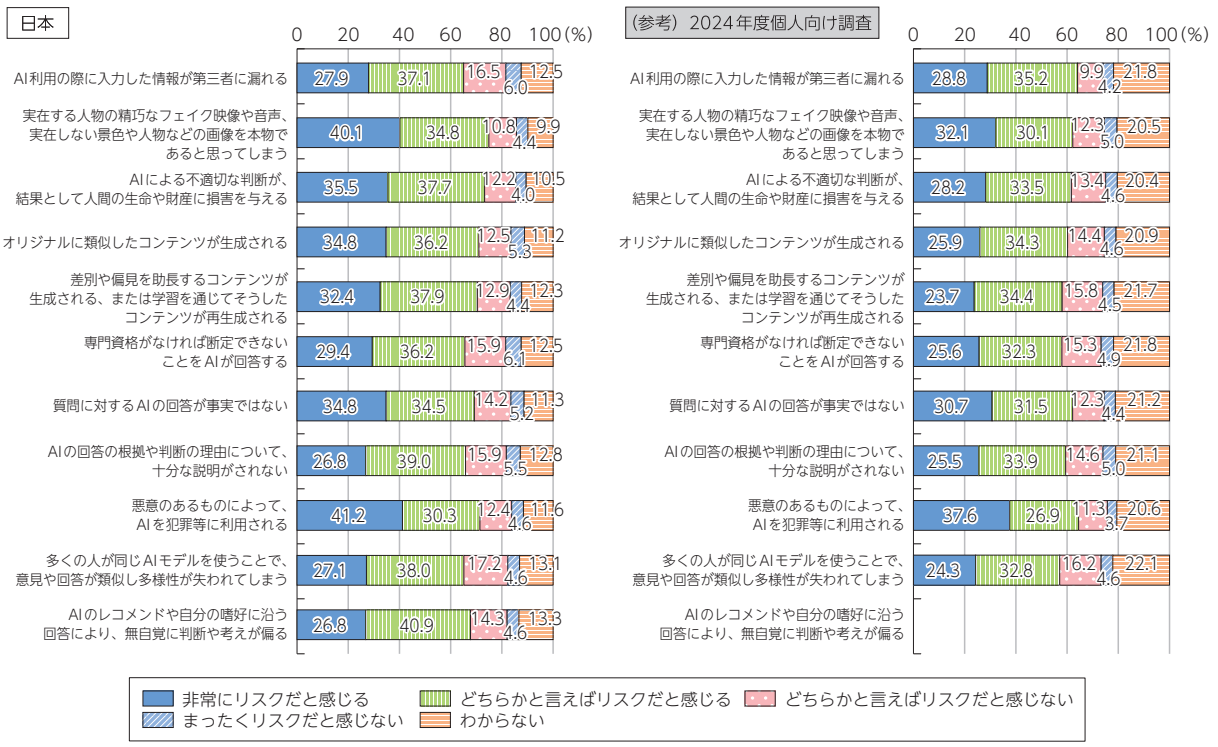

※「AIのレコメンドや自分の嗜好に沿う回答により、無自覚に判断や考えが偏る可能性があること」は、2025年度調査の新設項目

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

*3　2024年度個人向け調査では、調査対象の年齢を20歳以上としていたが、今回の2025年度個人向け調査では、新たに15歳～19歳を調査対象に加えている。

図表Ⅰ-1-1-17　AI利用のリスクに関する考え方（国別）

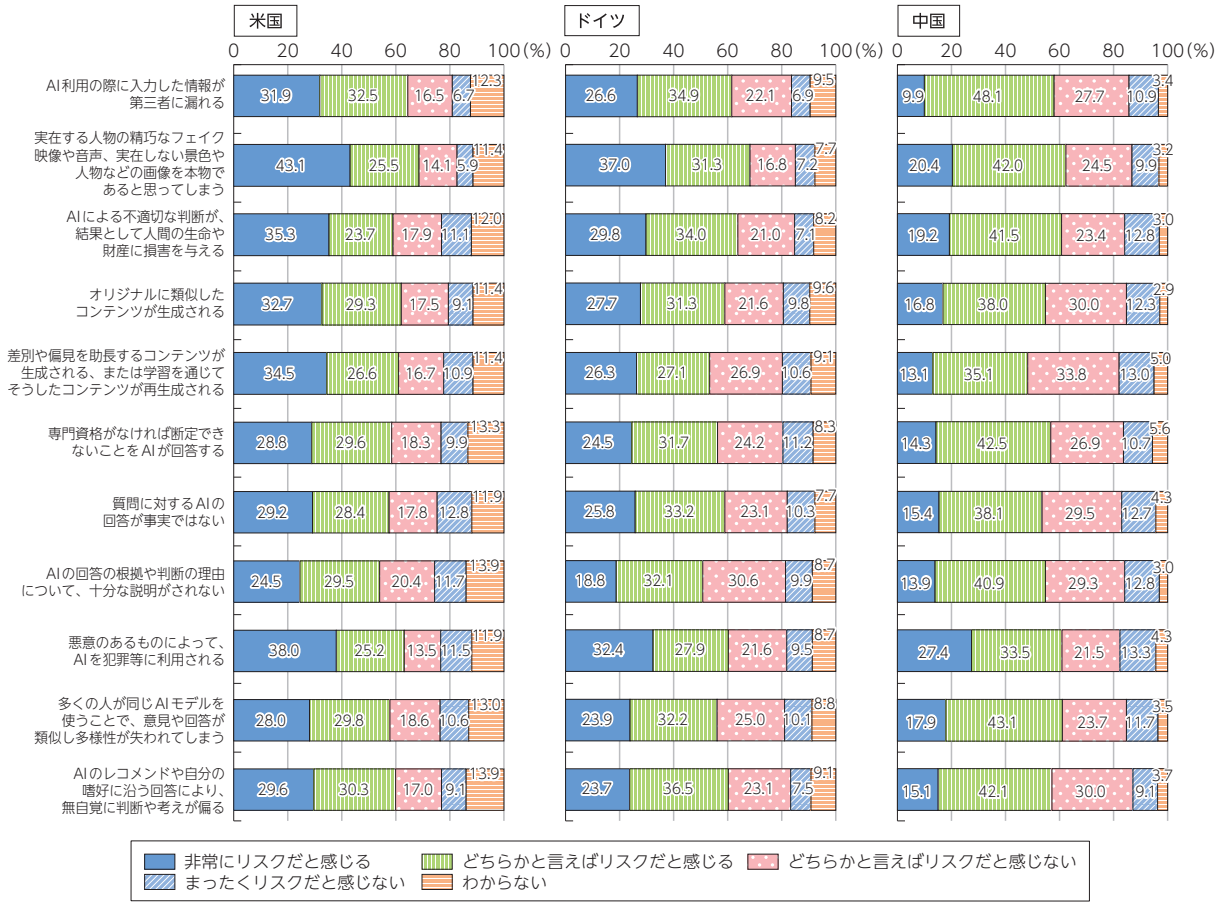

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

また、AIを適切に利用するために気を付けていることについて、何らかの生成AIサービスを「使っている（過去使ったことがある）」と回答した人に対して尋ねたところ、日本においては「生成内容が正しいか、他の方法で確認している」と回答した割合が最も高く、次に「生成内容の根拠や判断理由を確認している」と回答した割合が高かった（図表Ⅰ-1-1-18）。

なお、今回調査した他の3か国においては、こうした生成内容の正確性等の確認に加え、「入力データに配慮している」や「著作権等の知的財産権に配慮している」と回答した割合も比較的高い傾向が見られた。日本に比べてAI利用が進む国々では、AI利用の浸透等に伴い利用時に人々が注意するポイントも広がりつつある可能性がある。

図表Ⅰ-1-1-18　AIの適切な利用のために気を付けていること（国別）

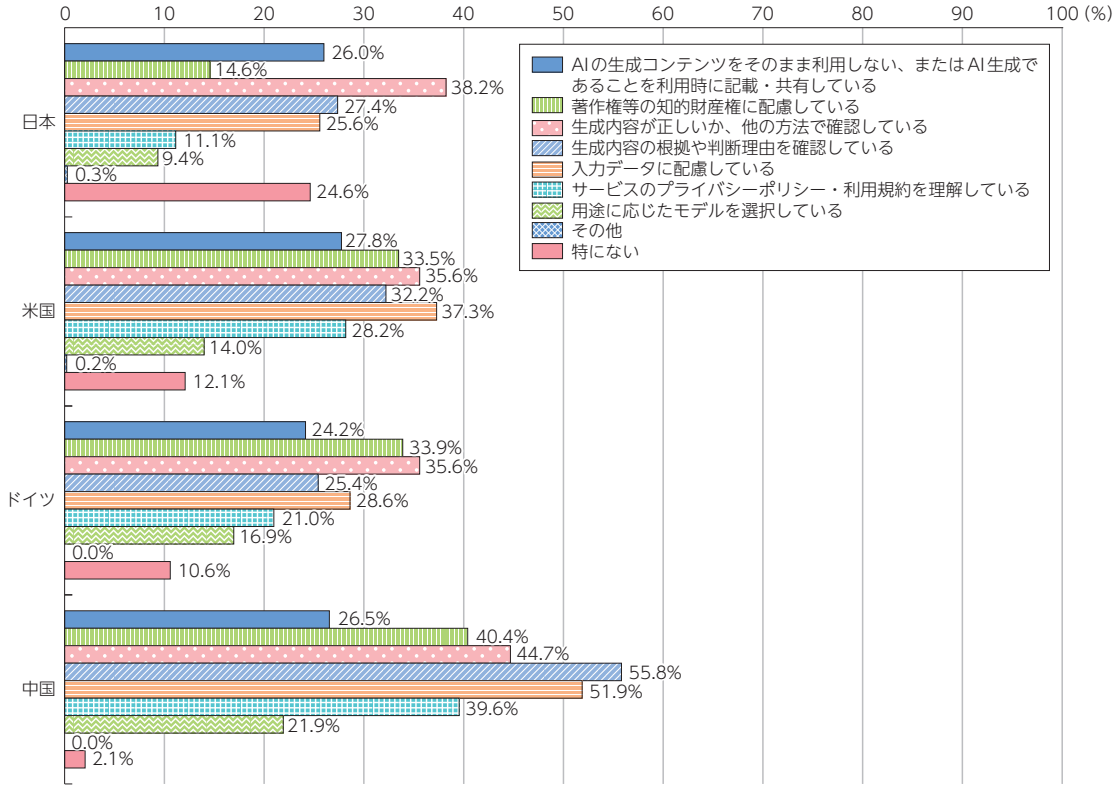

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

3 仕事においてAIが今後担いうる役割等

仕事においてAIが今後担いうる役割やもたらしうる影響に関し、日本において「そう思う」及び「どちらかと言えばそう思う」の回答割合の合計が最も高かったのは、「単純・非効率な仕事を生成AIに任せる」であり、次に「AI導入を前提とした新たなスキルを身につけなければならない」が続いた（図表Ⅰ-1-1-19）。

「自分の仕事がAIに代替され、職を失う」や「自分の仕事から発想の多様性やクリエイティビティが失われる」ことについては、当該回答割合の合計は比較的低い結果となり、この傾向は今回調査した他の3か国でも同様だった。一方、日本では、2で前掲したリスク意識と同様、各項目とも、当該回答割合の合計が2024年度調査結果と比較して高くなっていた*4。AI利用の広まり等に伴い、その仕事における役割や影響について人々が具体的なイメージを持つようになってきている可能性がある。

*4　2024年度個人向け調査では、調査対象の年齢を20歳以上としていたが、今回の2025年度個人向け調査では、新たに15歳～19歳を調査対象に加えている。

図表Ⅰ-1-1-19　仕事においてAIが今後担いうる役割やもたらしうる影響（日本）

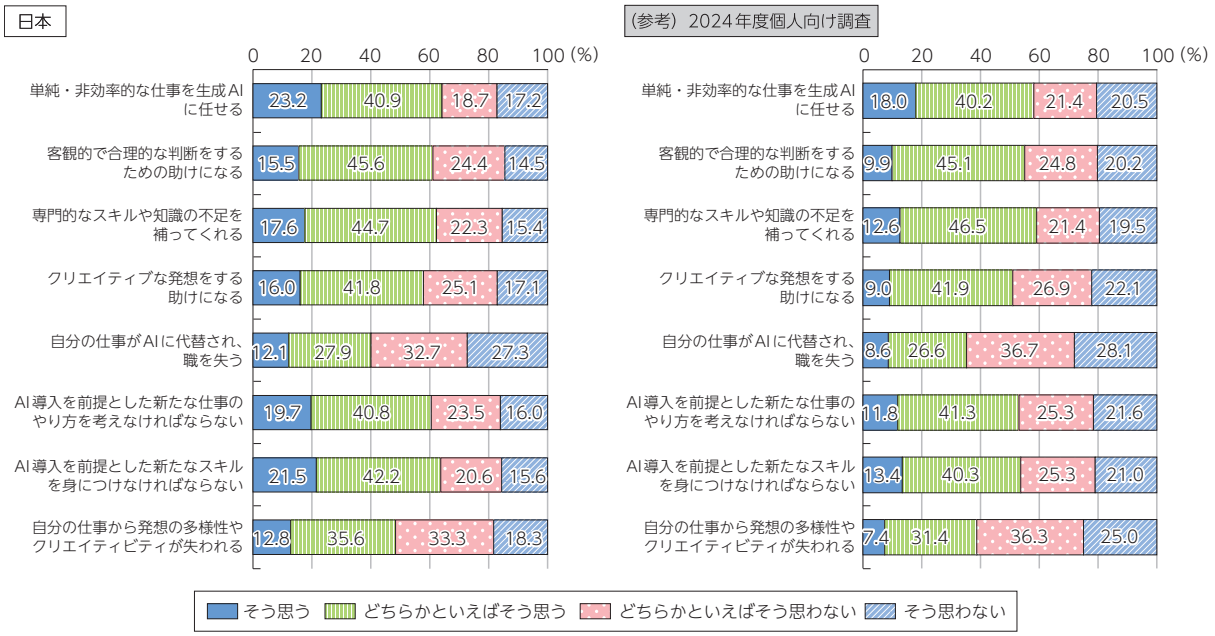

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

関連データ　仕事においてAIが今後担いうる役割やもたらしうる影響（国別）

出典：総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00026（データ集）

第2章 企業等におけるAI利用の進展 ～より良いAI利活用に向けて～

前章では、個人のAI利用に関し、2025年度に実施した国際アンケート調査の結果を概観した。

本章では、個人向け調査と同様、令和7年版情報通信白書に係る調査に続いて今回も実施した、企業のAI利用に関するアンケート調査について、日本に関する調査結果を概説するとともに、米国・ドイツ・中国に関する調査結果との比較を行う。次に、日本企業等におけるAIの活用事例について、企業活動の領域ごとに採り上げ、先進的な取組を実施する企業への個別ヒアリング調査内容も踏まえながら、効果的なAI導入・活用のために有効な方策に関し、一定の抽象化を試みる。このほか、我が国が強みを発揮しうる領域における研究開発等の動向について有識者へのヒアリングにより得られた示唆も踏まえて概観し、政府や地方自治体といった公共機関におけるAI利活用の状況についても焦点を当てる。

第1節 企業におけるAI利用の現状

1 企業におけるAI利用の現状

1 生成AIの活用方針等

今回、企業向けに実施したアンケート調査（以下「2025年度企業向け調査」という。）において、自分が所属する企業における生成AI活用の方針について尋ねたところ、「積極的に活用する方針である」及び「活用する領域を限定して利用する方針である」と回答した割合の合計は、日本において68.9%であった。前年度の企業向けアンケート調査（以下「2024年度企業向け調査」という。）における当該回答割合の合計（49.7%）に比べて大きく上昇したものの、今回調査した他の3か国（米国、ドイツ及び中国）に比べると、日本は引き続き低い結果となった（図表Ⅰ-2-1-1）。

図表Ⅰ-2-1-1 生成AI活用方針の策定状況（国別）

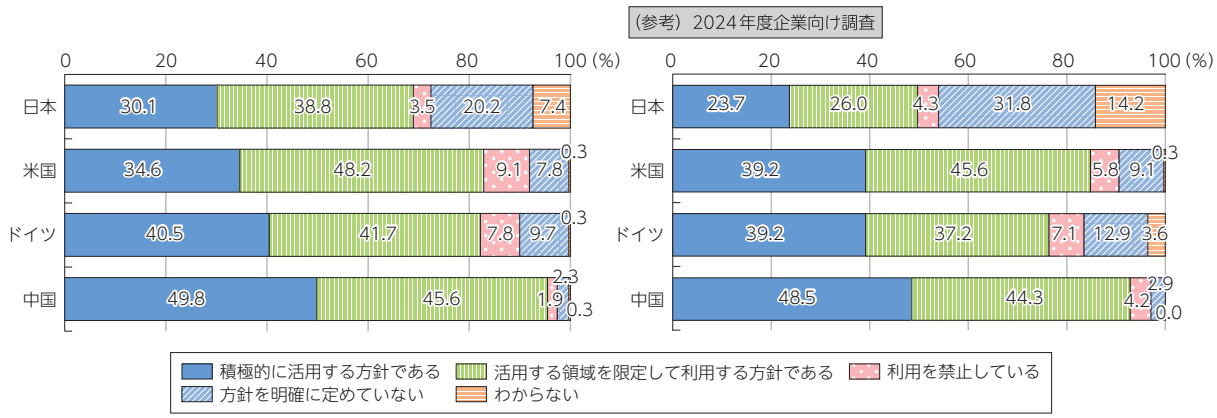

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

日本国内の状況について企業規模別にみると、「積極的に活用する方針である」及び「活用する領域を限定して利用する方針である」と回答した割合の合計は、大企業で74.0%、中小企業で58.1%であった。2024年度企業向け調査に比べていずれも上昇しており、特に中小企業において大きな上昇が見られた（図表Ⅰ-2-1-2）。

図表Ⅰ-2-1-2　生成AI活用方針の策定状況（企業規模別（日本））

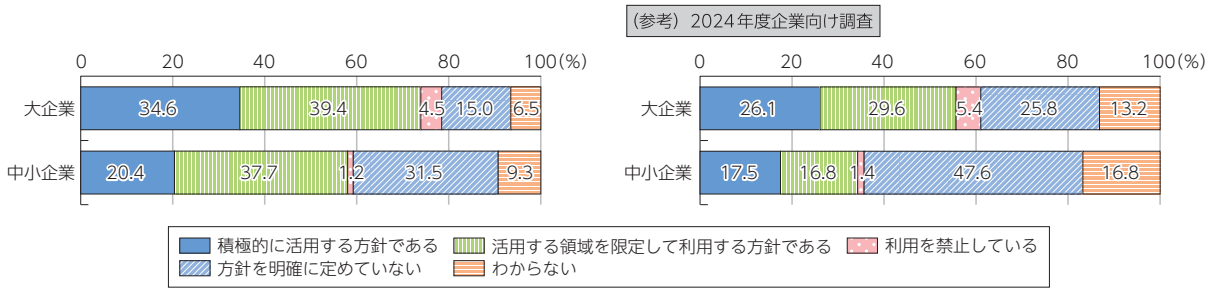

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

2 組織的な取組状況

上記1の生成AIの活用方針に関する設問で「利用を禁止している」と回答した対象を除き、生成AI活用による業務変革等に関して組織的な取組の状況を尋ねたところ、日本では、全社横断的、各部署単位、又は個人業務単位で組織的な活用に取り組んでいる旨を回答した割合は65.6%であった。これは、上記1生成AIの活用方針において「積極的に活用する」及び「活用する領域を限定して利用する」と回答した割合の合計とほぼ同じ水準である。他方で、「組織的な取組はない」と回答した割合は27.0%と約3割に上り、米国・ドイツ・中国に比べて顕著に高い結果となった。企業規模別に見た場合、この回答割合は中小企業で特に高くなっている傾向が見られた（図表Ⅰ-2-1-3）。

図表Ⅰ-2-1-3　生成AIによる業務変革等に関する組織的な取組状況（国別、企業規模別（日本））

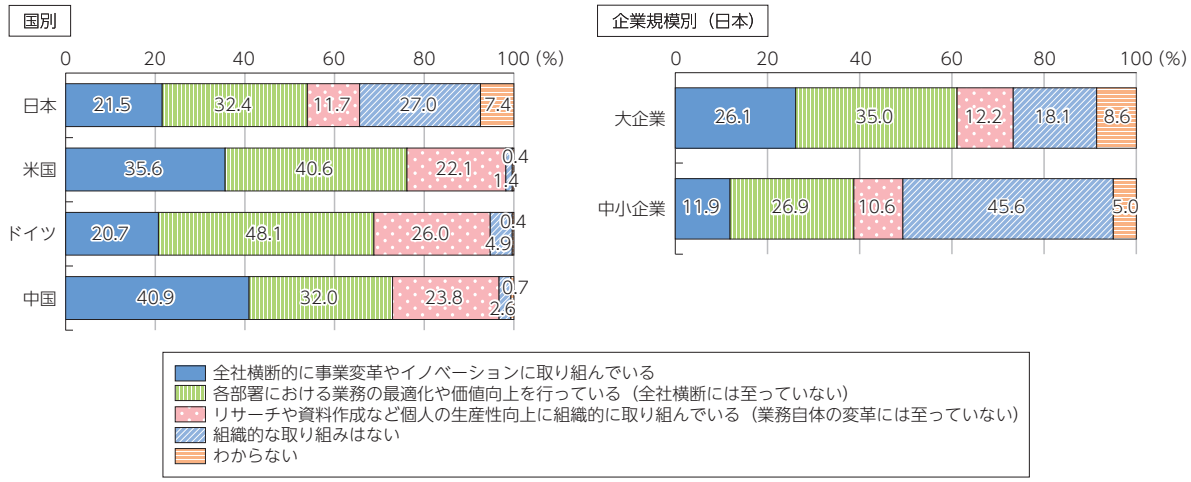

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

また、この組織的な取組状況に関する設問で「組織的な取組はない」・「わからない」と回答した対象を除き、生成AI活用による業務変革等に関する戦略や方針の状況について尋ねたところ、日本では、「経営戦略のなかでAI活用の目的や方針が明示されている」と回答した割合が最も高く、次いで「経営幹部がAI活用の意義について社内外に情報発信している」が高かった。これらは、他の3か国でも比較的高い回答割合であったが、他の3か国では「経営幹部から各部署に対して実施事項や達成目標が提示されている」や「取組を推進する部署や責任者が明確になっている」との回答も目立った。

なお、日本において企業規模別に見た場合、中小企業では、「特に実施している施策はない・把握していない」との回答も一定割合で見られたものの、「経営幹部から各部署に対して実施事項や達成目標が提示されている」が最も高い回答割合となった。中小企業におけるAI活用については、トップダウ

ンの関与がキーポイントとなっていることがうかがえる（図表Ⅰ-2-1-4）。

図表Ⅰ-2-1-4　生成AIによる業務変革等に関する戦略や方針の状況（国別、企業規模別（日本））

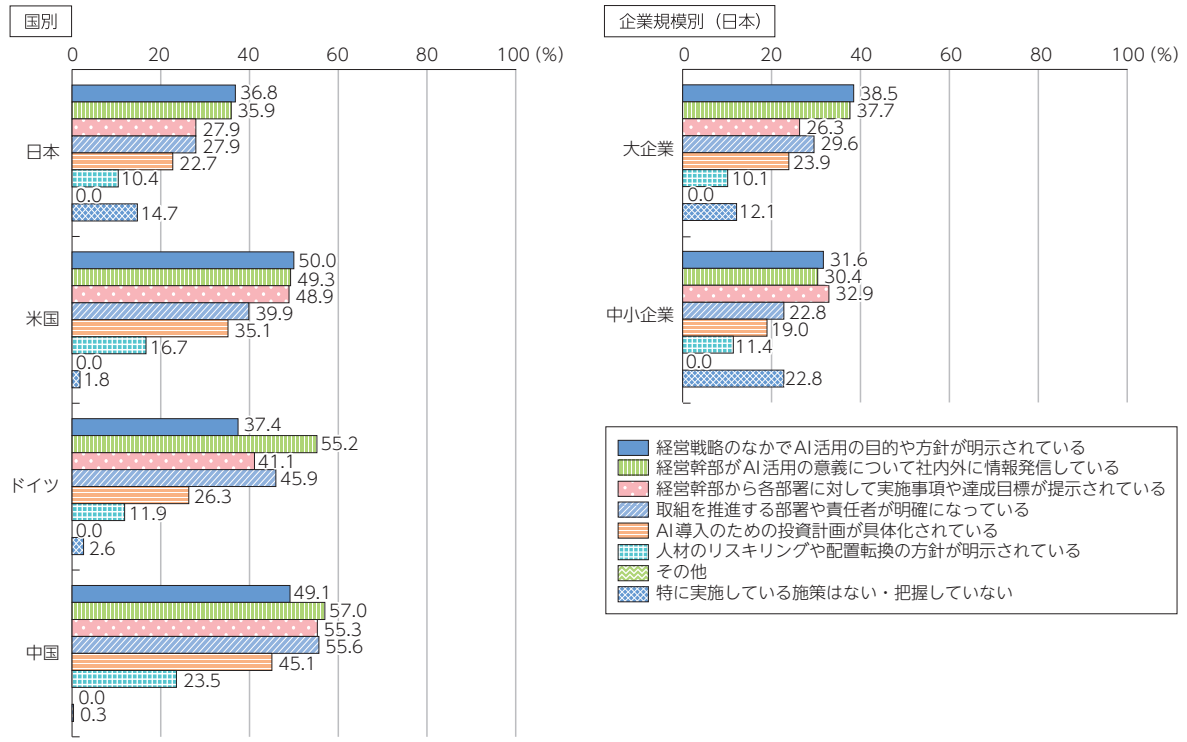

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

加えて、生成AI活用による業務変革等に関する環境整備についても尋ねたところ、日本では、「業務プロセスの見直しや生成AI活用検討に必要なスキルやノウハウを学ぶ環境がある」と回答した割合が最も高く、次いで「生成AI活用検討に向けた予算や人員が確保されている」が高い結果となり、企業規模別に見ても同様の傾向が見られた。

これらの回答は他の3か国でも高い割合となったが、他の3か国では「生成AIに社内データを学習させたり、生成AIが参照可能なデータベースを構築したりしている」との回答が5割を超えており、日本より大幅に高い結果となった（図表Ⅰ-2-1-5）。

図表Ⅰ-2-1-5　生成AIによる業務変革等に関する環境整備の状況（国別、企業規模別（日本））

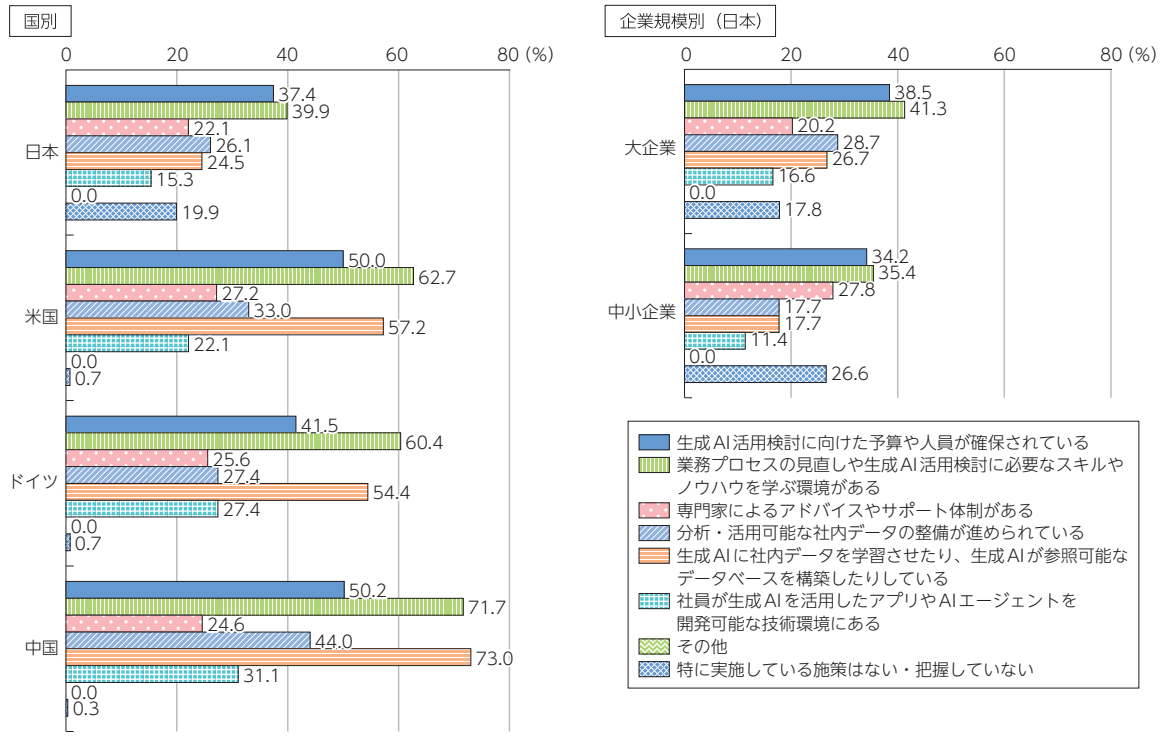

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

3 生成AIの業務利用状況

上記1の生成AIの活用方針に関する設問で「わからない」と回答した対象を除き、生成AIの活用状況を尋ねたところ、自社の何らかの業務で生成AIを利用している旨を回答した割合は、日本において86.4%であった。2024年度企業向け調査に比べて大幅に上昇し、今回調査した他の3か国との差も縮まる結果となった（図表Ⅰ-2-1-6）。

図表Ⅰ-2-1-6　生成AIを一つ以上の業務で利用している割合（国別）

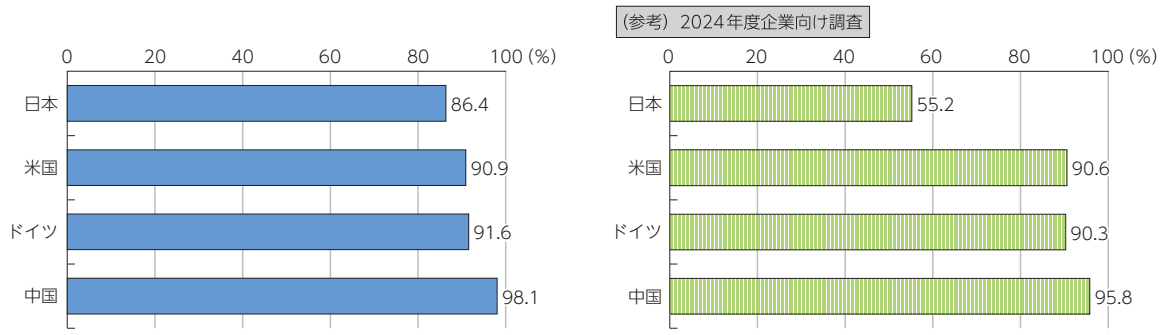

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

業務類型ごとの生成AIの活用状況をみると、日本においては「議事録・メール作成補助」での活用を回答した割合が約7割と最も高く、次に「営業・販売」で約6割、「社内ヘルプデスク」で約5割と続いた。導入効果を実感すると回答した割合については「議事録・メール作成補助」が約7割となり、他の類型に比べて顕著に高い結果となった（図表Ⅰ-2-1-7）。

日本と他の3か国を比較した場合、日本は全体的に「未導入」や「わからない」と回答する割合が高かった。米国や中国では各業務類型において活用率が高く、特に「研究・商品開発」において生成AI

導入の効果を実感すると回答した割合が高い傾向が見られた。

図表Ⅰ-2-1-7　業務類型ごとの生成AI活用状況と効果の実感（日本）

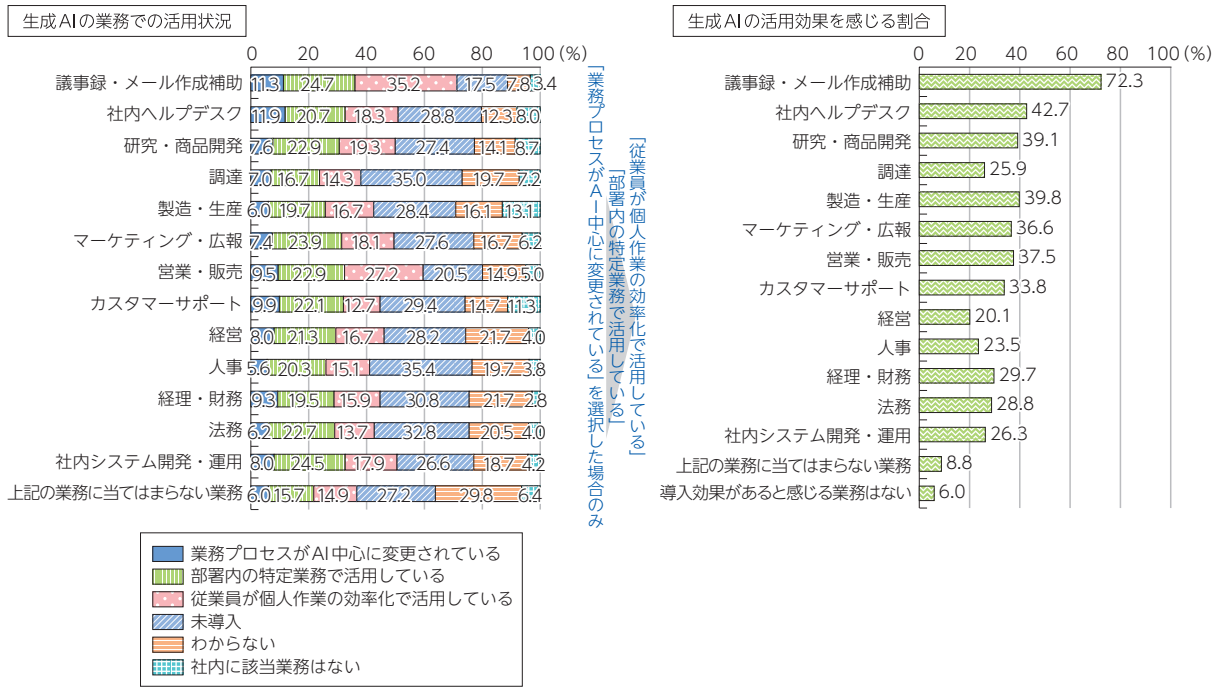

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

関連データ　業務類型ごとの生成AI活用状況と効果の実感（国別）

出典：総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00034（データ集）

4 懸念されるリスク及びリスク対策のための取組状況

企業における生成AIの活用に関して懸念されるリスクについて尋ねたところ、日本では、「社内情報の漏洩などのセキュリティリスクがある」と回答した割合が最も高く、次いで「出力結果の精度に問題がある」、「著作権等の権利を侵害する可能性がある」の順に高い結果となった。これらの回答割合は、他の3か国でも比較的高かったが、他の3か国では「出力結果に倫理上不適切な内容や偏見が含まれる可能性がある」や「個人情報の取り扱いなどプライバシーの侵害の可能性がある」が、日本に比べて高い傾向が見られた（図表Ⅰ-2-1-8）。

図表Ⅰ-2-1-8　生成AIの活用に関して懸念されるリスク（国別）

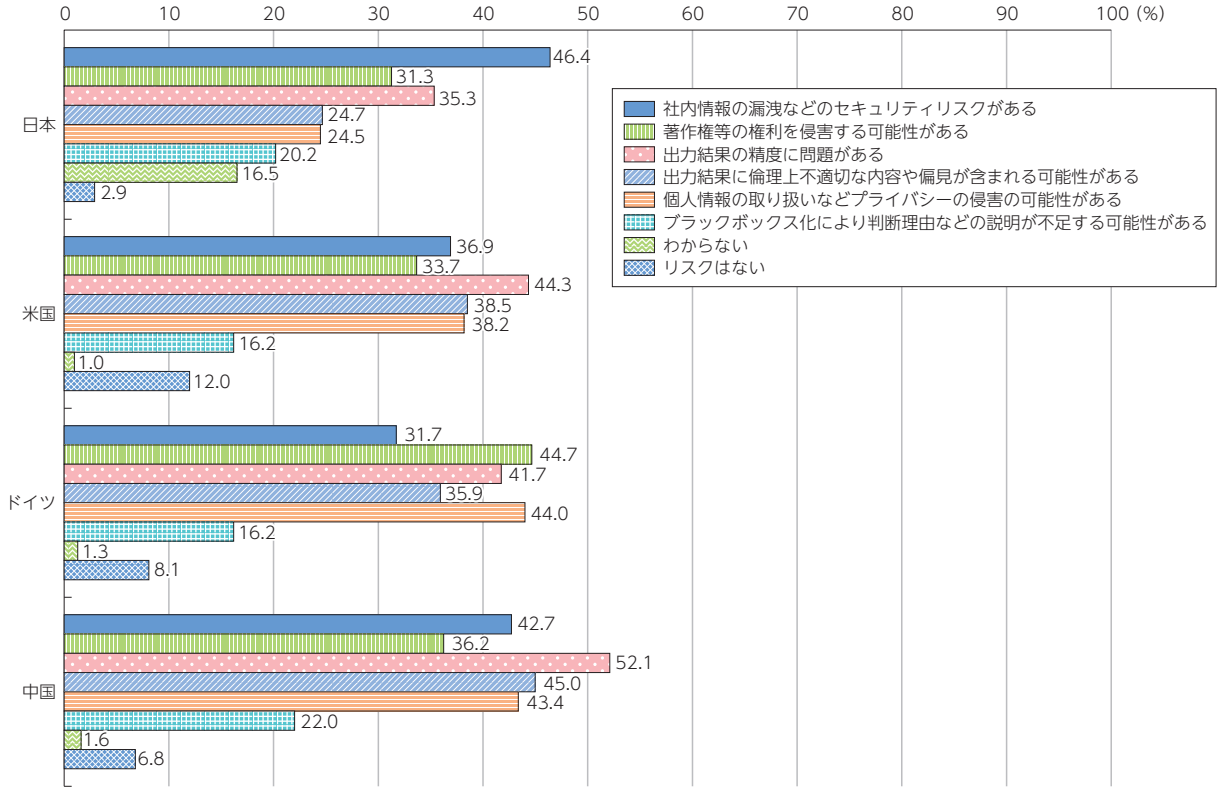

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

企業における生成AIの導入・活用に関し、セキュリティリスクや法的・倫理的問題、その他不適切な利用を防ぐための取組状況について尋ねたところ、日本では「全社的な指針やガイドラインを整備している」と回答した割合が41.1%と最も高かった。しかし、他の3か国では、「製品・サービスの企画・導入段階で、専門的な審査体制がある」や、「製品・サービス導入後、定期的な評価・検証が行われている」と回答した割合が日本に比べて高い傾向が見られた（図表Ⅰ-2-1-9）。

図表Ⅰ-2-1-9　リスク対策のための取組状況（国別、企業規模別（日本））

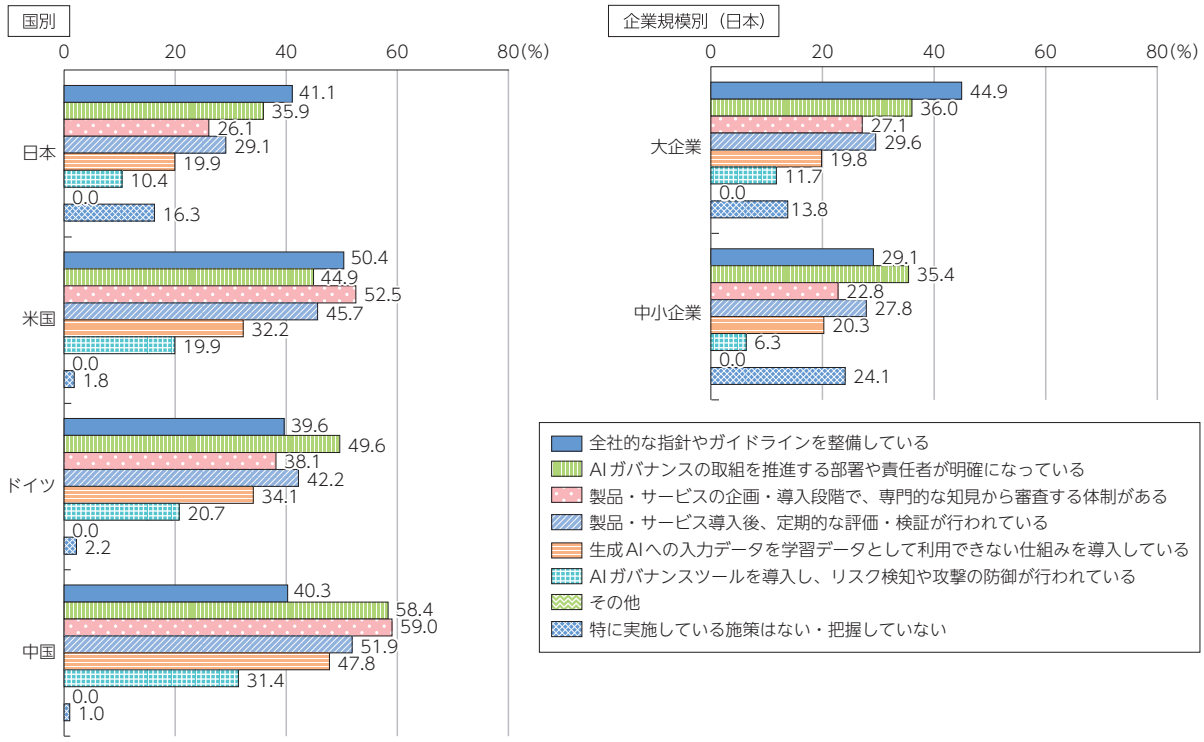

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

日本に比較して他の3か国では、議事録・メール作成補助等の企業内で完結する利用にとどまらず、顧客向けの製品・サービスに生成AIを活用することが積極的に行われており、これに伴い、事前の審査や事後の評価・検証を行う体制が整備されつつあるものと考えられる。

5 生成AIの活用により生じうる影響

企業における生成AIの活用により生じうる影響について尋ねたところ、日本では「作業時間の短縮などによる業務の効率化」と回答した割合が61.6%と最も高く、これに続く「品質管理の精度向上やパーソナライズなどによる製品・サービスの質の向上」の回答割合（32.2%）や「人員不足の解消」の回答割合（26.8%）を大きく上回った。他方、他の3か国では、「品質管理の精度向上やパーソナライズなどによる製品・サービスの質の向上」の回答割合が最も高く、次に「作業時間の短縮などによる業務の効率化」、「技術継承やノウハウ共有の円滑化などによる従業員の専門的な経験・能力不足の緩和」が続く結果となった（図表Ⅰ-2-1-10）。

日本では、生成AIが業務効率化の文脈で捉えられている一方で、他の3か国では、もう一歩踏み込み、製品・サービスの質の向上や生産性向上といった文脈で捉えられている可能性がある。

図表Ⅰ-2-1-10　生成AIの活用により生じうる影響（国別）

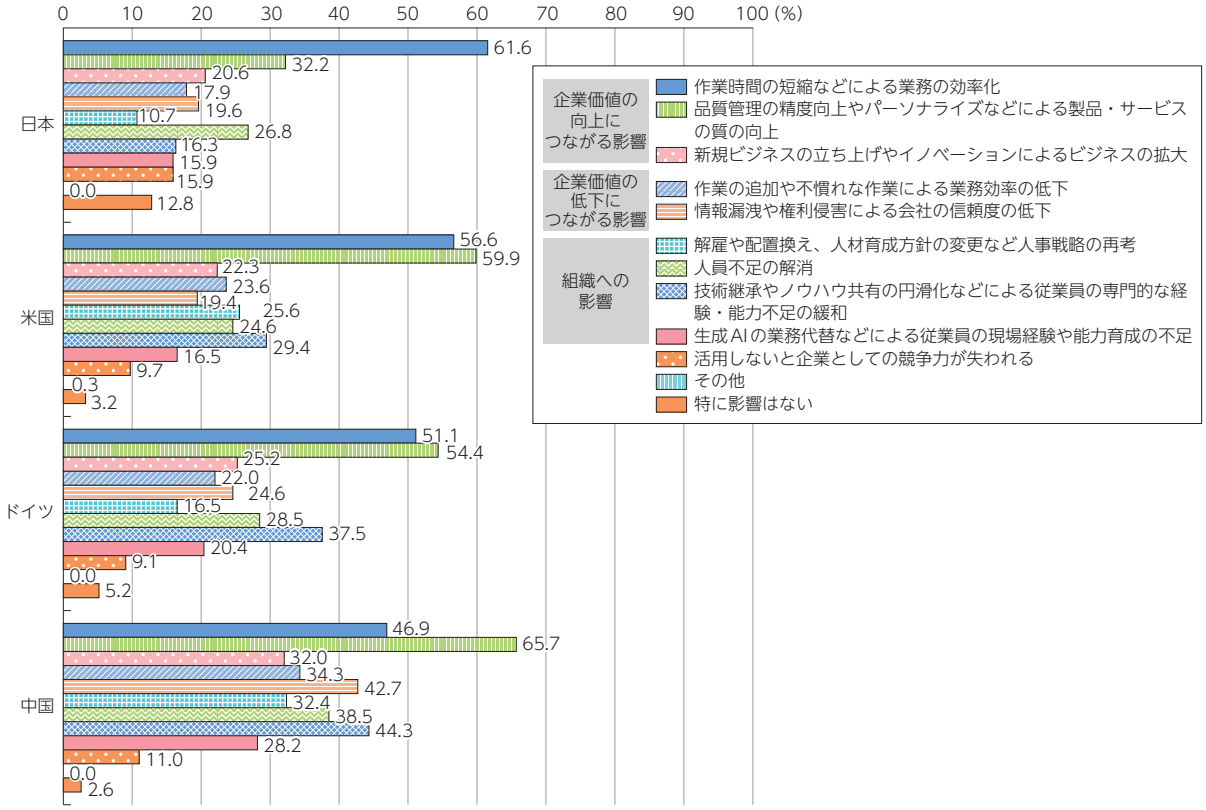

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

2　日本企業におけるAI活用事例（業務領域別）

これまで、2025年度企業向け調査の結果を概観してきた。日本では、2024年度企業向け調査と比較し、生成AIについて、活用方針を策定していると回答した割合や何らかの業務で利用していると回答した割合が大幅に上昇しており、日本企業において生成AIを含めAI活用が着実に進展している状況が示唆されている。

一方で、米国・ドイツ・中国における調査結果と比較すると、日本企業におけるAI活用は、2024年度企業向け調査結果と同様、依然低調である状況もうかがえた。例えば、個別の業務類型ごとの導入率は、日本に比べて米国・ドイツ・中国の方が全般的に高い結果となり、なかでも米国や中国では「研究・商品開発」における活用や効果の実感が比較的に高い結果が見られた。

ただ、今後は多くの日本企業においても、個別の業務類型ごとに、生成AIを含めたAIの活用を具体的に検討していく段階に移行していくものと考えられる。このような検討に資するよう、以下では企業における先進的なAI活用事例について、企業活動の業務領域ごとに概観する[*1]。

1　研究・商品開発

ア　研究

研究領域で、生成AI活用に積極的に取り組んでいる企業の一つに中外製薬が挙げられる。中外製薬は、「AI創薬」を中心に業務構造全体の改革に着手しており、生成AIを活用することで、研究プロセスの効率化だけでなく、新規価値の創出も目標として取組を進めている（図表Ⅰ-2-1-11）。

＊1　調査期間、調査範囲、紙幅等の事情から、全ての事例を網羅的に記述することは困難であることにご留意いただきたい。

図表Ⅰ-2-1-11　生成AIの活用ユースケース（中外製薬）

（出典）中外製薬[*2]

特に、「AI創薬」においては、研究開発期間の短縮や費用の削減、開発の成功確率の向上といった医薬品開発の構造的な課題の解決に向けて、AIの導入に取り組んでいる。例えば、疾患ターゲットの探索や医薬品の分子デザインにおいて、機械学習などのAI技術を活用することで、創薬プロセスの短縮や成功確率の向上を目指している。また、各作業にロボット等を導入することで、自動化・省力化を通じた開発期間の短縮にも取り組んでいく方針である。自社のデータを活用するだけでなく、積極的に他社とも連携をとっている。

イ　商品開発

商品開発における事例としては、パナソニックホールディングスの「設計AI」[*3*4]が挙げられる。自社の強みであるシミュレーション技術とAI技術を掛け合わせ、事前学習を前提とせず逐次的に学習でき、あらゆる設計条件に適用できるAI技術を活用して、モデルの作成からシミュレーションによる評価、形状の決定といったプロセスを自動化・高速化しているという。また、単なるシミュレーションだけでなく、設計上の重要ポイントをヒートマップとして可視化することで、設計空間のうちの重要な領域に絞って設計が可能になり、部品モーターの出力といった性能の向上だけでなく、計算速度が従来の7倍に向上したとしている。今後の方針としては、対話形式で設計条件を入力することで、最適な設計の提案を返してくれるような仕組みの実現などが期待されているという。

＊2　中外製薬より提供。
＊3　MONOist（2025年7月8日）八木沢篤「パナソニックの「設計AI」が“勘と経験”を超える設計の自動化を実現」〈https://monoist.itmedia.co.jp/mn/articles/2507/08/news027.html〉（2026年2月25日、4月5日参照）
＊4　日経クロステック（2025年5月12日）内田 泰「パナソニックの熟練者超え設計AI、シェーバーや電動工具開発で実用へ」〈https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/00001/10583/〉（2026年2月25日、4月5日参照）

2 調達

調達領域では、ロート製薬の取組が事例の一つとして挙げられる。ロート製薬では、サプライチェーンの複雑化により、人の経験や知見に依存した調整が困難であるといった課題に対し、2025年12月には、富士通株式会社が開発した「マルチAIエージェント技術」と、東京科学大学とロート製薬が共同研究で開発した「サイバーフィジカルシステム（CPS）」の実証実験を開始することを発表した。これは、工場や物流の状態をデジタル基盤上でリアルタイムでとらえるCPSと、調達管理AIエージェント、在庫管理AIエージェントなど複数のAIエージェントを組み合わせる技術を活用することで、工場間・倉庫間の輸送の最適化や、出荷拠点や代理店在庫の補充判断、生産スケジュールやリソース配分の自動最適化等、サプライチェーン全体の迅速化・効率化を目指すもので、需要変動が激しい環境下でも欠品や過剰在庫を抑えた安定した供給体制や、物流効率の向上によるCO2排出量の削減、人材不足の解消に貢献するとしている（図表Ⅰ-2-1-12）。

図表Ⅰ-2-1-12　調達におけるAI活用構想（ロート製薬）

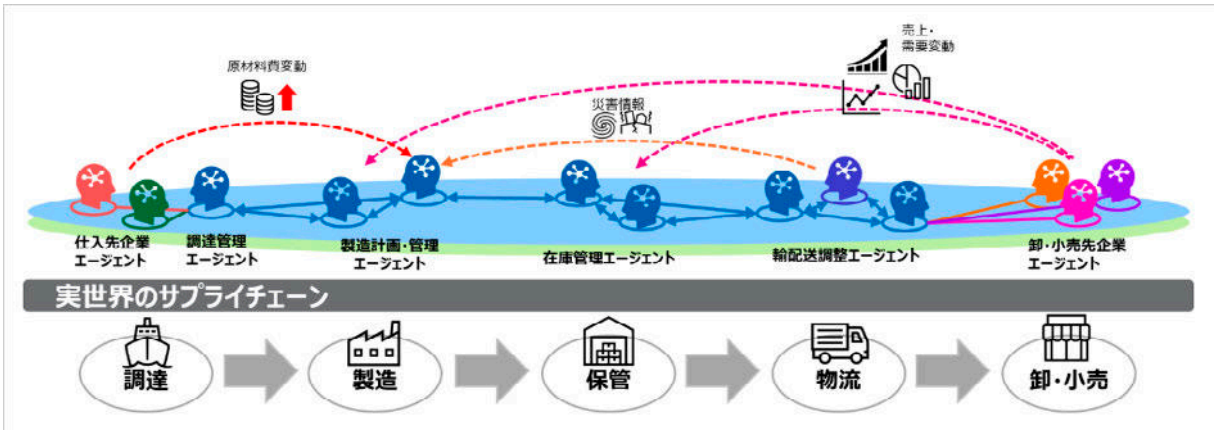

（出典）ロート製薬「サプライチェーン最適化に向けて「マルチAIエージェント連携」技術を用いた取り組みを開始」*5

3 製造・生産

製造業においては、ダイキン工業が取り組む「熟練工AIエージェント」や「故障診断AIエージェント」が事例として挙げられる。ダイキン工業は、現場を担ってきた熟練のエンジニアが将来的に減少することが見込まれているところ、フェアリーデバイセズ社のウェアラブル端末を現場のサービスエンジニア（SE）に着用させて撮影した作業映像を基に、空調機の点検・修理作業の抜け漏れを自動チェックし、その結果をSEのスマートフォンに通知する熟練工AIエージェントを自社開発した。この取組は、経済産業省と国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）主催の「GENIAC-PRIZE」において、最高賞「第1位」と特別賞「AIエージェント賞」を受賞した*6*7。

加えて、設備の点検において異常を発見した際、タブレット端末などを用いてテキストで質問すると、その異常が故障かどうか、故障の場合には原因や対策も提示する「故障診断AIエージェント」を日立製作所と共同で開発・導入している（図表Ⅰ-2-1-13）。ダイキン工業が蓄積してきた設備図面や過去の保全記録などをグラフ構造で表現するデータモデル（ナレッジグラフ）として取り込んでおり、

＊5　ロート製薬（2025年12月1日）「サプライチェーン最適化に向けて「マルチAIエージェント連携」技術を用いた取り組みを開始」〈https://www.rohto.co.jp/news/release/2025/1201_01〉（2026年2月25日、4月5日参照）
＊6　日経クロステック（2025年2月26日）近岡 裕「ダイキンがサービス支援AIを内製、活用進めた4度の「偶然の出会い」」〈https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/00001/10313/〉（2026年3月25日参照）
＊7　ダイキン工業（2026年3月25日）「ダイキンとフェアリーデバイセズが開発するAIエージェントが経済産業省とNEDO主催の「GENIAC-PRIZE」で最高賞「第1位」と特別賞「AIエージェント賞」をダブル受賞」〈https://www.daikin.co.jp/press/2026/20260325〉（2026年3月26日、4月5日参照）

多言語対応で海外拠点でも利用できるとしている。今後は、過去の故障履歴だけでなく、設備の制御についてもAIエージェントに対応してほしいという声が上がっているという[*8]。

図表Ⅰ-2-1-13　設備故障診断を支援するAIエージェント（ダイキン工業・日立製作所）

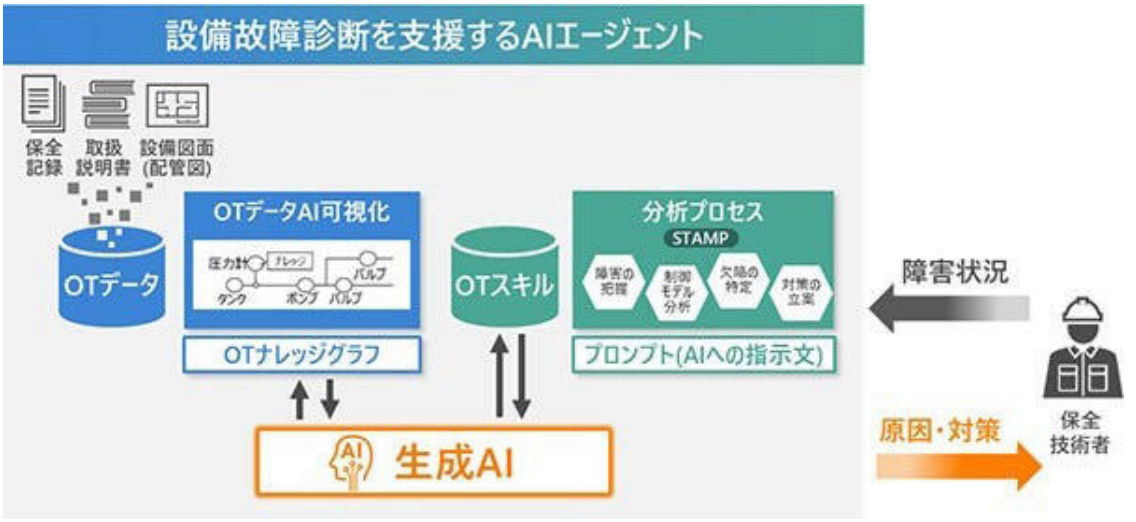

（出典）ダイキン工業・日立製作所「ダイキンと日立が協創、工場の設備故障診断を支援するAIエージェントの実用化に向けた試験運用を開始」[*9]

また、システムの開発におけるAI活用の事例としては、NTTデータや伊藤忠テクノソリューションズの事例が挙げられる。NTTデータは、システム開発にAI技術を活用することで、システム開発の工程そのものをAI中心に変革する「AIネーティブ開発」に取り組むとしている。システム開発における要件定義、設計、開発、テストといった工程について、従来の人による開発では、必要な機能を決める要件定義の後、設計図を作成し、それからプログラミング作業に移っていた。「AIネーティブ開発」では、AIが顧客企業の要望を分析して要件定義書を作成すると、別のAIがプログラミングに取り組むことで、全体の開発工程を減らすことができるという。人間のIT技術者は、AIが作成したプログラムの点検や工程全体の管理に特化し、動作不良や改善点があればAIに指示を出して修正をさせるとしている[*10]。

伊藤忠テクノソリューションズも、システム開発の要件定義において、顧客との会話に基づく業務フローの生成、改善の提案、書類の作成までAIが支援する「Acsim」を提供している（図表Ⅰ-2-1-14）。Acsimは、AIスタートアップの株式会社ROUTE06が開発したシステムであり、これを活用することで、従来1か月以上かかっていた要件定義のプロトタイピングを1時間に短縮できるという。また、効果測定も自動で作成することができ、開発稟議をスムーズに進めることにも貢献できるとしている。Acsimには、高度なスキルが必要とされるシステム開発の上流工程を標準化、自動化し、属人的な作業を削減、誰もが高品質な成果を出せるといった効果が見込まれているという[*11][*12]。

＊8　日経クロステック（2026年1月15日）高市 清治「チャットで聞けば故障対応も一目瞭然、外国人への技能継承も視野に」〈https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/mag/nmc/18/00182/00003/〉（2026年3月25日参照）
＊9　ダイキン工業・日立製作所（2025年4月22日）「ダイキンと日立が協創、工場の設備故障診断を支援するAIエージェントの実用化に向けた試験運用を開始」〈https://www.hitachi.com/ja-jp/press/articles/2025/04/0422/〉（2026年4月5日参照）
＊10　日本経済新聞（2025年12月31日）「生成AIがシステム丸ごと開発　NTTデータ、IT人材不足に抜本策」〈https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC2540B0V21C25A2000000/?msockid=2b6cac6ec2066e1e08b4bacac3146fd0〉（2026年2月25日参照）
＊11　伊藤忠テクノソリューションズ（2025年12月24日）「AIで要件定義を支援する「Acsim」の提供を開始」〈https://www.ctc-g.co.jp/news/release/20251224-02014.html〉（2026年3月26日参照）
＊12　伊藤忠テクノソリューションズ「Acsim」〈https://www.ctc-g.co.jp/keys/product/acsim〉（2026年3月26日参照）

図表Ⅰ-2-1-14　システム開発の要件定義におけるAI活用（伊藤忠テクノソリューションズ・ROUTE06）

（出典）伊藤忠テクノソリューションズ「AIで要件定義を支援する「Acsim」の提供を開始」

4 マーケティング

マーケティングにおけるAI活用の事例としては、電通やサイバーエージェントの取組が挙げられる。

電通は、顧客が商品やサービスを認知してから購入や利用に到るまでの一連の流れ（カスタマージャーニー）の作成や、アートディレクターの思考を学んだAIによるコンテンツ生成ツール等、マーケティングの幅広い業務にAIを開発・導入している。ユーザーとのやりとりを通じて自律的に最適な答えを導き出す「統合マーケティングAIエージェント」の開発にも取り組んでおり、各業務に特化したAIを活用した、マーケティングの「AIネイティブ化」を構想している（図表Ⅰ-2-1-15）。また、市場調査について、1億人規模の仮想ペルソナを再現するAIモデル「People Model」を開発し、時間の制約を受けずにインタビューやアンケート調査を実施できるほか、調査対象者の確保が難しい属性についてもインタビューが可能になるとしている[*13]。

＊13　電通「AI For Growth」〈https://www.dentsu.co.jp/labo/ai_for_growth/〉（2026年2月2日、4月5日参照）

図表Ⅰ-2-1-15　マーケティングにおけるAI活用（電通）

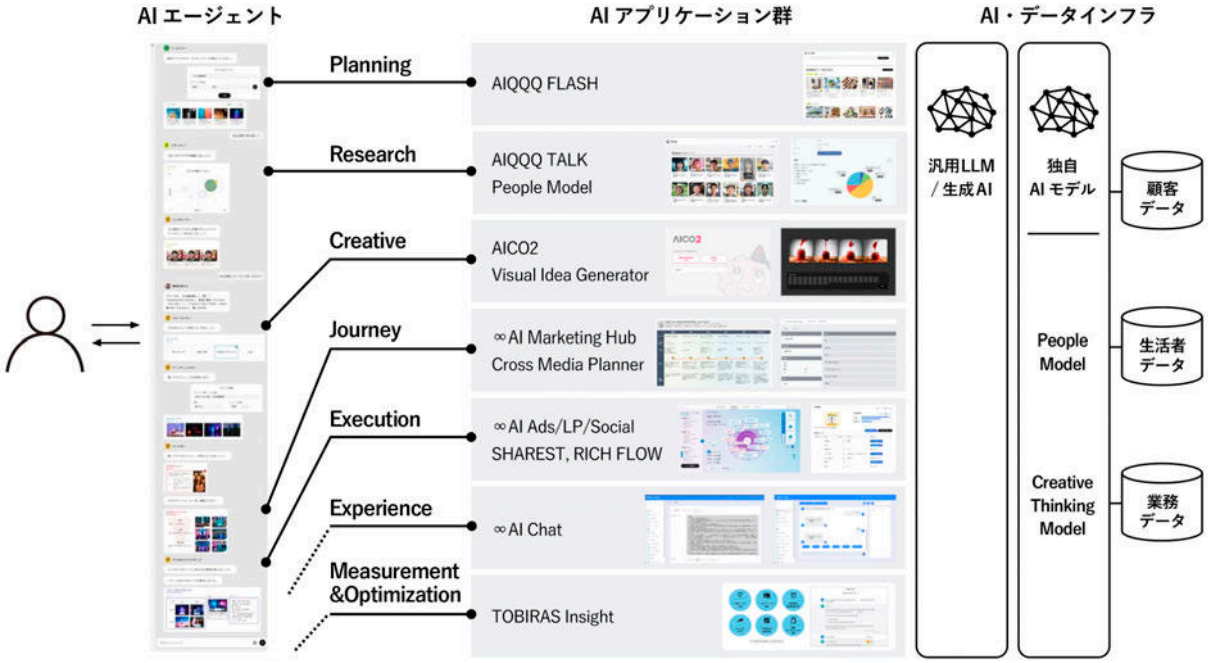

（出典）電通「AI For Growth」

また、サイバーエージェントは、インターネット広告において膨大な量の制作物を制作、配信、運用するに当たって生成AIの活用は不可欠とし、生成AIを用いた広告プロダクト「極予測シリーズ」を開発している。極予測シリーズでは、効果的な広告テキストや画像を予測・自動生成し、既存の制作物を上回る広告効果をもたらすものを納品、配信する。また、静止画生成の自動化だけでなく動画広告についても自動化に取り組んでおり、現状、人間がAIにプロンプト[*14]を打ち込んで動画を生成するところ、AIによる完全自動の広告生成を2026年中に実現することを目指すとしている[*15]。サイバーエージェントは広告の運用の自動化にも注力しており、広告制作物の制作後の確認について、広告主が指定したルールに基づきAIによる審査を行う「審査AI」を提供している（図表Ⅰ-2-1-16）[*16]。審査AIによって、人間の業務の効率化や広告効果の最大化を支援し、広告主が戦略立案など本質的な業務に注力できるとしている。

＊14　AIに対して入力される指示や質問のこと。
＊15　日経クロストレンド（2026年1月6日）石飛 大和「サイバーエージェントが動画広告をAIで完全自動生成へ　AI新職種も登場」〈https://xtrend.nikkei.com/atcl/contents/18/01301/00005/?i_cid=nbpnxr_child〉（2026年3月25日参照）
＊16　サイバーエージェント「AIクリエイティブ」〈https://www.cyberagent.co.jp/service/ai/aicreative/〉（2026年2月25日参照）

図表Ⅰ-2-1-16　マーケティングにおけるAI活用（サイバーエージェント）

（出典）サイバーエージェント「AIクリエイティブ」

5 顧客との接点

営業活動、カスタマーサポート、店舗対応等、顧客との接点における業務でのAI活用の事例として、明治安田生命、Gen-AX、イオンの取組が挙げられる。

明治安田生命は、AIを活用した「デジタル秘書」をほぼ全従業員に提供してAIによる面談記録の作成やデータ蓄積の支援を行っており、今後、AIエージェントが、過去の面談情報や社内情報を参照して、自律的に次の提案内容の検討や提案書の作成を行う等の支援を構想として考えている[*17]。こうした取組を通じた業務の効率化・高度化によって創出した余力を、顧客サービスの向上にシフトしていくとしている[*18]。

ソフトバンクの子会社であるGen-AXは、顧客対応の自動化を支援する「X-Ghost」を開発している。X-Ghostは、24時間365日、音声問合せへの対応が可能で、AIオペレーターによって自然な音声対話を実現しているだけでなく、システムの照会や登録処理といった作業にも対応している（X-Ghostのウェブサイトでは、旅行代理店における人数変更の問合せについて、X-Ghostがより良いプランを提案する音声サンプルが公開されている）。現在は、顧客とのやりとりを行うオペレーターAIと、発話やシステムの挙動をリアルタイムで監視・制御するモニタリングAIの連携によるサービスを提供しており、今後は、複数のAIエージェントが連携し、顧客の問合せにより最適化された対話の実現や、音声を起点としたマルチモーダルへの拡張を目指している（図表Ⅰ-2-1-17）[*19]。

＊17　日本経済新聞（2025年9月4日）「明治安田生命、「AI秘書」社員ほぼ全員に　指示なしでも先回り支援」〈https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC1710K0X10C25A8000000〉（2026年2月25日参照）
＊18　明治安田生命「DX戦略の推進」〈https://www.meijiyasuda-saiyo.com/about/torikumi/dx.html〉（2026年4月5日参照）
＊19　Gen-AX「X-Ghost」〈https://x-ghost.gen-ax.co.jp〉（2026年2月16日、4月5日参照）

図表Ⅰ-2-1-17　顧客対応におけるAI活用（Gen-AX）

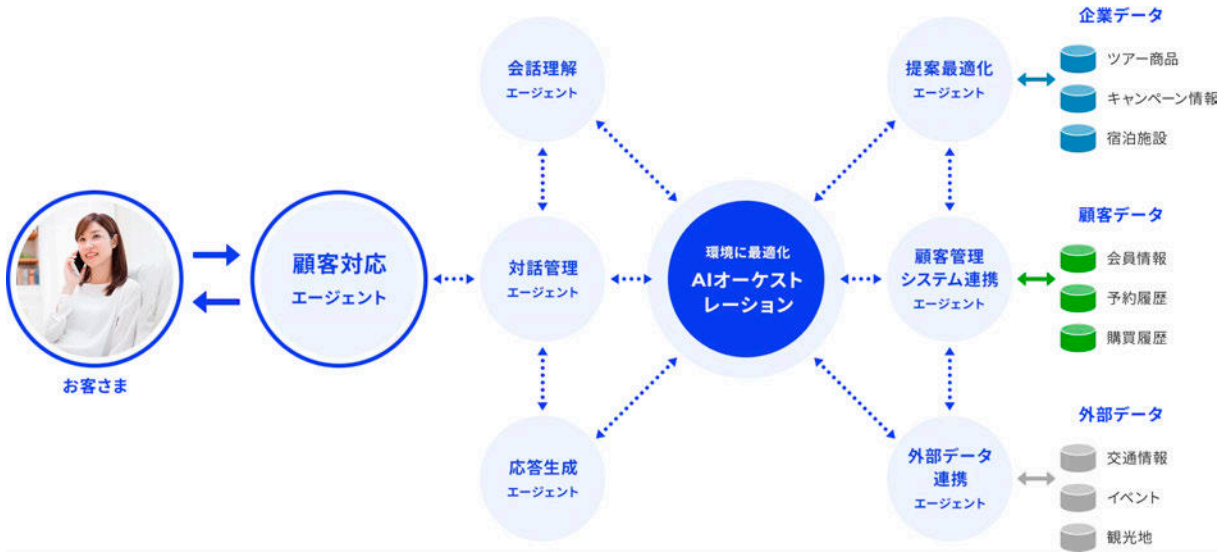

（出典）Gen-AX「X-Ghost」

イオンは、実店舗における取組として、従業員向けにマニュアル等を学習させたAIを搭載した端末「AIアシスタント」を開発し、一部の店舗で実際に導入している[*20]。AIアシスタントは、免税対応、商品の配送、落とし物の管理等、幅広い業務のマニュアルを学習しており、音声入力にも対応しているなど使いやすさの面でも現場の従業員から好評で、「黒子」として現場の業務の負担を軽減しているという（図表Ⅰ-2-1-18）[*21]。また、イオングループでは、金融や保険などを含む約300のグループ会社の顧客データの統合を進めつつ、自社でAIエージェントの開発にも着手しており、今後の構想として、顧客一人一人に応じた購買の提案や、購買の前提となる献立の提案を行うことなどを考えているという[*22]。

図表Ⅰ-2-1-18　店舗業務におけるAI活用（イオンリテール）

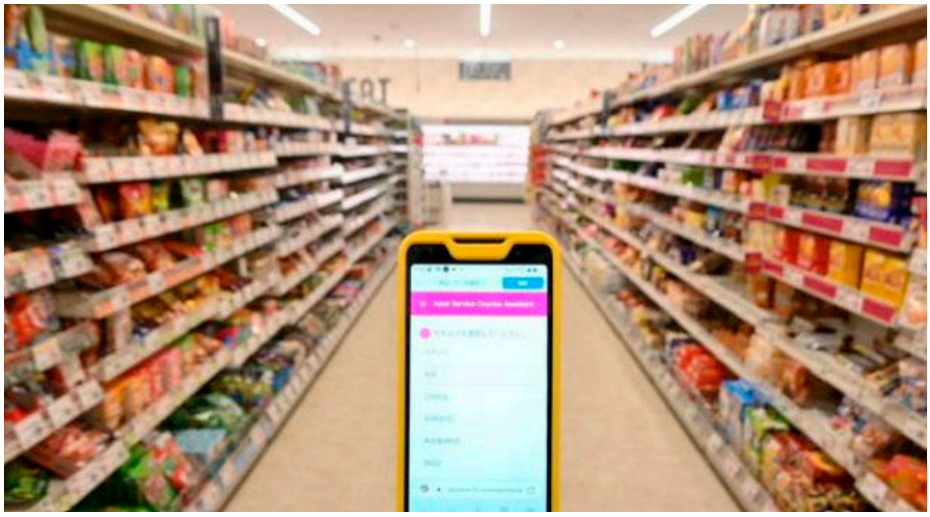

（出典）イオンリテール「次世代型“従業員マニュアル”生成AIを活用した「AIアシスタント」を実装」

＊20　イオンリテール株式会社「次世代型“従業員マニュアル”生成AIを活用した「AIアシスタント」を実装」〈https://www.aeonretail.jp/pdf/250515R_1.pdf〉（2026年2月25日、4月5日参照）
＊21　日経ビジネス電子版（2025年12月26日）中沢 康彦「イオン、AIを「黒子」に　現場の判断を支援」〈https://business.nikkei.com/atcl/NBD/19/special/02361/〉（2026年3月25日参照）
＊22　Nikkei Digital Governance（2025年9月5日）「イオン、自前のAIエージェント　傘下300社のデータ統合ーイオン　山崎賢CTOに聞く」〈https://www.nikkei.com/prime/digital-governance/article/DGXZQOUC259J60V20C25A6000000?msockid=2b6cac6ec2066e1e08b4bacac3146fd0〉（2026年2月25日参照）

6 経営・コーポレート業務

ア　経営業務

経営業務におけるAI活用の事例としては、キリンホールディングスの取組が挙げられる。キリンホールディングスは、過去10年分の取締役会、グループ経営戦略会議の議事録データ、社内データ、外部の最新情報を読み込ませ、財務、マーケティングなど異なる役割を持たせたAI役員「CoreMate」を開発した。CoreMateは、経営戦略会議で付議を行う予定の起案者が事前の壁打ちに活用することで、多様な経営視点を取り込み、資料作成の精度も向上する等、生産性の向上に寄与するとしている。また、キリングループの経営知見に加え、外部の専門知識も継続的にアップデートしており、それらのデータと、経営会議の会議中の発言から抽出された論点や意見を経営陣に提示できるため、CoreMateを活用することで、変化の激しい外部環境に対応しながら、イノベーション創出につながる意思決定を加速することが期待されるとしている（図表Ⅰ-2-1-19）[*23]。

図表Ⅰ-2-1-19　経営業務におけるAI活用（キリンホールディングス）

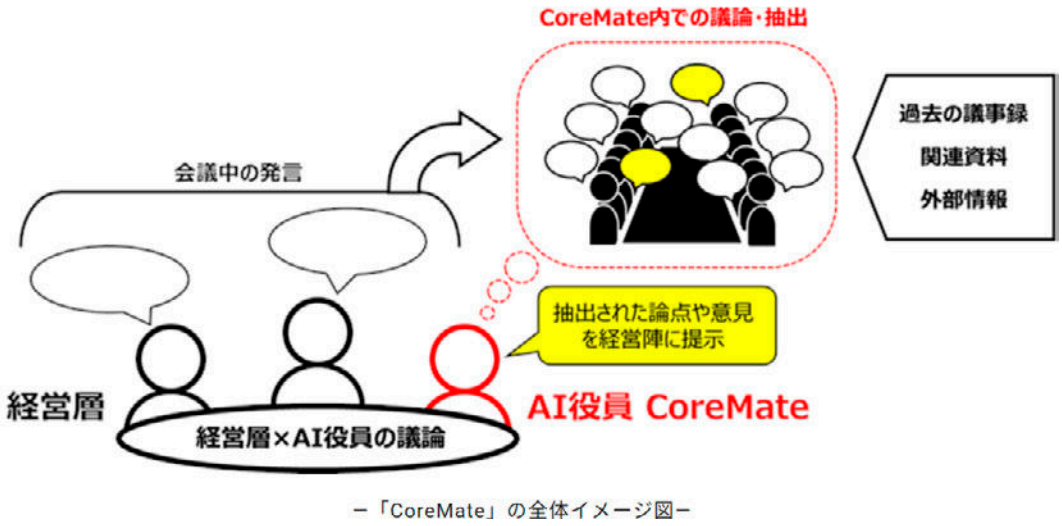

－「CoreMate」の全体イメージ図－

（出典）キリンホールディングス「「KIRIN Digital Vision2035」に基づき、AI役員を導入」

イ　コーポレート業務

コーポレート業務におけるAI活用に関しては、経理・財務の領域について、以下に事例を概観する。

経理・財務領域においては、スタートアップのラクスの事例が挙げられる。ラクスは、ユーザーがスマートフォンのアプリ上で領収書を選択するだけで、AIエージェントにより最適な精算データの自動作成、関連する事前申請やクレジットカード明細の紐づけ、勘定科目等の入力も自動化できる経費精算システム・サービスを提供している。また、作成された申請の内容については、社内ルールに沿っているかをチェックする機能を活用して確認することができ、申請作業の時間短縮や業務負荷の大幅な軽減に寄与するという[*24]。

＊23　キリンホールディングス株式会社（2025年8月4日）「「KIRIN Digital Vision2035」に基づき、AI役員を導入」〈https://www.kirinholdings.com/jp/newsroom/release/2025/0804_02.html〉（2026年3月25日、4月5日参照）
＊24　株式会社ラクス「ラクス、経費精算をAIが自動で作成する「楽楽AIエージェント for 楽楽精算」β版を提供開始」〈https://www.rakus.co.jp/news/2025/1201.html〉（2026年2月25日参照）

3　日本企業におけるAI活用の先進事例（個別ヒアリング）

2では、企業活動の領域別に、生成AIを含めたAIの具体的な活用事例を概観してきた。日本においても、現在、様々な企業が様々な領域で、AIの導入と活用による業務の効率化や生産性の向上に取り組み、また、AIを活用した他社向けのサービスの開発・展開に取り組んでいることが見て取れる。

ここからは更にフォーカスを絞り、AIの活用において先進的な取組を進める複数の企業に対して実施したヒアリング調査[*25]の結果を採り上げ、経営戦略におけるAI活用の位置づけ、人とAIとの協業の考え方、AIの活用推進のための組織体制・環境整備、AI活用の効果、人材育成・風土改革、ルール・ガバナンスの構築等について、先進的な企業の取組状況を概観する。

1　中外製薬の事例

ア　経営戦略におけるAI活用の位置づけ

中外製薬では、2020年に策定した全社の経営戦略「TOP I 2030」において、2030年までの成長戦略の最も重要なキードライバーの一つにDXを定め、この全社的な経営戦略に基づき、デジタル戦略「CHUGAI DIGITAL VISION 2030」[*26]を策定しAIを活用したビジネス変革とイノベーション創出に取り組んでいる（図表Ⅰ-2-1-20）。

図表Ⅰ-2-1-20　経営上のデジタル戦略（中外製薬）

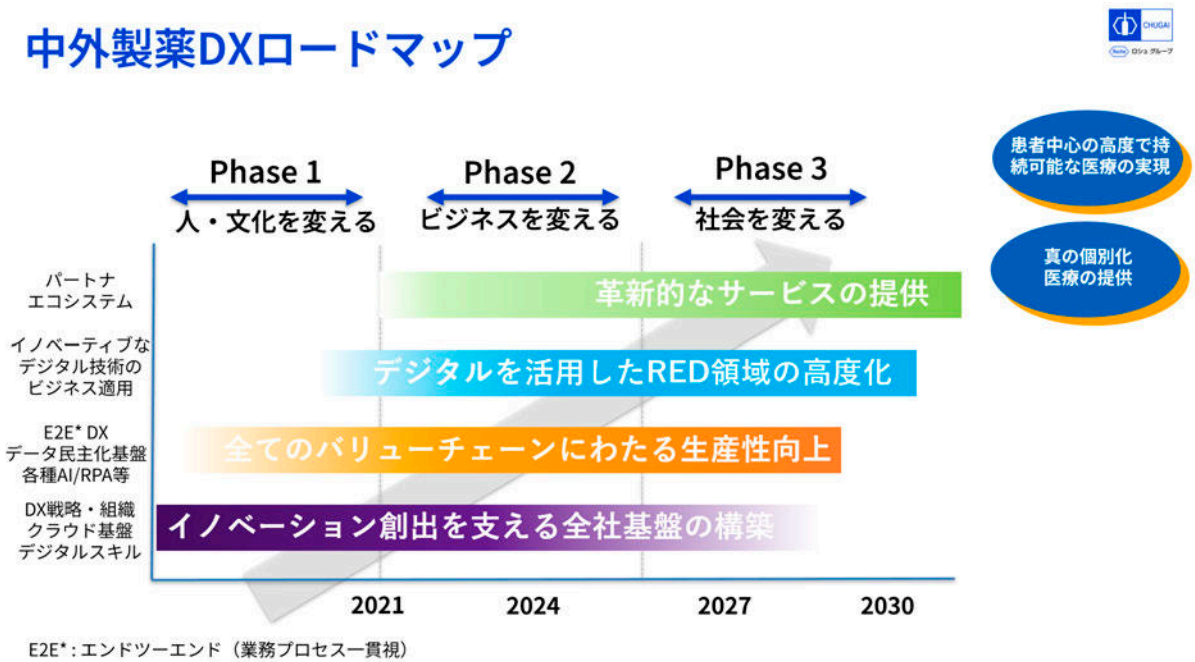

（出典）中外製薬[*27]

中外製薬によれば、AI活用を比較的順調に進めることが出来ている理由の一つとして、経営層の強力なコミットメントに支えられていることが大きいという。経営層が「競争環境のなかでいつディスラプト（淘汰）されるかわからない」との危機意識を持っており、その危機意識の下で、AIを使わないことこそがリスクと捉え、経営層が積極的にAIに取り組む姿勢を明確に示しているという。2025年に

＊25　紙幅の関係から、ヒアリングにご協力いただいた企業の方々の取組全てを網羅して記載することが困難である。今回の調査でヒアリングにご協力いただいた企業は次の各社であり、ここに記して感謝を申し上げる。中外製薬株式会社、イオン株式会社、ダイキン工業株式会社、日清食品ホールディングス株式会社、アイニコグループ株式会社及び小松鋼機株式会社
＊26　中外製薬「CHUGAI DIGITAL VISION 2030」〈https://www.chugai-pharm.co.jp/innovation/digital/vision.html〉（2026年4月6日参照）
＊27　中外製薬より提供。

は、急速に進化するAIに対応し、戦略の実行スピードを向上させるために、AIにフォーカスしたビジョン「Chugai AI Strategy」を定めた*28。AI活用が社内で急速に進む中、“成長戦略に基づき、AIがどう使われるべきか、AIをどう位置付けるのか”を改めて経営層から明確なメッセージとして打ち出すことが策定の狙いであるという（図表Ⅰ-2-1-21）。

図表Ⅰ-2-1-21　経営上のAI戦略（中外製薬）

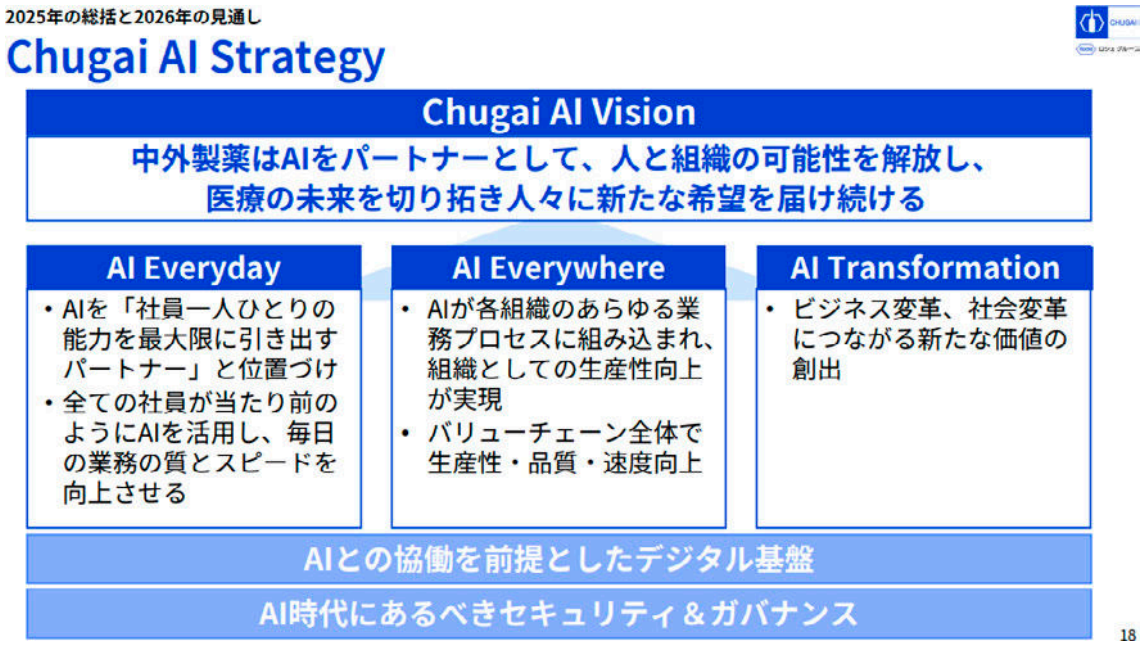

（出典）中外製薬*29

イ　人とAIとの協業の考え方

この「Chugai AI Strategy」では「Chugai AI Vision」として、“中外製薬はAIをパートナーとして、人と組織の可能性を解放し、医療の未来を切り拓き人々に新たな希望を届け続ける”という方向性を示し、「AI Everyday」・「AI Everywhere」・「AI Transformation」という3つの柱を打ち出した。“AIをパートナーとする”という言葉には、AIは”新たな取組みに向かう人間の力を解放し、時間を作り出すために、バディとして能力を高めてくれる存在”であるとの考え方が込められており、このビジョンに基づきAIの役割に関して、社内で活発な議論が始まっているという。その上で、人間には「問う」ことを行えることに価値があり、AIをパートナーとして使いこなすためには、AIへのインプットの質を上げ、AIのアウトプットを判断するという両面で、人間側の知識や判断力が求められるとしている。

ウ　AIの活用推進のための組織体制・環境整備

中外製薬では、AI活用を含めデジタル戦略の推進に当たり、事業部門とDX部門それぞれの専門性を持ち寄った上での共創がポイントと考え、DX部門における組織体制を縦割りから横割り組織（戦略企画機能と戦略推進機能）に再編した上で、事業部門との接点を戦略企画機能に集約した。これにより、一貫した戦略に基づき、事業部門のニーズを集約して事業部門との共創による価値創出の加速が可

＊28　中外製薬（2025）「CHUGAI AI Strategy」（中外製薬2025年12月期決算説明会資料 P18）〈https://www.chugai-pharm.co.jp/cont_file_dl.php?f=FILE_5_74.pdf&src=[%0],[%1]&rep=119,74〉（2026年4月6日参照）
＊29　同上。

能になったという。さらに、2025年には、事業部門ごとの個別ニーズに対応できる体制を構築するため、DX部門の中に「ビジネスアーキテクトグループ」を新たに立ち上げ、事業部門・部署によって異なる要件・ニーズと最新の技術のブリッジ（橋渡し）を推進している。

また、技術的な環境整備としては、著しく進化する技術にキャッチアップするため、2024年から、常に各社の最新のAIツールを使える環境（AIプラットフォーム）を社内に提供している。AIプラットフォームでは、コスト管理、ガバナンス管理、セキュリティガイドライン等の運用面のほか、AIツールの利用状況に基づくパフォーマンス管理、各部署のAI関連予算管理も含めた包括的な管理が行われている。最新のAIツールを積極的に導入するのは、AI技術の進化が急速で、新しいAI技術が出ると低コストで同程度のアウトプットを出せるようになるためで、特に基幹業務に適用する場合に大きな影響になりうるためであるという。

エ　AI活用の効果等

中外製薬では、先述のAI戦略「Chugai AI Strategy」に基づき、段階的にAI活用の推進に取り組んでいる。まず、一つ目の柱である「AI Everyday」として、全社員が業務の質とスピードを向上させるためにAIを活用する段階である。今後、AIはパソコンと同様に、使いこなせない人がビジネスに着いていくのが困難な時代になっていくと捉えており、約7,800名の社員向けに内製開発した生成AIアプリ「Chugai AI Assistant」は平均約5,400人のユニークユーザがいるという[*30]。

次に、二つ目の柱である「AI Everywhere」として、組織全体の生産性向上の視点で、人間が一連の業務を行うという前提で設計されていたビジネスプロセスを全て書き換えていく必要があるとの認識の下、全社的にビジネスプロセスへのAIの埋め込みを推進し、ビジネス全体の構造変革（リストラクチャリング）に取り組んでいる。

中外製薬では、従来から研究開発領域において、新薬開発の期間と費用の圧縮、ならびに開発の成功確率向上を目指し、AI創薬基盤「MALEXA」（Machine Learning x Antibody）等を独自に構築して活用し、創薬プロセス等の変革に取り組んでおり、また、研究開発から生産、営業に至るバリューチェーン全体の効率化にも取り組んでいる。

AI活用の効果的なユースケースについては、社内向けの周知に加えて、積極的に社外メディアにも情報発信し横展開に取り組んでおり、今後はこうした成功事例をより効果的に全社に広げていけるよう仕組み化することも検討しているという。

オ　人材育成・風土改革

今後、AI活用を推進するためには事業と技術の両方を理解する人材が必要であるという認識の下、各事業を理解するAIエンジニア等の人材、また、事業部門においてAIスキルを持つ人材の双方の育成に取り組み、デジタルを活用した事業変革を“自分ごと”として捉える風土の醸成につなげている。

デジタル人材育成の取組として「Chugai Digital Academy」を設立し、そこで包括的な育成プログラムの実施に取り組むほか、DX部門と事業部門の積極的な人材流動、全社員が参加可能なボトムアップ型のアイデア創出プログラム「Digital Innovation Lab（DIL）」等を実施している。DILは、事業部門側からのニーズを踏まえてDX部門の予算でPoC（概念実証）まで実施できる仕組みであり、採択においては、ROI（投資利益率）を問わず、先進性、拡張性、将来性等、ビジネスに与えるインパクトの可能性で判断するとしていた。このような取組によりボトムアップ文化が定着した現在では、

＊30　中外製薬より提供。

「実用最小限の製品」（Minimum Viable Product：MVP）のアプローチとして、実業務でアジャイルに導入していくとしている。

また、ジョブ型雇用の下、あくまでも意欲がある人がチャレンジできる環境を整備するため、DX部門においても年齢や採用区分の基準を設けず応募を受け付けており、実際、若手レベルから、ベテランのマネージャーレベルまでが応募してきているという。

カ　ルール・ガバナンスの構築

中外製薬は、ビジネスプロセスの変革においては個人作業の効率化とは異なり、人間とAIの役割分担について十分に検討した上で、ガバナンスに基づきAIを活用するべきであると考えている。AIに行わせた方が良いプロセス、人間が責任を取らなければならないのはどこかという点を見極めた上で、人間の判断や確認を適切に介在させる「ヒューマン・イン・ザ・ループ」を重視し、ビジネスプロセスの再設計に取り組むことが必要であるとしている。

この点、同社は、生成AIが登場する以前の機械学習の時代から、AIを活用した創薬に取り組んでおり、内部統制上必要なリスク管理として、AIアルゴリズムをリスク評価によってカテゴライズし管理してきた。その後、生成AIの活用が進み、利用の裾野も広がっていることを踏まえ、利用ポリシーやガイドライン、評価スキームの整備を継続的に実施しており、今後社内業務に留まらない形でAIの活用が進む場合に備えて、利用ルールやIT統制といった様々な方向からの検討も継続しているところであるという。

2　アイニコグループの事例

ア　経営戦略におけるAI活用の位置づけ

奈良県や京都府南部を中心に、注文住宅、リフォーム、介護、保育、DXコンサルティング等を手がける中小企業であるアイニコグループ株式会社では、経営者自身が生成AIを壁打ちに活用し始めた際、「AIの登場はクラウドコンピューティング登場時以上の衝撃であり、AI前提の働き方に変えなければ会社の将来はない」という認識に至り、すぐに社内での活用推進を指示したという。

背景には、同社が創業初期から大切にしてきた「仕組みづくり」の文化があり、長期にわたってお客様の笑顔を守り続けるという経営姿勢のもと、次代への人材育成と業務の標準化・マニュアル化を全社的な習慣として積み重ねてきたという。この「改善を重ねることへの拒否反応がない」土台に加え、「早く試して早く判断する」スモールスタートを重視する経営者の姿勢の下、AI活用のためのプロジェクトをスタートさせたという。

イ　AIの活用推進のための組織体制・環境整備

AI活用プロジェクトを開始する以前から、社内でChatGPT等のAIツールは導入されていたが、個人利用に留まっており、AIを業務全体にどのように展開していくかが課題であったという。

そこで、まず、専門の支援業者（株式会社THA）とも連携の上、全社員向けに勉強会を開催し、業務に直結する内容というより、親しみやすい物語を題材にAIとやりとりすることを社員に体験させ、AIでどのようなことができるのか、可能性について楽しく理解できるような機会を設定した。

その後、本格的なAI活用プロジェクトを1年間集中的に実施した。AI活用に挑戦したい社員を各部署から募り、全10事業部から2名程度、計21名がAI活用プロジェクトに参加した。各事業部の課題認識を起点に、AIで解決したい課題と目標を設定し、週1回1時間程度の勉強会の中で進捗確認や専門家によるアドバイス等を実施するとともに、3か月、6か月、12か月のマイルストーンを設定してその

時点における成果共有の機会を設けた。

12か月目に最終報告会を開催、全10事業部の合計で年間2,247時間分もの業務時間削減につながった等の最終成果が報告されたという。

ウ　AI活用の効果等

当該プロジェクト参加者は、通常業務と並行してAI活用に取り組んでいたが、結果として、全ての事業部で各種AIツールを活用し、それぞれの業務課題の解決につながる効果を挙げたという。例えば、イで述べた年間2,247時間分の業務時間削減には、複数の社内業務を自動化し年間880時間の削減（広報部門）、利用者の送迎ルートの最適化システム作成等で年間170時間の削減（介護事業部門）、問合せ対応のテンプレート化・自動化で年間897時間の削減（不動産事業部門）といった成果が含まれているという*31。

エ　安全なAI活用のための工夫

過度な恐れが先行することによって活用が進まない可能性もあることから、最低限のルールとして個人情報を入力しないこと、オプトアウト設定を必ず行うこと等を適切に周知するといったリスク管理のもとで利用する方針であるとしている。また、社内で未使用の新しいツールを使用したい場合は、セキュリティ面に関する情報を確認しつつ、支援業者にも都度相談し、専門家のアドバイスを受けながら導入の可否を検討しているという。

オ　成果につながった要因と今後の展開

アイニコグループでは、業務スキルの属人化を防ぐ観点から、業務フロー整備やタスクリスト・チェックシート整備、業務手順の動画化等に取り組む習慣が根付いており、こうした仕組み化による業務プロセスの効率化・改善が定着している社内風土・文化が、AIツール活用においても有効であったように感じるという。また、専門家によるAI活用推進プロジェクトへの支援は、「その課題はAIで解決すべきかどうか」といった課題設定時における判断と、「このやり方ではうまくいかない」といったプロジェクト始動後における個別の相談の局面において、特に有効であったという。

AI活用については、1年間のプロジェクト終了後も、勉強会を月1回のペースで継続しているとともに、支援業者が主催するAIコミュニティに参加し、技術に関する情報や他社におけるAI活用事例の情報の共有を受けているほか、困りごとが生じれば、都度、支援業者に相談できる環境も継続しているという。

さらに、2026年4月からは、各部門からAI活用専任のスタッフを選出し、更なるAI活用推進に取り組んでいく予定であるとしている。

4　企業活動における効果的なAI導入・活用に向けて

前項では、AIの活用において先進的な取組を進める複数の企業に対して実施した、ヒアリング調査の結果を概観した。紙幅の関係で今回記載し切れなかった事例も含め、ヒアリング調査の結果を踏まえると、効果的なAI導入・活用を進める企業においては、企業規模の程度に関わらず、経営層の理解やリーダーシップ、事業現場の個別ニーズや課題に応じたAI活用の検討、AI導入・活用の段階的な推進等、一定の共通要素が存在しているように見て取れる。

*31　アイニコグループ株式会社より提供（2026年4月1日時点）。

そこで、本項では、事例調査の締めくくりとして、企業においてAI導入・活用を効果的に進めていくために重要となる要素やステップ等に関し、企業ヒアリングとは別に有識者に実施したヒアリング内容も踏まえながら、考察を試みる*32。

1 AI導入・活用を効果的に進めていくために重要となる要素

ア　経営戦略に基づくAI活用方針の決定

今回の調査で個別のヒアリングを実施した、AI活用で先進的な取組を進める企業では、企業全体の経営戦略の重要な要素としてDXを位置付けており、AIの導入・活用についても、経営課題を解決し、企業の競争力を強化する観点から、経営層がその有効性を認識している。その上で、AI活用に優先的に取り組むべき領域を具体的に明示している企業も見られた。また、経営層による社内外への積極的な発信があることも共通の特徴の一つとして挙げられる。

本節1における企業向けアンケート調査結果からは、日本では、今回調査した他の3か国に比べてAIを効率化ツールとしてとらえている傾向が見られた。一方、今回個別のヒアリングを実施した、AI活用で先進的な取組を進める企業では、経営層が、業務の効率化に留まらず業務の変革をもたらしうるものとしてAIを位置づけていることがうかがわれた。今後更なる普及が見込まれる日本の企業活動におけるAI活用については、こうした経営層における意識の変革が伴うことが望ましいと考えられる。国立情報学研究所の佐藤一郎教授は、「企業経営者はAIをコストではなく資産として位置付けるべきであり、企業は業務の自動化を目標にするのではなく、ノウハウや知見を資産化するための手段としてAIを捉え、導入した方が良い」と指摘している*33。AIが企業にとっての資産として位置付けることが可能であるのは、「AIによって、これまでできなかったことができるようになり、新たな価値を創出できるようになること」や「これまで現場や個人のレベルで蓄積されてきた知見を、無形資産として企業全体が活用可能になること」によるという*34。

また、AIの活用が作業の自動化に留まると、効率はたしかに向上するが、AI自体の資産価値は上がらないことになる一方、知見・知識・ノウハウをAI化することは、利用すれば利用するほどAI側に知見が蓄積されてゆき、時間とともに価値が上がるようなAIを作れることにつながるとし、そういったAI活用を行えるかどうかが、今後の企業の成長等を左右するのではないか、と佐藤教授は示唆している*35。

イ　AI活用を前提とした業務変革

本調査でヒアリングを実施したAI活用先進企業の多くは、個人作業の効率化に留まらず、AI活用を前提とした業務の抜本的な変革に係る取組を進めている。業務プロセスの再設計に当たっては、各社、人間とAIの役割分担の設計を重要視している。業務領域の特性や人間が負うべき責任の範囲を見極め、業務プロセス全体において「どのタスクはAIを人間の思考や判断の補助として用い、どのタスクはAIに自律的に実行させるべきか」といった点を検討している。

AIの適用領域を検討・設計する際には、企業価値や競争力を最大化することにどれだけ寄与するかといった評価に加え、人間が負うべき責任の範囲といったガバナンスの観点、また、AIの技術的な特性も踏まえて総合的に検討することが求められる。特に、生成AIは、事実とは異なる情報を出力して

＊32　本項で示す内容は、今回実施した調査に基づく一つの考察・分析の例であり、これに該当しない又はカテゴライズされない他のアプローチや取組について、否定又は排除するものでは一切ない。
＊33　国立情報学研究所 佐藤一郎教授へのヒアリングに基づく。
＊34　同上。
＊35　同上。

しまうハルシネーション、ユーザーに過剰に同調してしまうシカファンシーといった現象のほか、偏見やバイアスにつながる出力リスクも指摘されている。

こうしたAIの特性も含めた総合的な観点から、人間とAIの協働により成果を最大化できるよう、個別の業務領域への組み込みを設計していく必要がある。

なお、企業活動における各業務領域において、現在、どのような形でAI活用・人間とAIの協働に関する事例が見られるかについては、本節 2 日本企業におけるAI活用事例（業務領域別）で概観している。

ウ　AI活用の効果創出を支える環境・基盤の整備

さらに、本調査でヒアリングを実施したAI活用先進企業は、自社で見定めた業務領域でAI導入・活用を進めつつ、効果創出とリスク対策を両立させるため、全社的な仕組みや環境を整備している。

（ア）組織体制

本調査でヒアリングを実施したAI活用先進企業の多くにおいて、まず、事業部門の現場における個別のニーズや課題意識を検討の起点としており、そこに、AI活用を推進するDX推進部門が、具体的なアイデアの創出、AI導入に際しての技術的アドバイスやセキュリティ対策、効果測定のほか、AIスキル等の学習や知見共有を受けられる機会の設定といった伴走支援を担当していた。各社共通して、現場が抱える具体的な業務課題やニーズ、また詳細な業務プロセスに対してAIを適用することによって、真に価値を創出できるためとしている。

なお、DX推進部門は、これら事業部門の伴走支援と並行して、全社DX戦略に基づき、全体最適を見据えた共通基盤の整備、部門横断的な変革の推進、効果測定等を担っていることが多い。

（イ）技術的な環境ならびにデータの整備

本調査でヒアリングを実施したAI活用先進企業、特に全社的にDXを推進する専門的な部門を擁する大企業においては、各事業部門での変革の取組を支援するため、最新のAI技術を活用可能な共通基盤を整備するとともに、社内システムや社内データとAIの連携を進めている。

例えばイオングループでは、幅広い業態で蓄積された膨大な顧客データの活用に向け、複数のAIエージェントが連携するマルチエージェントシステムを内製により開発中であるという*36。また、ダイキン工業では、空調機の専門知識に関する生成AIの精度向上を目指し、独自のLLM開発に着手しているという*37。いずれも、自社で独自のノウハウやデータを持ち、競争力の源泉となる領域において更なる価値創出を図るための取組といえる。

国立情報学研究所の佐藤一郎教授は、「AI導入に成功するための最初のステップとして、AIに対応するデータがあるかどうか、つまり「AI-Ready」化が出来ているかどうかという点がある」と指摘しており、特に、AIエージェントの活用に向けては、データの精度と鮮度がより重要となってくるという*38。また、AIの学習用データの整備においても生成AIを活用することが有効であり、AIの学習用に特化したデータ（画像データ等）を作成する生成AIも、今後キラーアプリになりうると指摘している*39。

なお、企業においてAI導入・活用を本格的に進める場合、ピークの読めないトラヒック負荷が企業

*36　イオン株式会社へのヒアリングに基づく。
*37　ダイキン工業株式会社へのヒアリングに基づく。
*38　国立情報学研究所 佐藤一郎教授へのヒアリングに基づく。
*39　同上。

のネットワーク環境に生じうるとの分析もあり、リアルタイム性とデータ処理能力、双方のニーズに対応する技術としてNaaS（Network as a Service）の利用が有効であるとの指摘もある*40。

（ウ）人材育成

本調査でヒアリングを実施したAI活用先進企業においては、社内に独自のDX人材育成プログラムを持ち、事業部門の現場において、AIを含めデジタル技術を用いたビジネスの変革や新規ビジネスの創出を実現できる人材の育成を強化している。

先述した中外製薬の事例のほか、ダイキン工業の事例が挙げられる。ダイキン工業では、2017年に「ダイキン情報技術大学」（DICT）を立ち上げ、新入社員向け、既存社員向け、基幹職向け、幹部向けの4階層で講座を開催している（図表Ⅰ-2-1-22）。新入社員向け講座では、毎年100名程度を対象とし、AIやデータ分析技術に関して2年間もの長期にわたる専門的な教育カリキュラムが組まれている。ダイキン情報技術大学の“卒業生”は各部門に配属された後、AI等のデジタル技術を活用して、事業部門の現場から業務変革を担うキーパーソンとして活躍しているという*41。

図表Ⅰ-2-1-22　デジタル人材を育成する仕組み（ダイキン工業）

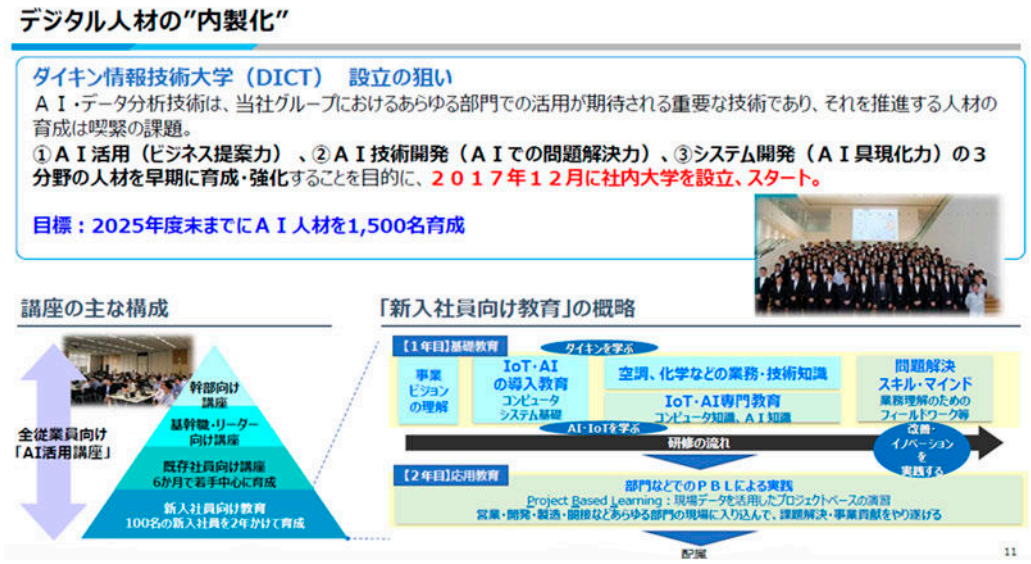

（出典）ダイキン工業

（エ）ルール・ガバナンス体制の整備

本調査でヒアリングを実施したAI活用先進企業においては、各事業部門において生成AI活用を推進するに当たり、従来からの継続的なAI統制、AIリスク管理に加え、生成AIによる利用の裾野拡大を受けて、利用ポリシーやガイドライン整備、評価スキームの仕組みづくりなどの対応を進めている。今後も、AI技術の進展やセキュリティリスクの高まりを受け、引き続き情報収集を行いつつ、法務部門等の各部門と協力して対応に当たるとしている。

また、生成AIと社内データや社内システムとの連携が普及していく中で、データへのアクセス権限についても、より慎重に設定する必要が出ている。AI活用先進企業の社内でも、部門や職階によって

＊40　BUSINESS JOURNAL（2026年4月21日）BUSINESS JOURNAL編集部（小平 貴裕 協力）「日本企業の53%が注目する「NaaS」とは？ネットワークは“持たない時代”へ」〈https://biz-journal.jp/company/post_394369.html〉（2026年4月21日参照）。同記事によれば、「NaaSとは、ネットワークインフラを自社で構築・保有するのではなく、クラウドのようにサービスとして利用するモデルを指す。ユーザー企業は、回線やルーター、スイッチといった物理機器を保有せず、必要な帯域や機能をサブスクリプション形式で利用する。」とされている。
＊41　ダイキン工業株式会社へのヒアリングに基づく。

アクセスすべきでない情報を出力することがないよう、AIが参照するデータの範囲を絞って利用可能にするなどの対策がとられている。

さらに、対外的な業務での生成AI活用や、自律性の高いAIエージェントの活用が進むことも見据え、企画・設計時点の審査体制等も含めた整備の必要性を認識して対応の検討を開始している。

2 AI導入・活用による効果創出のステップ

本調査でヒアリングを実施したAI活用先進企業の一部には、生成AIの登場以前から、一部業務において従来型の機械学習によるAIを業務に取り入れていた企業もあるが、生成AIの登場以降、より幅広い領域での効果創出に向け、各社段階的な取組を進めている。

段階的な取組の第一歩として、まずは比較的安価で導入しやすい汎用AIを、社員の個人作業で活用することを組織的に浸透させることにより、AIの特性と適用可能な業務への理解を社内全体で深めていくことが考えられる。その上で、自社の経営戦略・経営方針に基づき人間と生成AIとの協業の在り方を検討・定義し、組織的な取組として、業務プロセス全体をAI前提で変革していくことが考えられる（図表Ⅰ-2-1-23）。

図表Ⅰ-2-1-23　AI導入・活用による効果創出のステップ（イメージ）

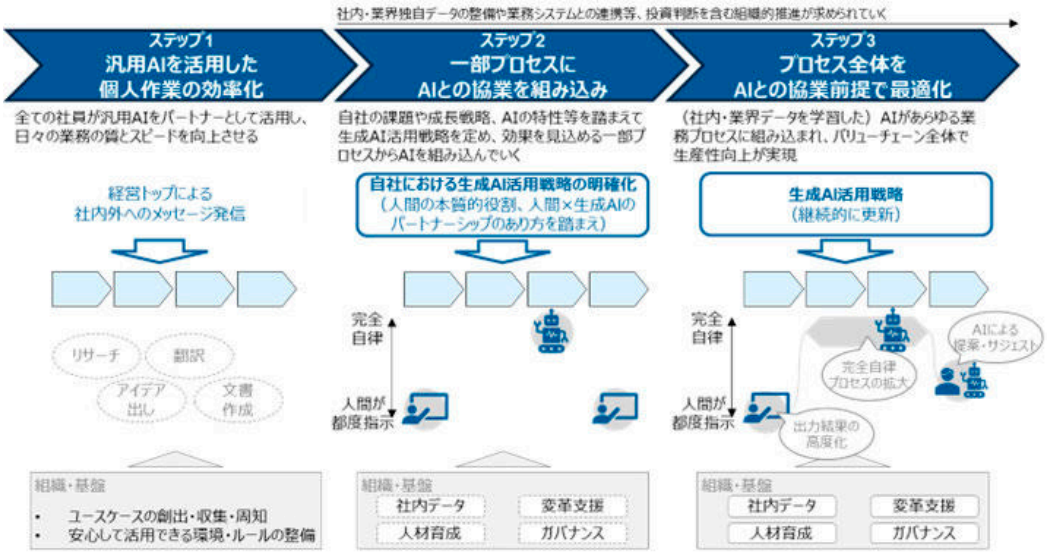

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

ア　汎用AIを活用した個人作業の効率化

個人作業の効率化という観点では、ChatGPTやGeminiなどの汎用的な生成AIツールを導入することのみでも一定の効果を見込めるため、まずは少ない投資で、社員が安全に汎用的なAIツールを活用できる環境を構築することから開始することが考えられる。社員が個人の判断でAIを業務に使用する「シャドーAI」は、入力した機密情報の流出等のリスクを孕む。企業内に、情報漏えい対策等を適切に施した生成AIの活用環境を整備し、あわせて、利用時のルールやガイドラインを整備・周知することで、生成AIを個人作業の効率化のために安全に活用できるようになる。

ただし、汎用的なAIツールが導入されても一部の積極的な社員が活用するのみで、全社的な活用と効果創出に至らない可能性もある。本調査でヒアリングを実施したAI活用先進企業は、生成AIの活用環境の整備で終わらせず、活用ユースケースの収集や社内展開、定期的なワークショップ開催など、具体的な活用シーンと効果を実感できるような活用促進策を実施することにより、会社全体への浸透を実

現している。なかでも、日清食品グループ（図表Ⅰ-2-1-24）では、生成AIの活用効果を見込める対象業務を部門ごとに選定した上で、プロンプトのテンプレート（ひな形）を作成し、AI活用効果を測定する取組を少しずつ社内展開していった結果、社内の生成AI利用率が直近では7割超にも到達しているという。

図表Ⅰ-2-1-24　社内生成AI環境（初回ログイン時に表示されるCEOメッセージ（日清食品ホールディングス））

（出典）日清食品ホールディングス（2024）[*42]

イ　AI活用を組み込んだ業務変革へ

次に、AI活用を前提とした業務の変革においては、企業の経営戦略や成長戦略に基づき、経営層の判断でAI活用に優先的に取り組むべき業務領域を検討し、当該業務領域の特性や人間が負うべき責任の範囲を見極めることが重要である。その上で、業務プロセス全体において「どのタスクはAIを人間の思考や判断の補助として用い、どのタスクはAIに自律的に実行させるべきか」といった点を検討し、業務プロセス全体を設計していく必要がある。また、社内システムや社内データとAIの連携等を進めていくに当たっては、投資判断を含めた組織的な取組が求められていくと考えられる。

＊42　日清食品ホールディングス（2024）「生成AI活用の取り組み」（2024年3月期テーマ別IR資料 P5）〈https://media.www.nissin.com/jp/company/ir/library/event/pdf/20240314_2.pdf〉（2026年4月6日参照）

第2節　最近の研究開発・社会実装動向

AI分野は日々新たな技術やモデルが発表されるなど、目覚ましく技術革新が進んでいる分野である。そのため、その動きの全てを採り上げることはできないが、日本が有する強みやポテンシャルという観点も踏まえながら、最近の研究開発や社会実装における動向を概観する。

1　小規模言語モデル

1　概要

ア　定義

小規模言語モデル（SLM：Small Language Model）については、一般に、大規模言語モデル（LLM）と比較してパラメータ数が小さいモデルとされるが、その規模感については幅があり、厳密な定義は統一されていない状況である。海外におけるSLMのベンチマークに関する研究論文では、パラメータ数が70億以下のモデルをSLMとして取り扱っている一方で[*1]、IBMはSLMのパラメータ数について数十～数百億程度としており[*2]、また、人工知能学会の論文においては、140億パラメータ以下のモデルをSLMとして扱う事例も存在する[*3]。本節では、おおよそパラメータ数が百億程度までのモデルをSLMとして取り扱う。

イ　特徴

SLMはLLMと比べ、パラメータ数が少なく、LLMを利用した効率的な学習なども用いられているほか、カスタマイズが容易である。また、特定分野に限定した学習をさせることで、軽量で特定分野に高い精度をもつモデルの構築も行われている。さらに、計算量が抑えられていることから、計算資源や消費電力の制約がある環境でも利用可能であり、エッジデバイス上での実行に適している。エッジデバイスでの利用は通信を必要としないため、個人情報などプライバシーの保護やセキュリティの観点でも期待が集まっている[*4][*5]。

一方で、パラメータ数が少ないことで、知識のカバー範囲や複雑な推論能力には限界があるとされており、汎用的な知識や高度な推論が求められる用途においては、SLM単体での対応には限界がある。そのため、実務においては検索拡張生成（RAG）を用いた外部知識の活用や、LLMとSLMを組み合わせた構成が有効なアプローチとして整理されている[*6]。

国立情報学研究所の佐藤一郎教授[*7]は、SLMの発展について、当初LLMが性能を重視して開発されてきたが、現在はデータ量などを減らせることがわかり、小型化の技術が非常に進んでいるという。また、SLMの技術発展に伴い、スマートフォンやタブレットといったデバイスでは、デバイス上で利用可能なSLMの性能の限界から、ユーザーが満足する性能を実現できるか不確実なため、SLMの利用が必須にはならないが、デバイスとしてのパソコンは、スマートフォンやタブレットとの差別化のためにSLMが動くことが必須となってくる可能性があり、SLMが動く必要があるデバイスとそうでないデバイスで二極化が進むと指摘している。

＊1　Pham, N. T. et al.（2025）“SLM-Bench: A Comprehensive Benchmark of Small Language Models on Environmental Impacts.”（Association for Computational Linguistics『Findings of the Association for Computational Linguistics』EMNLP 2025 pp. 21369-21392）
＊2　Rina Diane Caballar「小規模言語モデルとは」〈https://www.ibm.com/jp-ja/think/topics/small-language-models〉（2026年1月30日参照）
＊3　杉山 弘晃（2025）「小規模な言語モデルに関する研究開発の動向」（『人工知能』40（3），328-336, 人工知能学会）
＊4　黒田 康浩, 小澤 佑介, 鈴木 文晴（2025）「小規模な言語モデルに関する研究開発の動向」（『人工知能』40（3），319-327, 人工知能学会）
＊5　日高 雅俊（2025）「エンドユーザデバイスにおける AIの推論・学習」（『人工知能』40（3），311-318, 人工知能学会）
＊6　脚注4に同じ。
＊7　国立情報学研究所 佐藤一郎教授へのヒアリングに基づく。

2 社会実装における期待

SLMは、その軽量性と通信を必要としない特性を活かし、社会実装の観点から多様な活用が期待されている。具体的には小型であることで、大規模な計算資源を必要とせず、端末内で処理を行うエッジAIとしての利用が挙げられる[*8]。また、SLMが通信を必要としないことに付随する結果として、セキュリティの向上も期待されている。スマートフォンやウェアラブル端末など、個人が利用するデバイスに搭載することで、即時応答が求められるサービスや、プライバシーの保護が必要な利用シーンへの応用が想定されている。さらに、金融やコード生成をはじめとする特定領域に特化したSLMを用いることで、安全性や信頼性を確保しながら業務支援を行う活用が期待されている[*9]。

3 国際競争における日本の位置づけ

国立情報学研究所の佐藤一郎教授[*10][*11]は、汎用LLMはコモディティー化が見込まれるため、日本は領域特化型のAIに注力すべきだとしており、また、領域特化型のSLMについて、特に、音声対応のAIの開発や、製造現場など市場が大きいだけでなく、安全性が高く高品質な日本の業務の特性を活かすことができる分野への応用に注力すべきと考えている。

佐藤教授[*12]によれば、製造現場などの産業分野では、日本独自の高い安全性や品質を実現する業務の仕方にAIを導入することで、より確実な業務の遂行といった改善効果が見込まれるという。例えば、電車の運転手が実施する「指さし確認」では、現状は実施者のみによる確認作業にとどまるが、AIを導入することで、指さし確認のし忘れをAIが指摘してくれるようになる。指さし確認をはじめとする、高い安全性や品質を実現する日本型の業務の仕方は、海外では導入が進んでいないものも多い。そこで、AIを利用して品質を高めた安全な業務の仕方そのものを海外展開していくことや、業務の仕方の国際標準化を先導していくことが日本の勝ち筋になり得るとしている。

4 研究開発動向

SLMの開発動向の概況として、実際にいくつかのベンチマークでLLMを上回る性能を持つモデルや、領域特化型のモデルの開発が進められている。このほかに、SLMで画像と言語といった複数のモダリティを統合するマルチモーダルな基盤の研究も行われている。

日本の動向に注目すると、純国産のLLM開発に取り組むPreferred Networksが、自社LLMの技術を活用した小規模モデルの開発も行っており、自動車や製造設備など、エッジデバイス向けの軽量モデルとして「PLaMo Lite」を提供している[*13]。PLaMo Liteは日本語性能を評価する各種ベンチマークで、同程度のパラメータ数の他モデルと比べ圧倒的に高い性能を示しており、パラメータ数の多いLLMと比べて遜色ない結果を示している（図表Ⅰ-2-2-1）。また、2025年には、ドローンやロボットなどの自律稼働デバイスやオンプレミス環境等、クラウド接続が難しい環境向けの軽量な視覚言語モデルを開発しており、経済産業省及びNEDOが実施するGENIAC（Generative AI Accelerator Challenge）のテーマとしても採択されている[*14]。

＊8　脚注5に同じ。
＊9　脚注4に同じ。
＊10　国立情報学研究所 佐藤一郎教授へのヒアリングに基づく。
＊11　佐藤一郎（2025）『2030 次世代AI 日本の勝ち筋』（日経BP）
＊12　国立情報学研究所 佐藤一郎教授へのヒアリングに基づく。
＊13　株式会社Preferred Networks「小型で軽量な小規模言語モデルPLaMo Liteの提供開始 - 株式会社Preferred Networks」〈https://www.preferred.jp/ja/news/pr20240828〉（2026年3月9日参照）
＊14　株式会社Preferred Networks「GENIAC第3期で自律稼働デバイス向けの軽量な大規模視覚言語モデルPLaMo 2.1-8B-VLを開発 - 株式会社Preferred Networks」〈https://www.preferred.jp/ja/news/pr20251216〉（2026年3月9日参照）

図表Ⅰ-2-2-1　PLaMo Liteの日本語性能評価

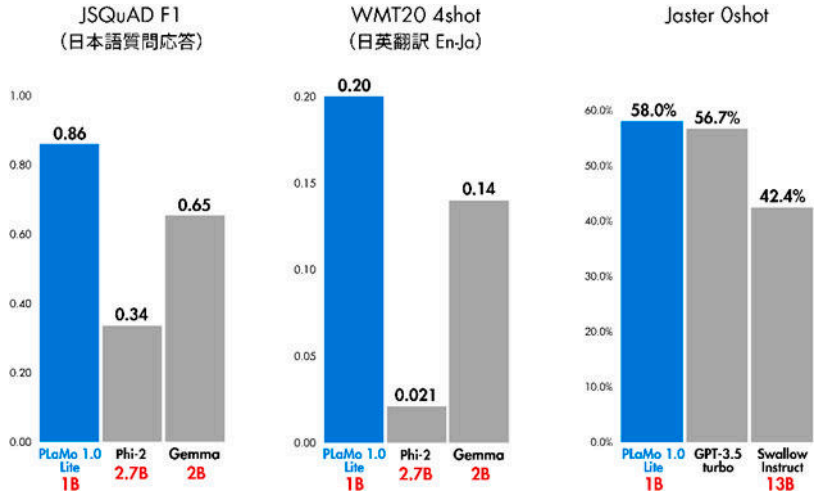

（出典）株式会社Preferred Networks「小型で軽量な小規模言語モデルPLaMo Liteの提供開始」*15

5 社会実装等の動向

既に実用化されているSLMを利用した製品やサービスとしては、パソコンやスマートフォンにおけるデバイス上のAI機能の実装や、デバイスのAIとクラウドのAIを使い分ける仕組みなどがある。また、企業による活用では、通信がない環境での作業効率化のための活用や、領域特化型のAIの実装が始まっている。

例えば、東京大学松尾研究室発のスタートアップである株式会社EQUESは、GENIAC第2期として2024年10月に採択されたテーマで開発した、製薬業界向けの特化型LLM「JPharmatron-7B」を発表している。「JPharmatron-7B」は、薬剤師国家試験や医師国家試験などの成績で、当時公表されていた他モデルを上回る成績を収めており、同社が提供する製薬業界向けAIソリューション「QAI」シリーズへの実装を見据えている*16。

また、SLMの利用は、地域においても進められつつある。楽天モバイル株式会社とエッジAIに強みを持つAWL株式会社、楽天ヴィッセル神戸株式会社（ヴィッセル神戸）の3社が、総務省の「地域社会DX推進パッケージ事業（AI検証タイプ）」により、兵庫県神戸市のノエビアスタジアム神戸で、監視カメラの近くにある「ファーエッジ」と複数のファーエッジを接続する「エッジサーバー」で構成されるエッジAIを活用し、立ち入り人物のリスクを判断・通知するシステムの実証を行っている。ファーエッジには画像を認識するAIが搭載され、人物や異常を検知・分析し、エッジサーバーの通信混雑具合とリスクに応じて、テキスト、動画、静止画に情報を圧縮する。エッジサーバーは、ファーエッジからの情報をSLMで統合し、要約、指示を生成し、警備員にレポートする。クラウドAIと比べ、通信の混雑に影響されないため、迅速に情報をやり取りできる点やクラウドの高性能GPUを使用するより省電力・省コストである点に期待が集まっている（図表Ⅰ-2-2-2）*17。

*15　脚注13に同じ。
*16　株式会社EQUES「＜リリースのお知らせ＞製薬特化の大規模言語モデル「JPharmatron-7B」を開発しました」〈https://eques.co.jp/news/250618/〉（2026年2月16日参照）
*17　総務省（2025）「大規模施設の防犯AI、脱「中央集権」の画像データ処理へ」（『地域社会DXナビ』2025年10月14日）〈https://dx-navi.soumu.go.jp/support_r7/dx_package/demonstration/article/001〉（2026年2月27日参照）

図表Ⅰ-2-2-2　SLMを活用した地域における実証事業（兵庫県神戸市）

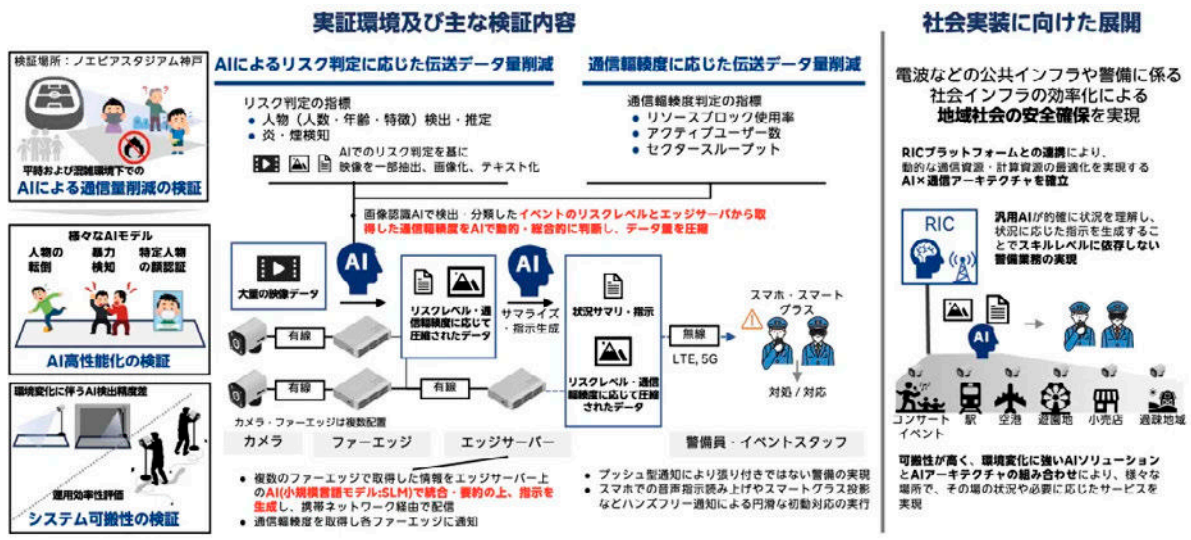

（出典）総務省「大規模施設の防犯AI、脱「中央集権」の画像データ処理へ」[*18]

2　フィジカルAI

1　概要

国立研究開発法人科学技術振興機構 研究開発戦略センター（CRDS）のプロポーザルにおいては、フィジカルAIは「センサやアクチュエーターなどの物理的な機構を通じて環境と相互作用し、得られた入力と動作の結果に基づいて知能を獲得・発達させる、身体性を備えた人工知能」とされている[*19]。広義にはスマートグラスのような空間認知に基づきデジタル空間に生成結果を出力するものも含まれるが、本項では、ロボットのように出力が実空間に影響を与えるものを中心に取り上げる。フィジカルAIとしては、産業用ロボットだけでなく人型ロボットのヒューマノイドの研究開発も盛んになっている。

2　社会実装における期待と課題

フィジカルAIが発展することで、人間のように様々なタスクをこなせるようになり、部品や組立て方法の異なる製品を、一台のロボットで製造可能となることが期待されている。また、家庭内でロボットが家事を全て代行することや、災害現場での作業を代行するといった活用も期待されている。このようにロボットが環境に適応しながら柔軟に多様なタスクをこなしていくための課題として、CRDSのプロポーザル[*20]では、巧緻性（多様なタスクへの対応）、頑健性（多様な環境への適応力）、協調性（人間との安全な協働）が挙げられている。

3　国際競争における日本の位置づけ

CRDSのプロポーザル[*21]では、産業用ロボットの制御・統合技術や、災害対応などロボットの活躍が期待される現場環境への対応が、日本における強みとして整理されている。同プロポーザルでは、米中が大規模でデータドリブンな汎用性の実現を重視するのに対し、日本は実用性を重視し、各分野の社

＊18　同上。
＊19　CRDS（2025）「フィジカルAIシステムの研究開発～身体性を備えたAIとロボティクスの融合～」〈https://www.jst.go.jp/crds/pdf/2025/SP/CRDS-FY2025-SP-01.pdf〉（2026年1月30日参照）
＊20　同上。
＊21　同上。

会実装に即したロボット技術を活用する分野特化型のアプローチとして位置づけられている。

AIロボット協会（AIRoA）のCTOである東京大学の松嶋達也特任助教[*22]は、日本はロボット技術に強みがあるが、今後はソフトウェアやAIとの融合がカギになるとしている。ロボット産業は、ハードウェアを必要とすることもあり、1社のみで急速に事業規模を拡大させることが難しく、業界全体でデータや知見の共有、エコシステムを育てることが重要だとも提言している。

国立情報学研究所の佐藤一郎教授[*23]は、フィジカルAIの開発に関して、家庭用ヒューマノイドの開発における中国の取組を念頭に、現実世界のデータにこだわらず、仮想空間でのAIの学習を進めることも有効だとしている。また、日本の工場用のロボットのハードにはまだ強みがあるとした上で、今後AI分野を強化できるかが勝負の分かれ目となるとし、例えば工場での利用に向けた開発においては、日本の工場で働いていた熟練者等、作業の手順などを熟知している人材を活用してAIの学習を進めていくことが、日本の勝ち筋につながる可能性があるとしている。また、ロボットの現場での実用化については、ファミリーレストランの配膳ロボットを例に挙げながら、作業をすべて自動化しようとするのではなく、人間がやるべき作業とロボットに任せるべき作業をうまく切り分けることを考えるべきであると指摘している。

4 研究開発動向

フィジカルAIの情報処理の流れは、入力、処理、出力の3段階に分けることができ[*24]、入力・出力に関連する技術としてロボットハンドの開発や触覚センサの研究が盛んになっているほか、処理の分野の研究では、視覚・言語など複数のモダリティを統合した基盤モデルや世界モデル等の研究が行われている。

日本の動向に注目すると、東京大学の長谷川峻特任助教と矢野倉伊織助教、岡田慧教授らが、約20cm四方で28×17の合計476個のセンサを搭載した触覚センサシートを開発した上で、このシートの一部を使用して計190個の触覚センサを搭載した5本指ハンドを開発した（図表Ⅰ-2-2-3）。長谷川特任助教らが開発したシートには配線が埋め込まれているが、折り曲げ可能であり、ロボットハンドの形状に応じて切り貼りして利用できるという。また、開発したロボットハンドでは、指と指の間の摩擦や物を握る際の情報取得が可能になったという[*25]。

＊22　日経クロステック（2026年3月9日）鈴木 慶太「ロボットはデータで賢くなる、AIロボット協会の松嶋CTOが描く普及シナリオ（2ページ目）」〈https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/03076/022400023/〉（2026年3月26日参照）
＊23　国立情報学研究所 佐藤一郎教授へのヒアリングに基づく。
＊24　SCSK「フィジカルAI（Physical AI）とは？生成AIやAIエージェントの次に来る、現実世界で「動くAI」の全貌を徹底解説！」（SCSKNVIDIA合同会社　エンタープライズ事業本部　高橋 想監修）〈https://www.scsk.jp/sp/itpnavi/article/2025/10/physicalai.html〉（2026年2月16日参照）
＊25　ニュースイッチ by 日刊工業新聞社（2025年7月19日）「触覚センサ190個搭載…東大が開発、5本指ハンドがスゴイ」〈https://newswitch.jp/p/46361〉（2026年3月2日参照）

図表Ⅰ-2-2-3　触覚センサシートやロボットハンド（東京大学 長谷川峻特任助教ら開発）

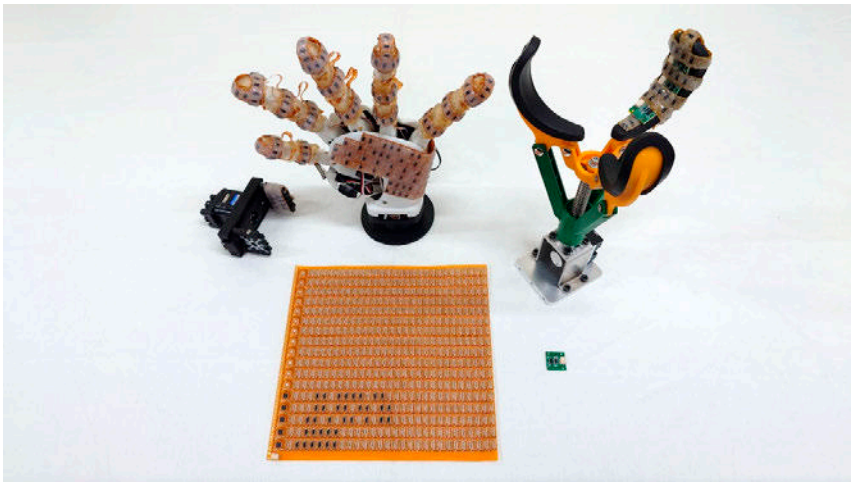

（出典）東京大学　長谷川特任助教より提供

また、ロボットの近接覚センサの開発も進められている。近接覚とは、表面から近い距離にある物体の情報を取得する感覚で、ロボットの表面から数十mmにある対象物の位置を直接取得することができる[*26][*27]。日本では、Thinker株式会社が独自のエッジAIと赤外線との組合せにより、対象物との「距離および姿勢」を、非接触かつ高分解能でリアルタイムに計測できる近接覚センサの開発を行っている（図表Ⅰ-2-2-4）。同社によれば、近接覚センサにより、これまで取扱いが困難であった柔らかいものや形状が一定でないものの捕捉が可能になるだけでなく、従来の光センサやカメラが苦手としていた透明物や鏡面物の計測も可能になり、ロボットハンドの活用可能性が広がるとしている。加えて、ロボットに動きを教える「ティーチング」においても、ロボット自身がリアルタイムで対象物を計測しながら指先の位置を微調整できるようになるため、「ラフティーチング」が可能となり、生産性の向上やコスト削減にもつながるとしている[*28]。

図表Ⅰ-2-2-4　近接覚センサの仕組み（株式会社Thinker）

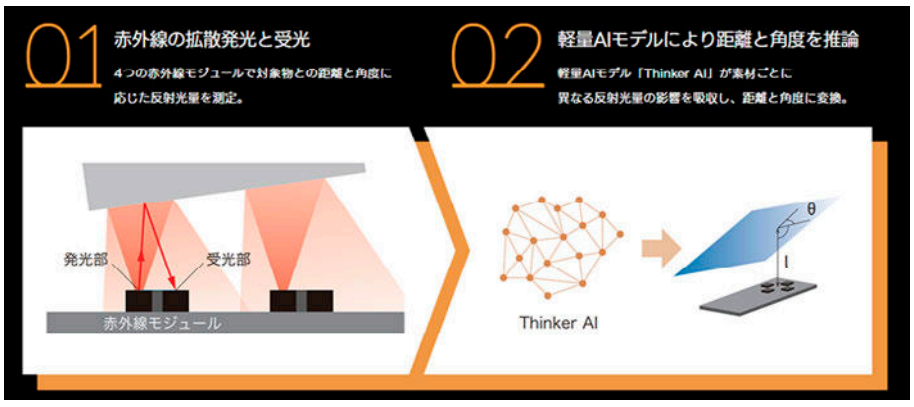

（出典）Thinker「近接覚センサTK-01N / TK-01G（開発中）」[*29]

＊26　九州大学ヒューマンセンタードロボティクス研究室「近接覚センサ」〈https://www.hcr.mech.kyushu-u.ac.jp/research/proximity_sensors〉（2026年3月2日参照）
＊27　電気通信大学　明・佐藤研究室「近接覚を用いたロボットシステムの研究開発」〈http://www.rm.mce.uec.ac.jp/ming/?%E8%BF%91%E6%8E%A5%E8%A6%9A%E3%82%92%E7%94%A8%E3%81%84%E3%81%9F%E3%83%AD%E3%83%9C%E3%83%83%E3%83%88%E3%82%B7%E3%82%B9%E3%83%86%E3%83%A0%E3%81%AE%E7%A0%94%E7%A9%B6%E9%96%8B%E7%99%BA〉（2026年3月2日参照）
＊28　株式会社Thinker「近接覚センサTK-01N / TK-01G（開発中）」〈https://www.thinker-robotics.co.jp/product/sensor-tk-01/〉（2026年3月2日参照）
＊29　同上。

処理については、日本では、GENIACにて、Direava株式会社が「外科手術支援のための視覚・言語統合型AI基盤モデルの開発」のテーマにおいて、視覚と言語を統合した術式・解剖構造などを学習させたモデルの開発に取り組んでいる。また、Turing株式会社による「完全自動運転に向けた車載可能なフィジカル基盤モデルの開発」のテーマにおいては、視覚と言語、行動を統合し、実世界の状況変化や移動体の動きを予測できるフィジカル基盤モデルを開発している。

産業技術総合研究所（産総研）においても、2025年1月、実世界の困難作業の自動化を目指したロボット基盤モデルの研究開発に取り組むことを公表している。産総研では、視覚と力覚の関係を推定するAIモデルや、人間の認知発達過程を模した動作学習基盤などを研究してきており、これらの研究成果を強みとして、その社会実装の推進のため、産業分野や家庭、オフィスなどのサービス分野で役立つ基盤モデルの開発を目指すとしている*30。その一環として、双腕ロボットAIの開発を支援するデータセットを無償公開した*31。

内閣府ムーンショット型研究開発制度の目標3「2050年までに、AIとロボットの共進化により、自ら学習・行動し人と共生するロボットを実現」において、プログラムディレクターを務める東京大学の國吉康夫教授の方針のもと公募を実施し、2026年5月に14名のプロジェクトマネージャーが採択された。これらのプロジェクトにより、2030年までに、特定の現場における特定のタスクについて、人による支援のもと、実用上違和感なく状況の変化に対応しながら一連のタスクを完遂でき、民間投資対象となり得る汎用自律人型AIロボットのプロトタイプの開発等を目指している。

5 社会実装等の動向

ファナックは、オープンソースソフトウェアであるROS2ドライバを開発し、世界中のユーザーがファナックのロボットを使用できる環境を提供している。また、ファナックが開発するロボット制御装置は、パソコンを介さずにPythonプログラムを直接実行できるほか、Stream Motion（位置データ指令高速通信機能）を実装しているなど、多様な環境で利用しやすい開発を目指している*32。ファナックのオープンプラットフォームを活用したフィジカルAIの事例として、言語指示に対して生成AIがPythonプログラムを自動生成し命令を実行する様子や、2本のアームで柔らかいケーブルを配線する様子、動く部品に対してリアルタイムでねじ締めを行う様子などが公開されている（図表Ⅰ-2-2-5）*33。

図表Ⅰ-2-2-5　フィジカルAIロボット（ファナック）

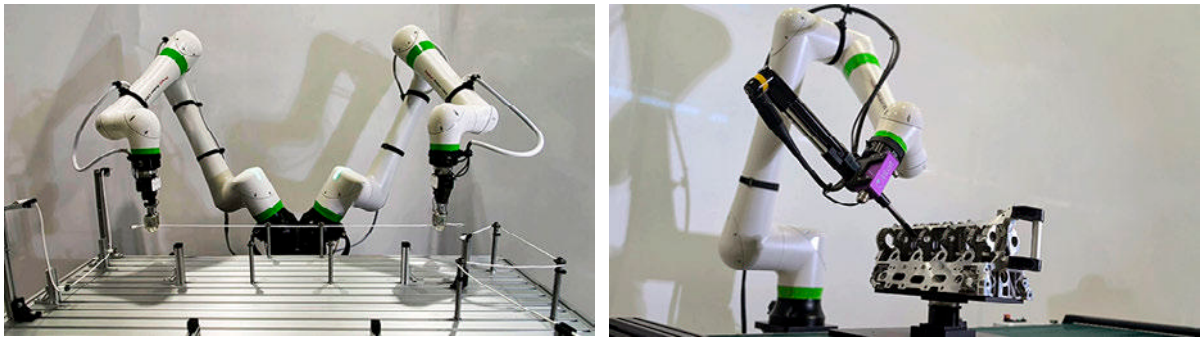

（出典）ファナック*34

*30　産業技術総合研究所「実世界の困難作業自動化を目指したロボット基盤モデルの研究開発を本格始動」〈https://www.aist.go.jp/aist_j/news/pr20250123_2.html〉（2026年2月16日参照）
*31　産業技術総合研究所「双腕ロボットAIの開発を支援するデータセットを無償公開」〈https://www.aist.go.jp/aist_j/press_release/pr2025/pr20250902/pr20250902.html〉（2026年2月16日参照）
*32　ファナック株式会社「FANUC Open Platform」〈https://www.fanuc.co.jp/ja/product/robot/academia/〉（2026年2月20日参照）
*33　ファナック株式会社「ファナックのオープンプラットフォーム活用事例」〈https://www.fanuc.co.jp/ja/product/robot/academia/case_study.html〉（2026年2月20日参照）
*34　同上。

2018年創業の日本のロボット開発企業ugo株式会社は、点検専門モデルや警備・案内を実施するモデル等を開発しており、警備や案内業務を行う「ugoPro」では、2本のアームでカード認証やエレベーター操作などを行い、フロアをまたぐ移動が可能となっている。また、顔ディスプレイがついており、AIによる自動回答生成によって会話も可能で、多言語に対応しているほか、必要に応じて遠隔操作に切り替えて人が応答を行うことも可能となっている（2024年度第11回ロボット大賞優秀賞（ビジネス・社会実装部門）受賞）（図表Ⅰ-2-2-6）[*35][*36]。

図表Ⅰ-2-2-6　警備・案内ロボット（ugo株式会社）

（出典）ugo株式会社「ugo Pro」[*37]

このほか、Preferred Networksからスピンオフしたロボット開発企業Preferred Roboticsが開発した小型搬送ロボット「カチャカ」は、独自のSLAM（Simultaneous Localization and Mapping）技術により、自己位置の変化や環境変化に対しても頑健に自己位置を推定することが可能で、また、深層学習においてもPreferred Networksのスーパーコンピュータと学習モデル自体の最適化を応用することで、ロボットの限られた計算能力・消費電力の中で、最大限の推論性能を引き出している。多種多様な環境でもぶつからずに最適な経路を自動で選択し物品の運搬が可能であることから、製造現場での輸送だけでなく、クリニックでの治療器具の輸送や機材の片づけ、飲食店での配膳など幅広いシーンで使用されている（2024年度第11回ロボット大賞総務大臣賞受賞）（図表Ⅰ-2-2-7）[*38]。実装例として、KDDIは、本社オフィスにて「カチャカプロ」を導入し、複数フロアにわたる社内メール便搬送業務の一部を自動化しており、エレベーターとの自動連係によって、各フロア間の移動時には、カチャカが自らエレベーターを呼び出して乗降するという[*39]。

図表Ⅰ-2-2-7　小型輸送ロボット（Preferred Robotics）と実装シーン（KDDI本社）

（出典）Preferred Robotics[*40]

＊35　ugo株式会社「business」〈https://corp.ugo.plus/business/〉（2026年3月5日参照）
＊36　ugo株式会社「ugo Pro」〈https://ugo.plus/products/ugo-pro/〉（2026年3月5日参照）
＊37　同上。
＊38　株式会社Preferred Robotics「Preferred Robotics」〈https://www.pfrobotics.jp/〉（2026年3月5日参照）
＊39　株式会社Preferred Robotics「KDDI本社に自律搬送ロボット「カチャカプロ」を導入」〈https://kachaka.life/posts/press-kddi-kachaka-mail-robot/〉（2026年3月19日参照）
＊40　株式会社Preferred Robotics「搬送ロボット“カチャカプロ”｜小型で安価なAMRで効率的な搬送自動化」〈https://kachaka.life/〉（2026年3月19日参照）

第3節　公共機関における状況

前節では、企業における生成AIを含めたAIの活用状況や最近の研究開発・社会実装動向について見てきたが、本節では、政府や地方自治体といった公共機関におけるAIの導入・活用状況について概観する。

1　政府におけるAI活用

デジタル庁では、政府職員が安全・安心にAIを活用できる基盤（ガバメントAI）の開発、実証等に取り組んでおり、2026年3月には、デジタル庁全職員が利用できる生成AI利用環境（プロジェクト名「源内」（げんない））について、全府省庁の政府職員を対象とした大規模実証を2026年度において開始することを発表した。第3回人工知能戦略本部（2025年12月）における高市内閣総理大臣指示やAI基本計画も踏まえ、約18万人の政府職員に対して当該生成AI利用環境を試験的に提供した上で、こうした実証結果を踏まえ2027年度において源内の本格的な利用を開始する予定としている*1。

また、同庁では、生成AIの利活用促進とリスク管理を表裏一体で進めるため、経済産業省や総務省との協力の下、「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン」を策定しており、政府における生成AIのガバナンス、各府省庁における調達・利活用時のルールに係る考え方を国の政府職員等向けに示している*2。

2　地方自治体におけるAI活用

地方自治体においても、生成AIを含めたAIの実証・導入が進められている*3。総務省では、「自治体におけるAI活用・導入ガイドブック」を公表しており、その「〈導入手順編〉」において、地方自治体におけるAI導入の進め方や留意点のほか、生成AIの利用方法や具体的な利活用事例を紹介している。また、自治体が作成する生成AIシステム利用ガイドラインのひな形を別添資料として示している*4。同ガイドブックによれば、先行自治体において、職員業務の効率化や質の向上だけでなく、住民への担当部署の適切な案内、観光スポットの提案等、住民利便の向上にもAIが活用されている（図表Ⅰ-2-3-1）。

＊1　デジタル庁（2026年3月6日）「全府省庁の約18万人の政府職員を対象としたガバメントAI（源内）の大規模実証を開始します」〈https://www.digital.go.jp/news/2d69c287-2897-46d8-a28f-ea5a1fc9bce9〉（2026年4月7日参照）
＊2　デジタル庁（2026年6月12日）「「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン（第2.0版）」を策定しました」〈https://www.digital.go.jp/news/decb64eb-f26e-41cb-8d37-f3dd173108b8〉（2026年6月15日参照）
＊3　地方自治体におけるAI・RPAの導入率等の状況については、第Ⅱ部第1章第11節3[2]ウ（イ）参照。
＊4　総務省（2025年12月16日）「「自治体におけるAI活用・導入ガイドブック〈導入手順編〉（第4版）」の公表」〈https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei04_02000155.html〉（2026年4月7日参照）

図表Ⅰ-2-3-1　地方自治体における生成AIの利活用事例

自治体における生成AIの利活用事例について

別紙1

内部管理

当別町（北海道）

- 従来型AIによる文字起こしツールと**生成AIによる要約を組み合わせ、議事概要を作成**
- **RAGを活用**し、**町の情報を参照した回答**を得る取組も実施

山陽小野田市（山口県）

- 生成AIが**市の条例や議会の議事録、例規集、市の広報等を参照**
- **答弁案や企画部門における事業概要の作成**等の幅広い領域での文書生成に生成AIを活用

西粟倉村（岡山県）

- ワークショップで回収した**住民の意見を生成AIに入力**
- 村の分野別の傾向や強み・弱みをまとめた**出力結果を議論のたたき台として活用**

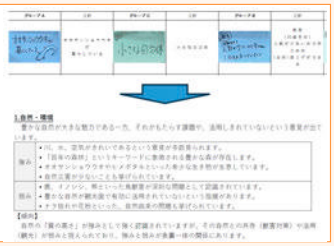

住民サービス

神戸市

- 生成AIを活用したボイスボットが**住民からの税関連の電話にFAQをもとに自動応答**
- 回答できない時は職員に転送（実証実験中）

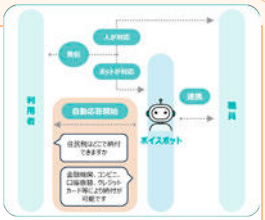

千葉県

- 生成AIを活用したチャットボットが**相談者の入力情報から福祉相談窓口を案内**
- 窓口では、福祉相談業務システムが**相談時の音声情報について、**個人情報を自動マスキングした上で**文字起こし**
- **職員が、情報の入力可否を確認後、生成AIシステムに入力し、要約に活用**

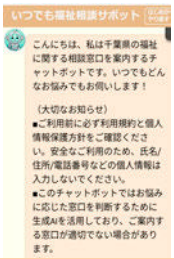

長崎県

- 利用者が、日程・訪れたい場所等の**希望条件を生成AIに入力**
- **観光モデルルートを提案**
- 連携した宿泊予約サイトへの遷移も可能

（出典）総務省「自治体におけるAI活用・導入ガイドブックの改訂について（概要）」*5

*5　総務省（2025年12月16日）「自治体におけるAI活用・導入ガイドブックの改訂について（概要）」〈https://www.soumu.go.jp/main_content/001045562.pdf〉（2026年4月7日参照）

第3章 AIの進展に伴う課題と対応 ～人間とAIの健全な協働に向けて～

今回の特集では、日本におけるAIの利活用に関し、第1章で個人における利用の現状について、第2章では企業における利用の現状、業務領域ごとの活用事例、先進的な取組を進める企業に対する個別ヒアリング調査結果、最近の研究開発・社会実装動向、公共機関における利用の現状等について、それぞれ概観してきた。

国際的なアンケート調査結果を踏まえると、日本は、今回調査した米国・ドイツ・中国と比較して、個人や企業におけるAI利活用が低調な概況が依然見られるものの、個人利用では若年層を中心とした世代における利用の浸透、企業利用では経営層のリーダーシップに基づく先進的な取組や、フィジカルAIといった日本の強みとAIの融合分野における取組の進展など、日本においても社会的にAI利活用が着実に進んでいる状況が分析される。

AIは我々の社会生活や経済に便益をもたらす可能性が高い一方で、様々なリスクも指摘されており[*1]、AIの開発・活用を進めていくに当たっては、イノベーションの促進とリスクへの対応を両立させ、人間とAIの健全な協働を不断に追求していくことが欠かせないと考えられる。こうした観点の下、本章では、今回実施した調査に基づき、近時指摘されている課題の一部について研究動向等も踏まえながら考察した上で、人間とAIの健全な協働について展望を試みる。

第1節 人間の記憶や思考能力とAI

1 AIの利用がポジティブな影響をもたらすと指摘する研究例

ドイツのレーゲンスブルク大学のチームが行った研究[*2]では、学生で構成された参加者を、独自開発したAI支援ツールを使用する群とAIを使用しない群の2群に分け、2つの異なる課題に取り組ませた。両群の作業終了後、両群が作成したアイデアについて、複数の異なる分野の専門家の評価等、客観的な評価プロセスに付した。

この実験の結果、AIを使用した群は、AIを使用しなかった群に比べ、より短時間で高品質なアイデアを発想できることが明らかになったという。具体的には、AIの利用によって、知識の共有促進、アイデアの発想プロセスの迅速化、効率性の向上、アイデアの多様性等が示唆されたほか、AIを使用した群では、AIを使用しなかった群に比べて結果に対する満足度や作業への関与度も高いことが示唆されたという。

この結果に関し、同チームは、アイデアの発想段階において、創造性と作業効率の双方を高める上でAIが重要な役割を果たすことを示しているとしている。

＊1 AIがもたらしうる便益とリスクについては、総務省・経済産業省（2026）「「AI事業者ガイドライン（第1.2版）」別添」（特に 1. B.AIによる便益／リスク 表4. AIによるリスク例の体系的な分類案）参照。なお、同表は「AIのリスクを網羅したものではなく、想定に基づく事案も含んでおり、あくまで一例として認識することが期待される」とされている。〈https://www.soumu.go.jp/main_content/001064286.pdf〉（2026年4月7日参照）

＊2 Michael Gindert, et al.（2024）“The Impact of Generative Artificial Intelligence on Ideation and the performance of Innovation Teams（Preprint）”〈https://arxiv.org/abs/2410.18357〉〈https://arxiv.org/pdf/2410.18357〉（2026年1月16日、4月1日、4月7日参照）

2　AIに頼ることがネガティブな影響をもたらすと指摘する研究例

他方、AIに頼ることがネガティブな影響をもたらすと指摘する研究も存在する。MIT Media Lab等のチームが実施した研究[*3]では、実験参加者を生成AIの大規模言語モデル（LLM：Large Language Model）を使用する群、検索エンジンを使用する群、ツールを何も使用せずに自分の頭だけ（Brain-only）を用いて作業を行う群の3つの群に分けた上で、小論文の執筆作業を3回行わせた。その後、3回目までLLMを使用した群にはツールを使用させず（LLM-to-Brain）、3回目までツールを使用しなかった群にはLLMを使用させ（Brain-to-LLM）、それぞれもう一度小論文の執筆作業を行わせた。実験中は参加者の脳波や神経活動を測定するとともに、参加者が作成した小論文は人間及び特別に構築したAIによって評価を行い、また、作業終了後には参加者に対するインタビューを実施した。

この実験の結果、自分の頭だけで作業した後にLLMを使用して作業した群では、記憶をより良く想起でき、後頭・頭頂領域及び前頭前野にまたがる広い領域で神経活動の再活性化が示されたという。検索エンジンを使用した群でも類似の神経活動パターンが観察された一方で、最初からLLMを使用した群では、脳内の神経結合が比較的に弱いことが示され、執筆直後の自分の文章を正確に引用する力も比較的低い結果となったという。

また、執筆作業後のインタビューからは、執筆した小論文が自己の成果であるという感覚（ownership）について、最初からLLMを使用した群で最も低く、検索エンジンを使用した群では比較的高かったものの、当初ツールを使用しなかった群（Brain-only群）には及ばないことが示されたという。

3　考察

AIを含め新しい技術に係るポジティブな影響とネガティブな影響の捉え方という点に関連し、東京大学大学院人文社会系研究科の唐沢かおり教授[*4]は、「ナラティブ」という視点を設定し、「例えば、便利で快適なものがよいというナラティブと、そうしたものは人間の本来の自律性を失わせるからダメになるというナラティブそれぞれを主張することが可能である」と指摘した。その上で、双方のナラティブを主張しうる中で、どのようなスタンスを取るのか、どういう価値を重視してどういう社会を目指すのかを議論し、姿勢、態度、在り方等を検討することが重要である旨を述べている。

また、国際大学グローバル・コミュニケーション・センターの山口真一教授[*5]は「長期的には、これまで人間が行ってきたことの一部はAIに置き換わっていくことになるだろう」と見た上で、「AIへの代替が進んだ場合、人間単体では能力の低下が起こりうるかもしれないが、実際には、人間とAIとの“協働”によって、トータルとしての人間の能力は向上するのではないか」と指摘し、AIを使いこなすことを通じた、トータルでの能力向上に着目する視点を示している。

＊3　Nataliya Kosmyna, et al.（2025）“Your Brain on ChatGPT: Accumulation of Cognitive Debt when Using an AI Assistant for Essay Writing Task”〈https://arxiv.org/abs/2506.08872〉〈https://arxiv.org/pdf/2506.08872〉（2026年3月30日、4月1日参照）
＊4　東京大学大学院人文社会系研究科　唐沢かおり教授へのヒアリングに基づく。
＊5　国際大学グローバル・コミュニケーション・センター　山口真一教授へのヒアリングに基づく。

第2節　人間の情報行動・情報空間とAI

1　アンケート調査結果から推察される現状

第1章で概観したように、日本を含む4か国アンケート調査の結果では、各国いずれも個人におけるAI利用の多くが情報の理解を目的としており、日本におけるAI利用動向を年齢階層別に見た場合、15歳～19歳及び20歳～29歳を中心に、若年層ほど総じて高い利用率（利用経験率）となった（図表Ⅰ-1-1-7・Ⅰ-1-1-10）。また、各シーンにおけるAIとAI以外の手段との使い分けに関し、全体の状況としては、日本は他の3か国に比べてAI以外の手段の比重が高いものの（図表Ⅰ-1-1-12）、日本国内における利用動向を年齢階層別に見た場合、15歳～19歳及び20～29歳において、情報の取得や相談といった場面について「AIのみ」及び「主にAI（他の方法は補助的）」を利用すると回答した割合は、2割から3割程度に及ぶ結果となった（図表Ⅰ-1-1-13）。単純な利用率（利用経験率）のみならず、情報の取得といった場面で利用する手段の使い分けという点でも、若年層を中心に、AIの比重が高まりつつあることが推察される。

こうした状況を踏まえると、AIの利活用を今後進めていくに当たっては、そのリスクに関する意識を高めていくことも引き続き重要であると考えられる。この点、第1章で概観したように、同アンケート調査の結果によれば、日本では、精巧なフェイク等を本物であると思ってしまうリスクを始めとして、各リスク項目とも「非常にリスクだと感じる」及び「どちらかと言えばリスクだと感じる」の回答割合の合計が、2024年度調査結果と比較して高くなっており、「わからない」と回答した割合は低下していた（図表Ⅰ-3-2-1）。また、精巧なフェイク等を本物であると思ってしまうリスクの他には、AIによる不適切な判断によって結果として人間の生命や財産に損害を与えるリスクや、悪意のあるものによってAIを犯罪等に利用されるリスクが、当該回答割合の合計が高い結果となった（図表Ⅰ-3-2-1）。

図表Ⅰ-3-2-1　AI利用のリスクに関する考え方（日本）（再掲）

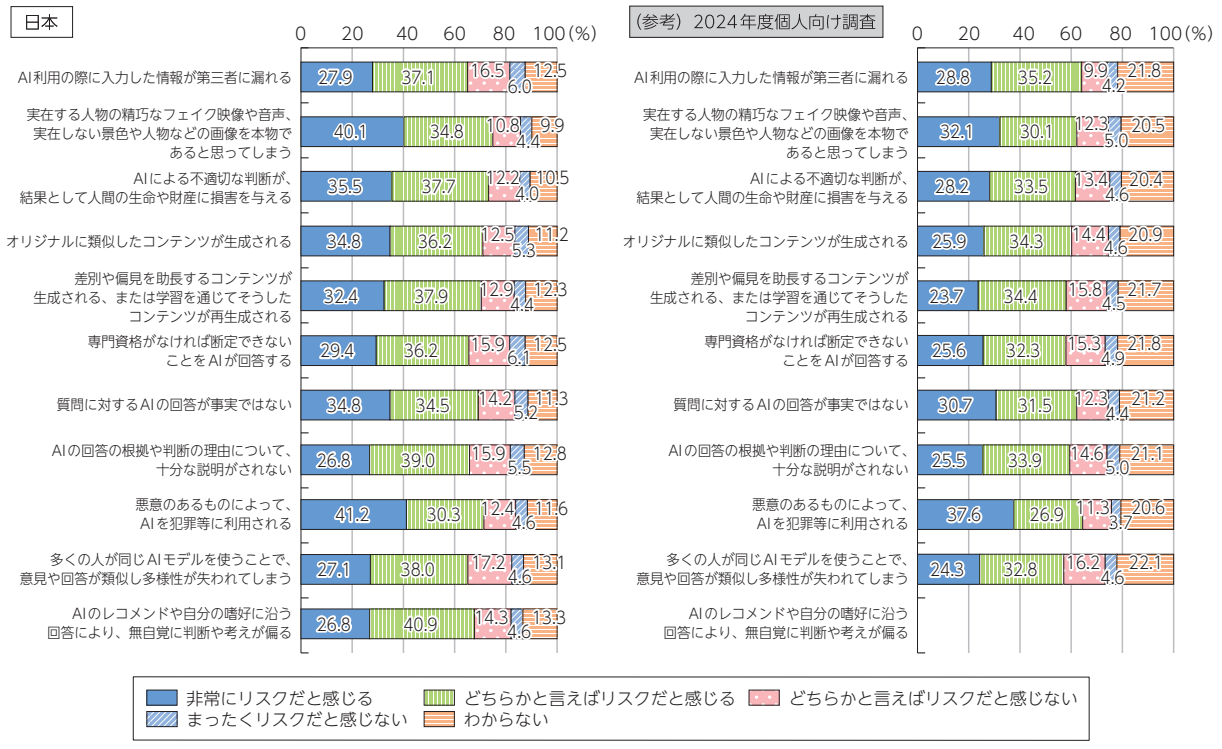

※「AIのレコメンドや自分の嗜好に沿う回答により、無自覚に判断や考えが偏る可能性があること」は、2025年度調査の新設項目

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

2　考察

山口真一教授[*1]は、自身の研究における調査の結果も踏まえ「生成AIを通じた情報収集を行う層が拡大していることが推測できる」と述べている。また、「これまで技術や資金を有する一部の人しか架空の画像や動画を作ることができなかったが、生成AIを使うことでそうした画像や動画の作成が容易になった」とし、「生成AIによって作成されたコンテンツが、閲覧されればされるほど作成・流通側に利益が生まれる「アテンションエコノミー」の構造の下で、大量に拡散する様になったのではないか」と近時の状況変化を分析している。

その上で、「生成AIの普及の飛躍的な進展に比して、生成AIに関するリテラシーや知識はそこまで増えていない状況である」と分析し、「今後生成AIは人々が生活する上で欠かせないツールになるため、しっかりとリテラシーの啓発を行っていく必要がある」として、リテラシー啓発における政府の役割の重要性や、子ども世代のみならず全世代における啓発の必要性を指摘した。山口教授は「フェイク情報が混入しているリスクがあると、人々は「これは本当だろうか」と考えながら情報に向き合わなければならなくなる上、「自分がだまされて損害を被るかもしれない」という不安も生じるため、フェイク問題については直接的な被害だけでなく、こうした間接的な社会的コストも大きい」としている。

さらに、山口教授は、「AIが作った画像や映像を人間が判別することは徐々に困難になりつつあり、こうした状況下で頼りにできるのはAIだろう」として、AI技術を利用した偽・誤情報の検知に期待を寄せるとともに、「こうした技術が現実的に有効に機能するためには、人々の通常の利用の中に組み込む自然な「仕掛け」が重要である」と述べ、技術が「大衆化して、多くの人が享受できる様になることが望ましい」と述べている。

＊1　国際大学グローバル・コミュニケーション・センター　山口真一教授へのヒアリングに基づく。

第3節　日本におけるAIガバナンス

AIを巡る課題への対応も含め、AIに関する日本の制度的な取組は、本特集の「はじめに」でも見たように、2025年5月に制定され同年9月から全面施行されたAI法や、同年12月に閣議決定されたAI基本計画の下、「イノベーション促進とリスク対応の両立」を一層徹底することにより、人とAIが絶えず協働できるよう、個人の尊厳が尊重される人間中心のAI社会を堅持しつつ、「信頼できるAI」を追求していくこととしている。2025年12月には、AI法に基づいて「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針」が策定され、各主体において取り組むべき事項が示されている（図表Ⅰ-3-3-1）。

図表Ⅰ-3-3-1　人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針概要

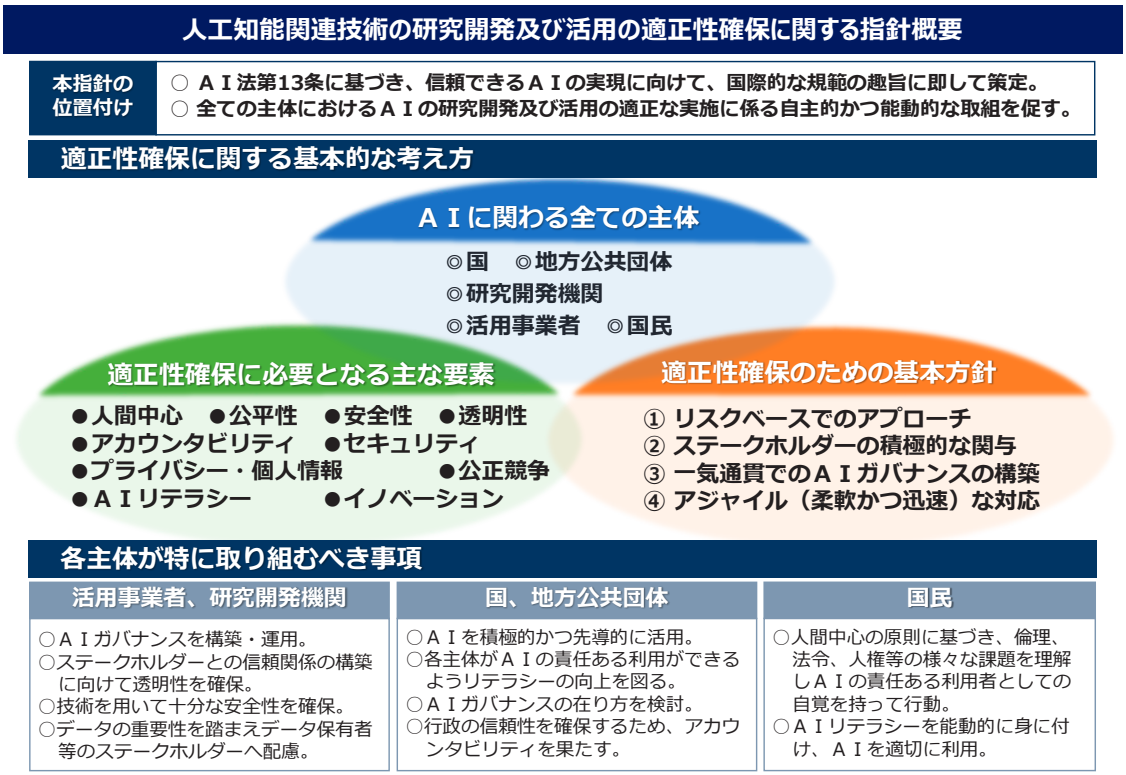

（出典）内閣府[*1]

日本は、こうしたAI法の制定等の以前から、進化の速度が速いAI技術の特性を踏まえ、イノベーションの推進を妨げないよう、各分野の実情に応じ、ガイドラインを通じたソフトローによるガバナンスに取り組んできた。加えて、OECDにおけるAI原則の策定に向けた議論への積極的なインプット、広島AIプロセスの立ち上げと推進、ASEAN等とのAI分野における協力の推進等、国際的な議論・国際連携においてもリーダーシップを発揮してきたところである。

国内のガイドラインは、AI法の制定やAI基本計画の決定以降も、これらAI法等と整合しながら、各分野の特性を踏まえた具体的な指針を示すものとして位置づけられており、AI研究開発機関、AI活用事業者等に対し、自発的かつ能動的な取組を行うよう促している（図表Ⅰ-3-3-2）。

＊1　内閣府（2025）「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針の概要」〈https://www8.cao.go.jp/cstp////////ai/ai_guideline/ai_gl_2025g.pdf〉（2026年3月30日、4月7日参照）

図表Ⅰ-3-3-2　AIに関する各府省庁等のガイドライン等一覧

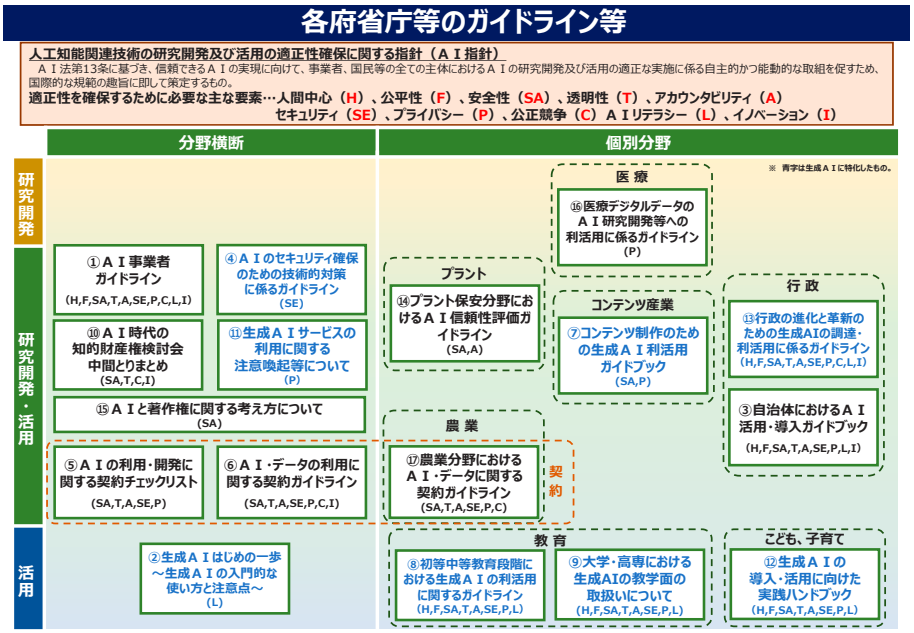

（出典）内閣府*2

例えば、本章第1節や第2節で採り上げたような点に関しては、総務省・経済産業省が策定する「AI事業者ガイドライン」において、「各主体は、主体内のAIに関わる者が、AIの正しい理解及び社会的に正しい利用ができる知識・リテラシー・倫理観を持つために、必要な教育を行うことが期待される。また、各主体は、AIの複雑性、誤情報といった特性及び意図的な悪用の可能性もあることを勘案して、ステークホルダーに対しても教育を行うことが期待される。」と示されている*3。

また、ガイドラインではないものの、総務省は、例えば「生成AIはじめの一歩 ～生成AIの入門的な使い方と注意点～」を公表しており、人々が生成AIを適切に利活用できるリテラシーを自分自身で身に付けることができるよう、生成AIの基礎知識、活用場面や入門的な使い方、活用時の注意点を紹介しており（図表Ⅰ-3-3-3）誰ひとり取り残さないAI社会に向けた環境整備に取り組んでいくこととしている。

図表Ⅰ-3-3-3　生成AIはじめの一歩 ～生成AIの入門的な使い方と注意点～

（出典）総務省*4

＊2　内閣府「人工知能に関する各府省庁等のガイドライン等一覧」〈https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_guideline/ai_gl_list.pdf〉（2026年6月8日参照）
＊3　総務省・経済産業省（2026）「「AI事業者ガイドライン（第1.2版）」本編」〈https://www.soumu.go.jp/main_content/001064279.pdf〉（2026年4月7日参照）
＊4　総務省「生成AIはじめの一歩～生成AIの入門的な使い方と注意点～」（上手にネットと付き合おう～安心・安全なインターネット利用ガイド）〈https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/generativeai/〉（2026年4月7日参照）

第4節　人間とAIの健全な協働に向けて

OECDは、「信頼できるAI」について、「OECDのAI原則を体現するAIシステム、すなわち、人権及びプライバシーを尊重し、公平性、透明性、説明可能性、頑健性、安全性およびセキュリティを備え、かつ、その開発および利用に関与する主体が説明責任を負うAIシステム」を指すとしている（図表Ⅰ-3-4-1）[*1]。

図表Ⅰ-3-4-1　OECD “TOOLS FOR TRUSTWORTHY AI”

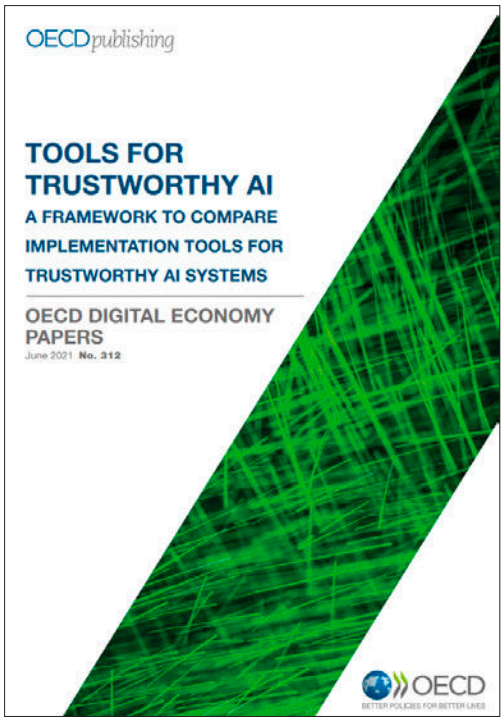

（出典）OECD（2021）[*2]

日本においても、本稿「はじめに」で記載した「8項目の原則」が2016年に示された後、2019年に「人間中心のAI社会原則」にて、AIを人類の公共財として活用し、社会の在り方の質的変化及び真のイノベーションを通じて地球規模の持続可能性とつなげることが重要であるとされるとともに、「人間の尊厳が尊重される社会（Dignity）」・「多様な背景を持つ人々が多様な幸せを追求できる社会（Diversity & Inclusion）」・「持続可能な社会（Sustainability）」の3つの価値が「基本理念」として示され、「その実現を追求する社会を構築していくべき」とされた。

現在、これらの基本理念の実現については、「AI事業者ガイドライン」において各主体が念頭に置くべき原則が「共通の指針」として整理されている。具体的には、各主体が取り組む事項として1）人間中心、2）安全性、3）公平性、4）プライバシー保護、5）セキュリティ確保、6）透明性、7）アカウンタビリティの7原則、そして、社会と連携した取組が期待される事項として8）教育・リテラシー、9）公正競争確保、10）イノベーションの3原則、合計10の原則が示されており、例えば、1）人間中心においては「AIが人々の能力を拡張し、多様な人々の多様な幸せ（well-being）の追求が可能とな

＊1　OECD（2021）“TOOLS FOR TRUSTWORTHY AI：A FRAMEWORK TO COMPARE IMPLEMENTATION TOOLS FOR TRUSTWORTHY AI SYSTEMS”（OECD DIGITAL ECONOMY PAPERS June 2021 No. 312）〈https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2021/06/tools-for-trustworthy-ai_0e36bb08/008232ec-en.pdf〉（2026年4月7日参照。訳文は総務省作成。）
＊2　同上。

るように行動すること」、また、2）安全性においては「AIシステム・サービスの出力の正確性を含め、要求に対して十分に動作している（信頼性）」こと等の重要性が示されている。加えて、同ガイドラインでは、全てのAI関係者について、広島AIプロセス「全てのAI関係者向けの広島プロセス国際指針」に即した行動をすべきであるともされている（図表Ⅰ-3-4-2）。

図表Ⅰ-3-4-2　各主体に共通の指針・広島AIプロセス「全てのAI関係者向けの広島プロセス国際指針」（AI事業者ガイドライン）

（出典）総務省・経済産業省「「AI事業者ガイドライン（第1.2版）」概要」*3

AI技術自体が刻一刻と今も進化を続け、また、社会においてAIが適用される分野・領域も拡大していることから、「信頼できるAI」の具体的な在り方については、AI基本計画がその原則の一つに定める「アジャイルな対応」に基づき、今後も各主体における不断の検討・熟考・議論の下に実現されていくことが重要であると考えられる。また、AIが技術の一つである以上、その機能を効用として享受できるか、損失や損害として被ることになるかは、AIを開発・利用する我々人間の側にかかっており、こうした意味において、「信頼できるAI」と表裏をなすのは、AIを過信も不信もせず、適切な距離感のもとにAIを信頼できる人間の理性的な力であるとも考えられる。

「信頼できるAI」の追求とともに、このような「適切にAIを信頼できる力」の涵養も不断に追求していくことも重要であり、人間とAIが健全に協働するデジタル社会は、こうした「信頼できるAI」と「適切にAIを信頼できる力」の双方を目指した先の地平に、広がっているのであろう。

＊3　総務省・経済産業省（2026）「「AI事業者ガイドライン（第1.2版）」概要」〈https://www.soumu.go.jp/main_content/001064299.pdf〉（2026年5月12日参照）

第Ⅱ部

情報通信分野の現状と課題

第1章　ICT市場の動向

第2章　総務省におけるICT政策の取組状況

第1章 ICT市場の動向

第1節 ICT産業の動向

1 ICT市場規模

ICTには、利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者などが提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信などのコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAIなどが含まれる（図表Ⅱ-1-1-1）。

図表Ⅱ-1-1-1　ICTを取り巻くレイヤー別市場構造

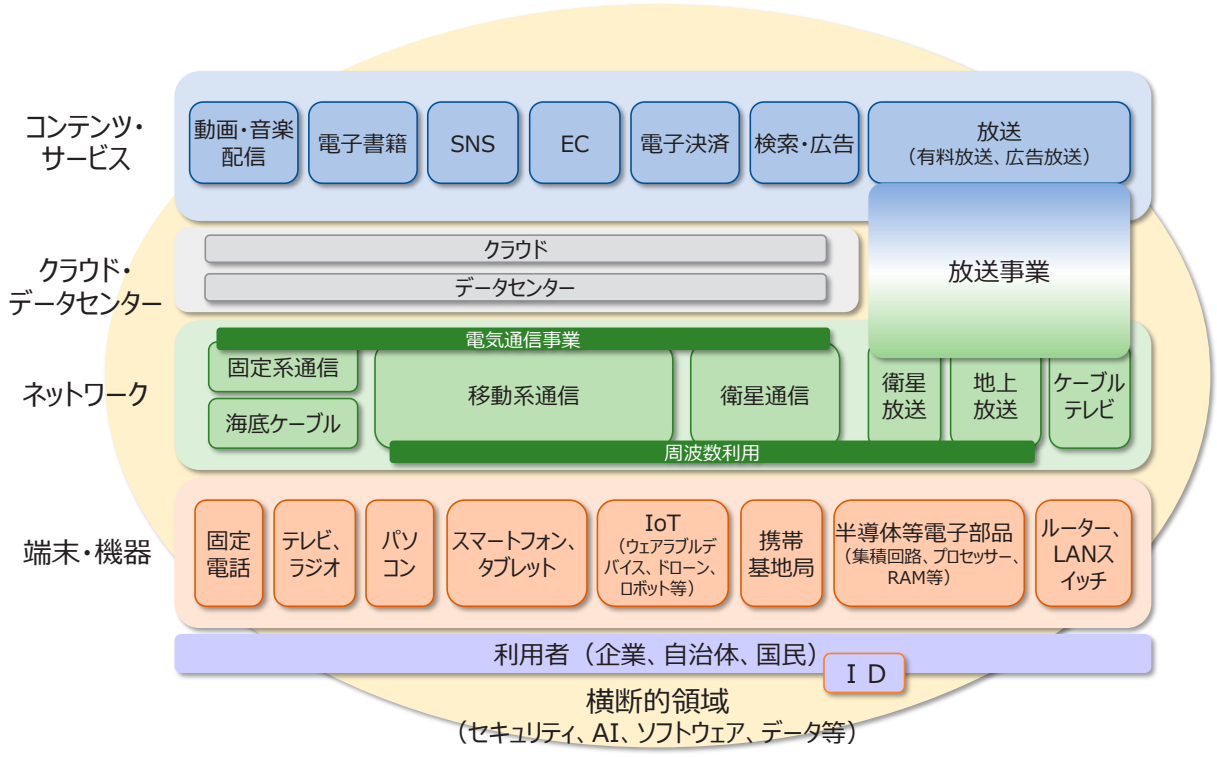

（出典）総務省作成

世界のICT市場（売上高）は、近年増加傾向で推移しており、2024年はおよそ4.77兆ドル（前年比9.3%増）となった。2030年には7.38兆ドルに増加すると予測されている（図表Ⅱ-1-1-2）。

図表Ⅱ-1-1-2　世界のICT市場規模（売上高）の推移及び予測

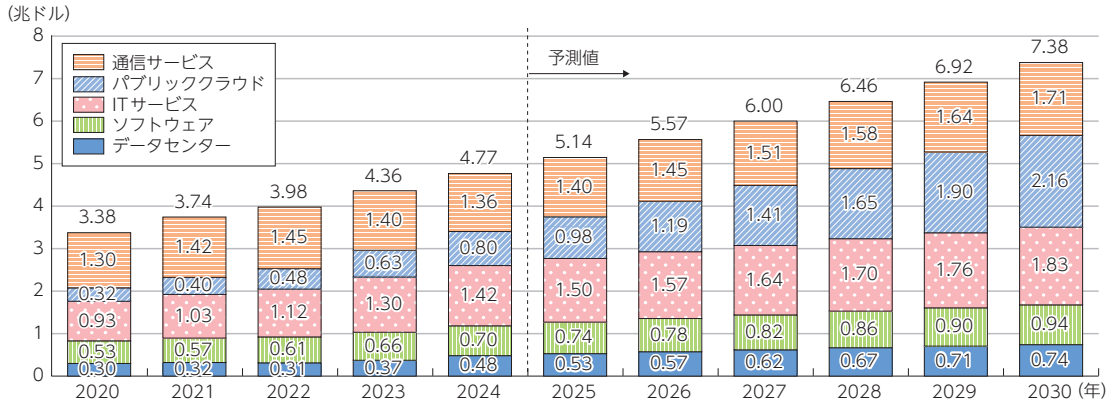

（出典）Statista*1（2026年2月10日取得データ）を基に作成

2　情報通信産業*2の国内総生産（GDP）

2024年の情報通信産業の名目GDPは71.7兆円であり、前年（67.5兆円）*3と比較すると6.1%の増加となった（2020年価格）（図表Ⅱ-1-1-3、図表Ⅱ-1-1-4）。また、情報通信産業の部門別に名目GDPの推移を見てみると、多くの部門においてほぼ横ばいの傾向が続いている一方で、情報サービス業及びインターネット附随サービス業等は増加傾向にある（図表Ⅱ-1-1-5）。

図表Ⅱ-1-1-3　主な産業のGDP（名目）

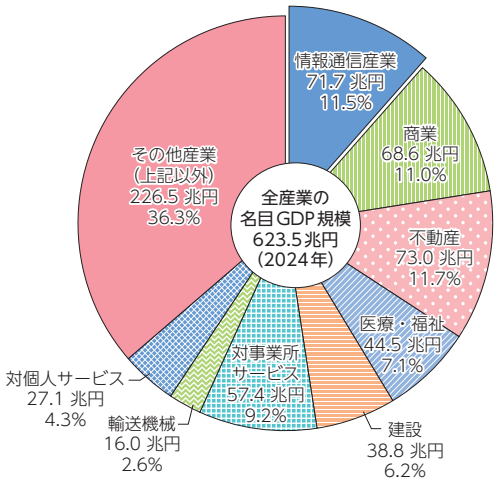

（出典）総務省（2026）「令和7年度　ICTの経済分析に関する調査」

＊1　https://www.statista.com/outlook/technology-outlook
＊2　情報通信産業の範囲は、「通信業」、「放送業」、「情報サービス業」、「インターネット附随サービス業」、「映像・音声・文字情報制作業」、「情報通信関連製造業」、「情報通信関連サービス業」、「情報通信関連建設業」、「研究」の9部門としている。
＊3　2020年基準の総務省「情報通信産業連関表」の完成等を踏まえ、再計算（基準年次を2015年から2020年に改定）の結果、情報通信産業の名目GDPや情報化投資に係る計算結果が上方修正となっている（ソフトウェアに関する投資額の上方修正が背景にあると考えられる。（参考）https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA18CZ90Y5A111C2000000/）

図表Ⅱ-1-1-4　主な産業のGDP（名目）の推移

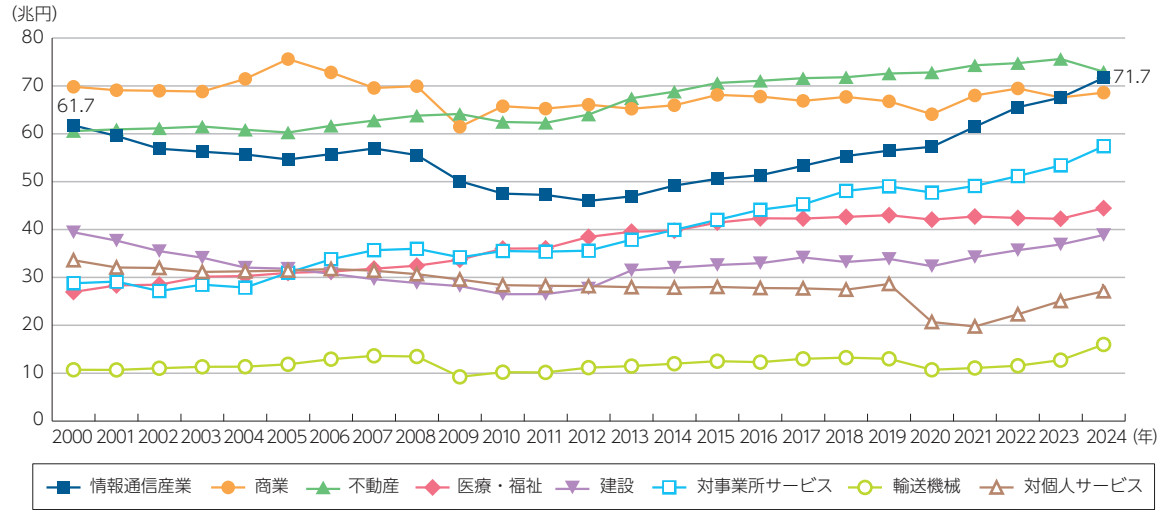

（出典）総務省（2026）「令和7年度　ICTの経済分析に関する調査」

図表Ⅱ-1-1-5　情報通信産業のGDP（名目）の推移

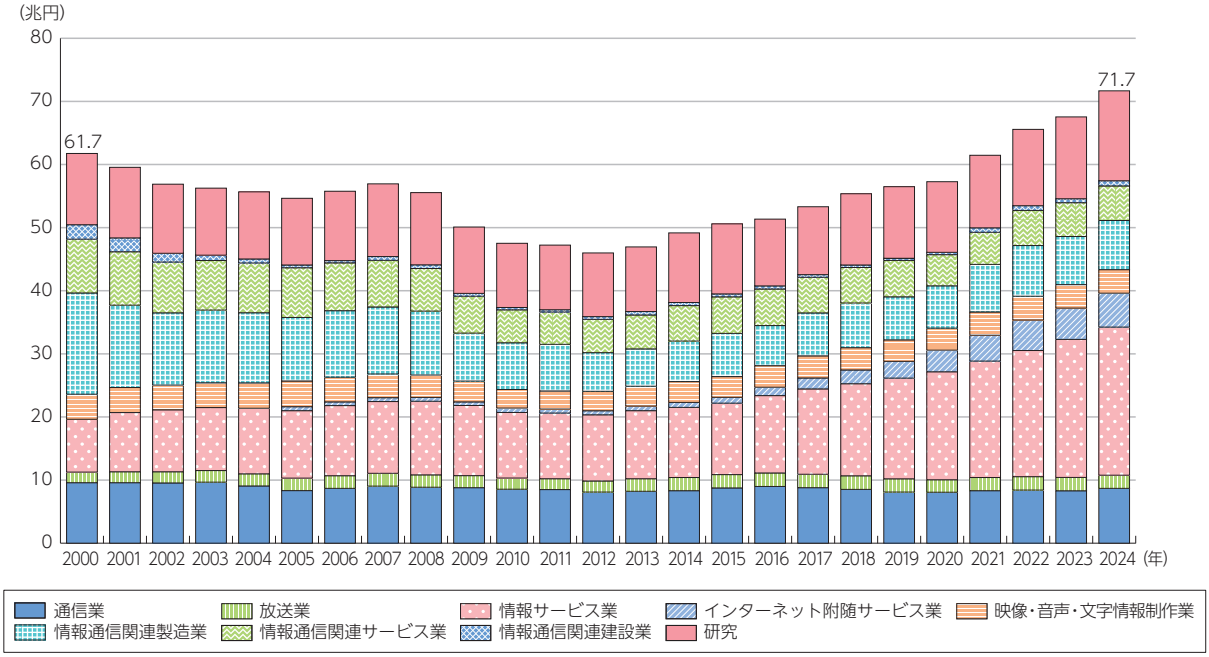

（出典）総務省（2026）「令和7年度　ICTの経済分析に関する調査」

3　情報化投資*4

2024年の我が国の民間企業による情報化投資は、2020年価格で25.7兆円（前年*5比1.9%増）であった。情報化投資の種類別では、ソフトウェア（受託開発及びパッケージソフト）が20.2兆円となり、全体の約78%を占めている。また、2024年の民間企業設備投資に占める情報化投資比率は24.7%（前年差0.5ポイント増）で、情報化投資は設備投資の中でも一定の地位を占めている（図表Ⅱ-1-1-6）。

また、日米の情報化投資の推移を比較すると、米国の情報化投資は、一時的な足踏みはあるものの、堅調に増加している一方、日本の情報化投資は、緩やかな増加及び横ばいの傾向が続いている（図表Ⅱ

＊4　ここでは情報通信資本財（電子計算機・同付属装置、電気通信機器、ソフトウェア）に対する投資をいう。近年普及が著しいクラウドサービスの利用は、サービスの購入であり、資本財の購入とは異なるため、ここでの情報化投資に含まれない。
＊5　脚注3に同じ。

-1-1-7)。

図表Ⅱ-1-1-6　我が国の情報化投資の推移

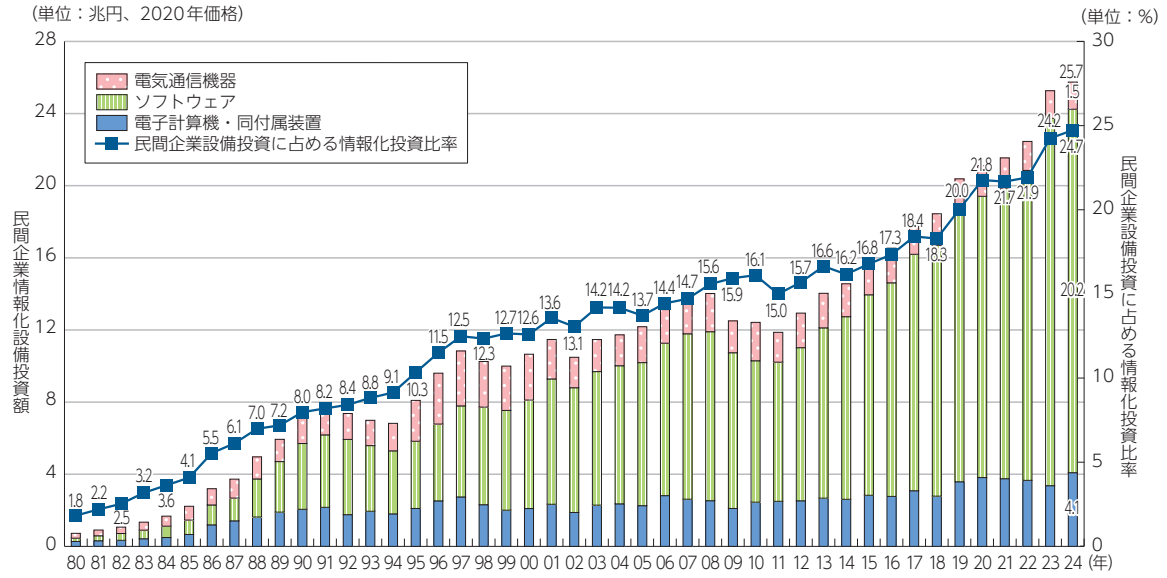

(出典) 総務省 (2026)「令和7年度　ICTの経済分析に関する調査」

図表Ⅱ-1-1-7　日米の民間情報化投資の比較

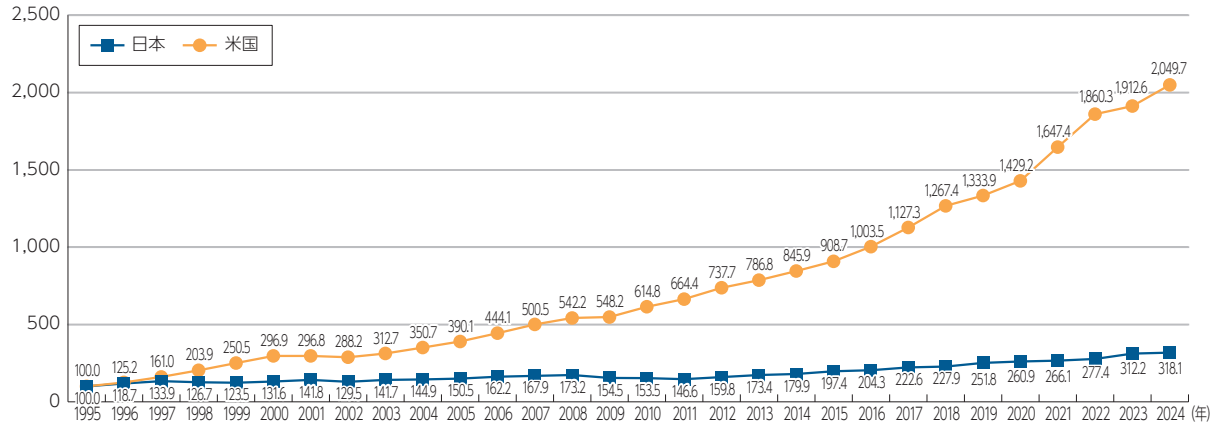

※ 1995年＝100として指数化 (日本：2020年価格、米国：2017年価格)

(出典) 総務省 (2026)「令和7年度　ICTの経済分析に関する調査」

4　ICT分野の輸出入

財務省国際収支統計のサービス収支における「コンピュータサービス」、「著作権等使用料」、「専門・経営コンサルティングサービス」の収支（デジタル関連収支）の合計は近年支払超過で推移しており（いわゆる「デジタル赤字」）、2025年では、約6.6兆円の支払超（前年比約0.1兆円の支払超過額の減）となっている。なお、これら区分の中にはデジタル分野以外のサービスに係る収支も含まれる点に注意が必要である。

クラウドサービスやオンライン会議システムの利用料といったコンピュータサービスが大宗を占める「通信・コンピュータ・情報サービス」については、国・地域別の収支額をみると、2025年は米国、オランダ、シンガポールの順に支払超過額の規模が大きい。

関連データ　デジタル関連サービス収支の推移

出典：財務省「国際収支統計」を基に作成
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00079（データ集）

また、財務省貿易統計[*6]に基づき、ICT財[*7]の日本からの輸出額と日本への輸入額の差引額を確認すると、その輸入超過額は近年増加の傾向がみられ、2025年では約4.0兆円の輸入超過となった。なお、この統計は、あくまで日本から海外への輸出額、海外から日本への輸入額を示しており、日本企業の海外生産拠点から日本以外の海外への輸出が反映されていないことや、日本企業が海外拠点で生産し日本国内に輸入した場合は「輸入」になることに注意が必要である。

日本の輸出額・輸入額が多い主なICT財について、その輸出先・輸入元の上位となっている国・地域をみると、2025年は、輸入に関しては、携帯電話機、パーソナルコンピュータは中国が最大の輸入元である。また、輸出先は、集積回路、その他の電子部品は台湾が、電子計算機附属装置は米国が最大の輸出先となっている。

関連データ　財務省貿易統計に基づく日本のICT財の輸出額と輸入額の差引額の推移

出典：財務省「貿易統計」を基に作成
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00083（データ集）

関連データ　主なICT財の輸出先、輸入元国・地域（上位3か国）

出典：財務省「貿易統計」を基に作成
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00085（データ集）

5　ICT分野の研究開発の動向

1　研究開発費に関する状況

ア　主要国・地域の研究開発費の推移

2022年の主要国・地域における研究開発費は、米国が9,232億ドルでトップを維持している。2位以下は中国、EU、日本と続くが、日本の研究開発費は横ばい傾向にあり、主要国・地域上位との差が拡大している状況にある。

関連データ　主要国・地域の研究開発費総額の推移

出典：国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター（2025），「研究開発の俯瞰報告書　主要国・地域の科学技術・イノベーション政策動向（2025年）」を基に作成
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00088（データ集）

イ　我が国の研究開発費に関する状況

2024年度の我が国の科学技術研究費（以下「研究費」という。）の総額（企業、非営利団体・公的機関及び大学等の研究費の合計）は23兆7,925億円、そのうち企業の研究費は17兆4,303億円となっている。また、企業の研究費のうち、情報通信産業[*8]の研究費は3兆9,939億円（22.9%）となっており（図表Ⅱ-1-1-8）、近年はほぼ横ばいの傾向が続いている（図表Ⅱ-1-1-9）。

＊6　貿易統計の輸入額はCIF建て（Cost、Insurance and Freightの略で、貨物代金のほか仕向地までの保険料、運賃を含む。）、輸出額はFOB建て（Free on Boardの略で、輸出国における船積み価格。船積み後、仕向地までの保険料、運賃は含まない。）であり、ここでの輸出額と輸入額の差引額は、機械的に計算して算出したもの。
＊7　総務省「情報通信産業連関表」においてICT財の範囲とされている以下の財。パーソナルコンピュータ、電子計算機本体（パソコンを除く。）、電子計算機附属装置、有線電気通信機器、携帯電話機、無線電気通信機器（携帯電話機を除く。）、通信ケーブル・光ファイバケーブル、事務用機械、半導体素子、集積回路、液晶パネル、フラットパネル・電子管、電子回路、ビデオ機器・デジタルカメラ、ラジオ・テレビ受信機、電気音響機器、その他の電子部品、その他の電気通信機器。
＊8　ここでは情報通信機械器具製造業、電気機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、情報通信業（情報サービス業、通信業、放送業、インターネット附随・その他の情報通信業）を指す。

図表Ⅱ-1-1-8　企業の研究費の割合（2024年度）

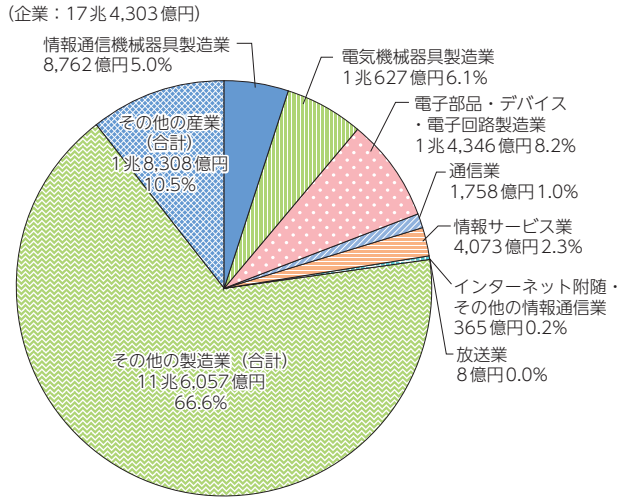

（出典）総務省「令和7年科学技術研究調査」を基に作成*9

図表Ⅱ-1-1-9　企業研究費の推移

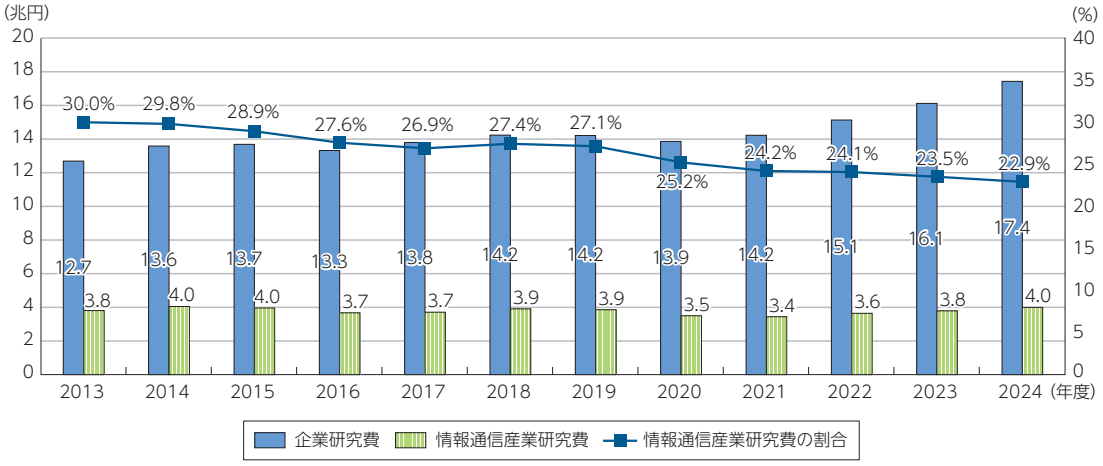

（出典）総務省「科学技術研究調査」各年度版*10を基に作成

2 研究開発を担う人材に関する状況

ア　主要国・地域の研究者総数の推移

主要国における研究者数*11に関し、日本の研究者数は2024年において70.1万人であり、中国（2023年：300.1万人）、米国（2022年：168.2万人）に次ぐ第3位の研究者数の規模である。その他の国の最新年の値を多い順にみると、ドイツ（2023年：49.9万人）、韓国（2023年：49.0万人）、フランス（2023年：34.6万人）、英国（2017年：29.6万人）となっている。

関連データ　主要国・地域の研究者総数の推移

出典：文部科学省科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2025」を基に作成
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00099（データ集）

＊9　https://www.stat.go.jp/data/kagaku/index.html
＊10　https://www.stat.go.jp/data/kagaku/index.html
＊11　研究業務を専従換算し計測したもの。

イ　我が国の研究者数

2024年度末の我が国の研究者数（企業、非営利団体・公的機関及び大学等の研究者数の合計）は91万2,776人、そのうち企業の研究者数は52万6,258人となっている。また、企業の研究者数のうち、情報通信産業の研究者数は15万325人（28.6%）となっており、近年減少傾向が続いていたが、2024年度は前年よりも微増した（図表Ⅱ-1-1-10）。

図表Ⅱ-1-1-10　企業研究者数の推移

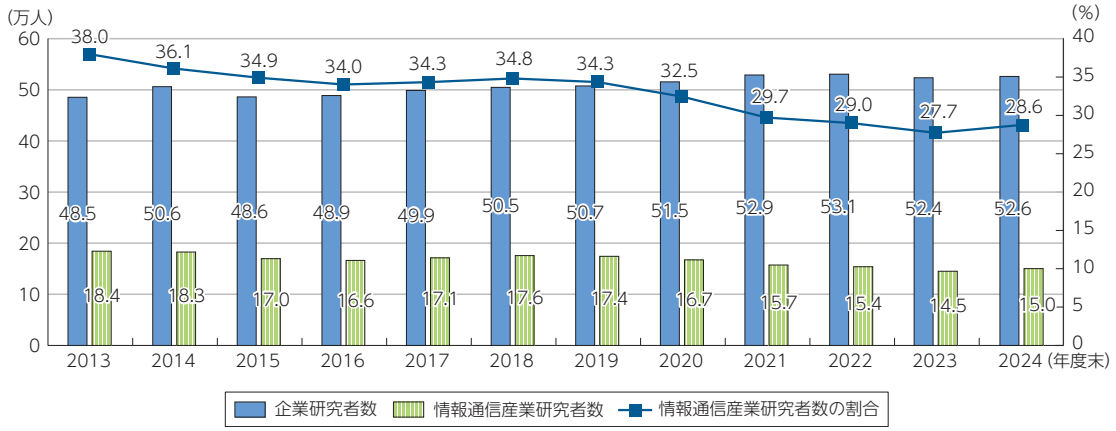

（出典）総務省「科学技術研究調査」各年度版[*12]を基に作成

関連データ　企業の研究者数の産業別割合（2025年3月31日現在）

出典：総務省「令和7年科学技術研究調査」を基に作成
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00101（データ集）

3　特許に関する状況

米国への特許出願数は、2023年は59.8万件である。非居住者からの出願数の割合が近年増加傾向にあり、米国の市場が海外にとって魅力的であることを示唆している。日本への出願数は、2023年は30.0万件で、中国、米国に次ぐ規模であるものの2000年代半ばから特許出願数は減少傾向にあり、差が開いている状況である。

日米中におけるパテントファミリー数[*13]の技術分野別割合の推移をみると、米国及び中国では「情報通信技術」の割合が増加しているのに対し、日本では、近年持ち直しも見られるものの停滞していることが示されている（図表Ⅱ-1-1-11）。

＊12　https://www.stat.go.jp/data/kagaku/index.html
＊13　パテントファミリーとは、優先権によって直接、間接的に結び付けられた2か国以上への特許出願の束である。通常、同じ内容で複数の国に出願された特許は、同一のパテントファミリーに属する。したがって、パテントファミリーをカウントすることで、同じ出願を2度カウントすることを防ぐことが出来る。つまり、パテントファミリーの数は、発明の数とほぼ同じと考えられる。
https://www.nistep.go.jp/sti_indicator/2025/RM349_46.html

図表Ⅱ-1-1-11　日米中におけるパテントファミリー数の技術分野別割合の推移

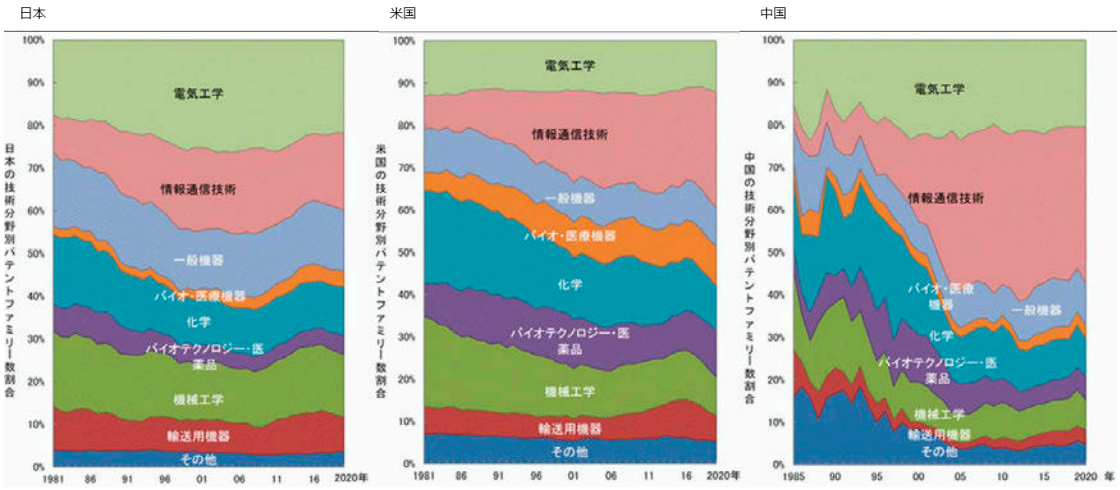

（出典）文部科学省科学技術・学術政策研究所「科学技術指標 2025」

関連データ　主要国への特許出願状況と主要国からの特許出願状況の推移

出典：文部科学省科学技術・学術政策研究所「科学技術指標 2025」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00103（データ集）

4 ICT分野における国内外の主要企業の研究開発の動向

国内外の大手情報通信関連企業の、2024年の売上高に対する研究開発費の比率は、一部企業を除き10%未満にとどまっている（図表Ⅱ-1-1-12）。

日本の大手通信事業者の2024年の売上高に対する研究開発費の比率は、NTT・ソフトバンクグループで6～7%程度、KDDI・楽天グループで1%未満であるのに対して、GAFAM*14・BAT*15はAppleとAlibabaを除くと10%～30%程度あり、研究開発に積極的であることが伺える（図表Ⅱ-1-1-13）（図表Ⅱ-1-1-14）。

図表Ⅱ-1-1-12　通信事業者・通信機器・ITサービス事業者の研究開発費の比較（2024年）

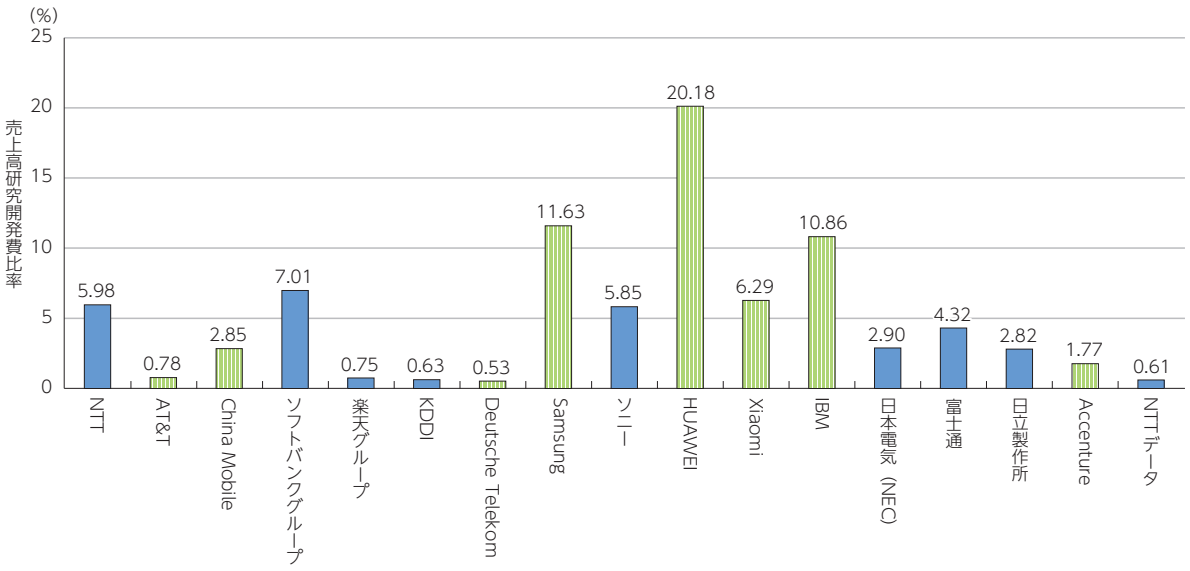

（出典）「EU Industrial R&D Investment Scoreboard」や各企業のアニュアルレポート等を基に作成*16

*14　Alphabet（Google）、Amazon、Meta（facebook）、Apple、Microsoft
*15　Baidu、Alibaba、Tencent
*16　過去の情報通信白書に掲載している同旨データとは出典が異なることから、単純な比較はできないことに留意。

図表Ⅱ-1-1-13　日本大手通信事業者と米中ビッグテックとの研究開発費比較（2024年）

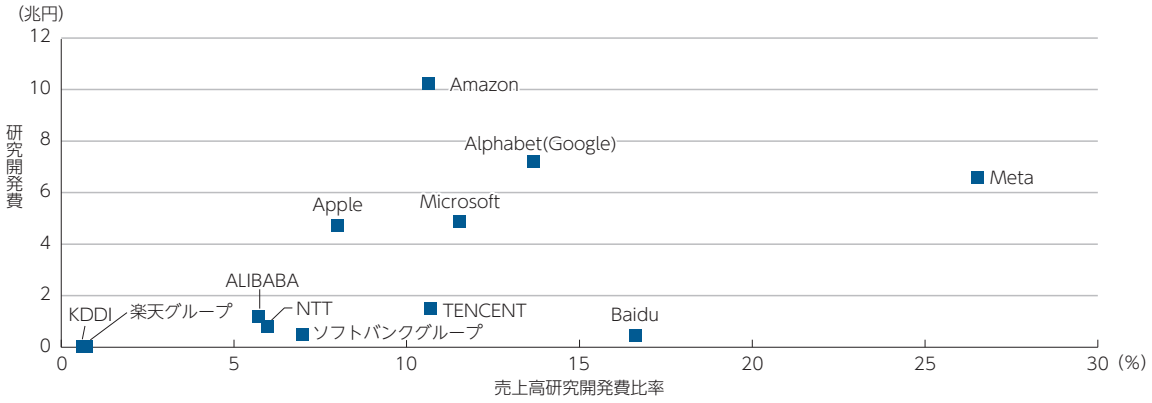

（出典）「EU Industrial R&D Investment Scoreboard」や各企業のアニュアルレポート等を基に作成*17

図表Ⅱ-1-1-14　日本大手通信事業者とGAFAMの売上高研究開発費比率の推移

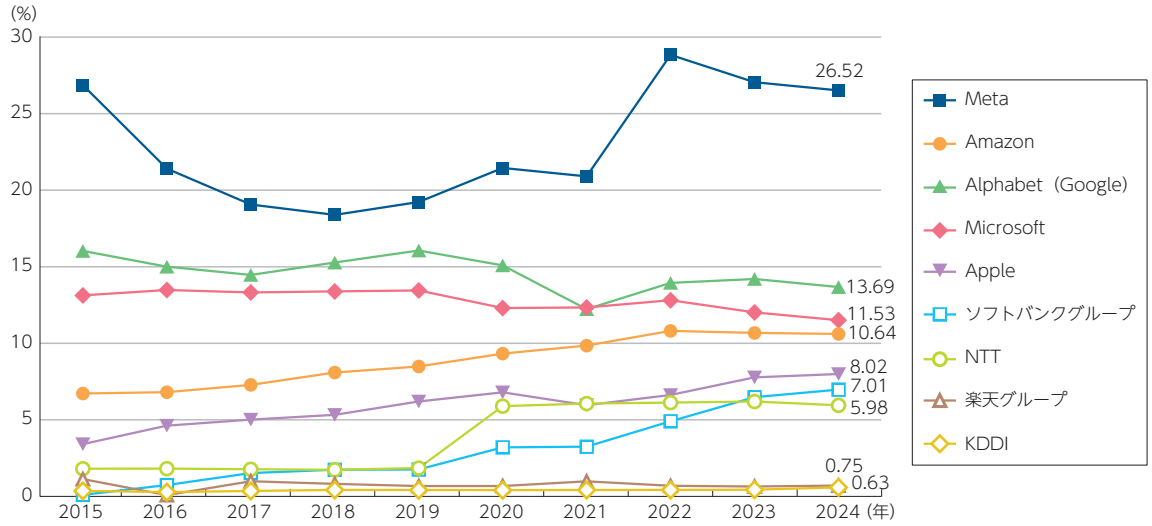

※ Amazonについては、本白書より「EU Industrial R&D Investment Scoreboard」における数値を採用している（「The 2025 EU Industrial R&D Investment Scoreboard」より同社のデータが新たに収録されたことによる）。

（出典）EU「EU Industrial R&D Investment Scoreboard」

関連データ　日本大手通信事業者とGAFAMの研究開発費の推移

出典：EU「EU Industrial R&D Investment Scoreboard」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00107（データ集）

＊17　過去の情報通信白書に掲載している同旨データとは出典が異なることから、単純な比較はできないことに留意。

第2節　電気通信分野の動向

1　国内外における通信市場の動向

OECDによると、人口100人あたりのブロードバンド契約者数（2024年12月）について、首位は韓国で47.9契約、2位はフランスで47.5契約、3位はノルウェーで46.5契約となっている。なお、ブロードバンドには、DSL、ケーブル、光ファイバ（FTTH）、衛星、固定ワイヤレス、そのほかが含まれている。日本は13位の41.7契約であり、OECD平均36.5契約を上回っている（図表Ⅱ-1-2-1）。

また、人口100人あたりのモバイルブロードバンド契約数は日本が首位となっている（210.1契約）。2位以降は米国（199.8契約）、エストニア（177.4契約）、イスラエル（167.0契約）、フィンランド（157.3契約）となっている。この内、5Gサービスの契約数については、デンマークが116.5契約と最も多く、次いで米国の80.3契約、日本の79.8契約となっている（図表Ⅱ-1-2-2）。

図表Ⅱ-1-2-1　人口100人あたりのブロードバンド契約者数

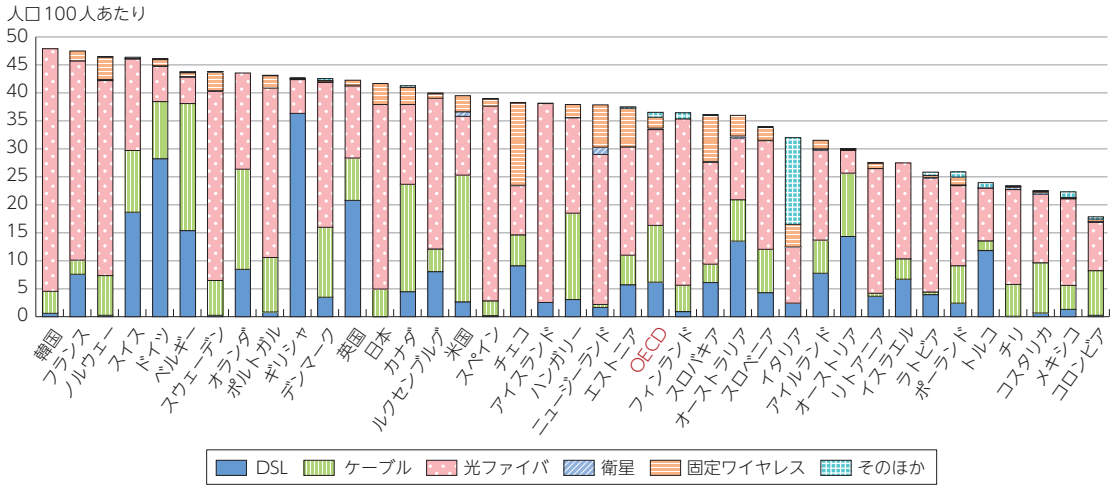

（出典）OECD*1

図表Ⅱ-1-2-2　人口100人あたりのモバイルブロードバンド契約数

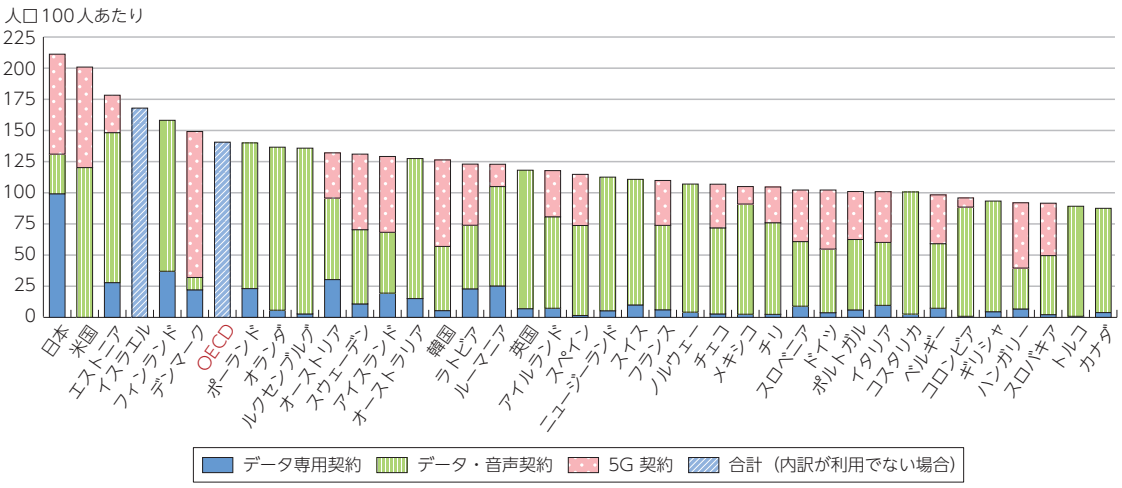

（出典）OECD*2

*1　OECD統計。OECD Broadband statistics〈https://www.oecd.org/en/topics/sub-issues/broadband-statistics.html〉1.2.1. OECD Fixed broadband subscriptions per 100 inhabitants, by technology, December 2024 を掲載。
光ファイバには、FTTH、FTTP、およびFTTBが含まれ、FTTCおよびFTTNは含まれない。

*2　OECD統計。OECD Broadband statistics〈https://www.oecd.org/en/topics/sub-issues/broadband-statistics.html〉1.2.2. OECD Mobile broadband subscriptions per 100 inhabitants, by technology, December 2024 を掲載。

2　我が国における電気通信分野の現状

1　市場規模

2024年度の電気通信業に係る売上高の合計は、約16兆円と推計される。内訳をみると、データ伝送（固定及び移動）が約9.0兆円（55.4%）、音声伝送（同）が約3.9兆円（23.7%）となっている（図表Ⅱ-1-2-3）。

図表Ⅱ-1-2-3　電気通信業の売上高構成比

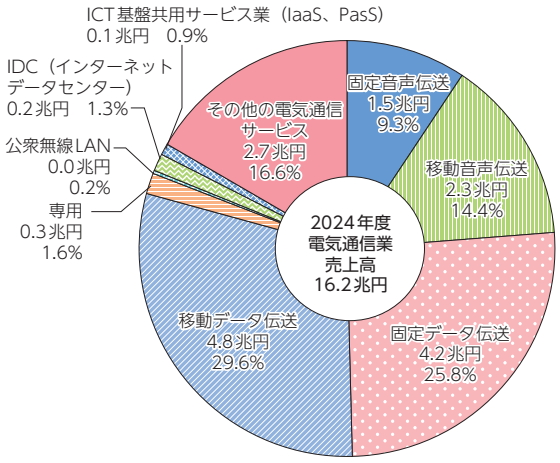

※1　「固定音声伝送」は、IP電話を含む。また、国内サービスと国際サービスの合計である。
※2　「固定データ伝送」には、インターネットアクセス（ISP、FTTH等）、IP-VPN、広域イーサネットによる売上を含む。
※3　「ICT基盤共用サービス業（IaaS、PaaS）」は、ネットワークを利用し、データセンターにおけるサーバー、ストレージなどの機器・設備を他の利用者との共用で提供するサービスのうち、システム・アプリケーションの構築等の基盤となる機能を提供するサービスを指す。
※4　2024年度調査から、調査項目を一部変更。
※5　サービス別の売上高が未回答の企業が含まれるため、電気通信業売上高とサービス別売上高の合計は一致しない。

（出典）総務省「情報通信業基本調査」*3を基に作成

2　事業者数

2025年度末の電気通信事業者数は2万7,808者（登録事業者342者、届出事業者2万7,466者）であり、前年度に引き続き増加傾向となっている（図表Ⅱ-1-2-4）。

図表Ⅱ-1-2-4　電気通信事業者数の推移

年度末	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
電気通信事業者数	19,079	19,818	20,947	21,913	23,111	24,272	25,534	26,642	27,808

（出典）情報通信統計データベース*4

3　インフラの整備状況

2023年度末の我が国の光ファイバの整備率（世帯カバー率）は、97.09%となっている（図表Ⅱ-1-2-5）。

＊3　https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics07.html
＊4　https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/field/tsuushin04.html

図表Ⅱ-1-2-5　我が国の光ファイバの整備率（2023年度末）

全国の光ファイバ整備率

令和6年3月末　**97.09%**（未整備約162万世帯）

※今年度からサービスエリアカバー率の推計手法を見直し（事業者の整備状況報告基準を変更等）
※国勢調査等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計したエリア内の利用可能世帯数を総世帯数で除したもの（小数点第三位以下を四捨五入）。

都道府県別の光ファイバ整備率

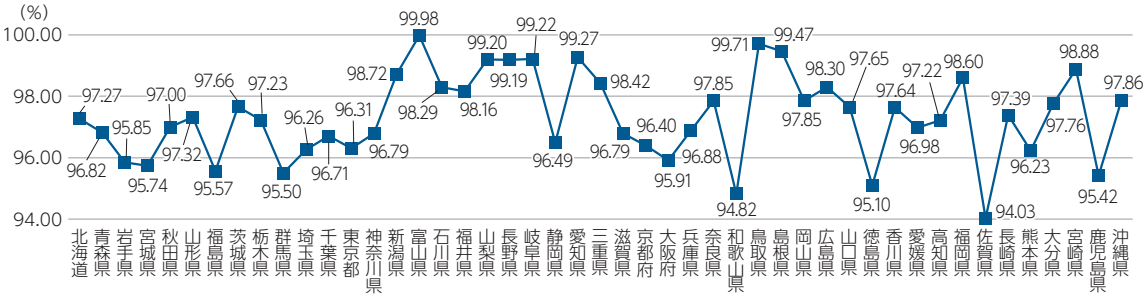

（出典）総務省「令和5年度末ブロードバンド基盤整備率調査」*5

なお、OECDによると、我が国の固定系ブロードバンドに占める光ファイバの割合は2024年12月時点において加盟国中第6位である。

関連データ　OECD加盟各国の固定系ブロードバンドに占める光ファイバの割合

出典：OECD Broadband statistics. Percentage of fibre connections in total fixed broadband, December 2024
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00116（データ集）

また、2024年度末時点で、我が国の全国の5G人口カバー率は98.4%であり、都道府県別にみるとすべての都道府県で85%を超えている（図表Ⅱ-1-2-6）。

図表Ⅱ-1-2-6　我が国の5G人口カバー率（2024年度末）

全国の5G人口カバー率（2025年3月末）

98.4%（2024年3月末98.1%）

※携帯キャリア4者のエリアカバーを重ね合わせた数字。小数点第2位以下を四捨五入

各都道府県の5G人口カバー率（2025年3月末）

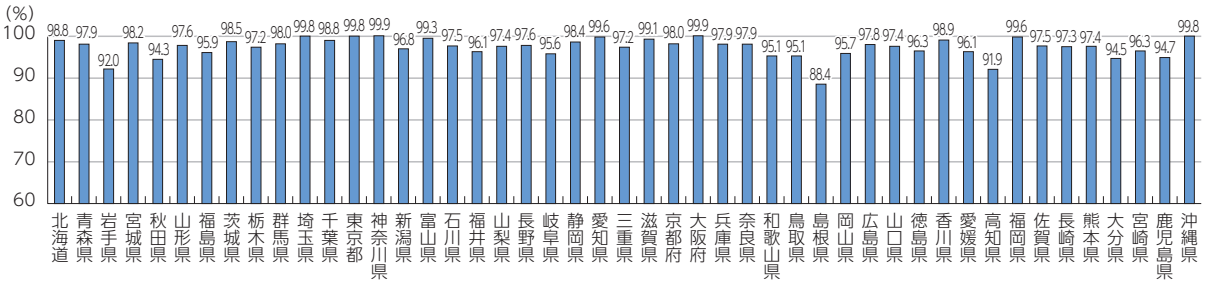

（出典）総務省「5Gの整備状況（令和6年度末）の公表」*5

＊5　https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban07_02000082.html
＊6　https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000731.html

4 トラヒックの状況

我が国の固定系ブロードバンドサービス契約者の総ダウンロードトラヒックは、新型コロナウイルス感染症の発生後に急増した。その後も、増減率の変動はあるものの、総じて増加を続けており、2025年11月時点では前年同月比14.6%増となっている。移動通信の総ダウンロードトラヒックについても、総じて増加を続けており、2025年9月時点では前年同月比17.9%増となっている（図表Ⅱ-1-2-7）。

図表Ⅱ-1-2-7　インターネットトラヒックの推移（固定系・移動系、ダウンロードトラヒック）

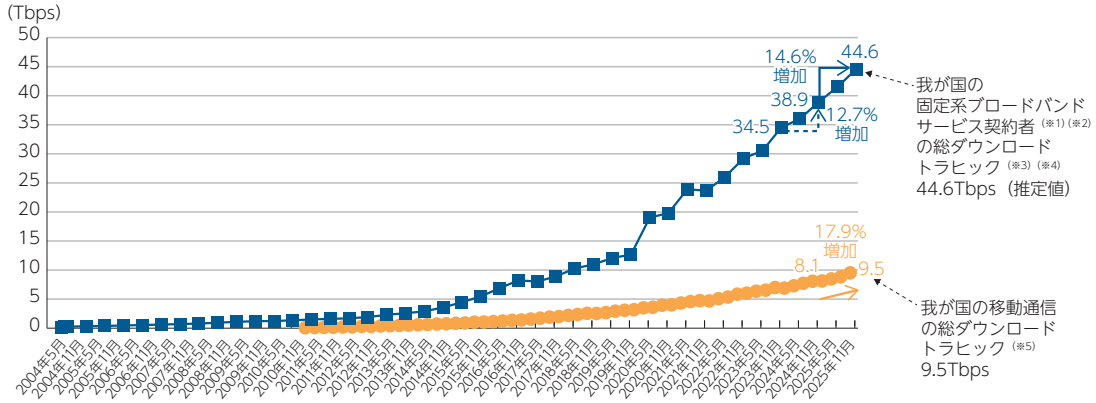

※1　個人の利用者向け固定系ブロードバンドサービス（FTTH、DSL、CATV及びFWA）
※2　一部の法人契約者を含む
※3　2011年5月以前は、携帯電話網との間の移動通信トラヒックの一部が含まれる
※4　2017年5月から協力ISPが5社から9社に増加し、9社からの情報による集計値及び推計値としたため、不連続が生じている
※5　『総務省　我が国の移動通信トラヒックの現状（令和7年9月分）』より引用（3月、6月、9月、12月に計測）

（出典）総務省（2026）「我が国のインターネットにおけるトラヒックの集計結果（2025年11月分）」*7

5 ブロードバンドの利用状況

2025年末の固定系ブロードバンドの契約数*8は4,750万（前年同期比0.6%増）であり、移動系超高速ブロードバンドの契約数*9のうち、3.9-4世代携帯電話（LTE）は1億877万（前年同期比4.1%減）、5世代携帯電話（5G）は1億2,242万（前年同期比14.3%増）、BWAは9,365万（前年同期比3.8%増）となっている（図表Ⅱ-1-2-8）。

図表Ⅱ-1-2-8　ブロードバンド契約数の推移

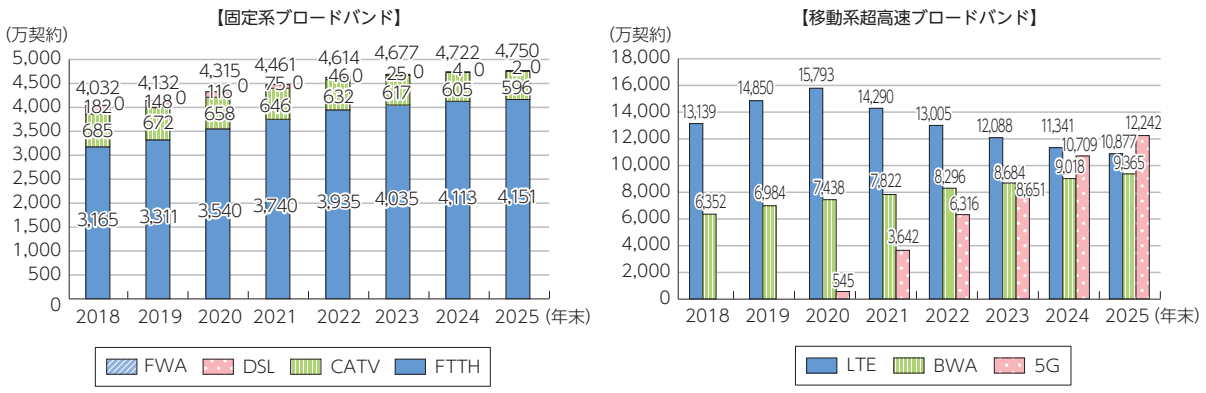

※ 過去の数値については、事業者報告の修正があったため、昨年の公表値とは異なる。

（出典）総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（令和7年度第3四半期（12月末））」*10を基に作成

＊7　https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000274.html
＊8　固定系ブロードバンド契約数は、FTTH、CATV（同軸・HFC）、DSL及びFWAの契約数の合計。
＊9　LTE、BWA、5Gの契約数であり、3GやPHSの契約数は含まれていない。
＊10　https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000275.html

6 衛星通信

通信衛星には、静止衛星[*11]及び非静止衛星[*12]があり、広域性、同報性、耐災害性などの特長を生かして、通信インフラが整備されておらず携帯電話などの地上系ネットワークの利用が困難な離島・山間部との通信、船舶・航空機などに対する通信に活用されているほか、自然災害等の非常時における通信手段となっている。

関連データ 我が国が通信サービスとして利用中の主な静止衛星（2025年度末）

URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00124（データ集）

関連データ 我が国が通信サービスとして利用中の主な非静止衛星（2025年度末）

URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00125（データ集）

7 音声通信サービスの加入契約数の状況

近年、固定通信（NTT東西加入電話（ISDNを含む。）、直収電話[*13]及びCATV電話。0ABJ型IP電話を除く。）の契約数は減少傾向にある一方、移動通信（携帯電話、PHS及びBWA）の契約数は堅調な伸びを示しており、2025年末時点には移動通信の契約数は固定通信の契約数の約19.5倍になっている（図表Ⅱ-1-2-9）。

また、2025年末時点における移動系通信市場の契約数における事業者別シェアは、NTTドコモが33.0%（前年同期比1.2ポイント減、MVNOへの提供に係るものを含めると39.4%）、KDDIグループが26.3%（同0.8ポイント減、同31.4%）、ソフトバンクが19.0%（同0.1ポイント減、同24.6%）、楽天モバイルが3.5%（同0.3ポイント増、同4.4%）、MVNOが18.0%（同1.7ポイント増）となっている（図表Ⅱ-1-2-10）。

＊11　赤道上高度約3万6,000kmの軌道を地球の自転と同期して周回する人工衛星。3基の衛星で極地域を除く地球全体をカバーすることが可能である。
＊12　一般に静止軌道よりも低い高度を周回している人工衛星。軌道高度が低いため静止衛星に比較して伝送遅延が小さく、高速大容量の通信が可能である。極地域の通信も可能である一方、衛星が上空を短時間で移動してしまうことから多数の衛星の同時運用が必要となる。
＊13　直収電話とは、NTT東西以外の電気通信事業者が提供する加入電話サービスで、直加入電話、直加入ISDN、新型直収電話、新型直収ISDNを合わせたものである。

図表Ⅱ-1-2-9　音声通信サービスの加入契約数の推移

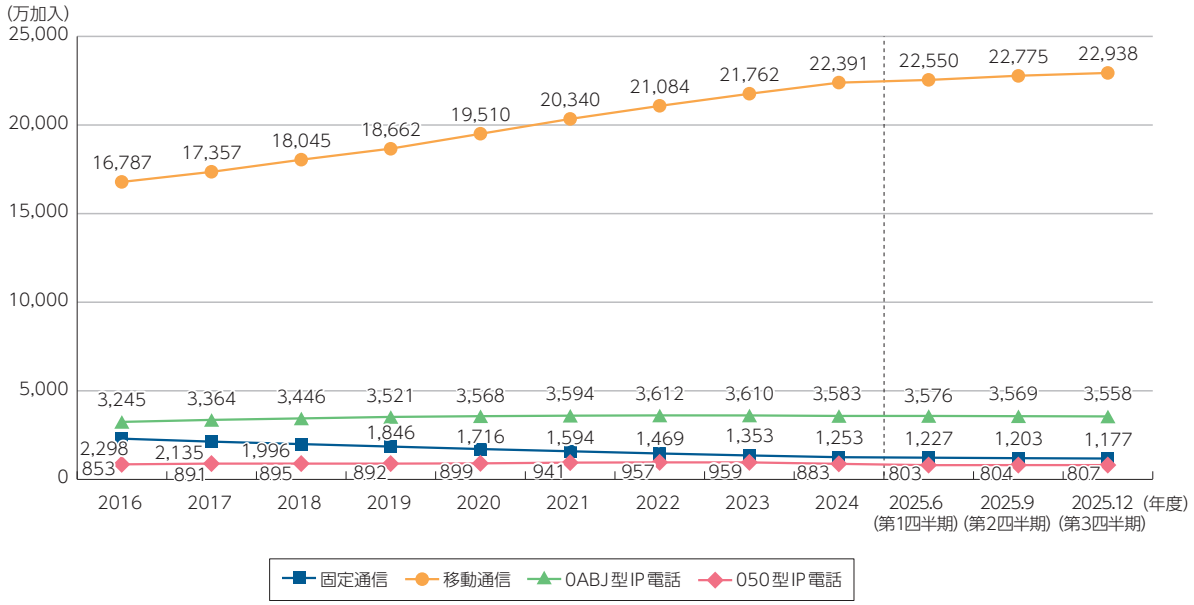

※1　2025年度については12月末時点のデータを使用しているため、経年比較に際しては注意が必要。
※2　移動通信は携帯電話、PHS及びBWAの合計。
※3　移動系通信の契約数については、特段の記載がない限り、「グループ内取引調整後」の数値。「グループ内取引調整後」とは、MNOが同一グループ内のMNOからMVNOの立場として提供を受けた携帯電話やBWAサービスを自社サービスと併せて一つの携帯電話などで提供する場合に、2契約ではなく1契約として集計するように調整したもの。

（出典）総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（令和7年度第3四半期（12月末））」[*14]、「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（令和3年度第4四半期（3月末））」[*15]、「情報通信統計データベース 契約数」[*16]

図表Ⅱ-1-2-10　移動系通信の契約数（グループ内取引調整後）における事業者別シェアの推移

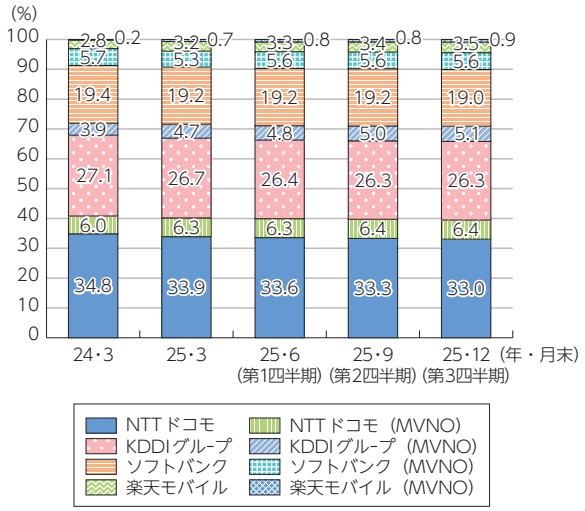

※1　移動系通信の契約数については、特段の記載がない限り、「グループ内取引調整後」の数値であり、また、携帯電話又はBWAで提供されるワイヤレス固定ブロードバンド、モバイル網固定電話及びワイヤレス固定電話の契約数は含まれない。
「グループ内取引調整後」とは、MNOが同一グループ内のMNOからMVNOの立場として提供を受けた携帯電話やBWAサービスを自社サービスと併せて一つの携帯電話などで提供する場合に2契約ではなく1契約として集計するように調整したもの。
※2　KDDIグループのシェアには、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズが含まれる。
※3　MVNOのシェアを提供元のMNOグループごとに合算し、当該MNOグループ名の後に「(MVNO)」と付記して示している。
※4　楽天モバイルのシェアは、MNOとしてのシェア。楽天モバイルが提供するMVNOサービスは、「NTTドコモ（MVNO）」及び「KDDIグループ（MVNO）」に含まれる。

（出典）総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（令和7年度第3四半期（12月末））」を基に作成

＊14　https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000275.html
＊15　https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000206.html
＊16　https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/field/tsuushin02.html

8 電気通信料金の国際比較

通信料金を東京（日本）、ニューヨーク（米国）、ロンドン（英国）、パリ（フランス）、デュッセルドルフ（ドイツ）、ソウル（韓国）の6都市について比較すると、2025年12月時点の東京のスマートフォン（4G、MNOシェア1位の事業者、新規契約の場合）の料金は、おおむね中位の水準となっている。

また、固定電話の料金は、基本料及び平日12時に3分間通話した場合の市内通話料金について低い水準となっている。

関連データ モデルによる携帯電話料金の国際比較（2025年度）

出典：総務省「令和7年度電気通信サービスに係る内外価格差調査」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00136（データ集）

関連データ 個別料金による固定電話料金の国際比較（2025年度）

出典：総務省「令和7年度電気通信サービスに係る内外価格差調査」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00137（データ集）

9 電気通信サービスの事故の発生状況

2024年度に報告のあった四半期ごとの報告を要する事故は6,713件であり、そのうち、重大な事故[*17]は6件であり、前年度から減少した（図表Ⅱ-1-2-11）。

図表Ⅱ-1-2-11　重大な事故発生件数の推移

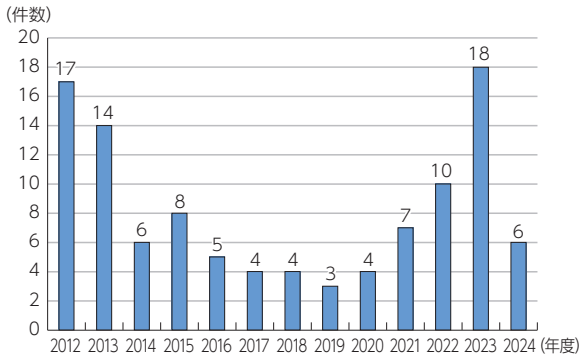

（出典）総務省「令和6年度電気通信事故に関する検証報告」[*18]

10 電気通信サービスに関する苦情・相談、違法有害情報に関する相談

ア　電気通信サービスに関する苦情・相談など

2025年度に総務省に寄せられた電気通信サービスの苦情・相談などの件数は11,940件であり、前年度から増加した（図表Ⅱ-1-2-12）。また、全国の消費生活センター等及び総務省で受け付けた苦情・相談の内容をサービス別にみると、「FTTHサービス」、「MNOサービス」に関するものの割合が高い（図表Ⅱ-1-2-13）。

＊17　電気通信事業法第28条「総務省令で定める重大な事故が生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない」に該当する事故。
＊18　https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban05_02000388.html
※事業者からの報告件数。なお、重大な事故については、2008年度から、電気通信役務の品質が低下した場合も重大な事故に該当することとなり、さらに、2015年度から、電気通信サービス一律ではなく、電気通信サービスの区分別の報告基準が定められており、年度ごとの推移は単純には比較できない。

図表Ⅱ-1-2-12　総務省に寄せられた苦情・相談などの件数の推移

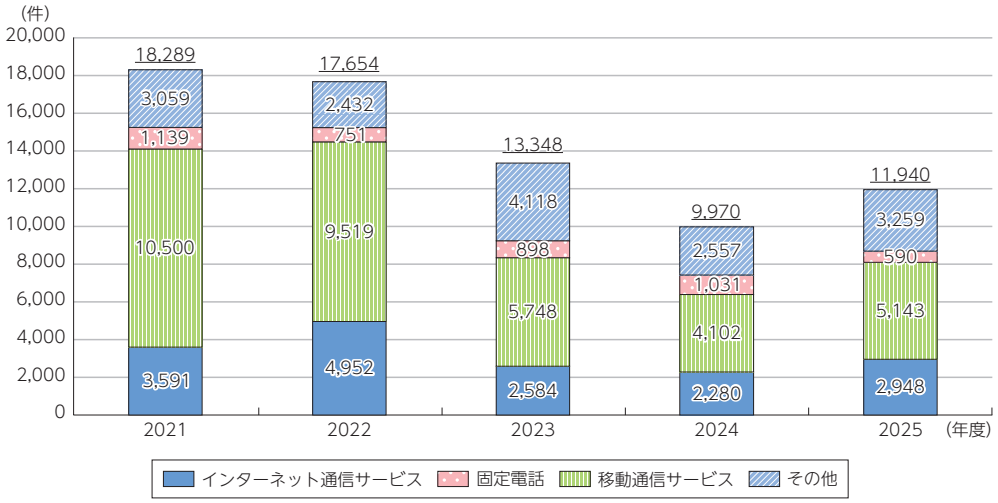

(出典) 総務省作成

図表Ⅱ-1-2-13　全国の消費生活センター等及び総務省で受け付けた苦情・相談等の内訳
(2024年4月～2025年3月に受け付けたものから無作為抽出)

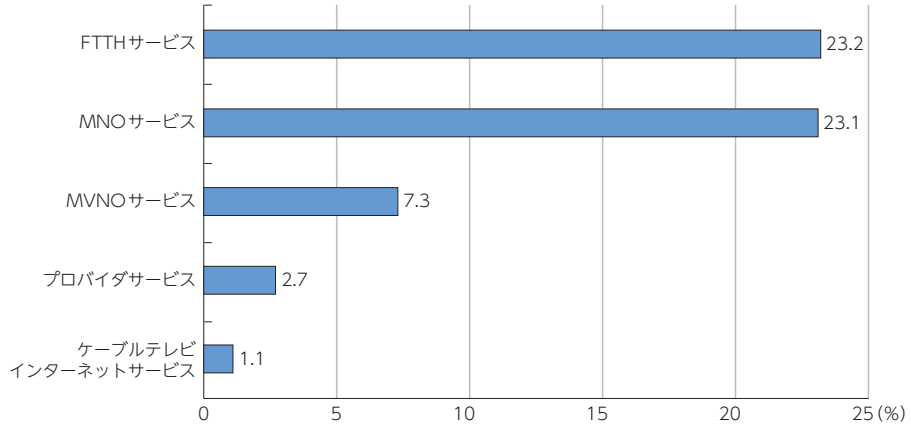

※ FTTH回線と一体的に提供されるISPサービスが「プロバイダサービス」のみに計上されている可能性がある。

(出典) 総務省「消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合（第19回）」

イ　違法・有害情報に関する相談など

総務省が運営を支援する違法・有害情報相談センターで受け付けている相談件数は高止まり傾向にあり、2025年度の相談件数は、6,715件であった（図表Ⅱ-1-2-14）。2025年度における相談件数の上位5事業者は、X（旧Twitter）、Meta、Google、LINEヤフー、TikTokとなっている（図表Ⅱ-1-2-15）。

図表Ⅱ-1-2-14　違法・有害情報に関する相談などの件数の推移

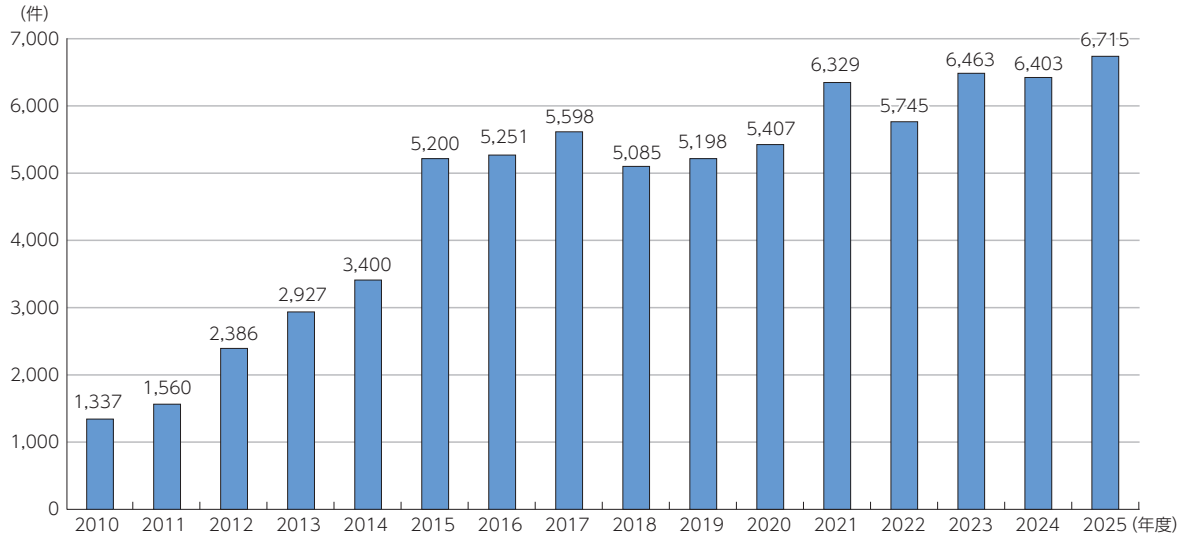

（出典）総務省作成

図表Ⅱ-1-2-15　違法・有害情報相談センター相談件数の事業者別の内訳

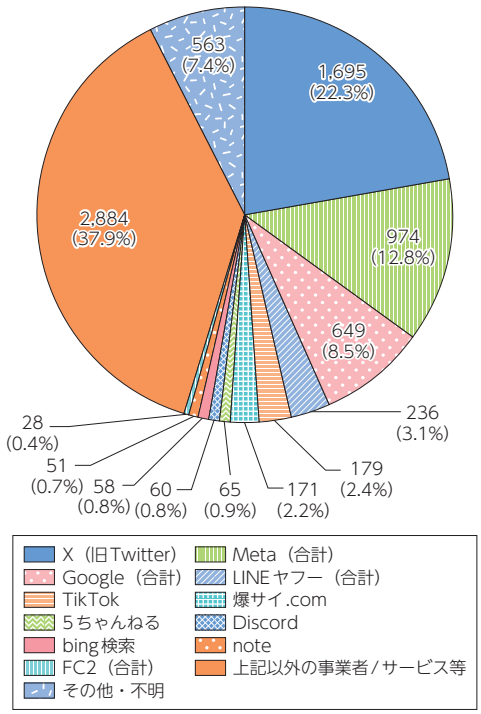

事業者/サービス名等		件数	割合
X（旧Twitter）		1,695	22.3%
Meta（合計）		974	12.8%
	Instagram	644	
	Facebook	157	
	Threads	166	
	Whatsapp	7	
Google（合計）		649	8.5%
	Google検索	271	
	Googleマップ	177	
	YouTube	182	
	その他	19	
LINEヤフー（合計）		236	3.1%
	LINE（合計）	161	2.1%
	ヤフー（合計）	75	1.0%
	Yahoo!検索	24	
	ヤフー（その他）	51	
TikTok		179	2.4%
爆サイ.com		171	2.2%
5ちゃんねる		65	0.9%
Discord		60	0.8%
bing検索		58	0.8%
note		51	0.7%
FC2（合計）		28	0.4%
上記以外の事業者/サービス等		2,884	37.9%
その他・不明		563	7.4%
	n=	7,613	

※1　相談（作業）件数を集計したものであり、個別の相談が権利侵害にあたるか相談センターでは判断していない。
※2　作業件数につき、複数のサービスを回答する場合もあるため、作業件数（6,715件）と上記グラフの総計（7,613件）が一致しない。
※3　相談によっては同じサービスを複数回答する場合もあるため、厳密な統計情報とはいえない。
※4　独自ドメインを利用しているものがあり、実際のドメインが判明しない場合がある。

（出典）総務省作成

3　通信分野における新たな潮流

1 オール光ネットワーク

オール光ネットワーク技術は、有線ネットワークや情報通信装置・デバイスに光電融合技術を活用し、電気信号-光信号の変換を極力なくすことにより、低消費電力・低遅延・大容量を実現する次世代情報通信基盤の中核技術であり、ゲームチェンジャーになり得るものである。

主なユースケースとしてはデータセンター間の高速・低遅延接続であり、昨今の動向を踏まえて、生成AI技術との連携も進められている。NTTコミュニケーションズ株式会社（現 NTTドコモビジネス株式会社）は、光電融合で接続した3拠点のデータセンターにGPUサーバーを分散配置した環境で、LLMの学習実証実験に世界で初めて成功した[*19]。光電融合の高速・低遅延接続により、GPUサーバー間のデータ転送が迅速かつ効率的に行われ、小規模なAIモデルの事前学習や追加学習などの比較的軽量な処理に対して、単一のデータセンターと遜色ない性能を発揮でき、これにより、複数のデータセンター環境で柔軟にGPUクラスタを構築し、効率的なリソース利用を実現することが期待できるという。

加えて、オール光ネットワークを活用することにより、現在、大都市圏に集中するデータセンター拠点を、再生可能エネルギーの活用可能な地域等へ分散することが促進されることが期待される。我が国のAI開発力の強化やAI利活用の促進、安全・安心で信頼できるAIの追求において、高品質かつ低環境負荷（グリーン）なオール光ネットワークがその基盤となることが期待されている。

2 非地上系ネットワーク（NTN：Non-Terrestrial Network）

非地上系ネットワーク（NTN：Non-Terrestrial Network）は、移動通信ネットワークについて、地上に限定せず、海や空、宇宙に至るすべてを多層的につなげるものであり、HAPS（High Altitude Platform Station）、衛星通信などによって、地上の通信インフラが整備されていない地域にもシームレスに通信サービスを提供することを可能にする（図表Ⅱ-1-2-16）。

国内衛星通信サービス市場規模は、2023年に約577億円、2024年には約635億円（前年比10.1%増）と見込まれ、その後も増加傾向で推移すると予測されている（図表Ⅱ-1-2-17）。

＊19　https://www.ntt.com/about-us/press-releases/news/article/2025/0319.html

図表Ⅱ-1-2-16　衛星・HAPSによる通信サービスの提供イメージ

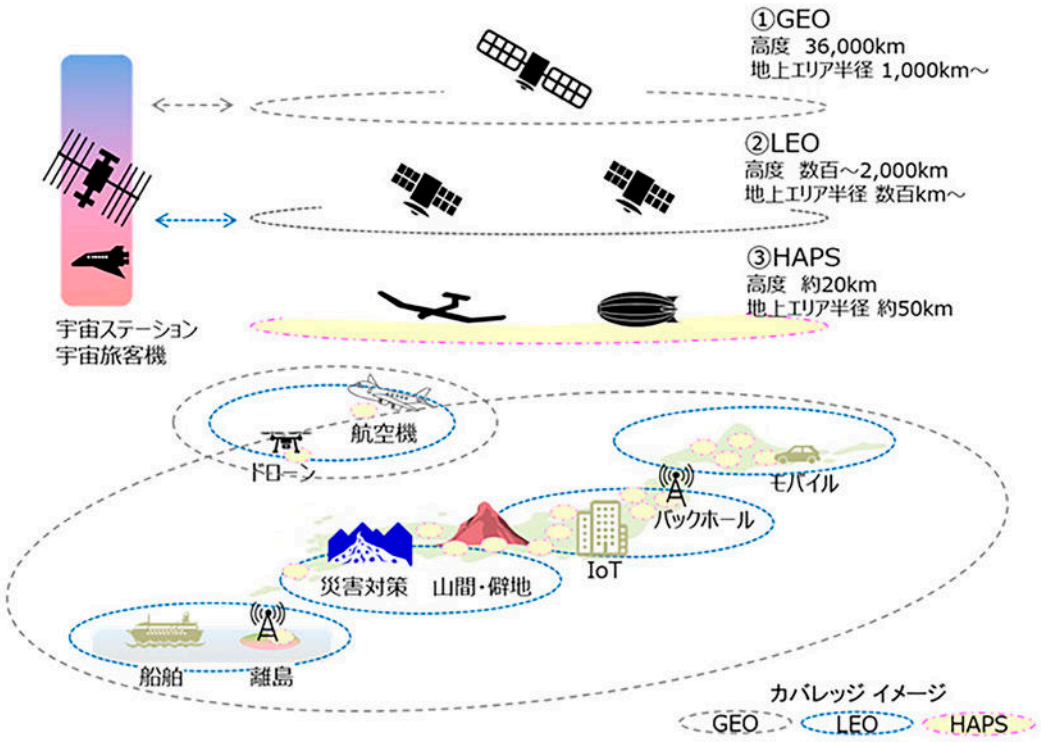

（出典）NTTドコモ[*20]

図表Ⅱ-1-2-17　国内衛星通信サービス市場規模の推移及び予測[*21]

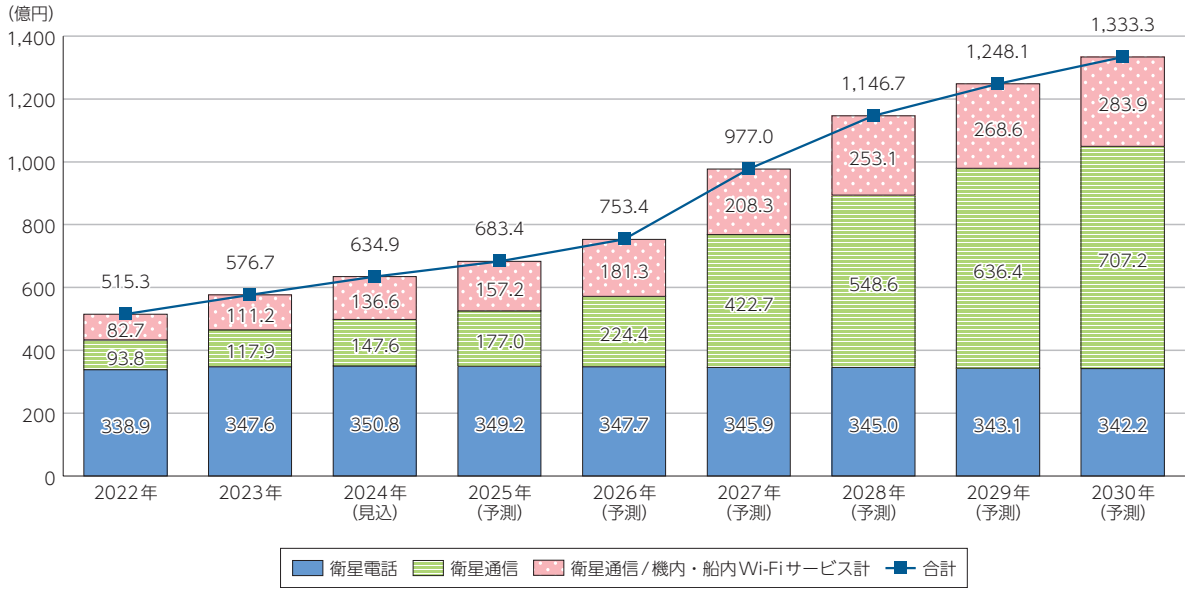

（出典）株式会社矢野経済研究所「国内衛星通信サービス市場に関する調査」（2024年）（2025年3月14日発表）[*22]

＊20　https://www.docomo.ne.jp/info/news_release/2022/01/17_01.html
＊21　市場規模には、①通信事業者によって提供される衛星電話及びGEO（静止衛星）/MEO（中軌道衛星）、LEO（低軌道衛星コンステレーション）、HAPSによる衛星データ通信サービス、②サービス事業者（公共交通事業者：航空機、旅客船等）による機内、船内WiFiサービス、③スマートフォンによる直接衛星通信サービスを対象とする。なお、BS/CS放送、J-ALERTなどの放送型ネットワークサービスは対象外である。
＊22　https://www.yano.co.jp/press-release/show/press_id/3611

3 量子暗号通信

量子暗号通信は、量子コンピュータの実現による暗号の危殆化に対応するため、量子の特性を活用した安全な暗号鍵の配送技術であり、国内外の関心が高まっている。

中国では、1万km以上にも及ぶ量子暗号通信網を中国全土に構築し、活用を開始しているほか、欧州においても欧州全域にわたる大規模な量子暗号通信網の構築を開始し、社会実装に向けた取組を加速している。

我が国では、総務省及びNICTが、量子暗号通信に関する研究開発を推進するとともに、量子暗号通信の実証・検証を目的として、2010年に量子暗号通信テストベッド「東京QKDネットワーク」を構築し、以降、継続的に運用を行っている。

4 AI-RAN（Artificial Intelligence-Radio Access Network）

AI-RAN（Artificial Intelligence-Radio Access Network）とは、人工知能（AI）を無線アクセスネットワーク（RAN）に統合し、ネットワークの高度化・効率化を図る技術概念である。AI-RANでは、機械学習によるトラヒック予測、リソース配分の最適化、障害検知、自己修復等を通じた自律的なネットワーク運営の実現や、トラヒック予測に基づくセルのスリープ制御等による消費電力の削減を目指している。また、汎用クラウド基盤上でRANとAIワークロードを同時稼働させ、通信需要の低い時間帯にAI推論処理へリソースを振り向け、インフラ稼働率を向上させることや、基地局設備をエッジコンピューティング拠点として活用することで低遅延のAI推論を実現することを目指している。自動運転の遠隔支援、産業用ロボットの制御、XRアプリケーション等、即時応答が求められる分野での活用が見込まれる。

第3節　放送・コンテンツ分野の動向

1　放送

1　放送市場の規模

ア　放送事業者の売上高等

我が国では、放送は、受信料収入を経営の基盤とするNHKと、広告収入又は有料放送の料金収入を基盤とする民間放送事業者の二元体制により行われている。また、放送大学学園が、教育のための放送を行っている。

放送事業収入及び放送事業外収入を含めた放送事業者全体の売上高は、2022年度から減少し、2024年度は3兆6,042億円（前年度比0.6%減）となった。

内訳をみると、地上系民間基幹放送事業者の売上高総計が2兆1,977億円（前年度比1.8%増）、衛星系民間放送事業者の売上高総計が3,200億円（前年度比3.5%減）、ケーブルテレビ事業者の売上高総計が4,740億円（前年度比1.1%減）、NHKの経常事業収入が6,125億円（前年度比6.7%減）となった（図表Ⅱ-1-3-1）。

図表Ⅱ-1-3-1　放送産業の市場規模（売上高集計）の推移と内訳

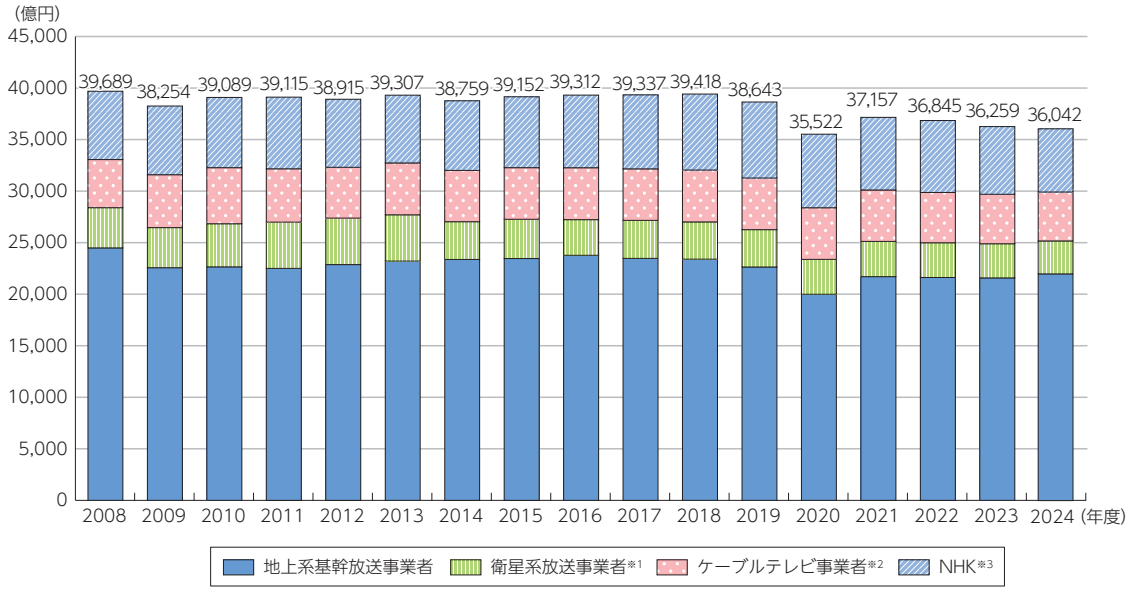

※1　衛星放送事業に係る営業収益を対象に集計。
※2　ケーブルテレビ事業者は、2010年度までは自主放送を行う旧有線テレビジョン放送法の旧許可施設（旧電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で、当該施設と同等の放送方式のものを含む。）を有する営利法人、2011年度からは有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者（営利法人に限る。）を対象に集計（いずれも、IPマルチキャスト方式による事業者などを除く。）。
※3　NHKの値は、経常事業収入。
※4　ケーブルテレビ等を兼業しているコミュニティ放送事業者は除く。

（出典）総務省「民間放送事業者の収支状況」及びNHK「財務諸表」各年度版を基に作成

また、2025年の地上系民間基幹放送事業者の広告費は、1兆7,486億円となっており、内訳は、テレビジョン放送事業に係るものが1兆6,333億円、ラジオ放送事業に係るものが1,153億円である*1。

関連データ　地上系民間基幹放送事業者の広告費の推移

出典：電通「日本の広告費」により作成
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00151（データ集）

*1　広告市場全体については、第Ⅱ部第1章第3節2[2]「広告」を参照。

イ　民間放送事業者の経営状況

地上系民間基幹放送事業者（2024年度の売上高営業利益率4.1%）、衛星系民間放送事業者（同7.0%）及びケーブルテレビ事業者（同8.2%）は、それぞれ全体でみると、いずれも2023年度に引き続き黒字を確保している（図表Ⅱ-1-3-2）。

図表Ⅱ-1-3-2　民間放送事業者の売上高営業利益率の推移

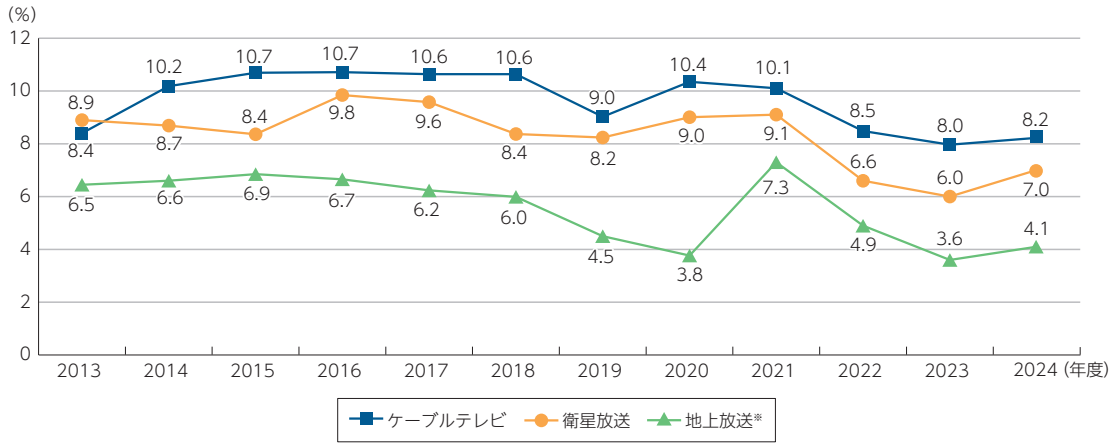

※ コミュニティ放送を除く地上基幹放送

（出典）総務省「民間放送事業者の収支状況」各年度版などを基に作成

2 事業者数

2025年度末における民間放送事業者数の内訳は、地上系民間基幹放送事業者が536社（うちコミュニティ放送を行う事業者が342社）、衛星系民間放送事業者が39社となっている（図表Ⅱ-1-3-3）。

図表Ⅱ-1-3-3　民間放送事業者数の推移

年度末			2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
地上系	テレビジョン放送（単営）	VHF	16	93	93	94	94	98	94	94	95	95	95	96	96	96	96	96
		UHF	77															
	ラジオ放送（単営）	中波（AM）放送	13	13	13	14	14	14	14	14	15	15	15	16	16	16	16	16
		超短波（FM）放送	298	307	319	332	338	350	356	369	377	384	384	388	390	393	396	392
		うちコミュニティ放送	246	255	268	281	287	299	304	317	325	332	334	338	339	342	346	342
		短波	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	テレビジョン放送・ラジオ放送（兼営）		34	34	34	33	33	33	33	33	32	32	32	31	31	31	31	31
	文字放送（単営）		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	マルチメディア放送				1	1	1	4	4	4	6	6	2	2	0	0	0	0
	小　計		440	449	461	475	481	500	502	515	526	533	529	534	534	537	540	536
衛星系	衛星基幹放送	BS放送	20	20	20	20	20	20	19	19	22	22	20	22	21	21	20	20
		東経110度CS放送	13	13	22	23	23	23	23	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	衛星一般放送		91	82	65	45	7	5	4	4	4	4	4	4	4	3	2	2
	小　計		113	108	92	72	46	44	41	39	41	41	39	42	42	41	39	39
ケーブルテレビ	登録に係る有線一般放送（自主放送を行う者に限る）	旧許可施設による放送（自主放送を行う者に限る）	502	556	545	539	520	510	508	504	492	471	464	464	456	452	449	445
		旧有線役務利用放送	26															
		うちIPマルチキャスト放送	5	5	4	3	3	3	5	5	5	5	5	4	3	3	2	2
	小　計		528	556	545	539	520	510	508	504	492	471	464	464	456	452	449	445

※1　2015年度末のテレビジョン放送（単営）の数には、移動受信用地上基幹放送を行っていた者（5者。うち1者は地上基幹放送を兼営）を含む。
※2　衛星系放送事業者については、2011年6月に改正・施行された放送法に基づき、BS放送及び東経110度CS放送を衛星基幹放送、それ以外の衛星放送を衛星一般放送として位置づけている。
※3　衛星系放送事業者について、「BS放送」、「東経110度CS放送」及び「衛星一般放送」の2以上を兼営している者があるため、それぞれの欄の合計と小計欄の数値とは一致しない。また、2011年度以降は、放送を行っている者に限る。
※4　ケーブルテレビについては、2010年度は旧有線テレビジョン放送法に基づく旧許可施設事業者及び旧電気通信役務利用放送法に基づく登録事業者、2011年度以降は放送法に基づく有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者（なお、IPマルチキャスト放送については、2010年度までは旧有線役務利用放送の内数、2011年度以降は有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者の内数）。

3 放送サービスの提供状況

ア　地上テレビジョン放送

地上系民間テレビジョン放送については、2025年度末現在、全国で127社（うち兼営31社）が放送を行っている。

関連データ　民間地上テレビジョン放送の視聴可能なチャンネル数（2025年度末）

URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00154（データ集）

イ　地上ラジオ放送

中波放送（AM放送）については、各地の地上系民間基幹放送事業者（2025年度末時点47社）が放送を行っている。

超短波放送（FM放送）については、各地の地上系民間基幹放送事業者（2025年度末時点392社）が放送を行っている。そのうち、原則として一の市町村の一部の区域を放送対象地域とするコミュニティ放送事業者は342社[*2]となっている。

短波放送については、地上系民間基幹放送事業者（2025年度末時点1社）が放送を行っている。

ウ　マルチメディア放送

地上テレビジョン放送のデジタル化により使用可能となった99MHz-108MHzの周波数帯を用いるV-Lowマルチメディア放送については、2025年度末時点で放送を行う事業者がいない状態となっている。

エ　衛星放送

（ア）衛星基幹放送

BS放送については、株式会社放送衛星システムの人工衛星により、NHK、放送大学学園及び民間放送事業者（2025年度末時点20社[*3]）が放送を行っており、うち8社が4K8K衛星放送を行っている。また、東経110度CS放送については、スカパーJSAT株式会社の人工衛星により、民間放送事業者（2025年度末時点20社[*3]）が放送を行っている。

（イ）衛星一般放送

衛星一般放送については、スカパーJSAT株式会社の人工衛星により、民間放送事業者（2025年度末時点2社[*3]）が放送を行っている。

オ　ケーブルテレビ

2024年度末のケーブルテレビ事業者数は、449者である。ケーブルテレビでは、地上放送及び衛星放送の再放送や自主放送チャンネルを含めた多チャンネル放送が行われている。登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備（501端子以上）によりサービスを受ける加入世帯数は約3,188万世帯、世帯普及率は約52.0%となっている（図表Ⅱ-1-3-4）。

＊2　総務省「コミュニティ放送の現状」
https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/housou_community.html
＊3　総務省「衛星放送の現状」
https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/eiseihousou.html

図表Ⅱ-1-3-4　登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備によりサービスを受ける加入世帯数、普及率の推移

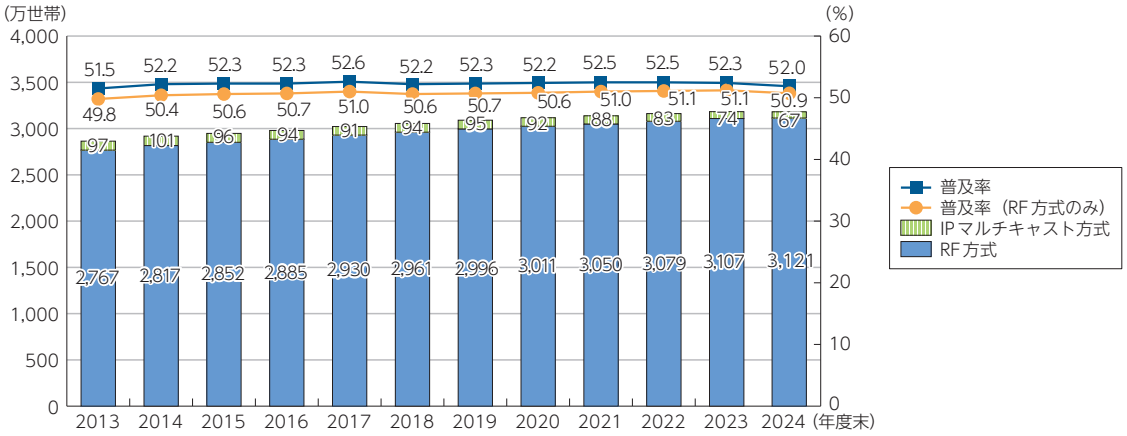

※1　普及率は住民基本台帳世帯数から算出。
※2　RF方式における「加入世帯数」は、登録に係る有線電気通信設備の総接続世帯数（電波障害世帯数を含む）を指す。

（出典）総務省「ケーブルテレビの現状」[*4]を基に作成

4 NHKの状況

ア　NHKの国内放送の状況

2025年度末のNHKの国内放送のチャンネル数は、地上テレビジョン放送は2チャンネル、ラジオ放送は2チャンネル、衛星テレビジョン放送は3チャンネルである。

関連データ　NHKの国内放送（2025年度末）

URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00157（データ集）

イ　NHKのテレビ・ラジオ国際放送の状況

NHKのテレビ・ラジオ国際放送は、在外邦人及び外国人に対し、ほぼ全世界に向けて放送している。

関連データ　NHKのテレビ・ラジオ国際放送の状況（2026年4月時点計画）

URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00158（データ集）

5 放送サービスの利用状況

ア　加入者数

2024年度の放送サービスの加入者数は、ケーブルテレビについては前年度より増加し、その他の放送サービスについては減少している（図表Ⅱ-1-3-5）。

＊4　https://www.soumu.go.jp/main_content/001038393.pdf

図表Ⅱ-1-3-5　放送サービスの加入者数

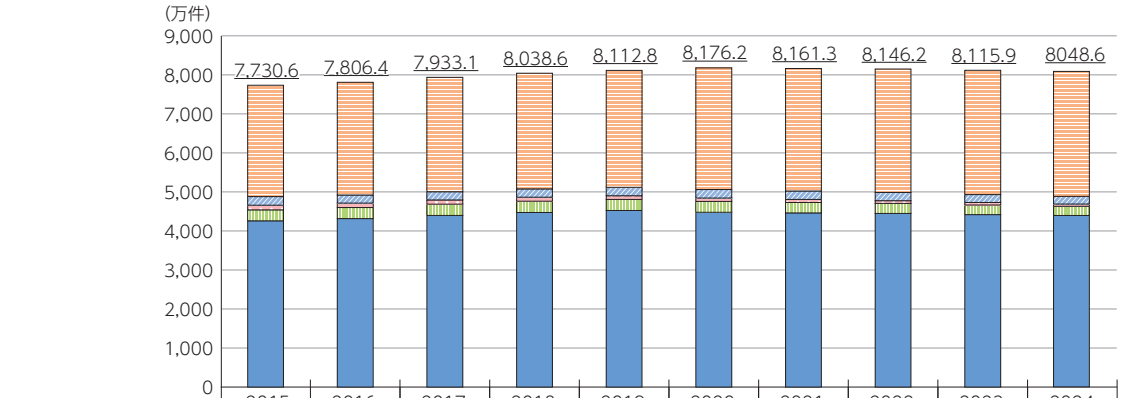

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
ケーブルテレビ	2,852.0	2,885.0	2,930.3	2,960.7	2,995.9	3,117.1	3,138.5	3,161.7	3,183.9	3,187.8
東経110度有料放送	219.5	209.3	208.4	213.7	215.8	218.3	217.1	210.8	203.8	195.8
東経124/128度CS	120.3	114.4	109.4	102.7	93.1	84.4	76.6	70.0	63.9	58.3
WOWOW	280.5	282.3	287.6	290.1	285.5	279.1	268.0	256.0	246.7	232.5
NHK	4,258.3	4,315.4	4,397.4	4,471.4	4,522.5	4,477.3	4,461.1	4,447.7	4,417.6	4,374.2
うち衛星契約等	1,993.3	2,066.7	2,147.6	2,221.5	2,289.1	2,274.2	2,271.5	2,268.0	2,262.7	2,245.6

(年度)

※1　地上放送（NHK）の加入者数は、NHKの全契約形態の受信契約件数。
※2　衛星契約等の加入者数は、NHKの衛星契約及び特別契約の件数。
※3　WOWOWの加入者数は、WOWOWの契約件数。
※4　東経124/128度CSの加入者数は、スカパー！プレミアムサービスの契約件数。
※5　東経110度有料放送の加入者数は、スカパー！の契約件数。
※6　ケーブルテレビの加入世帯数は、登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備の加入世帯数。

（出典）一般社団法人電子情報技術産業協会資料、日本ケーブルラボ資料、NHK資料及び総務省資料「衛星放送の現状」「ケーブルテレビの現状」を基に作成

イ　NHKの受信契約数

2024年度のNHK受信契約数は約4,374万件であり、そのうち地上契約数（普通契約及びカラー契約）が約2,129万件、衛星契約数が約2,244万件、特別契約数が約2万件となっている（図表Ⅱ-1-3-6）。

図表Ⅱ-1-3-6　NHKの放送受信契約数の推移

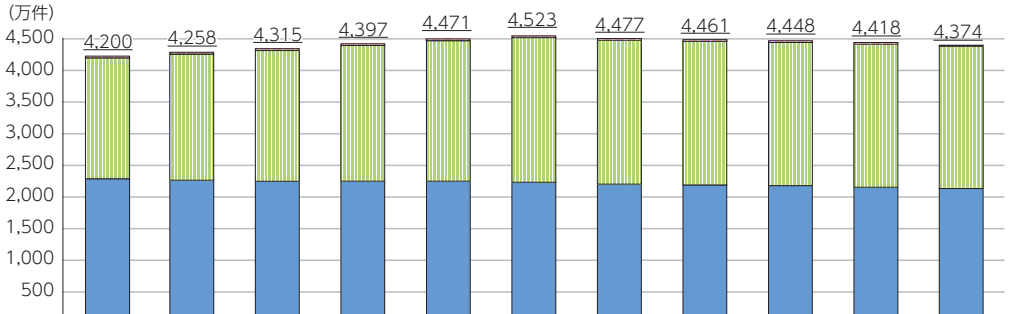

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
特別契約	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2
衛星契約	1,910	1,992	2,066	2,146	2,220	2,288	2,273	2,270	2,266	2,261	2,244
地上契約	2,289	2,265	2,249	2,250	2,250	2,233	2,203	2,190	2,180	2,155	2,129
計	4,200	4,258	4,315	4,397	4,471	4,523	4,477	4,461	4,448	4,418	4,374

(年度末)

（出典）NHK資料を基に作成

6　放送設備の安全・信頼性の確保

放送は、日常生活に必要な情報や、災害情報をはじめとする重要な情報を広く瞬時に伝達する手段として、極めて高い公共性を有しており、それを支える放送設備には高度な安全・信頼性が求められる。

2024年度の放送停止事故の発生件数は339件であり、このうち重大事故[*5]は33件で全体の約10%であった（図表Ⅱ-1-3-7）。これを踏まえ、各事業者における事故の再発防止策の確実な実施に加え、業界内での事故事例共有により同様の事故を防止するための取組が推進されている。

地上放送・衛星放送の放送停止事故の発生件数は263件であり、2023年度と比較し微増となった。なお、有線一般放送の放送事故の発生件数は76件であり、減少している。2024年度の放送停止事故の発生原因としては、設備故障によるものが最も多く、次いで第三者要因によるものが多い結果となった（図表Ⅱ-1-3-8）。

図表Ⅱ-1-3-7　重大事故件数の推移

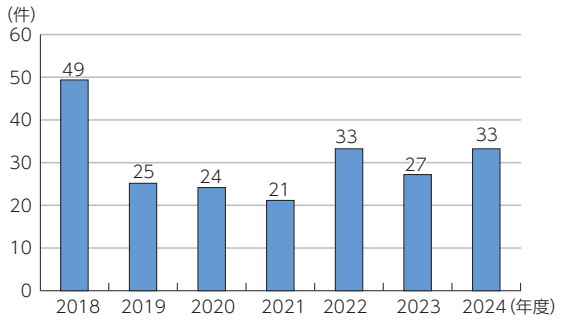

（出典）総務省「放送停止事故の発生状況」[*6]（令和6年度）を基に作成

図表Ⅱ-1-3-8　発生原因別放送停止事故件数の推移

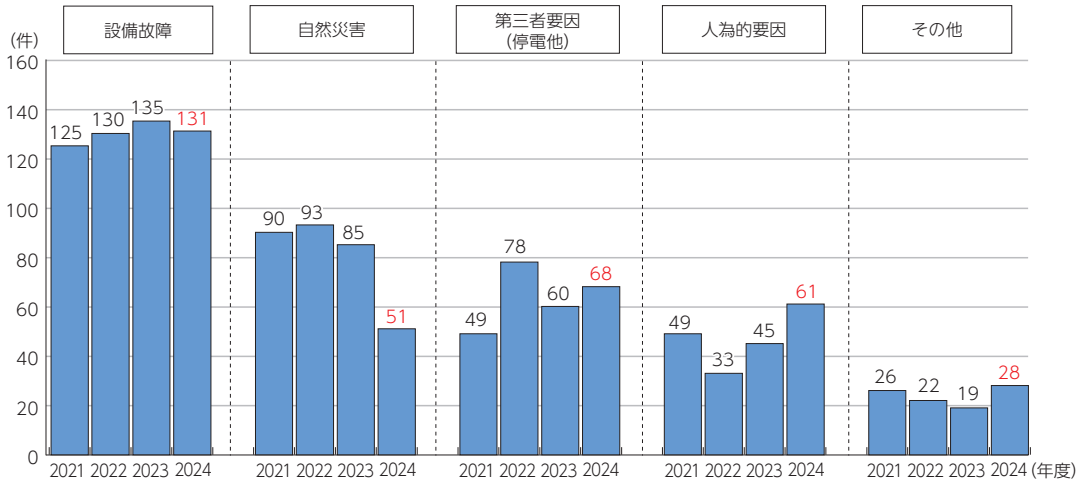

（出典）総務省「放送停止事故の発生状況」（令和6年度）[*7]を基に作成

2　コンテンツ市場

1　我が国のコンテンツ市場の規模

ア　市場の概況

我が国の2024年のコンテンツ市場規模は12兆9,958億円となっている。ソフト形態別の市場構成比では、映像系ソフトが全体の57.9%を占めている。また、テキスト系ソフトは34.9%、音声系ソフトは7.3%をそれぞれ占めている[*8]（図表Ⅱ-1-3-9）。

コンテンツ市場規模をソフト形態別にみると、いずれも増加傾向にある（図表Ⅱ-1-3-10）。

＊5　放送法第113条、122条、137条「設備に起因する放送の停止その他の重大な事故であって総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない」に該当する事故。
＊6　https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/hoso_teishijiko.html
＊7　https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/hoso_teishijiko.html
＊8　メディア別にソフトを集計するのではなく、ソフトの本来の性質に着目して1次流通とマルチユースといった流通段階別に再集計した上で市場規模を計量・分析。

図表Ⅱ-1-3-9　我が国のコンテンツ市場規模の内訳（2024年）

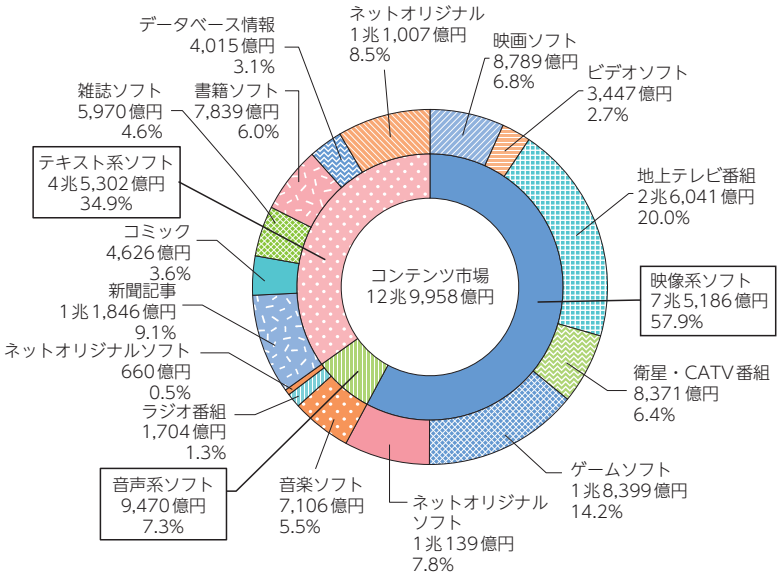

（出典）総務省情報通信政策研究所「メディア・ソフトの制作及び流通の実態に関する調査」

図表Ⅱ-1-3-10　我が国のコンテンツ市場規模の推移（ソフト形態別）

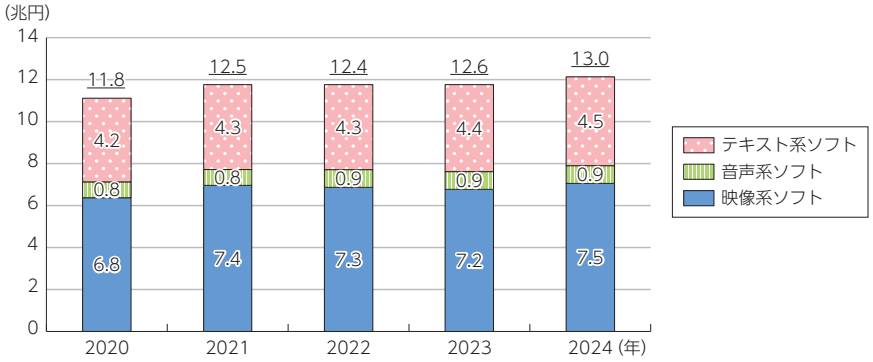

※ 四捨五入のため、内訳の和は計に必ずしも一致しない。

（出典）総務省情報通信政策研究所「メディア・ソフトの制作及び流通の実態に関する調査」

イ　マルチユースの状況

2024年の1次流通市場の規模は9兆7,843億円であり、市場全体の4分の3を占めている。1次流通市場の内訳は、映像系ソフトが5兆6,692億円、テキスト系ソフトが3兆3,331億円、音声系ソフトが7,820億円となっている。

また、マルチユース市場の規模は3兆2,115億円であり、前年から増加した。内訳は、映像系ソフトが1兆8,494億円、テキスト系ソフトが1兆1,972億円、音声系ソフトが1,650億円となっている。

関連データ　1次流通市場の内訳（2024年）

出典：総務省情報通信政策研究所「メディア・ソフトの制作及び流通の実態に関する調査」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00165（データ集）

関連データ　マルチユース市場の内訳（2024年）

出典：総務省情報通信政策研究所「メディア・ソフトの制作及び流通の実態に関する調査」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00166（データ集）

ウ　通信系コンテンツ市場

コンテンツ市場のうち、パソコン及びスマートフォン向けなどインターネットなどを経由した通信系コンテンツの市場規模は6兆7,526億円となっている。ソフト形態別の市場構成比では、映像系ソフトが56.6%、テキスト系ソフトが33.7%、音声系ソフトが9.7%を占めている。

また、通信系コンテンツの市場規模は、引き続き増加している。ソフト形態別に推移をみると、全てのソフト形態で増加傾向にある。

関連データ　通信系コンテンツ市場の内訳（2024年）

出典：総務省情報通信政策研究所「メディア・ソフトの制作及び流通の実態に関する調査」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00167（データ集）

関連データ　通信系コンテンツ市場規模の推移（ソフト形態別）

出典：総務省情報通信政策研究所「メディア・ソフトの制作及び流通の実態に関する調査」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00168（データ集）

2 広告

世界の広告費をみると、2025年にはデジタル広告が6,684億ドルとなると予測されており、総広告費に占める割合も67.6%まで拡大する見通しとなっている（図表Ⅱ-1-3-11）。日本の広告費をみると、2025年にはインターネット広告が4兆459億円となった一方、マスコミ4媒体*9広告は2兆2,980億円と減少傾向にあり、両者の広告費が初めて逆転した2021年以降、その差が広がっている（図表Ⅱ-1-3-12）。

図表Ⅱ-1-3-11　世界の媒体別広告費の予測

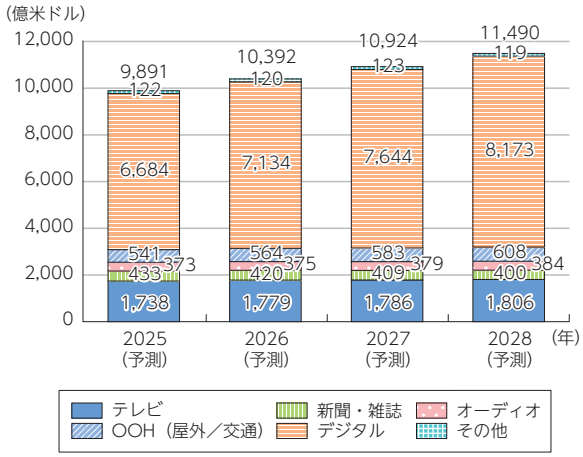

（出典）電通グループ「GLOBAL AD SPEND FORECASTS」*10を基に作成

図表Ⅱ-1-3-12　日本の媒体別広告費の推移*11

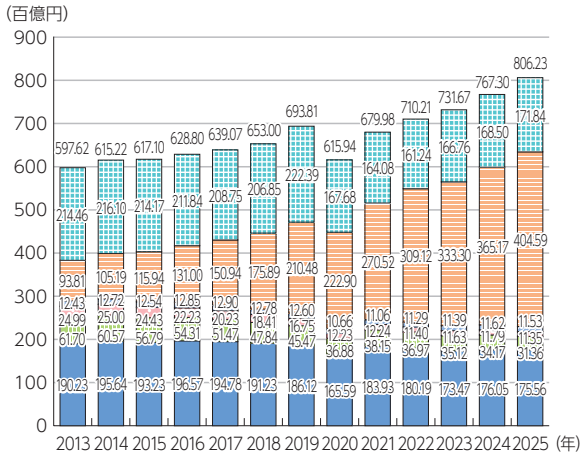

（出典）電通「Knowledge & Data 2025年 日本の広告費」*12を基に作成

関連データ　世界の総広告費の推移

出典：電通グループ「GLOBAL AD SPEND FORECASTS」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00171（データ集）

*9　テレビメディア、新聞、雑誌、ラジオ。
*10　https://www.group.dentsu.com/jp/news/release/001577.html
*11　2019年からは、日本の広告費に「物販系ECプラットフォーム広告費」と「イベント領域」を追加、広告市場の推定を行っている。2018年以前の遡及修正は行っていない。
*12　https://www.dentsu.co.jp/knowledge/ad_cost/index.html

3 我が国の放送系コンテンツの海外輸出の動向

2024年度の放送コンテンツ海外輸出額は引き続き増加し、1,147.3億円（前年度比37.3%増）となった（図表Ⅱ-1-3-13）。

図表Ⅱ-1-3-13　我が国の放送コンテンツ海外輸出額の推移

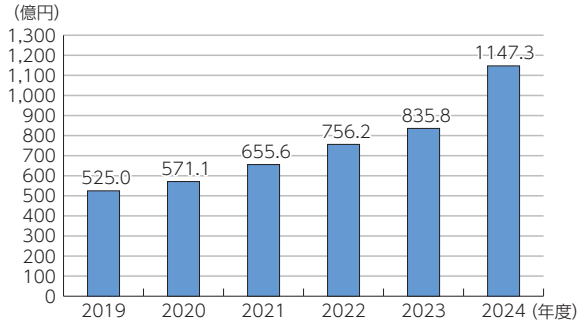

※1　放送コンテンツ海外輸出額：番組放送権、インターネット配信権、ビデオ・DVD化権、番組フォーマット・リメイク権、商品化権等の海外売上高の総額。
※2　NHK、民放キー局、民放在阪準キー局、ローカル局、衛星放送事業者、CATV事業者、プロダクション等へのアンケートを基に算出。

（出典）総務省「放送コンテンツの海外展開に関する現状分析」を基に作成

関連データ　我が国の放送コンテンツ海外輸出額の権利別割合の推移

出典：総務省「放送コンテンツの海外展開に関する現状分析」を基に作成
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00173（データ集）

関連データ　我が国の放送コンテンツ海外輸出額の主体別割合・ジャンル別割合の推移

出典：総務省「放送コンテンツの海外展開に関する現状分析」を基に作成
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00174（データ集）

第4節　我が国の電波の利用状況

1　周波数帯ごとの主な用途

周波数については、国際電気通信連合（ITU）憲章に規定する無線通信規則により、世界を3つの地域に分け、周波数帯ごとに業務の種別などを定めた国際分配が規定されている。

国際分配を基に、電波法に基づき、無線局の免許の申請などに資するため、割り当てることが可能な周波数、業務の種別、目的、条件などを「周波数割当計画*1」として定めている。同計画の制定及び変更に当たっては、電波監理審議会への諮問が行われている。

我が国の周波数帯ごとの主な用途と特徴は、（図表Ⅱ-1-4-1）のとおりである。

図表Ⅱ-1-4-1　我が国の周波数帯ごとの主な用途と電波の特徴

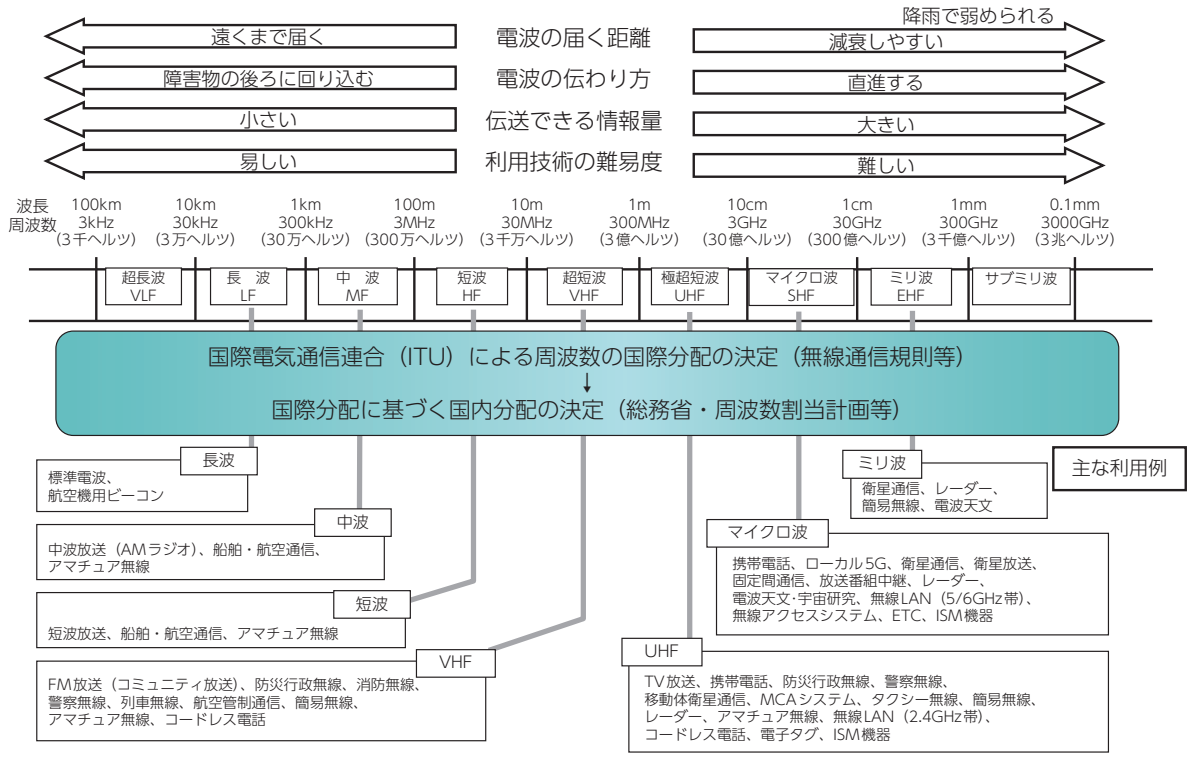

周波数帯	波長	特徴
超長波	10～100km	地表面に沿って伝わり低い山をも越えることができる。また、水中でも伝わるため、海底探査にも応用できる。
長波	1～10km	非常に遠くまで伝わることができる。電波時計等に時間と周波数標準を知らせるための標準周波数局に利用されている。
中波	100～1000m	約100kmの高度に形成される電離層のE層に反射して伝わることができる。主にラジオ放送用として利用されている。
短波	10～100m	約200～400kmの高度に形成される電離層のF層に反射して、地表との反射を繰り返しながら地球の裏側まで伝わっていくことができる。遠洋の船舶通信、国際線航空機用の通信、国際放送及びアマチュア無線に広く利用されている。
超短波	1～10m	直進性があり、電離層で反射しにくい性質もあるが、山や建物の陰にもある程度回り込んで伝わることができる。防災無線や消防無線など多種多様な移動通信に幅広く利用されている。
極超短波	10cm～1m	超短波に比べて直進性が更に強くなるが、多少の山や建物の陰には回り込んで伝わることもできる。携帯電話を初めとした多種多様な移動通信システムを中心に、デジタルテレビ放送、空港監視レーダーや電子レンジ等に幅広く利用されている。
マイクロ波	1～10cm	直進性が強い性質を持つため、特定の方向に向けて発射するのに適している。主に固定の中継回線、衛星通信、衛星放送や無線LANに利用されている。
ミリ波	1mm～10mm	マイクロ波と同様に強い直進性があり、非常に大きな情報量を伝送することができるが、悪天候時には雨や霧による影響を強く受けてあまり遠くへ伝わることができない。このため、比較的短距離の無線アクセス通信や画像伝送システム、簡易無線、自動車衝突防止レーダー等に利用されている他、電波望遠鏡による天文観測が行われている。
サブミリ波	0.1mm～1mm	光に近い性質を持った電波。通信用としてはほとんど利用されていないが、一方では、ミリ波と同様に電波望遠鏡による天文観測が行われている。

＊1　周波数割当計画：https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/freq/search/share/index.htm

2　無線局数の推移

2025年度末における無線局数（無線LAN端末等の免許を要しない無線局を除く。）は、3億7,588万局（対前年度比3.7%増）である。そのうち携帯電話端末等の陸上移動局は3億3,658万局（対前年度比2.4%増）となっており、総無線局数に占める携帯電話端末等の陸上移動局の割合は、89.5%となっており、2023年度以前と比較すると減少しているものの、依然として高い水準になっている。

2023年度末を境に割合が減少した要因は、その他の無線局数が大きく増加（2023年度末の58万局から2025年度末の3,627万局）したことであり、特に、衛星ダイレクト通信サービスの提供が開始されたことによる携帯移動地球局の増加の影響が大きく、携帯移動地球局は2023年度末から3,570万局（2023年度末の14万局から2025年度末の3,584万局）増加している。

また、簡易無線局も159万局（対前年度比3.5%増）に増加している（図表Ⅱ-1-4-2）。

図表Ⅱ-1-4-2　無線局数の推移

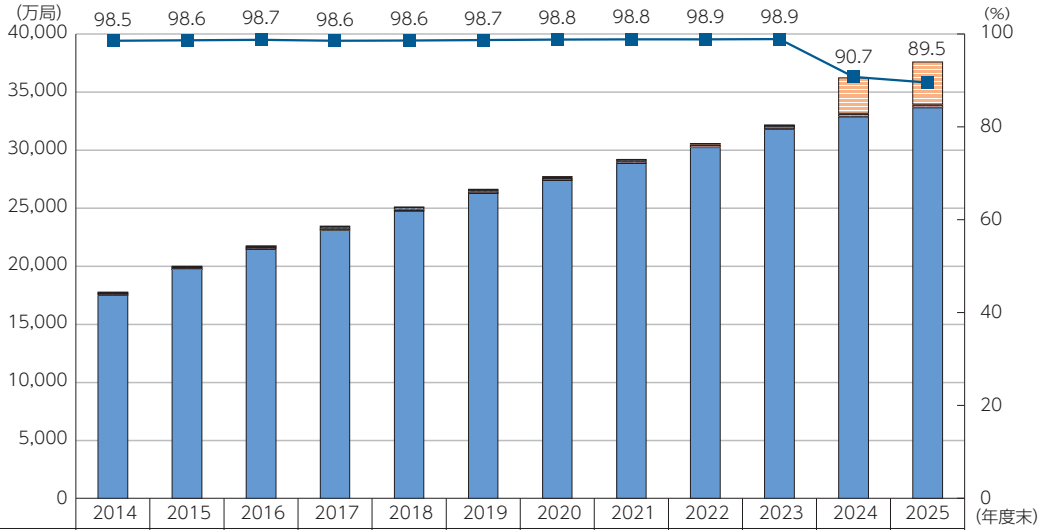

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
その他	50	55	49	49	55	59	61	51	55	58	3,057	3,627
基地局	71	70	73	125	132	117	95	108	112	110	109	112
簡易無線局※2	97	105	112	118	125	132	137	142	143	150	153	159
アマチュア局	44	44	43	43	41	40	39	38	37	36	34	33
陸上移動局※1	17,493	19,711	21,457	23,109	24,748	26,278	27,379	28,859	30,219	31,811	32,876	33,658
陸上移動局の割合	98.5	98.6	98.7	98.6	98.6	98.7	98.8	98.8	98.9	98.9	90.7	89.5

※1　陸上移動局：陸上を移動中又はその特定しない地域に停止中運用する無線局（携帯電話端末等）。
※2　簡易無線局：簡易な無線通信を行う無線局。

3　電波監視による重要無線通信妨害等の排除

総務省は、全国の主要都市の鉄塔やビルの屋上などに設置したセンサ局施設や不法無線局探索車などにより、消防・救急無線、航空・海上無線、携帯電話などの重要無線通信を妨害する電波の発射源の探査、不法無線局の取締りなどのほか、電波の利用環境を乱す不法無線局などの電波の発射源を探知する施設として「DEURAS（DEtect Unlicensed RAdio Stations：デューラス）」を整備し、電波の監視業務を実施している*2。

2025年度の混信・妨害申告などの件数は1,542件で前年度に比べ305件減（16.5%減）、そのうち、重要無線通信妨害の件数は297件で前年度に比べ58件減（16.3%減）である。こうした混信・妨害申告の2025年度の措置件数は前年度までの未措置分を含めて1,548件となっている（図表Ⅱ-1-4-3）。

*2　重要無線通信の妨害については、2010年度に妨害の申告に対する24時間受付体制を構築し、その迅速な排除に取り組んでいる。また、短波帯電波監視や宇宙電波監視についても国際電気通信連合（ITU）に登録した国際電波監視施設としてその役割を担っている。

また、2025年度の不法無線局の出現件数は3,752件で前年度に比べ174件減（4.4%減）となっている。2025年度の措置件数は前年度までの未措置分を含めて1,145件で前年度に比べ170件減（12.9%減）であり、措置件数全体に対する内訳は告発43件（3.8%）、指導1,102件（96.2%）となっている（図表Ⅱ-1-4-4）。

図表Ⅱ-1-4-3　無線局への混信・妨害申告件数及び措置件数の推移

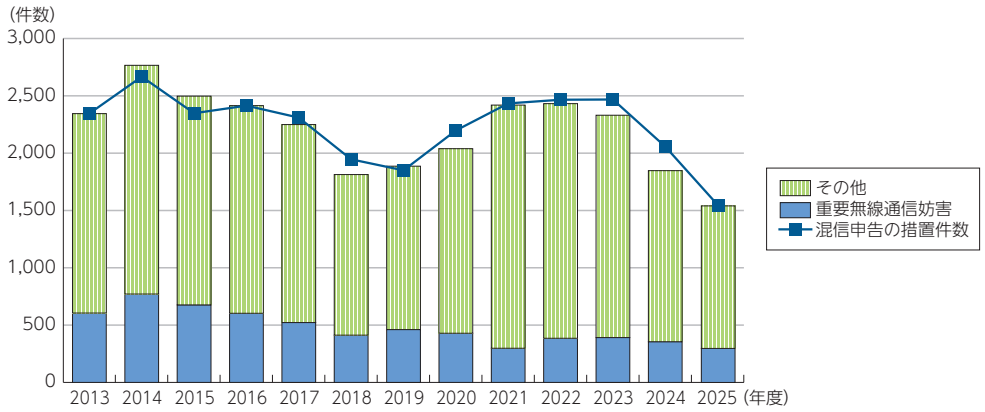

混信・妨害申告件数	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
重要無線通信妨害	605	771	676	603	522	412	461	429	298	385	391	355	297
その他	1,740	1,995	1,821	1,811	1,727	1,401	1,425	1,610	2,121	2,047	1,940	1,492	1,245
合計	2,345	2,766	2,497	2,414	2,249	1,813	1,886	2,039	2,419	2,432	2,331	1,847	1,542
混信・妨害申告の措置件数													
混信申告の措置件数	2,346	2,667	2,348	2,414	2,310	1,946	1,850	2,198	2,434	2,466	2,468	2,057	1,548

図表Ⅱ-1-4-4　不法無線局の出現件数及び措置件数の推移

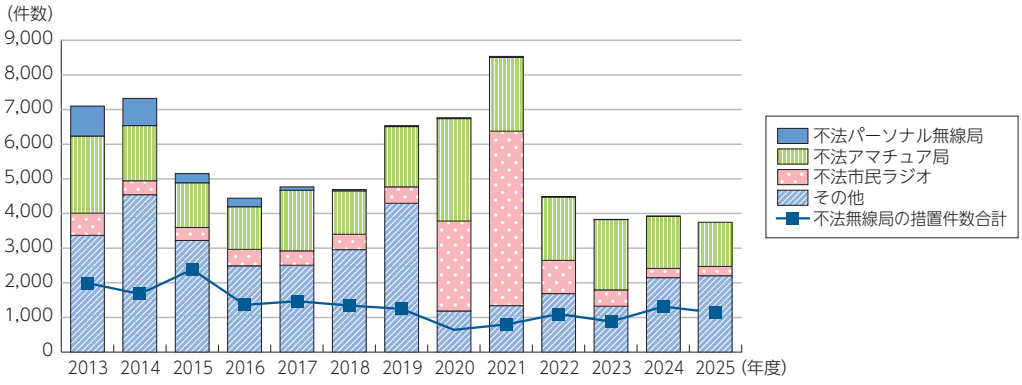

不法無線局の出現件数		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
出現件数	不法パーソナル無線局	865	784	265	245	99	40	28	25	32	3	7	9	4
	不法アマチュア局	2,225	1,592	1,291	1,229	1,749	1,253	1,739	2,959	2,126	1,831	2,028	1,500	1,276
	不法市民ラジオ	642	404	375	478	414	443	477	2,594	5,035	958	472	269	269
	その他	3,369	4,541	3,221	2,489	2,508	2,958	4,293	1,187	1,341	1,689	1,325	2,148	2,203
	合計	7,101	7,321	5,152	4,441	4,770	4,694	6,537	6,765	8,534	4,481	3,832	3,926	3,752
不法無線局の措置件数														
措置件数	告発	228	215	230	168	168	208	189	62	49	94	63	41	43
	指導	1,764	1,465	2,156	1,196	1,300	1,136	1,058	581	752	1,004	819	1,274	1,102
	合計	1,992	1,680	2,386	1,364	1,468	1,344	1,247	643	801	1,098	882	1,315	1,145

第5節　国内外におけるICT機器・端末関連の動向

1　国内外のICT機器市場の動向

1 市場規模

世界のネットワーク機器の出荷額は、長期的に増加傾向であり、2025年は1,195億ドル（前年比10.9%増）となった（図表Ⅱ-1-5-1）。内訳をみると、携帯基地局と企業向けスイッチが中心となっている。

日本のネットワーク機器の生産額は、2000年代前半から減少傾向で推移していたが、2018年以降は緩やかに増加した。その後、再び減少に転じたが、2023年から増加し、2025年は6,945億円となった（図表Ⅱ-1-5-2）。内訳をみると、固定電話から携帯電話・IP電話への移行に伴って電話応用装置*1、交換機などが減少しており、現在は無線応用装置*2、搬送装置*3及びその他の無線通信機器*4の規模が大きい。また、基地局通信装置は増減の波が大きく、4G向けの投資が一巡した2016年以降は低迷が続いていたが、2020年から増加に転じた後に2022年以降は減少が続き、2025年は増加に転じた。IP通信に使用されるネットワーク接続機器*5は2016年から400億円を割り込み、2024年以降は減少している。

図表Ⅱ-1-5-1　世界のネットワーク機器出荷額の推移

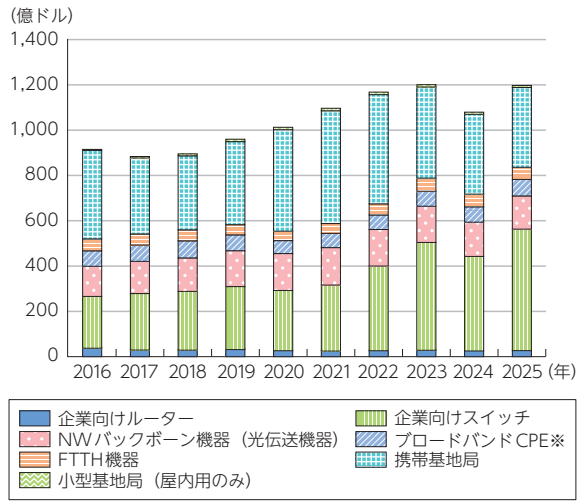

※ xDSL（ADSL、VDSL、G.fast等）及びケーブルネットワークによりブロードバンド通信を行うための、顧客向け設備。

（出典）Omdia

図表Ⅱ-1-5-2　日本のネットワーク機器生産額の推移

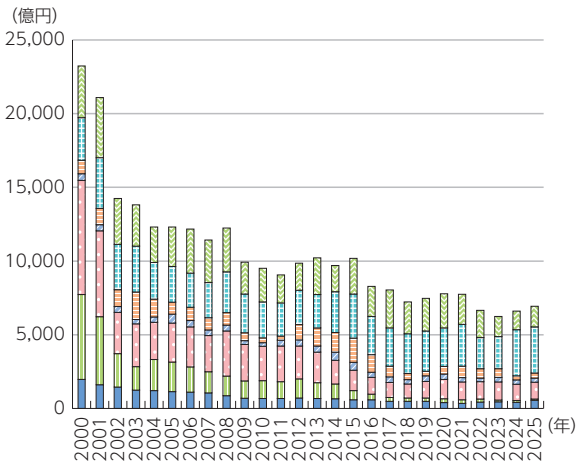

（出典）経済産業省「生産動態統計調査機械統計編」*6

2 機器別の市場動向

ア　5G基地局

2025年の世界の5G基地局（マクロセル）の市場規模（出荷額）は277.8億ドル（前年比11.7%増）となり、日本では17億ドル（前年比2.0%増）となった（図表Ⅱ-1-5-3）。また、2025年の世界の5G基地局（マクロセル）のシェア（出荷額）は、首位がHuawei（35.9%）、2位がEricsson（25.6%）、

*1　ボタン電話装置、インターホン。
*2　船舶用・航空用レーダー、無線位置測定装置、テレメータ・テレコントロールなど。
*3　デジタル伝送装置、電力線搬送装置、CATV搬送装置、光伝送装置など。
*4　パーソナル無線装置、アマチュア用通信装置、市民用トランシーバなど。
*5　ルーター、ハブ、ゲートウェイなど。
*6　https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/index.html

3位がNokia（17.3%）であった。このように、5G基地局（マクロセル）の市場（出荷額）では、海外の主要企業が高いシェアを占め、日本企業のシェアは低い状況にある。

他方で、日本企業は、携帯基地局やスマートフォンなどに組み込まれている電子部品市場（売上高）では、2024年時点で世界の33%のシェアを占めるとの推計もあり、Beyond 5Gに向けた潜在的な競争力は有していると考えられる（図表Ⅱ-1-5-4）。

図表Ⅱ-1-5-3　日本の5G基地局（マクロセル）の市場規模（出荷額）

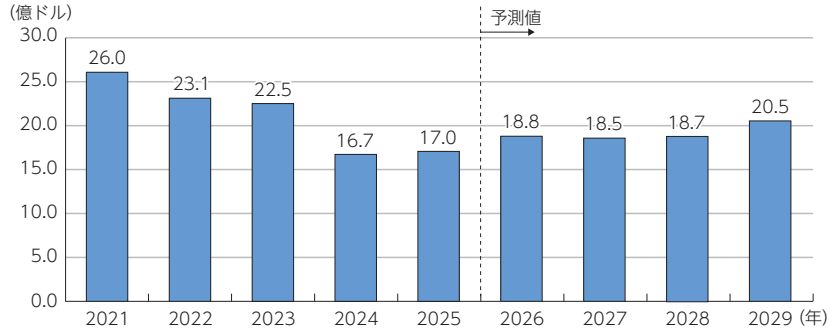

（出典）Omdia

図表Ⅱ-1-5-4　世界の電子部品市場（売上高）のシェア（2024年）

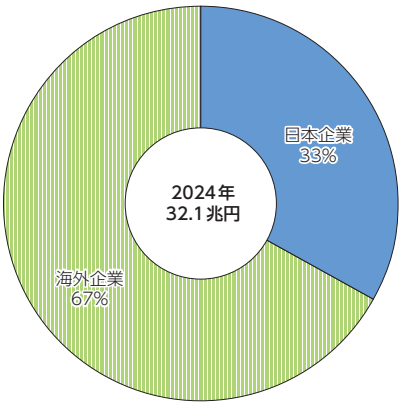

（出典）Omdia

関連データ　世界の5G基地局（マクロセル）の市場規模（出荷額）

出典：Omdia
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00183（データ集）

関連データ　世界の5G基地局（マクロセル）のシェア（出荷額）

出典：Omdia
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00184（データ集）

イ　マクロセル基地局（5G含む）

2025年の世界市場の出荷金額ベースのシェアは、首位がHuawei（36.1%）、2位がEricsson（25.7%）、3位がNokia（17.5%）となっており、日本企業は合計で1.4%を占めている（図表Ⅱ-1-5-5）。

図表Ⅱ-1-5-5　世界のマクロセル基地局市場のシェア（2025年・出荷額）

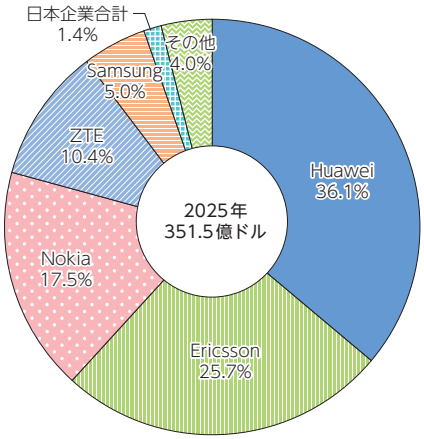

（出典）Omdia

ウ　企業向けルーター

2025年の世界市場の出荷金額ベースのシェアは、首位がCisco（63.3%）、2位がHuawei（11.7%）、3位がH3C（8.3%）となっている。

2025年の日本市場の出荷金額ベースのシェアは、首位がCisco（35.5%）、2位がYamaha（25.7%）、3位がNEC（24.1%）となっている。

関連データ　世界の企業向けルーター市場のシェア

出典：Omdia
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00186（データ集）

関連データ　日本の企業向けルーター市場のシェア

出典：Omdia
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00187（データ集）

2　国内外のICT端末市場の動向

1　市場規模

世界の情報端末の出荷額は、2025年は6,619億ドル（前年比10.2%増）となった（図表Ⅱ-1-5-6）。内訳をみると、スマートフォンとPCが中心となっている。

日本の情報端末の生産額は、2000年代に比べると大きく減少している。2020年以降は1兆円前後で横ばいの推移となっており、2025年は1兆1,323億円であった。内訳をみると、携帯電話・PHS[*7]が2010年代初頭までは大きかったが、その後縮小し、現在はノート型PC、情報端末[*8]が中心となっている（図表Ⅱ-1-5-7）。

＊7　2019年以降は、携帯電話・公衆用PHS端末の生産額は非公表となったため、陸上移動通信装置からその他の陸上移動通信装置を引いた値を使用している。また、2022年から陸上移動通信装置の生産額が非公表となったためゼロとしている。
＊8　外部記憶装置、プリンタ、モニターなど。情報キオスク端末装置は非公表の年があるため、それを除いた値を使用。

図表Ⅱ-1-5-6　世界の情報端末出荷額の推移

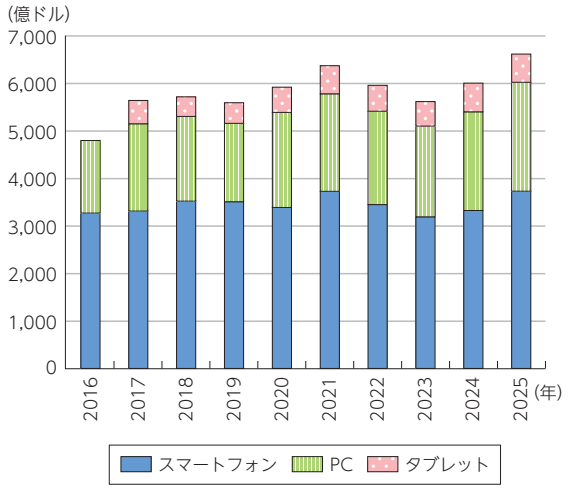

※ タブレットは2017年から集計

（出典）Omdia

図表Ⅱ-1-5-7　日本の情報端末生産額の推移

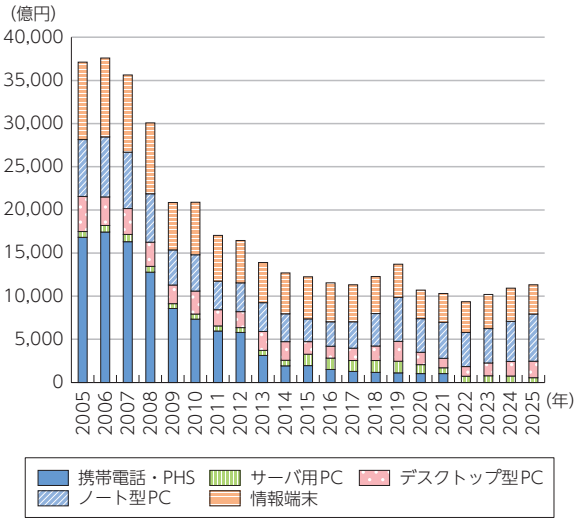

（出典）経済産業省「生産動態統計調査機械統計編」*9

2 端末別の市場動向

ア　スマートフォン（5G対応）

世界の5G対応スマートフォンの出荷台数は、今後も拡大することが見込まれ、2030年には15億6,941万台まで拡大すると予測されている（図表Ⅱ-1-5-8）。

5G対応スマートフォンの国内出荷台数は2024年度で3,040万台（前年度比21.4%増）となった（図表Ⅱ-1-5-9）。

図表Ⅱ-1-5-8　世界のスマートフォン・5Gスマートフォンの出荷台数推移と予測

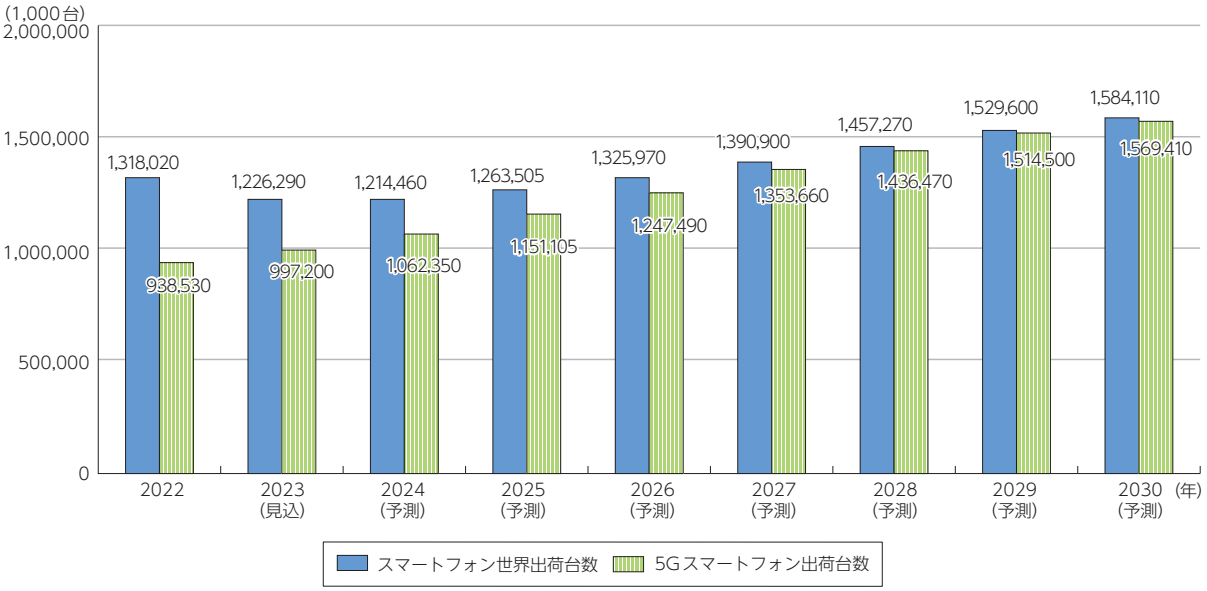

※1　メーカー出荷台数ベース
※2　5Gスマートフォン出荷台数はスマートフォン世界出荷台数の内数
※3　2023年は見込値、2024年以降は予測値

（出典）株式会社矢野経済研究所「世界の携帯電話契約サービス数・スマートフォン出荷台数調査（2023年）」（2024年3月27日発表）

＊9　https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/index.html

図表Ⅱ-1-5-9　5G対応スマートフォンの国内出荷台数

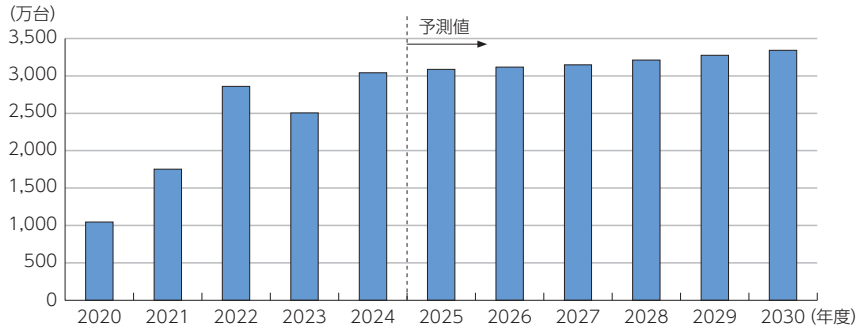

（出典）CIAJ「通信機器中期需要予測［2025年度～2030年度］」

イ　4K・8Kテレビ

国内の4K対応テレビ（50型以上）の2024年の出荷台数は233万台（前年比4.2%減）、新4K8K衛星放送対応テレビの2024年の出荷台数は256万台（前年比0.5%減）であり、双方とも出荷台数は緩やかな減少傾向にある（図表Ⅱ-1-5-10）。

図表Ⅱ-1-5-10　日本の4K・8K対応テレビの出荷台数

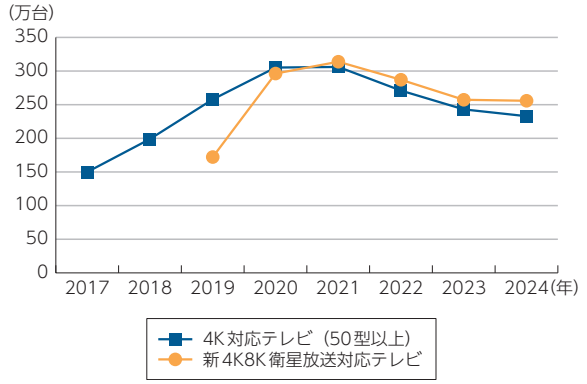

（出典）JEITA「民生用電子機器国内出荷統計」

ウ　VR・AR

世界のVRヘッドセットの出荷台数は、2019年以降増加していたが、2023年以降減少に転じ、2025年は480万台（前年比30.3%減）となっている。

日本におけるXR（「VR（Virtual Reality 仮想現実）」、「AR（Augmented Reality 拡張現実）」、「MR（Mixed Reality 複合現実）」）対応のHMDとARスマートグラスの出荷台数は、2024年に45.6万台だったものが2030年には87.0万台まで増加すると予測されている。

関連データ　世界のVRヘッドセットの出荷台数の推移及び予測

出典：Omdia
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00193（データ集）

関連データ　日本のXRデバイス市場規模（国内出荷台数）

出典：株式会社矢野経済研究所「国内XR（VR/AR/MR）市場に関する調査（2025年）」（2025年8月4日発表）
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00194（データ集）

3　各国におけるICT機器・端末の輸出入の動向

各国におけるICT機器・端末[*10]の輸出入については、国際連合貿易開発会議（以下「UNCTAD」）「UNCTAD STAT」によると[*11]、日本では2010年以降輸入超過が続いており、2024年は、輸出額は

＊10　電子計算機、通信機、民生用電子機器、電子部品等
＊11　集計対象等の違いにより、第Ⅱ部第1章第1節4「ICT分野の輸出入」に記載している財務省「貿易統計」に基づくICT財の輸出額、輸入額、輸出入額とは必ずしも額が一致しないことに留意が必要。

541億ドル（前年比1.5%減）、輸入額は920億ドル（前年比2.4%減）で、380億ドルの輸入超過（前年比3.6%減）となっている。また、2024年には、米国では2,646億ドルの輸入超過（前年比16.5%増）、中国では1,815億ドルの輸出超過（前年比12.3%減）となっている（図表Ⅱ-1-5-11）。

図表Ⅱ-1-5-11　各国のICT機器・端末の輸出超過額の推移

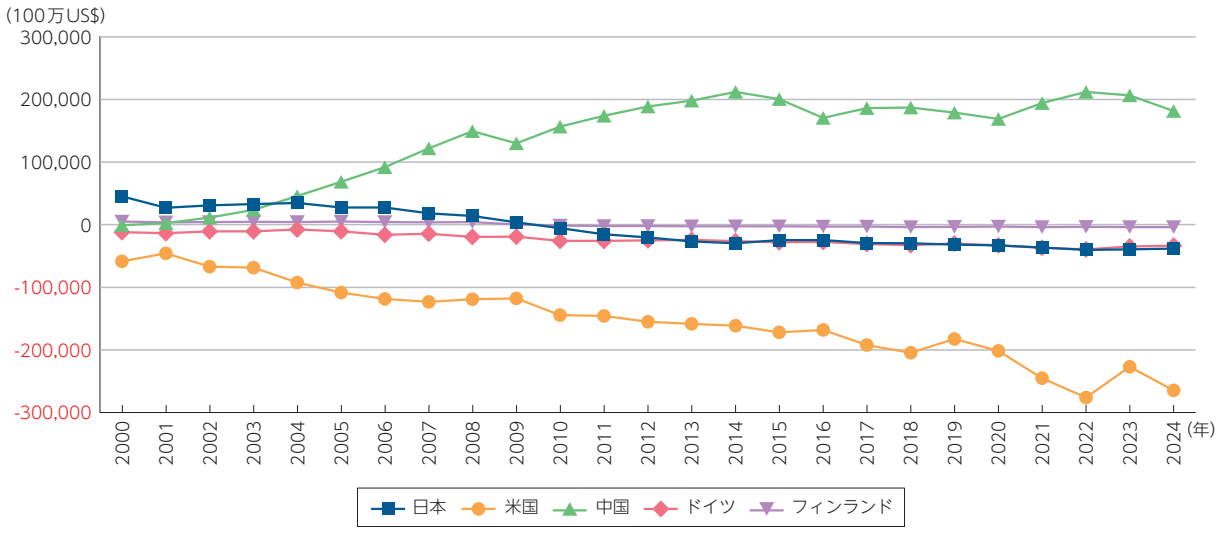

（出典）UNCTAD「UNCTAD STAT」*12

関連データ　各国のICT機器・端末の輸出額の推移

出典：UNCTAD「UNCTAD STAT」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00196（データ集）

関連データ　各国のICT機器・端末の輸入額の推移

出典：UNCTAD「UNCTAD STAT」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00197（データ集）

4　半導体*13市場の動向

世界の半導体市場（出荷額）は、2025年には941億ドル（前年比3.9%増）となった。内訳をみると、ディスクリート半導体が最も多い。2014年からの伸び率が最も高い画像センサについては日本企業（ソニーセミコンダクタソリューションズ）が52.8%のシェアを占めている。

日本の半導体市場（出荷額）は、長期的に増加傾向であり、2025年には68億ドル（前年比3.0%増）となった。内訳をみると、世界市場と同様に、ディスクリート半導体が最も多い。

関連データ　世界の半導体市場（出荷額）の推移

出典：Omdia
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00198（データ集）

関連データ　世界の画像センサ市場のシェア（2025年・出荷額）

出典：Omdia
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00199（データ集）

関連データ　日本の半導体市場（出荷額）の推移

出典：Omdia
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00200（データ集）

＊12　https://unctadstat.unctad.org/EN/Index.html
＊13　本項では、デジタルトランスフォーメーション（DX）で導入が進むIoTやAIを実装した電子機器においてキーデバイスとして位置付けられる、画像センサ、MCU、MEMSセンサ及び不可欠な電源に使われるディスクリート半導体を指す。

第6節　プラットフォームの動向

1　市場動向

ICT関連市場における主要プレイヤーを時価総額に基づいて整理すると、2025年に引き続き2026年も米国GAFAMが上位となっているが、上位5社の順位は変動している。1位のNVIDIAや昨年15位までに入っていなかったSamsung Electronics、ASML、Micron Technologyなどハード・半導体関連企業の順位が上がり、株式市場での評価を向上させている。（図表Ⅱ-1-6-1）。

図表Ⅱ-1-6-1　世界のICT市場における時価総額上位15社の変遷

2025年

	社名	主な業態	国・地域	時価総額（億ドル）
1	Apple	ハード、ソフト、サービス	米国	33,610
2	NVIDIA	半導体	米国	29,450
3	Microsoft	クラウドサービス	米国	29,380
4	Amazon.com	クラウドサービス、eコマース	米国	21,800
5	Alphabet/Google	検索エンジン	米国	20,790
6	Meta Platforms/Facebook	SNS	米国	15,870
7	Broadcom	ハード、半導体	米国	8,850
8	Taiwan Semiconductor Manufacturing	半導体	台湾	7,760
9	Visa	決済	米国	6,730
10	Tencent	SNS	中国	5,860
11	Mastercard	決済	米国	4,970
12	Oracle	クラウドサービス	米国	4,320
13	Netflix	メディア	米国	4,270
14	SAP	ソフト	ドイツ	3,270
15	Alibaba	eコマース	中国	3,150

2026年

		社名	主な業態	国・地域	時価総額（億ドル）
↑	1	NVIDIA	半導体	米国	43,420
↓	2	Apple	ハード、ソフト、サービス	米国	37,090
↑	3	Alphabet/Google	検索エンジン	米国	35,190
↓	4	Microsoft	クラウドサービス	米国	27,550
↓	5	Amazon.com	クラウドサービス、eコマース	米国	22,730
↑	6	Broadcom	ハード、半導体	米国	15,090
↓	7	Meta Platforms/Facebook	SNS	米国	15,050
	8	Taiwan Semiconductor Manufacturing	半導体	台湾	14,970
new	9	Samsung Electronics	ハード	韓国	8,370
	10	Tencent	SNS	中国	5,840
↓	11	Visa	決済	米国	5,810
new	12	ASML	半導体	オランダ	5,410
↓	13	Mastercard	決済	米国	4,480
new	14	Micron Technology	半導体	米国	4,310
↓	15	Oracle	クラウドサービス	米国	4,200

（出典）Wright Investors' Service, Incより取得（2025年は2025年3月27日時点、2026年は2026年3月27日時点）*1

世界を代表する米中の主なプラットフォーム事業者の売上高の推移をみると、多くの企業は引き続き売上高が拡大しているものの、AppleやAlibaba、Baiduは伸び悩みがみられる（図表Ⅱ-1-6-2）。

＊1　https://www.corporateinformation.com/Top%02100.aspx?topcase=b#/tophundred

図表Ⅱ-1-6-2　米中のプラットフォーム事業者の売上高の推移

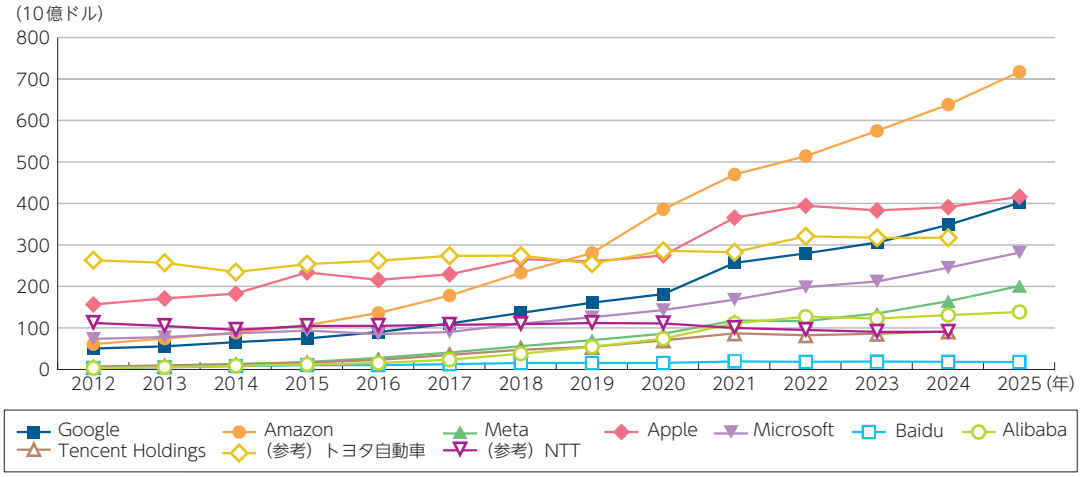

※ 日本企業、中国企業については、各年の平均レートを用いてドルに変換している。また、日本企業については年度の決算値を用いている。

(出典) Statistaデータ、各社決算情報を基に作成

2　主要なプラットフォーム事業者の動向

米中の主要なプラットフォーム事業者は、それぞれの強みを活かし、生成AIを活用したサービスの強化を図っている。特に生成AIに関する開発については、複数のプラットフォーム事業者が力を入れており、今後様々な場面で生成AIが活用されることが見込まれる（図表Ⅱ-1-6-3）。

図表Ⅱ-1-6-3　米中の主要なプラットフォーム事業者の動向

＜米国＞

主要分野	企業	事業概括・領域	新たに注力している分野・ビジネス
広告・検索	Alphabet (Google)	世界最大の検索エンジンサービスを提供しており、検索広告を中心にクラウド、端末など巨大な経済圏を展開	生成AIを活用した検索エンジンサービスの強化を図っているとともに、生成AI基盤の強化をクラウドサービスの進化につなげている。
電子商取引	Amazon	世界最大級のeコマース事業者で、クラウドサービス（AWS）を中心に巨大な経済圏を展開	AWSでの生成AI関連サービスの強化を図る他、AIとロボットを活用した物流・配送ネットワークの効率化にも注力している。
SNS・アプリ	Meta (Facebook)	世界最大のSNSサービスを提供しており、2021年に社名をメタ・プラットフォームズに変更し、メタバースやXR事業への取組を推進	生成AIの言語モデル「Llama」を活用した広告事業の高度化に注力するとともに、現実空間とAIを融合するAIグラスの開発・展開にも注力している。
通信機器・端末	Apple	世界最大のネット・デジタル家電の製造小売であり、iPhoneなどの端末を核とした巨大な経済圏を展開	iPhoneを中心とした端末・デバイスにオンデバイスAIである「Apple Intelligence」を搭載することによって自社が強みを持つ端末・デバイスを更に強化している。
端末・クラウド	Microsoft	世界最大級のソフトウェアベンダーであり、WindowsやOfficeなどのソフトウェアやクラウドサービスを中心に巨大な経済圏を展開	WindowsやOffice製品に生成AIモデルを搭載し、利便性の向上を進めるとともに、AIチップの独自開発などAIインフラにおける対外依存を下げる取り組みも進めている。

＜中国＞

主要分野	企業	事業概括・領域	新たに注力している分野・ビジネス
広告・検索	Baidu	中国最大の検索エンジン事業者で、検索サービスで得られた豊富なデータでAIの技術開発を進め、様々な業界との連携に注力し、自動運転にも事業展開	自社開発したLLM「文心」をリリースして以来、AI領域に数百億元を投資し、同LLMをベースとしたノーコードAI開発ツール等各種AIサービスを提供している。
電子商取引	Alibaba	世界最大の流通総額を持つeコマース事業者で、データテクノロジーを駆使し、マーケティングから物流、決済に至るまでのサービスを提供し、クラウドにも展開	AI駆動事業戦略を推進し、「AIモデル、クラウド、AIチップ」のフルスタックのAIケーパビリティの構築に注力している。
SNS・アプリ	Tencent	中国最大のSNSアプリプラットフォーマで、「WeChat」を基盤に決済、ゲーム等を提供し、巨大のデジタルエコシステムを構築	2026年に自社SNSから利用可能なAIエージェントサービス「QClaw」をリリースし、また、ゲームにAI機能を搭載するなど、コア事業へのAI統合に注力している。
通信機器・端末	Huawei	世界的な通信機器ベンダーで、ICTインフラ、デバイス、クラウドサービス、デジタルエネルギー、自動車ソリューションなどの事業を展開	2025年に大規模計算処理実行可能な装置であるSuperPoD製品やAIチップを含むAIコンピューティング製品群を発表し、AIインフラエコシステムを拡張している。

(出典) 各社公表資料を基に作成

関連データ　米中の主要プラットフォーマーの事業別売上高

出典：各社決算発表資料を基に作成
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00223（データ集）

第7節 ICTサービス及びコンテンツ・アプリケーションサービス市場の動向

1 SNS

世界のソーシャルメディア利用者数*1は増加傾向にあり、2030年には66.1億人になるとの予測がある（図表Ⅱ-1-7-1）。テキストによるコミュニケーション用途だけではなく、ショート動画の視聴といった用途での利用も増えていると考えられる。

図表Ⅱ-1-7-1　世界のソーシャルメディア利用者数の推移及び予測

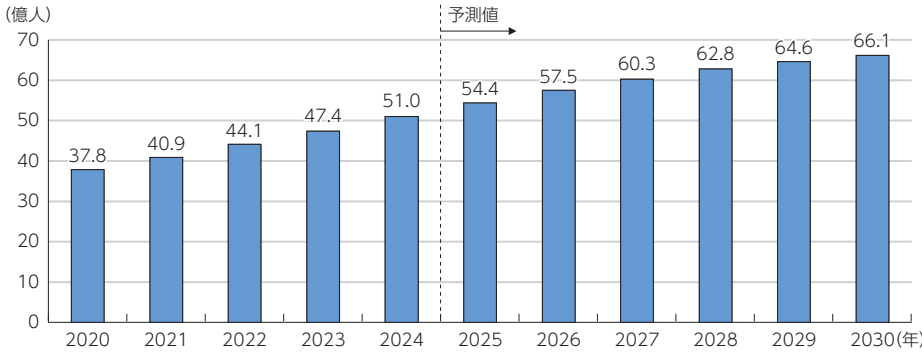

（出典）Statista（2026年2月10日取得データ）を基に作成*2

2 EC

世界のEC市場の売上高は、引き続き増加傾向で推移し、2025年の8.0兆ドルから2029年には11.1兆ドルまで拡大すると予測されている。国別の2025年から2030年までの年平均成長率は、インド、日本、中国、米国が比較的高いものと予測されており、英国、フランス、ロシアは比較的低い成長率になると予測されている。

関連データ　世界のEC市場の売上高の推移及び予測

出典：Statista（eMarketer; Activate; Digital Commerce 360; Statista; Research and Markets）（2026年2月10日取得データ）を基に作成
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00225（データ集）

関連データ　各国のEC市場の成長率（2025年～2030年）

出典：Statista（Statista Market Insights）（2026年2月10日取得データ）を基に作成
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00226（データ集）

3 検索サービス

デスクトップの検索サービスの世界市場はGoogleが高いシェアを誇っているものの、近年は徐々に低下、2025年6月に上昇に転じ、2026年3月時点では83.2%となっている。一方、Bingのシェアが拡大傾向であり、2026年3月時点では10.5%と二桁のシェアを維持している。Microsoft社のブラウザ「Edge」がデフォルトの検索サービスとしてBingを設定しており、これもBingのシェア拡大に貢献していると考えられる。

＊1　ソーシャルメディアサイトやアプリケーションを月1回以上利用する人
＊2　https://www.statista.com/forecasts/278414/number-of-worldwide-social-network-users/

日本では、2026年3月時点において、スマートフォン及びタブレットではGoogleが7割以上を占め、最も高いシェアを誇る。また、パソコンではGoogleが47.5%、Bingが46.9%と、Bingのシェアが拡大傾向にある。

関連データ　世界における検索サービスのシェア（デスクトップ）の推移

出典：StatCounter（2026年5月15日取得データ）を基に作成
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00229（データ集）

関連データ　世界における検索サービスのシェア（モバイル）の推移

出典：StatCounter（2026年5月15日取得データ）を基に作成
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00230（データ集）

関連データ　日本における検索サービスのシェア

出典：StatCounter（2026年5月15日取得データ）を基に作成
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00231（データ集）

4　動画配信・音楽配信・電子書籍

世界の動画配信・音楽配信・電子書籍市場は、定額制サービスの普及や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う在宅時間の増加などにより取り込んだ需要を維持・拡大しており、2025年には合計で1,775億ドル（前年比9.3%増）となっている。

関連データ　世界の動画配信・音楽配信・電子書籍の市場規模の推移及び予測

出典：Statista（2026年3月24日取得データ）を基に作成
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00232（データ集）

また、2025年の日本の動画配信市場は6,740億円（前年比13.7%増）、音楽配信市場は1,340億円（前年比8.7%増）、電子書籍市場は5,815億円（前年比2.7%増）となっており（図表Ⅱ-1-7-2）、世界の動向と同じく、いずれの市場も成長している。

図表Ⅱ-1-7-2　日本の動画配信・音楽配信・電子書籍の市場規模の推移

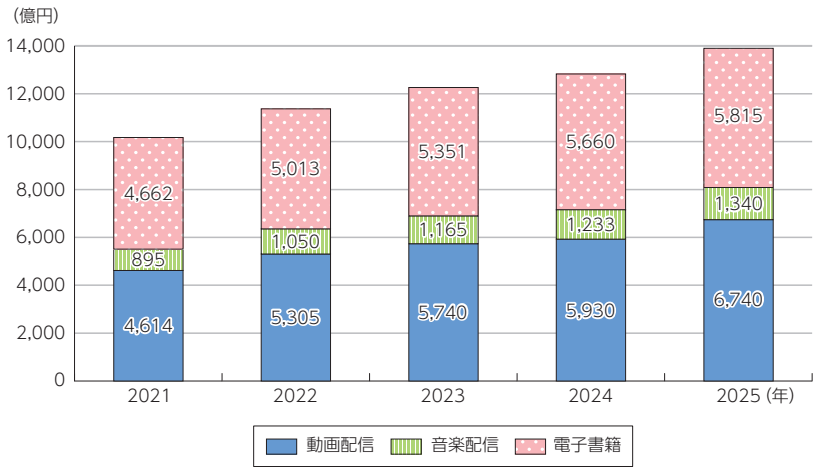

（出典）GEM Partners「動画配信（VOD）市場5年間予測（2026-2030年）レポート」*3、一般社団法人日本レコード協会「音楽配信売上実績 項目別推移」*4、全国出版協会・出版科学研究所（2026）「季刊 出版指標 2026年冬号」*5を基に作成

＊3　https://www.gem-standard.com/columns/1591
＊4　https://www.riaj.or.jp/data/archive/dg_t/
＊5　https://shuppankagaku.com/wp/wp-content/uploads/2026/01/%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%82%B9%E3%83%AA%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%82%B92601.pdf

5　ICTサービス及びコンテンツ・アプリケーションサービス市場の新たな潮流

1　自動運転

自動運転については、地方自治体や民間企業による実証及び大学や民間企業における研究開発により、レベル4（特定条件下における完全自動運転）の社会実装に係る取組が進んでいる。AI技術を用いる仕組みへとシフトしつつあるとともに、詳細なルールが記述できる従来のロボット工学的なアプローチを統合したハイブリッドフレームワークの開発も進んでいる*6。

世界の自動運転の市場規模は、2024年に400億ドルを超え、2029年には約1,100億ドルの規模に達すると予測されている（図表Ⅱ-1-7-3）。

図表Ⅱ-1-7-3　世界の自動運転の市場規模

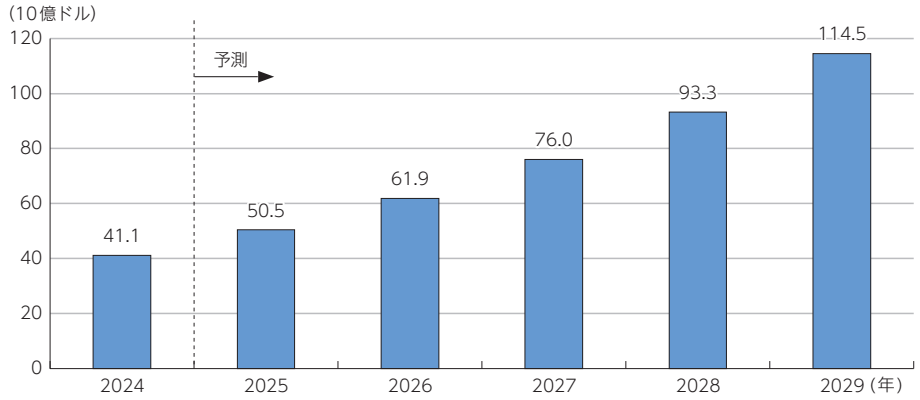

（出典）BNP Paribas（Statistaより引用（2025年3月12日取得データ））を基に作成*7

2　メタバース

世界のメタバース市場は、2025年の1,036億ドルから2030年には5,078億ドルまで拡大すると予測されている（図表Ⅱ-1-7-4）。内訳はメタバース内でのeコマースが最も大きく、次いでゲーム、ヘルス&フィットネスとなっている。市場を牽引するのは、メタバースを楽しむためのハードウェアではなく、主に消費者向けのメタバースサービスだといえる。

日本のメタバース市場は、2025年の7,998億円から2030年には3兆8,759億円まで拡大すると予測されている（図表Ⅱ-1-7-5）。内訳はメタバース内でのeコマースが最も大きく、次いでゲーム、ヘルス&フィットネスと世界のメタバース市場と同様の動きとなっている。

今後は、XRデバイスの進展やAI技術の発展、メタバースの認知向上などによっても市場が拡大することが期待される。

＊6　https://tier4.jp/media/detail/?sys_id=6UQblxseKbqGhwFOd0573W&category=NEWS
＊7　https://www.statista.com/statistics/428692/projected-size-of-global-autonomous-vehicle-market-by-vehicle-type/

図表Ⅱ-1-7-4　世界のメタバース市場規模の推移と予測

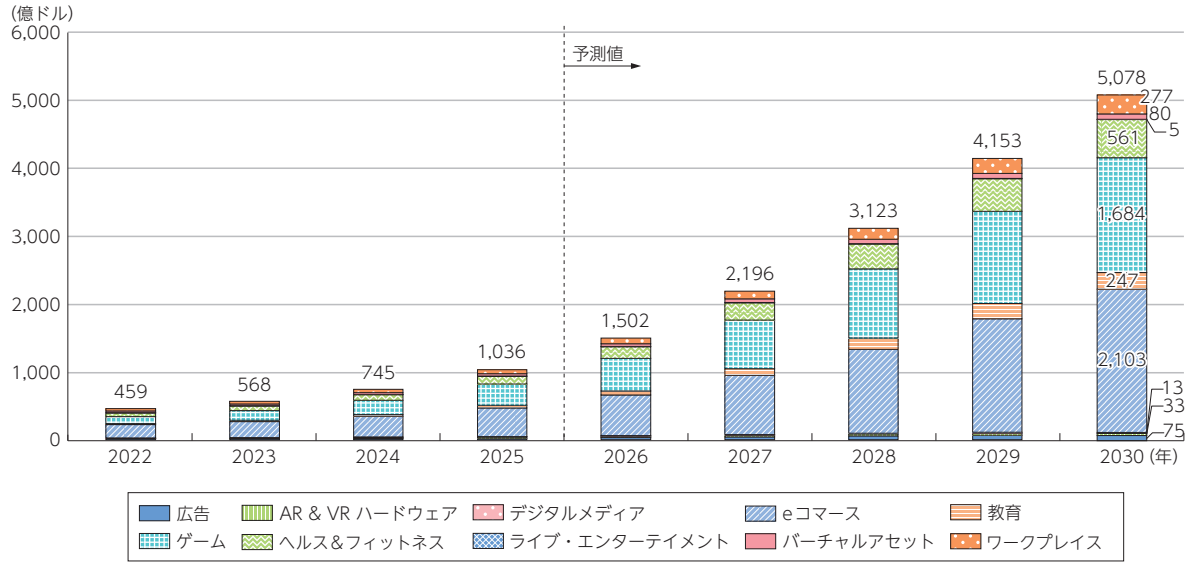

（出典）Statista（2026年5月18日取得データ）を基に作成*8

図表Ⅱ-1-7-5　日本のメタバース市場規模の推移と予測

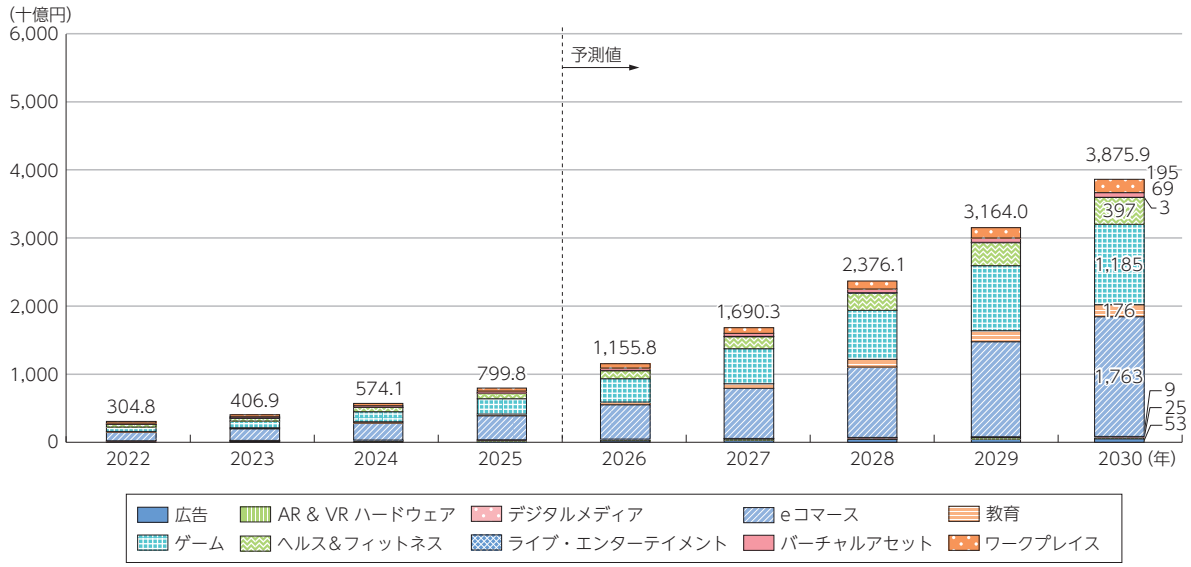

（出典）Statista（2026年5月18日取得データ）を基に作成*9

3 ロボット

ロボットは、多種多様な種類があり、産業、家庭、医療、エンタメ等様々な分野で利用されている。特にAI技術の応用により、更に高度なロボットの登場が期待されている。

世界のロボット市場は、2024年に461億ドルであったが2029年には、730億ドルに増加すると予測され、2024年から2029年の年平均成長率（CAGR）は8.0%である。内訳をみると、サービスロボットは2024年に362億ドルから2029年には616億ドル（CAGRは9.3%）、産業用ロボットは2024年の99億ドルから2029年には114億ドル（同2.3%）に増加する見込みである（図表Ⅱ-1-7-6）。

*8　https://www.statista.com/outlook/amo/metaverse/worldwide
*9　https://www.statista.com/outlook/amo/metaverse/japan

図表Ⅱ-1-7-6　世界のロボット市場規模の推移及び予測

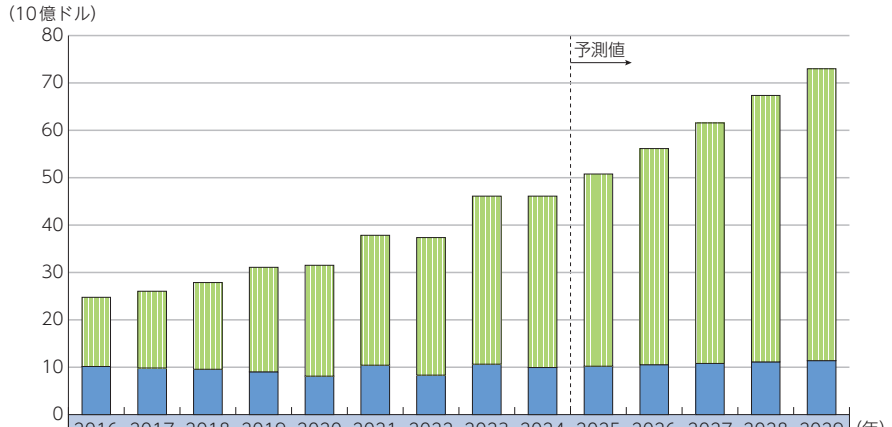

	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
サービスロボット	14.63	16.17	18.28	22.09	23.40	27.42	29.02	35.45	36.20	40.58	45.61	50.77	56.26	61.62
産業用ロボット	10.13	9.86	9.56	9.02	8.11	10.40	8.33	10.66	9.92	10.22	10.52	10.81	11.10	11.39

（出典）Statista（2026年4月6日取得データ）を基に作成*10

*10　https://www.statista.com/forecasts/1384829/global-robotics-revenue-by-category

第8節　データセンター市場及びクラウドサービス市場の動向

1　データセンター

世界各国のデータセンター数は、米国が圧倒的に多く、2025年11月時点で4,165となっている。2位以下15カ国を合計しても4,061であり、米国に集中している。日本は242と米国の6%程度となっている。

世界のデータセンター市場（売上高）は、2025年に5,275億ドルと見込まれ、2030年には7,391億ドルまで拡大すると予測されている。そのうち、約半分がネットワークインフラに関連する機器やサービスとなっている（図表Ⅱ-1-8-1）。

日本のデータセンターサービスの市場規模（売上高）は、2025年に253億ドルと見込まれ、2030年には351億ドルまで拡大すると予測されている。そのうち、約半分がネットワークインフラに関連する機器やサービスとなっている（図表Ⅱ-1-8-2）。

図表Ⅱ-1-8-1　世界のデータセンター市場規模（売上高）の推移及び予測

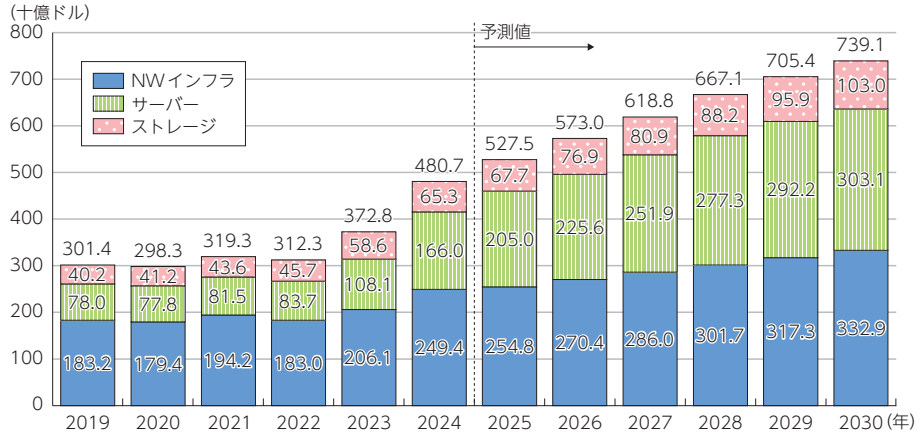

（出典）Statista Market Insights（2026年2月10日取得データ）を基に作成*1

図表Ⅱ-1-8-2　日本のデータセンター市場規模（売上高）の推移及び予測

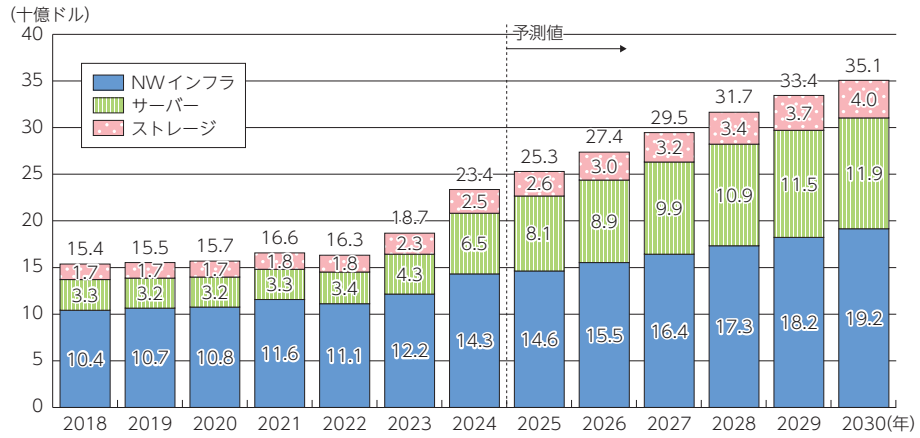

（出典）Statista Market Insights（2026年4月1日取得データ）を基に作成*2

*1　https://www.statista.com/outlook/tmo/data-center/worldwide#revenue
*2　https://www.statista.com/outlook/tmo/data-center/japan#revenue

関連データ　国別のデータセンター市場（売上高）の推移と予測

出典：Statista Technology Market Insights（2026年2月10日取得データ）を基に作成
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00247（データ集）

関連データ　国・地域別のデータセンター数

出典：Statista（Data Center Map）（2026年3月26日取得データ）を基に作成
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00248（データ集）

関連データ　国内データセンターコロケーション市場予測

出典：IDC Japan, 2025年10月「国内データセンターコロケーション市場予測、2025年～2029年」（JPJ53022125）を基に作成
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00249（データ集）

2　クラウドサービス

世界のパブリッククラウドサービスの売上高は2025年に9,803億ドル（前年比22.4%増）まで増加すると見込まれている。要因としては、ビジネスを展開する上でクラウドが不可欠なものになっていることに加え、企業の柔軟性と拡張性への志向の高まりが挙げられる。また、生成AIの基盤モデル作成や関連アプリケーションの利用が拡大していることも市場の成長を後押ししている（図表Ⅱ-1-8-3）。世界のクラウドインフラサービス*3への支出額のシェアは引き続きAmazon、Microsoft、Googleの順に大きく、2025年第3四半期時点でAmazonはおよそ29%、Microsoftは20%、Googleは13%となっている。近年はMicrosoftとGoogleのシェアが拡大傾向であるが、市場は依然として、大手3社のクラウドサービスが大きなシェアを有している（図表Ⅱ-1-8-4）。

図表Ⅱ-1-8-3　世界のパブリッククラウドサービス市場規模（売上高）の推移及び予測

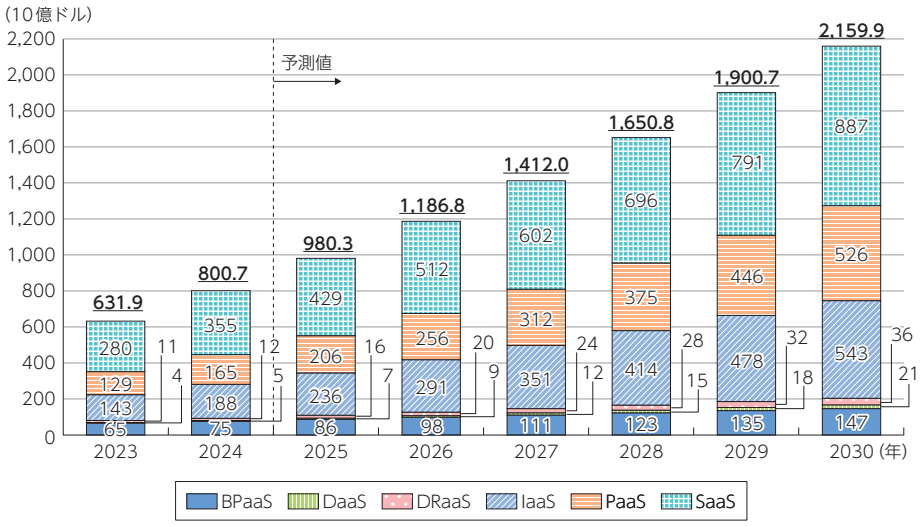

（出典）Statista Market Insights（2026年2月10日取得データ）を基に作成*4

*3　IaaS、PaaS、ホスティング型プライベートクラウドの合計
*4　https://www.statista.com/outlook/tmo/public-cloud/worldwide

図表Ⅱ-1-8-4　世界のクラウドインフラサービス市場のシェアの推移

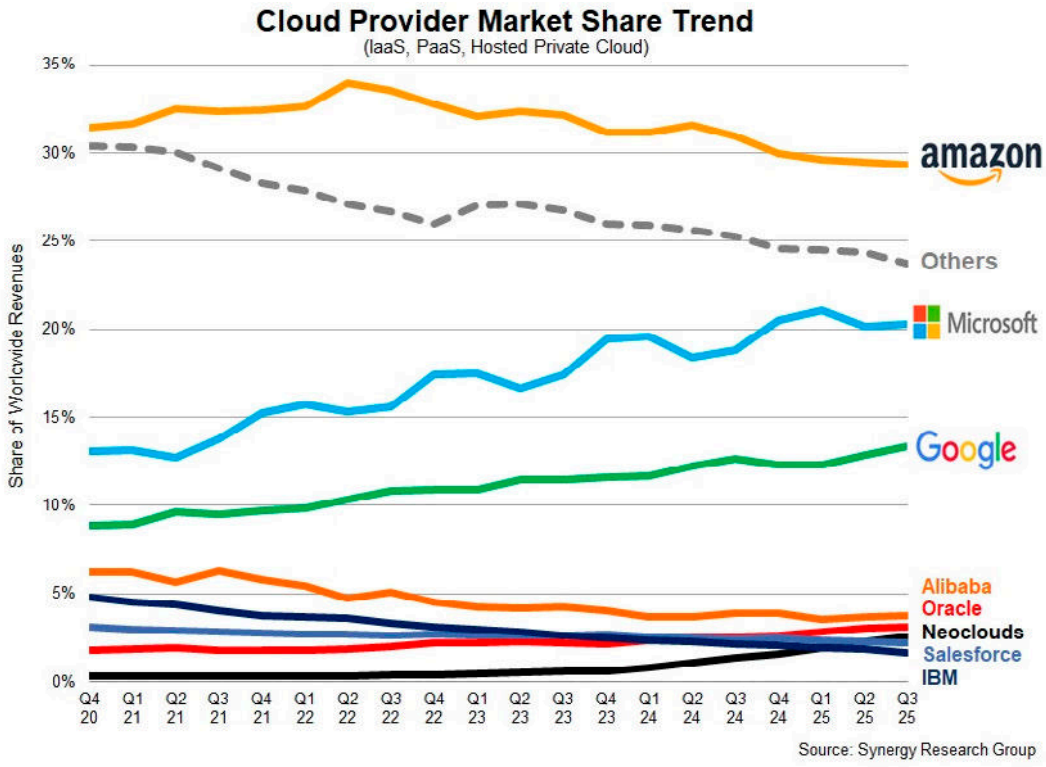

※ パブリッククラウドサービス（IaaS, PaaS）だけではなく、プライベートクラウド（Hosted Private Cloud）も含む。

（出典）Synergy*5

日本のパブリッククラウドサービス市場*6は、高い成長率を遂げ、2025年は4兆4,930億円（前年比20.3%増）となった（図表Ⅱ-1-8-5）。

図表Ⅱ-1-8-5　日本のパブリッククラウドサービス市場規模（売上高）の推移及び予測

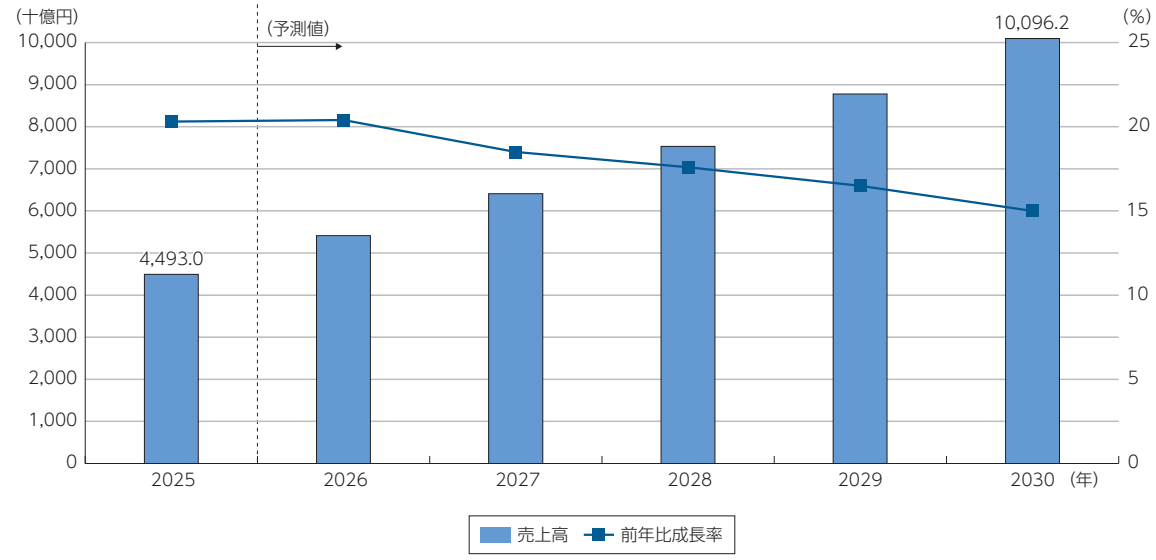

（出典）IDC Japan, 2026年3月「国内パブリッククラウドサービス市場予測、2026年～2030年」(JPJ53498826）を基に作成

＊5　https://www.srgresearch.com/articles/cloud-market-share-trends-big-three-together-hold-63-while-oracle-and-the-neoclouds-inch-higher
＊6　特別の規制や制限を設けずに幅広いユーザーに対して提供されるIT関連機能に特化したクラウドサービスを対象としている。

3　エッジコンピューティング

世界のエッジコンピューティングの市場規模は、2025年に2,650億ドル、2029年には4,500億ドルまで拡大すると予測されている（図表Ⅱ-1-8-6）。

日本のエッジコンピューティングの市場規模は、2025年に前年比14.0%増の127億ドルになると推計され、2031年には261億ドルまで拡大すると予測されている（図表Ⅱ-1-8-7）。

また、エッジAI市場（エンドユーザー産業別*7）は、IoTとの相性も良いことから、IoT市場の広がりとともに堅調な拡大が続いている。

図表Ⅱ-1-8-6　世界のエッジコンピューティング市場規模の推移及び予測

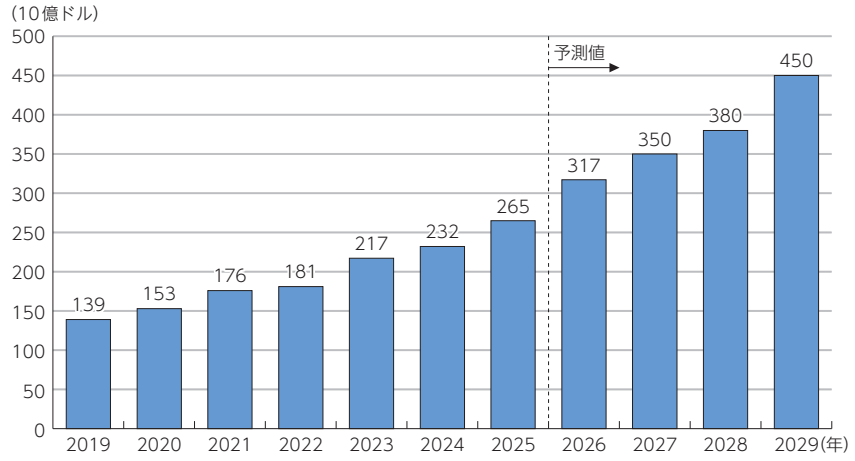

（出典）Statista（IDC）*8

図表Ⅱ-1-8-7　日本のエッジコンピューティング市場規模の推移と予測

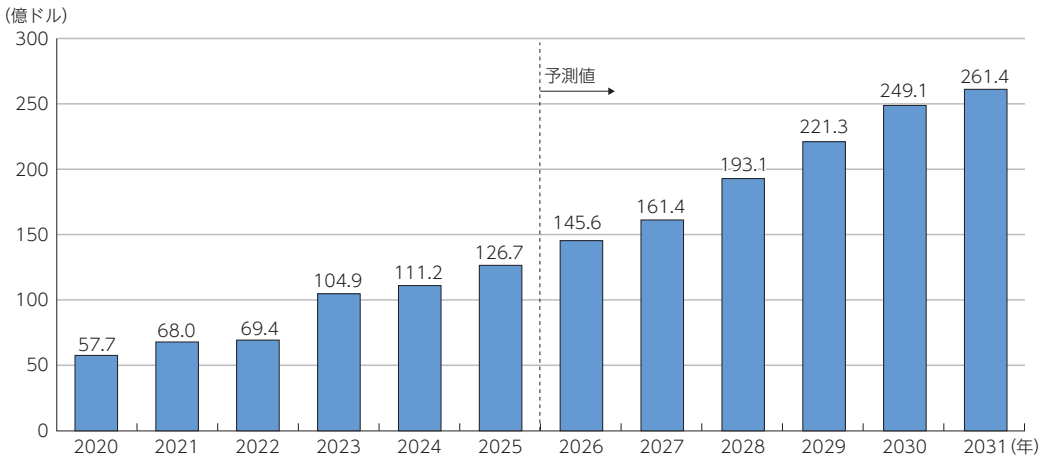

（出典）株式会社マーケットリサーチセンター「エッジコンピューティングの日本市場（～2031年）」を基に作成

関連データ　日本のエッジAI市場（エンドユーザー産業別）の予測（2025年～2035年）

出典：REPORT OCEAN「Japan Edge AI Market —Opportunity Analysis, 2035」を基に作成
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00258（データ集）

*7　スマート産業／製造、自動車、通信、スマートシティ、医療、ロボティクス（ドローン、ヒューマノイド）、エネルギー／公益事業、物流および輸送、その他
*8　https://www.statista.com/statistics/1175706/worldwide-edge-computing-market-revenue/

第9節　AIの動向

1　市場概況

世界のAI市場規模は、2025年には2,442億ドル、2031年には1兆54億ドルまで拡大すると予測されている（図表Ⅱ-1-9-1）。日本のAIプラットフォーム市場規模[*1]は、2025年に3,083億円となっており、今後も成長を続け、2030年には2兆3,851億円まで拡大すると予測されている（図表Ⅱ-1-9-2）。

図表Ⅱ-1-9-1　世界のAI市場規模の推移及び予測

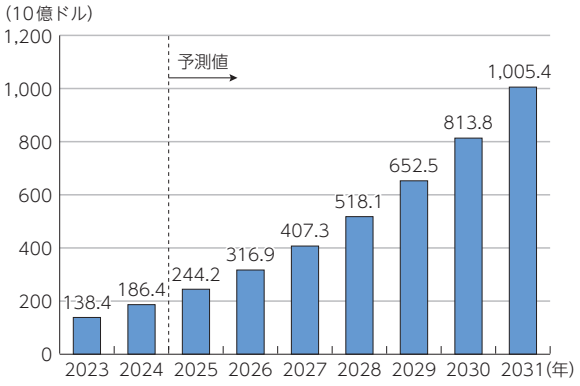

（出典）Statista（2026年2月10日取得データ）を基に作成[*2]

図表Ⅱ-1-9-2　日本のAIプラットフォーム市場規模

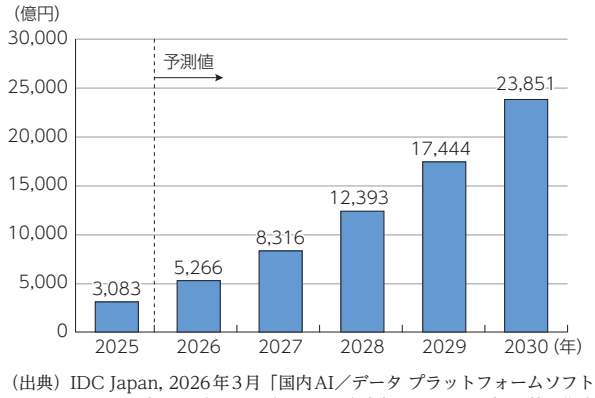

（出典）IDC Japan, 2026年3月「国内AI／データ プラットフォームソフトウェア市場予測、2026年～2030年」(JPJ53497226）を基に作成

また、AIの社会実装が進んでおり、文章、画像、音声、動画などをAIが生成する、いわゆる生成AIが注目されている。世界の生成AI市場は、2024年の379億ドルから、2025年には669億ドル（AI市場全体の27.4%）、2031年には4,421億ドル（同44.0%）まで拡大すると予測されている。ChatGPTが2022年に公開されて以降、Gemini、Microsoft Copilot、Claudeなど数多くのモデル・サービスが登場し、バージョンアップを繰り返しつつ、精度が向上している。それに伴って用途や分野も拡大し、企業活動の様々な領域で活用されるようになっている。また、設定した目標に向けて自律的に動作するAIエージェント[*3]の発展・普及も市場拡大を後押しするとみられる。（図表Ⅱ-1-9-3）。

＊1　AIプラットフォームとは、AIライフサイクルソフトウェア、AIソフトウェアサービス、サーチアンドナレッジディスカバリーソフトウェアの3つのセグメントで構成されている。
＊2　https://www.statista.com/forecasts/1474143/global-ai-market-size/
＊3　人の介入なしに特定のタスクを自律的に実行するAIシステム

図表Ⅱ-1-9-3　世界の生成AI市場規模の推移及び予測[*4]

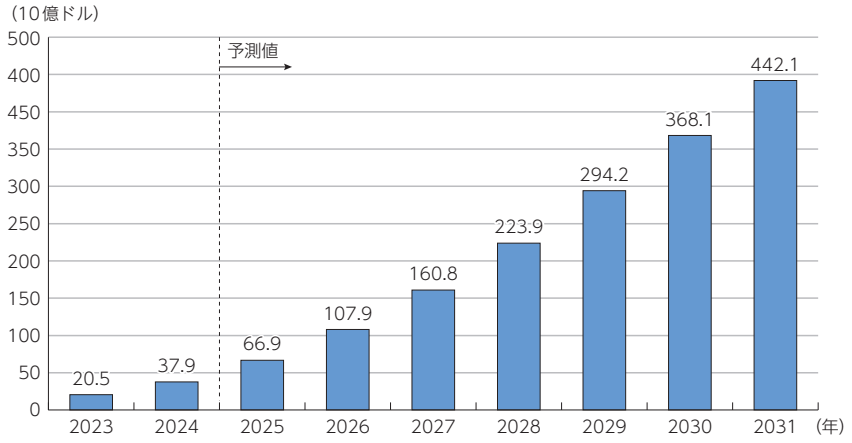

(出典) Statista (2026年2月10日取得データ) を基に作成[*5]

2　AIを巡る各国等の動向

AIに関する研究は世界各地で行われている。AIRankingsでは、論文数などを基に研究をリードする国や企業・大学等が公表されている。国別では、米国、中国、英国、ドイツの順となっており、日本は近年10～12位となっている。

関連データ　国別AIランキング (Top15) の推移

出典：AIRankings (2026年1月27日取得データ) を基に作成
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00262 (データ集)

AI関連企業への投資も活発化しており、スタンフォード大学が公表した報告書「Artificial Intelligence Index Report 2026」によれば、2025年に新たに資金調達を受けたAI企業数は、米国が1,953社で1位、英国が172社で2位、日本が56社で10位となっている (図表Ⅱ-1-9-4)。

図表Ⅱ-1-9-4　新たに資金調達を受けたAI企業数 (国別・2025年)

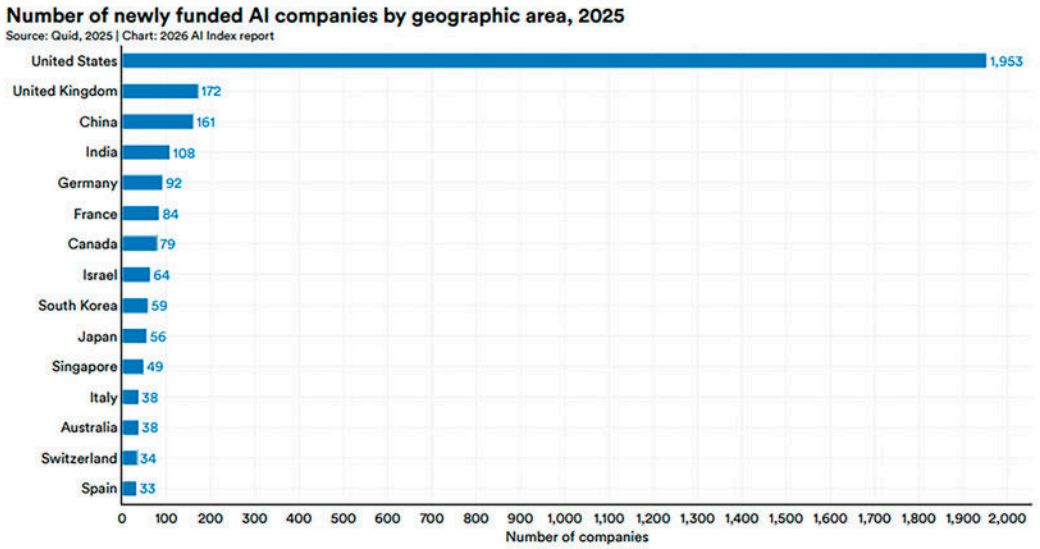

(出典) Stanford University「Artificial Intelligence Index Report 2026」[*6]

*4　生成AI市場には、組織が生成AIアプリケーションを開発および展開できるようにするソフトウェア、ハードウェア、サービスが含まれる。
*5　https://www.statista.com/forecasts/1449838/generative-ai-market-size-worldwide
*6　https://hai.stanford.edu/assets/files/ai_index_report_2026.pdf

第10節　サイバーセキュリティの動向

1　市場の概況

世界のサイバーセキュリティの市場（売上高）は引き続き堅調で、2024年には前年同期比8.8%増加の1,820億ドルとなっている（図表Ⅱ-1-10-1）。

図表Ⅱ-1-10-1　世界のサイバーセキュリティ市場規模の推移

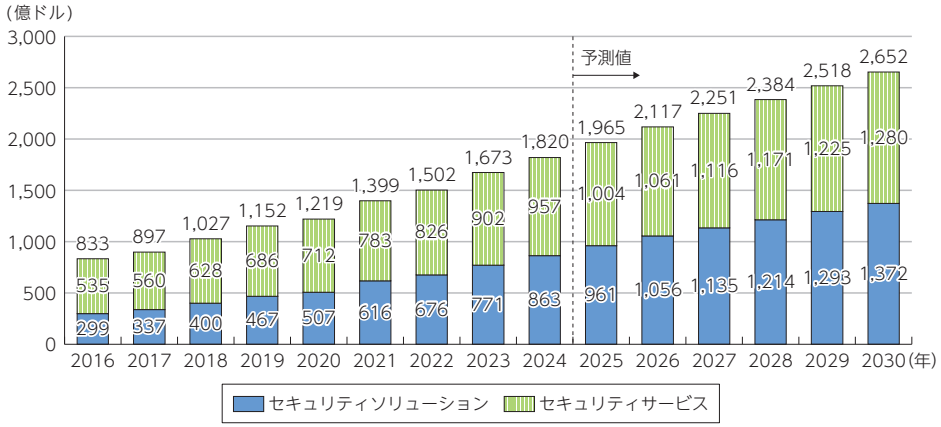

（出典）Statista（2026年2月10日取得データ）を基に作成*1

サイバーセキュリティ主要事業者の市場シェアについて、セキュリティアプライアンス市場におけるベンダー別シェアの推移を見ると、Palo Alto Networksは、2022年第4四半期の16.6%から2024年第2四半期には22.4%へとシェアを拡大し、首位となっている。同社は、次世代ファイアウォールを中心としたプラットフォーム戦略や、クラウドセキュリティ分野への積極的な事業展開が奏功したものと見られる。Fortinetも20%前後のシェアを占めており、上位2社がセキュリティアプライアンス市場を牽引する構図となっている。

関連データ　世界のサイバーセキュリティ主要事業者のシェア

出典：Statista（IDC）（2026年2月10日取得データ）を基に作成
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00265（データ集）

2025年の国内の情報セキュリティ製品市場の市場規模（売上額ベース）は、前年比13.8%増の7,434億3,900万円となった。

また、2024年及び2025年の国内情報セキュリティ製品のベンダー別シェア（売上額）について、市場全体のシェア率が1%以上の企業を「外資系企業」と「国内企業」に分類し、それら企業における2024年及び2025年の売上額を集計した結果、ともに外資系企業のシェアが6割程度を占めており、国内のサイバーセキュリティ製品はその多くを海外に依存している状況が引き続いているといえる（図表Ⅱ-1-10-2）。

＊1　https://www.statista.com/outlook/tmo/cybersecurity/worldwide

図表Ⅱ-1-10-2　国内情報セキュリティ製品市場シェア（売上額）　2024～2025年

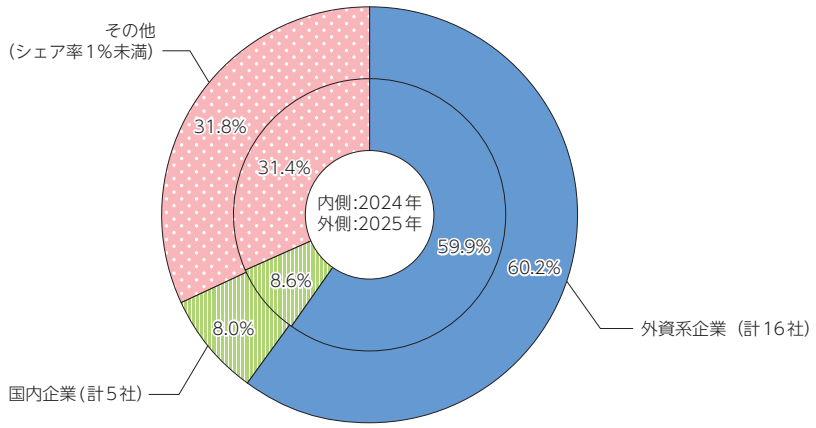

（出典）IDC Japan, 2026年5月「国内情報セキュリティ製品市場シェア、2025年：アイデンティティ／アクセス管理が鍵となるセキュリティ製品市場」（JPJ53501926）を基に作成

2　サイバーセキュリティの現状

1　サイバーセキュリティ上の脅威の増大

NICTが運用している大規模サイバー攻撃観測網（NICTER）のダークネット観測で確認された2025年の1IPアドレス当たりの観測パケット数（約250万パケット）は、2015年（約25万パケット）と比較して10倍となっているなど、依然多くの観測パケットが届いている状態である（図表Ⅱ-1-10-3）。また、2025年の総観測パケット数は各IPアドレスに対して約13秒に1回観測されたことに相当する。

なお、2025年は過去最高の観測数を記録しており、インターネット上を飛び交う観測パケットは2024年と比較して更に活発化している状況であるといえる。

図表Ⅱ-1-10-3　NICTERにおけるサイバー攻撃関連の通信数の推移

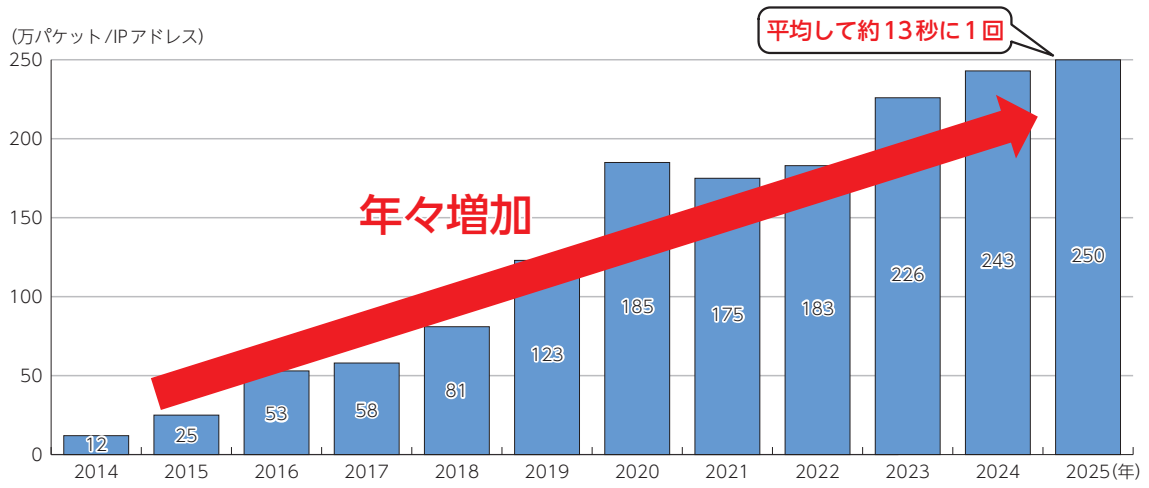

（出典）国立研究開発法人情報通信研究機構「NICTER観測レポート2025」を基に作成

NICTERでのサイバー攻撃関連の通信内容をみると、2024年と同様にIoT機器を狙った通信が最も多く観測されている。次いで、HTTP・HTTPSで使用されるポートへの攻撃が多く観測されている。また、多数の宛先ポートにスキャンを行うIoTマルウェアによる攻撃が増加し、上位10ポート以外の「その他」宛ての攻撃割合が増加している（図表Ⅱ-1-10-4）。

図表Ⅱ-1-10-4　NICTERにおけるサイバー攻撃関連の通信の内容

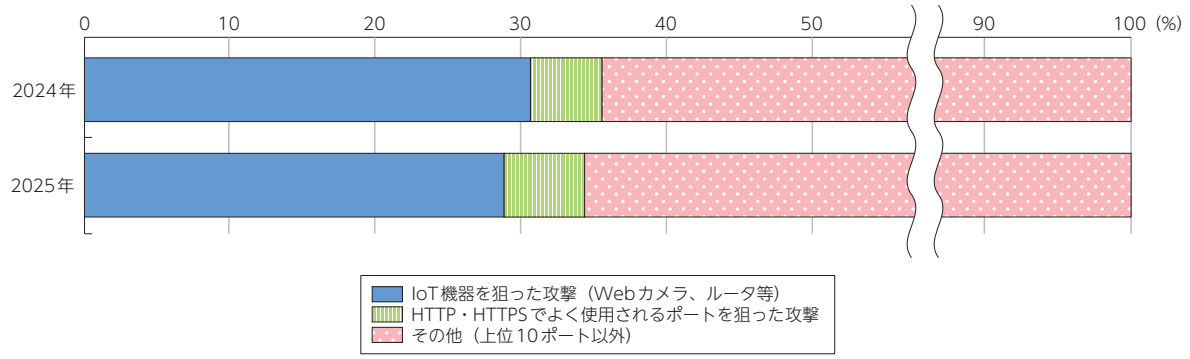

（出典）国立研究開発法人情報通信研究機構「NICTER観測レポート2025」を基に作成

また、2025年中の不正アクセス行為の禁止等に関する法律（以下「不正アクセス禁止法」という。）違反事件の検挙件数は431件であり、前年と比べ132件減少した。

関連データ　不正アクセス禁止法違反事件検挙件数の推移

出典：警察庁・総務省・経済産業省「不正アクセス行為の発生状況及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況」を基に作成
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00271（データ集）

2 サイバーセキュリティに関する問題が引き起こす経済的損失

サイバーセキュリティに関する問題が引き起こす経済的損失について、様々な組織が調査・分析を公表している（図表Ⅱ-1-10-5）。例えば、日本では、日本ネットワークセキュリティ協会が2017年1月～2024年6月に実施した調査によれば、ランサムウェア感染被害組織の平均被害金額が約4,959万円になるとされている。また、米国では、FBIが実施した調査によれば、2024年に発生したサイバー犯罪事件による被害報告総額が166億ドルとなるとされている。

図表Ⅱ-1-10-5　サイバーセキュリティに関する問題が引き起こす経済的損失

調査・分析の実施主体	対象地域	対象期間	経済的損失の概要	損失額
日本ネットワークセキュリティ協会	日本	2017年1月～2024年6月	ランサムウエア感染被害組織の平均被害金額	4,959万円 （直近2年（2022年7月～2024年6月）は6,019万円）
警察庁	日本	2025年	ランサムウェア被害に関連して要した調査・復旧費用の総額	18%が100万円未満 20%が100万～500万円未満 10%が500万～1,000万円未満 36%が1,000万～5,000万円未満 10%が5,000万～1億円未満 6%が1億円以上
FBI	米国	2024年	サイバー犯罪事件による被害報告総額	166億ドル（前年比33%増）
Sophos	世界17か国	2025年	ランサムウェア攻撃の修復に支払った1組織あたりの身代金	中央値：100万ドル
			ランサムウェア攻撃の修復に要した1組織あたりの年間平均コスト（身代金の支払いは除く）	153万ドル
IBM	世界	2024年3月～2025年2月	組織における1回のデータ侵害にかかる世界平均コスト	444万ドル
Statista	世界	2018～2029年	世界におけるサイバー犯罪の推定コスト	2024年は9.22兆ドル 2029年は15.63兆ドル

（出典）各種公開資料を基に作成

3 無線LANセキュリティに関する動向

無線LANの利用者のセキュリティ意識などを把握するために総務省が2026年2月に実施した意識調査[*2]によると、公衆無線LANの認知度は高い（約91%）が実際に利用している人はその半数程度にとどまっている。また、公衆無線LANを利用していない最多の理由として、6割程度が「セキュリティ上の不安がある」と回答している。また、公衆無線LAN利用者のうち、9割弱がセキュリティ上の不安を感じており、特に情報窃取、外部からの不正侵入を不安材料に挙げる利用者が多い。

OpenRoaming[*3]に対応した公衆Wi-Fiでは、通信の暗号化や偽の公衆Wi-Fiへの接続を防止する技術が使われており、ユーザーは安全に公衆Wi-Fiを利用することができるほか、一度OpenRoamingの利用登録をすることで、全世界のOpenRoaming対応の公衆Wi-Fiを追加設定なしで利用することができる。国内では東京や大阪をはじめとした都市圏で導入が進んでおり、対応する公衆Wi-Fiも順次拡大される予定である。

4 送信ドメイン認証技術の導入状況

なりすましメールを防止するための「送信ドメイン認証技術」のJPドメインでの導入状況は、2025年12月時点で、SPFは約89.6%、DMARCは約37.2%となっており、いずれも増加傾向にある。

関連データ　送信ドメイン認証技術のJPドメイン導入状況等

出典：電気通信事業者4社の協力により、総務省がとりまとめ
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00278（データ集）

＊2　https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/wi-fi/
＊3　最新のWi-Fi技術やサービスの導入・推進を実施するグローバル組織であるWireless Broadband Allianceが支援している国際的なWi-Fi Roaming基盤

第11節　デジタル活用の動向

1　国民生活におけるデジタル活用の動向

1　情報通信機器・端末

デジタルを活用する際に必要となるインターネットなどに接続するための端末について、2025年の情報通信機器の世帯保有率は、「モバイル端末全体」で97.1%であり、その内数である「スマートフォン」は91.8%である。また、パソコンは64.4%となっている（図表Ⅱ-1-11-1）。

図表Ⅱ-1-11-1　情報通信機器の世帯保有率の推移

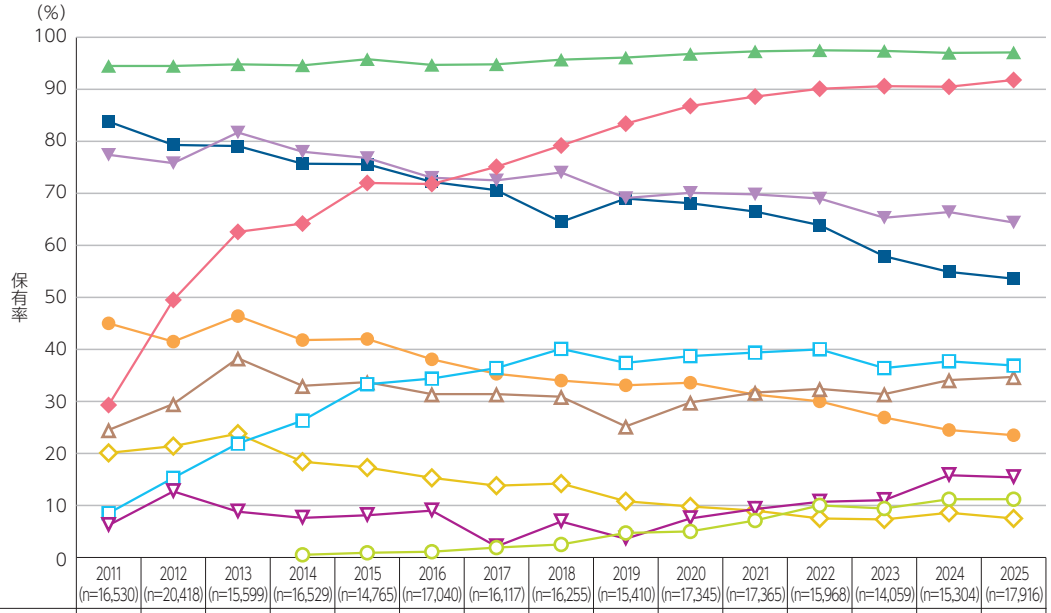

	2011 (n=16,530)	2012 (n=20,418)	2013 (n=15,599)	2014 (n=16,529)	2015 (n=14,765)	2016 (n=17,040)	2017 (n=16,117)	2018 (n=16,255)	2019 (n=15,410)	2020 (n=17,345)	2021 (n=17,365)	2022 (n=15,968)	2023 (n=14,059)	2024 (n=15,304)	2025 (n=17,916)
固定電話	83.8	79.3	79.1	75.7	75.6	72.2	70.6	64.5	69.0	68.1	66.5	63.9	57.9	54.9	53.6
FAX	45.0	41.5	46.4	41.8	42.0	38.1	35.3	34.0	33.1	33.6	31.3	30.0	26.9	24.5	23.5
モバイル端末全体	94.5	94.5	94.8	94.6	95.8	94.7	94.8	95.7	96.1	96.8	97.3	97.5	97.4	97.0	97.1
スマートフォン	29.3	49.5	62.6	64.2	72.0	71.8	75.1	79.2	83.4	86.8	88.6	90.1	90.6	90.5	91.8
パソコン	77.4	75.8	81.7	78.0	76.8	73.0	72.5	74.0	69.1	70.1	69.8	69.0	65.3	66.4	64.4
タブレット型端末	8.5	15.3	21.9	26.3	33.3	34.4	36.4	40.1	37.4	38.7	39.4	40.0	36.4	37.7	36.9
ウェアラブル端末				0.5	0.9	1.1	1.9	2.5	4.7	5.0	7.1	10.0	9.4	11.2	11.2
インターネットに接続できるゲーム機	24.5	29.5	38.3	33.0	33.7	31.4	31.4	30.9	25.2	29.8	31.7	32.4	31.4	34.1	34.7
パソコン等を経由してコンテンツを同期、再生する携帯型音楽プレイヤー	20.1	21.4	23.8	18.4	17.3	15.3	13.8	14.2	10.8	9.8	9.0	7.5	7.3	8.6	7.5
インターネットに接続できる家電	6.2	12.7	8.8	7.6	8.1	9.0	2.1	6.9	3.6	7.5	9.3	10.7	11.0	15.8	15.4

※ 無回答を含む

（出典）総務省「通信利用動向調査」*1

2　インターネット

ア　利用状況

2025年のインターネット利用率（個人）は85.7%となっており（図表Ⅱ-1-11-2）、端末別のインターネット利用率（個人）は、「スマートフォン」（74.3%）が「パソコン」（45.6%）を28.7ポイント上回っている。

*1　https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html

図表Ⅱ-1-11-2　インターネット利用率（個人）の推移[*2]

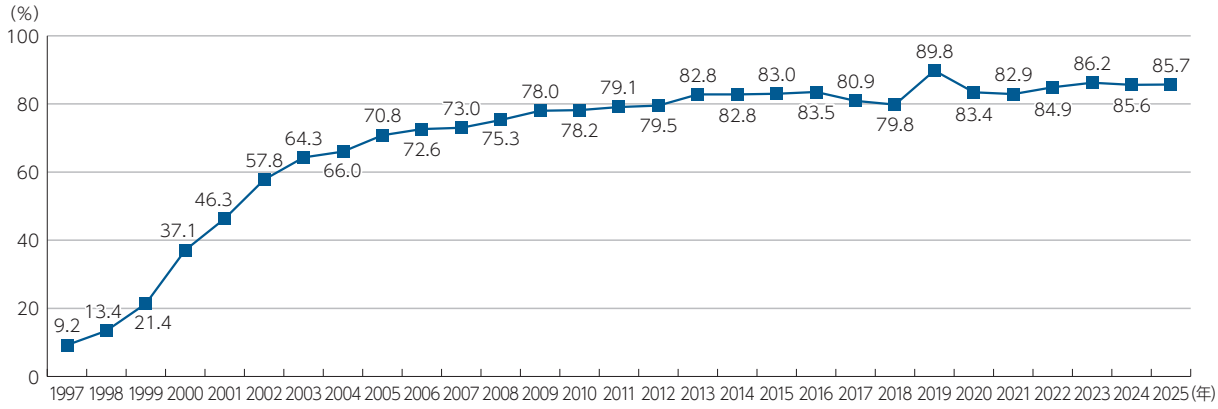

（出典）総務省「通信利用動向調査」

関連データ　インターネット利用端末の種類（個人）

出典：総務省「通信利用動向調査」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00282（データ集）

個人の年齢階層別にインターネット利用率をみてみると、13歳から69歳までの各階層で9割を超えている一方、70歳以降年齢階層が上がるにつれて利用率が低下する傾向にある（図表Ⅱ-1-11-3）。また、所属世帯年収別インターネット利用率は、400万円以上の各階層で8割を超えている（図表Ⅱ-1-11-4）。さらに、都道府県別にみると、インターネット利用率が80%を越えているのは36都府県となっており、すべての都道府県でスマートフォンでの利用率が60%を超えている。

図表Ⅱ-1-11-3　年齢階層別インターネット利用率

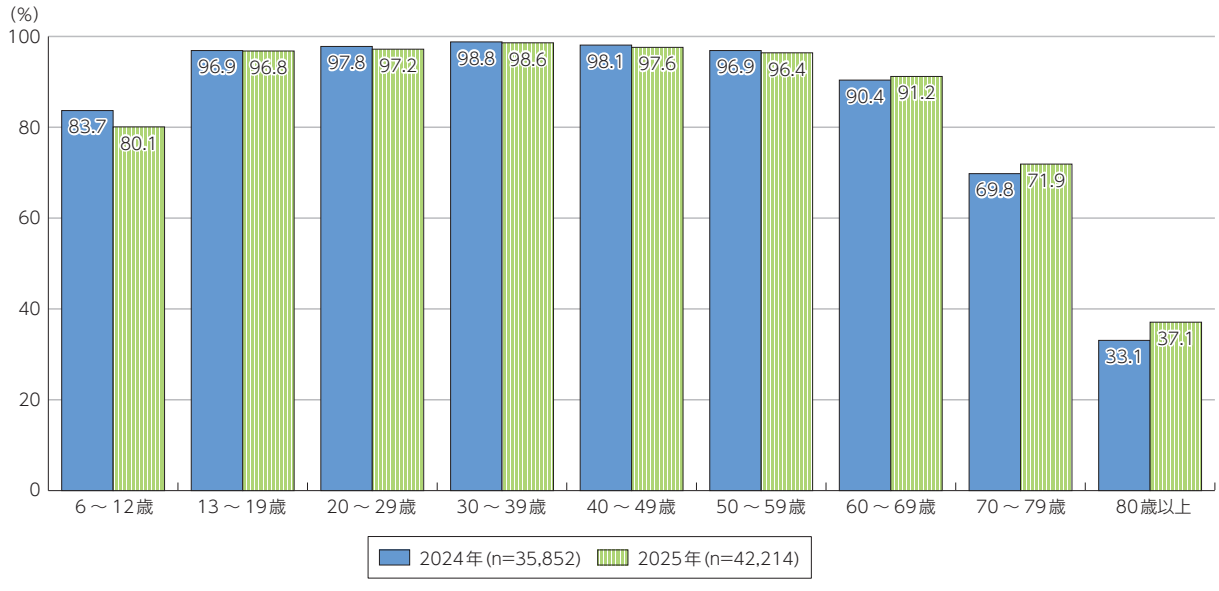

（出典）総務省「通信利用動向調査」

＊2　令和元年調査の調査票の設計が一部例年と異なっていたため、経年比較に際しては注意が必要。

図表Ⅱ-1-11-4　世帯年収別インターネット利用率

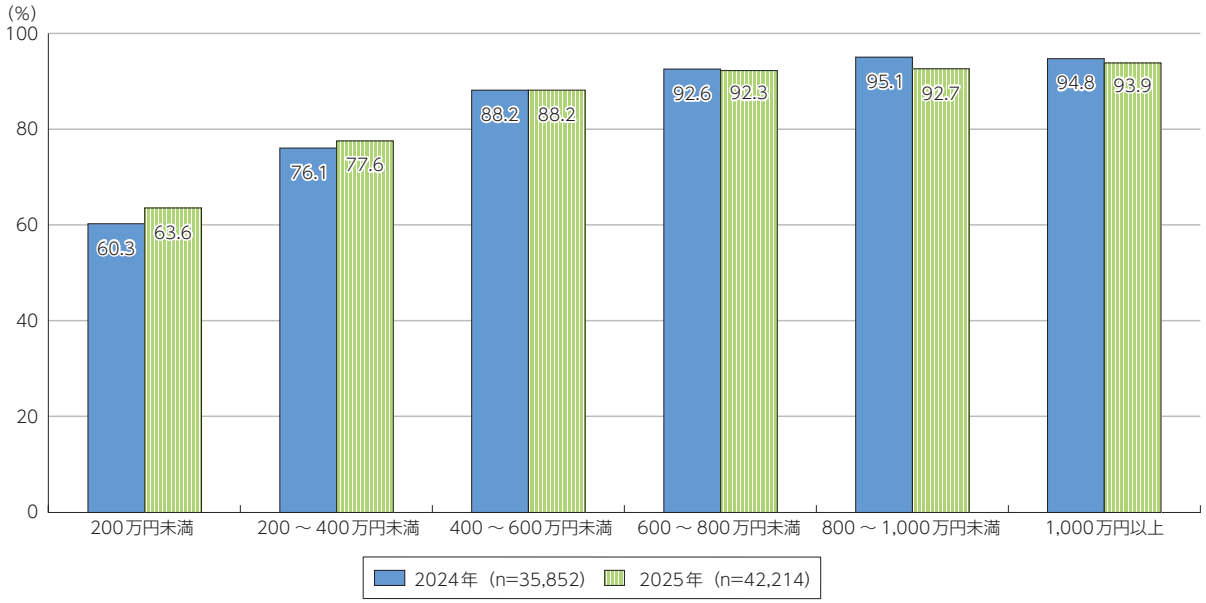

（出典）総務省「通信利用動向調査」

関連データ　都道府県別インターネット利用率及び端末別の利用状況（個人）（2025年）

出典：総務省「通信利用動向調査」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00285（データ集）

イ　インターネット利用への不安感

インターネットを利用している人の約7割がインターネットの利用時に何らかの不安を感じており（図表Ⅱ-1-11-5）、具体的な不安の内容としては、「個人情報やインターネット利用履歴の漏洩」の割合が90.3%と最も高く、次いで「コンピューターウイルスへの感染」（60.6%）、「架空請求やインターネットを利用した詐欺」（55.1%）となっている（図表Ⅱ-1-11-6）。

図表Ⅱ-1-11-5　インターネット利用時に不安を感じる人の割合

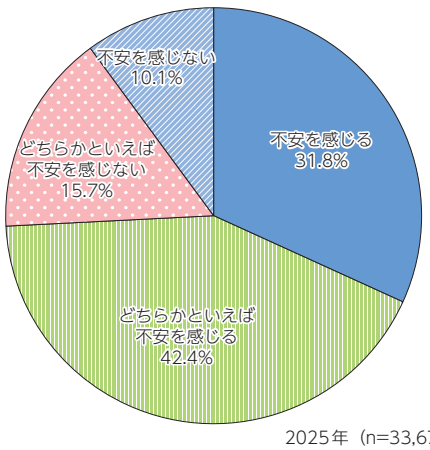

2025年（n=33,670）

（出典）総務省「通信利用動向調査」

図表Ⅱ-1-11-6　インターネット利用時に感じる不安の内容（複数回答）

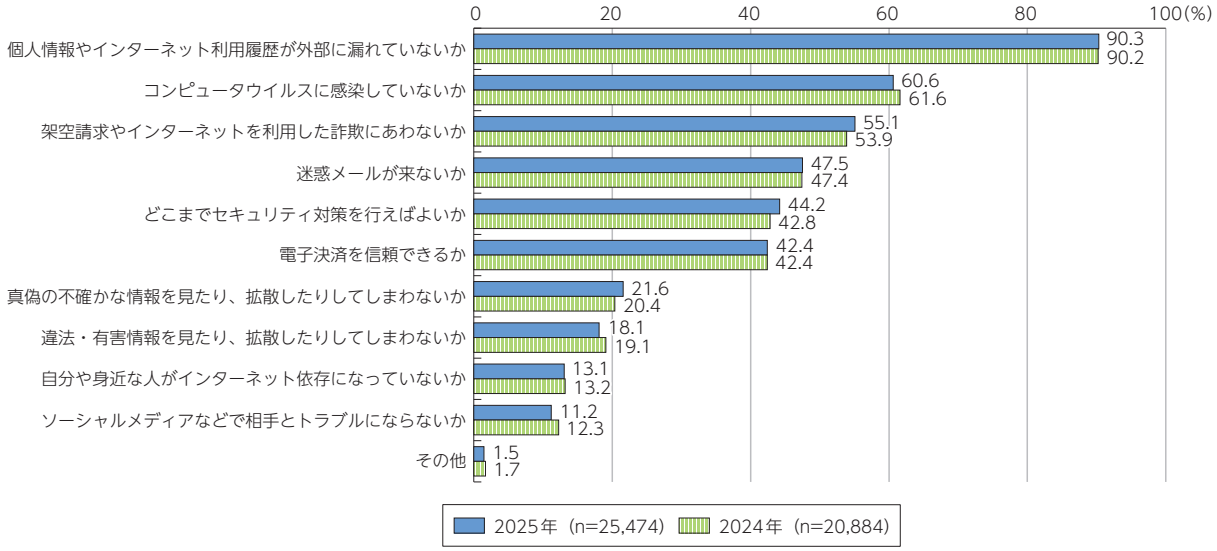

（出典）総務省「通信利用動向調査」

3 デジタルサービスの活用状況

ア　全般的なデジタルサービス利用状況

普段利用しているデジタルサービスについて、日本、米国、ドイツ、中国でアンケート調査を実施したところ、日本においては、「インターネットショッピング」、「メッセージングサービス」、「SNS」、「QRコード決済」といったサービスの利用者が60％以上と、他のサービスと比較して多くなっていた。日本で「QRコード決済」の利用が比較的多い背景には、スマートフォンの普及、QRコード決済事業者による導入促進キャンペーン、コード決済を活用した行政によるキャッシュレス普及促進や中小企業支援の取組等があると考えられる（図表Ⅱ-1-11-7）。

図表Ⅱ-1-11-7　全般的なデジタルサービス利用状況

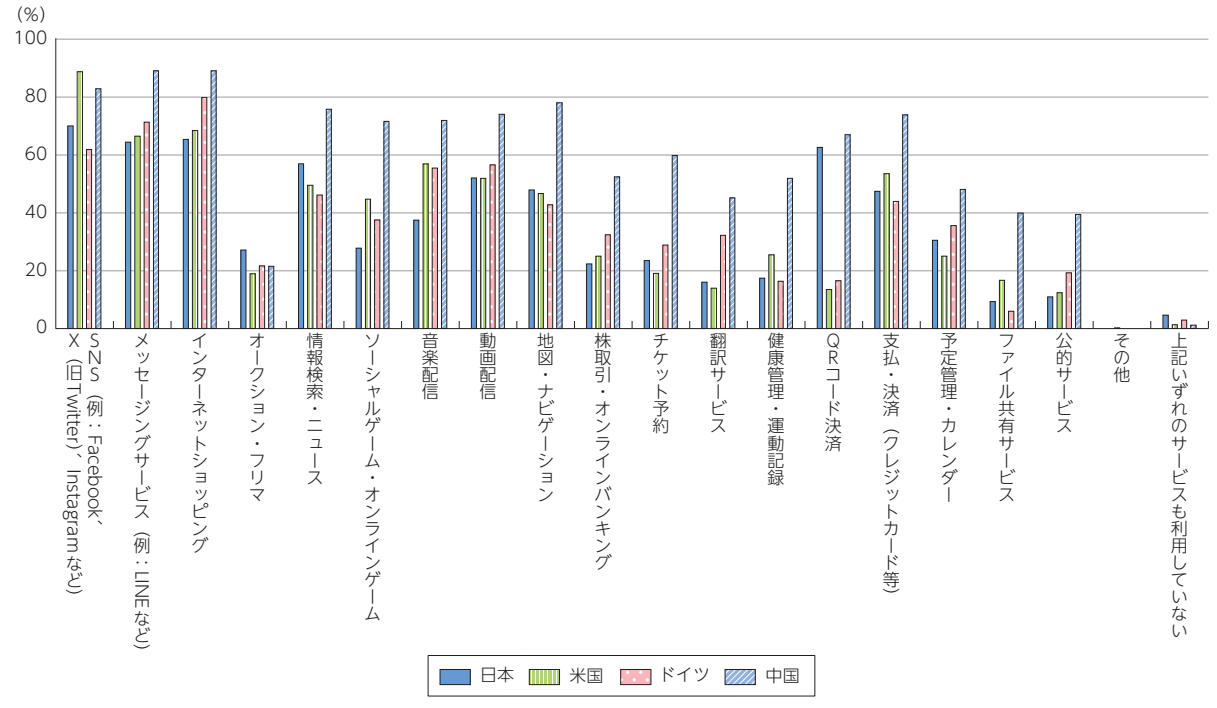

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

また、プラットフォーム企業が提供するサービスやアプリケーションを利用するにあたり、パーソナルデータを提供することを認識しているか否かを尋ねたところ、「認識している」(「よく認識している」と「やや認識している」の合計）と回答した割合は、米国が最も高く（76.4%)、日本は約4割（44.7%）であった（図表Ⅱ-1-11-8)。

どのようなことに懸念を覚えるかを尋ねてみると、日本を含む各国で「登録した情報が意図せぬうちに、電話、訪問販売、SNS広告などに利用されてしまう」ことが最も懸念されていた。一方、日本では「特に懸念はない」とする割合が23.9%であり、他国と比べて高かった（図表Ⅱ-1-11-9)。

図表Ⅱ-1-11-8　パーソナルデータ提供に対する認識の有無

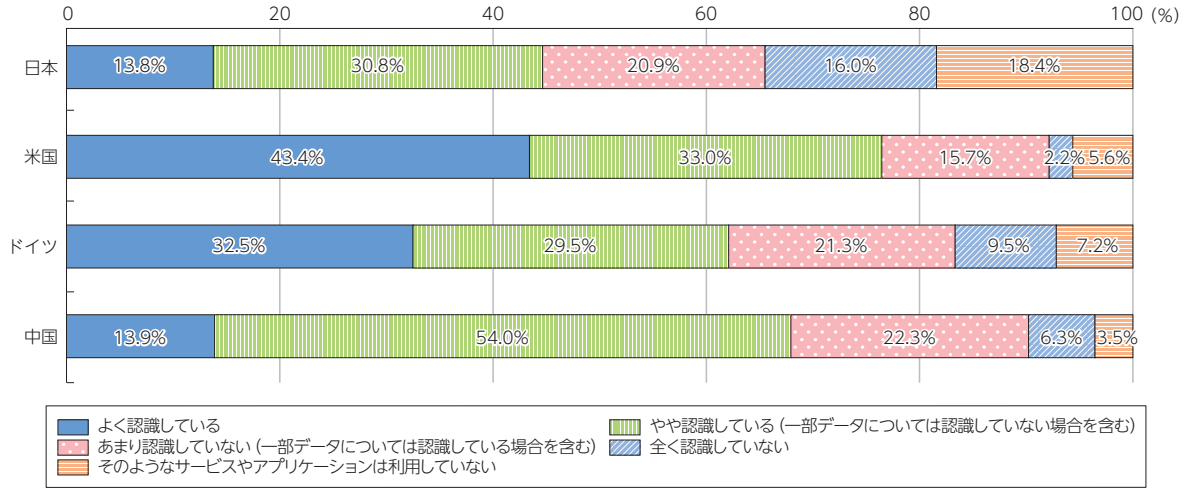

（出典）総務省（2026)「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

図表Ⅱ-1-11-9　パーソナルデータの提供が必要なサービスに対する懸念

（出典）総務省（2026)「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

プラットフォーマーへパーソナルデータを提供してもよいと思う条件を尋ねたところ、他国と比較して日本は特に、「提供したデータの流出の心配が無いこと」、「提供した企業によるデータの悪用の心配が無いこと」、「自分のプライバシーが保護されること」を選択した人が多い。

関連データ　パーソナルデータを提供してもよいと思う条件

出典：総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00291（データ集）

イ　仮想空間でのデジタルサービス利用状況（XRコンテンツ）

仮想空間上の体験型エンターテインメントサービス*3を利用したことがあると回答した割合（「日常生活や仕事において積極的に活用している」、「数回利用したことがある程度」の合計）は、中国では30%程度となっていたのに対して、日本、米国、ドイツでは10%程度と大幅に低くなっていた（図表Ⅱ-1-11-10）。我が国での利用状況を年齢別にみると、10歳代の利用率が最も高く（16.0%）、「今後利用してみたい」と考えている割合も10歳代が最も高かった（30.6%）。

図表Ⅱ-1-11-10　仮想空間上での体験型エンターテインメントサービス利用状況（各国比較）

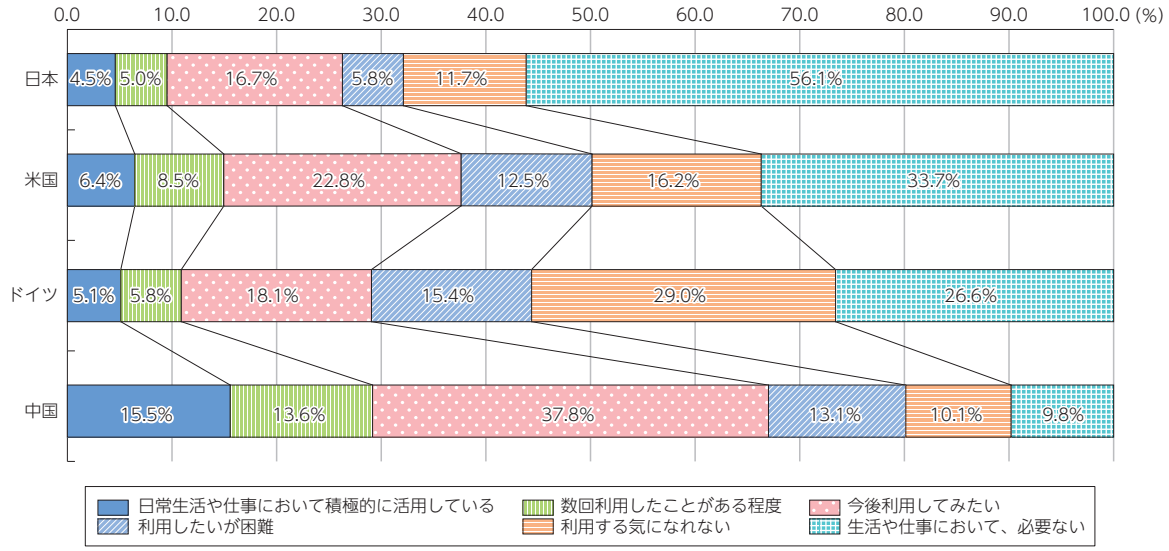

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

関連データ　仮想空間上のエンターテインメントサービス利用状況（年代別）

出典：総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00293（データ集）

関連データ　仮想空間上のエンターテインメントサービスが利用できない理由

出典：総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00294（データ集）

*3　他者とリアルタイムかつインタラクティブな関係を持つサービスである、オンラインゲーム、バーチャルイベント等のXRコンテンツ（仮想空間上の体験型エンターテインメントサービス）を指す。

ウ　メディア利用時間

総務省情報通信政策研究所は、2012年から橋元 良明氏（東京大学名誉教授）、北村 智氏（東京経済大学コミュニケーション学部教授）ほか[*4]との共同研究として、情報通信メディアの利用時間と利用時間帯、利用目的、信頼度などについて調査研究を行っている[*5]。以下、2025年度の調査結果[*6]を基に情報通信メディアの利用時間などについて概観する。

（ア）主なメディアの平均利用時間[*7]と行為者率[*8]

「テレビ（リアルタイム）視聴」[*9]、「テレビ（録画）視聴」、「インターネット利用」[*10]、「新聞閲読」及び「ラジオ聴取」の平均利用時間と行為者率を示したものが（**図表Ⅱ-1-11-11**）である。

2025年度の調査結果において、全年代では、平日、休日ともに、「インターネット利用」の平均利用時間が最も長く、「テレビ（リアルタイム）視聴」がこれに続いている。行為者率については、「インターネット利用」の行為者率が、平日、休日ともに「テレビ（リアルタイム）視聴」の行為者率を超過している。経年で推移を見ると、平均利用時間、行為者率のいずれについても、「インターネット利用」が「テレビ（リアルタイム）視聴」を超過し、その差を拡大しつつある。

年代別に見ると、平日の60代及び70代、休日の50代から70代では、「テレビ（リアルタイム）視聴」の平均利用時間が「インターネット利用」を超過している。行為者率については、平日、休日ともに10代から50代で「インターネット利用」の行為者率が「テレビ（リアルタイム）視聴」の行為者率を超過している。また、「新聞閲読」については、年代が上がるとともに行為者率が高くなっている。

＊4　青山学院大学総合文化政策学部助教 河井 大介氏
＊5　「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査研究」：13歳から79歳までの男女1,800人を対象（性別・年齢10歳刻みで住民基本台帳の実勢比例。2025年度調査には2025年1月の住民基本台帳を使用）に、ランダムロケーションクォータサンプリングによる訪問留置調査で実施。2025年度調査における調査対象期間は2025年12月1日～12月7日。
＊6　従来、13歳～69歳までの1,500人を対象として調査を実施してきたのに対し、2024年度及び2025年度の調査では70代も含めた1,800人を対象とした調査として実施しており、「全年代」の数値は、13歳～79歳までの全体の数値として計上している。これに合わせ、過去の調査結果のうち、「全年代」の数値については、これまで参考扱いとして調査・収集していた70代の調査結果も含めた数値で再集計したものを一部表示している。
＊7　調査日1日あたりの、ある情報行動の全調査対象者の時間合計を調査対象者数で除した数値。その行動を1日全く行っていない人も含めて計算した平均時間。
＊8　平日については、調査日2日間の1日ごとにある情報行動を行った人の比率を求め、2日間の平均をとった数値。休日については、調査日の比率。
＊9　テレビ（リアルタイム）視聴：テレビ受像機のみならず、あらゆる機器によるリアルタイムのテレビ視聴。
＊10　インターネット利用：機器を問わず、メール、ウェブサイト、ソーシャルメディア、動画サイト、オンラインゲームなど、インターネットに接続することで成り立つサービスの利用を指す。

図表Ⅱ-1-11-11　主なメディアの平均利用時間と行為者率

＜平日１日＞

		平均利用時間（単位：分）					行為者率（%）				
		テレビ（リアルタイム）視聴	テレビ（録画）視聴	ネット利用	新聞閲読	ラジオ聴取	テレビ（リアルタイム）視聴	テレビ（録画）視聴	ネット利用	新聞閲読	ラジオ聴取
全年代	2021年	171.9	19.0	156.3	11.5	14.3	77.6	18.7	82.9	28.4	7.2
	2022年	163.5	20.5	154.7	10.4	10.0	77.2	17.8	83.9	25.2	6.9
	2023年	162.9	18.4	173.6	9.3	9.4	75.1	16.2	85.3	22.1	6.6
	2024年	154.7	18.1	181.8	9.0	11.8	72.1	15.1	87.0	20.3	6.5
	2025年	156.1	15.6	183.9	8.8	11.4	71.3	14.4	86.8	21.3	6.0
10代	2021年	57.3	12.1	191.5	0.4	3.3	56.7	16.3	91.5	1.1	0.7
	2022年	46.0	6.9	195.0	0.9	0.8	50.7	10.0	94.3	2.1	1.8
	2023年	39.2	3.6	257.8	0.0	0.8	47.1	5.7	96.4	0.0	2.1
	2024年	39.7	2.8	243.4	0.5	0.0	35.0	2.9	93.9	2.5	0.0
	2025年	43.4	5.8	228.3	0.4	0.1	44.3	10.7	94.6	1.4	0.7
20代	2021年	71.2	15.1	275.0	0.9	7.0	51.9	13.7	96.5	2.6	3.0
	2022年	72.9	14.8	264.8	0.4	2.1	54.4	11.8	97.7	2.8	2.3
	2023年	53.9	6.2	275.8	0.5	4.8	43.3	7.4	98.4	1.8	2.8
	2024年	52.6	5.6	257.2	0.3	2.1	48.4	7.1	97.0	1.4	1.1
	2025年	46.3	6.3	266.9	0.2	0.6	42.7	6.9	97.0	1.6	1.1
30代	2021年	107.4	18.9	188.2	1.5	4.8	65.8	20.9	94.9	5.9	3.2
	2022年	104.4	14.6	202.9	1.2	4.1	67.1	14.9	95.7	4.1	3.9
	2023年	89.9	13.7	201.9	0.5	2.5	64.5	13.3	94.0	3.9	4.1
	2024年	80.2	9.7	225.8	1.3	4.7	59.9	10.1	96.6	4.6	3.0
	2025年	78.0	8.3	225.5	0.6	3.0	54.9	9.4	92.1	3.0	1.9
40代	2021年	132.8	13.6	176.8	4.3	12.9	77.8	15.3	94.6	17.9	5.4
	2022年	124.1	17.2	176.1	4.1	5.5	75.7	18.0	91.5	16.5	6.3
	2023年	134.6	13.7	176.2	2.7	7.2	78.3	15.7	93.0	11.2	5.4
	2024年	117.5	11.0	200.3	1.9	11.7	71.4	12.1	94.9	6.9	5.9
	2025年	112.3	9.2	229.2	3.0	7.2	70.0	10.7	95.5	10.7	5.5
50代	2021年	187.7	18.7	153.6	9.1	23.6	86.4	20.9	89.4	33.8	11.1
	2022年	160.7	18.6	143.5	7.8	14.0	84.0	19.5	88.8	29.6	8.6
	2023年	163.2	21.2	173.8	7.6	8.6	81.2	19.4	90.0	27.3	7.5
	2024年	159.0	16.5	181.0	6.3	13.0	79.7	14.7	89.7	22.0	7.0
	2025年	152.7	18.7	158.0	8.0	13.8	81.8	16.7	90.1	25.4	6.2
60代	2021年	254.6	25.8	107.4	22.0	14.4	92.0	23.0	72.8	55.1	10.0
	2022年	244.2	30.5	103.2	17.7	16.7	92.8	25.2	78.5	46.1	9.9
	2023年	257.0	31.3	133.7	15.9	15.2	91.5	23.1	79.8	39.4	7.6
	2024年	226.7	37.2	151.3	14.8	18.0	88.2	27.3	84.9	35.6	9.0
	2025年	249.3	25.0	140.2	14.3	26.1	88.1	22.1	83.4	38.9	10.9
70代	2021年	305.9	25.2	50.4	33.7	25.0	94.0	19.1	48.4	60.5	12.1
	2022年	306.3	32.2	50.0	32.8	19.9	95.2	19.6	50.7	56.0	11.6
	2023年	304.6	28.6	69.2	30.1	20.2	95.1	20.8	55.4	52.2	12.8
	2024年	310.7	32.8	72.4	30.5	23.4	94.3	23.3	59.6	52.9	14.1
	2025年	313.5	27.0	93.8	27.1	19.3	91.9	19.7	62.3	49.5	10.8

＜休日１日＞

		平均利用時間（単位：分）					行為者率（%）				
		テレビ（リアルタイム）視聴	テレビ（録画）視聴	ネット利用	新聞閲読	ラジオ聴取	テレビ（リアルタイム）視聴	テレビ（録画）視聴	ネット利用	新聞閲読	ラジオ聴取
全年代	2021年	213.9	25.5	154.2	10.6	9.0	77.9	20.5	79.3	24.9	5.0
	2022年	207.2	30.2	164.3	10.2	7.3	76.2	22.1	81.8	23.6	5.3
	2023年	202.0	23.8	179.7	8.7	6.6	73.2	18.0	82.2	20.5	4.7
	2024年	182.7	25.0	183.7	8.5	7.9	69.1	17.4	83.7	18.5	4.1
	2025年	189.2	22.4	192.9	8.3	7.3	69.7	15.2	83.5	18.8	3.7
10代	2021年	73.9	12.3	253.8	0.0	0.0	57.4	14.9	90.8	0.0	0.0
	2022年	69.3	17.4	285.0	1.0	2.8	46.4	19.3	92.9	2.1	2.1
	2023年	56.8	4.8	342.2	0.0	0.0	42.9	6.4	95.0	0.0	0.0
	2024年	41.7	7.2	316.1	0.4	0.0	31.4	8.6	92.1	1.4	0.0
	2025年	54.1	8.7	293.8	0.0	0.3	40.7	11.4	95.0	0.0	0.7
20代	2021年	90.8	17.2	303.1	0.7	1.8	49.3	14.0	97.2	2.3	1.4
	2022年	89.6	25.1	330.3	0.5	1.0	48.4	16.1	96.8	2.3	1.4
	2023年	66.0	15.0	309.4	0.2	1.0	41.0	11.1	97.2	0.9	1.4
	2024年	62.7	11.3	302.7	0.3	0.0	43.1	9.2	94.5	0.5	0.0
	2025年	67.4	8.0	324.5	0.1	0.3	40.4	6.0	95.4	0.5	0.5
30代	2021年	147.6	30.3	212.3	1.5	3.2	69.6	22.7	92.3	4.0	1.2
	2022年	152.5	25.9	199.9	0.8	6.9	63.3	19.6	92.7	3.3	4.1
	2023年	121.2	17.8	218.3	1.6	2.3	57.3	14.5	92.1	4.6	2.5
	2024年	103.8	14.5	218.4	1.1	2.7	53.6	12.7	95.4	4.2	0.8
	2025年	95.2	12.5	234.1	0.5	1.3	53.2	10.2	91.5	1.7	1.3
40代	2021年	191.1	28.5	155.7	4.9	6.3	79.0	21.0	91.0	14.8	3.4
	2022年	191.0	29.7	157.5	4.6	4.8	76.5	22.9	89.0	16.3	2.8
	2023年	188.2	23.1	176.2	2.8	3.1	78.6	21.4	90.7	10.2	2.6
	2024年	159.1	21.5	199.0	2.3	7.2	67.3	16.3	94.8	6.5	3.6
	2025年	162.4	15.9	232.9	2.2	6.0	69.8	11.4	93.3	7.7	2.7
50代	2021年	242.6	28.9	119.0	9.2	14.2	84.8	24.9	82.2	29.6	8.1
	2022年	220.5	33.0	134.9	7.6	5.6	85.7	24.8	85.3	24.4	4.6
	2023年	225.3	29.0	152.7	7.3	6.3	81.2	21.9	86.5	23.5	3.8
	2024年	200.4	32.1	164.9	6.8	9.2	78.2	21.8	85.5	19.1	3.0
	2025年	208.5	32.5	160.0	7.4	8.0	80.8	21.3	83.7	21.9	3.6
60代	2021年	326.1	31.4	92.7	22.3	11.2	93.5	25.4	71.0	50.4	8.0
	2022年	291.4	42.2	105.4	15.0	10.1	92.3	29.8	78.7	45.2	8.5
	2023年	307.6	39.8	119.3	14.4	8.6	91.9	24.1	73.0	37.0	5.9
	2024年	276.8	42.7	130.8	13.5	10.1	88.9	24.0	77.9	32.8	6.3
	2025年	268.6	35.2	123.3	14.5	18.7	84.3	22.3	77.4	34.7	7.7
70代	2021年	318.8	21.3	38.5	27.7	19.3	92.8	16.6	41.4	53.8	9.3
	2022年	330.9	30.5	47.4	33.9	16.3	96.6	19.4	47.6	53.7	11.2
	2023年	329.4	24.4	64.2	27.3	19.5	92.6	17.9	52.0	50.0	13.5
	2024年	318.3	31.7	59.7	27.8	19.1	91.9	21.8	54.4	49.7	11.4
	2025年	348.2	30.7	77.6	26.0	10.5	91.6	17.8	58.6	47.8	7.1

（出典）総務省情報通信政策研究所「令和７年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」

（イ）メディアとしてのインターネットの位置付け

メディアとしてのインターネットの利用について、利用目的ごとに他のメディアと比較したものが（図表Ⅱ-1-11-12）である。

「いち早く世の中のできごとや動きを知る」ために最も利用するメディアとしては、全年代では「インターネット」が最も高い。年代別では、10代から50代では「インターネット」、60代及び70代では「テレビ」を最も利用している。

「世の中のできごとや動きについて信頼できる情報を得る」ために最も利用するメディアとしては、全年代では「テレビ」が最も高い。年代別では、10代及び50代から70代では「テレビ」を最も利用しており、それ以外の各年代では「インターネット」を最も利用している。「新聞」は70代では「インターネット」を上回る水準で利用している。

「趣味・娯楽に関する情報を得る」ために最も利用するメディアとしては、全年代では「インターネット」が最も高い。年代別では、10代から60代では「インターネット」、70代では「テレビ」を最も利用している。10代から40代で「インターネット」の割合が80%台後半となっている。

図表Ⅱ-1-11-12　目的別利用メディア（最も利用するメディア。全年代・年代別・インターネット利用非利用別）

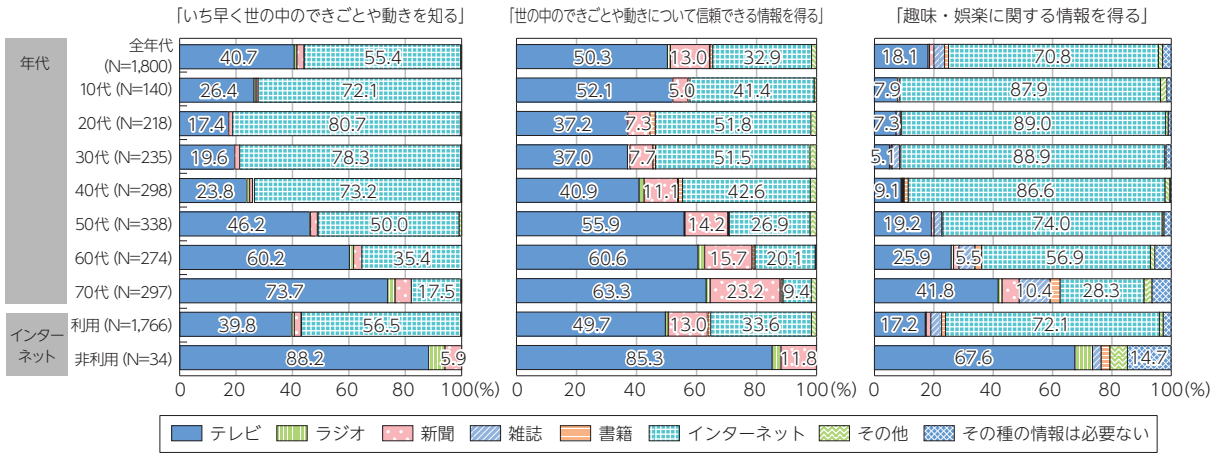

（出典）総務省情報通信政策研究所「令和7年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」

エ　インターネットメディア等の利用状況

オンライン上で最新のニュースを知りたいときにどのような行動をとっているかについて尋ねたところ、日本では「ニュースサイト・アプリからのおすすめ情報をみる」（53.2%）、「SNSの情報をみる」（46.5%）の割合が高く、テレビ、新聞、通信社などを頼る人は相対的に少ない結果となった（図表Ⅱ-1-11-13）。

図表Ⅱ-1-11-13　オンライン上の最新ニュースの入手方法（国別）

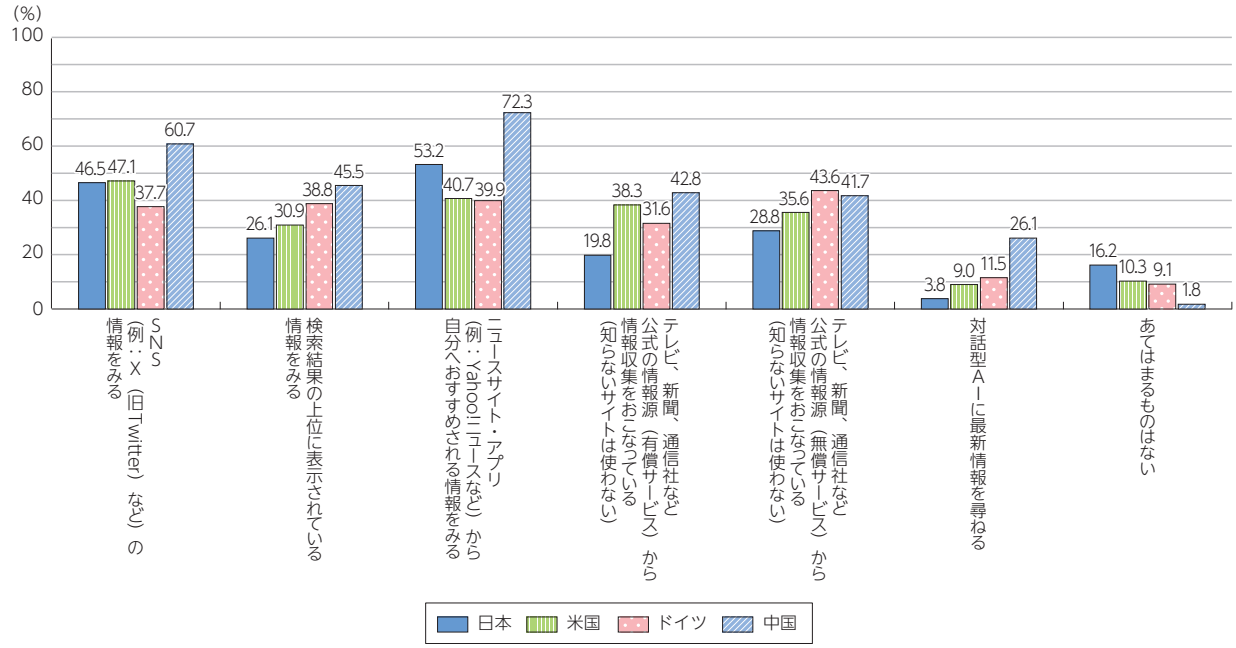

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

こうしたオンライン上を流れる情報について、情報の発信源（組織や人物）を確認するかを尋ねたところ、確認する（「ほぼ全てのニュースについて行う」、「よく行う」の合計）と回答した割合は日本で19.1％と、他国と比べて低い結果となった（図表Ⅱ-1-11-14）。

図表Ⅱ-1-11-14　情報の発信源（組織や人物）の確認頻度（国別）

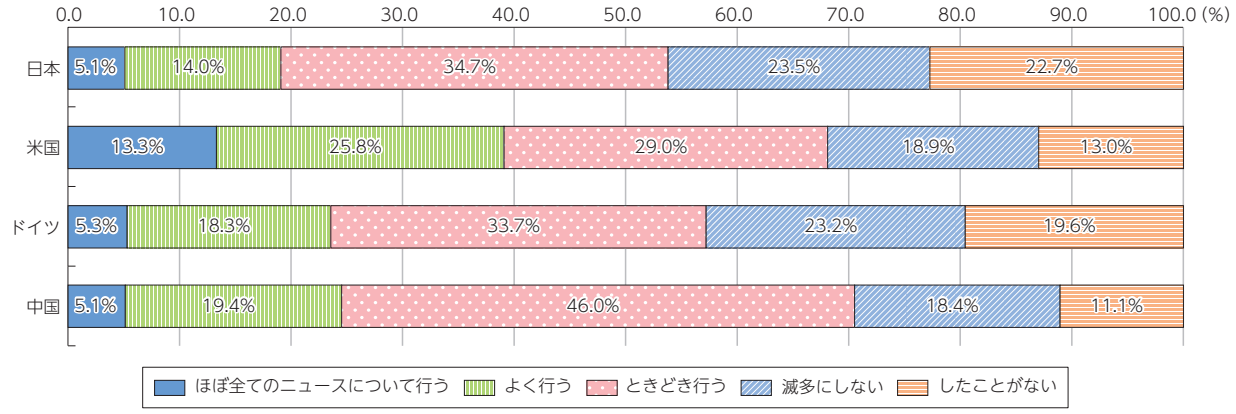

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

関連データ　複数のニュース媒体（放送局や新聞社、通信社）による報道を比較する割合

出典：総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00308（データ集）

関連データ　政府等が公表する公的な情報を確認する割合

出典：総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00309（データ集）

関連データ　専門家やファクトチェック機関による検証結果を確認する割合

出典：総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00310（データ集）

また、オンラインサービスやアプリ（検索サービスやSNSなど）の特性である、「検索結果やSNS、動画、音楽等、表示される情報があなたに最適化（パーソナライズ）されていること」、「SNS上でお勧めされるアカウントやコンテンツは、SNSの提供者がみてほしいアカウントやコンテンツが提示される場合があること」、「SNS等では、自分の意見や考え方に近い情報が表示されること」について、どの程度認識しているかを調査したところ、知っている割合（「よく知っている」、「どちらかと言えば知っている」の合計）は、日本ではいずれの項目においても60%未満となった（図表Ⅱ-1-11-15）（図表Ⅱ-1-11-16）（図表Ⅱ-1-11-17）。

図表Ⅱ-1-11-15　検索結果やSNS等で表示される情報がパーソナライズされていることへの認識の有無

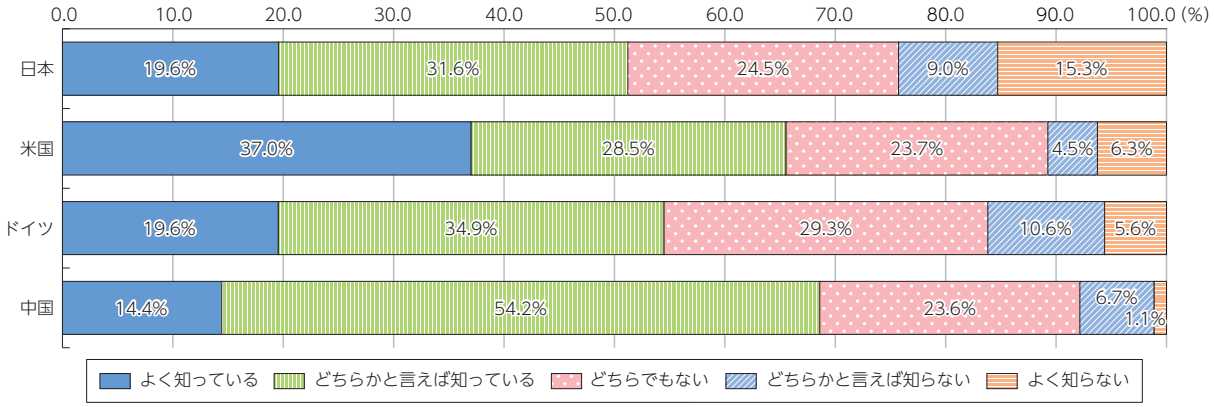

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

図表Ⅱ-1-11-16　サービスの提供側がみてほしいアカウントやコンテンツが提示される場合があることへの認識の有無

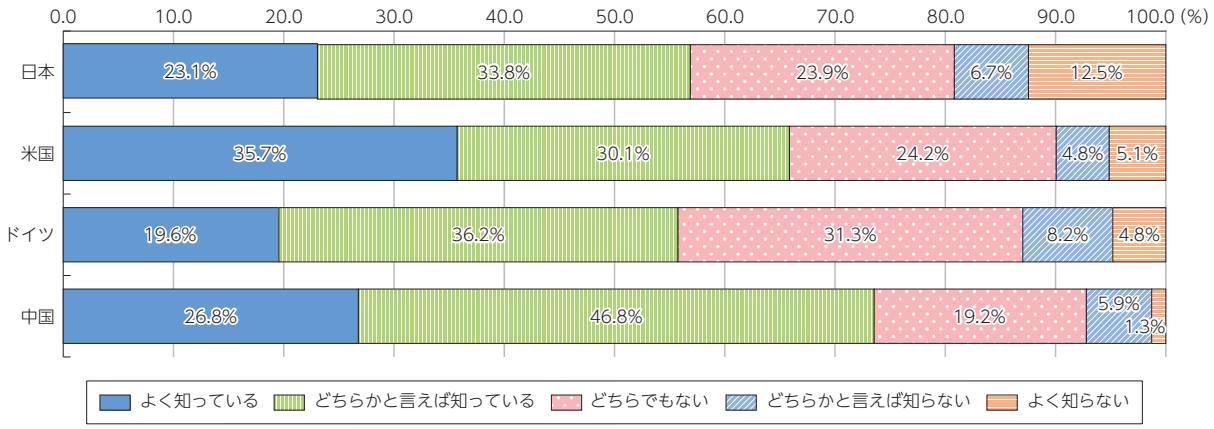

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

図表Ⅱ-1-11-17　SNS等で自分の考え方に近い意見や情報が表示されやすいことに対する認識の有無

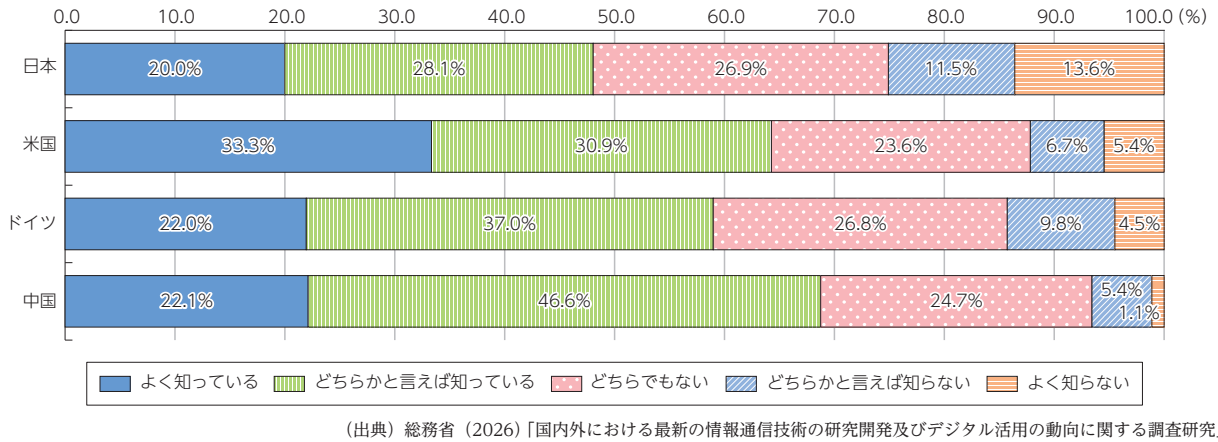

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

2　企業活動における利活用の動向

1 各国企業のデジタル化の状況

ア　デジタル化の取組状況

日本、米国、ドイツ、中国の企業にデジタル化の取組状況について調査を行い、「わからない」と回答した人を除いて集計したところ*11、日本ではデジタル化に関連する取組を未実施（「実施していない、今後実施を検討（9.2%）」、「実施していない、今後も予定なし（40.6%）」の合計）と回答した割合が約50%となり、他の3か国に比べてデジタル化の取組が遅れている状況がうかがえる（図表Ⅱ-1-11-18）。日本での取組状況を企業規模別にみると、大企業では約25%、中小企業では約70%が「未実施」と回答しており、企業の規模によりデジタル化の取組状況に差異が生じている。

日本企業においては、新しい働き方の実現（テレワークなど）、業務プロセスの改善・改革（ERPによる業務フロー最適化など）や業務の省力化（AI/RPAによる無人化など）の全社的な取組が多い一方で、新規ビジネス創出や顧客体験の創造・向上の全社的な取組は相対的に少ない傾向がうかがわれる。他方、米国企業、中国企業においては、顧客体験の創造・向上について全社的な取組が多くなっている（図表Ⅱ-1-11-19）。

図表Ⅱ-1-11-18　デジタル化の取組状況（各国比較）

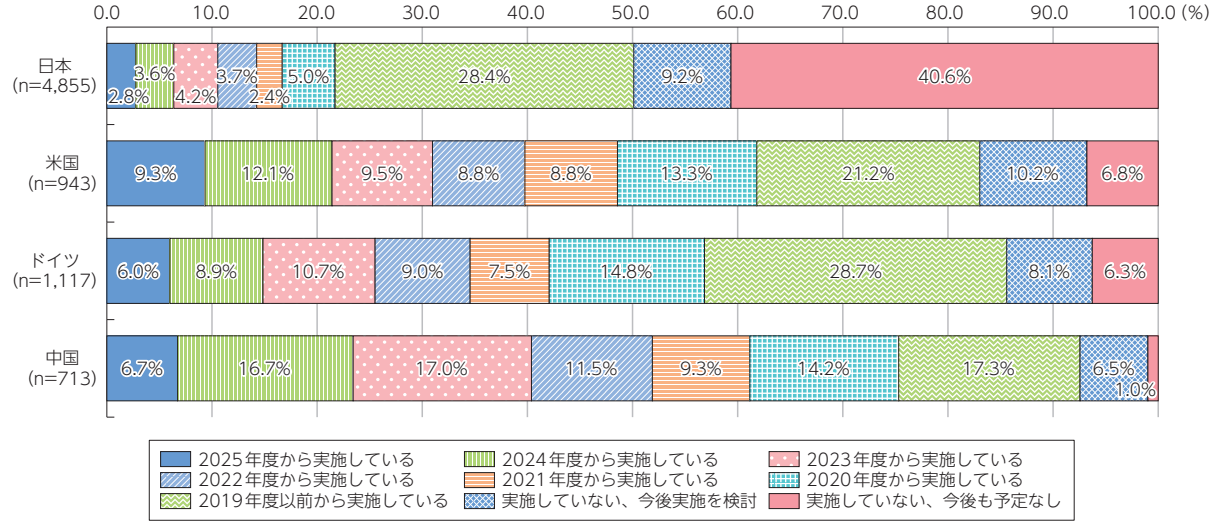

※ デジタル化に取り組んでいる企業を抽出するためのスクリーニング調査の結果に基づく

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

関連データ　デジタル化の取組状況（日本：企業規模別比較）

出典：総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00315（データ集）

*11　本調査サンプル数確保まで収集したスクリーニングデータをもとに集計した。

図表Ⅱ-1-11-19　デジタル化推進に向けて取り組んでいる事項（各国比較）

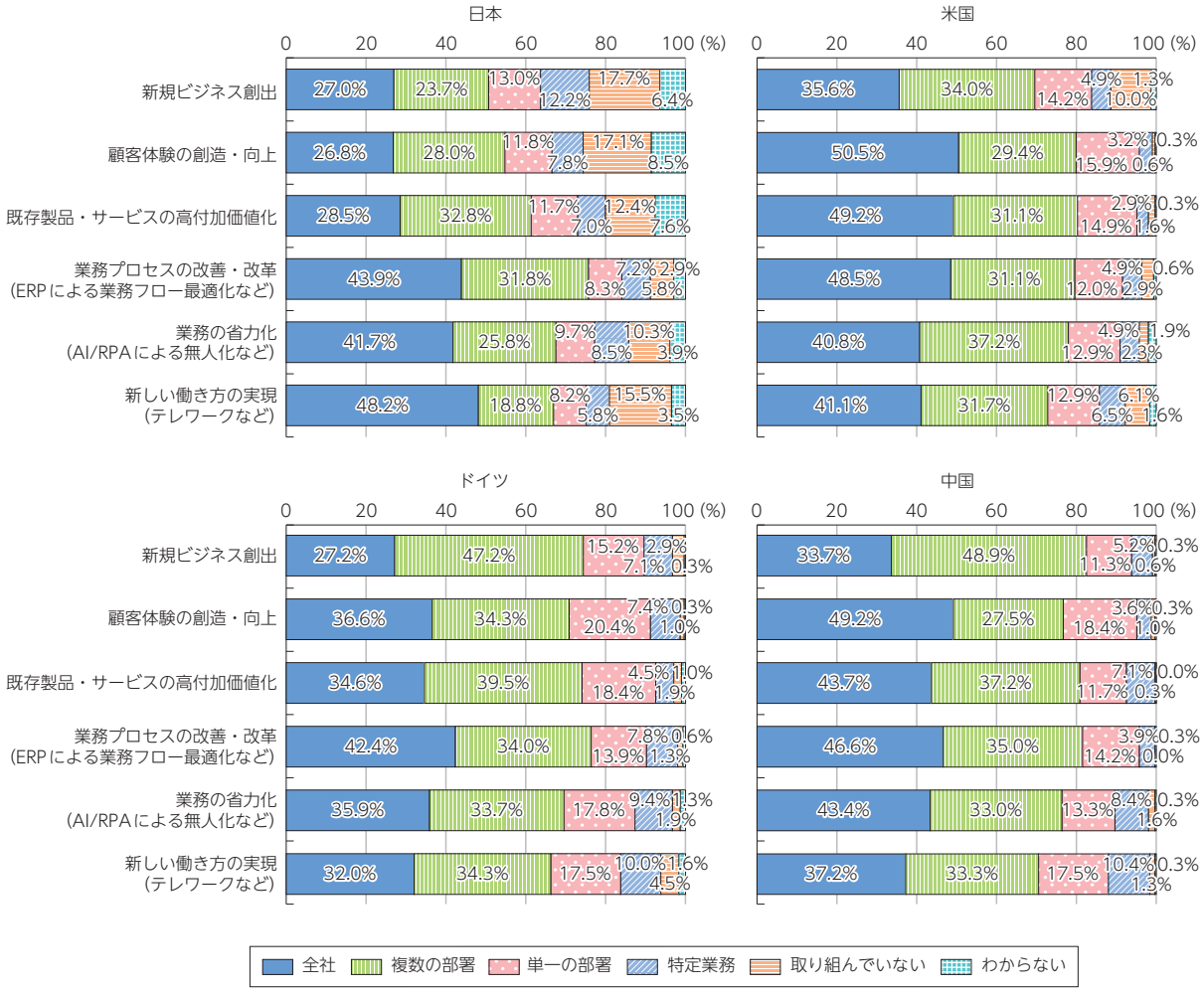

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

イ　デジタル化の効果

デジタル化の効果について、「新規ビジネス創出」、「顧客体験の創造・向上」、「既存製品・サービスの高付加価値化」、「業務プロセスの改善・改革」、「業務の省力化」、「新しい働き方の実現」の観点でそれぞれ調査したところ、日本では各観点に共通して「期待以上」の回答が最も少なく、「期待する効果を得られていない」との回答は4か国の中で最も多い。

関連データ　デジタル化の効果

出典：総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00317（データ集）

ウ　デジタル化に関する課題

デジタル化に関して現在認識している、もしくは今後想定される課題や障壁として、日本企業は「人材不足（39.4%）」の回答割合が最も大きく、次いで「明確な目的・目標が定まっていない（29.5%）」、「DXの役割分担や範囲が不明確（26.0%）」、「アナログな文化・価値観が定着している（23.9%）」の回答割合が高かった（図表Ⅱ-1-11-20）。

図表Ⅱ-1-11-20　デジタル化に関して現在認識している、もしくは今後想定される課題や障壁（各国比較）

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

日本企業においては特にUI・UXに係るデザイナーや、AI・デジタル解析の専門家が他国に比べて少ない点が顕著である。UI・UXに係るデザイナーが「在籍している」と回答した割合は、日本企業では23.7%に対して他国企業では約7割であり、AI・データ解析の専門家が「在籍している」と回答した割合は、日本企業では26.4%に対して他国企業では75%程度であった（図表Ⅱ-1-11-21）。

図表Ⅱ-1-11-21　専門的なデジタル人材の在籍状況

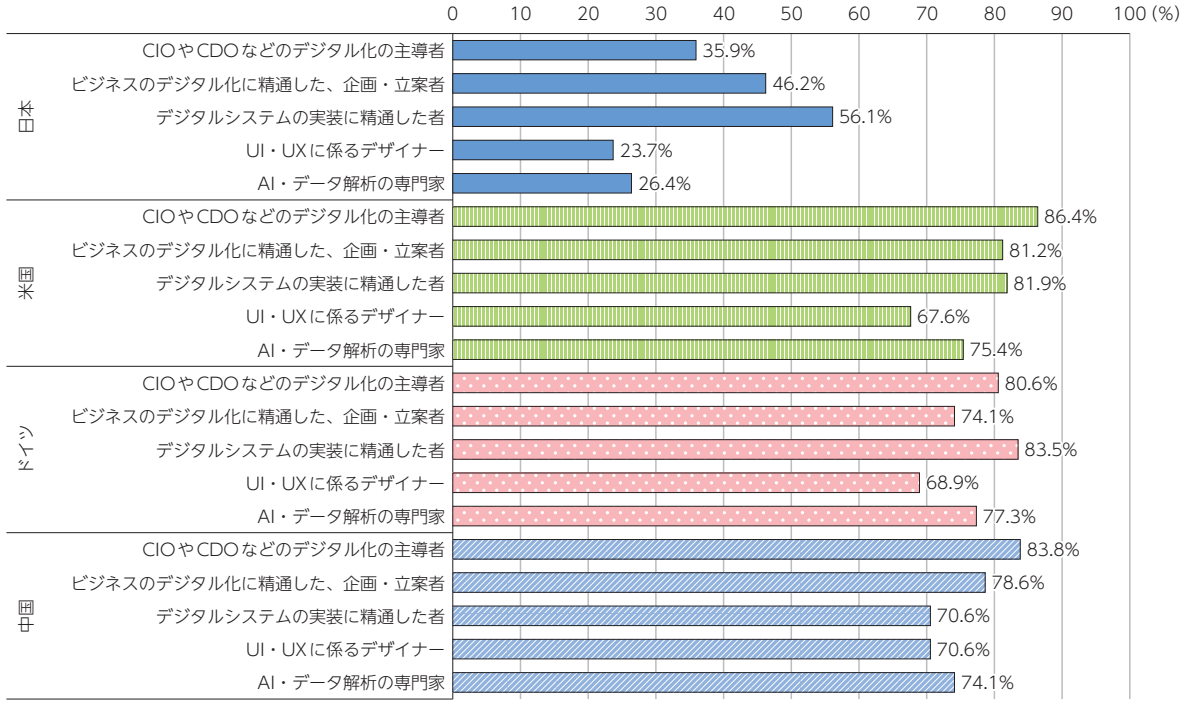

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

関連データ　デジタル人材の確保に向けた取組状況（国別）

出典：総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00320（データ集）

また、システム開発の内製化状況について尋ねたところ、日本では、システム開発を自社主導で実施している（「ほぼすべての開発を自社エンジニアで実施」と「主に自社エンジニアで開発、一部の開発を外部ベンダーで実施」の合計）と回答したのは46.0%となっていた。一方で、海外では自社主導での開発を行っていると回答したのは約80%となっており、日本と大きな差があった。

関連データ　システム開発の内製化状況（各国比較）

出典：総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00321（データ集）

2 テレワーク・オンライン会議

ア　我が国の企業のテレワークの導入状況

民間企業のテレワークは、2020年の新型コロナウイルス感染症の拡大後、急速に導入が進み、その後横ばいで推移している。

総務省実施の令和7年通信利用動向調査によると、テレワークを導入している企業は50.1%である（図表Ⅱ-1-11-22）。

図表Ⅱ-1-11-22　テレワーク導入率の推移

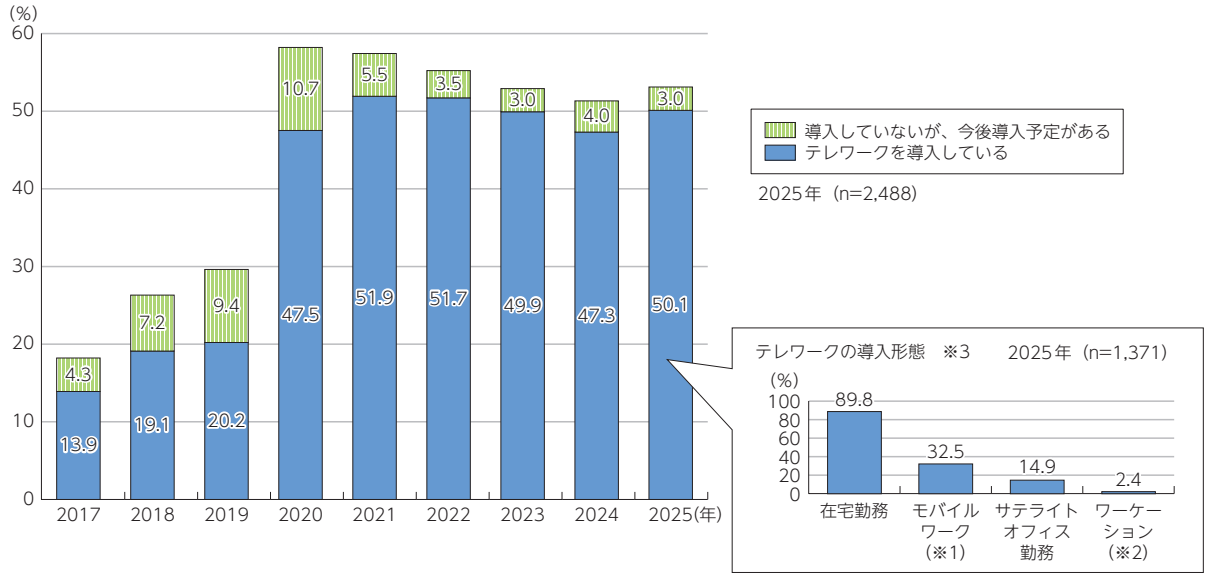

※1　営業活動などで外出中に作業する場合。移動中の交通機関やカフェでメールや日報作成などの業務を行う形態も含む。
※2　テレワークなどを活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと。
※3　導入形態は無回答を含む形で集計。

（出典）総務省「通信利用動向調査」

関連データ　テレワークの導入目的（複数回答）

出典：総務省「通信利用動向調査」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00326（データ集）

関連データ　テレワークを導入しない理由（時系列）

出典：総務省「通信利用動向調査」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00327（データ集）

イ　テレワーク・オンライン会議の利用状況（個人・国際比較）

テレワーク・オンライン会議（以下、「テレワーク等」）の利用状況について「日常生活や仕事において積極的に活用している」と回答した割合は、日本を除く3ヵ国において前年度比で減少しており、オフィス回帰という社会的背景があるのではないかと推察される（図表Ⅱ-1-11-23）。また、テレワーク等の実施が困難な理由として、日本では社内での「使いたいサービスがない」ことが25.8%と最も多く挙げられている。

日本のテレワークの利用状況を年代別にみると、30歳代、20歳代、50歳代の順に高く、30歳代では33.5%だった。また、「今後利用してみたい」と回答した割合は若年層ほど高い傾向にあり、10歳代では35.0%と、今後の利用意向が高いことが伺える。一方で、「生活や仕事において、必要ない」と回答した割合は年齢層が上がるにつれて高くなり、10歳代後半は24.3%であったのに対して、60歳代では62.6%となっていた（図表Ⅱ-1-11-24）。

図表Ⅱ-1-11-23　テレワーク・オンライン会議の利用状況（国際比較）

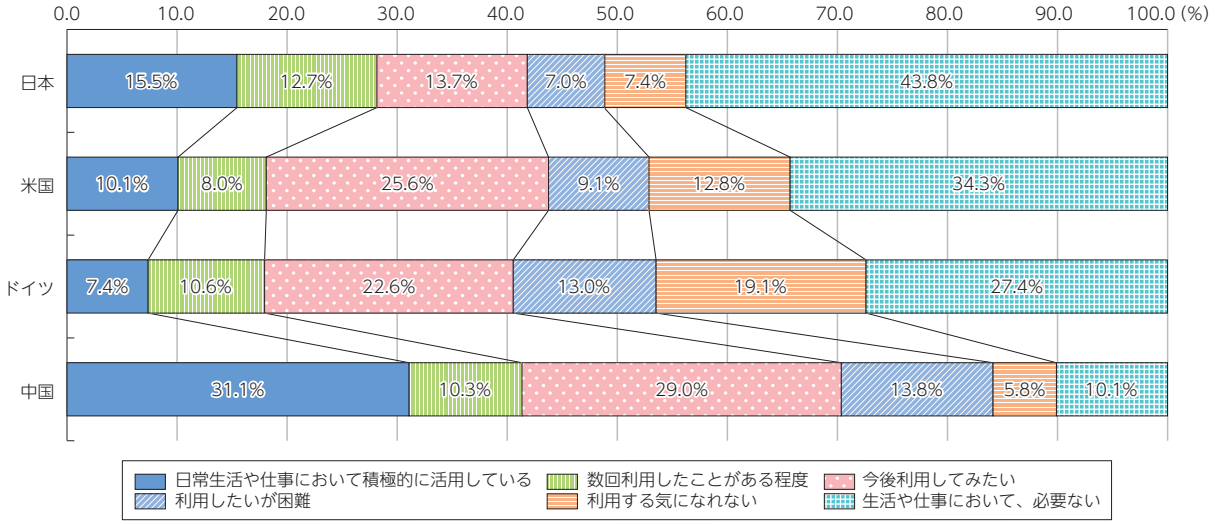

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

図表Ⅱ-1-11-24　テレワーク・オンライン会議の利用状況（日本・年代別）

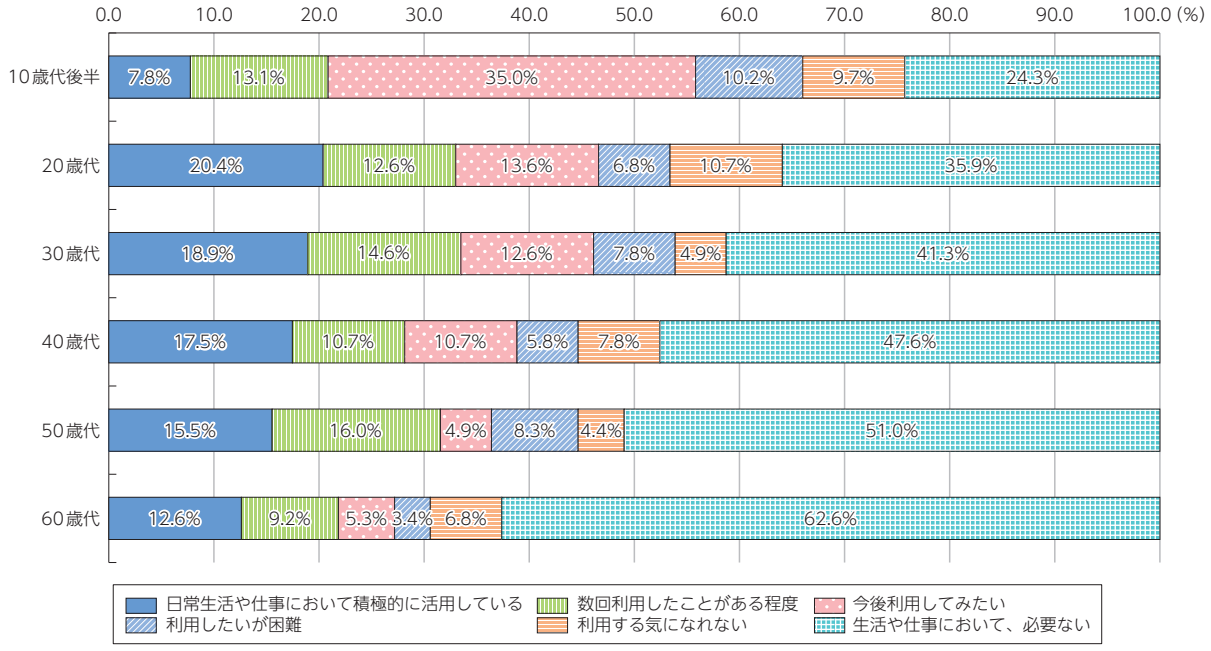

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

関連データ　テレワーク・オンライン会議が利用できない理由

出典：総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00330（データ集）

3　行政分野におけるデジタル活用の動向

1 電子行政サービス（電子申請、電子申告、電子届出）の利用状況

電子行政サービス（電子申請、電子申告、電子届出）の利用状況について、日本では利用経験のある者が36.6%であった（図表Ⅱ-1-11-25）。利用しない理由としては、「使いたいサービスがない」、「セキュリティに不安がある」、「サービスを利用するまでの方法あるいは機器やアプリケーションの操作方法がわからない」との回答が多いが、「特に課題や懸念は無い」という理由も多い。

日本での利用状況を年代別にみると、電子行政サービスの利用経験のある者の割合は、10歳代後半を除き40%程度となっている（図表Ⅱ-1-11-26）。

図表Ⅱ-1-11-25　電子行政サービスの利用状況（国別）

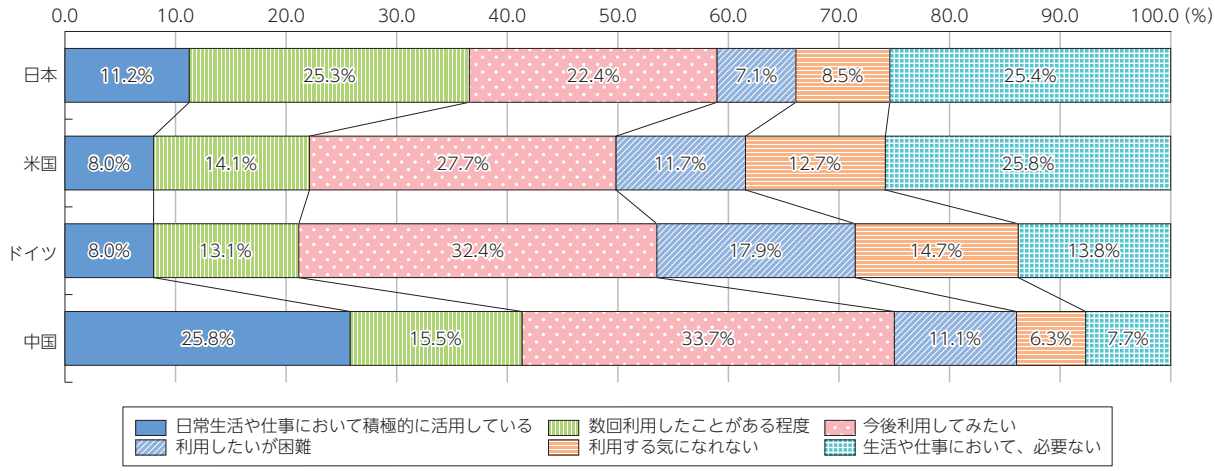

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

図表Ⅱ-1-11-26　電子行政サービスの利用状況（日本・年代別）

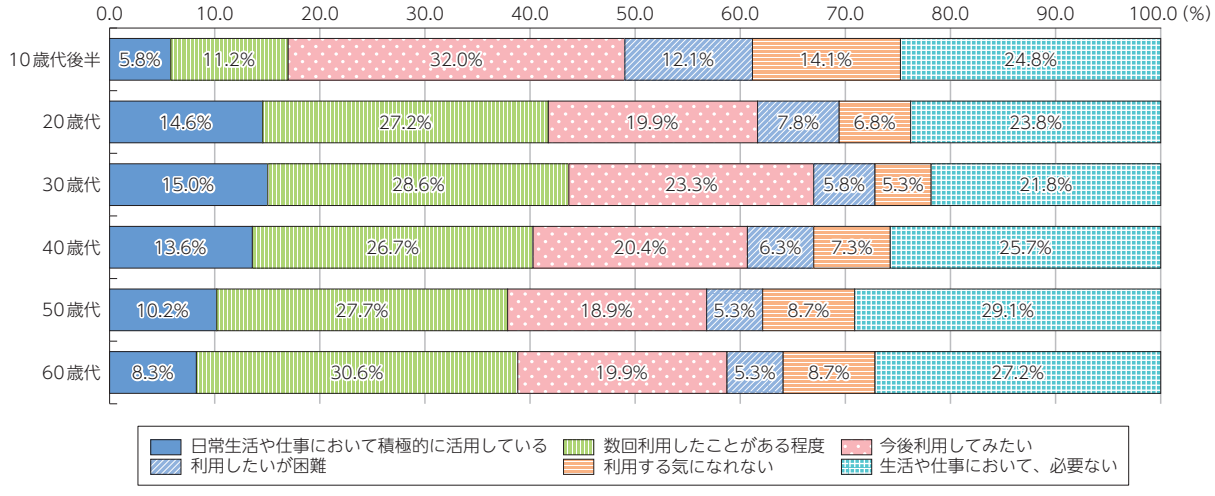

（出典）総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

関連データ　公的なデジタルサービスが利用できない背景（国別）

出典：総務省（2026）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00333（データ集）

2 我が国のデジタル・ガバメントの推進状況

ア　国際指標

我が国の公的分野のデジタル化に関する世界での位置付けについて、国際指標に基づいて概観する。

（ア）国連経済社会局（UNDESA）「世界電子政府ランキング」

国連経済社会局（UNDESA）による電子政府調査は、国連加盟国におけるICTを通じた公共政策の透明性やアカウンタビリティを向上させ、公共政策における市民参画を促す目的で実施され、2003年から始まり、2008年以降は2年に1回の間隔で行われている。この調査では、オンラインサービス指標（Online Service Index）、人的資本指標（Human Capital Index）、通信インフラ指標（Telecommunications Infrastructure Index）の3つの指標を基に平均してEGDI（電子政府発展度指標）を出して順位を決めている。

2024年の世界電子政府ランキングでは、前回調査（2022年）に引き続きデンマークが1位であり、2位がエストニア、3位がシンガポール、4位が韓国、5位がアイスランドと続く。日本の順位は13位であり、前回調査（2022年）から1ランク向上し、スコアも前回調査より上昇した（図表Ⅱ-1-11-27）。

個別指標のスコアをみると日本は、Online Service Index（0.9094→0.9427）、Human Capital Index（0.8765→0.9117）、Telecommunications Infrastructure Index（0.9147→0.9509）のすべての指標においてスコアの向上がみられる。

図表Ⅱ-1-11-27　国連（UNDESA）「世界電子政府ランキング」における日本の順位推移

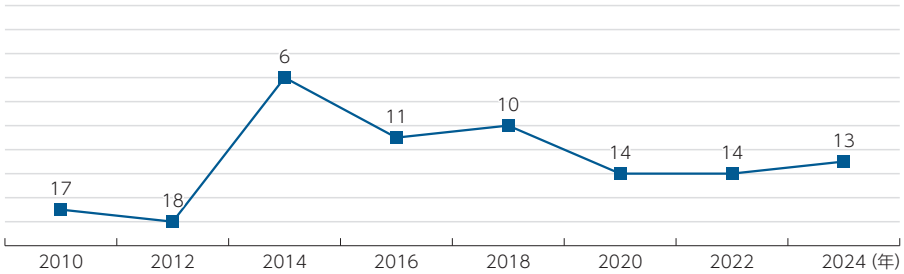

※ 2年に1回の間隔で実施されるため、最新データは2024年となる

（出典）UN E-Government Surveys

（イ）早稲田大学「世界デジタル政府ランキング」

早稲田大学電子政府・自治体研究所は、世界のICT先進国66か国を対象に、各国のデジタル政府推進について進捗度を主要10指標（35サブ指標）で多角的に評価する「世界デジタル政府ランキング」を、2005年から毎年公表している。2025年度調査では1位英国、2位デンマーク、3位シンガポール、4位エストニア、5位韓国となった。前回3位のデンマークは2位に浮上し、1位であったシンガポールは2ランクダウンとなった。日本は前回の11位から今回9位に順位を上げる結果となった。日本への提言として、生成AIの進展を踏まえたデジタル社会の在り方の再設計や持続的成長に向けた最適なデジタル戦略の構築、行財政改革と次世代デジタル政府の実現を通じ、誰も取り残さない社会を目指すことを挙げている。

関連データ　早稲田大学「世界デジタル政府ランキング」における日本の順位推移

出典：早稲田大学　電子政府自治体研究所
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00335（データ集）

イ　データ連携及び認証基盤の整備状況

（ア）マイナンバーカード

マイナンバーカードの保有枚数（交付枚数から死亡や有効期限切れなどにより廃止されたカードの枚数を除いた数値）は、2026年3月末時点で10,221万枚（人口に対する保有率82.1%）である。また、マイナンバーカードの健康保険証としての登録は、2026年3月末時点で、累計約9,295万枚、マイナンバーカード保有枚数に対する登録率は90.9%である。公金受取口座の登録については、2026年3月末時点で、累計登録数が約6,371万件、マイナンバーカード保有枚数に対する登録率は62.3%である。

関連データ　マイナンバーカード普及状況の推移

出典：総務省「マイナンバーカード交付状況について」を基に作成
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00336（データ集）

関連データ　マイナンバーカードの健康保険証としての登録状況推移

出典：デジタル庁「政策データダッシュボード」（2026年6月10日参照）を基に作成
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00337（データ集）

関連データ　マイナンバーカードの公金受取口座の登録状況推移

出典：デジタル庁「政策データダッシュボード」（2026年6月10日参照）を基に作成
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00338（データ集）

ウ　地方自治体におけるデジタル化の取組状況

（ア）手続オンライン化の現状

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続とされている手続の、オンライン利用実績は以下のとおりである（図表Ⅱ-1-11-28）。

図表Ⅱ-1-11-28　地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続のオンライン利用状況の推移

年度	年間総手続件数（万件）	オンライン利用件数（万件）	オンライン利用率（%）
2021	50,257	27,926	55.6
2022	49,909	28,735	57.6
2023	54,706	32,745	59.9

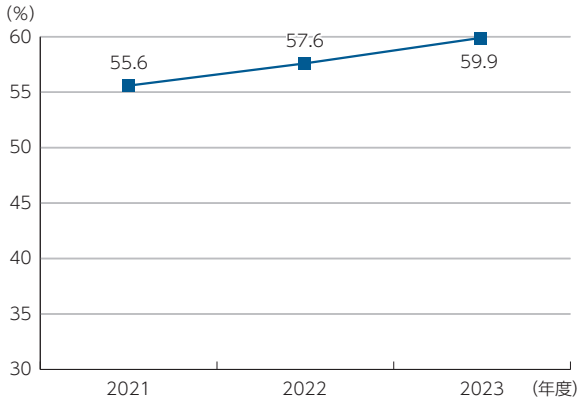

※1　「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続を対象としている。
※2　オンライン利用率（%）＝オンライン利用件数／年間総手続件数×100
年間総手続件数は、対象手続に関して既にオンライン化している団体における、総手続件数と人口を基に算出した全国における推計値である。
オンライン利用件数は、より精緻なオンライン利用率の算出を行うため、年間総手続件数と同様、推計値としている。

（出典）総務省「自治体DX・情報化推進概要～令和6年度地方公共団体における行政情報化の推進状況調査の取りまとめ結果～」を基に作成[*12]

*12　https://www.soumu.go.jp/denshijiti/060213_02.html

（イ）AI・RPAの利用推進

AIの導入済み団体数は、2021年度時点で、都道府県・指定都市で100%となった。その他の市区町村は、2024年度時点で58%となり、実証中、導入予定、導入検討中を含めると約76%がAIの導入に向けて取り組んでいる（図表Ⅱ-1-11-29）。機能別にみると、音声認識、文字認識及びチャットボットによる応答の3機能は、都道府県・指定都市・その他の市区町村のいずれにおいても突出して導入が進んでいる。その他の機能についても、件数は少ないもののおおむね増加傾向にある。

図表Ⅱ-1-11-29　地方自治体におけるAI導入状況

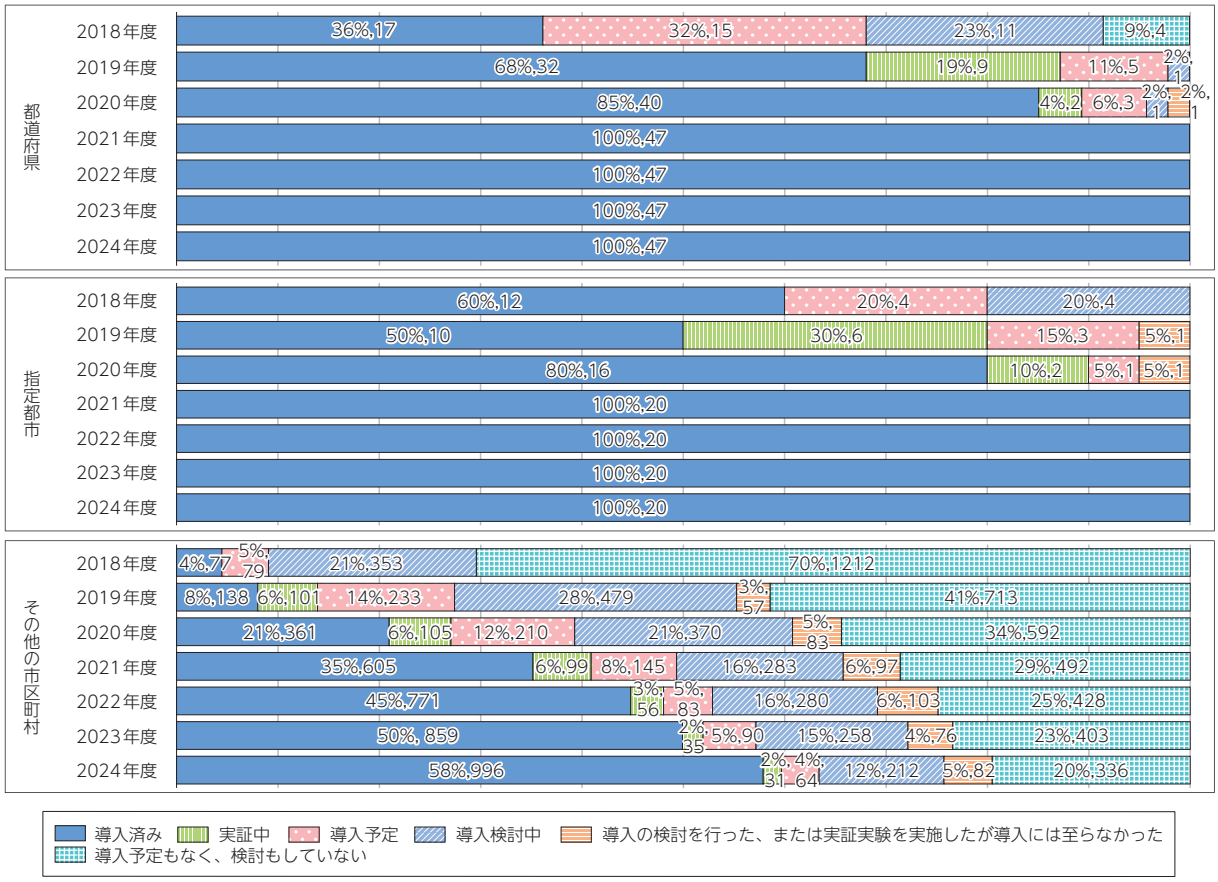

（出典）総務省「自治体におけるAI・RPA活用促進」*13

関連データ　地方自治体におけるAI導入状況（AIの機能別導入状況）

出典：総務省「自治体におけるAI・RPA活用促進」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00341（データ集）

また、RPA導入済み団体数は、2024年度時点で、都道府県で96%、指定都市で100%となっている。その他の市区町村は43%となり、実証中、導入予定、導入検討中を含めると約63%がRPAの導入に向けて取り組んでいる（図表Ⅱ-1-11-30）。分野別にみると、最も導入件数が多いのが「財政・会計・財務」であり、次いで「児童福祉・子育て」、「健康・医療」、「組織・職員（行政改革を含む）」が続く。

＊13　https://www.soumu.go.jp/main_content/001018078.pdf

図表Ⅱ-1-11-30　地方自治体におけるRPA導入状況

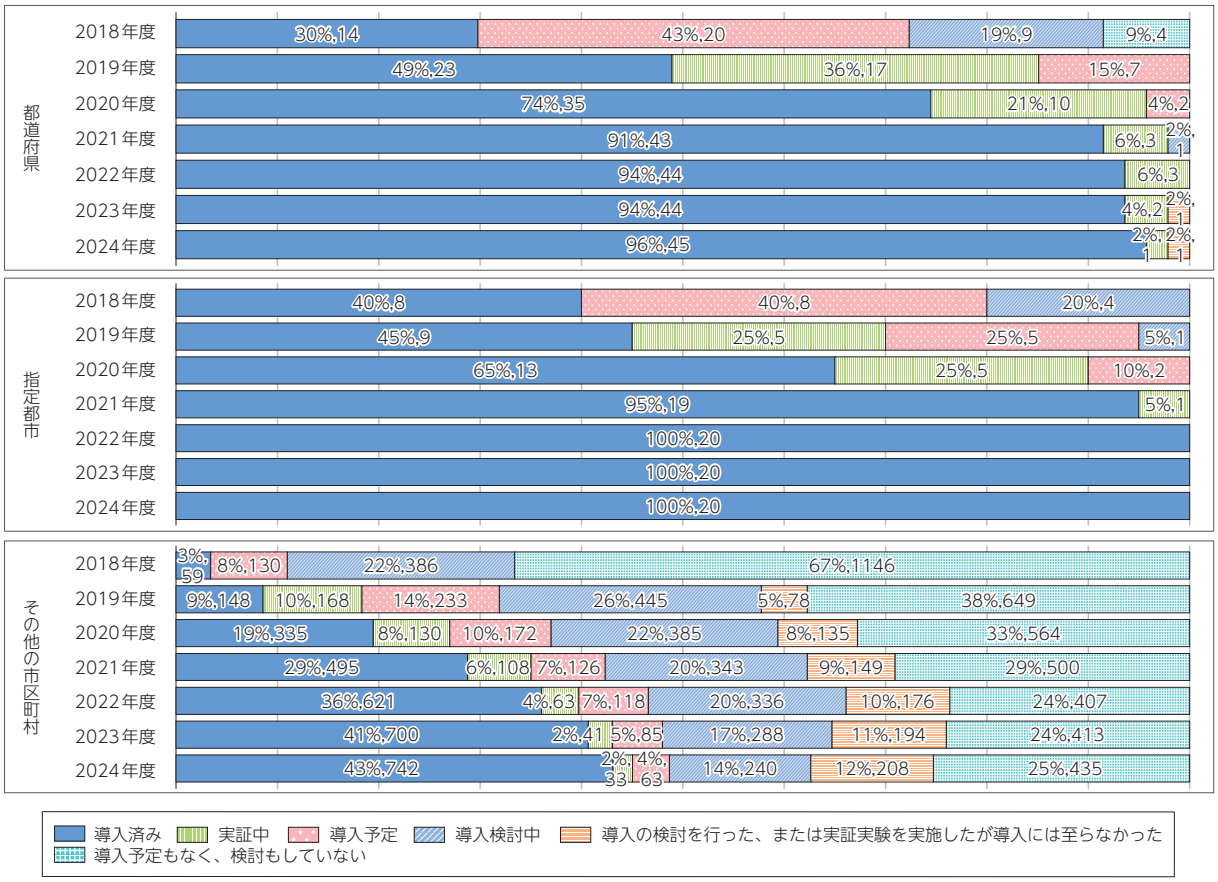

（出典）総務省「自治体におけるAI・RPA活用促進」*14

関連データ　地方自治体におけるRPA導入状況（RPAの分野別導入状況）

出典：総務省「自治体におけるAI・RPA活用促進」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00343（データ集）

2024年末時点で、生成AIを導入済みの団体は、都道府県で87.2%、指定都市で90.0%、その他の市区町村で29.9%であった（図表Ⅱ-1-11-31）。

＊14　https://www.soumu.go.jp/main_content/001018078.pdf

図表Ⅱ-1-11-31　地方自治体における生成AI導入状況（2024年12月31日現在）

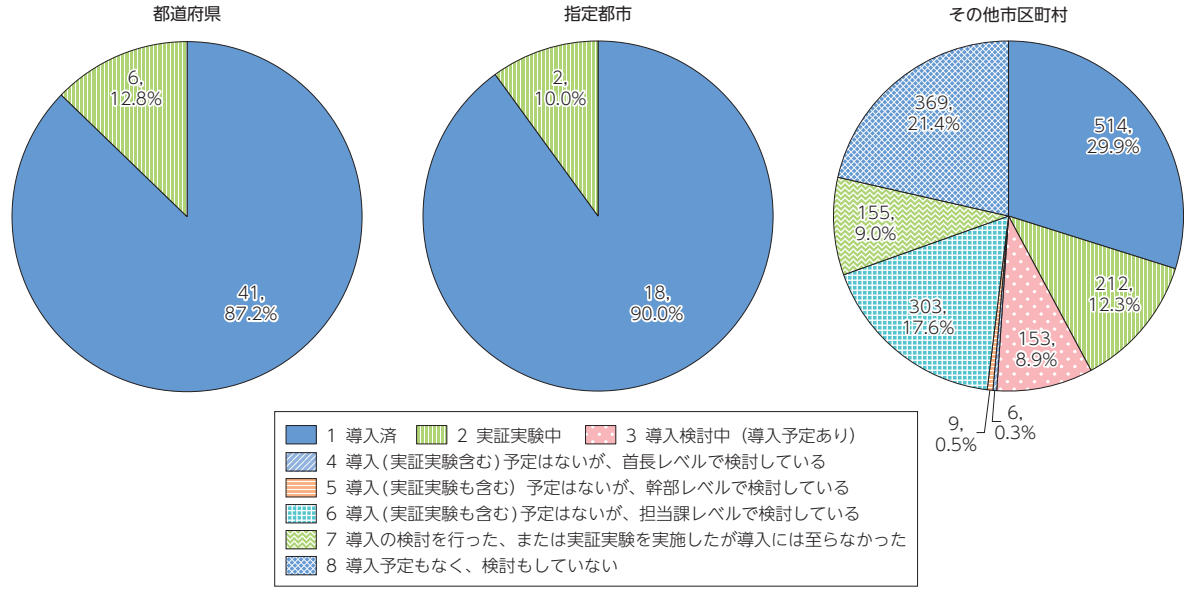

（出典）総務省「自治体における生成AI導入状況」[*15]

関連データ　地方自治体における生成AI導入事例（実証実験も含む）（2024年12月31日現在）

出典：総務省「自治体における生成AI導入状況」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00345（データ集）

（ウ）職員のテレワークの実施状況

2025年10月時点で、都道府県及び政令指定都市では全団体で導入済み、市区町村では、2024年10月時点では61.4%であったところ、2025年10月時点では、61.8%となっている（図表Ⅱ-1-11-32）。

テレワーク導入済団体が実感している意義やメリットとして、職員のワークライフバランスの向上、柔軟・多様な働き方の実現、時間の有効活用、感染症対策などが挙げられている一方、テレワーク未導入団体において、テレワークの導入に至っていない理由については、「テレワークになじまない窓口業務や現場業務に従事している職員が多いため」との回答が多い。

図表Ⅱ-1-11-32　職員のテレワーク導入状況

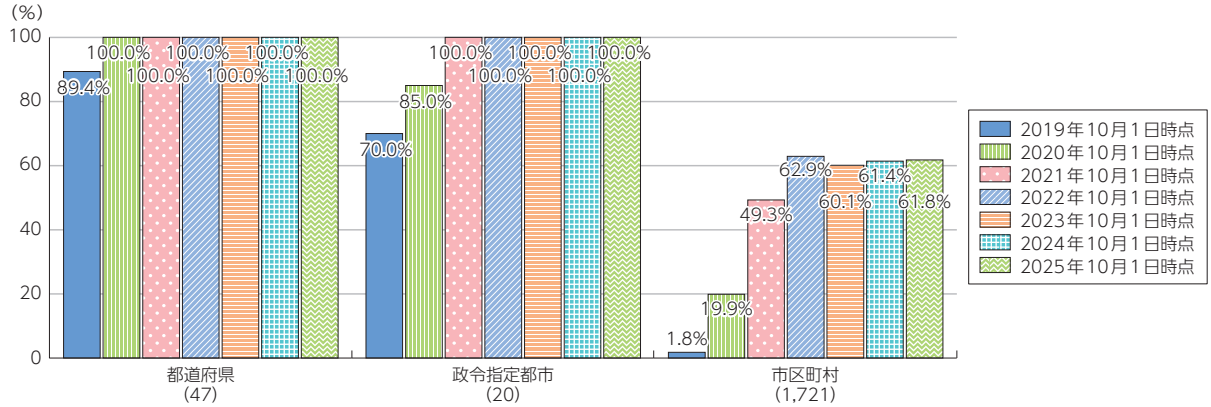

（出典）総務省「地方公共団体におけるテレワーク取組状況の調査」を基に作成[*16]

＊15　https://www.soumu.go.jp/main_content/001018084.pdf
＊16　総務省「地方公共団体におけるテレワーク取組状況」（令和元年10月1日時点、令和2年10月1日時点、令和3年10月1日時点、令和4年10月1日時点、令和5年10月1日時点、令和6年10月1日時点、令和7年10月1日時点）（https://www.soumu.go.jp/main_content/001053525.pdf）

第12節　郵政事業・信書便事業の動向

1　郵政事業

1　日本郵政グループ

日本郵政グループは、2012年10月1日以降、日本郵政を持株会社とした4社体制となっている（図表Ⅱ-1-12-1）。日本郵政は、日本郵便の発行済株式を100%保有するとともに、ゆうちょ銀行株式を議決権保有割合で49.9%、かんぽ生命株式を議決権保有割合で49.8%保有している（2025年度末時点）。

図表Ⅱ-1-12-1　日本郵政グループの組織図

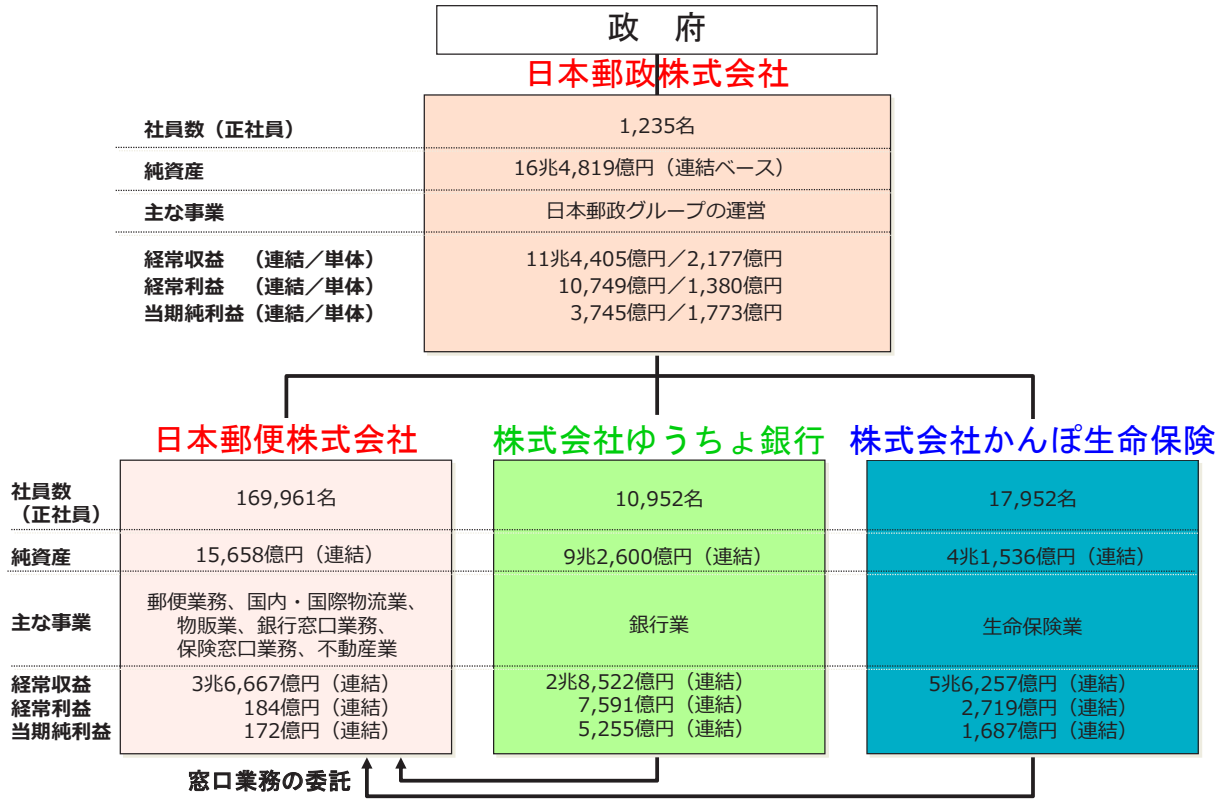

※1　各社の「当期純利益」は、「親会社株主に帰属する当期純利益」の数値。

（出典）2026年3月期決算資料及び日本郵政グループ統合報告書（ディスクロージャー誌）2025を基に作成

日本郵政グループの2025年度連結決算は、経常収益が約11兆円、当期純利益が3,745億円となっている（図表Ⅱ-1-12-2）。

図表Ⅱ-1-12-2　日本郵政グループの経営状況

（億円）

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025
経常収益	117,204	112,647	111,385	119,821	114,683	114,405
経常利益	9,141	9,914	6,576	6,683	8,145	10,749
当期純利益	4,182	5,016	4,310	2,686	3,705	3,745

（出典）日本郵政「決算説明資料」を基に作成

2 日本郵便株式会社

ア　財務状況

2025年度の日本郵便（連結）の営業収益は3兆6,511億円、営業利益は222億円、経常利益は184億円、当期純利益は172億円で、増収増益となっている。

事業別にみると、郵便・物流事業の営業収益は2兆2,975億円、営業費用は2兆3,094億円、営業利益は前期比265億円増の▲118億円、郵便局窓口事業の営業収益は1兆139億円、営業費用は1兆69億円、営業利益は前期比162億円減の69億円となっている（図表Ⅱ-1-12-3）。

図表Ⅱ-1-12-3　日本郵便（連結）の営業損益の推移

（億円）

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025
郵便・物流事業	1,237	1,022	328	△688	△383	△118
郵便局窓口事業	377	245	493	729	231	69
不動産事業	–	–	–	–	151	175
国際物流事業	35	287	107	95	133	138
日本郵便（連結）	1,550	1,482	837	63	35	222

※ 2025年3月期より、事業セグメント区分を変更し、新たに「不動産事業セグメント」の業績を開示。

（出典）日本郵政「決算説明資料」を基に作成

また、2024年度の日本郵便の郵便事業の営業利益は、630億円の赤字となっている。

関連データ　郵便事業の収支

出典：日本郵便「郵便事業の収支の状況」を基に作成
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00350（データ集）

イ　郵便事業関連施設数

2025年度末における郵便事業関連施設数は、郵便局数が2万4,115局となっており、微減傾向にある（図表Ⅱ-1-12-4）。

図表Ⅱ-1-12-4　郵便事業の関連施設数の推移

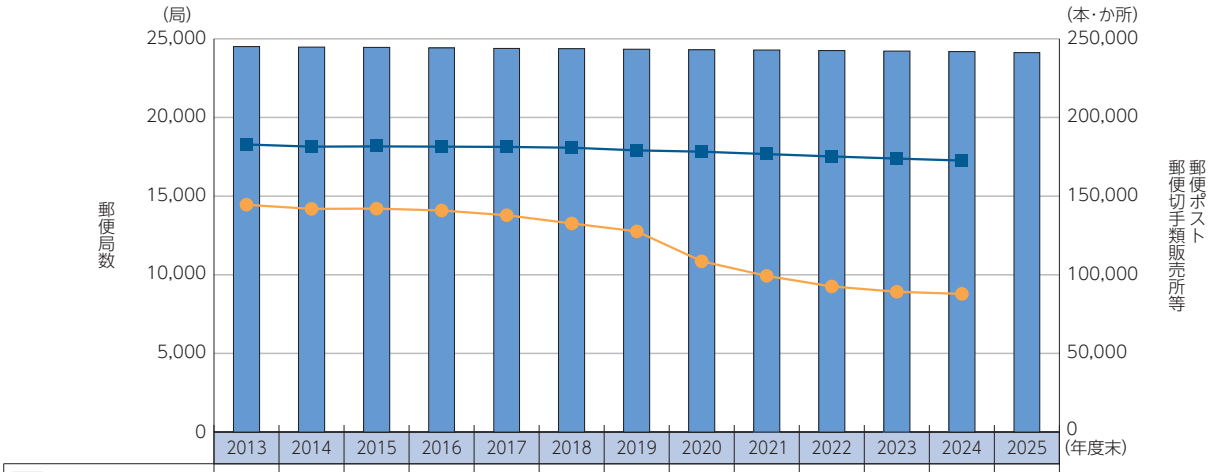

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
郵便局	24,511	24,470	24,452	24,421	24,395	24,367	24,341	24,311	24,284	24,251	24,223	24,185	24,115
郵便ポスト	182,839	181,521	181,692	181,523	181,221	180,774	179,129	178,211	176,683	175,145	173,935	172,609	—
郵便切手類販売所・印紙売りさばき所	144,504	141,888	142,104	140,881	137,790	132,613	127,633	108,624	99,244	92,578	89,233	87,843	—

（出典）日本郵便株式会社より情報提供

また、2025年度末の郵便局数の内訳をみると、直営の郵便局（分室及び閉鎖中の郵便局を含む）が2万93局、簡易郵便局（閉鎖中の簡易郵便局を含む）が4,022局となっている。

関連データ　郵便局数の内訳（2025年度末）

出典：日本郵便ウェブサイト「郵便局局数情報〈オープンデータ〉」を基に作成
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00352（データ集）

ウ　引受郵便物等物数

2025年度の総引受郵便物等物数は、161億通・個となっている（図表Ⅱ-1-12-5）。

図表Ⅱ-1-12-5　総引受郵便物等物数の推移

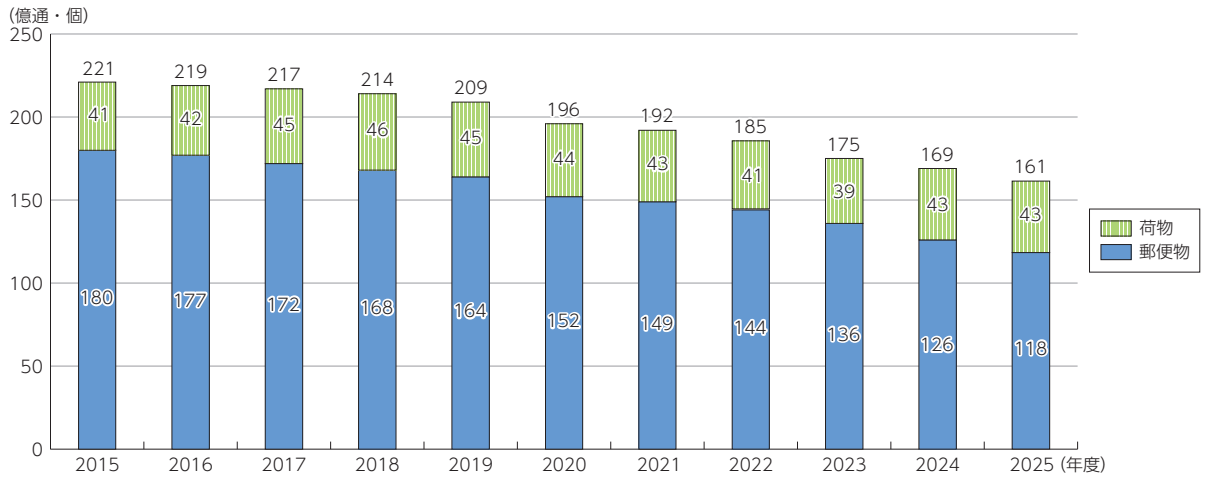

※ ゆうパック及びゆうメールは、郵政民営化と同時に、郵便法に基づく小包郵便物ではなく、貨物自動車運送事業法などに基づく荷物として提供。

（出典）日本郵便資料「引受郵便物等物数」各年度版を基に作成

3　株式会社ゆうちょ銀行

ゆうちょ銀行は、直営店（233店舗）で業務を行うほか、郵便局（約2万局）に銀行代理業務を委託している。

ゆうちょ銀行の貯金残高（国営時代の郵便貯金を含む）は、2025年度末で186.1兆円であり、1999年度末のピーク時（260.0兆円）から、73.9兆円（28.4%）減少している（図表Ⅱ-1-12-6）。

図表Ⅱ-1-12-6　ゆうちょ銀行の預貯金残高の推移

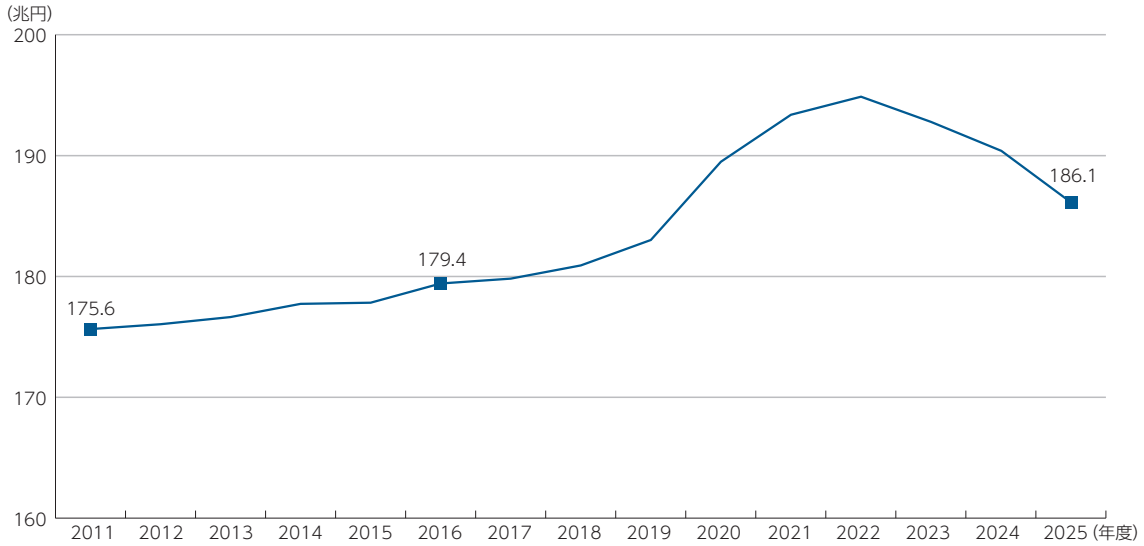

※ 数値は、郵政民営化前の貯金と民営化後の貯金の合算値。

（出典）ゆうちょ銀行有価証券報告書を基に作成

4 株式会社かんぽ生命保険

かんぽ生命は、支店（82支店）で業務を行うほか、郵便局（約2万局）へ保険募集業務を委託している。

かんぽ生命の保有契約件数（国営時代の簡易生命保険を含む）は、2025年度末で1,772万件であり、1996年度末のピーク時（8,432万件）から、6,660万件（79.0%）減少している。年換算保険料についても、2025年度末で2.6兆円であり、2008年度末（7.7兆円）と比較して、5.1兆円（66.2%）の減少となっている（図表Ⅱ-1-12-7）。

図表Ⅱ-1-12-7　かんぽ生命の保有契約件数、保有契約年換算保険料の推移

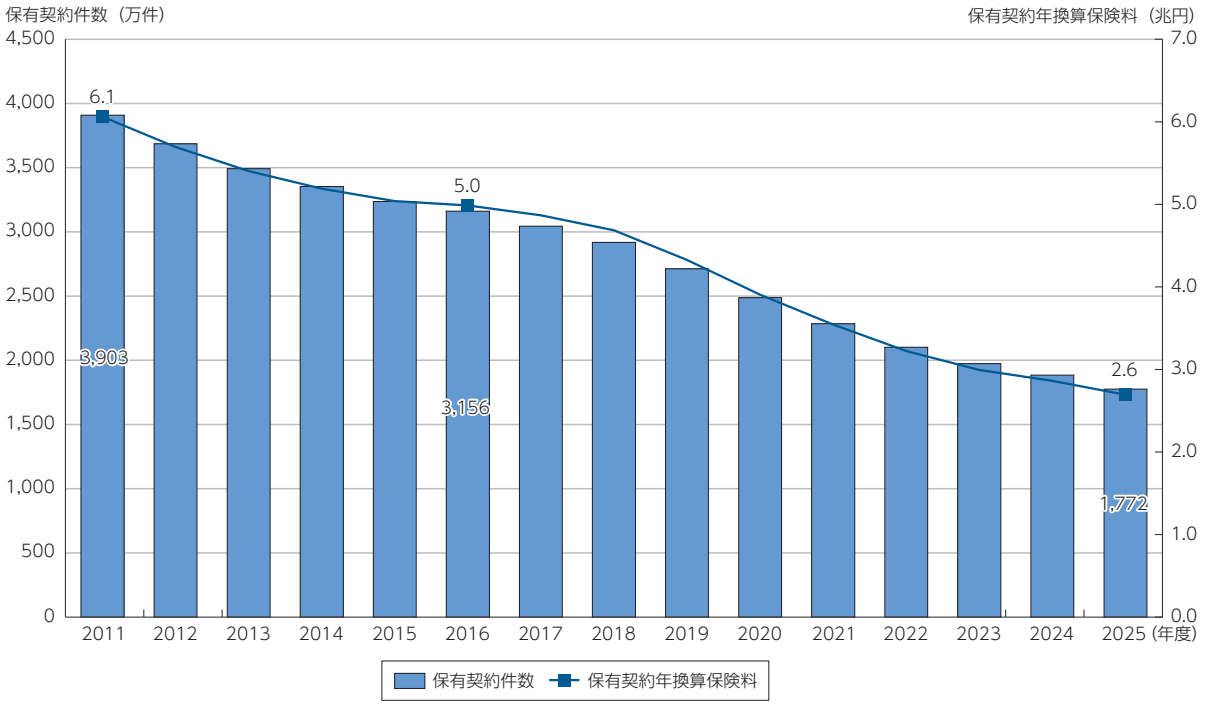

（出典）かんぽ生命有価証券報告書を基に作成

2 信書便事業

1 信書便事業の売上高

2024年度の特定信書便事業の売上高は、191億円となっており、前年度から1.6%の増加であった（図表Ⅱ-1-12-8）。

図表Ⅱ-1-12-8　信書便事業者の売上高の推移

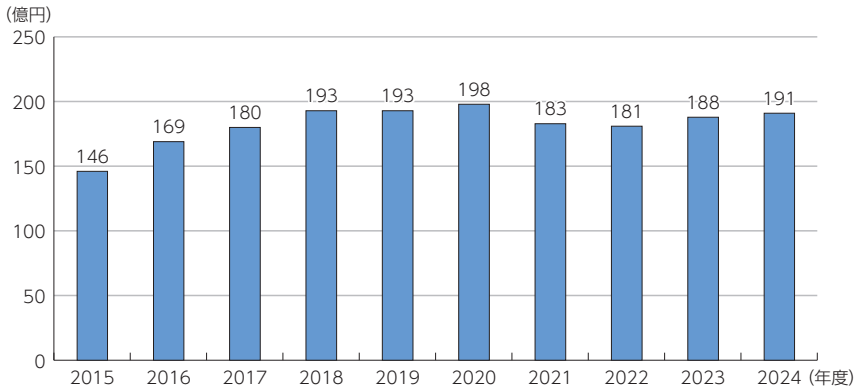

2 信書便事業者数

2003年4月の民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）の施行後、一般信書便事業*1への参入はないものの、特定信書便事業*2へは、2025年度末現在で647者が参入している。また、提供役務の種類別にみると、1号役務と3号役務への参入者が増加している。

関連データ　特定信書便事業者数の推移

URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00357（データ集）

関連データ　提供役務種類別・事業者数の推移

URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00358（データ集）

3 信書便取扱実績

2024年度の引受信書便物数は、2,141万通となっており、前年度から1.2%の増加であった。

関連データ　引受信書便物数の推移

URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00359（データ集）

＊1　一般信書便役務を全国提供する条件で、全ての信書の送達が可能となる「全国全面参入型」の事業。
＊2　創意工夫を凝らした「特定サービス型」の事業。特定信書便役務（1号～3号）のいずれかをみたす必要がある。

第2章 総務省におけるICT政策の取組状況

第1節 総合的なICT政策の推進

1 現状と課題

1 少子高齢化、人口減少の進行

我が国では、少子高齢化が継続しており、今後も人口減少が続くことが見込まれている。特に生産年齢人口（15歳～64歳人口）の減少は、人手不足、地方の疲弊、経済や市場規模の縮小による経済成長率の低下などに影響することが懸念されている。

ICTは、このような諸課題の解決に大きな役割を担っている。例えば、AIやロボット等のデジタル技術は、業務の効率化や生産性の向上を通じて、労働力不足の解消ひいては競争力の強化による経済活性化につながることが期待されている。他にも、テレワーク・サテライトオフィスなどの活用により場所の制約を受けずに就業する選択肢を広げることなどが期待されている。

2 災害の激甚化、社会インフラの老朽化

近年、我が国では気候変動の影響等により激甚な気象災害が頻発しており、また、南海トラフ地震、首都直下地震などの大規模地震も比較的高い確率で発生しうるとされている。こうした災害発生時には、ICTを活用することで災害関連情報の収集と住民への避難情報等の提供を正確に行うとともに、迅速な通信の復旧、継続的な通信サービスの継続等が求められている。

また、高度経済成長期に集中的に整備されたインフラは、今後急速に老朽化することが懸念されており、インフラの維持管理・更新を戦略的に実施することが喫緊の課題となっている。少子高齢化の進行等により労働供給が減少している状況下においては、インフラの維持に人手をかけることも困難となっていることから、ICTの活用により効率的にインフラのマネジメントを行うことが重要となっている。

3 国際情勢の複雑化

ロシアによるウクライナへの侵略等の地政学的な緊張、世界経済の不確実性の高まり、重要インフラ等に対する国境を越えたサイバー攻撃や偽情報の拡散等、我が国を取り巻く国際情勢は複雑化している。このような中、2022年5月に成立した「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和4年法律第43号）においては、特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の対象となり得る事業分野として「電気通信事業」「放送事業」「郵便事業」が挙げられており、今後同制度が実効的に運用されるよう、着実に取り組むこととしている。また、これからのAI・DX時代においては、膨大なトラヒックを支える大容量・高速通信ネットワーク、莫大なデータ処理に対応する計算資源等が重要であり、ICT・デジタル分野における我が国の自律性の確保及び国際競争力の向上に向けた取組の推進が必要となっている。

2　総合的なICT政策の推進のための取組

2025年11月、リスクや社会課題に対し、先手を打った官民連携の戦略的投資を促進し、世界共通の課題解決に資する製品、サービス及びインフラを提供することにより、更なる我が国の経済成長を実現するため、「日本成長戦略本部」及び「日本成長戦略会議」が設置された。「強い経済」を実現するための「危機管理投資」・「成長投資」の戦略分野の一つに「情報通信」が掲げられたことを踏まえ、総務省では、2026年1月から「情報通信成長戦略官民協議会」を開催し、有識者における議論、事業者へのヒアリング等を通じて、情報通信分野における官民連携の戦略的投資策等について検討を行った。今後、検討内容を踏まえ、「強い経済」の実現に向けた取組を強力に推進していくこととしている。

関連データ　日本成長戦略本部／日本成長戦略会議

URL：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/nipponseichosenryaku/index.html

関連データ　情報通信成長戦略官民協議会

URL：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/seichosenryaku_kamminkyogikai/index.html

第2節　電気通信事業政策の動向

1　概要

1　これまでの取組

1985年の通信自由化及び「電気通信事業法」（昭和59年法律第86号）の施行以降、これまでの40年間に多くの新規事業者が参入し、競争原理の下で、IP・デジタル化、モバイル・ブロードバンド等、様々な通信技術の進展と導入が行われ、料金の低廉化・サービスの多様化・高度化が目覚ましく進展してきた。これまで、総務省では、こうした電気通信サービスのイノベーションやダイナミズムを維持しながら、信頼できる電気通信サービスの提供を確保する観点から、様々な政策や制度についての不断の見直しを行ってきた。

例えば、近年、我が国の電気通信市場では、携帯電話やブロードバンドの普及、移動系通信事業者を主としたグループ単位での競争の進展等の大きな環境変化が起きており、そうした環境変化も踏まえた上で公正な競争環境を引き続き確保していくための制度整備や、今や生活必需品となっている携帯電話について、料金が諸外国と比較して高い、各社の料金プランが複雑でわかりづらいなどの課題があったことから、その課題を解決し、国民が低廉で多様な携帯電話サービスを利用できるよう、公正な競争環境の整備に向けた取組などを実施してきた。

また、利用者と事業者との間の情報格差や事業者の不適切な勧誘などによる電気通信サービスの利用を巡る様々なトラブルの増大やサイバー攻撃の複雑化・巧妙化などのグローバルリスクの深刻化などに対応するための制度整備なども実施してきた。

2　今後の課題と方向性

電気通信事業は、国民生活や社会経済活動に必要不可欠な電気通信サービスを提供する事業である。我が国の社会構造が「人口急減・超高齢化」へ向かう中で、地域の産業基盤の強化や地方移住の促進など、地方の創生のためにICTが果たすべき役割が今後増大していくことが見込まれるとともに、新事業の創出や生産性の向上など経済活動の活性化や、安心・安全な社会の実現、医療・教育・行政などの各分野における社会的課題の解決にあたり、ICTが果たすべき役割も増大していくと考えられ、電気通信サービスの重要性は、一層高まってきている。

このような中で、電気通信サービスの利用者利益を確保するとともに、我が国の社会全体のイノベーション促進、デジタル化・DX推進を支える基盤としてのデジタルインフラの整備は、一人ひとりの個人や我が国の社会経済にとって、極めて重要である。

今後、電気通信市場のみならず、我が国の社会構造が更に激変し、我々がこれまで前提としてきた社会・経済モデルが通用しない時代が到来することが予想される中で、先進的な情報通信技術を用いて社会的課題の解決や価値創造を図る必要性が高まっている。

また、電気通信サービスが国民生活や社会経済活動に必要不可欠となっており、自然災害や通信障害等の非常時においても継続的にサービスを提供することが求められている。

このため、我が国のありとあらゆる主体が安心・安全かつ確実な情報通信を活用していく環境の整備を図っていくことが必要である。

2　市場環境の変化に対応した通信政策の在り方

市場環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し、国民生活の向上や経済活性化を図るため、総務省は2023

年8月、情報通信審議会に対し、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」を諮問した。同審議会の下に設置された通信政策特別委員会での議論を経て、2024年2月に取りまとめられた第一次答申を踏まえ、NTT持株・東西の研究開発に関する責務の廃止等を盛り込んだ「日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第20号）が同年4月に公布、施行された。また、第一次答申で「今後更に検討を深めていくべき事項」と提言されたユニバーサルサービス、公正競争、経済安全保障などの事項については、主に同委員会の下で開催した3つのワーキンググループにおける専門的な議論や関係事業者へのヒアリングも踏まえ、2025年2月に最終答申として取りまとめられた。最終答申では、電話とブロードバンドについて、モバイル網を活用したサービス（モバイル網固定電話等）をユニバーサルサービスに追加することや、NTT東西の線路敷設基盤の譲渡等に認可制を導入することなど、多岐にわたる論点に関する提言がされている。総務省はそれらの提言等を踏まえ、基礎的電気通信役務について他の電気通信事業者が提供しない区域における提供の義務を負う最終保障電気通信事業者について規定するほか、NTT東西の業務の範囲を見直すなどの措置を講ずる「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案」を同年3月に国会に提出し、同年5月に成立した。その後、ユニバーサルサービス政策委員会等、関連委員会での議論を踏まえ、施行に必要となる関連法令の整備等を行い、本法律は2026年5月に施行された。

3　公正な競争環境の整備

1 電気通信市場の分析・検証

ア　電気通信市場の検証

総務省では、これまで、学識経験者等で構成する「電気通信市場検証会議」における市場検証の取組を踏まえて、電気通信市場の検証を実施してきたところであるが、「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第46号）により、検証を通じた規制のPDCAサイクルが法的に位置付けられ、毎年、規制の遵守状況や競争状況について、総務大臣が調査及び評価し、その結果を公表する制度が導入された。総務大臣による調査及び評価に当たっては、情報通信行政・郵政行政審議会の電気通信事業部会の下に設置された「市場検証委員会」において、客観的かつ専門的な見地からの助言を得ながら行うこととしている。

2025年度の調査及び評価に当たっては、「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針」（2025年9月4日総務大臣策定）に基づき、ネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえた、電気通信事業者向けのクラウドサービスの実態把握や、NTTデータグループの完全子会社化に伴う公正競争への影響の確認等の調査を実施し、これらの調査結果に基づき、電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについて評価を行うこととしている。

イ　モバイル市場における公正な競争環境の整備など

総務省では、事業者間の活発な競争を通じて低廉で多様なサービスの実現を図るべく、モバイル市場における公正な競争環境を整備するための取組を進めている。2019年には、通信料金と端末代金の分離や行き過ぎた囲い込みの禁止などを目的とした電気通信事業法の改正を行っており、この改正により講じた措置の効果やモバイル市場に与えた影響等について、「電気通信市場検証会議」の下に開催した「競争ルールの検証に関するWG」（以下「競争WG」という。）において、2020年以降、継続的な検証を行った。また、2025年12月からは、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会市場検証委員会の下に設置した「利用者視点を踏まえたモバイル市場の検証に関する専門委員会」において、今後の規制の在り方について検討を行っている。

これまでの取組として、総務省では、2020年10月に、モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けた具体的な取組をまとめた「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」を公表した。また、競争WGにおける検討や同アクション・プランを踏まえ、SIMロックの原則禁止（2021年8月）や既往契約の早期解消に向けた制度整備（2022年1月）などを行った。さらに、携帯電話事業者各社においても、違約金の撤廃、キャリアメール持ち運びサービスの開始、eSIMの導入等の取組が進展するなど、モバイル市場における公正な競争環境の整備が進んだ。その後、2023年12月には、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号）附則第6条（検討条項）に基づく競争WGでの検討結果を踏まえ、「白ロム割」規制等の制度改正を実施した。また、2023年11月に総務省において公表した「日々の生活をより豊かにするためのモバイル市場競争促進プラン」（以下「モバイル市場競争促進プラン」という。）を踏まえ、競争WGにおいて①モバイル市場の競争を一層促進させるための対策、②中古端末を含む端末市場の活性化のための対策を中心に検討を行った。2024年12月には、その検討結果を取りまとめた「競争ルールの検証に関する報告書2024」を踏まえ、ミリ波対応端末の割引上限額の緩和などの制度改正を実施した。

また、総務省では、利用者側の理解の促進に向けて消費者団体等を通じた周知広報に努めているほか、2020年12月から、利用者が自身に合ったプランを選択する一助となるよう中立的な情報を掲載した「携帯電話ポータルサイト」を総務省HPに開設し、消費者の一層の理解促進を図っている。

関連データ　携帯電話ポータルサイト

URL：https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/keitai_portal/

2 接続ルールなどの整備

ア　音声通信における状況変化を踏まえた見直し

電気通信市場は、技術革新のスピードが速く、ネットワーク環境は大きく変化しており、電気通信事業における競争基盤となる接続政策等についても、その変化に対応し、不断に見直しを行うことが必要である。総務省では、2025年10月に、情報通信審議会に対し、「ネットワーク環境の変化を踏まえた接続政策等の在り方」について、諮問したところである。

主な検討事項の一つとして、IP化やメタル縮退を踏まえた音声伝送役務に係る接続ルールの在り方があり、メタル固定電話の契約数の大幅な減少、PSTNからIP網への移行完了、メタル回線設備の縮退等、メタル固定電話に係るネットワーク環境の変化を踏まえ、長期増分費用（LRIC）方式を接続料算定に用いることを含め、メタル固定電話の接続ルールの在り方について検討を行っている。また、PSTNからIP網への移行に伴い、音声接続における事業者間の接続形態も変容していることを踏まえ、音声接続料に係るビル＆キープ方式の原則化の検討について、そのメリット・デメリットを含め様々な観点から議論を行っている。

イ　モバイル接続料等の算定方法の見直し

電気通信事業法では、主要なネットワークを設置する特定の事業者に対して、接続料・接続条件の公平性・透明性、接続の迅速性を確保するための規律（指定電気通信設備制度）を課しているところ、総務省では、指定電気通信設備の接続料について、認可・届出等の行政手続の中で適正性を確保するとともに、その算定方法等については、情報通信審議会の下に設置された接続政策委員会や同委員会の下で開催している接続料の算定等に関するワーキンググループにおいて議論を行い、接続料の適正性の向上

を図っている。

移動通信におけるMNOのネットワークに関する接続料（モバイル接続料）については、「接続料の算定等に関する研究会」における議論等を踏まえ、MNO各社の2024年度接続会計において、音声通信に関する接続料とデータ通信に関する接続料の双方を算定する際の考え方（費用・資産の配賦基準）の更なる見直しが行われた。総務省では、2025年9月の「接続料の算定等に関する研究会　第九次報告書」を踏まえ、2026年1月に「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の改定を行うとともに、所要の制度整備（「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令」（令和8年総務省令第4号）、「電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部を改正する省令」（令和8年総務省令第5号）、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令」（令和8年総務省令第6号））を行った。

ウ　卸電気通信役務に係る制度の見直し

指定電気通信設備を用いて提供される卸電気通信役務については、卸元事業者の交渉上の優位性等を是正し、卸元事業者・卸先事業者間の協議の適正性を確保するため、「電気通信事業法の一部を改正する法律」（令和4年法律第70号）により、そのうち事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないものの役務提供義務や協議における情報提示義務が課されることとなった。

総務省では、情報通信審議会の下に設置された接続政策委員会等において、改正法施行後の協議状況・制度の運用状況を確認するとともに、卸電気通信役務と接続機能の代替性に着目した卸料金の検証に関する議論を行うなど、卸電気通信役務の提供に関する協議が活発・実質的に行われること等により、第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備の利用において「接続」と「卸電気通信役務」の利用形態を適正に並立させるための取組を引き続き行っている。

4　デジタルインフラの整備・維持

1 デジタルインフラ整備計画2030

人口減少下にあり、地域や社会の課題が多様化・複雑化するなかで、我が国の成長力を維持していくためには、生成AIをはじめとするデジタル技術を徹底的に活用し、DXの加速化を図ることが必要であり、その実現に不可欠となるデジタルインフラの重要性は高まっている。

デジタルインフラの整備にあたっては、今後生成AIの開発・利用等が本格化するに伴い、需要が急増するデータセンター等の計算資源を確保し、地方のデータ活用を加速化するような、AI時代の新たなデジタルインフラの整備を推進すること、こうした新たなデジタルインフラの利用を支え、社会のデジタル化や新技術の活用に伴うトラヒック増に対応するため、5Gや光ファイバの整備に加え、多様化するインフラへのニーズに合わせて、非地上系ネットワークも活用し、複層的なネットワークによりどこでもつながる環境を実現していくことが必要となっている。

また、2024年1月に発生した石川県能登地方の地震においては、停電や伝送路の寸断等により、通信サービスが長時間にわたって利用できない状態が発生するなど、早期復旧に加え、今後の災害に備えて通信インフラの強靱化を図ることも課題となっている。

総務省はこうした状況を踏まえ、2030年度末を見据えて必要となるデジタルインフラの整備方針とその実現に向けた具体的な推進方策を整理し、一体的・効率的に我が国デジタルインフラ整備の推進を図るため、2025年6月に「デジタルインフラ整備計画2030」を策定した。

総務省は、本計画に基づき、光ファイバの未整備地域の解消や維持管理の確保、「5Gならでは」の実感を伴う高品質な通信サービスの普及拡大、ワット・ビット連携によるデータセンター等の地方分

散、非地上系ネットワーク（NTN）の展開支援等に取り組むとともに、オール光ネットワークを中核とした次世代情報通信基盤（Beyond 5G）や量子暗号通信の研究開発・社会実装等を推進することにより、AI社会を支えるデジタル基盤の整備を推進していくこととしている。

2 光ファイバ整備の推進

光ファイバによるデジタルインフラについては、地域が抱える課題解決のために、テレワーク、遠隔教育、遠隔診療等を含むデジタル技術の利活用が強く期待されている中で、過疎地域、離島等の地理的に条件不利な地域では人口に比して財政的負担が大きいことから整備が遅れている[*1]。

こうした背景を踏まえ、総務省では、条件不利地域において、地方自治体、電気通信事業者等が5G等の高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバを整備する場合に、その事業費の一部を補助する「デジタルインフラ整備推進事業」を実施しており、この事業において、地方自治体が保有する光ファイバ等の民間移行に伴う高度化に要する経費や、離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費についても補助対象としている。また、「デジタルインフラ整備計画2030」（2025年6月策定）に基づき、2024年3月末に97.09%となっている光ファイバの整備率（世帯カバー率）を2028年3月末までに99.9%とすることを目標として取り組むこととしている。

今後も、条件不利地域における光ファイバ整備を引き続き推進するとともに、希望する地方自治体が、公設設備の民間移行を早期かつ円滑に進めることができるよう取り組んでいく。

3 データセンター、海底ケーブル等の地方分散

インターネットの通信量の増加、DXの進展に伴うクラウドやAIの利用の進展等を背景とし、データセンターや海底ケーブルの需要は世界的に増加しており、これらのデジタルインフラは社会生活や経済活動を支えるものとして必要不可欠なものとなっている。我が国におけるデータセンターの立地状況を見ると、およそ9割が東京圏・大阪圏といった都市部に集中しており、今後もこの状況が続くと見込まれている。海底ケーブルについては、国際海底ケーブルの終端である陸揚局が房総半島及び志摩半島並びにそれらの周辺に集中するとともに、国内海底ケーブルについては日本海側がミッシングリンクとなっている。このような状況では、大震災等で東京圏・大阪圏が被災した場合に通信サービスに全国規模の影響が生じる可能性があるため、我が国のデジタルインフラの強靱化の観点からは、データセンターの分散立地や日本海側の海底ケーブルの整備等を推進する必要がある。また、我が国は北米・欧州とアジア・太平洋地域の中継点に位置していることから、我が国への国際海底ケーブルの敷設を一層促進し、国際的なデータ流通のハブとしての地位を確立し、自律的なデジタルインフラを構築していくことも必要である。

総務省においては、2021年度にデータセンターや海底ケーブル等の整備を行う民間事業者を支援するための基金を造成し、地方に分散立地するデータセンター、海底ケーブル等の整備事業に対する支援を行っている。令和7年度補正予算と令和8年度当初予算においても、所要の予算額を計上しており、引き続き、データセンター、海底ケーブル等の地方分散に取り組むこととしている。

また、生成AIの登場等により、AIの学習等に必要となる計算能力が加速度的に増加しており、今後、生成AIの開発・利活用を進めていくためには、大規模な計算資源の確保が急務となっている。一方で、データセンターは、一部のエリアに局地的に立地する傾向にあり、新規データセンターの建設には変電所の新増設といった大規模な系統対策工事が必要となる場合もある。そのため、電力インフラから見て

＊1　第Ⅱ部第1章第2節「電気通信分野の動向」参照

望ましい場所や地域へのデータセンターの立地を促進させつつ、必要となる通信基盤についても、それと整合するよう計画的に整備するなど、電力と通信の効果的な連携（ワット・ビット連携）を進めることが重要である。

そこで、2025年3月、総務省は、経済産業省と連携し、官民の関係者における連携・協調の場となる「ワット・ビット連携官民懇談会」を立ち上げた。同懇談会では、今後の望ましいデータセンターの整備に向けた諸条件・課題の整理等を実施し、同年6月、「ワット・ビット連携官民懇談会 取りまとめ1.0」を取りまとめた。総務省では、同懇談会での議論を踏まえ、引き続き、データセンターの地方分散に対する支援、新しい通信・コンピューティング技術を用いたデータセンターの地方分散を促進するための実証事業等の施策を推進することとしている。

4 ブロードバンドサービス提供の維持確保

「電気通信事業法の一部を改正する法律」（令和4年法律第70号。2023年6月16日施行。この（4）において「改正法」という。）により、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のサービスを利用する上で不可欠なブロードバンドサービスを新たに電気通信事業法上の第二号基礎的電気通信役務[*2]（ユニバーサルサービス）に位置付け、その適切、公平かつ安定的な提供を確保するため、全国のブロードバンドサービス提供事業者から徴収する負担金を原資とする交付金を交付する制度（ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度）が創設された。

2026年度からの交付金制度の運用開始に向け、総務省においては、「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」（2024年3月 情報通信審議会答申）等を踏まえて必要な制度整備や運用を進めており、2024年度には、ブロードバンドサービスの収支が赤字と見込まれるなどの基準により全国約23万の町・字のうち約3万の町字を交付金の算定の対象となる「支援区域」として指定するとともに、交付金の交付対象となる第二種適格電気通信事業者を指定した。続く2025年度には、「第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則」（令和7年総務省令第16号）等を施行し、同規則に基づき算定された第二種交付金・負担金等について認可をしており、この認可に基づき、2026年度には第二種交付金の交付が開始される見込みである。

2026年度以降も、引き続き我が国におけるブロードバンドサービスの適切、公平かつ安定的な提供を確保していくため、「2. 市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」で触れた新たなユニバーサルサービス制度の運用開始に向けた制度整備を進めていく。

5 固定電話サービスの円滑な移行

NTT東西は2025年9月、メタル設備を用いた固定電話（メタル固定電話）について、利用の減少、老朽化した設備の維持限界、メタル設備に係る技術者等の確保が困難であること等により2035年頃までにはサービスレベルの維持が困難な状況を迎えることから、メタル固定電話から、光・モバイルを用いたサービスへの移行を段階的に実施する計画を公表した。この移行計画では、2026年4月から一部エリアでの先行的な移行を行い、2028年頃からエリア単位での段階的なサービス終了等を行う予定となっている。

総務省では、2025年10月、情報通信審議会に諮問し、移行に伴う利用者保護の在り方、移行に伴う関係事業者への影響やその対応の在り方等について検討を開始した。具体的な検討を行う「固定電話

＊2　具体的には、FTTHアクセスサービス、CATVアクセスサービス（HFC方式）及びワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（専用型）が第二号基礎的電気通信役務の対象となっている。

サービス移行円滑化委員会」において、まずは2026年4月からの先行的な移行開始までに取り組む事項について検討を行った結果、①代替サービスのうち、モバイル網を活用した固定電話サービス（ワイヤレス固定電話やモバイル網固定電話）の提供については、光整備エリアでの提供を原則とした上で、個別具体的な事情（建物配管等の都合でFTTHを利用できない場合や、利用者が希望した場合）により光整備エリアでも例外的に提供できることを可能とすること、②NTT東西がメタル固定電話のサービス終了等の案内を行う際は、利用者の知識や利用目的等を考慮した丁寧な案内を行うことや、国民生活センターや地方自治体等との連携やメディアの活用なども試行し、効果的な周知方法を検討すること、③NTT東西は、接続事業者と連携し、先行実施期間中に課題の検証等を行うとともに、関係事業者に対する説明の場を設けた上で、関係事業者から課題等が示された場合には、これに適切に対応していくこと等の考え方が整理された。

総務省では、①を踏まえ、NTT法施行規則の改正を行い、NTT東西よりNTT法第2条第5項に基づく他社設備を利用したワイヤレス固定電話の提供に関する認可申請が行われ、2026年3月に認可された。また、②及び③を踏まえ、NTT東西に対し、これらの利用者保護の取組を実施することや先行実施エリアにおける移行状況等を定期的に報告することについて、2026年2月に要請を行った。

情報通信審議会では、引き続き、NTT東西による固定電話サービスの円滑な移行を実現するために必要な事項について、検討を行っているところである。

6 鉄塔等提供事業に係る認定制度の創設

携帯電話等の移動通信サービスでは、広大な地域に相当多数の基地局の設置が必要であり、特に5Gの導入の際にはこれまで以上に基地局をちゅう密に設置していくことになる。不採算地域を含めて効率的に基地局を設置しエリアカバーを図るためには、他者保有の鉄塔等のインフラシェアリングを促進することが重要となることから、2025年2月に情報通信審議会において取りまとめられた「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方最終答申[*3]」において、インフラシェアリング事業者に対して、認定電気通信事業者と同様の公益事業特権を付与することが適当との方向性が示された。

これを踏まえ、同年5月に成立した「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第46号）において、基地局用の鉄塔等を回線設置電気通信事業者に貸し出す事業を行う鉄塔等提供事業者が総務大臣の認定を受けた場合には、土地収用法の手続よりも簡易な手続で、他人の土地等の使用権の設定等を受ける権利の付与を受けることができる制度が導入された。本法律案の施行に伴い必要な政省令等の改正を行い、2026年5月に同法が施行された。

7 情報通信エンジニアリング業界の持続可能性確保

現代の社会経済活動の維持には、情報通信インフラ（物理的な回線・通信設備、論理的なネットワーク等）の継続的な更新が不可欠である。しかしながら、情報通信インフラの設計、工事、維持管理等を担う情報通信エンジニアリング業界においては、情報発信主体の不在、スキルやキャリアの不明確さ、複雑な業界構造、人材の高齢化等の課題により、人材確保やスキルの継承・習得等が困難な状況にある。例えば、情報通信関連建設業の雇用者数は、2000年の12.3万人から2023年には2.7万人へ減少している（ICTの経済分析に関する調査、総務省：2024年度）。

このような背景を踏まえ、総務省では、令和7年度補正予算において「情報通信エンジニアリング業界の持続可能性の確保」に関する事業を開始した。本事業では、業界の実態を把握し、業界構造や必要

＊3　「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」（令和5年諮問第28号）に関する情報通信審議会からの最終答申（2025年2月3日）：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000544.html

なスキルの見える化を図るとともに、同業界の重要性や人材難の課題等に関する社会的認知度や訴求力の向上に努めている。また、必要とされるスキルの違いに応じて、回線の配線や電源・土木工事など物理的に通信設備の設置工事を行う「物理層」と、インターネットへの接続やサービス展開の基盤となる論理的な通信環境を構築・設定する「ネットワーク層」に分けて取組を進めている。これらの取組を通じて、情報通信エンジニアリング業界に人材を呼び込み、育成し、定着させるエコシステムの構築を目指し、将来にわたって安定した情報通信サービスの提供を可能とする環境を整備することを目指している。

さらに、総務省では、2025年10月に新たに電気通信設備エンジニア室を設置し、これらの取組を推進する体制を整えている。

5　電気通信インフラの安全・信頼性の確保

1 国際海底ケーブルの防護策

我が国の国際通信の約99%を占める重要インフラであり、我が国がハブとなっている国際海底ケーブルにおいて、これまで我が国とアジアを結ぶケーブルが多く通る比較的水深が浅い海域で損壊が多く発生するとともに、近年では意図的とみられる損壊事例も散見されている。

また、米国においては約20年ぶりとなる包括的な海底ケーブル陸揚げ免許の規則見直し、欧州においては海底ケーブルのセキュリティ・強靱性強化に向けたアクションプランの公表など、海底ケーブルの防護に向けた取組を加速していく方向性が示されている。

こうした経済安全保障上のリスクの高まりを踏まえ、2025年11月に国際海底ケーブルの防護等に関する検討会を設置し、国際海底ケーブルの防護策の強化について検討を開始している。

2 電気通信設備の技術基準などに関する制度整備

通信ネットワークへの仮想化技術の導入やクラウドサービスの活用が進み、通信サービスの提供構造の多様化・複雑化等が進んでいる状況を踏まえ、2022年4月から2023年2月までの間、情報通信審議会情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会において、「仮想化技術等の進展に伴うネットワークの多様化・複雑化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」について検討を行った。

また、同委員会では、「仮想化技術等の進展を踏まえた電気通信設備に係る技術的条件」及び「重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態に係る技術的条件」について検討を行い、2023年2月に第二次報告として取りまとめた。当該報告に基づく情報通信審議会の一部答申[*4]を踏まえ、「重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態に係る技術的条件」に基づく改正を行った電気通信事業法施行規則等は2023年6月、「仮想化技術等の進展を踏まえた電気通信設備に係る技術的条件」に基づく改正を行う同規則等は2024年1月に施行された。

3 非常時における通信サービスの確保

ア　電気通信事業者が実施すべき対策の基準策定等の取組

近年、我が国では、地震、台風、大雨、大雪、洪水、土砂災害、火山噴火などの自然災害が頻発しており、停電、通信設備の故障、ケーブル断などにより通信サービスにも支障が生じている。

総務省では、電気通信事業者が実施すべき耐震対策、停電対策、防火対策等を規定した「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）を随時改定し、災害時における通信

＊4　「仮想化技術等の進展に伴うネットワークの多様化・複雑化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」に関する情報通信審議会からの一部答申（2023年2月24日）：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban05_02000283.html

サービスの確保を図っており、直近では、2024年1月に発生した石川県能登地方の地震を踏まえ、携帯電話基地局等の停電対策の強化に関する改正を2025年3月に実施した。

また、2018年10月から「災害時における通信サービスの確保に関する連絡会」を指定公共機関と開催し、累次の災害対応の振り返りを行うとともに、即応連携・協力に関する体制、被害状況の迅速な把握、復旧を進めるにあたっての課題などに関する情報共有や意見交換を行っている。このほか、こうした機会に得られた情報も踏まえ、電気通信事業者と電力、燃料、倒木処理に関係する機関等との間の連絡体制の構築や初動対応の訓練等の連携を推進している。

イ　「総務省・災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）」の取組

総務省は、情報通信手段の確保に向けた災害対応支援を行うため、「総務省・災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）」を2020年6月に立ち上げた。MIC-TEAMは、大規模災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、被災地の地方自治体に派遣され、情報通信サービスに関する被災状況の把握、関係行政機関・事業者等との連絡調整を行うほか、地方自治体に対する技術的助言や移動電源車の貸与等の支援を行っている。2024年1月に発生した石川県能登地方の地震をはじめとする自然災害において、被災した地方自治体に派遣された。

また、電力供給、燃料供給、倒木処理等の連携協力に関する課題に対応するため、2025年度には、北海道日高振興局、東京都、京都府福知山市及び愛媛県大洲市との間で、通信事業者等の関係機関における初動対応に関する連携訓練を実施している。

ウ　携帯電話事業者間のネットワークの相互利用等に関する検討

携帯電話サービスは、国民生活や経済活動に不可欠なライフラインであることから、自然災害や通信障害等の非常時においても、携帯電話利用者が臨時に他の事業者のネットワークを利用できる「非常時事業者間ローミング」等により、継続的に通信サービスを利用できる環境を整備することが課題となっている。このため、総務省では、2022年9月から、「非常時における事業者間ローミング等に関する検討会」を開催し、緊急通報をはじめ一般の通話やデータ通信、緊急通報受理機関からの呼び返しが可能なフルローミング方式による非常時事業者間ローミングを、できる限り早期に導入することを基本方針とした第1次報告書を同年12月に取りまとめ、公表した。

また、同検討会において、緊急通報受理機関からの呼び返しに必要なコアネットワークの利用者認証に障害が発生した場合においても緊急通報の発信ができるローミング方式をフルローミング方式と併せて導入する方針を2023年6月に第2次報告書として取りまとめた。2024年5月には、非常時事業者間ローミングの基本的な考え方及び両方式ともに2025年度末頃の導入を目指すスケジュールについて第3次報告書に取りまとめた。

2024年8月に、上記の検討結果に基づく技術基準の整備等、政策決定に係る議論を深めるため、検討の場を情報通信審議会情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会に移行し、同年12月に同審議会から端末設備の技術基準等について一部答申を受けた。

本答申に基づく関連省令の改正等について、2025年1月に情報通信行政・郵政行政審議会に諮問し、同年3月に同審議会から答申を受け、同年5月に公布した。本件に関する改正省令等は同年10月から施行された。

また、非常時事業者間ローミングの円滑な導入を図るため、運用のルールや利用者への周知広報の方法等について、情報通信審議会において検討を行い、2026年2月に同審議会から一部答申を受けた。

これらの取組を踏まえ、MNOは非常時事業者間ローミングを2026年4月1日に導入した。

4 電気通信事故の分析・検証

電気通信事故を抑止し、その影響を小さくするためには、事前の対策に加え、事故発生時及び事故発生後の適切な措置が必要である。総務省は、2015年から「電気通信事故検証会議」を開催し、主に電気通信事業法に定める「重大な事故」及び「重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態」並びに電気通信事業報告規則に定める「事故発生状況の報告」の分析・検証を実施している。同会議では、2024年度に発生した電気通信事故の検証結果等を取りまとめ、2025年12月に「令和6年度電気通信事故に関する検証報告」を公表するとともに、2025年度に発生した電気通信事故については継続的に検証を行った。

電気通信事故が多発する背景には、リスクの洗い出しや評価、ヒューマンエラー防止や訓練、保守運用態勢等、共通する課題が多いと考えられる。このため、個別の事故の背景にある組織・態勢面等の構造的問題及び構造的問題の検証を踏まえた技術基準や管理規程等の規律の見直し、安全対策に係る保守運用態勢に対するガバナンス強化の在り方等について、2023年3月に「電気通信事故に係る構造的な問題の検証に関する報告書」を取りまとめた。本報告書の内容を踏まえ、電気通信事業者自身による各種取組に加え、行政により、電気通信役務の安全・信頼性の確保に係る法令遵守状況等のモニタリングを併せて実施することを目的として、同年7月に「電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングの基本方針」を策定し、初年度である2023年度より検証を実施している。直近では、2024年度の検証の結果概要を2025年6月に電気通信事故検証会議において報告するとともに、当該結果概要を公表し、同年8月に2025年度の検証を開始した。

また、2025年4月から同年8月にかけて、情報通信審議会情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会において「電気通信サービスの利用実態の変化等を踏まえた電気通信事故報告制度の在り方」について検討を行い、同年9月に同審議会から一部答申を受けた。本答申に基づく改正省令について、2026年3月に公布しており、同年4月から施行された。

6 電気通信サービスにおける安心・安全な利用環境の整備

1 電気通信事業分野におけるガバナンスの確保

電気通信事業は、情報通信分野をはじめ様々な分野における革新的なイノベーションを促進するための不可欠な事業であり、デジタル技術の導入による革新的なサービスの提供や社会のDXを促進する観点から、利用者が安心でき、信頼性の高い電気通信サービスの提供を確保していくことが求められている。

総務省では、デジタル時代における安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保に向けて、電気通信事業者におけるサイバーセキュリティ対策とデータの取扱いなどに係るガバナンス確保の在り方を検証し、今後の対策の検討を行うため、2021年5月から「電気通信事業ガバナンス検討会」を開催した。同検討会の提言を踏まえ、大量の情報を取得・管理等する電気通信事業者を中心に、諸外国における規制等との整合を図りつつ、利用者に関する情報の適正な取扱いを促進するため、情報取扱規程の策定・届出の義務付け等の新たな規律を設けるほか、事業者間連携によるサイバー攻撃対策や事故報告制度等の電気通信役務の円滑な提供の確保を目的とした規律を整備することなどを内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律が2022年6月に成立した。総務省では、その後、同年6月から9月まで「特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ」を開催し、特定利用者情報の取扱いに関する規律の詳細について検討を行い、電気通信事業法施行規則を改正して①情報取扱規程の項目、②情報取扱方針の項目、③特定利用者情報の取扱状況の評価項目、④特定利用者情報統括管理者の要件、⑤特定利用者情報の漏えい時の報告内容等について定めた。同法及び改正電気通信事業法施行規

則は、2023年6月に施行された。また、特定利用者情報の取扱いに関する規律に基づき、同年12月に特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者を告示により指定し、2024年1月より指定が適用された。

2 電気通信事業分野における消費者保護ルールの整備

ア　概要

電気通信サービスの高度化・多様化により、多くの利用者に利便性の向上や選択肢の増加がもたらされる一方で、利用者と事業者の間の情報格差、事業者の不適切な勧誘等により、トラブルも生じている。こうしたトラブルを防止し、消費者が電気通信サービスの高度化・多様化の恩恵を享受できるようにするため、総務省では、電気通信サービスに係る消費者保護ルールを整備し、これを適切に執行するとともに、必要に応じてその見直しを行っている。

イ　消費者保護ルールの実効性確保

（ア）苦情・相談等の受付や関係者との連携、行政指導等の実施

総務省では、「総務省電気通信消費者相談センター」を設置し、消費者からの情報提供を受け付けている[*5]。また、電気通信消費者支援連絡会[*6]を全国各地域で毎年2回ずつ開催し、関係者の間で情報共有・意見交換を実施している。このような取組を通じて得られた情報を踏まえ、必要に応じて行政指導や消費者庁と連携した対応等により、電気通信サービスに係る消費者保護ルールの実効性の確保を図っている。

このほか、関係団体における消費者保護ルールの遵守に向けた自主的取組の促進も図っている。

（イ）モニタリングの実施

総務省では、「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」を策定し、消費者保護ルールの運用状況についてモニタリングするとともに、有識者や関係の事業者団体が参加し、関係者の間で共有・評価等を行っている。

具体的には、「消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合[*7]」を開催し、電気通信事業分野の苦情・相談等について、電気通信サービス全体の傾向に加えて、MNO、MVNO、FTTHといったサービス種別ごとの傾向についても分析しているほか、個別のテーマ[*8]についての分析、実地調査（覆面調査）、個別事案の随時調査の結果等を踏まえ、消費者保護ルールの実施状況について評価・総括を行っている。また、事業者等による改善に向けた取組の状況のフォローアップも実施している。

総務省では、この会合における評価を踏まえ、実地調査の対象となった電気通信事業者に対し、改善すべき点を指導するとともに、事業者団体等に対し、業界としての取組や会員への周知などの対応を要請している。また、この会合における分析結果や評価については、消費者保護ルールの見直しの検討や事業者の自主的な取組の推進に活用されている。

ウ　消費者保護ルールの見直し

総務省では、2020年6月から、「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」において議論を行い、

＊5　電話及びウェブにより11,939件（2025年度）の苦情相談等を受け付けている。
＊6　各地の消費生活センターや電気通信事業者団体などを構成員として、電気通信サービスに係る消費者支援の在り方についての意見交換を行う総務省主催の連絡会。
＊7　後述の2025年度調査の結果以降は、消費者保護政策委員会で取り扱うことが想定されている。
＊8　2025年度においては、①通信速度等に関する苦情相談、②高齢者の苦情相談、③FTTHの電話勧誘に関する苦情相談、④出張販売に関する苦情相談を扱った。

電気通信市場の変化や消費者トラブルの状況を踏まえ、消費者保護ルールを累次にわたり見直し、その拡充を図ってきた。2025年8月に公表した「消費者保護ルールの在り方に関する検討会報告書2025」においては、提供条件説明に関する利用者理解の向上、「頭金」[*9]の状況、据置型Wi-Fiサービスの状況等について整理し対応の方向性を取りまとめた。同報告書を踏まえ、消費者に向け「携帯電話の端末販売価格は、同一機種・同一キャリアであっても店舗によって価格が異なること」の注意喚起[*10]を行ったほか、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」を改正し、据置型Wi-Fiサービスを念頭に、解約時に発生する端末の残債等の条件について、契約時に明確に説明すべきである旨を明示した。

こうした取組にもかかわらず、電気通信分野の苦情相談件数は依然として年間7万件程度と高い水準にあり、また、サービス及び料金のプランの多様化・複雑化や社会全体のDXの進展といった市場環境の変化が進む中で、今後、新たな消費者トラブルが発生することも想定される。このような状況下で、消費者が電気通信サービスを安心・安全かつ便利に利用できる環境を整備していくため、2025年10月に情報通信審議会電気通信事業政策部会に「消費者保護ルールの更なる適正化とDX時代への対応の在り方」を諮問し、同部会の下に設置された消費者保護政策委員会において議論を行っている[*11]。

3 通信の秘密・利用者情報の保護

ア　概要

スマートフォン、IoT等を通じて、様々なヒト・モノ・組織がインターネットにつながり、大量のデジタルデータの生成・集積が飛躍的に進展するとともに、AIによるデータ解析等を駆使した結果が現実社会にフィードバックされ、様々な社会的課題を解決するSociety 5.0の実現が指向されている。

この中で、様々なサービスを無料で提供するプラットフォーム事業者の存在感が高まっており、利用者情報が取得・集積される傾向が強まっている。また、生活のために必要なサービスがスマートフォン等経由でプラットフォーム事業者により提供され、人々の日常生活におけるプラットフォーム事業者の重要性が高まる中で、より機微性の高い情報についても取得・蓄積されるようになってきている。

利用者の利便性と通信の秘密やプライバシー保護とのバランスを確保し、プラットフォーム機能が十分に発揮されるようにするためにも、プラットフォーム事業者がサービスの魅力を高め、利用者が安心してサービスが利用できるよう、利用者情報の適切な取扱いを確保していくことが重要である。

イ　利用者情報の更なる保護に向けた検討

総務省で開催する「プラットフォームサービスに関する研究会」で、「プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ」を設置して議論を行った結果を踏まえて取りまとめられた「中間とりまとめ」（2021年9月）では、電気通信事業法等における規律の内容・範囲等について、EUにおけるeプライバシー規則（案）の議論も参考にしつつ、Cookie、位置情報等を含む利用者情報の取扱いについて具体的な制度化に向けた検討を進めることが適当であると考えられるとされた。本取りまとめを踏まえ、電気通信事業者が利用者に電気通信サービスを提供する際に、情報を外部送信する指令を与える電気通信を送信する場合に利用者に通知・公表といった確認の機会を付与することの義務付けなど（以下「外部送信規律」という。）を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法

＊9　端末販売価格は店舗ごとに異なり、分割払い時の所定の割賦払い額のほか、店舗ごとに設定する額（0円の場合もあり。）を含む形で設定されている。
＊10　https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban08_03000446.html
＊11　①消費者への説明の充実の在り方、②交渉力の低い消費者の保護の在り方、③法令遵守を確保するための措置の在り方、④DXの進展を踏まえた消費者保護ルールの在り方、⑤その他必要と考えられる事項を検討課題としている。

律が2022年6月に成立した。総務省では、その後、同年6月から9月まで同ワーキンググループを開催し、外部送信規律の詳細について検討を行い、電気通信事業法施行規則を改正し、規律対象者、通知・公表すべき事項、通知・公表の方法等について定めた。同法及び改正電気通信事業法施行規則は2023年6月に施行された。

2024年2月から、総務省で開催する「ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会」及び同研究会の下に設置された「利用者情報に関するワーキンググループ」において、スマートフォン上の利用者情報の更なる保護に向けて、アプリケーション提供者等の関係事業者が利用者情報を取り扱う上で実施することが望ましい事項をまとめた「スマートフォン・プライバシー・イニシアティブ」の改定の議論を行い、同年11月、外部送信規律の導入等の国内制度の改正や、諸外国及び民間事業者の動向の変化を踏まえ、ダークパターンの回避やセキュリティの確保等について新たに規定した「スマートフォン・プライバシー・セキュリティ・イニシアティブ」（以下「SPSI」という。）を公表した。さらに、同年12月から、スマートフォン利用の低年齢化等を踏まえ、同ワーキンググループにおいてSPSIの見直しに関する議論を行い、2025年9月、新たに青少年保護に関する事項を追加するとともに、関係事業者が参照しやすいよう、望ましいとされる度合いに応じて記載を整理する改定を行った。

4 電気通信サービスの不適正利用対策

総務省では、電気通信サービスの不適正利用対策等を通じて、国民が安心してICTサービスを利用できる環境の整備に取り組んでいる。

まず、電話の不適正利用対策として、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」（平成17年法律第31号。以下「携帯電話不正利用防止法」という。）において、事業者へ携帯電話契約時等の本人確認の義務付け、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成19年法律第22号）において電話受付代行業者や電話転送サービス事業者を特定事業者と定め、取引時の本人確認の義務付け等を行っている。2026年にはデータ通信SIMについても契約時等の本人確認を義務付けるよう、携帯電話不正利用防止法の改正を行った。また、迷惑メール対策としては、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」（平成14年法律第26号）により事前同意のない広告宣伝メールの送信を禁止等している。

近年、特殊詐欺を含む詐欺の手口が一層複雑化・巧妙化し、被害も増加するなど、不適正利用対策を巡る環境が変化している。政府全体では、こうした被害から国民を守るため、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」を策定し、総務省もそれらに基づいた様々な取組を実施している。主な取組としては、国際電話の悪用による特殊詐欺を防ぐため、希望者が国際電話を円滑に利用休止できるよう、通信事業者へ要請するなど、取組を進めている。また、2025年6月には「迷惑電話対策相談窓口（通称：でんわんセンター）」を設置し、国民の皆さまからの電話に関する相談を受け付けている。さらに、詐欺メール等の受信防止のために、通信事業者とともに、フィッシングメール対策の強化、なりすまし防止技術の推進等を進めている。加えて、「ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会」及び同研究会の下に設置された「不適正利用対策に関するワーキンググループ」では関連する課題の検討を、随時行っている。

7 電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁など

1 電気通信紛争処理委員会の機能

電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）は、電気通信事業者間、放送事業者間等で生じた紛争を迅速・公正に処理するための専門組織であり、現在、総務大臣により任命された委員5名及び

特別委員８名が紛争処理にあたっている。

委員会は、①あっせん・仲裁、②総務大臣からの諮問に対する審議・答申、③総務大臣に対する勧告という３つの機能を有している。

また、委員会事務局では電気通信事業者、放送事業者等のための相談専用電話や相談専用メールによる相談窓口を設けており、電気通信事業者等の間の紛争に関する問合せ・相談等に対応しているほか、委員会専用ウェブサイトを開設し、円滑な紛争解決に資するよう上記①、②及び③の各手続の解説や紛争事例を集成した「電気通信紛争処理マニュアル」やパンフレット等を公開している。

関連データ　電気通信紛争処理委員会の機能の概要

URL：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/outline/about.html

ア　あっせん・仲裁

あっせんは、電気通信事業者間、放送事業者間等で紛争が生じた場合において、委員会が委員・特別委員の中から「あっせん委員」を指名し、あっせん委員が両当事者の歩み寄りを促すことにより紛争の迅速・公正な解決を図る手続であり、必要に応じて、あっせん委員があっせん案を提示する。両当事者の合意により進められる手続のため、強制されることはないが、あっせん手続を経た上で両当事者の合意が成立した場合には、民法上の和解が成立したことになる。

仲裁は、原則として、両当事者の合意に基づき委員会が委員・特別委員の中から３名を「仲裁委員」として指名し、仲裁委員（仲裁廷）による仲裁判断に従うことを合意した上で行われる手続であり、仲裁判断には当事者間において、仲裁法の準用により確定判決と同一の効力が発生する。

イ　総務大臣からの諮問に対する審議・答申

電気通信事業者間、放送事業者間での協議が不調になった場合などに、電気通信事業法又は放送法の規定に基づき、当事者は総務大臣に対して協議命令の申立て、裁定の申請等を行うことができる。

総務大臣は、これらの協議命令、裁定等を行う際には、委員会に諮問しなければならないこととされており、委員会は、総務大臣から諮問を受け、これらの事案について審議・答申を行う。

ウ　総務大臣への勧告

あっせん・仲裁、諮問に対する審議・答申を通じて明らかになった競争ルールの改善点等について、委員会は、総務大臣に対し勧告することができる。なお、総務大臣は、委員会の勧告を受けたときは、その内容を公表することになっている。

2 委員会の活動の状況

2025年度において、接続のための工事・網改造等に関する紛争についてのあっせん申請が１件あり、委員会において処理中である（令和８年３月31日現在）。その他、相談窓口において、11件の相談対応を行った。

なお、2001年11月の委員会設立から2026年３月末までに、あっせん72件、仲裁３件の申請を処理し、総務大臣からの諮問に対する答申12件、総務大臣への勧告３件を実施している。

関連データ　あっせんの処理状況

URL：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/case/number.html

第3節　電波政策の動向

1　概要

1　これまでの取組

電波は、携帯電話、警察、消防等、国民生活にとって不可欠なサービスの提供等に幅広く利用されている有限・希少な資源であり、国民共有の財産であることから、公平かつ能率的な利用を確保することが必要である。具体的には、電波は、同一の地域で、同一の周波数を利用すると混信が生じる性質があるため、無秩序に利用することはできず、適正な利用を確保するための仕組が必要であるほか、周波数帯によって電波の伝わり方や伝送できる情報量等が異なるため、周波数帯ごとに適した用途で利用することが必要となる。さらに、その出力等によっては国境を越えて伝搬する性質を持つことから、電波利用にあたっては条約等の国際的な取決めや調整を行うことが必要である。

「無線電信及無線電話ハ政府之ヲ管掌ス」とされた旧無線電信法に代わり、電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする電波法が1950年に制定されて以降、我が国では、国民共有の財産である電波の民間活用を推進してきており、今や電波は国民生活にとって不可欠なものになっている。

総務省では、国際協調の下での周波数の割当て、無線局の免許を行うとともに、混信・妨害や電波障害のない良好な電波利用環境のための電波監理、電波資源拡大のための研究開発や電波有効利用技術についての技術試験事務等の取組を行ってきている。

2　今後の課題と方向性

電波は、5GからBeyond 5Gへの進化に代表されるように、次世代モビリティ、スマート社会等、新たなビジネスの基盤になっており、ワイヤレスネットワークは、陸・海・空・宇宙を包含した統合的なものへ発展しつつある。また、社会のデジタル化の進展に伴い、無線利用が加速しており、ワイヤレス技術の導入がデジタルビジネス成否の重要な鍵となってきている。技術革新が新しいワイヤレスシステムやサービスとして速やかに実装され、経済成長に繋がるよう、電波利用環境を整備していくことが求められている。

そのため、更なる電波の有効利用を図るべく、あらゆる空間における電波利用の拡大に対応するための非地上系ネットワーク（NTN：Non-Terrestrial Network）等の実現に必要な制度整備や、無線局免許手続等の簡素化・柔軟化・迅速化、急増する電波需要に対応するための周波数の移行・再編・共用の推進等、電波の利用拡大に向けた取組が求められるとともに、自然災害への対応、電波の適正利用確保等、安全・安心な社会の実現に資する取組が合わせて求められる。

2　社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方

電波の利用は、技術の進展に伴い、陸・海・空・宇宙などあらゆる空間・あらゆる社会経済活動において普及・進化しており、イノベーション創出の源泉となっている。そのため、電波をデジタル社会の成長基盤として、ビジネスチャンスの一層の拡大につなげることが重要である。

このような背景の下、総務省は、2023年11月から「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会」を開催し、デジタルビジネス拡大に向け、電波利用の将来像や、電波有効利用に向けた新たな目標設定と実現方策等について検討を行い、2024年8月に報告書を取りまとめた。総務省は、同懇談会における議論を踏まえ、総務省が取り組むべき施策を盛り込んだ「WX推進戦略アクションプラン」を

策定した。

同アクションプランにおいては、WX（ワイヤレストランスフォーメーション）を推進するため、①陸・海・空・宇宙などあらゆる空間における電波利用の急拡大への対応、②周波数ひっ迫の中で需要が急増する電波の柔軟な利用のための移行・再編・共用、③インフラとしてのワイヤレスネットワークを安心・安全に、安定して利用できる環境の整備、④デジタルビジネス拡大の源泉となる電波の適正な利用を確保するための電波利用料制度についての総務省の取組内容を具体化している。

総務省は、「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会」の報告書及びWX推進戦略アクションプランを踏まえ、必要な制度整備を実施したほか、電波の有効利用を促進し、情報通信技術の進展等に対応した規制の合理化を図るため、特定高周波数無線局を開設することのできる者を価額競争により選定する制度の創設、無線局の免許状等及び基幹放送事業者の認定証のデジタル化、電波利用料制度の見直しなどを内容とする「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」を2025年2月に国会に提出し、同法律は同年4月に成立した。

また、社会環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し、電波の公平かつ能率的な利用を通じて国民生活の利便性向上、地域の課題解決及び持続的経済成長を実現するため、国が取り組むべき電波の有効利用の推進の在り方について包括的に検討することが必要であることから、2025年2月、情報通信審議会に「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」を諮問し、これを受け、同審議会　情報通信技術分科会の下に「電波有効利用委員会」を設置した*1（図表Ⅱ-2-3-1）。

図表Ⅱ-2-3-1　電波有効利用委員会の概要

■ 社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進に関する事項を審議するため、令和７年２月、情報通信技術分科会の下に新たな委員会として「電波有効利用委員会」を設置。

■ 「電波環境分野の在り方」「電波監視の在り方」「価額競争の実施方法」「無線設備の認証の在り方」「重点技術」「航空分野における電波利用政策の在り方」「携帯電話等周波数の有効利用」については作業班を設置し細部を検討。

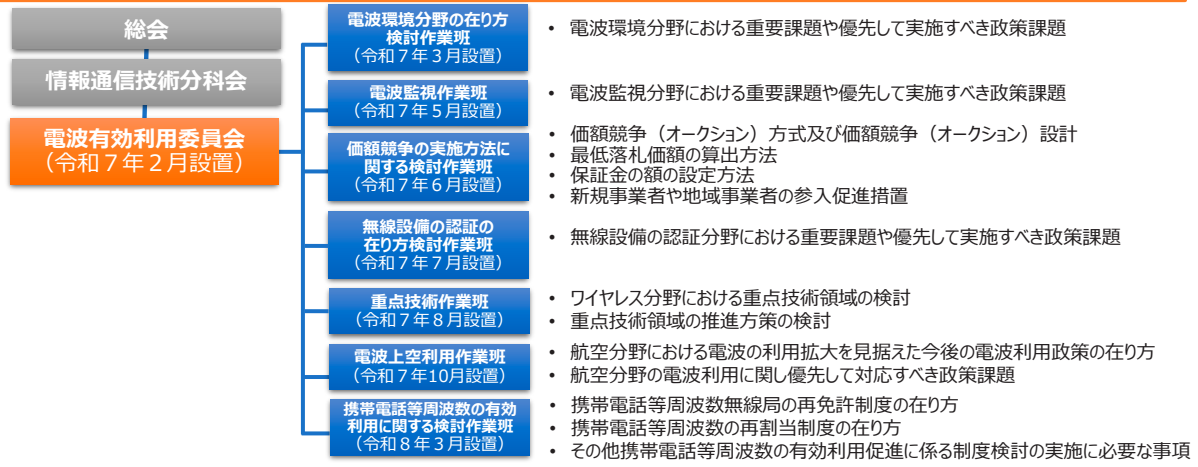

＜構成員＞

氏名	役職
藤井 威生（主査）	電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授
太田 香	東北大学　大学院　情報科学研究科　教授
大谷 和子（主査代理）	株式会社日本総合研究所　執行役員
黒坂 達也	株式会社企 代表取締役 慶應義塾大学　X Dignity センター 副代表

氏名	役職
猿渡 俊介	大阪大学 大学院 情報科学研究科 教授
瀧 俊雄	株式会社マネーフォワード 執行役員
中島 美香	中央大学 国際情報学部 教授
西村 真由美	公益社団法人 全国消費生活相談員協会 常務理事
林 秀弥	名古屋大学　大学院　法学研究科　教授
矢入 郁子	上智大学 理工学部情報理工学科 教授
安田 洋祐	政策研究大学院大学 教授

＊1　電波有効利用委員会の概要については、政策フォーカス「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方に関する検討」を参照。

3　デジタルインフラ整備の推進

1　5Gの普及・展開

ア　5Gの特長等

5Gでは、4Gを発展させた「超高速」だけでなく、遠隔地でもロボット等の操作をスムーズに行うことができる「超低遅延」、多数の機器が同時にネットワークにつながる「多数同時接続」等の特長を持つ通信が可能となる（図表Ⅱ-2-3-2）。そのため、5Gは、あらゆる「モノ」がインターネットにつながるIoT社会を実現する上で不可欠なインフラとして大きな期待が寄せられている。実際に、トラクターの自動運転、AIを利用した画像解析による製品の検査、建設機械の遠隔制御等、様々な地域・分野において、5Gを活用した具体的な取組が進められているところである。

図表Ⅱ-2-3-2　5Gの特長

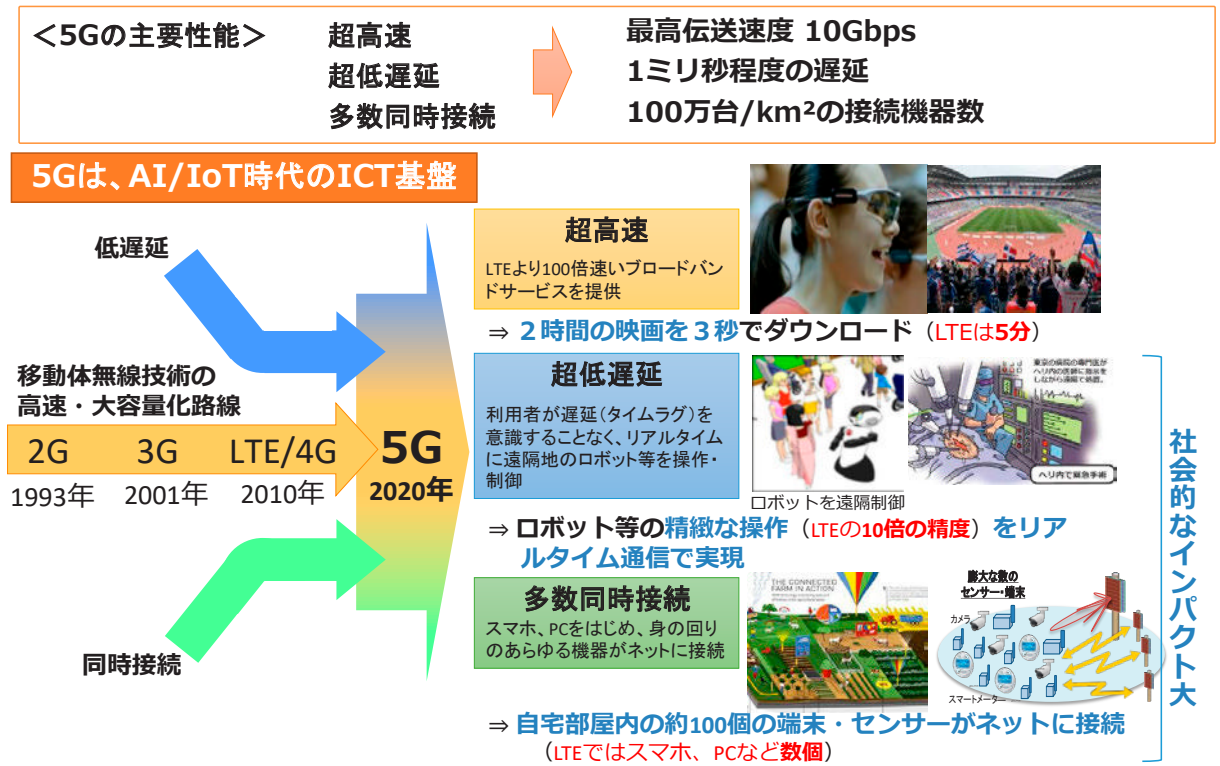

総務省では、5Gは経済や社会の世界共通基盤になるとの認識の下で、国際電気通信連合（ITU）の5Gの国際標準化活動に積極的に貢献している。

イ　「デジタルインフラ整備計画2030」に基づく5G等の整備

5Gをはじめとするモバイルネットワークは、国民生活や経済活動に深く浸透しており、その一層の充実を図ることは、社会全体のデジタル化を推進し、急速な人口減少・高齢化の中で社会機能を維持・発展させていくために必要不可欠である。

我が国においては、2019年4月に初めての5G用周波数の割当てを行って以降、累次にわたり5G普及を促進するための制度整備や周波数の追加割当て等を実施している。

2022年3月には、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」を策定し、5G人口カバー率を2025年度末に全国で97%とすること等の目標を掲げ、5Gインフラの整備を進めてきた。その結果、2024年度末時点の5G人口カバー率は全国で98.4%となり、2025年度末の整備目標を前倒しで達成した。

2025年6月には、「デジタルインフラ整備計画2030」を策定し、2030年度末に、5G基地局数を60万局、5G人口カバー率を全国・各都道府県で99%とするなどの目標に加え、AIの普及等により、モバイル通信量の更なる増加が見込まれる中、通信需要や利活用シーンに応じたメリハリ及び厚みのある5Gインフラの整備や5Gの特長を活かした高度な通信サービスを実現するため、高速・大容量通信を可能とする高周波数帯（サブ6[*2]・ミリ波[*3]）の活用や、多数同時接続や低遅延を活かした通信サービスが可能となる5G SA（Stand Alone）といった新技術等の普及を推進するための目標や地域BWAの高度化の促進等を定めた。

また、地域の安全・安心の確保や地域活性化の観点から、人口カバー率の対象外となっている非居住地域を含めた「どこでもつながる」通信環境の確保を進めるため、道路等の非居住地域であっても通信環境の確保が求められる地域については、多様な手段によるインフラ整備が進んでいる姿を目指すこととしている（図表Ⅱ-2-3-3）。

なお、日本における5G（NSA方式＋SA方式）の基地局数[*4]は、2025年3月時点で30.7万局となり、このうちSA方式の通信が可能な基地局は15.6万局となり昨年度と比較して増加した（＋5.1万局）[*5]。

図表Ⅱ-2-3-3　2030年頃を見据えたモバイルネットワークの整備イメージ

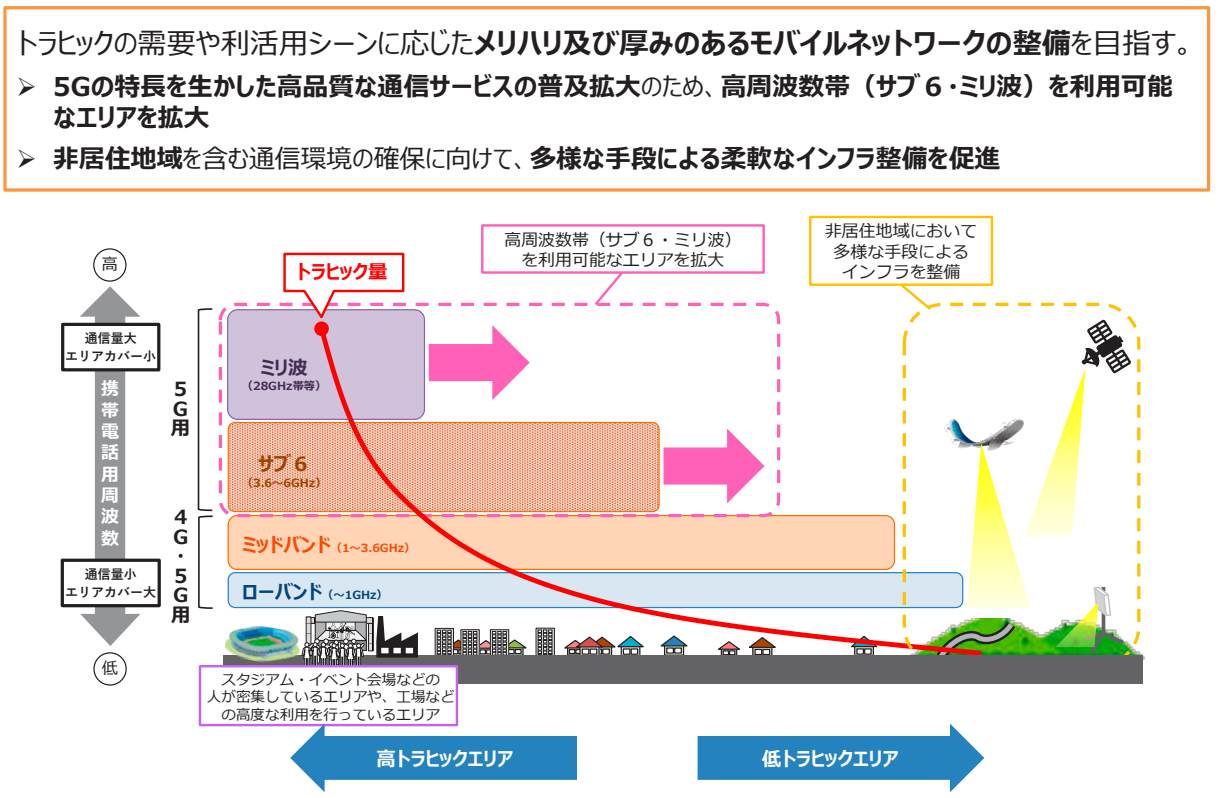

ウ　新たな周波数割当方式としての価額競争の実施

2025年4月に公布された「電波法及び放送法の一部を改正する法律」（令和7年法律第27号）により、6GHzを超える高い周波数帯を対象として新たな周波数割当方式である価額競争制度が導入された。

＊2　携帯電話用に割り当てられた3.6GHz超6GHz以下の帯域をいう。
＊3　携帯電話用に割り当てられた6GHz超の帯域をいう。
＊4　陸上移動中継局を含み、屋内小型基地局及びフェムトセル基地局を除く。
＊5　総務省「令和7年度携帯電話及び全国BWA等に係る電波の利用状況調査の調査結果について（概要版）」〈https://www.soumu.go.jp/main_content/001049832.pdf〉（企業ごとの基地局数についても同URLを参照）

また、同年5月から6月にかけて、総務省において26GHz帯及び40GHz帯を対象として5Gの利用意向調査を実施したところ、26GHz帯について一定の利用意向が示された。

これらの背景を踏まえ、26GHz帯を対象として価額競争による周波数割当てを実施するため、情報通信審議会において価額競争の実施方法について検討が行われ、同年12月に一部答申が取りまとめられた。

同答申を踏まえ、総務省において価額競争の実施方法の更なる検討を進め、2026年3月に「26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針」が制定された。同指針では、26GHz帯を5Gに割り当てるため、全国を割当区域とする「全国枠（25.8～26.2GHz）」と市町村を割当区域とする「地域枠（26.8～27.0GHz）」を1枠ずつ設けるとともに、新規事業者・地域事業者の参入促進措置として、地域枠は、新規事業者・地域事業者の専用枠とすることとした（図表Ⅱ-2-3-4）。

同年3月から4月にかけて、総務省において同指針に係る価額競争の参加申請を受け付けたところ5者から申請があり、同年6月に、申請のあった5者を対象として価額競争を実施した。その結果、株式会社NTTドコモが全国枠、株式会社JTOWERが地域枠のうち13地域、ハイテクインター株式会社が地域枠のうち21地域を落札した。

図表Ⅱ-2-3-4　26GHz帯における周波数割当てについて

- 利用意向調査において一定の利用意向が示された**26GHz帯**について、既存無線局との共用可能性が高い周波数帯を、今回の価額競争による割当ての対象とする。
- 「全国各地の様々なニーズに応じた柔軟な基地局展開」、「地域のエリアを選択的に整備」の双方のニーズに応じるため、**全国枠**と**地域枠**を**1枠ずつ**設け、**全国枠の周波数を400MHz幅**（25.8～26.2GHz）、**地域枠の周波数を200MHz幅**（26.8～27.0GHz）とする。
- **地域枠**については、**市町村を割当区域**※とする。
  ※ 特別区については、23区を1つの区域とする。
- 新規事業者・地域事業者の参入を促進するための措置として、**地域枠は、新規事業者・地域事業者向けの専用枠**とする。

割り当てる周波数

- 25.8～26.2GHz：**全国枠**（全国が割当区域）
- 26.8～27.0GHz：**地域枠**（市町村が割当区域　×　新規事業者・地域事業者向けの**専用枠**）

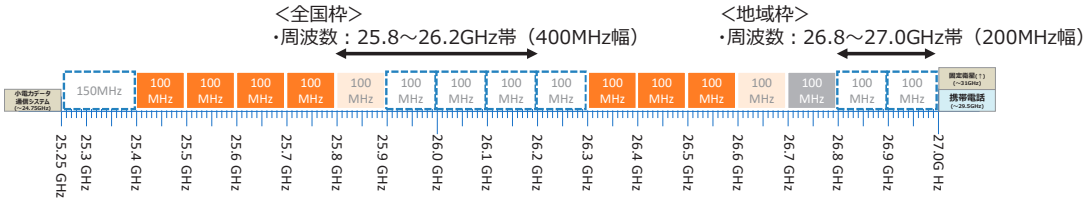

無線通信システム

- 第5世代移動通信システム（**5G**）

既存無線局との共用可能性　高（FWA）　高（FWA）　低（公共業務用無線局）　低

認定期間

- 特定高周波数無線局の認定の有効期間は、**10年間**

2 災害時にもつながる環境の構築に向けて

2024年1月に発生した石川県能登地方の地震では情報通信インフラにも多大な影響が及び、携帯電話が長時間にわたって利用できない状態が発生するなど、被災地での情報取得や救助活動に支障が生じた。また、避難所や災害対策拠点の通信確保のため、新たに衛星インターネット機器等が有効活用されたが、通信事業者等が不在時には据付や設定等で苦労する場面があった。こうした教訓も踏まえ、総務省では、災害時における停電や伝送路断による携帯電話基地局の停波等を回避するため、大容量化した蓄電池等の設置や衛星回線の活用、光ファイバの2ルート化による携帯電話基地局機能の強靱化の推進

に取り組むとともに、官民が連携して通信復旧にあたる支援体制の確立に向けて取り組むこととしている。

3 Beyond 5G

5Gの次の世代の情報通信インフラ「Beyond 5G（6G）」は、2030年代のあらゆる産業や社会活動の基盤となることが見込まれている。総務省では、2020年6月に「Beyond 5G推進戦略 －6Gへのロードマップ－」を、2024年8月に「AI社会を支える次世代情報通信基盤の実現に向けた戦略 -Beyond 5G推進戦略2.0 -」を取りまとめ、5Gの徹底的な普及・活用の促進、トラヒック需要の拡大に対応した周波数確保、無線アクセスネットワーク（RAN）の高度化に向けた取組等を推進している。

同戦略に基づき、総務省では、オープンな規格を用いた基地局機器の相互接続・運用試験環境の高度化やAIを活用したRAN制御の効率化、HAPS（High Altitude Platform Station）に関する技術実証を通じた国内導入に必要な制度整備・HAPS通信の高速大容量化に関する研究開発等を実施している。

また、国際電気通信連合 無線通信部門（ITU-R）は無線通信技術や電波の周波数等に関する国際標準の検討・策定を担っており、このうち、携帯通信を担当し、我が国が議長ポストを確保している第5研究委員会（SG5）5D作業部会（WP5D）では、2030年頃の完成を目標に6Gに係る標準化を進めている他、6Gを念頭に利用可能な周波数帯の検討を行っている。総務省は、国内の関係機関・事業者と連携して、日本寄与文書の入力等を通じて同作業部会における標準化活動を推進している。また、同作業部会における我が国のプレゼンスの維持・向上のため、同会合を2025年6月に日本で開催した。

4 先進的な電波利用システムの推進

1 非地上系ネットワーク

HAPS、衛星通信等の非地上系ネットワーク（NTN）は、陸・海・空・宇宙をつないで離島、海上、山間部等を効率的にカバーし、通信インフラが未整備の地域に対しても通信サービスの提供が可能である。また、自然災害をはじめとする非常時等の通信手段としても有用である。

総務省では、「デジタルインフラ整備計画2030」（2025年6月策定）に基づき、NTNの早期国内展開等に向け、関連する制度整備を進めるなど、サービス導入を促進する取組を推進している。

具体的には、HAPSについて、研究開発支援のほか、電波法を改正して携帯電話基地局等の開設場所として現行の「陸上」に「成層圏以下の空域」を追加するとともに、2026年4月に「電波法施行規則」（昭和25年電波監理委員会規則第14号）等の改正を行った。また、HAPSで利用可能な周波数を拡大するための周波数の確保にも取り組んでいる。2023年の世界無線通信会議（WRC-23）では、我が国が議論をリードし、1.7GHz帯、2GHz帯及び2.6GHz帯は、全世界で、700MHz帯は、第1地域（欧州、アフリカ）・第2地域（北南米）では地域全体で、第3地域（アジア）では我が国を含む14か国で、HAPSの携帯電話用基地局としての利用が可能となる決定が行われた。

また、衛星通信については、これまで、多数の非静止衛星を一体的に運用し、高速大容量の通信サービスを提供する衛星コンステレーションの導入、携帯電話端末と人工衛星との直接通信サービスの実現等に必要な制度整備を行ってきたところ、引き続き周波数の確保、制度整備等を推進していく。

2 無線LANの高度化

無線LANは、IEEE（米国電気電子学会）において策定された標準規格が、スマートフォン等に組み込まれ世界的に使用されている。国内でも、駅・空港等の公共の場にアクセスポイントが設置され、オフィスや家庭のみならず、屋外のサービスや学校教育での利用、災害被災地での通信確保等、社会イン

フラとして国民の重要な通信インフラの一つになっている。将来のモバイル通信のトラヒック増や多様な利用ニーズに対応可能な無線LANシステムの実現が求められる中、海外における動向も踏まえつつ、周波数帯域の拡張を含め無線LANの高度化を進めている。

近年、米国やカナダでは6GHz帯（5925MHz-6425MHz）及び6.5GHz帯（6425MHz-7125MHz）において、屋内外で使用できる高出力なSP（Standard Power：標準出力）モードが導入されており、スタジアム等、多数の利用者が密集し、高速かつ大容量の通信が求められる環境において活用されている（図表Ⅱ-2-3-5）。また、その他の国々においても、SPモードの導入に向けた動きがある。

我が国においては6GHz帯における低出力の利用のみが認められている状況にあり、6GHz帯及び6.5GHz帯におけるSPモードの導入に向けた検討（6.5GHz帯については周波数帯域の拡張を含む。）を進めることとしている。SPモードの利用に際しては、既存無線局との周波数共用のため、AFC（Automated Frequency Coordination：自動周波数調整）システム*6が必要となる。

このため、2024年より、米国やカナダの例を参考にしつつ、我が国におけるAFCシステムの運用体制や運用モデルの在り方等に関する基本的な考え方の整理や、AFCシステムに必要となる技術的要件の検討を行い、2026年3月に6GHz帯及び6.5GHz帯における無線LANのSPモードに関する技術的条件案を取りまとめた。今後、制度化に向けた取組を進めることとしている。

図表Ⅱ-2-3-5　SPモードの利用シーン

◆屋外において、**高速・大容量・安定性**の高い通信が必要なケース

屋外（スタジアム・競技場での利用シーン）

スタジアム・競技場の特徴

- 多くのユーザが密集している環境において、高速・大容量で、安定性の高い通信（従来Wi-Fiでは、DFSによる通信停止が課題）が要求される。
- エリア（敷地）が比較的広く、エリアの隅まで漏れなくカバーし、かつ、多数のユーザの大容量トラフィックを処理する必要があることから高密度でAPを設置しなければならず、**屋外で多くのチャネル**が必要

（出典）「情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会（第11回）資料11－7」（（一社）無線LANビジネス推進連絡会）

3 ドローンにおける電波利用の拡大

近年、農業、インフラ点検、物流、災害対応、エンターテインメント等の様々な分野でドローンの利用が進んでいる。ドローンの利用にあたって電波の活用は必要不可欠であり、例えば、ドローンの個体識別情報となるリモートIDの送信、地上からドローン機体を制御するためのコマンド送信、ドローンで撮影した映像を操縦者等に伝送するための画像伝送用通信等、それぞれの用途に適した各種の無線システムが利用されている（図表Ⅱ-2-3-6）。

*6　6GHz帯及び6.5GHz帯を利用する既存の無線局等への有害な干渉を回避するために、自動的に利用可能な周波数と最大送信電力を通知するシステム。

図表Ⅱ-2-3-6　ドローンに利用されている無線システム（2025年12月現在）

無線システム名称/無線局種	周波数帯	最大送信出力	(参考)※5 伝送速度	(参考)※5 通信距離	(参考)※5 利用形態	無線局免許	特徴、利用用途
ラジコン操縦用微弱無線	73MHz帯等	※1	5kbps	1km程度	操縦	不要	ホビー用途等で手軽に利用可能 産業では農薬散布での利用が主体
特定小電力無線局	920MHz帯	20mW	～1Mbps	500m程度	操縦 データ伝送	不要※2	操縦用として利用
2.4GHz帯無線LAN(小電力データ通信システム)	2.4GHz帯(2400～2483.5MHz)	10mw/MHz(FH方式は3mW/MHz)	～54Mbps	1km程度	操縦 画像伝送 データ伝送	不要※2	操縦・画像伝送等の用途で最も普及。利用者が多いため混雑。
5.2GHz帯無線LAN(5.2GHz帯高出力データ通信システム)	5.2GHz帯	200mw	数十Mbps	数百m程度	操縦 画像伝送 データ伝送	不要※2※3	主に空撮、インフラ点検、測量等で利用
無人移動体画像伝送システム	169MHz帯	10mW	～数百kbps	5km程度	操縦 データ伝送	要	主に空撮、インフラ点検、測量等で利用 (操縦・制御のバックアップ等に使用)
	2.4GHz帯(2483.5～2494MHz)	1W	～数十Mbps	10km程度	操縦 画像伝送 データ伝送	要	主に空撮、インフラ点検、測量等で利用
	5.7GHz帯	1W	数十Mbps	5km程度	操縦 画像伝送 データ伝送	要	主に空撮、インフラ点検、測量等で利用
携帯電話（4G/5G）	800MHz帯等	200mW(基地局制御)	数十Mbps	携帯電話のエリア内	操縦 画像伝送 データ伝送	※4	見通し外通信や遠隔運用が可能であり、インフラ点検、物流、映像配信等で利用。ただし、携帯電話のエリア外では利用不可。
全国BWA	2.5GHz帯	800mW	数十Mbps	全国BWAのエリア内	操縦 画像伝送 データ伝送	※4	見通し外通信や遠隔運用が可能であり、インフラ点検、物流、映像配信等で利用。ただし、全国BWAのエリア外では利用不可。
地域BWA、自営等BWA	2.5GHz帯	800mW	数十Mbps	3km程度	操縦 画像伝送 データ伝送	要	主に空撮、インフラ点検、測量等で利用
ローカル5G	4.7GHz帯 28GHz帯	※6	数Gbps	数百m程度	操縦 画像伝送 データ伝送	要	高精細映像伝送、イベント運営で利用。

※1　500mの距離において、電界強度が200μV/m以下
※2　免許を要しない無線局については、無線設備が電波法に定める技術基準に適合していることを事前に確認し、証明する「技術基準適合証明又は工事設計認証」を受けた無線設備を使用する場合に限る⇒ 右図の「技適マーク」が表示された無線設備のみ使用可能
※3　既存無線局との共用のため厳密に台数管理をする必要があることから登録局制度の対象
※4　携帯電話事業者又は全国BWA事業者の免許で運用
※5　法令に規定はなく、メーカー等のヒアリングによるもの
※6　4.6～4.8GHz:200mW、4.8～4.9GHz:800mW、28.2～29.1GHz：3.16W

総務省では、ドローンの利活用ニーズの拡大を踏まえ、上空での電波利用環境の向上に向けた取組を推進している。主なものは以下のとおりである。

○携帯電話等の上空利用

携帯電話をドローン等に搭載し、携帯電話網を利用してドローンの制御や画像・データ伝送等を行いたいとのニーズを踏まえ、総務省では、800MHz帯、900MHz帯、1.7GHz帯及び2GHz帯のFDD方式の周波数帯について、2020年12月に簡易な手続でLTEの上空利用を、また、2023年4月に高度制限の撤廃や5G方式の利用を可能とする制度整備を行った。さらに、ドローン等による撮影動画データの高速アップロード等のニーズに対応するため、2025年5月、5Gやローカル5G等で使用するTDD方式の周波数帯の上空利用を可能とする制度整備を行った。

○5.8GHz帯ドローン用特定実験試験局

米国・欧州・中国・韓国等の諸外国においては、5.8GHz帯を使用するドローンが広く普及している。我が国では5.8GHz帯はITS用の無線システムであるDSRC等に使用されているが、日本でも5.8GHz帯を使用した機能検証を行いたいとのニーズもあることから、総務省では、簡易な手続で実験試験局を開設することが可能な特定実験試験局制度の対象とすることに取り組んできた。既存のDSRC等の無線局に影響を与えない周波数や使用地域等の条件の検討を行い、2024年11月、5.8GHz帯ドローン用特定実験試験局の告示を公布した。さらに、2026年4月に、使用可能地域を追加した上で使用期限を

延長した。

○5.2GHz帯無線LANの上空利用

無線LANの技術を活用したドローンの利用が拡大し、従来の2.4GHz帯のみでは上空で使用できる周波数チャネルの数が不足する中、高精細な映像の送受信が可能なことからも5GHz帯への周波数拡大が求められることとなった。これを受け、2023年から5GHz帯における上空での利用拡大に向けた検討を行い、2024年12月に「5GHz帯無線LANの上空利用に係る技術的条件」を取りまとめた。さらに、2025年4月に「無線設備規則」（昭和25年電波監理委員会規則第18号）等を改正し、一定の条件の下で5.2GHz帯における上空利用が可能となった。橋梁等のインフラ点検や空撮による映像作成等、ドローンの一層の活用に資することが期待されている。

4 高度道路交通システム

情報通信技術を用いて人、道路、車等をつなぐITS（Intelligent Transport Systems：高度道路交通システム）は、交通事故削減、渋滞緩和等により、人やモノの安全で快適な移動の実現に寄与するものである。

総務省では、これまでVICS（Vehicle Information and Communication System：道路交通情報通信システム）やETC（Electronic Toll Collection System：電子料金収受システム）、車載レーダーシステム、700MHz帯高度道路交通システム等で利用される周波数の割当てや技術基準等の策定を行うとともに、これらシステムの普及促進を図ってきた。

現在、欧州・米国等を中心として、世界的に自動運転の社会実装に係る取組が進められているところ、分合流支援等の高度な自動運転の実現には、カメラ、レーダー等の車載センサーに加えて、周囲の車、路側インフラ等と情報交換するV2X（vehicle to everything）通信が重要な役割を担うことが見込まれている（図表Ⅱ-2-3-7）。

図表Ⅱ-2-3-7　V2X通信のイメージ

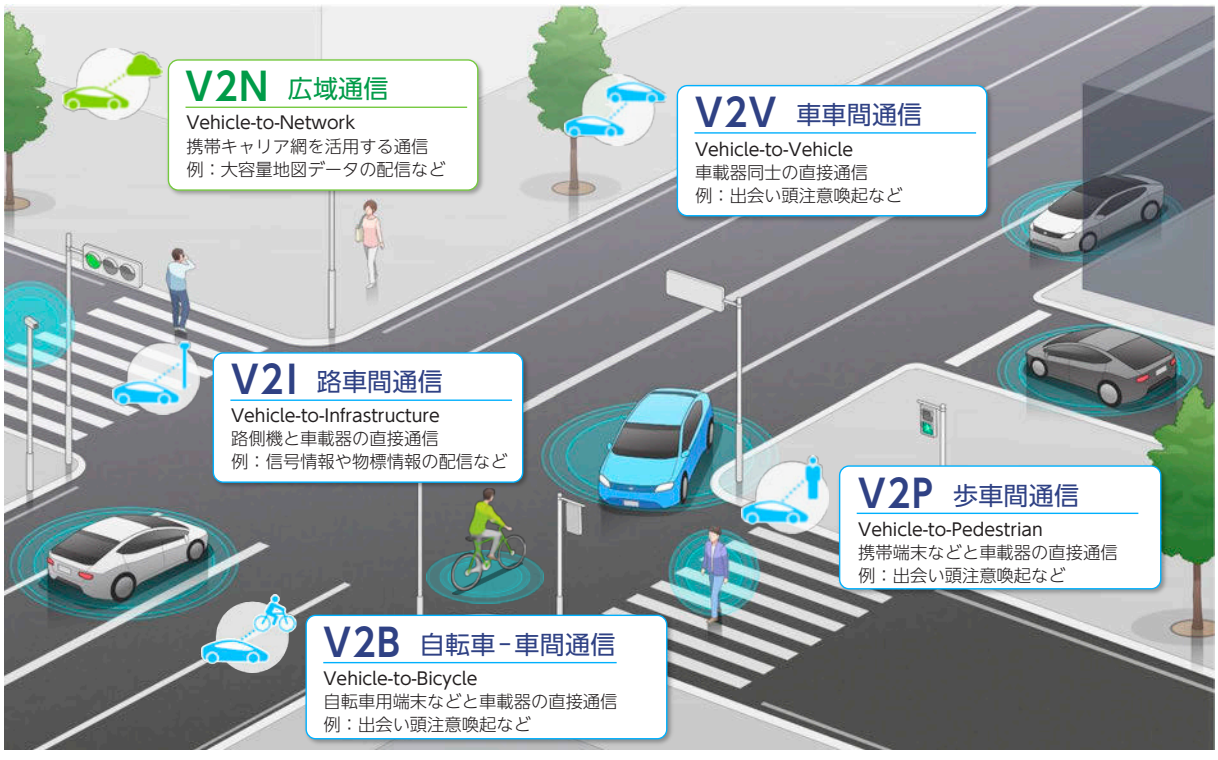

V2X通信システムとして、世界的には5.9GHz帯を活用したV2X通信システムの実証・実装が進められていることを踏まえ、我が国においても5.9GHz帯のV2X通信の導入に向けた検討を進めている。総務省では、周波数再編アクションプラン（令和7年度版）に基づき、2026年1月に周波数割当計画の一部を変更する告示等を公布し、特定周波数変更対策業務により5.9GHz帯の周波数変更を実施するための制度整備を行った。また、ドライバーの安全・快適な運転を支援する700MHz帯ITS通信についても、多様な主体による電波の有効活用を推進するため、2025年12月、700MHz帯ITS通信を利用可能な免許人の範囲の追加等を行う制度整備を実施した。これらの状況を踏まえ、自動運転レベル4の社会実装に向けて、これを支える通信環境の確保や通信インフラの整備のため、5.9GHz帯V2X通信システム導入に必要となる既存無線局の周波数移行への支援や、5.9GHz帯V2X通信の技術的条件の検討や技術検証を推進している。

また、総務省では、2030年代の自動運転社会の本格的到来を見据え、2025年9月から「自動運転時代の“次世代のITS通信”研究会（第3期）」を開催し、【自動運転×通信】の広い視点から、自動運転時代に必要となる通信政策の検討を進めている。

その他、我が国ITS技術の国際標準化・海外展開に資するため、国際電気通信連合無線通信部門（ITU-R）の報告案への寄書入力や、ITS世界会議等の国際会議における情報発信等を通じ、我が国技術の普及展開等に取り組んでいる。

5 空間伝送型ワイヤレス電力伝送システム

WPT（Wireless Power Transfer：空間伝送型ワイヤレス電力伝送）システムは、電波の送受信により数メートル程度の距離を有線で接続することなく電力伝送するものであり、工場内で利用されるセンサー機器への給電等に利用が見込まれている。WPTにより、充電ケーブルの接続や電池の交換を行うことなく、小電力の給電が可能となることから、利便性の向上とともに、センサー機器の柔軟な設置が可能となり、IoT活用によるSociety 5.0の実現に向けた寄与が期待されている。

総務省では、WPTの実用化に向けて、2019年2月から情報通信審議会において技術的検討を進め、2022年5月に920MHz帯、2.4GHz帯、5.7GHz帯の3周波数帯について屋内限定の構内無線局として制度整備を行った。その後、特に920MHz帯WPTの普及に伴い、設置場所の自由度向上や活用範囲の拡大の要望を踏まえ、構内無線局の屋外利用を可能とするほか、小電力WPTについて免許不要とする制度整備を、2026年6月に行っている。

5 電波システムの海外展開の推進

電波の安心・安全な利用を確保するため、電波監視システムをはじめとした技術やシステムの役割が大きくなっており、その重要性は、電波の利用が急速に拡大しつつある東南アジア諸国をはじめ、諸外国においても認識されている。そのため、我が国が優れた技術を有する電波システムを海外に展開することを通じ、国際貢献を行うとともに、我が国の無線インフラ・サービスを国際競争力のある有望なビジネスに育てあげ、国内経済の更なる成長につなげることが重要な課題となっている。このような観点から、我が国が強みを有する電波システムについて、アジア諸国を中心としてグローバルに展開するため、官民が協力して戦略的な取組を推進している。具体的には、我が国の周波数事情に合う周波数利用効率の高い技術が国際標準として策定されるよう、電波システムの海外展開を通じて当該技術の国際的な優位性を確保することを目的に2017年度より「周波数の国際協調利用促進事業」を実施し、国内外における実証実験、技術のユーザーレベルでの人的交流等を行っている。

また、安全性・信頼性を確保したデジタルインフラに対する世界的な需要の高まりを踏まえ、総務省

では、我が国企業のOpen RAN、vRANやそれを活用したシステムの海外展開に取り組んでいる。例えば、フィリピン等の東南アジア諸国において、Open RANの展開に向けた調査・実証を行い、5Gのオープン化を進めている。

また、海外展開を見据えた我が国におけるOpen RANエコシステムの促進を図る観点から、2022年12月に、国内の複数の通信事業者等により、O-RANアライアンスの規格に準拠した試験・認証を行う拠点「Japan OTIC」が横須賀テレコムリサーチパーク内に設置され、2023年6月には第1号となる認証が発行されたほか、Japan OTICの利用促進に向けた各種講習会が定期開催されている。

さらに、総務省では2024年度より、国内外の複数通信事業者のネットワークを模擬可能な相互接続性検証環境に関する技術試験を実施中である。

6　電波利用環境の整備

1　生体電磁環境対策の推進

総務省では、安心・安全に電波を利用できる環境の整備を推進している。

具体的には、電波が人体の健康に好ましくない影響を及ぼさないようにするため、「電波防護指針[*7]」を策定するとともに、その一部を電波法令における電波の強さなどに関する安全基準として定めている。それらの内容には、電波の安全性に関する長年の調査結果[*8]が反映されている。また、国際的なガイドラインとも同等性の担保を図っている。なお、これまでの調査・研究では、この安全基準を下回るレベルの電波と健康への影響との因果関係は確認されていない。総務省では、電波の安全性について、電話相談、説明会の開催、リーフレットの配布等を通じて国民への周知啓発を継続的に行っている[*9]。

また、電波利用機器の電波が医療機器へ及ぼす影響を防止するため、「電波の医療機器等への影響の調査研究[*10]」を毎年行っており、これまでの調査の結果により得られた知見について、「各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器等へ及ぼす影響を防止するための指針[*11]」として取りまとめている。さらに、医療機関での電波利用が進む中で、安心・安全な電波利用に向けて、医用テレメータ、携帯電話、無線LAN等の注意点や電波管理の在り方について、説明会をオンデマンドで配信し、医療従事者等への周知活動を行っている。これらに関連した取組として、2017年度から「無線システム普及支援事業費等補助金」により医療施設向けに電波遮へい対策事業を実施し、医療施設において携帯電話が安心・安全に利用できる環境を整備している。

2　電磁障害対策の推進

各種電気・電子機器等の普及に伴い、各種機器・設備から発せられる不要電波から無線利用を守る対策が重要となっている。このため、情報通信審議会情報通信技術分科会に設置された「電波利用環境委員会[*12]」において電磁障害対策に関する調査・検討を行い、国際無線障害特別委員会（CISPR：Comité International Spécial des Perturbations Radioélectriques）における国際規格の審議に寄与している。総務省では、情報通信審議会の答申を受けて、国内における規格化の推進等を通じて、不要電波による無線設備への妨害の排除や電気・電子機器への障害の防止等を図っている。

CISPRに関する国際的な活動として、電気自動車（EV）、マルチメディア機器、家電等で使用する

＊7　電波防護指針：https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/medical/protect/
＊8　総務省における電波の安全性に関する研究：https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/seitai/index.htm
＊9　電波の安全性に関する取り組み：https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/index.htm
＊10　電波の医療機器等への影響の調査研究：https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/seitai/chis/index.htm
＊11　各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器等へ及ぼす影響を防止するための指針：https://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/ele/medical/guide.pdf
＊12　電波利用環境委員会：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/denpa_kankyou/index.html

ワイヤレス電力伝送システムに関する国際規格の検討が本格化している中で、電気自動車用ワイヤレス電力伝送システムから発せられる漏えい電波が、既存の無線局等に混信を与えないようにする技術の検討について、我が国が主体となって精力的に行っている。

2025年12月に、情報通信審議会情報通信技術分科会において、「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格」のうち「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」及び「無線周波妨害波及びイミュニティ測定装置の技術的条件」について、国内規格として採用する場合の技術的諸問題について審議が行われ、総務省は電子レンジ、超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダー等の技術的条件について、有線通信端子における妨害波電圧及び妨害波電流の許容値の導入、1GHz以上の放射妨害波の電界強度の許容値の導入等に関する一部答申を受けた。この一部答申を受けて、関連する電波法施行規則等の関連省令及び関連告示の改正を行った。

3 電波の混信・妨害の予防

第5世代携帯電話（5G）等の新たな電波利用が拡大する中で、混信を排除し良好な電波利用環境を維持していくため、総務省では電波の監視を行い、混信を排除するとともに、それらの原因となり得る技術基準に適合しない無線設備（基準不適合設備）の対応の強化に取り組んでいる。

具体的には、一般消費者が基準不適合設備を購入・使用することにより、電波法違反（無線局の不法開設）となることや、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えることを未然に防止するため、総務省においてインターネットの通信販売等、市場で広く販売されている無線設備を購入し、それらの電波の強さが電波法に定める「微弱無線設備」[*13]の基準に適合しているかどうかの測定を行い、結果を一般消費者の保護のための情報提供として毎年公表する「無線設備試買テスト」[*14]の取組が挙げられる。

無線設備試買テストの結果、微弱無線設備の基準に適合しないと判定して公表した無線設備の販売業者に対しては、技術基準に適合した無線設備のみを取り扱うことの徹底、基準不適合設備の販売の自粛等を要請している。このほか、2020年度には、「技術基準不適合無線機器の流通抑止のためのガイドライン」を策定しており、無線設備の製造業者、輸入業者及び販売業者が果たすべき努力義務や、インターネットショッピングモール運営者による自主的な取組を明らかにすることにより、基準不適合設備の流通抑止に向けた取組を推進している。

＊13　微弱無線設備：https://www.tele.soumu.go.jp/j/ref/material/rule/
＊14　2013年度より実施。無線設備試買テストの結果：https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/illegal/result/

政策フォーカス

社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方に関する検討

1 検討の経緯

総務省は、情報通信審議会情報通信技術分科会電波有効利用委員会に対して「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」（令和7年諮問第30号）について諮問し、同委員会は2025年3月から調査検討を開始した。

検討事項は、①電波有効利用の推進に関する基本的方向性、②周波数割当の在り方、③無線局の免許制度等の在り方、④無線を利用したビジネス促進の在り方、⑤電波の利用環境の在り方、⑥その他必要と考えられる事項である。

検討事項のうち、電波環境分野の在り方、電波監視の在り方、価額競争の実施方法、無線設備の認証の在り方、重点技術、航空分野における電波利用政策の在り方、携帯電話等周波数の有効利用に関して専門的な見地から具体的かつ集中的な検討を行うため、各作業班を設置した。

このうち、2025年9月に「電波の利用環境の在り方」、同年12月に「周波数割当の在り方（価額競争の実施方法）」、2026年5月に「『周波数割当の在り方』（900MHz帯を使用する新たな無線利用）及び『無線局の免許制度等の在り方』（無線設備の認証制度の在り方）」について、総務省は情報通信審議会から一部答申を受けた。また、2026年4月には、本諮問事項全体に関する委員会報告（案）が取りまとめられ、同年夏頃に情報通信審議会からの答申を受ける予定である（図表1）。

図表1　電波有効利用委員会の検討事項

（1）電波有効利用の推進に関する基本的方向性

これまでの議論の蓄積も踏まえつつ、電波の利用状況やニーズ、電波に関する最新の技術トレンドを勘案して、2030年代を見据えた中長期的な方向性を検討する。

（2）周波数割当の在り方

ひっ迫する電波の利用状況等を踏まえた周波数割当の基本的方向性について検討するとともに、共用技術の進展等を踏まえた新たな周波数割当の手法など、これからの社会における電波利用ニーズに的確に対応した周波数割当方策の在り方について検討する。

⇒5Gの利用意向調査を踏まえた価額競争の実施方法について、令和7年12月に一部答申
⇒900MHz帯を使用する新たな無線利用について、令和8年5月に一部答申
⇒一部答申を受けた事項以外について、令和8年4月に委員会報告案を取りまとめた
（携帯電話等周波数の有効利用に関する検討については作業班を設置し検討中）

（3）無線局の免許制度等の在り方

無線技術の進展等を踏まえ、混信が生じないような仕組みを担保しつつ、簡素で柔軟かつ迅速な免許制度、無線従事者資格制度、技術基準適合証明制度の在り方について検討する。

⇒無線技術の進展を踏まえた技術基準適合証明制度の在り方について、令和8年5月に一部答申
⇒空の利用拡大に伴う電波利用政策の在り方等について、令和8年4月に委員会報告案を取りまとめた

（4）無線を利用したビジネス促進の在り方

ワイヤレスインフラの効果的・効率的な整備や、高い周波数帯を含めた産業利用の促進など、無線を利用したビジネスの社会展開を円滑に進めるための方策の在り方について検討する。

⇒重点的に取り組むべきワイヤレス技術分野の検討等について、令和8年4月に委員会報告案を取りまとめた

（5）電波の利用環境の在り方

電波の利用状況の変化等を踏まえ、意図せず発射される混信等の増加に対応するための電波監視の在り方や、人体に対する電波の安全性に関する研究の方向性など、無線システムが安心して利用できる環境を確保するための方策の在り方について検討する。

⇒電波の安全性に関する我が国の研究等や情報発信・啓発等、WPTの制度運用の在り方について、令和7年9月に一部答申
⇒電波監視分野の在り方の検討等について、令和8年4月に委員会報告案を取りまとめた

（6）その他必要と考えられる事項

電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な共益費用に係る電波利用料制度の在り方等について検討する。

2 主な検討事項

(1) 空の利用拡大に伴う電波利用政策の在り方の検討

空飛ぶクルマ、無操縦者航空機等を中心とした上空利用の進展を踏まえ、空の利用拡大に伴う電波利用需要を体系的に把握し、政策課題を整理することを目的として、2025年10月に電波上空利用作業班を設置した。本作業班では、空飛ぶクルマの社会実装に向けた取組を進める事業者等から、空の利用拡大に伴う電波利用需要に関するヒアリングを実施するとともに、空の利用拡大に伴う電波利用政策の在り方や優先して対応すべき政策課題について意見募集を行った。そこで寄せられた、Starlink等の衛星通信を上空でより広範に利用することについての要望等を踏まえて、優先して対応すべき政策課題を検討してロードマップを取りまとめた（図表2）。

図表2　空の利用拡大に向けた電波利用ロードマップ

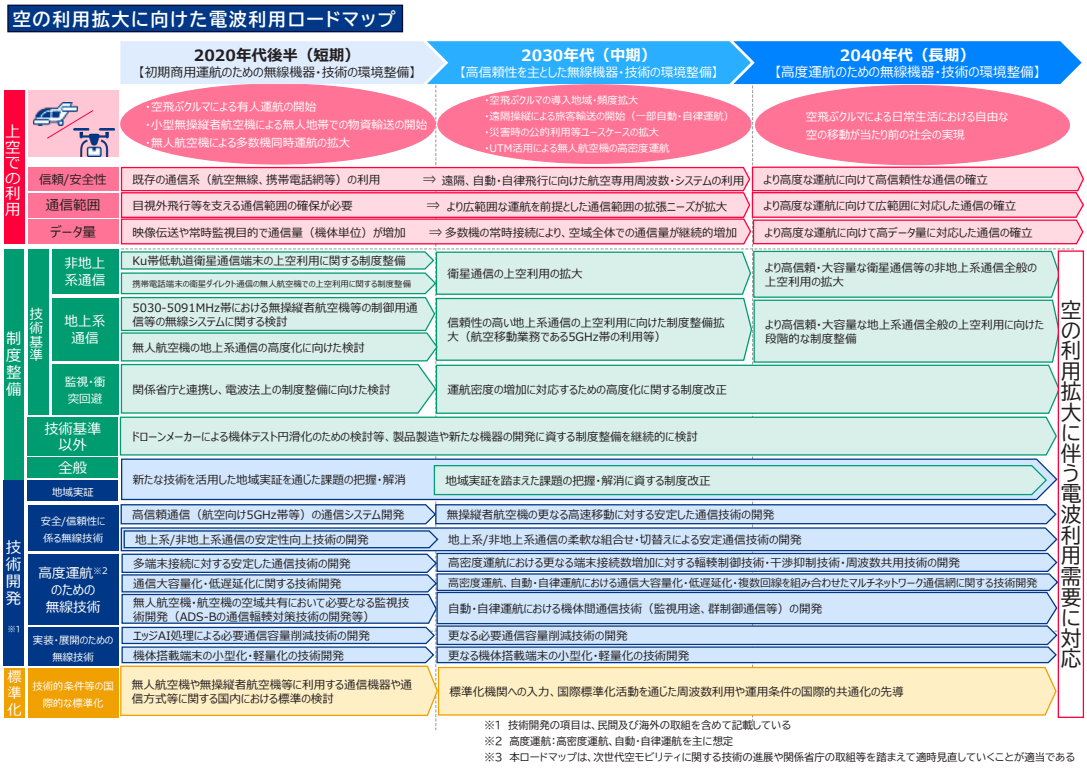

(2) 重点的に取り組むべきワイヤレス技術分野の検討

ワイヤレス技術は、2030年代のAI社会を支える次世代情報通信基盤の実現において、必要不可欠な技術として期待されている中、ワイヤレス分野における技術の急速な進展や国際競争の激化に対応し、我が国として、ワイヤレス技術を継続的に維持、発展させていくことが重要となっている。

電波有効利用委員会では重点技術作業班を設置し、経済安全保障上の自律性・不可欠性の確保、ビジネス上の戦略、産業構造、技術トレンド、レイヤー構造、他分野・他産業連携の観点を踏まえ、我が国が維持・強化すべき重点技術領域を特定した上で、重点的に取り組むべき個別技術について検討を行った。

具体的には、重点技術領域は「システム技術領域」と「コア技術領域」（共通技術領域）の大きく二つに分けられる。システム技術領域は、①フィジカルAI・IoTシステム、②重要インフラ・ナショナルセキュリティシステム、③次世代通信システム（B5G）から構成され、コア技術領域は、①AI・フロンティア領域、②素

材・部品・デバイス領域、③エンジニアリング・デザイン領域から構成される（図表3）。

また、これら重点技術領域を維持・強化していくために講ずるべき推進方策について検討を行った。技術と産業と人材の好循環なサイクルを回すことが重要であり、我が国として残すべき／伸張させるべき重点技術を推進していく方策について、社会実装や市場創出に向けたフェーズに即して整理し、取りまとめた。

図表3　ワイヤレス分野の重点技術領域

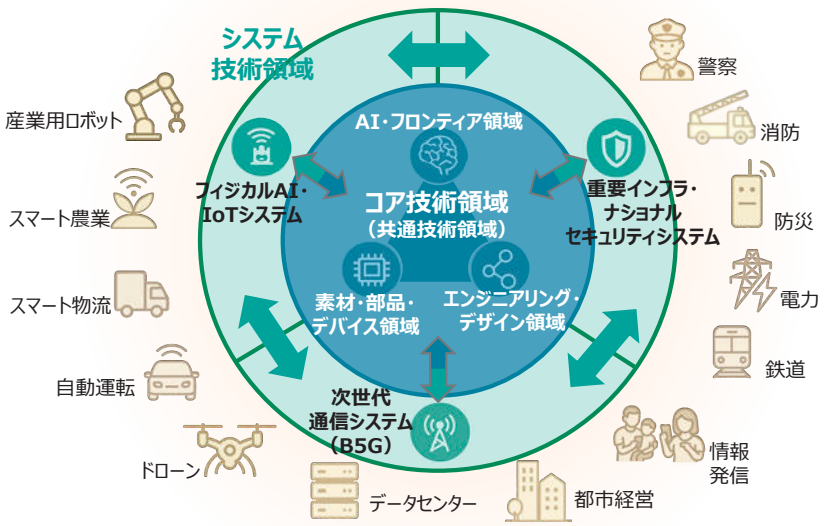

(3) 電波監視分野の在り方の検討

近年、5G等の高周波数帯の利用拡大や、メガコンステレーション衛星やHAPSを用いた非地上系ネットワーク（NTN）の新たな登場により、電波利用環境は大きく変化している。加えて、電波法の基準に適合しない無線機器の流通拡大等により、混信リスクは一層複雑化・多様化しており、従来の電波監視体制のみでは十分な対応が困難となりつつある。

こうした状況を踏まえ、電波有効利用委員会では電波監視作業班を設置し、電波監視における今後の方向性について、「電波監視の基本体制の強化」「革新的な無線システムへの早期対応」「基準不適合機器への対応強化」の三つの柱に分類して課題抽出及び課題への対処の検討を行った。

それぞれの柱について、「電波監視の基本体制の強化」では、高い周波数の電波利用における混信や電子機器から発生するノイズによる混信等、利用環境の変化に即した移動監視の強化、「革新的な無線システムへの早期対応」では、NTNをはじめとする新たな無線システムに対する電波監視の確立、電波監視技術の研究開発推進、国際協力体制の強化、「基準不適合機器への対応強化」では、ECモール等を介して電波法の基準に適合しない無線機器の流通が引き続き確認されていることを踏まえ、試買テストや市場モニタリング、周知啓発活動の強化といった課題があり、それぞれ今後の在り方について検討を行い、具体的な取組の方向性について取りまとめた（図表4）。

図表4　電波監視体制の今後の方向性

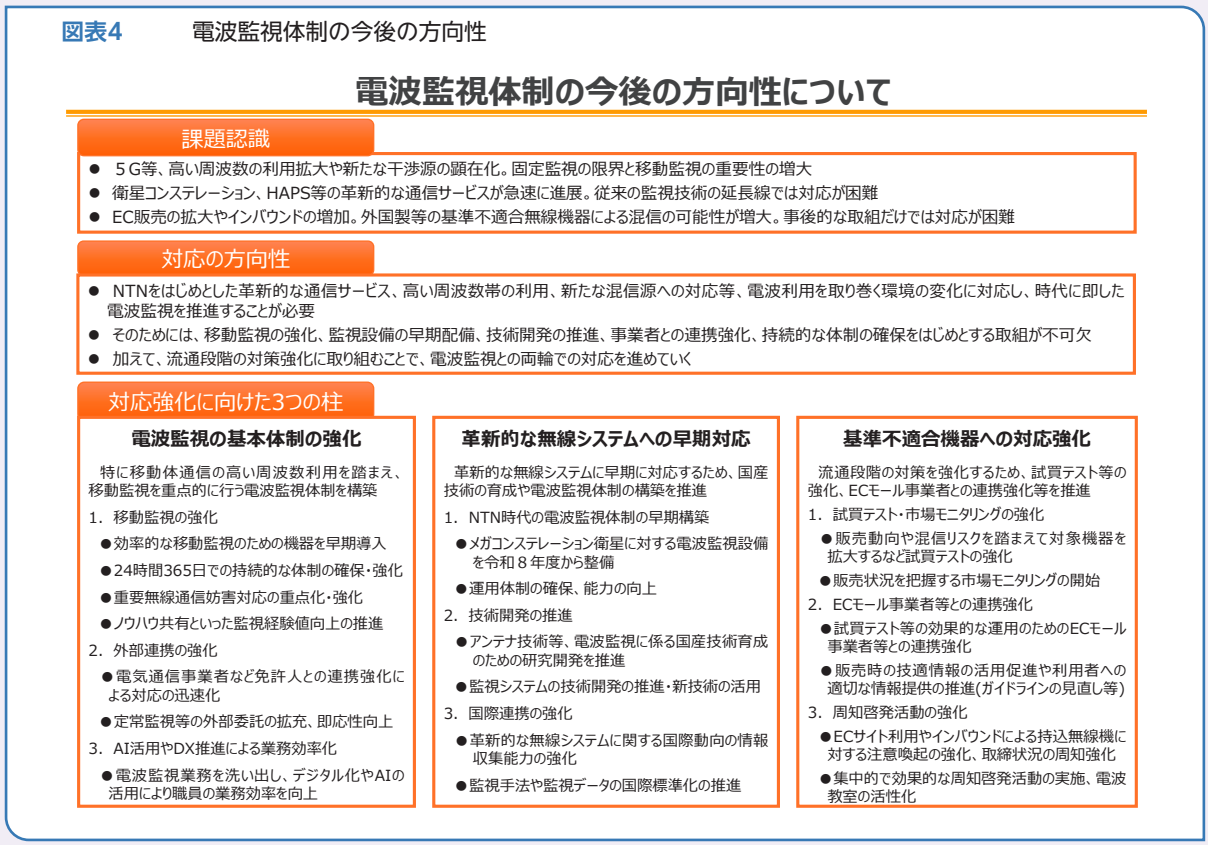

第4節　放送政策の動向

1　概要

1　これまでの取組

我が国の放送は、1925年にラジオ放送が開始されてから100年余りを迎えている。

その間、放送法の制定（1950年）、テレビ放送の開始（1953年）、カラーテレビ放送の開始（1960年）、衛星放送の開始（1989年）、BSデジタル放送の開始（2000年）、地上テレビ放送のデジタル化（2003年～2013年）、4K・8K衛星放送の開始（2018年）といった歴史を刻みながら、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与する社会的な役割を一貫して担ってきた。また、国民・視聴者の生命・身体の安全確保のために必要な情報を迅速かつ確実に提供する点でも大きな役割を果たしている。2024年1月に石川県能登地方の地震が発生した際には、関係者の高い使命感の下で、被災地の放送ネットワークや受信環境、取材網の維持が図られ、災害放送を通じて放送の重要性が再認識された。

現在、受信料収入を経営の基盤とするNHKと、広告収入又は有料放送の料金収入を基盤とする民間放送事業者の二元体制の下で、地上放送（テレビ、ラジオ）、衛星放送及び有線放送が行われており、地上テレビ放送だけでも、NHKと民間放送事業者127社がそれぞれの放送対象地域において放送を行っている。

2　今後の課題と方向性

近年、ブロードバンドの普及、インターネット動画配信サービスの伸長、視聴デバイスの多様化等を背景に、コンテンツの視聴形態が変化し、テレビ離れが加速するなど、放送を取り巻く環境は大きく変化している。放送事業者においては、広告料収入が減少し、放送ネットワークの維持が困難になるなどの構造的な変化が生じている。

その一方で、デジタル時代において、情報の伝送手段が多様化し、インターネット上で偽・誤情報の問題等が顕在化する中で、放送の役割としては、取材に裏打ちされた信頼性の高い情報を発信し、国民・視聴者の相互理解を促進すること等も期待されている。

こうした中で、国民・視聴者のニーズを捉えた質の高い放送コンテンツを製作し、多様化した伝送手段によって広く送り届けていくこと、災害に強い効率的な放送ネットワークを構築していくこと等が今後の放送政策を進めていく上での課題となる。

総務省においては、放送がその社会的な役割を引き続き果たしていくことができるように放送制度を不断に見直すとともに、放送ネットワークの強靱化や放送コンテンツの製作・流通の促進等に取り組んでいる。

関連データ　1日15分以上テレビを見る率（「行為者率」：平日平均）

出典：NHK放送文化研究所「国民生活時間調査」
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00372（データ集）

関連データ　世帯主別普及率「テレビ」対「スマートフォン」

出典：内閣府「消費動向調査」を基に作成
URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00373（データ集）

2　デジタル時代における放送制度

1　デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会

総務省では、放送の将来像や放送制度の在り方について中長期的な視点から検討するため、2021年11月から「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」（以下「放送制度検討会」という。）を開催している（図表Ⅱ-2-4-1）。

放送制度検討会は、2030年頃の放送の将来像として、デジタル技術を最大限活用しつつ、放送ネットワークに係るコスト負担を軽減するとともに、インターネット配信を含めた多様な伝送手段を確保し、これらによって、良質な放送コンテンツを引き続き全国の視聴者に届けること、経営の選択肢を拡大する観点から放送制度の柔軟な見直しを行うこと等を掲げている。こうした方向性の下で、2022年8月には「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（以下「第1次取りまとめ」という。）[*1]、2023年10月には「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第2次）」（以下「第2次取りまとめ」という。）[*2]、2024年12月には「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第3次）」（以下「第3次取りまとめ」という。）をそれぞれ公表した[*3]。

総務省では、後述のとおり、これらの取りまとめを踏まえて、2023年から2025年までに放送制度の見直しを実施した（図表Ⅱ-2-4-2）。

2025年4月からは、地域情報確保のための経営環境の整備、放送事業者の事業の多角化に資するインターネット配信、インターネット同時配信の普及に応じた放送制度のアップデート、デジタル空間における放送番組への接触機会の確保について検討を進めた。その検討結果として、2026年5月には「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第4次）」を公表した[*4]。総務省では、放送制度検討会における一連の議論を踏まえて、放送制度の更なる見直し等の検討を進めるとともに、放送事業の成長と持続可能性を確保していくための総合的な方策の検討を継続していくこととしており、同月には今後の放送事業の在り方について情報通信審議会に諮問した[*5]。

＊1　「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（2022年8月5日）：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000236.html
＊2　「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第2次）」（2023年10月18日）：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000269.html
＊3　「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第3次）」（2024年12月13日）：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000296.html
＊4　「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第4次）」（2026年5月19日）：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000329.html
＊5　「「情報空間の多様化に対応した今後の放送事業の在り方」についての情報通信審議会への諮問」（2026年5月8日）：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000328.html

図表Ⅱ-2-4-1　放送制度検討会の構成

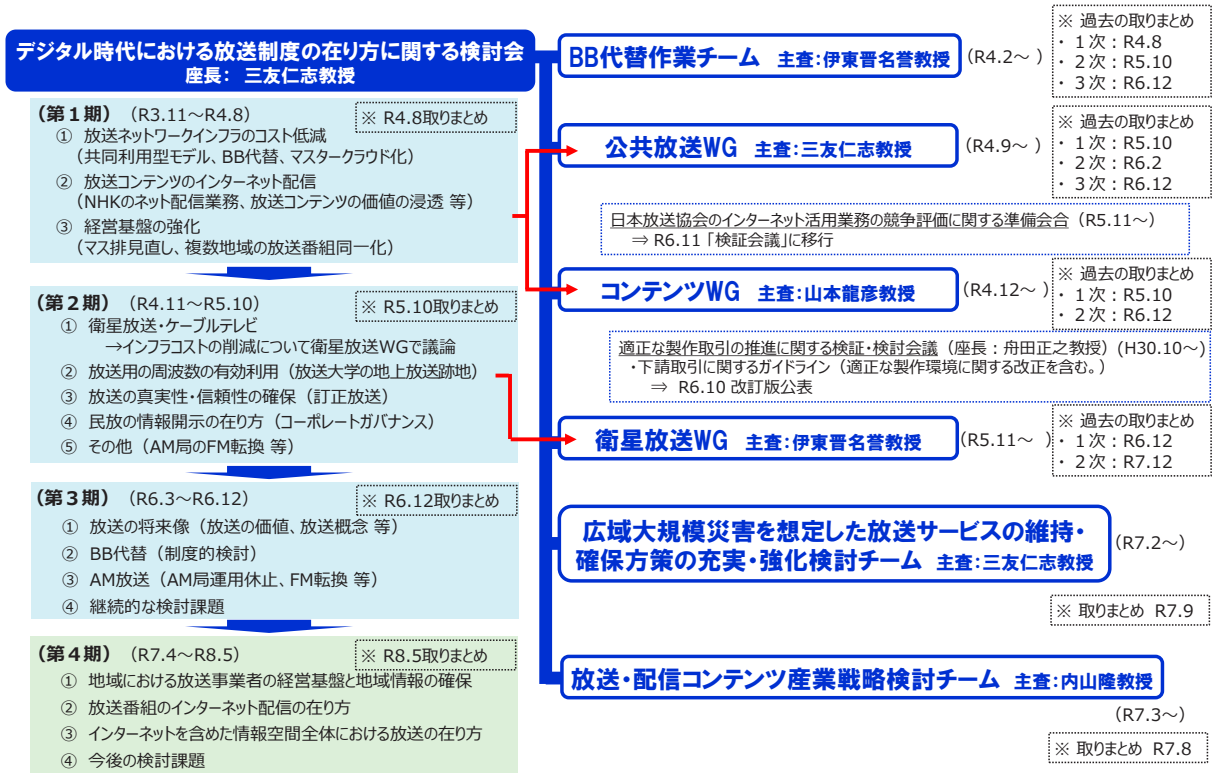

図表Ⅱ-2-4-2　近年の放送法改正

2019　**放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第23号）成立・公布**
①ＮＨＫのインターネット活用業務の対象の拡大　※放送番組の常時同時配信
②ＮＨＫグループの適正な経営を確保するための制度の充実
③衛星基幹放送の業務の認定要件の追加

2021　デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会　検討開始

2022　**電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号）成立・公布**
①情報通信分野の外資規制の見直し
②ＮＨＫの還元目的積立金
③ＮＨＫの関連事業持株会社への出資
④ＮＨＫの受信契約の締結義務の履行遅滞に係る割増金
⑤他の放送事業者等による責務の遂行に対するＮＨＫの協力
⑥基幹放送事業者の基幹放送の業務等の休止又は廃止の公表

デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第1次）

2023　**放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和5年法律第40号）成立・公布**
①複数の放送対象地域における**放送番組の同一化**
②複数の特定地上基幹放送事業者による**中継局の共同利用**
③基幹放送事業者等の**業務管理体制**の確保

デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第2次）

2024　**放送法の一部を改正する法律（令和６年法律第36号）成立・公布**
①ＮＨＫの**放送番組等の配信に係る業務の必須業務化**
②民間放送事業者等が行う放送の**難視聴解消措置に対するＮＨＫの協力義務**の強化

デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第3次）

2025　**電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和７年法律27号）成立・公布**
地上波の基幹放送事業者が**中継局を廃止する際の規律**の整備　**※代替措置及び公表**

2 近年における放送制度の見直し

ア　複数の特定地上基幹放送事業者による中継局設備の共同利用

従来、地上放送を行う放送事業者は、放送局の親局・中継局設備を自ら構築し、保有・運用・維持管理を行ってきたが、地上テレビ放送のデジタル化に向けて整備された中継局設備の更新時期が到来する中で、その全てを個社で保有し続けることは困難になりつつある。そうした中で、放送制度検討会の第1次取りまとめにおいては、中継局設備の共同利用が放送事業者の経営の選択肢になり得ることが示された。これを踏まえ、2023年5月には放送法及び電波法が改正され、共同利用会社（NHKの子会社）がNHKを含む複数の特定地上基幹放送事業者の中継局を一括で管理・運用することが可能となった*6。

その後、中継局設備の共同利用の実現に向けて、同年12月に中継局共同利用推進全国協議会が発足したほか、2024年5月までに全国各地において地域協議会が発足し、ロードマップの作成、関係者の役割分担、各地域での更新計画の策定・実行の在り方の3点について検討が進められた。また、同年12月には共同利用のための準備会社である株式会社日本ブロードキャストネットワークがNHKの出資により設立され、2025年12月の全国協議会では同社が全国のミニサテライト局*7を対象に共同利用事業を実施すること等についてNHKと民間放送事業者が合意した。この合意に基づき、中継局設備の共同利用に向けた取組が進められている。

イ　地上基幹放送事業者等がやむを得ず中継局を廃止する際の受信者保護規律

中継局設備の中でも特に小規模なものは、世帯カバー率に比して維持費用が高額であり、放送事業者の経営を圧迫する要因となっている。しかしながら、中継局設備を廃止すれば、その中継局設備から放送を受信していた受信者は、放送番組を視聴できなくなるなどの大きな不利益を被るおそれがある。そこで、受信者の保護を図るため、放送制度検討会の第3次取りまとめ等も踏まえて、2025年4月に電波法及び放送法が改正された。これにより、地域の人口の著しい減少その他の理由によりやむを得ず中継局設備を廃止する際には、ブロードバンド等（ケーブルテレビ、IPTV、配信サービス等）の活用によってその放送番組を引き続き視聴できるようにする措置を講ずることが地上基幹放送事業者等の努力義務（受信者保護規律）とされたほか、中継局設備を廃止して有線設備で代替する場合等には、電波利用料財源による給付金の支給を受けることが可能となった*8。

同年10月の法施行後、先述の全国協議会等を活用し、小規模な中継局設備等をやむを得ず廃止する際のブロードバンド等を活用した代替的な視聴手段の確保について検討が進められている。これに先立ち、総務省では、中継局設備を廃止する地上基幹放送事業者が遵守することが望ましいと考えられる対応等について解説したガイドライン*9を公表した。

ウ　NHKの放送番組等の配信に係る業務の必須業務化

近年、国民・視聴者の多くがインターネットを主な情報入手手段として利用しつつある。こうした中で、NHKの放送番組をテレビ等の放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、2024年5月、放送制度検討会の第2次取りまとめ等*10を踏まえて、放送法が改正された。

＊6　「放送法及び電波法の一部を改正する法律」（令和5年法律第40号）
＊7　空中線電力が一定以下の中継局（親局や大規模局等の電波が遮蔽されている、山間部等の小さな集落をカバーする中継局）のこと。
＊8　「電波法及び放送法の一部を改正する法律」（令和7年法律第27号）
＊9　「地上基幹放送の中継局を廃止する際の視聴継続措置の実施及び公表義務に関する望ましい対応についてのガイドライン」（2025年9月19日）：
https://www.soumu.go.jp/main_content/001029396.pdf
＊10　「公共放送ワーキンググループ取りまとめ」（2023年10月18日）及び「公共放送ワーキンググループ取りまとめ（第2次）」（2024年2月28日）：
https://www.soumu.go.jp/main_content/000907572.pdf
https://www.soumu.go.jp/main_content/000931107.pdf

これにより、インターネットを通じて放送番組等の配信を行う業務がNHKの必須業務として位置付けられた。その中で、番組関連情報[*11]の配信については、NHKが自らの判断と責任において行うため、自ら業務規程を定める仕組みとなっており、総務省では、法律に基づき、その内容について、学識経験者及び利害関係者の意見を聴き、公正な競争の確保に支障が生じないことが確保されるものであること等の法律上の要件に適合することを確認している[*12][*13]。

この改正法が施行されたことに伴い、NHKでは、2025年10月1日から新たなインターネットサービスである「NHK ONE」を開始し、放送番組の同時配信及び見逃し・聴き逃し配信並びに番組関連情報の配信を行っている。

エ　マスメディア集中排除原則の緩和

上記ア～ウのほか、総務省では、放送制度検討会の第1次取りまとめ及び第2次取りまとめを踏まえて、放送事業者の経営の選択肢を増やす観点から、省令[*14][*15]を改正し、地上放送と衛星放送のマスメディア集中排除原則[*16]をそれぞれ緩和した。

3　AMラジオ放送に係る取組

民間AMラジオ放送事業者が使用しているAM送信設備には設置後50年以上が経過しているものが多く、老朽化が深刻な状況となっている。こうした中、民間AMラジオ放送事業者においては、AMラジオ放送の難聴を解消すること等を目的として導入されたFM補完放送の開始によってAMとFMの両方の設備に係るコスト負担が発生しているほか、事業収入が減少傾向にあるため、AMラジオ放送設備の更新費用が経営上の課題となっている。

このような厳しい経営状況を踏まえ、民間AMラジオ放送事業者が、経営判断としてAM放送からFM放送への変更（FM転換）やFM転換を伴わないAM放送を行う中継局の廃止を行った場合の影響を検証するため、総務省では、6か月以上の期間AM局の運用休止を行うことを可能とする特例措置を設けることとし、その内容や要件、手続について示す「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針（2023年3月公表、2024年12月改定）」を公表した。当該基本方針に基づく特例措置の適用を受け、一部のAM局において、2024年2月以降、順次運用休止が実施されているところである。総務省では、運用休止の結果を踏まえ、必要な制度整備について検討を行う予定である。

4　衛星放送における諸課題への対応

2018年12月にBS放送及び東経110度CS放送で始まった4K・8K衛星放送を視聴することが可能な受信機等の累計出荷台数は、2026年3月には約2,570万台に達しており、着実に普及が進んでいるといえる。

＊11　NHKが放送する又は放送した放送番組の内容と密接な関連を有する内容の情報であって、当該放送番組の編集上必要な資料により構成されるもの（当該放送番組を除き、当該放送番組を編集したものを含む。）をいう。

＊12　総務省では、2024年11月から「日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価に関する検証会議」を開催し、NHKの業務規程の内容が改正放送法の規定に適合しているかどうかについて、学識経験者及び利害関係者の意見を聴いたところ、適合していないとする意見は見られなかった。「日本放送協会の業務規程に係る意見」（2024年12月18日）：https://www.soumu.go.jp/main_content/000982600.pdf

＊13　番組関連情報に「教養」分野を追加するという業務規程の変更届出に伴い、2025年11月から「日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価に関する検証会議」を開催し、NHKの業務規程の変更内容が法の規定に適合しているかどうかについて、学識経験者及び利害関係者の意見を聴いたところ、適合していないとする意見は見られなかった。「日本放送協会の業務規程に係る意見」（2025年12月17日）：https://www.soumu.go.jp/main_content/001046232.pdf

＊14　「基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令」（令和5年総務省令第13号）

＊15　「基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令」（令和6年総務省令第67号）

＊16　放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための指針であり、一の者が保有又は支配関係を有する基幹放送の数が制限されている。

衛星放送を取り巻く環境が変化する中で、総務省は、放送制度検討会の下で「衛星放送ワーキンググループ」を開催している。同会合では、2024年までに「衛星放送に係るインフラコストの低減」、「地上波代替における衛星放送の活用」、「右旋帯域の有効利用」、「衛星基幹放送の認定における通販番組の扱い」及び「災害発生時における衛星放送の活用」について、具体的・専門的な議論を行い、取りまとめを公表した。

2025年7月からは、2015年に策定された「4K・8K推進のためのロードマップ」が射程としていた年を迎えたことも踏まえ、その間の視聴環境の変化や現在の4K衛星放送の状況等を確認し、政策的観点やメディア戦略等の観点から、今後の4Kコンテンツの流通や利用の拡大に向けて取り組むべき方向性等の議論を進めた。2025年12月に公表された取りまとめでは、衛星放送及び4Kをめぐる現況を踏まえて、4Kに関するビジネスモデルの再検討が必要であるとし、4Kコンテンツをインターネット配信等へも多面的・複線的に展開していくことが有効であるとされた。また、放送事業者が国内を対象に4Kコンテンツを配信するプラットフォームの検討の在り方が示されるとともに、放送事業者による4Kを基礎としたコンテンツ製作の推進や海外市場への展開の促進等に取り組んでいくことが適当とされた。

総務省では、同会合での議論を踏まえ、2029年度後半の打上げを目標としているBS放送とCS放送の新規共同衛星に係る無線局の免許について、2026年中に公募を開始するために必要な手続を進めている。

3　放送ネットワークの強靱化

放送は、公衆の生命・財産の確保に不可欠な生活情報等の伝達や信頼性ある社会の基本情報を提供する重要な社会的役割を担っており、健全な民主主義の発展に資する社会的基盤となっている。その一方で、近年、我が国では大規模な自然災害が相次いで発生しており、特に2024年の能登半島地震・豪雨の際には、地上波テレビ・ラジオの中継局やケーブルテレビが停波する事態となった。また、同年8月には南海トラフ地震臨時情報が発表されるなど、広域大規模災害の発生も懸念されている。

総務省では、2025年2月から放送制度検討会の下で「広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チーム」を開催し、放送を維持するための方策や代替手段等の検討を行った上で、同年9月、放送ネットワークの強靱化や被災した場合の早期復旧のための支援の継続・拡充に取り組むべきであること等を内容とする取りまとめを公表した[*17]。そして、2026年5月、取りまとめを受け実施した状況をまとめるとともに、放送が、その社会的役割を維持していくための具体的取組を示した「放送ネットワーク強靱化アクションプラン」を策定・公表した[*18]。

これらを踏まえ、「放送ネットワーク整備支援事業」（図表Ⅱ-2-4-3）において、地上基幹放送（地上波テレビ、ラジオ）やケーブルテレビの放送ネットワークの強靱化を支援する取組を進めている。地上基幹放送ネットワークについては、放送事業者や地方公共団体等による予備設備や緊急情報伝達装置の整備、停電対策、耐震対策、ラジオの難聴解消等のための取組を支援しており、令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算においては、中継ルートの変更、耐震対策の強化（耐震診断費の支援、南海トラフ地震による被害想定が大きい地域への耐震改修工事の補助率かさ上げ）に対する支援について拡充した。また、ケーブルテレビネットワークについては、伝送路の光ファイバ化や放送設備の多重化等の強靱化の取組への支援を行うとともに、石川県能登地方の地震により被害を受けたケーブルテレビの災害復旧支援を継続しており、令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算においては、地方公共団体等が

＊17　「広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チーム取りまとめ」（令和7年9月12日）：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu11_02000160.html
＊18　「放送ネットワークの強靱化に向けた今後の取組」（令和8年5月12日）：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu11_02000174.html

所有するケーブルテレビネットワークの譲渡を受けて整備を行う民間事業者等（承継事業者）に対する補助率のかさ上げや受信点の複数拠点整備等に対する支援について拡充した。

また、難視聴地域でのテレビ放送の視聴環境を確保するため、「辺地共聴施設の相談支援窓口」を設置し、辺地共聴施設の光ファイバ化や有線放送サービスへの移行を支援するとともに、令和7年度補正予算においては、同窓口において専門家等による共聴施設の現地調査や設計業務等を行う技術的支援業務について拡充した。

図表Ⅱ-2-4-3　放送ネットワーク整備支援事業

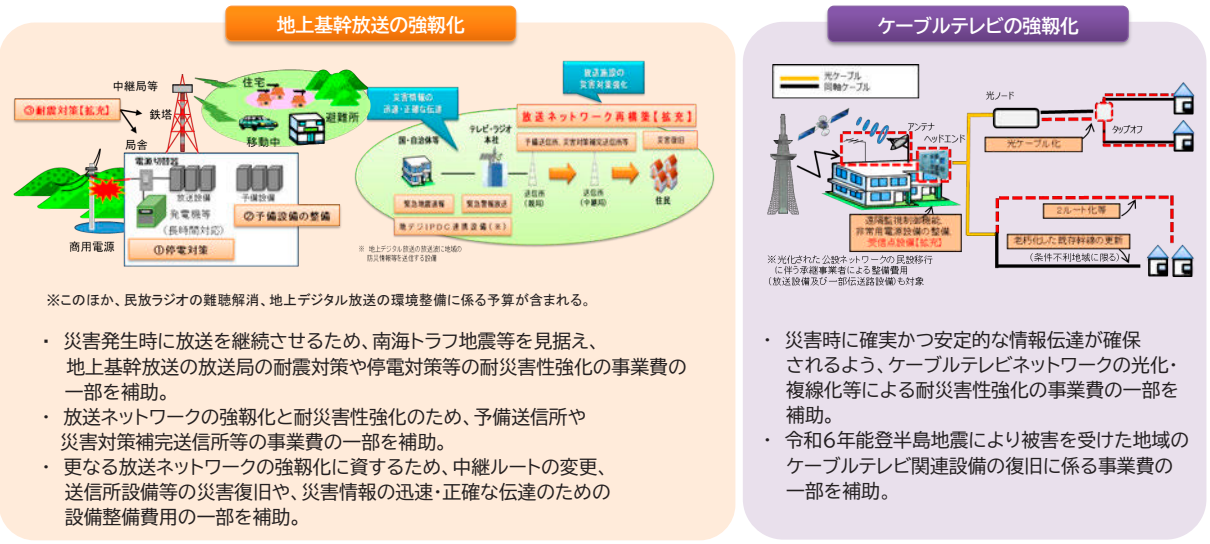

4　放送コンテンツ製作・流通の促進

1　放送・配信コンテンツ産業の競争力確保

世界のコンテンツ市場は今後更なる成長が予測されており、我が国においてもコンテンツ産業を基幹産業として位置付け、戦略的に取り組むこととしている。「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月閣議決定）では、日本発のコンテンツの海外市場規模を、2033年までに20兆円とする目標が定められている。

このうち、特に放送コンテンツについては、外部環境や収益構造の変化に晒されており、産業競争力の確保が不可欠となっている。

このような状況を踏まえ、総務省では、2025年3月から放送制度検討会の下で「放送・配信コンテンツ産業戦略検討チーム」を開催し、放送・配信コンテンツ産業の振興に向けた課題と対応策、官民連携の在り方等について、コンテンツ製作・流通を担う放送事業者、番組製作会社、動画配信プラットフォーム、広告代理店といった関係事業者のほか、学識有識者や構成員からもヒアリングを行い、集中的に議論を重ね、対応策の方向性について検討、整理を行った。その結果は、同年8月に同会合の取りまとめとして公表した。

当該取りまとめを踏まえて、実写コンテンツの展開力強化に向けて官民の推進体制を整備し、実行計画（アクションプラン）を策定するとともに、取組状況の把握等を行うことを目的として、2026年1月に「実写コンテンツ展開力強化官民協議会」を立ち上げた。これには、放送事業者、番組製作会社、配信事業者に加えて、商社、金融機関等が参画し、放送・配信コンテンツを軸とした実写コンテンツの製作力強化、海外展開の促進等について検討を行った。その結果を踏まえて、同年4月に「実写コンテンツ展開力強化アクションプラン」を策定しており、今後は官民において取組を実施することとしてい

る（図表Ⅱ-2-4-4）。

図表Ⅱ-2-4-4　実写コンテンツ展開力強化アクションプラン

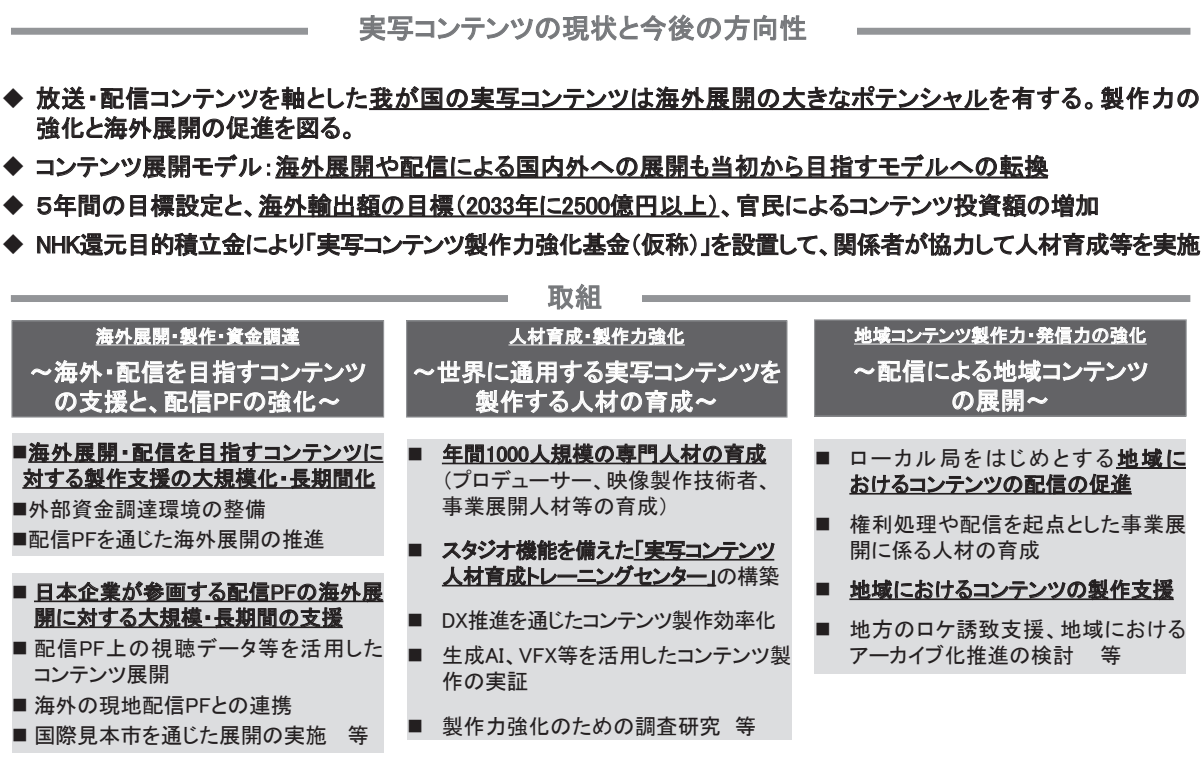

2 放送番組の同時配信等に係る権利処理の円滑化

スマートデバイスの普及等に伴う視聴環境の変化を踏まえ、放送事業者は、放送番組のインターネットでの同時配信、追っかけ配信及び見逃し配信の取組を進めている。これは、高品質なコンテンツの視聴機会を拡大させるものであり、視聴者の利便性向上やコンテンツ産業の振興・国際競争力の確保等の観点から重要な取組となっている。その一方で、放送番組には多様かつ大量の著作物等が利用されており、同時配信等にあたっては、著作権等の権利処理ができないことによるマスキング等の処理（いわゆる「フタかぶせ」）が生じる場合があるなど、権利処理上の課題が存在しており、著作物等をより迅速かつ円滑に利用できる環境を整備する必要があった。

そこで、総務省では、同時配信等に係る権利処理の円滑化に向けて、「著作権法」（昭和45年法律第48号）を所管する文化庁とともに関係者から意見を聴取するなど、制度改正の方向性を検討した。その結果、2021年5月に「著作権法の一部を改正する法律」（令和3年法律第52号）が成立し、その円滑化に関する措置が講じられた。改正後の2022年4月には民間放送事業者5系列揃っての同時配信が実現した。

総務省では、本格化しつつある同時配信等について、権利処理の動向を注視しながら、更なる円滑化に向けた検討を行っている。特にローカル局においては、権利処理に係る事務作業に対応する人員やノウハウが不足していることから、権利処理の効率化に資するシステムの構築に関する検証を実施している。

3 放送コンテンツの適正な製作取引の推進

総務省では、2018年度から放送コンテンツ分野における製作環境の改善及び製作意欲の向上等を図る観点で、有識者等で構成される「放送コンテンツの製作取引及び製作環境の適正化に関する検証・検

討会議」（旧：放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議）を開催し、その議論等に基づき、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」（2009年2月策定）を累次改訂するなど、放送事業者及び番組製作会社に対して、放送コンテンツの製作取引の適正化を促す取組を進めている。

具体的には、放送コンテンツの製作取引の状況を把握するため、定期的にアンケート調査を実施するとともに、当該ガイドラインの遵守状況について放送事業者及び番組製作会社に対してヒアリングを行うなどの実態把握を進め、発覚した問題点について、「受託中小企業振興法」（旧：「下請中小企業振興法」）（昭和45年法律第145号）第4条等に基づく指導等を行うほか、当該ガイドラインの周知・啓発のための講習会を開催し、製作取引に関する個別具体的な問題について弁護士に無料で相談できる窓口である「放送コンテンツ製作取引・法律相談ホットライン」を開設している。

また、2026年1月には、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（昭和31年法律第120号）等の施行に伴い、当該ガイドラインを第9版に改訂し、2026年度より就業環境の全体像を把握するための調査を実施することとしている。

4 放送コンテンツの海外展開

動画配信サービスにより国内外で様々な映像コンテンツが視聴される中で、我が国のドラマ、ドキュメンタリー等の実写の放送コンテンツが拡大する市場を取り込むためには、国内放送にとどまらずに、海外での放送・配信を前提としたコンテンツを製作し、官民が連携して海外展開を積極的に図る必要がある。

また、コンテンツの海外発信は、デジタル赤字解消という経済的観点に加えて、日本の魅力を海外に伝え、我が国の自然・文化等への関心を高めることから、文化的・外交的観点からも極めて重要である。

このため、総務省では、引き続き、実写コンテンツについて、VFX等先進的映像設備等を活用した製作支援、タイにおける配信実証、プロデューサー等の人材育成、コンテンツの国際見本市等におけるセミナー開催等に取り組んでいる。加えて、2026年度からは、企画開発力の強化のため、シリーズドラマ等の企画案を発表する国外イベントの実施を通じた国際共同制作等外部資金を活用する製作や、ショート動画ドラマ等新たな形態のコンテンツ製作の推進に取り組むこととしている。

5 その他の政策動向

1 放送事業者におけるガバナンス確保

国民の共有財産である電波を用いて事業を行う放送は、公共性及び言論・報道機関として大きな社会的影響力を有し、様々なステークホルダーからの信頼を存立の基盤としている。先般、民間放送事業者において、広告によって成り立つ民間放送事業の存立基盤を失いかねないばかりか、放送に対する国民の信頼を失墜させる事案が生じたことを受け、総務省では、2025年6月から「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」を開催し、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行った。2026年1月には「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会取りまとめ」を公表し、放送が今後ともその社会的役割を果たし続けることができるよう、放送事業者におけるガバナンス確保に関する取組の基本的な考え方を整理した上で、事案の未然防止のための取組、事案発生後の対応について取りまとめた。具体的には、①「基幹放送普及計画」（昭和63年郵政省告示第660号）を通じて、ガバナンス確保を促し、放送事業者による自発的な体制整備を確認すること、②経理的基礎が脅かされるおそれのある重大な事案の場合において、適時に一定の基準に基づく報告の手続を設けること、③特に必要な場合には、免許時に条件を付すことについて検討を行うべ

きとされた。また、今後、官民が連携してフォローアップする仕組を整備することも提言された。

これを踏まえ、総務省では基幹放送普及計画の変更等*19及び省令の改正*20を行うとともに、放送事業者におけるガバナンス確保に関する情報共有及び意見交換を行うため、「放送事業者におけるガバナンス確保の推進に関する円卓会議」を2026年4月から開催した。

2 受信者利益の向上等

ア　視聴覚障害者等向け放送の普及促進

総務省では、視聴覚障害者等がテレビジョン放送を通じて円滑に情報を入手することを可能にするため、字幕放送、解説放送及び手話放送の普及目標を定める「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」を策定（2018年2月、2023年10月改定）し、放送事業者の自主的な取組を促している。また、「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」（平成5年法律第54号）に基づき、字幕番組、解説番組、手話番組等の制作費に対する助成を行っている。生放送番組への字幕付与には多くの人手とコストがかかることに加え、特殊な技能を有する人材等を必要とすることから、2020年度からは、最先端のICTを活用したシステムを含む生放送番組への字幕付与に係る機器の整備費に対する助成も行っている。

イ　放送分野の視聴データ活用とプライバシー保護の在り方

インターネットに接続されたテレビ受信機等から放送番組の視聴履歴等を収集・分析することで、例えば、地域ごとの視聴者のきめ細かい視聴ニーズに寄り添った番組制作や災害情報の提供等に有効に活用することが可能となる一方、個々の視聴者の政治信条や病歴のようなセンシティブな個人情報を推知すること等も技術的には可能となってしまうという課題がある。総務省では、放送分野の個人情報保護について、放送の公共性に鑑み、放送受信者等の個人情報を取り扱うすべての者が遵守するべき放送分野固有のルールを2022年3月に「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」として定め、累次の改正を行ってきた。引き続き、視聴データ等の活用による放送受信者の利益の向上とプライバシー保護の両立を推進していくこととしている。

＊19　基幹放送普及計画の一部を変更する件（令和8年総務省告示第157号）
放送法施行規則第八十六条第一項の規定に基づく認定基幹放送事業者（協会及び学園を除く。）の事業計画書及び事業収支見積書の変更の届出に関する事項を定める件（令和8年総務省告示第158号）
＊20　電波法施行規則等の一部を改正する省令（令和8年総務省令第53号）

第5節　サイバーセキュリティ政策の動向

1　概要

1　これまでの取組

我が国では、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）において、我が国のサイバーセキュリティに関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、サイバーセキュリティ戦略の策定その他サイバーセキュリティに関する施策の基本となる事項を定めるとともに、同法に基づき、内閣にサイバーセキュリティ戦略本部を設置し、同本部の下で、重要インフラ防護をはじめとする各種施策を推進することで、政府一体となってサイバーセキュリティの強化に取り組んできた。

さらに、2022年12月に閣議決定された国家安全保障戦略に基づき、「国や重要インフラ等の安全等を確保するために、サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させる」べく、内閣官房の有識者会議において2024年11月に取りまとめられた「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた提言」を踏まえ、2025年の第217回国会（常会）に「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律」及び「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「サイバー対処能力強化法等」という。）の両法案が提出され、2025年5月に可決・成立したところである。これらを踏まえ、2025年7月、サイバーセキュリティ戦略本部が改組され、内閣総理大臣が本部長、内閣官房長官及びサイバー安全保障担当大臣が副本部長、すべての国務大臣が構成員となる新体制となり、併せて内閣サイバーセキュリティセンターが改組され、「国家サイバー統括室（NCO）」が設置された。さらに、2025年12月には、サイバー対処能力強化法等に基づく取組を含め、新たな「サイバーセキュリティ戦略」[*1]が閣議決定されるなど、巧妙化・複雑化するサイバー攻撃に対し、基幹インフラ・重要インフラのサイバーセキュリティの確保をはじめ、政府は取組の強化を進めている。

2　今後の課題と方向性

近年、国民生活、経済活動及び社会活動のあらゆる場面においてデジタル技術の利用が進展し、サイバー空間は各種サービス及び産業の基盤としての機能に加え、公共空間としての性格を一層強めつつ、その役割を拡大している。これに伴い、サイバー空間を取り巻く情勢は年々複雑化しており、ランサムウェア攻撃に起因して企業活動やインフラが停止した事例や、生成AIの悪用によってサイバー攻撃が実行された事例も確認されている。

このように、サイバー攻撃の脅威は拡大し、その対象は企業や個人にとどまらずインフラへと及び、重要システムの停止、機微情報の漏えい等の被害が相次ぐ等、経済・社会のみならず国家の安全保障に重大な影響を及ぼすに至っており、サイバーセキュリティ対策の強化は喫緊の課題となっている。また、近年のAI技術の急速な発展は、AIをサイバーセキュリティ対策に活用することで、ソフトウェアの脆弱性の発見・修正やサイバー攻撃の検知・対応等を通じ、我が国のサイバー対処能力の強化につながることが期待される一方で、攻撃者に悪用された場合には、サイバー攻撃の高速化・大規模化を招くおそれがあるなど、サイバーセキュリティ上の潜在的リスクの増大も懸念されている。

総務省は、こうした情勢の変化を認識しつつ、関係省庁及び関係機関と緊密に連携し、基幹インフ

＊1　サイバーセキュリティ戦略：https://www.cyber.go.jp/pdf/policy/kihon-s/cs_strategy2025.pdf

ラ・重要インフラの防護をはじめ、研究開発、人材育成、情報分析、周知啓発、国際連携の各施策を推進し、これらの取組を通じ、我が国のサイバーセキュリティ基盤の強化を図り、もって誰もが安全・安心にサイバー空間を利用できる環境の実現を目指している。

2　サイバー空間の安全性の確保

1 総合的なIoTボットネット対策の推進

DDoS攻撃等の大規模サイバー攻撃は、サイバー空間の基盤である情報通信ネットワークに重大な支障を生じさせるものであり、当該空間の安全性を確保する上で、その対策強化は引き続き重要な課題である。DDoS攻撃は、一般に、①多数のIoT機器をマルウェアに感染させてIoTボットネットを構築し、②当該ボットネットを攻撃インフラとして標的へ攻撃を実行する二段階で行われ、ネットワークに常時接続されるIoT機器の増加に伴い、攻撃の件数・規模は増加傾向にある。実際に、NICTのサイバー攻撃観測網（NICTER）が2025年に観測したサイバー攻撃関連通信は、引き続きIoT機器を対象とする通信が上位を占めている。

こうした大規模なサイバー攻撃に対応していくためには、攻撃インフラの拡大を防ぐ端末側（IoT機器）の対策、攻撃インフラに対して指令を出すC&C（Command and Control）サーバーに対処するネットワーク側の対策の双方から、総合的なIoTボットネット対策を講じることが必要となる。

端末側の対策として、総務省、NICT及びインターネット・サービス・プロバイダ（ISP）が連携し、2019年2月から「NOTICE（National Operation Towards IoT Clean Environment）」として、インターネット上のIoT機器に対し、「password」や「123456」のように容易に推測されるパスワードを設定している機器を調査し、利用者への注意喚起を実施し、一定の成果をあげてきたところである。

また、IoT機器のソフトウェアの脆弱性を狙ったサイバー攻撃等、IoT機器を悪用したサイバー攻撃のリスクは引き続き高い状況にあることを踏まえ、これまでの取組に加えて、2024年度からは、新たにソフトウェア等に脆弱性を有するIoT機器やすでにマルウェアに感染済みの端末を調査し、当該機器の利用者への注意喚起や、IoT機器メーカー等に助言等を行うことをNICTの業務として位置付け、取組を強化してきたところである。

さらに、メーカーやシステムベンダーなどと連携したIoT機器のセキュリティ対策の推進や、NOTICEのウェブサイト[*2]等を通じてIoT機器のセキュリティ対策の意識啓発も併せて行うことで、総合的な対処を推進することとしている。

また、ネットワーク側の対策としては、総務省は2022年度から、電気通信事業者において通信トラヒックに係るフロー情報（IPアドレス、ポート番号、タイムスタンプ等）を分析し、サイバー攻撃の指令元であるC&Cサーバーを検知する技術の有効性の検証や、検知したC&Cサーバーリストの事業者間の情報共有や利活用の在り方の検討等を実施している。これまでの取組により、一定数のC&Cサーバーの検知に成功するなど、フロー情報分析の有効性を確認しており、2026年度も引き続き、端末側の対策とも連携しながら、C&Cサーバーの検知・評価・共有等の一連の仕組みの改善・検証に取り組むことにより、IoTボットネット対策を推進していく。

＊2　NOTICEウェブサイト：https://notice.go.jp/

2 電気通信事業者によるサイバーセキュリティ対策の推進

IoT機器のセキュリティ対策をより実効的なものにするためには、前述の総合的なIoTボットネット対策に加え、ネットワーク側におけるより機動的な対処を行う環境整備が必要と考えられる[*3]。

このため、総務省では、2021年度から、大規模化・巧妙化・複雑化するサイバー攻撃に電気通信事業者がより効率的・積極的に対処できるようにするためのサイバーセキュリティ対策に関する総合実証を実施した。「フィッシングサイト等の悪性Webサイトの検知技術・共有手法の実証」においては、Webサービス提供者向けのフィッシング対応実務リファレンスを作成するとともに一般国民向けの普及啓発を実施し、2024年5月にリファレンスの概要を公開した。

また、国際的にも実装が標準的になりつつあるにも関わらず、我が国では普及が十分ではないRPKI[*4]、DNSSEC[*5]、DMARC[*6]等のネットワークセキュリティ技術について、総務省では、ガイドラインの策定支援やハンズオン勉強会の開催等を通じて導入を後押ししている。特に、なりすましメール対策として有効なDMARCの普及は、フィッシングによる不正送金等の被害が拡大している中で重要な課題となっている。2025年7月に策定された政府の「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」[*7]では、「DMARC等への更なる対応促進」のため関係省庁が連携して取り組むこととされている。総務省では、これを踏まえて、2025年9月に、関係業界団体に対して、DMARCの導入やDMARCポリシーの設定（隔離、拒否）について要請を実施した[*8]。また、総務省においても、2025年7月には、soumu.go.jpドメインやそのサブドメインについて、サブドメインを含めて、DMARCポリシーを「隔離」に設定変更したほか、2025年11月からは、BIMI[*9]にも対応するなど、なりすましメール対策を積極的に進めている。

3 クラウドサービスのセキュリティ対策の推進

総務省では、安全・安心なクラウドサービスの利活用を推進するため、クラウドサービス事業者における情報セキュリティ対策を取りまとめた「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を策定している。

また、クラウドサービス利用者が適切にクラウドサービスを利用できていないことに起因し、結果的に情報流出のおそれに至る事案も発生していることから、クラウドサービス利用者向けに、「クラウドサービス利用・提供における適切な設定のためのガイドライン」を策定するとともに、同ガイドラインの内容をわかりやすく解説する「クラウドの設定ミス対策ガイドブック」を公表している。

3 サイバー空間を支える基盤技術の高度化と信頼性の確保

1 量子計算機時代に対応した暗号技術の高度化

暗号技術は、インターネット利用をはじめとした様々な場面で使われている。一方で、量子計算機（量子コンピュータ）に関する研究開発が加速しており、将来的に実用的で大規模な量子計算機が実現した場合、現在利用されている暗号技術の安全性が低下（危殆化）することが懸念されている。また、

＊3　2021年（令和3年）に策定した「ICTサイバーセキュリティ総合対策2021」では、「サイバー攻撃に対する電気通信事業者の積極的な対策の実現」として、「インターネット上でISPが管理する情報通信ネットワークにおいても高度かつ機動的な対処を実現するための方策の検討が必要」としている。 https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02cyber01_04000001_00192.html
＊4　Resource Public-Key Infrastructureの略。自律ネットワークのIPアドレスやAS番号を電子証明書で検証し、通信経路の乗っ取り等を防止する技術。
＊5　DNS Security Extensionsの略。ドメインネームとIPアドレスの紐付けを電子証明書で検証し、サーバーのなりすまし等を防止する技術。
＊6　Domain-based Message Authentication Reporting and Conformanceの略。電子メールの送信元ドメインの正しさを検証し、なりすまし等の場合は自動的に処理する技術。
＊7　犯罪対策閣僚会議Webサイトに掲載 https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/hanzai/index.html
＊8　フィッシングメール対策の強化に関する要請 https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000260.html
＊9　Brand Indicators for Message Identificationの略。DMARCで認証が成功したメールにロゴを表示させる技術。

現時点では解読できない暗号化データを収集・保存し、将来、量子計算機の発展後に解読を試みる、いわゆる「Harvest Now, Decrypt Later（HNDL）」攻撃も想定されており、情報の機密性や長期的な保護の観点から、耐量子計算機暗号（Post-Quantum Cryptography：PQC）への移行を見据えた検討が重要な課題となっている。

こうした状況を踏まえ、政府機関等における耐量子計算機暗号の利用に関する検討を進めるため、2025年6月に関係府省庁連絡会議[*10]を設置した。同連絡会議では、量子計算機の進展が暗号技術に与える影響を整理するとともに、政府機関等におけるPQC移行の考え方や対象、進め方について検討を行い、同年11月に中間とりまとめを公表した。今後は、この中間とりまとめを踏まえ、2026年度中に工程表（ロードマップ）を策定し、政府機関等における計画的なPQC移行に向けた取組を進めていくこととしている。

また、政府の情報システムで利用される暗号技術については、CRYPTREC[*11]において「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」としてまとめられており、これについてもPQCへの対応が求められている。そのため、一部のPQCについて安全性等の評価を実施した上で、2026年3月にPQCに対応するためのCRYPTREC暗号リストの改定を行った。PQCの安全性等の評価は順次実施しており、今後もCRYPTREC暗号リストの継続的な改定を通じて、政府情報システムにおける暗号技術の安全性確保に取り組んでいく。

2 トラストサービスによる信頼性の確保

サイバー空間における安全・安心なデータ流通を実現するためには、暗号技術によりデータを暗号化して通信時の安全性を確保することが基本となる。一方で、暗号技術のみでは、データが「いつ存在していたか」や「組織として正当に発行されたものであるか」といった点について、後から第三者が確認できる形で示すことは困難である。このため、暗号技術を基盤としつつ、データの時刻や発行主体の真正性等を客観的に証明する仕組みとして、トラストサービス（図表Ⅱ-2-5-1）の重要性が高まっている。

このため、総務省では、タイムスタンプ及びeシールについて、国による認定制度を整備することで、これらトラストサービスを通じたデータの信頼性の確保に取り組んでいる。

ア　タイムスタンプ認定制度

タイムスタンプは、ある時刻にその電子データが存在していたことと、その時刻以後に改ざんされていないことを証明する仕組みである。

総務省では、タイムスタンプサービスの信頼性を確保するため、2021年4月に、「時刻認証業務の認定に関する規程」（令和3年総務省告示第146号）を制定し、国（総務大臣）による認定制度を整備した。認定制度では、時刻の正確性、設備の安全性・冗長性、業務運用体制等について一定の基準に適合したタイムスタンプサービスを認定している。

2026年5月時点で6サービスを認定しており、認定を受けたタイムスタンプの年間総発行件数は10億件以上である。これらは、官報[*12]、電子帳簿保存[*13]、電子契約、知的財産保護等の様々な分野で活用されている。

＊10　政府機関等における耐量子計算機暗号（PQC）利用に関する関係府省庁連絡会議 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/pqc/
＊11　Cryptography Research and Evaluation Committeesの略。デジタル庁、総務省、経済産業省、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）及び独立行政法人情報処理推進機構（IPA）により共同運営されているプロジェクト。https://www.cryptrec.go.jp/
＊12　官報の発行に関する内閣府令（令和6年内閣府令第80号）により、認定を受けたタイムスタンプを利用することとされている。
＊13　2022年度の税制改正により、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号）による税務関係書類に係るスキャナ保存制度等で使用されるタイムスタンプについては、総務大臣認定制度に基づくタイムスタンプを使うこととされている。

イ　eシール認定制度

eシールは、企業等が発行する電子データの発行元を証明し、また、電子データに改ざんがないことを証明する仕組みである。

総務省では、組織が発行する電子データの信頼性確保に向け、2020年4月から「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会[*14]」、2023年9月から「eシールに係る検討会[*15]」、2024年6月から「eシールに係る認定制度の関係規程策定のための有識者会議[*16]」を順次開催し、eシールに係る認定制度創設に向けて、制度運用に必要な関係規程の策定に資する検討を行ってきた。これらの検討結果を踏まえ、2025年3月に「eシールに係る認証業務の認定に関する規程」（令和7年総務省告示第113号）を制定し、国（総務大臣）による認定制度を整備した。

2026年3月から認定申請の受付を開始しており、今後、eシールサービスの認定を通じ、組織が発行する電子データの真正性・信頼性を確保する基盤として、eシールの普及・活用を推進していく。

図表Ⅱ-2-5-1　トラストサービスのイメージ

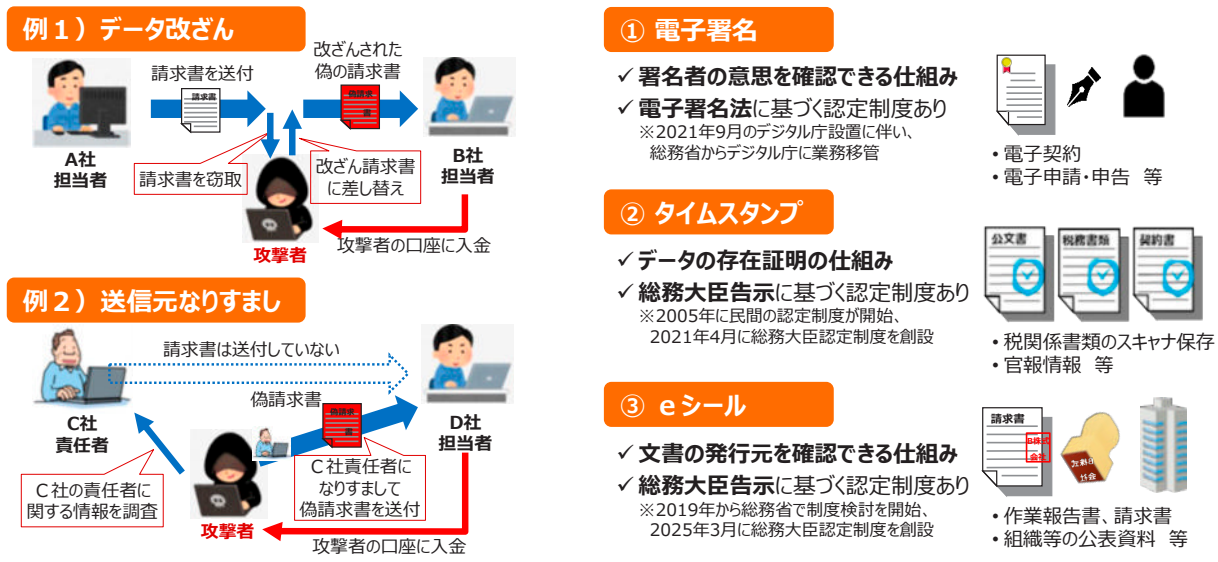

4　サイバー攻撃対処能力の向上と新技術への対応

1　サイバーセキュリティ人材の育成

サイバー攻撃が巧妙化・複雑化している一方で、我が国のサイバーセキュリティ人材は質的にも量的にも不足しており、その育成は喫緊の課題である。このため、総務省では、NICTの「ナショナルサイバートレーニングセンター」を通じ、サイバーセキュリティ人材育成（CYDER、SecHack365及びCYROP）に取り組んでいる。

ア　情報システム担当者等を対象とした実践的サイバー防御演習（CYDER）

CYDER（CYber Defense Exercise with Recurrence）は、国の機関、地方公共団体、独立行政法人、重要インフラ事業者等の情報システム担当者等を対象とした実践的サイバー防御演習である。受講者は、組織のネットワーク環境を模した大規模仮想LAN環境下で、実機を操作し、インシデントの検

＊14　https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/data_organization/
＊15　https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/e_seal/
＊16　https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/e_seal_yushikisha/

知から対応、報告、回復まで、サイバー攻撃への一連の対処方法を体験する（図表Ⅱ-2-5-2）ことが可能であり、2025年度は3,989人、2017年度からの合計では29,000人超が受講した。

また、2025年度は、従来実施している初級・中級・準上級の集合演習や、最低限のセキュリティ知識を学べる「プレCYDER」に加え、オンラインで集合演習と同等の受講効果を得られる「オンライン実践コース」を地方公共団体向けに試行的に実施した（図表Ⅱ-2-5-3）。

図表Ⅱ-2-5-2　実践的サイバー防御演習（CYDER：CYber Defense Exercise with Recurrence）

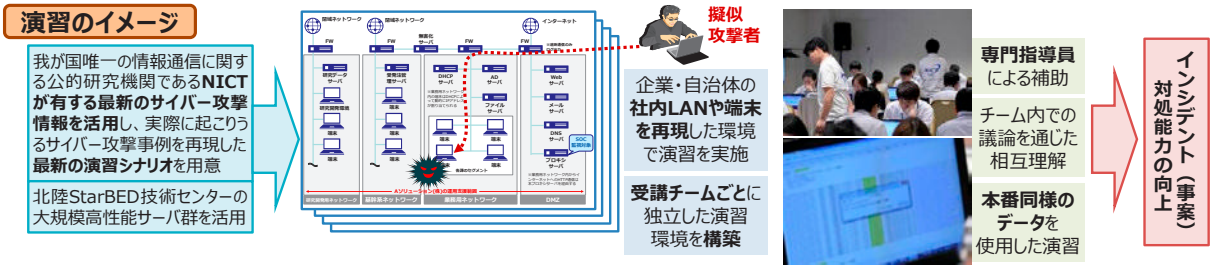

図表Ⅱ-2-5-3　2025年度CYDER実施状況

コース名		実施方法	レベル	受講想定者（習得内容）	受講想定組織	実施地	実施回数	実施期間
CYDER	A	集合形式	初級	システムに携わり始めた者（事案発生時の対応の流れ）	全組織共通	47都道府県	78回	7月～翌年1月
	B-1		中級	システム管理者・運用者（主体的な事案対応・セキュリティ管理）	地方公共団体	全国8地域	10回	10月～11月
	B-2				地方公共団体以外	東京・大阪・名古屋	13回	翌年1月
	C		準上級	セキュリティ専門担当者（初動分析を含む主体的な事案対応）	全組織共通	東京・大阪	5回	11月～翌年1月
プレCYDER		オンライン形式	–	全ての情報システム担当者（最低限必要となる知識の習得と最新化）	全組織共通	（受講者職場等）	–	1期：5月～8月 2期：9月～11月 3期：11月～翌年1月

イ　若手セキュリティ人材の育成プログラム（SecHack365）

SecHack365は、日本国内に居住する25歳以下の若手ICT人材を対象として、最先端のセキュリティ人材（セキュリティイノベーター）を育成するプログラムである。NICTが有する実際のサイバー攻撃関連データを活用しつつ、第一線で活躍する研究者・技術者が、セキュリティ技術の研究・開発等を1年かけて継続的かつ本格的に指導する。2025年度は36名が修了し、2017年度からの合計で300名超が修了している。

ウ　分野別実践演習の開発・実施基盤（CYROP）

CYROP（CYber Range Open Platform）は、分野に応じた実践的演習を容易に開発・実施可能とする演習基盤である。NICTが有する人材育成ノウハウを民間企業・教育機関等に横展開するため、後述するCYNEXの一環として、2023年度からサイバーセキュリティ演習の実施に必要となる演習環境・演習教材を提供している（図表Ⅱ-2-5-4）。

図表Ⅱ-2-5-4　分野別実践演習の開発・実施基盤（CYROP）

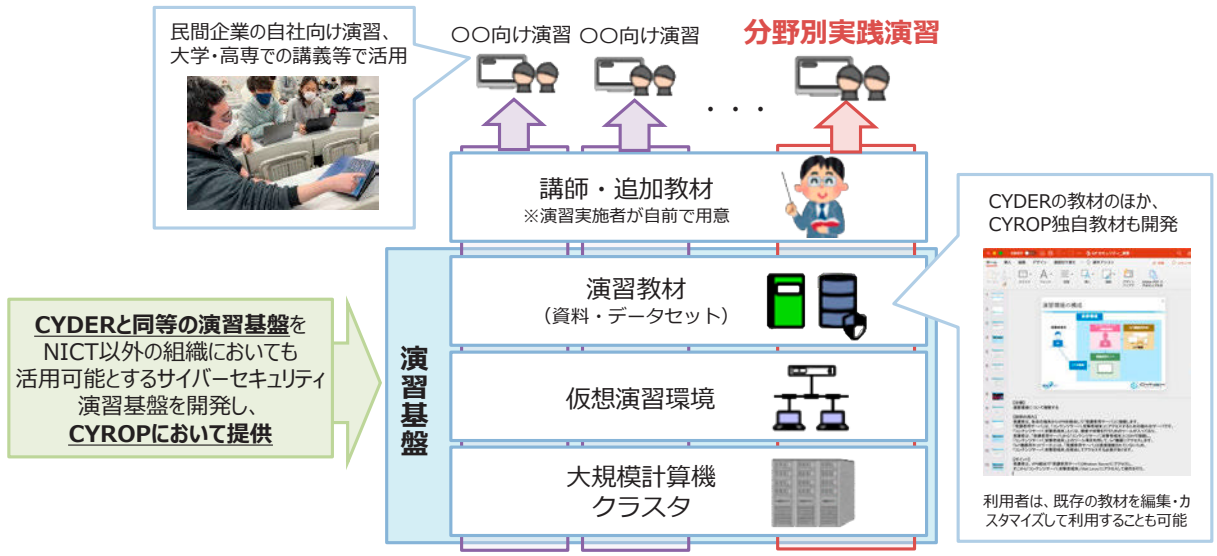

2 新たな技術・サービスを生み出すためのエコシステムの形成

我が国のサイバーセキュリティ対策は、海外のセキュリティ製品を導入・運用する形態が主流であり、情報についても海外由来のものに大きく依存している。海外のセキュリティ製品のベンダーは、世界中から集めた一次情報を基に新たな技術・サービスを生み出す一方、相対的にシェアの小さい国内のベンダーは、十分なセキュリティ情報を収集できておらず、製品の開発が進んでいないためである。

こうした海外製品への依存構造は、日本特有のサイバー攻撃への対応の遅れや国際競争力の低下といったサイバー安全保障や経済安全保障上の様々な問題につながることが懸念されている（図表Ⅱ-2-5-5）。

図表Ⅱ-2-5-5　国産セキュリティ技術の必要性

総務省では、これらの構造的な課題に対応するため、NICTと連携し、NICTが培ってきた技術・ノウハウを中核として、産官学連携を促進する取組であるCYNEX（サイネックス：CYbersecurity NEXus）を2021年度から実施している。CYNEXには、2025年度末時点で107組織が参画しており、2026年度も引き続き官公庁及び民間企業や教育機関等との連携を拡大しながら、サイバー脅威情報の収集・分析・共有や国産セキュリティ技術の開発を支援し、我が国におけるサイバーセキュリティ対応能力のより一層の強化を目指していく。

関連データ　政府端末情報を活用したサイバーセキュリティ情報の収集・分析に係る実証事業（CYXROSS）

URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00383（データ集）

また、特に、サイバー脅威情報の収集・分析を強化する取組として、CYXROSS（サイクロス：CYNEX XROSS organ observatory project）を実施している。これは、政府機関等の端末にNICTが開発したセンサーを導入し、収集した情報の分析を実施するものであり、サイバーセキュリティ対策に必要な様々な技術・情報・ノウハウを得ることを目的としている。2023年度から実証事業として実施してきたところであり、2025年にサイバー対処能力強化法等が成立し、同年に改正サイバーセキュリティ基本法が施行されたことを受け、2025年12月から本格的に事業を開始した。

総務省では、CYXROSSによる脅威情報の収集・分析の強化を含め、国産技術を核とした産官学連携のエコシステムを強化し、我が国自らの力によるサイバー対応能力の確保に取り組んでいく。

関連データ　国産技術を核としたサイバー対処能力向上エコシステム

URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00384（データ集）

3 AIのセキュリティ対策の推進

生成AIをはじめとするAI技術は急速に発展しており、あらゆる領域で社会実装が急速に進んでいる。このような中、AI自体へのサイバー攻撃によって、例えば、AIから不正な出力が行われたり、AIを組み込んだシステムが停止したりすれば、社会経済活動に多大な影響を生じさせかねない。

こうしたことを背景に、総務省では、2025年9月から、セキュリティ分野の有識者で構成される「サイバーセキュリティタスクフォース」の下に「AIセキュリティ分科会」を設置し、AI開発者及びAI提供者におけるAIへの脅威に対する技術的対策の検討を行った。2026年3月には、当該分科会の取りまとめ（2025年12月公表）を踏まえ、「AIのセキュリティ確保のための技術的対策に係るガイドライン」[*17]を策定・公表した。

また、総務省では、NICTの「AIセキュリティ研究センター（CREATE）」を通じて、北米の5組織との共同研究を実施しており、サイバー攻撃に対するAI自身のセキュリティ検証の研究開発を推進していくことで、生成AIの安心安全な利用を促進していく。

4 AIの高度化を踏まえたサイバーセキュリティ対策の推進

近年、AI技術は急速な発展を続けており、その活用によりサイバー対処能力の向上が期待される一方、悪用された場合には、サイバー攻撃の規模や頻度が飛躍的に増大するおそれが指摘されるなど、サイバーセキュリティ上の脅威は一層高まっている。特に、米国Anthropic社のClaude Mythos

＊17　AIのセキュリティ確保のための技術的対策に係るガイドライン本編（https://www.soumu.go.jp/main_content/001064122.pdf）
AIのセキュリティ確保のための技術的対策に係るガイドライン別添（付属資料）（https://www.soumu.go.jp/main_content/001064123.pdf）

Previewをはじめとするフロンティア AI モデルでは、脆弱性の発見等のサイバーセキュリティ性能がこれまでの AI モデルを大きく上回っている。

こうした状況を受け、政府は、2026年5月に、AI性能の高度化に対応したサイバーセキュリティ対策を、重要インフラへの対応と脆弱性の発見・修正時の対応の双方の観点から検討するため、関係省庁会議を開催し、政府全体としての対策パッケージ「Project YATA-Shield」[*18]を取りまとめた。また、総務省においても、これを踏まえ、情報通信・地方行政・郵便分野のサイバーセキュリティ確保に関する会合を開催し、林総務大臣から各分野の代表[*19]に対し、経営層のリーダーシップの下、脆弱性の評価や修正パッチの迅速な適用を含むリスクに応じた対応方針を検討し、必要な予算や人員の割当などを行うことなどについて、要請を行った。

今後、AI技術の更なる高度化が見込まれる中、AIの安全かつ適切な活用を推進するとともに、AIを悪用したサイバー攻撃への対処能力の強化を図っていくことが重要である。

5　地域をはじめとするサイバーセキュリティの底上げに向けた取組

1　地域に根付いたセキュリティコミュニティ（地域SECUNITY）の形成

我が国の安全・安心なサイバー空間の確保の観点からは、地域におけるサイバーセキュリティの確保も重要な課題である。他方、地域の企業や地方自治体では、首都圏や全国規模で展開する企業と比較して、サイバーセキュリティに関する情報を十分に得られる機会がない、人材等の経営リソースは不足しているなどの理由により、単独で十分なセキュリティ対策を取ることが困難であったり、また、そもそもセキュリティ対策の必要性を認識するに至らなかったりするおそれがある。

総務省では、地域における関係者間での「共助」の関係を基本としたセキュリティ分野におけるコミュニティ（「地域SECUNITY」）の形成を促進しており、2022年度までに、総合通信局等の管区を基準とした全11地域でコミュニティが設立されたところである。2025年度は、地域SECUNITYの取組として、セミナー等21件、インシデント対応演習14件、若年層向けCTF（Capture The Flag）2件を実施したほか、7会場同時開催の全国型CTFイベントも開催した。地域SECUNITYの取組拡大に向け、2026年度も引き続きイベント開催等の支援を実施していく。

関連データ　各地域におけるセキュリティコミュニティ

URL：（データ集）https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/localsecunity/index.html

2　テレワークのセキュリティ対策の推進

テレワークは新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として広がり、働き方改革の中心にも据えられている。一方で、テレワーク導入企業に対して実施したアンケート[*20]では、テレワーク導入の最大の課題としてセキュリティの確保があげられている。総務省では、こうしたセキュリティ上の不安を払拭し、企業が安心してテレワークを導入・活用できるよう、2004年から「テレワークセキュリティガイドライン」を策定・公表している。2021年5月には、クラウド活用の進展、サイバー攻撃の高度化等、取り巻く環境の変化を踏まえてガイドラインを改定し、実施すべきセキュリティ対策や具体的なトラブル事例等を全面的に見直した。

＊18　https://www.cyber.go.jp/pdf/press/20260518_AI_CS_gaiyou.pdf
＊19　参加団体：一般社団法人ICT-ISAC、一般社団法人電気通信事業者協会、日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、全国知事会、全国市長会、全国町村会、地方公共団体情報システム機構、日本郵便株式会社及び国立研究開発法人情報通信研究機構
＊20　テレワークセキュリティに係る実態調査：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/telework/

また、中小企業等ではセキュリティの専任担当がいない場合や、セキュリティ対策の担当者に専門的な知識が不足している場合が想定されるため、最低限のセキュリティを確実に確保することに焦点を絞った「中小企業等担当者向けテレワークセキュリティの手引き（チェックリスト）」を2020年から策定・公表している。

3 無線LANのセキュリティ対策の推進

無線LANは自宅や職場での利用に加え、街なかの公衆無線LANサービス等幅広く利用されている。ただし、適切なセキュリティ対策をとらなければ、無線LAN機器を踏み台とした攻撃や情報窃取等の被害を受けるおそれがある。このため、総務省では、無線LANのセキュリティ対策に関して、利用者・提供者のそれぞれに向けたガイドラインを策定しており、2025年2月には、最新のセキュリティ動向や技術動向に対応させた改定を行った[*21]。

公衆無線LANサービスを利用する者に向けた「公衆Wi-Fi利用者向け簡易マニュアル」、自宅に無線LANを設置し利用する者に向けた「自宅Wi-Fi利用者向け簡易マニュアル」では、利用者が留意すべきセキュリティ対策ポイントを解説している。また、飲食店や小売店をはじめとする無線LANの提供者に向けた「公衆Wi-Fi提供者向けセキュリティ対策の手引き」では、利用者と提供者自身のための二つの観点から、必要な対策を解説している。

また、無線LANのセキュリティ対策に関する周知啓発を目的として、最新のセキュリティ対策等を学べる無料のオンライン講座をサイバーセキュリティ月間（2/1～3/18）に合わせて毎年度開講しており、2025年度は、オンライン講座「今すぐ学ぼう Wi-Fiセキュリティ対策」を開講した。

4 サイバーセキュリティに関する普及啓発

国民生活や社会・経済活動のあらゆる場面においてインターネットの利用が広がる中、誰もがインターネットを安全に利用できるよう、総務省では「国民のためのサイバーセキュリティサイト」[*22]を開設し、インターネットとサイバーセキュリティの知識や、利用方法に応じたサイバーセキュリティ対策を講じるための基本となる情報を提供している。特に、サイバー攻撃による被害事例とその対処法、予防策を整理し、最新のセキュリティ動向を踏まえてコンテンツを掲載しており、環境の変化に応じて情報の更新を行っている。

6 国際連携の更なる推進

サイバー空間はグローバルな広がりをもつことから、サイバーセキュリティの確立のためには諸外国との連携が不可欠である。このため、総務省では、サイバーセキュリティに関する国際的合意形成への寄与を目的として、各種国際会議やサイバー対話等での議論や情報発信・情報収集を積極的に実施している。

また、サイバー攻撃等の脅威は国境を越えて及ぶため、世界全体のサイバーセキュリティのリスクを低減するためには、開発途上国に対する能力構築支援も重要である。総務省では、ASEAN地域において、日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC：ASEAN Japan Cybersecurity Capacity Building Centre）を通じた人材育成プロジェクトを推進するなど、ASEAN地域を中心に、サイバーセキュリティ能力の向上に資する取組を行っている[*23]。さらに、2023年度からは、AJCCBC

＊21　無線LAN（Wi-Fi）のセキュリティに関するガイドライン：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/wi-fi/
＊22　国民のためのサイバーセキュリティサイト：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/kokumin/
＊23　日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センターでの取組については、第Ⅱ部第2章第8節「ICT国際戦略の推進」も参照

の活動で培ったノウハウ等を活用し、大洋州の島しょ国・地域向けに新たに能力構築支援の演習を実施するなど、活動地域の拡大を図っている。

加えて、通信事業者等による民間レベルでの国際的なサイバーセキュリティに関する情報共有を推進するために、ASEAN各国のISPが参加するワークショップや、日米・日EU間でのISAC（Information Sharing and Analysis Center）との意見交換会等を開催している。

第6節　ICT利活用の推進

1　概要

1　これまでの取組

2000年に情報通信技術戦略本部が設置され、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（平成12年法律第144号）*1が制定されて以降、我が国では、e-Japan戦略やデジタル田園都市国家構想総合戦略等様々な国家戦略を掲げ、ICTの利活用を推進してきた。これらの方針を踏まえ、総務省では、少子高齢化とそれに伴う労働力の不足、医療・介護費の増大、自然災害の激甚化等、我が国が抱える社会・経済問題やデジタル空間の進展に伴う新たな課題等の解決に向け、地域社会のDX化や新たな情報通信技術、データ流通による社会活性化、情報の利用環境等様々な分野におけるICTの利活用を推進してきた。

2　今後の課題と方向性

我が国は、少子高齢化による労働人口の減少や国内市場の縮小が見込まれるなど、厳しい経済環境である。また、災害の激甚・頻発化への対処や、50年以上経過する公共インフラの老朽化対応等、課題が山積している。

このような課題を解決する上で、デジタルは、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させ、地域の魅力を高める力を持っている。政府は2025年度に「地域未来戦略本部」を設置し、地域未来戦略において、地域ごとの戦略産業クラスター形成や地場産業の成長に向けて戦略産業クラスター計画、地域産業クラスター計画及び地場産業成長プランの3つの類型の計画を進めていくこととしている。これらの計画のポテンシャルを最大化するため、企業支援やインフラ整備、規制・制度改革、産業人材育成、地域の産業クラスター・地場産業を支える仕組みづくりへの支援等を掲げている。

そして、SNSプラットフォーム事業者が提供するサービスは生活の利便性向上に貢献する一方、インターネット上においては、誹謗中傷等の権利侵害その他の違法・有害情報の流通・拡散の問題が引き続き深刻化している。さらに、生成AIや仮想空間（没入型技術により実現される空間）といった新たな情報通信技術の登場により、デジタル空間が大きく変容している。

こうした課題等を踏まえ、地域社会・経済の活性化に資するDX（デジタル変革）の推進やデジタル空間の健全性確保と新たな発展の牽引、そして、安心・安全な情報利用環境の整備を行うことが重要である。

2　地域社会・経済の活性化に資するDX化の推進

日本の地域社会・経済は、少子高齢化と人口減少による働き手不足や市場規模の縮小、頻発する自然災害や老朽化するインフラ等の様々な課題に直面しており、上記1.（2）で述べたように、政府は地域ごとの戦略産業クラスター形成や地場産業の成長に向け、企業支援やインフラ整備、規制・制度改革、産業人材育成、地域の産業クラスター・地場産業を支える仕組みづくりへの支援等を掲げている。

地域経済・社会を維持・発展させ、地域住民の生活を支えるためには、AIを含むデジタル技術の徹底活用により、地域課題を解決（地域社会DX）し、イノベーションにより付加価値を創出していくことが求められる。そのためには、その中核的担い手となりうるデジタル技術を活用する企業が、地域の

*1　同法は、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）により廃止された。

ニーズに合った事業展開をできるよう支援することが重要である。

このような背景のもと、総務省では、2025年2月に、「地域社会DXの推進に向けた情報通信政策の在り方」について情報通信審議会に諮問し、2025年9月に答申が行われた。本答申では、日本の地域社会・経済を取り巻く状況や、AIを含むデジタル技術の最新動向を踏まえた、地域社会DXの推進に向けた情報通信政策の在り方について提言が示された。

1 デジタル技術を活用した社会課題解決の加速化

ア　地域社会DX推進パッケージ事業

デジタル技術の実装による地域社会課題の解決（地域社会DX）を加速させ、強い地方経済の実現等にも貢献するため、総務省では、2024年度から「地域社会DX推進パッケージ事業」を開始した。本事業では、①デジタル人材/体制の確保支援、②先進的ソリューションの実用化支援（実証事業）、③地域のデジタル基盤の整備支援（補助事業）等の総合的な施策を通じて、デジタル実装の好事例を創出するとともに、必要な効果的・効率的な情報発信等を実施することで、全国における早期実用化を促進するものである。特に①については、都道府県を中心とした持続可能な地域のDX推進体制の構築への支援、デジタル実装に必要となる地域課題の整理、導入・運用計画の策定に対する専門家による助言の提供等、地域のニーズに応じて選択が可能な複数の支援策を講じている。

イ　デジタル技術活用の普及・促進

地方公共団体が地域社会DXを推進するにあたって、参考となる知見、ノウハウ等の情報不足、各種情報の分散といった課題が指摘されている。これらの課題解決のため、総務省では、各地域における先進事例に関する調査を行い、調査結果等により得られた地域社会DX推進に資する情報を一元的に提供するポータルサイト「地域社会DXナビ」[*2]を2024年10月に公開し、地域社会DXナビを通じた継続的情報発信により、地方公共団体、地域企業等におけるデジタル技術活用の普及を促進している。

また、安全性・信頼性、供給安定性及びオープン性が確保された5G設備の導入を促す観点から、ローカル5G免許人が取得した一定のローカル5G設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を設けており、適用対象を主に住宅用インターネットサービスの提供のために利用されるローカル5G設備に見直すとともに、2026年度末まで適用期限を延長している。

2 地域デジタル人材支援の充実や地方のテレワーク普及の推進

ア　地域情報化アドバイザー派遣制度

総務省では、2007年度から、ICTを地域の課題解決に活用する取組に対して、地方公共団体等からの求めに応じて、ICTの知見、ノウハウを有する専門家（「地域情報化アドバイザー」）を派遣し、助言・提言・情報提供等を行うことにより、地域におけるICT利活用を促進し、活力と魅力ある地域づくりに寄与するとともに、地域の中核を担える人材の育成を図っている。また、地方公共団体からの推薦に加え、地方公共団体等と共同で事業を実施していること等を要件に地場企業等にも派遣を実施している。

「地域情報化アドバイザー」は、2026年度、先進自治体職員や、大学での研究活動、地域における企業活動、NPO活動等を通じて地域情報化に知見・ノウハウを持つ有識者等219名に委嘱しており、2025年度には315件の派遣を行った。

＊2　地域社会DXナビ https://dx-navi.soumu.go.jp/

イ　テレワークの推進

（ア）テレワークの概要

2020年以降、新型コロナウイルス感染症の拡大を経て、2025年の企業のテレワーク導入率は全国50.1％[*3]と一定程度の普及が進んだ一方で、近年は一部企業で出社回帰の傾向がみられるとともに、依然として都市部と地方部、業種間での格差が生じている状況にある。

このような状況の中、テレワークに関する機運醸成の観点から、テレワーク月間実行委員会（内閣官房内閣人事局、内閣府地方創生推進室、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、観光庁、環境省、一般社団法人日本テレワーク協会、日本テレワーク学会）の主唱により、毎年11月をテレワークの集中取組期間である「テレワーク月間」として、テレワークの実施に際しての効果測定（働き方改革寄与、業務効率化等）の調査や、関係府省庁等によるイベントやセミナーを開催している。また、先進事例の選定・公表を通じて企業等のテレワーク導入のインセンティブを高め、テレワークの導入を検討する企業にとっての参考事例の蓄積にもつなげるため、総務省では、2015年から、テレワークの十分な利用実績が認められる企業・団体の表彰を行っている。

2025年には、テレワークの活用が一定程度広がった現状を踏まえ、テレワークの制度導入や十分な活用実績にとどまらず、テレワークの導入が馴染まないと思われている業態の企業におけるテレワーク活用・業務改革や、テレワークによる遠隔地勤務や副業・兼業での雇用を通じた地域の活性化等において、特色ある取組を実施しており、その内容が優れている企業・団体を「テレワークトップランナー2025」として選定・公表し、特に優れた取組を行っている企業・団体には「総務大臣賞」を授与した。

（イ）テレワーク普及に対する支援

総務省では、実施率が依然低水準な中小企業や地方でのテレワーク導入を支援するため、地域の商工会議所や地方自治体等と連携し、テレワークに係る地域相談窓口を全国的に整備し、相談受付等を実施している。さらに、テレワークの導入や改善を検討している企業等を対象として、専門家（テレワークマネージャー）による無料の個別コンサルティングも実施し、効果的なテレワーク活用の普及に向けて取り組んでいる。これらの支援は、2022年度からは厚生労働省の労務系のテレワーク相談事業と一体的に運用し、「テレワーク・ワンストップ・サポート事業」として共同で実施している。

そのほか、総務省では、テレワーク導入の課題として多く挙げられる情報セキュリティ上の不安を取り除くため、企業等がテレワークを実施する際に参照できるよう、「テレワークセキュリティガイドライン」や「中小企業など担当者向けテレワークセキュリティの手引き（チェックリスト）」を策定している。

3　重要データの安心・安全な活用促進

ア　防災情報システムの整備

我が国は世界有数の災害大国であり、大規模な自然災害が発生する都度、社会・経済的に大きな損害を被ってきた。今後も南海トラフ地震をはじめとする大規模な自然災害の発生が予測される中で、ICTを効率的に活用し災害に伴う人的・物的損害を軽減していくことが重要である。

（ア）災害に強い消防防災通信ネットワークの整備

被害状況等に係る情報の収集及び伝達を行うためには、災害時にも通信を確実に確保できる通信ネッ

＊3　総務省「令和7年通信利用動向調査」
https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/data/260529_1.pdf

トワークが必要である。このため、現在、国、消防庁、地方自治体、住民等を結ぶ消防防災通信ネットワークを構成する主要な通信網として、①政府内の情報の収集及び伝達を行う中央防災無線網、②消防庁と都道府県を結ぶ消防防災無線、③都道府県と市町村などを結ぶ都道府県防災行政無線、④市町村と住民などを結ぶ市町村防災行政無線、⑤国と地方自治体又は地方自治体間を結ぶ衛星通信ネットワーク等が構築されている。また、衛星通信ネットワークについては、高性能かつ安価な次世代システムの導入に関する取組等を進めている。

（イ）災害対策用移動通信機器の配備

総務省では、携帯電話等の通信が遮断した場合でも被災地域における通信が確保できるよう、地方自治体等に、災害対策用移動通信機器を貸し出している（2026年5月現在、衛星携帯電話280台、簡易無線1,065台、MCA無線179台、衛星インターネット機器100台、公共安全モバイル1,000台等を全国の総合通信局等に配備）。これらの機器は、避難所における通信環境構築のほか、初動期における被災情報の収集伝達から応急復旧活動の迅速かつ円滑な遂行までの一連の活動に必要不可欠な情報伝達を補完するものとして活用されている。

（ウ）災害時の非常用通信手段の確保

災害時等に公衆通信網による電気通信サービスが利用困難となるような状況等に備え、総務省が研究開発したICTユニット（アタッシュケース型）を2016年度から全国の総合通信局等に配備し、地方自治体等の防災関係機関からの要請に応じて貸し出し、必要な通信手段の確保を支援する体制を整えている（2026年5月現在、25台を全国の総合通信局等に配備）。

（エ）全国瞬時警報システム（Jアラート）の安定的な運用

消防庁では、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステムである「全国瞬時警報システム（Jアラート）」を整備している。Jアラートによる緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、Jアラート関連機器に支障が生じないよう正常な動作の確認の徹底を市町村に対し呼びかけるとともに、Jアラートの情報伝達手段の多重化を推進している。

（オ）Lアラートの活用の推進

総務省では、地方自治体等が発出する避難指示等の災害関連情報を多数の放送局やインターネット事業者等多様なメディアに対して一斉に送信する共通基盤（Lアラート）の活用を推進している。Lアラートは、全47都道府県での運用が実現するなど全国的な普及が進み、災害情報インフラとして大きな役割を担うに至っている。

災害が激甚化・頻発化する中、今後もその役割を果たし続けていくため、信頼性等を強化するためのシステム整備を実施するとともに、2026年12月より総務省において運用を開始する予定である。また、Lアラートの利活用を推進するため、地方公共団体職員等の利用者を対象としたセミナーを開催している。

イ　医療分野におけるICT利活用の推進

我が国は超高齢化社会に突入しており、医療・介護費の増大、医療資源の偏在等の課題に直面している。このため、総務省では、医療・介護・健康データを利活用するための基盤を構築・高度化すること

により、医療・介護・健康サービスの向上・効率化を図るべく、主に「遠隔医療の普及」と「PHR[*4]データの活用」を推進している。

具体的には、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED：Japan Agency for Medical Research and Development）による研究事業として、医師の偏在対策の有力な解決策と期待される遠隔医療の普及に向けて、2022年度から手術支援ロボットを使用した遠隔手術支援に係る研究開発を行い、その成果として、日本外科学会による「遠隔手術ガイドライン」を2025年12月に改定した。また、2023年度からは、医療の高度化や診察内容の精緻化を図るため、各種PHRサービスから医師が求めるPHRを取得するために必要なデータ流通基盤を構築・高度化するための研究開発を実施している。

このほか、医療情報を取り扱う情報システム・サービスに対するサイバー攻撃の多様化・巧妙化によるセキュリティ対策の変化や医療機関等と医療情報システム事業者との間の取決めの重要性が高まっていることを踏まえ、2024年度に「医療情報を取り扱う情報システム・サービス提供事業者における安全管理ガイドライン」（総務省・経済産業省）の改定を行った。さらに、2025年度においては、安全・安心なPHRサービスの利活用促進のため、「PHRサービス提供者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」（総務省・厚生労働省・経済産業省）についても、PHRサービスの多様化、セキュリティ要件の見直し等に伴い、約3年ぶりの改定を行った。

ウ　教育分野におけるICT利活用の推進

総務省では、教育分野でのICTの利活用を推進するため、文部科学省と連携し、2021年度から2022年度にかけて、学校外で事業者が保有するデジタル学習システム間でのデータ連携を可能とする基盤である「デジタル教育プラットフォーム」の実現に向け、必要な技術仕様（参照モデル）を策定した。

加えて、2023年度から2025年度にかけて、教育データの安全・安心な利活用による個別最適な学びを実現するため、教育分野におけるPDS（Personal Data Store）の活用に向けて、実証も交えながらPDSの技術的要件等の確認や実運用上の留意点を抽出し、具備すべき要件を明確化するなど、検討を行った。

エ　情報銀行の社会実装

個人情報を含むパーソナルデータの適切な利活用を推進する観点から、総務省及び経済産業省は、情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会を立ち上げ、2018年6月に、民間団体等による情報銀行の任意の認定の仕組みに関する「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」を取りまとめるとともに、継続的に指針の見直しを行っている。この指針に基づき、認定団体である一般社団法人日本IT団体連盟が認定制度を運用している。

4 ICTスタートアップの発掘・育成

我が国では、2022年をスタートアップ創出元年と位置付け、スタートアップへの投資額を5年10倍増とする目標を掲げる「スタートアップ育成5か年計画」（2022年11月新しい資本主義実現会議決定）を決定し、スタートアップを産み育てるエコシステムの創出に向けた取組を進めている。

＊4　Personal Health Recordの略語。一般的には、生涯にわたる個人の保健医療情報（健診（検診）情報、予防接種歴、薬剤情報、検査結果等診療関連情報及び個人が自ら日々測定するバイタル等）である。電子記録として本人等が正確に把握し、自身の健康増進等に活用することが期待される。

総務省では、2023年度から、先端的なICTの創出・活用による次世代の産業の育成のため、官民の役割分担の下、芽出しの研究開発から事業化までの一気通貫での支援を行う「スタートアップ創出型萌芽的研究開発支援事業」を実施している。

また、総務省及びNICTでは、地域発ICTスタートアップの創出による地域課題の解決や経済の活性化を目的に、起業を目指す学生やスタートアップ企業による優れたビジネスプランを表彰・支援する「起業家甲子園」及び「起業家万博」を開催している。「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）」においては、「未来を創るICTスタートアップによる取組発信」として、起業家甲子園及び起業家万博において過去に表彰を受けた者等による展示や、ステージ発表として、起業家万博のアルムナイ（同窓組織）イベント及び近畿圏の高校生等によるピッチイベントを開催した。

3　インターネット上の違法・有害情報等への対応

1 総合的対策の推進

ア　概要

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等のインターネット上の違法・有害情報は短時間で広範に流通・拡散し、国民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼし得る深刻な課題となっている。このため、総務省では、国際的な動向も踏まえつつ、表現の自由に十分配慮しながら、制度的対応、対策技術の開発支援、幅広い世代のリテラシーの向上も含めた総合的な対策を積極的に進めている。

イ　制度的な対応

（ア）情報流通プラットフォーム対処法等

インターネット上の違法・有害情報の流通は引き続き深刻な状況であり、総務省では、関係者と連携しつつ、誹謗中傷、海賊版等の様々な違法・有害情報に対する対策を継続的に実施してきている。

総務省では、特にSNSをはじめとするプラットフォームサービス上における誹謗中傷に関する問題が深刻化していることを踏まえ、2020年9月に取りまとめ・公表した「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」に基づき、関係団体等と連携しつつ、①ユーザーに対する情報モラル及びICTリテラシー向上のための啓発活動、②プラットフォーム事業者の自主的な取組の支援及び透明性・アカウンタビリティの向上、③発信者情報開示に関する取組、④相談対応の充実といった取組を実施している。

また、2024年2月に公表した「プラットフォームサービスに関する研究会　第三次とりまとめ」を踏まえ、2024年5月、プロバイダ責任制限法の一部改正法[*5]が成立した。なお、同改正法により、プロバイダ責任制限法の題名は「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（通称：情報流通プラットフォーム対処法）に改められた。

2025年3月、総務省では、どのような情報を流通させることが権利侵害や法令違反に該当するのかを明確化するとともに、大規模特定電気通信役務提供者が「送信防止措置の実施に関する基準」を策定する際に盛り込むべき違法情報を例示するため、「違法情報ガイドライン」[*6]を策定した。

2025年4月、情報流通プラットフォーム対処法が施行され、インターネット上の違法・有害情報の流通・拡散への対応として、大規模特定電気通信役務提供者に対して、削除対応の迅速化及び運用状況の透明化に係る措置を義務付けており、同法の適用を受ける事業者として9事業者[*7]を指定した。各事

＊5　特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第25号）
＊6　特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン（令和7年3月11日制定）
＊7　大規模特定電気通信役務提供者の指定
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai.html

業者は、当該義務に基づき、削除申出窓口及び削除基準を公表しており、総務省においても、当該情報をウェブサイト上で周知している。

加えて、インターネット上の海賊版対策として、総務省では、「インターネット上の海賊版対策に係る総務省の政策メニュー」（2020年12月）に基づき、ユーザーに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動、セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止機能の導入の促進、発信者情報開示制度の見直し、ICANN等の国際的な場における議論を通じた国際連携の推進に取り組んでいる。

また、「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止に関する検討会」による「現状とりまとめ」（2022年9月）を踏まえ、総務省の政策メニューや関係事業者等における取組の進捗を確認している。

（イ）制度的対応に関する更なる検討

デジタル空間における情報流通に伴う様々な諸課題について、制度整備を含むその対処の在り方等を検討するために2024年10月から開催した「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」（以下「諸課題検討会」という。）及び2025年1月から開催した「デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループ」においてデジタル空間における情報流通に係る制度整備の在り方について検討を行い、2025年9月に「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会　中間取りまとめ」を公表した。

同取りまとめにおいて、「業界団体による自主規制型行動規範の策定を通じ、プラットフォーム事業者がリスク軽減措置に積極的に取り組むことが期待される」旨が提言されていることから、これを踏まえ、2025年12月に、業界団体である一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構（SMAJ）により、業界指針[*8]が策定・公表されている。

その上で、2026年5月以降は、権利侵害情報等の流通に関する最近の状況を踏まえ、同検討会において、そうした情報等の発信・拡散への事前の対応や発信者情報開示制度の実効性の向上などの観点を含め、権利侵害情報等を巡る課題への対処の在り方について検討を行っている。

総務省では、情報流通上の諸課題に関する様々な意見を参考にしながら、表現の自由との関係等に配慮しつつ、更なる制度的対応について必要な検討を進めていくこととしている。

（ウ）デジタル広告

SNS等を通じて対面することなく交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、投資金名目やその利益の出金手数料名目等で金銭等をだまし取る「SNS型投資詐欺」の認知件数及び被害額は、2025年1月から2025年12月の1年間で、認知件数として9,523件（前年比＋48.5%）、被害額にして1,288.0億円（前年比＋47.9%）という甚大な被害をもたらしている[*9]。

SNS型投資詐欺における当初の接触手段としては、SNS等におけるバナー等広告が全体の約4割を占めている。特に、SNS等において個人又は法人の氏名・名称、写真等を無断で利用して著名人等の個人又は有名企業等の法人になりすまし、投資セミナーや投資ビジネスへの勧誘等を図る広告（なりすまし型「偽広告」）を端緒としたSNS型投資詐欺については、引き続き問題となっている。

こうした状況を受け、総務省では、「国民を詐欺から守るための総合対策（令和6年6月18日犯罪対策閣僚会議決定）」を踏まえ、2024年6月21日に、SNS等を提供する大規模なプラットフォーム事業

＊8　SMAJデジタル空間の健全性確保に向けた業界イニシアティブ
https://smaj.or.jp/industry-initiative/
＊9　警察庁「令和7年における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について（確定値）」
https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/hurikomesagi_toukei2025.pdf

者[*10]に対して、SNS等におけるなりすまし型「偽広告」への対応を要請した[*11]。

要請の発出後、同年10月に諸課題検討会の下で開催した「デジタル広告ワーキンググループ」において、要請を実施したプラットフォーム事業者5社に対してなりすまし型「偽広告」への対応に関するヒアリングを実施し、同年11月にその評価を「ヒアリング総括」として公表した[*12]。「ヒアリング総括」においては、広告出稿時の事前審査等及びなりすまし型「偽広告」の削除等に関して、ヒアリングの評価結果を踏まえて、事業者に更なる対応の改善を求めるとともに、その対応状況を総務省としてモニタリングすることを通じて、SNS等のサービスを利用する利用者の保護の観点から必要な対応を検討することとされた[*13]。

これを踏まえ、なりすまし型「偽広告」や商標権等を侵害する広告等、他人の権利等を侵害する広告に対する事前審査や事後的な削除等について、プラットフォーム事業者の対応状況を継続的に把握するために、諸課題検討会において、2025年9月に「デジタル広告の流通を巡る諸課題への対応に関するモニタリング指針」を策定し、本指針に基づきSNS等を提供する大規模なプラットフォーム事業者に対してモニタリングを実施[*14]している。

また、デジタル広告の流通を巡っては、著作権侵害コンテンツや偽・誤情報等を掲載する媒体等、広告主が意図しない媒体に広告が配信されることによる、ブランドの毀損や広告費の流出、偽・誤情報等の拡散の助長等のリスクへの対応も課題となっている。こうしたリスクに対応するためには、広告担当者及び経営陣双方のデジタル広告の流通を巡るリスクに関する意識改革が重要となるところ、総務省において、2025年6月9日に「デジタル広告の適正かつ効果的な配信に向けた広告主等向けガイダンス」を公表し、本ガイダンスの普及・啓発活動を実施している。

ウ　対策技術の開発・実証

技術革新に伴う先進的な技術の活用は、社会課題の解決や産業競争力の向上等に貢献する一方で、その利活用の在り方によっては国民生活全般へのリスクにもなり得るものであり、インターネット上の偽・誤情報への対応という観点からも、生成AIを含む技術の更なる精緻化・巧妙化に備えることが必要である。

総務省では、例えば、インターネット上の画像等の真偽判別を支援する技術や、コンテンツの発信者の真正性・信頼性を確保する技術等の開発・実証及び社会実装を推進している。

エ　災害時や選挙時における偽・誤情報等に関する対応

災害発生時においては、SNS等が情報収集手段や安否確認手段として寄与する一方、科学的根拠のない言説等の真偽不明の情報が流通・拡散することにより、国民に対して誤解や混乱をもたらし、迅速な救命・救助活動や円滑な復旧・復興活動を妨げるおそれも指摘されている。

また、民主主義の根幹である選挙では選挙人の自由な意思による公正な選挙が確保されることが重要であるが、選挙期間中は候補者や有権者によるSNS等を利用した情報発信等が活発化する中、選挙に関する偽・誤情報の流通・拡散や候補者等に対する悪質な誹謗中傷等のおそれも指摘されている。

＊10　Meta Platforms, Inc. に対して要請するとともに、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構（SMAJ）を通じて、Google LLC、LINEヤフー株式会社、TikTok Pte. Ltd. 及びX Corp. に対して要請を実施。
＊11　https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu02_02000411.html
＊12　https://www.soumu.go.jp/main_content/000978858.pdf
＊13　「ヒアリング総括」後の各事業者の対応状況について、令和7年5月にフォローアップを実施したが、「ヒアリング総括」において「非公開」又は「回答なし」とされた事項については更新が無かった。
＊14　日本国内における平均月間アクティブユーザ数が1,000万人以上であるSNS等を提供する事業者を対象とし、Google LLC、LINEヤフー株式会社、Meta Platforms, Inc.、TikTok Pte. Ltd.、X Corp.、株式会社ドワンゴ、株式会社サイバーエージェント及び株式会社湘南西武ホームに対してモニタリングを実施。

こうした災害時や選挙時といった偽・誤情報等への迅速な対応が求められる状況において、総務省では、公式SNSアカウントを通じて注意喚起を行うとともに、利用規約等に基づく適切な対応を実施するようプラットフォーム事業者に対して要請を実施している。

2 幅広い世代を対象としたICT活用のためのリテラシー向上推進

ア　普及啓発教材等の開発

総務省では、幅広い世代でのICTの利用機会の拡大や、インターネット上での偽・誤情報の流通の問題の顕在化といったICTを取り巻く環境の変化に対応するため、2022年11月から「ICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会[*15]」及び12月から「青少年のICT活用のためのリテラシー向上に関するワーキンググループ」を開催し、これからのデジタル社会において求められるリテラシーの在り方やリテラシー向上施策の推進方策についての検討を進めている。2023年6月には、同検討会や同ワーキンググループにおける検討の結果を踏まえ、「ICT活用のためのリテラシー向上に関するロードマップ」を公表した。ロードマップでは、短期的又は中長期的に取り組むべき事項の方向性を整理しており、2023年度は短期的取組として、ICT活用のためのリテラシー向上に必要となる能力の整理や幅広い世代に共通する課題に対応した学習コンテンツの開発を実施した。また、中期的取組として、2024年度では世代別（青少年層、保護者層、高齢者層）の特徴を踏まえた普及啓発教材等の開発を実施した。2025年度ではSNS等の特徴（フィルターバブル、エコーチェンバー、アテンション・エコノミー）の概念や仕組みについて学ぶことができる教材や、SNS等の情報空間における各種リスク（偽・誤情報、SNS型投資・ロマンス詐欺、セクストーション）に関するICTリテラシー向上のためのゲーム型教育プログラム、個人のICTリテラシーレベルを測定するICTリテラシーレベル自己測定ツール（青少年向け「ICTリテラシーチェッカー」）の開発、ICTリテラシー向上に資する教える人材に関する実態把握調査を実施した。

安心・安全なインターネット利用に関する啓発を目的としたサイト「上手にネットと付き合おう！～安心・安全なインターネット利用ガイド～[*16]」では、未就学児・未就学児の保護者、青少年、保護者・教職員、シニアに向けたコンテンツを掲載し、リテラシー向上に取り組んでいる。

偽・誤情報への対策としては、2024年度に、最新の事例や生成AIの影響等を踏まえて、啓発教育教材「インターネットとの向き合い方～ニセ・誤情報にだまされないために～」を改訂[*17]した。

イ　幅広い世代のICTリテラシー向上に向けた官民連携プロジェクトの実施

2025年1月、幅広い世代のICTリテラシー向上を目指し、総務省は、プラットフォーム事業者、通信事業者、IT関連企業等の関連企業・団体等と連携した意識啓発プロジェクト「DIGITAL POSITIVE ACTION」を始動した。同年2月に公開した総合Webサイトには、連携している企業・団体によるイベントや教材等各種取組を掲載しているほか、当該教材等を世代・習熟度別に整理した教材マップや、幅広い企業・団体等の取組を紹介するコラム記事等のコンテンツも併せて公開している。同年5月には、利用者のICTリテラシー向上に関する認識や偽・誤情報の拡散傾向等、ICTリテラシーに係る実態を把握し、ICTリテラシー向上の取組を推進するため、「ICTリテラシー実態調査」を公表した。調査の結果、偽・誤情報に接触した人のうち、25.5%が何らかの手段を用いて拡散していることが判明し、ICTリテラシー向上に向けた取組の重要性が浮き彫りとなった。そのため、更なる意識

＊15　「ICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/ict_literacy/index.html
＊16　https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/
＊17　https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/nisegojouhou/

啓発に向けて、同月から啓発動画をテレビ・WebCMで放映したほか、同年6月には、各種課題に応じたショート動画をSNS上などで展開した。また、同年11月には、インターネット配信番組とのタイアップ企画を配信したほか、同年12月から2026年3月にかけて、偽・誤情報に関するICTリテラシーをテーマとしたシンポジウムや地方セミナー等を開催した。さらに、2026年2月には、連携している企業・団体等の優れた教材等の認知向上及び利活用促進につなげるための表彰式を開催した。

なお、本プロジェクトのロゴ・スローガンは、国や企業・団体、そして国民一人ひとりが、「デジタル社会がポジティブな社会になるようなアクションを次々と起こしていく」という強い想いを伝える英語のスローガン、その想いに込められた意義を伝える「つくろう！守ろう！安心できる情報社会」という日本語のコピー、安心で楽しめる情報社会になり、人が幸せになっていく状態を象徴的に描いたマークの3点を掛け合わせたものを表現している（図表Ⅱ-2-6-1）。

図表Ⅱ-2-6-1　DIGITAL POSITIVE ACTIONのロゴ・スローガン

3 没入型技術の利活用促進

総務省では、安全・安心なサイバー空間の確保に向けた対応を進めることが必要であるという認識の下、将来的にメタバースがより一般に普及することを見据え、サイバー空間に関する新たな課題について把握・整理すべく、2022年8月から「Web3時代に向けたメタバース等の利活用に関する研究会」[*18]を開催し、2023年7月に報告書[*19]を取りまとめた。

報告書の内容を受け、メタバースの民主的価値に基づく原則等の検討やメタバースに係る技術動向等のフォローアップを行うとともに、国際的なメタバースの議論にも貢献することを目的として2023年10月から新たに「安心・安全なメタバースの実現に関する研究会」[*20]を開催し、2024年10月に、メタバースの民主的価値の実現によるユーザーの安心・安全の確保のためにメタバース関連サービス提供者へ期待される取組をまとめた「メタバースの原則（第1.0版）」を含む「報告書2024」[*21]を取りまとめるとともに、2025年9月には、対象をVR（Virtual Reality　仮想現実）メタバースからAR（Augmented Reality　拡張現実）・MR（Mixed Reality　複合現実）メタバースに拡大した「メタバースの原則（第2.0版）」を含む「報告書2025」[*22]を取りまとめ、公表した。同時に、ヒアリング調査等を基に総務省独自で作成した「社会課題の解決に向けたメタバース導入の手引き」[*23]も公表した。

「報告書2025」において、ステークホルダーが増加し課題が複雑化していること、またステークホルダーによる多角的・集中的に議論する場の構築が期待されるとの指摘が今後の課題として盛り込まれたことを踏まえ、2026年1月には「没入型技術の利活用促進に向けたマルチステークホルダー連携会合[*24]」（以下「連携会合」という。）が発足した。学識経験者に加え、サービス提供者、デバイスメー

＊18　「Web3時代に向けたメタバース等の利活用に関する研究会」の開催（報道資料）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01iicp01_02000109.html
＊19　https://www.soumu.go.jp/main_content/000892205.pdf
＊20　「安心・安全なメタバースの実現に関する研究会」の開催（報道資料）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01iicp01_02000121.html
＊21　https://www.soumu.go.jp/main_content/000974751.pdf
＊22　https://www.soumu.go.jp/main_content/001029331.pdf
＊23　「社会課題の解決に向けたメタバース導入の手引き」の公表（報道資料）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu20_02000001_00017.html
＊24　「没入型技術の利活用促進に向けたマルチステークホルダー連携会合」の開催（報道資料）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu20_02000001_00020.html

カー、ビジネスユーザーを構成員とした連携会合は、これまでの「安心・安全なメタバースの実現に関する研究会」を発展的に改組したもので、「メタバースの原則（第2.0版）」の更なる充実化（改定）や没入型技術の利活用促進に向けた望ましい普及啓発の在り方等について議論を行う。

没入型技術の政策立案に関しては国際的な連携も進めている。これまでもOECD等の国際的な議論の場で、国際的な共通認識の醸成に向けて総務省として貢献していく旨を表明し、2025年3月にOECDが公表した「没入型技術の政策入門書」において「メタバースの原則」が取組事例として紹介された。直近では、OECDが2026年2月に開催した没入型技術に関するオンラインワークショップにおいて、連携会合の座長が基調講演等を行い、連携会合を含むこれまでの議論や総務省の取組について発信した。

4　安全・安心な情報の利用環境の整備

1 高齢者等のデジタル活用に対する支援向上

総務省では、社会全体のデジタル化が進む中で、デジタル・ディバイドを解消し、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる環境を整備していくため、デジタル活用に不安のある高齢者等を対象として、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に関する助言・相談等について、講習会形式で支援を行う「デジタル活用支援推進事業」に、2021年度から2025年度まで取り組み、2025年度は、携帯電話ショップ等を中心に全国6,000か所以上で講習会を実施した。

2 青少年のインターネット利用環境の整備

総務省では、青少年がインターネット上の有害な情報等に接触することを防ぐためのフィルタリング利用の促進や、青少年・保護者等のリテラシー向上に向けた啓発等、青少年がインターネットを安心・安全に利用できる環境の整備に努めている。

具体的には、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での無料の啓発講座である「e-ネットキャラバン」の開催、インターネット利用に係るトラブル事例の予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」[*25]の作成・公表を行うとともに、インターネット上の危険・脅威に対応するための能力とその現状等を可視化するため、2025年度には、小学生、中学生及び高等学校1年生を対象に「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標（ILAS：Internet Literacy Assessment indicator for Students）」[*26]のテストを実施した。

また、青少年のインターネットを利用した情報「発信」の拡大や、インターネット利用の低年齢化を踏まえ、こどもの成長や利用状況に即したペアレンタルコントロール[*27]の効果的な普及啓発に取り組んでいる。

こども家庭庁の「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」において2025年8月に取りまとめられた「課題と論点の整理」[*28]を受け、諸課題検討会の下の「青少年保護ワーキンググループ」を同年11月から開催し、インターネット上の違法・有害情報から青少年

＊25　インターネットトラブル事例集（2026年版）
https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/
＊26　青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標等に係る調査
－ILAS（Internet Literacy Assessment indicator for Students）－
https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/ilas/
＊27　保護者がこどものライフサイクルを見通して、その発達の程度に応じてインターネット利用を適切に管理すること。こどもの情報発信を契機とするトラブル防止の観点を含むものであり、管理の方法としては、技術的手段（フィルタリング、課金制限機能、時間管理機能等）と、非技術的手段（親子のルールづくり等）とに分かれる。（こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）P50）
＊28　こども家庭庁「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ 課題と論点の整理」https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7ce4fa4b-f167-4913-970e-d2fb48108e32/3a0b20c0/20250808_councils_internet-kaigi_30.pdf

を保護するための適切な機能の在り方等について検討を行った。

3 情報バリアフリーに向けた研究開発への支援

総務省では、障害者や高齢者向けの通信・放送役務サービスに関する技術の研究開発を行う企業等に対して必要な資金の一部を助成する「デジタル・ディバイド解消のための技術等研究開発推進事業」を行っており、2025年度は、5者に対して助成を行った。

また、「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」（平成5年法律第54号）に基づき、NICTを通じて、身体障害者向けの通信・放送役務サービスの提供や開発を行う企業等に対して必要な資金の一部を「情報バリアフリー役務提供事業推進助成金」として交付しており、2025年度は、5者に対して助成を行った。

4 情報のアクセシビリティの向上

総務省では、高齢者・障害者を含む誰もが公的機関のホームページ等を利用しやすくなるよう、2025年度は公的機関に対し、ウェブアクセシビリティに係る取組の実施状況等を把握するためのアンケート調査及びヒアリング調査を実施した。また、障害当事者のウェブサイトの閲覧方法やその際の障壁についての認識を広めるため、ウェブサイトのユーザー評価及び調査結果を踏まえた周知広報動画の作成・公表を行った。

また、企業等の情報アクセシビリティ向上のための取組として、情報アクセシビリティに優れたICT製品を募集し、公表する「情報アクセシビリティ好事例2025」を実施した。情報アクセシビリティ確保のためには、企業等がその必要性を理解し、ICT機器サービスの開発・製造段階や、調達段階に情報アクセシビリティを確保するための検討を行うことが重要となることから、応募時に製品の自己評価を行うこととし、情報アクセシビリティ自己評価様式*29の提出を求めている。

5 公共インフラとしての電話リレーサービスの提供

「電話リレーサービス」とは、手話通訳者等が通訳オペレータとして、聴覚障害者等（聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語による意思疎通を図ることに支障がある者）による手話・文字を通訳し、電話をかけることにより、聴覚障害者等と聴覚障害者等以外の方との意思疎通を仲介するサービスである。

「電話リレーサービス」の適正かつ確実な提供を確保するため、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」（令和2年法律第53号）が2020年12月に施行され、2021年7月から、電話リレーサービス提供機関の指定を受けた一般財団法人日本財団電話リレーサービスにより、公共インフラとしての電話リレーサービスの提供が開始されている（図表Ⅱ-2-6-2）。そのサービスの一環として、2025年1月23日からは、難聴や中途失聴など自身の声で電話をしたいものの、通話相手の声が聞こえにくい方等にも利用可能な、文字表示電話サービス「ヨメテル」が提供開始された（図表Ⅱ-2-6-3）。さらに、2025年4月からは、ウェブサイト上のリンクをクリックするだけで電話リレーサービスを通じて法人の問合せ電話番号につながり、手話で当該法人に問い合わせることができるサービス「手話リンク」が提供開始された（図表Ⅱ-2-6-4）。

総務省は2025年度に電話リレーサービスのこれまでの提供状況を総括し、より適正・確実なサービス提供等を実現するため、「電話リレーサービスの在り方に関する検討会」を開催し、同検討会の報告

＊29　企業等が自社のICT機器・サービスについて情報アクセシビリティ基準を満たしているかを自己評価した結果を公表し、企業・公的機関や障害当事者がICT機器・サービスを選択する際の参考とするための様式。

書を取りまとめ、公表した。同報告書では、電話リレーサービス提供業務はこれまで4年超に渡り概ね適正・確実に実施されており、当該業務を支える財政基盤としての交付金・負担金制度もおおむね順調に運用されてきたと一定の評価がされた一方、利用登録数の増加、法人利用の拡大、受話側の認知度の向上等の利用者確保や利用円滑化に向けた周知広報、料金メニューの選択肢の拡大、通訳オペレータの技能の高度化等の課題への指摘や、負担金の平準化、緊急・災害時の対応等、安定的・継続的なサービス提供に向けた工夫の余地もあることから、それらの課題等への対応の方向性が示された。総務省では、同報告書で示された提言を踏まえ、電話リレーサービス提供機関等の関係機関と連携し、必要な対応に取り組んでいくこととしている。

図表Ⅱ-2-6-2　電話リレーサービスの普及促進

図表Ⅱ-2-6-3　ヨメテルの普及促進

図表Ⅱ-2-6-4　手話リンクの概要

第7節　ICT技術政策の動向

1　概要

1　これまでの取組

総務省では、あらゆる産業や社会活動の基盤となり、国境を越えて活用されていくことが見込まれる次世代の情報通信基盤の実現に向けた取組を中心に、情報通信分野における技術政策を推進している。

例えば、2020年6月の「Beyond 5G推進戦略」を起点として、情報通信審議会からの「Beyond 5Gに向けた情報通信技術戦略の在り方」に関する答申を踏まえて設置した研究開発基金を活用し、民間事業者等による次世代の情報通信基盤の研究開発及び国際標準化活動に対する支援を強化してきている。

また、第7期「科学技術・イノベーション基本計画」（令和8年3月27日閣議決定）における科学技術・イノベーションによる持続的な経済発展及びそれによる社会課題の解決を推進する「強い経済」等の実現に向け、関係府省が連携・協力して先端技術分野の研究開発等を推進しており、総務省は、次世代の情報通信基盤に関する取組に加え、AI、量子、宇宙等の各分野における取組を進めているところである。

さらに総務省は、技術イノベーションの創出や社会実装の担い手の一つであるスタートアップについて、先端的なICTの創出・活用による次世代の産業の育成に向けた支援を行っている。

2　今後の課題と方向性

次世代の情報通信基盤については、官民における取組が進展し、より社会実装・海外展開を意識するフェーズへと移行してきていることや、AIの爆発的普及といった新たな環境変化や課題等を踏まえ、総務省は2024年8月30日、「AI社会を支える次世代情報通信基盤の実現に向けた戦略 - Beyond 5G推進戦略2.0 -」を公表したところであり、これに基づき、研究開発・国際標準化・社会実装・海外展開等の各種取組の支援を進めている。

また、NICTにおいては、新たな中長期目標期間（第6期：2026年4月～2031年3月）が始まったところであり、国際競争力強化や国家安全保障・経済安全保障の確保等をはじめとした我が国の重要政策の実現に貢献すべく、戦略4領域[*1]（AI・コミュニケーション、Beyond 5G、量子情報通信、サイバーセキュリティ）において産学官連携の中核・結節点としての役割を果たすとともに、重点5分野[*2]（電磁波先進技術、革新的ネットワーク、サイバーセキュリティ、ユニバーサルコミュニケーション、フロンティアサイエンス）の研究開発や民間企業等におけるイノベーションの支援（イノベーションハブ機能の提供、研究資金の配分、スタートアップ支援等）等に取り組んでいる。

2　次世代の情報通信基盤に関する取組

総務省では、2021年9月30日に「Beyond 5Gに向けた情報通信技術戦略の在り方」について情報通信審議会に諮問し、2022年6月30日に、我が国が注力すべきBeyond 5Gの重点技術分野や予算の多年度化を可能とする枠組の創設等の提言を含む中間答申が取りまとめられた。

本中間答申を踏まえ、「国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律」（令和4年法律第93号）が2022年12月に成立し、これを受けて、2023年3月にNICTに設置された研究開発基金を運用している。

＊1　我が国の重要政策の実現に不可欠な技術であり、産学官一体となり、横断的かつ戦略的な取組を強力に推進すべきもの。
＊2　我が国社会を支える情報通信分野の基礎的・基盤的な技術であり、中長期的な視点に立って研究開発等に取り組むべきもの。

また、2024年6月18日に最終答申が取りまとめられたことを受け、2024年8月30日に総務省において「AI社会を支える次世代情報通信基盤の実現に向けた戦略 - Beyond 5G推進戦略2.0 -」を公表し、社会実装・海外展開に向けた民間事業者等における研究開発、国際標準化、社会実装、海外展開等の各種取組の支援を進めている。

1 革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業の実施

総務省では、2021年2月にNICTに設置した時限基金の後継として、2022年12月に成立・施行した「国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律」（令和4年法律第93号）に基づき、2023年3月にNICTに恒久的な基金を造成し、新たに革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業を実施している。

本基金事業においては、社会実装・海外展開に向けた研究開発プロジェクトを実施する「社会実装・海外展開志向型戦略的プログラム」、中長期的な視点で取り組む要素技術の確立や技術シーズの創出のための研究開発を対象とする「要素技術・シーズ創出型プログラム」、「電波法」（昭和25年法律第131号）第103条の2第4項第3号に規定する技術の研究開発を対象とする「電波有効利用研究開発プログラム」の三つのプログラムを設けている。

特に、本基金事業の主たる対象である「社会実装・海外展開志向型戦略的プログラム」については、情報通信審議会中間答申を踏まえ、我が国が強みを有する「オール光ネットワーク関連技術*3」、「非地上系ネットワーク（NTN：Non-Terrestrial Network）関連技術*4」、「仮想化ネットワーク関連技術*5」を重点技術分野としている。

社会実装・海外展開志向型戦略的プログラム【事業戦略支援型】の実施にあたっては、情報通信審議会（情報通信技術分科会技術戦略委員会）の下に設置された「革新的情報通信技術プロジェクト事業面評価等WG」*6において取りまとめられた「革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業に係る事業面からの適切な評価の在り方等について」（2023年3月10日公表）等を踏まえて、採択評価及びステージゲート評価ならびにモニタリングを実施し、研究開発プロジェクトの進捗管理等より良い成果が得られるように総務省とNICTが取り組んでいる。2025年度には、新たに6件の研究開発プロジェクトの支援を開始した。

さらに、要素技術・シーズ創出型プログラム等について、2025年度には新たに10件の研究開発プロジェクトの支援を開始した。このうち、要素技術・シーズ創出型プログラムでは、戦略的パートナーである諸外国と連携した研究開発・国際標準化の推進を目的とした国際共同研究を2件開始するなど、基金事業を活用したBeyond 5Gの実現に向けた取組が進められている。

2 次世代の情報通信基盤に関する知財・標準化活動の推進

総務省では、革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業により、オール光ネットワーク技術をはじめとする重点技術分野の研究開発を推進するとともに、その成果の国際標準化を推進しており、基金事業による研究開発成果を戦略的に社会実装・海外展開しようとする企業の国際標準化活動に対して支援を行っている。

国際標準化活動において成果を得るためには、企業が国際標準化を自らの事業戦略の一部として位置

＊3　有線ネットワークを光電融合技術の活用によりエンド・ツー・エンドで光化し、通信インフラの超高速大容量、超低遅延、超低消費電力を実現する技術。
＊4　HAPSや通信衛星で陸海空・宇宙をシームレスにつなぎ、非居住地の通信インフラの構築や大規模災害時の通信インフラを冗長化する技術。
＊5　ユーザニーズに応じた柔軟性の高い通信インフラを専用ハードウェアのソフトウェア化によって実現し、利用者にとって安全かつ高信頼な通信環境を確保する技術。
＊6　「革新的情報通信技術プロジェクトWG」より名称変更（2024年2月22日）

付け、経営層のコミットメントにより戦略的に標準化に取り組むことが求められる。そのため、総務省では、基金事業による企業の国際標準化活動の支援にあたり、「国際標準化活動支援要件」（2024年3月18日公表）を定め、それに基づき運用している。この支援要件は、情報通信審議会 情報通信技術分科会 技術戦略委員会 革新的情報通信技術プロジェクト事業面評価等WGにおいて検討を行い取りまとめた「革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業による国際標準化活動に対する支援の在り方について」（2024年3月8日公表）を踏まえ策定したもので、①事業戦略に基づいたトップマネジメントによる戦略的な活動体制、②事業戦略上の国際標準化の位置づけ、③国際標準化活動の具体性の三つを企業に求めている。2025年度には、「社会実装・海外展開志向型戦略的プログラム（事業戦略支援型）」において採択された研究開発プロジェクトの実施者のうち9者を対象に、その国際標準化活動を支援した。

また、Beyond 5G時代に向け、企業の経営戦略の下で国際標準化・知財活動が戦略的に推進されることを目的に、2020年12月に「Beyond 5G新経営戦略センター」を立ち上げ、産学官が連携・協力して国際標準化・知財活動等をリードする人材育成、産業連携の推進、意識啓発、情報発信に係る各種活動を展開している。具体的には、次世代の企業経営等の中核を担う若手人材を対象とした組織・企業の枠を超えた研修活動「リーダーズフォーラム」や企業（特に経営・事業部門）向けの意識啓発・情報発信を目的とした「新ビジネス戦略セミナー」を実施するとともに、情報通信・デジタルと多様な分野・産業との架け橋を担う人材の育成に注力している。加えて、2025年10月に同センターにおいて、「ビジネス展開志向型の国際標準化・知財戦略タスクフォース」を立ち上げ、ICT分野の社会実装・海外展開を加速するための国際標準化・知財戦略の在り方を検討し、2026年3月に報告書を取りまとめた。さらに、Beyond 5Gの着実な社会実装に向けて、要素技術の確立や技術シーズの創出に加え、研究開発段階から戦略的パートナーである欧米等との連携を通じた国際標準化等における協力体制の構築を図ることを目的として、革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業「要素技術・シーズ創出型プログラム」において、関係国との国際共同研究を開始した。具体的には、欧州委員会（AIにより運用や制御を自律的に行う無線ネットワークに関して2025年4月から開始）、ドイツ（オール光ネットワークのデジタルツイン技術に関して2025年6月から開始）との共同研究を実施している。また、米国との共同研究を2026年から開始予定である。その他、同プログラムにおける英国との国際共同研究の実現に向けて、Beyond 5G分野に関する研究開発の公募プロセスを2026年6月から開始している。

次世代移動通信の推進体制を強化し、Beyond 5G技術の社会実装に向けた取組を一層促進することを目的に2024年4月に設立したXGモバイル推進フォーラム（XGMF）では、情報通信分野に加えて多様な産業分野から、大企業のみならず、中小企業やスタートアップ、若手を含め、熱意のある関係者が主体となった多様なプロジェクトが形成（2026年4月現在19件）され、モバイル通信に関連する新産業の創出等の挑戦的な課題に取り組まれている。

XGMFは、海外の5G/6G推進団体との間で次世代通信の推進に係るMoU締結や、ワークショップの共同開催等を通じ、国際連携を推進している。

さらに、XGMFでは、Beyond 5Gの将来技術動向及び利用シナリオを想定した検討を実施しており、これを踏まえ2024年12月に「Beyond 5Gホワイトペーパー4.0版」、2025年5月に「6G Position Paper」、2025年12月に「6G時代に向けたミッドバンド周波数確保の提言」を公表した。

そうした活動の報告等を通じた国内外の関係者間の連携強化を目的に、総務省では、2025年10月、XGMF、電波産業会とともに、CEATEC 2025において、5G/6Gスペシャルデーとして、「5G/ローカル5Gの進化と展望」「5G高度化、6G最新状況と展望」を開催し、日本の取組を海外に向け発信した。

3 次世代の情報通信基盤の普及・拡大に向けた取組

Beyond 5G推進戦略2.0では、2030年代のAI社会を支える次世代情報通信基盤について、柔軟かつ低遅延・高信頼・低消費電力なインフラであることが期待されており、その実現には、我が国が強みを有するオール光ネットワーク技術の確立・高度化とともに、その社会実装と本格的な活用が必要不可欠としている。

2030年頃の我が国における社会実装と本格的な活用を目指す観点から、オール光ネットワーク技術の研究開発に加え、こうした最先端の研究開発成果について、多様な関係者が、早い段階から実際に製品化等の確認・検証をできる環境が求められている。このような検証環境が早期に整備されることにより、オール光ネットワーク関連の技術・製品・サービスの事業化サイクルの加速化が図られ、他国に先駆けたオール光ネットワークの早期社会実装が可能になることに加え、これら技術・製品・サービスの海外展開が促進され、我が国の国際的競争力の強化につながることが期待されている。

こうした背景から、総務省においては、多様な関係者が製品化等にあたり実際に確認・検証をできる実証基盤環境（APNイノベーションハブ）の段階的な構築に取り組むこととし、2025年度に整備計画等を策定しており、これを踏まえ、2026年度以降、段階的にAPNイノベーションハブを整備・拡充することとしている。構築の初年度である2026年度には、関東エリア内に実ネットワーク環境を模したオール光ネットワーク環境を整備し、本環境の利用者がオール光ネットワーク機器の相互接続や無線アクセスネットワークへのオール光ネットワーク適用検証等を行うことを想定している。

4 情報通信基盤を取り巻く国内外の動向

ア　民間事業者等における取組

NTT東日本及び西日本は2024年12月に、最大800Gbpsのユーザー拠点間帯域保証型通信サービスの提供を開始し、2025年10月には、NTTドコモビジネスが、オンデマンドで帯域変更が可能な回線メニューの追加や更なる広帯域の拡充等、機能を強化したAPNサービスの提供を開始した。

KDDIはAIデジタルベルト構想を掲げ、全国の低遅延網・AI計算基盤の構築を進めており、2023年10月に、IPレイヤーと光伝送レイヤーを融合し、電力使用量を削減した通信網を商用化した。また、関係する企業団体と連携して国際標準化を推進し、2026年6月にはAPN初のITU-T勧告が策定される予定である。

ソフトバンクは2025年9月に、光電変換不要な光伝送技術を用いた「All optical network」の全国のメトロネットワークへの展開を開始した。400G対応の最新ルーターを導入するなどにより、大容量でありながら、消費電力削減を可能とした。

楽天モバイルは2025年9月に、光伝送装置向け遠隔省電力機能を4G・5G商用ネットワークへ本格導入した。これにより、光伝送装置に搭載されている拡張用モジュールの消費電力を削減し、ネットワーク全体としても消費電力の削減を実現した。

低軌道衛星や高高度プラットフォームシステム（HAPS：High Altitude Platform Station）等の非地上系ネットワーク（NTN）については、ソフトバンクが、あらゆる通信技術を一つに統合し、ユースケースに合わせて陸・海・空どこでも通信を提供するユビキタスネットワーク構想の実現に向けて、低軌道衛星とともに、「HAPSアライアンス」等を通じたHAPSの活用を推進している。スペースコンパスとNTTドコモはHAPSの2026年のサービス提供開始を目指した取組を推進しており、2025年2月にケニアにおいてデータ通信の実証実験に成功したことを発表している。

また、携帯電話（スマートフォン）が直接衛星と通信を行う衛星ダイレクト通信について、KDDIが2025年4月からサービスを開始したところ、NTTドコモ、ソフトバンク、楽天モバイルの3社は、

2026年内のサービス開始を計画している。

イ　社会実装に向けた取組

将来の情報通信基盤の実現に向けては、様々な民間事業者、団体等において社会実装に向けた取組を進めている。

この分野の業界フォーラムであるIOWN Global Forumでは、IOWN構想*7の実現と普及に向け、2030年頃の将来を見据えたユースケースだけでなく、2025年頃の実用化・事業化を目標としたユースケースを各業界と連携して検討しており、2025年頃の初期導入事例として、金融業界向けデータセンター接続、放送業界向け遠隔・クラウドメディア制作等を挙げている。今後、商用化に向けて仕様策定や実証を進めていくとしている。

実際に、東急不動産では、2023年6月にNTT各社とIOWN構想に関連した技術・サービス等を活用した新たなまちづくりに向けた協業に合意し、最初の取組として、2023年12月に「Shibuya Sakura Stage」へIOWN 1.0を導入した。さらに、NTTは2025年の大阪・関西万博で、IOWN APN技術を用いて、データセンターに集約した制作機能を利用した共同利用型のリモートプロダクション環境を提供した。今後は、リモートプロダクション機能を共同利用型で提供する「メディアハブ（仮称）」のサービス化に向けた検討を本格化させるとしている。

また、国際標準化に向けては、NICTや「Beyond 5G推進コンソーシアム」等を中心に、Beyond 5Gに係る国際的なビジョン作りに貢献してきており、2023年11月には国際電気通信連合無線通信部門（ITU-R）において、我が国の提案も反映される形で、6Gを念頭においた「IMT-2030」の能力やユースケース等を含む全体像を示すフレームワーク勧告が承認された。

さらに、2023年世界無線通信会議（WRC-23）では、HAPS等の非地上系ネットワーク（NTN）を含めたBeyond 5Gの実現に向けた議題において周波数等が確保された。

ウ　海外展開に向けた取組

将来の情報通信基盤に関する取組として、NTT各社は、IOWN Global Promotion Officeを設立するなどしてグローバル展開に取り組んでおり、NTT及びNTTデータグループが米国及び英国においてオール光ネットワークによるデータセンター間接続の実証を実施しているほか、2023年10月、NTTと台湾・中華電信との間で、IOWNによる国際ネットワーク接続の実現に向けた基本合意書を締結し、2024年8月、中華電信のデータセンターからNTT武蔵野研究開発センターまで約3,000kmのオール光ネットワークを開通、2025年11月20日には、分散型データセンターに関する協業を開始すると発表した。これに加え、富士通も、2024年2月に中華電信との間で、台湾におけるIOWN構想に基づくオール光ネットワークの構築に向け、共同検討することを発表した。また、2024年8月、欧州におけるオール光ネットワークのビジネス展開を目的として、ドイツにオープンAPNラボを開設し、2025年11月には、北米でのビジネス展開を見据え、米国にオープンAPNラボを開設した。このほか、光分野においては、この分野の最先端機器が投入される北米市場において、我が国企業が主要な伝送装置のシェア上位に位置している。

＊7　「IOWN（Innovative Optical and Wireless Network）構想」とは、NTTが主導するあらゆる情報を基に個と全体との最適化を図り、多様性を受容できる豊かな社会を創るため、光を中心とした革新的技術を活用し、これまでのインフラの限界を超えた高速大容量通信ならびに膨大な計算リソース等を提供可能な、端末を含むネットワーク・情報処理基盤の構想である。

3　AI技術

AI技術は、2006年に深層学習（ディープラーニング）が提唱されて以降、第3次AIブームが到来し、画像認識や自然言語処理等の分野で飛躍的な技術革新が進んできた。さらに、2022年には、生成AIと呼ばれる、学習データを基に自動で画像や文章等を生成できるAI[*8]が本格的に流行し始め、世界中で生成AIの開発競争が激化している。我が国においても多数の民間企業やアカデミア等において生成AIの開発が活発化するとともに、並行して、広範な産業領域における生成AIの活用も進みつつあり、社会全体に大変革をもたらす兆しを見せている。

総務省では、「AI戦略2022」（令和4年4月統合イノベーション戦略推進会議決定）や「AIに関する暫定的な論点整理」（令和5年5月AI戦略会議）、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和7年法律第53号）」に基づく「人工知能基本計画」（令和8年7月閣議決定）等を踏まえ、AI関連中核センター群に属するNICTと連携し、大規模言語モデルや多言語音声翻訳等の自然言語処理技術や、分散連合型機械学習技術、脳の認知モデル構築や脳の仕組みに倣ったAI技術等に関する研究開発や社会実装に幅広く取り組んでいる。

1　信頼できるAIの実現に向けた大規模言語モデル（LLM）の開発力強化・評価基盤技術開発

NICTにおいては、長年にわたるAI技術の研究開発を通して日本最大級の大量の学習用日本語データを蓄積してきている。また、2023年7月には、当該言語データから作成した高品質な日本語データを基に大規模言語モデル（LLM）を試作するなど、LLM開発に必要な高品質な学習用言語データの構築に係る知見も有している。これらのデータや知見を活かし、国家主権と安全保障の観点や日本の文化・習慣等も踏まえた信頼できるAIの実現に向け、NICTでは民間企業等に対して学習用言語データを提供する取組を進めている。加えて、LLMが生成するテキストの検証・分析を行い、改善点等を提示する支援技術の研究開発やAIの進化に対して柔軟かつ動的にAIの信頼性を評価する「能動的評価基盤」の構築に向けた研究開発にも取り組んでおり、我が国におけるAIの開発力強化、エコシステム形成の促進に向けた取組を進めている。

関連データ　LLM開発から利用までのプロセス及びNICTにおける取組

URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00389（データ集）

2　多言語翻訳技術の高度化に関する研究開発

総務省では、NICTとともに、世界の「言葉の壁」を解消し、グローバルで自由な交流を実現するための多言語翻訳技術の研究開発に取り組んでいる。NICTが開発する多言語翻訳技術では、最新のAI技術を活用することにより、訪日・在留外国人、外交への対応を想定した23言語について実用レベルの翻訳精度を実現している。また、総務省及びNICTでは、多言語翻訳技術の社会実装も推進しており、NICTでは個人旅行者の利用を想定した研究用アプリとして「VoiceTra（ボイストラ）」を提供しているほか、技術移転を通じて40を超える民間サービスが展開[*9]され、官公庁のほか、防災・交通・医療等の幅広い分野で活用されている。

＊8　2022年には、自動で画像を生成できる「Stable Diffusion」や、自動で文章を生成できる「ChatGPT」などが登場した。
＊9　グローバルコミュニケーション開発推進協議会 国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）の多言語翻訳技術を活用した民間企業の製品・サービス事例 https://gcp.nict.go.jp/news/products_and_services_GCP.pdf

関連データ　多言語翻訳技術

URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00390（データ集）

2025年の大阪・関西万博も見据え、NICTの多言語翻訳技術の更なる高度化のため、総務省は、2020年3月に「グローバルコミュニケーション計画2025」を策定した。総務省では、同計画に基づいて、NICTに世界トップレベルのAI研究開発を実施するための計算機環境を整備するとともに、従来は短文の逐次翻訳にとどまっていた技術を、ビジネスや国際会議における議論の場面にも対応した「同時通訳」が実現できるよう高度化するための研究開発を2020年度から実施してきた。

関連データ　多言語翻訳技術の更なる高度化に向けた取組

URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00391（データ集）

2025年度、大阪・関西万博においてはNICTで開発した翻訳エンジンを活用し、31言語に対応した翻訳アプリやセミナー等における同時通訳を実装した。また、グローバルサウスをはじめとする諸外国と連携し、複数の言語に対応したLLMの実証・評価に取り組んでいる。

4　量子技術

1　量子技術に関する政策の動向

量子技術は、将来の社会・経済を飛躍的・非連続的に発展させる革新技術であるとともに、経済安全保障上も極めて重要な技術であり、米国、欧州、中国等が量子技術に関する推進戦略等を策定し、研究開発の推進や拠点形成、人材育成等の戦略的な取組を展開している。

我が国も世界に先駆け量子技術イノベーションを牽引すべく、「量子技術イノベーション戦略」（令和2年1月統合イノベーション戦略推進会議決定）を策定し、各技術分野（量子コンピューター、量子ソフトウェア、量子セキュリティ・量子ネットワーク、量子計測・センシング／量子マテリアル等）における研究開発から社会実装までの幅広い取組の推進等を取りまとめた。その後、国際的な投資拡大等を踏まえ、「量子未来社会ビジョン」（令和4年4月統合イノベーション戦略推進会議決定）、及び「量子未来産業創出戦略」（令和5年4月統合イノベーション戦略推進会議決定）、「量子産業の創出・発展に向けた推進方策」（令和6年4月量子技術イノベーション会議報告）、「量子エコシステム構築に向けた推進方策」（令和7年5月量子技術イノベーション会議報告）を策定し、研究開発の推進により我が国の技術開発力を強化するとともに、量子技術に係る幅広い人材育成やユースケースの創出を進めることとしている。

また、日本成長戦略本部において、官民連携で危機管理投資・成長投資を促進すべき分野の一つに量子分野が挙げられ、官民投資ロードマップが公表されている。

2　量子通信技術に関する取組

昨今、開発が加速している量子コンピューターの実用化により、現在広く使用されている暗号の危殆化が懸念されており、量子の物理的特性から盗聴を確実に検知することができる量子暗号通信技術の研究開発や国際標準化、社会実装の取組が国内外で加速している。また、量子コンピューター同士を接続し、大規模な計算等を可能にする量子ネットワークへの関心が急速に高まってきている。

我が国では、政府全体の戦略を踏まえ、量子セキュリティ・量子ネットワークに関する技術分野につ

いて、2021年度に量子技術イノベーション戦略に基づく拠点として「量子セキュリティ拠点」をNICTに整備し、テストベッドの構築・活用等を通じた技術検証及び社会実装の推進、人材育成等に幅広く取り組んでいる。

ア　量子暗号通信技術の高度化の研究開発

量子暗号通信は光子に暗号鍵情報を載せて伝送する「量子鍵配送（QKD）」という技術を用いており、我が国のQKD装置は、現在世界トップレベルの機能を有しているが、社会実装の本格化や国際競争力の確保に向けて引き続き通信速度の高速化、伝送距離の長距離化・広域化に取り組む必要がある。総務省では、量子暗号通信の社会実装の本格化を見据え、更なる高速化・高度化、大規模ネットワーク技術等の研究開発を実施している。併せて、2024年3月に国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）に設置された宇宙戦略基金において「衛星量子暗号通信技術の開発・実証」を技術開発テーマとして設定し、小型衛星に搭載可能な量子暗号通信装置等の開発等を実施している。

イ　量子暗号通信の広域テストベッド整備と社会実装の推進

我が国では、NICTが早期より量子暗号通信の研究開発に取り組んでおり、2010年に量子暗号通信テストベッド「東京QKDネットワーク」を構築し、東京圏内において拡張を進めてきた。東京QKDネットワークの長期運用実績に基づき策定された量子暗号通信機器の基本仕様は、2020年に国際標準（ITU-T Y.3800シリーズ）として採用されているなど、我が国の運用実績と国際標準化を通じて得られた知見は、我が国のQKD装置にも反映され、世界的にも高い競争力を有している。

さらに、総務省及びNICTでは、令和7年度補正予算により、重要・機微データのやり取りの必要性が高い東京と大阪等の主要都市間を結ぶ広域テストベッドを構築し、より広域の量子暗号通信ネットワークにおける運用技術等の実証やユースケースの具体化を通じて、量子暗号通信の社会実装の加速を図っている。

ウ　量子ネットワーク実現に向けた研究開発

量子状態を維持した長距離通信を安定的に実現する量子ネットワークは、セキュアな通信や分散大規模量子コンピューティング等様々な量子技術の利活用の基盤をなす次世代の通信技術として期待されている。総務省では、量子ネットワーク実現に向けて、量子もつれ光源、量子メモリ等の技術開発、また、光時計等による高精度な位相同期技術と量子ネットワークの融合、多者間量子通信、量子通信プロトコル等の基礎・基盤技術を確立するための研究開発を開始している。

関連データ　グローバル規模の量子暗号通信網のイメージ

URL：https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00392（データ集）

5　フロンティアサイエンス分野に係る研究開発

総務省ではNICT等と連携しながら、将来の情報通信を実現するために必要な基盤的技術として、脳情報通信技術、最先端ICTデバイス、テラヘルツ無線通信技術等の研究開発にも取り組んでいる。

脳科学の知見を情報通信に活用する脳情報通信技術については、NICTと大阪大学が連携した脳情報通信融合研究センター（CiNet）において、国内最高レベルの7T-fMRI（機能的磁気共鳴画像法）装置等の設備を使用した脳情報の計測による脳の仕組みの解明や、その仕組みや脳情報を活用したAI技

術、それらの基盤となる計測技術の高度化等の研究開発を行っている。

また、最先端ICTデバイスについては、高効率・低コストなパワーエレクトロニクス技術等の開発の一環として低消費電力半導体の研究開発に取り組んでいるとともに、NICTにおいて短時間で病原体を不活性化させることができる、小型で世界最高レベルの出力を誇る紫外線発光ダイオードの研究開発を進めてきた。

電波と光の性質を併せ持つテラヘルツ帯を活用した無線通信技術については、情報通信トラヒックの急速な拡大に対応し、より高い周波数への移行を促進することで電波資源の拡大に資するものであり、その活用に向けて、テラヘルツ帯における電波伝搬モデルの構築、送受信技術、マルチ周波数協調動作技術等の研究開発を行ってきた。さらに、将来の中距離大容量無線通信の確立に向け、テラヘルツ帯における多数同時かつ大容量通信技術の研究開発を行っている。

6　宇宙通信

宇宙通信分野は、宇宙活動の中でも特に市場規模が大きく、かつ成長が期待されている分野である。我が国でも災害時、離島、海上や山間部等で宇宙通信の利用が進んでいるなど、耐災害性や安全保障の確保の観点からの重要性も増している。海外においても、様々な企業が宇宙通信に関する新たな技術開発やサービス開発・実装に取り組んでいる状況にあり、我が国として宇宙通信の自立性及び自律性を向上していくためには、通信サービスを提供する事業者と通信機器等を製造する事業者双方が国際競争力を確保していくことが必要となっている。このような状況を踏まえ、総務省では宇宙における通信及び電波利用の高度化等を推進しており、例えば、宇宙戦略基金を活用し、衛星光通信を活用したデータ中継サービスの実現に向けた研究開発・実証や、衛星通信と地上ネットワークの統合運用の実現に向けた周波数共用技術等の開発・実証等を推進するほか、デジタルインフラ整備基金を活用し、今後社会経済活動を支える新たな基盤となる低軌道衛星通信サービスの自律性確保に向けて、日本国内で運用・管理する低軌道衛星コンステレーションの構築支援（J-LEO）を行っている。

また、太陽フレア発生に伴う太陽からの放射線等が、電波を用いた通信や衛星測位等に支障を及ぼすおそれがあるところ、NICTでは24時間365日にわたって宇宙天気予報を実施しており、さらに、宇宙天気予報の高度化のため、次期静止気象衛星（ひまわり10号）に搭載する宇宙環境計測装置の開発を進めている。

第8節　ICT国際戦略の推進

1　概要

1　これまでの取組

総務省では、政府全体のインフラ海外展開戦略である「インフラシステム海外展開戦略2030」（令和6年12月24日経協インフラ戦略会議決定）*1に基づき、デジタルインフラやデジタルソリューションの海外展開について、案件発掘、案件提案、案件形成等の展開ステージに合わせ、人材育成・メンテナンス・ファイナンス等を含めたトータルな企業支援を通じて精力的に取り組んできた。

また、米国をはじめとした二国間での政策対話やG7、G20等の多国間の場を活用し、国際ルール形成に向けたデジタル経済に関する議論、国際的なルール形成に関する議論等に積極的に関与し、国際的な枠組み作りに貢献してきた。

さらに、光海底ケーブル、5Gネットワーク等のデジタルインフラが国民生活や経済活動を支える基幹的なインフラとなるなかで、経済安全保障の観点からも、国際連携等を通じ、それらの安全性・信頼性の確保等に取り組んできた。

2　今後の課題と方向性

社会・経済のデジタル化が加速する中、通信ネットワークの整備・高度化や課題解決に効果的なデジタルソリューションへのニーズが増大している。また、経済安全保障に関する議論が活発化するなかで質の高いインフラの重要性がクローズアップされている。こうした中、二国間、多国間での枠組みを活用し、我が国の有する質の高いインフラを海外に展開することは、各国の社会課題のみならず、気候変動等の世界的な課題の解決に寄与し、更には国連持続可能な開発目標（SDGs）の実現に貢献するものである。また、我が国のデジタル技術の普及、開発の土壌の整備により国際競争力を高めてプレゼンスを示していくことは、我が国の経済の発展のためにも重要である。

このような状況の下、総務省では、2025年6月、「インフラシステム海外展開戦略2030」の中核を成すデジタル分野について、2030年頃を見据えて、国際競争力強化及び経済安全保障の確保に向けた各種政策を進めるにあたっての基本的考え方を定めるとともに、今後具体的に取り組む事項をまとめた「デジタル海外展開総合戦略2030」*2を策定した。今後、同戦略に基づき、グローバルファースト、マーケットイン、同志国との連携強化といった考え方を柱として、国際競争力の強化や経済安全保障の確保の観点から重点分野を設定し、研究開発からグローバルな市場獲得まで一貫した戦略的な取組を推進していくこととしている。

また、引き続き、デジタル分野における国際的なルール形成を先導していくため、国際会議等の場を活用し、国際的議論に積極的に参画していくことが重要である。

2　デジタルインフラなどの海外展開

社会・経済のデジタル化が進む中で通信インフラ・サービスへのニーズが世界的に増大していることを踏まえ、総務省では、我が国のデジタル産業の国際競争力強化及びデジタル技術を活用した世界的な課題解決の推進を目的に、デジタルインフラ等の海外展開支援等を推進している。

＊1　インフラシステム海外展開戦略2030
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/keikyou/dai58/siryou6.pdf
＊2　「デジタル海外展開総合戦略2030」の公表（2025年6月11日）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin06_02000319.html

1 総務省における海外展開支援ツール

総務省では、我が国の質の高いデジタルインフラ等の海外展開について、基礎調査から実証事業までのそれぞれのフェーズに応じた支援を通じ、各国の事情・課題を踏まえた取組を実施している。

また、2021年2月には、総務省主導で日本のICT海外展開を支援するための官民連携の枠組みである「デジタル海外展開プラットフォーム」を設立した（図表Ⅱ-2-8-1）。この枠組みには、2026年2月現在、我が国のICT企業等を中心に300を超える会員や関係省庁・機関等が参加し、データベースによる世界各国・地域（90か国）に関する情報共有、ワークショップの開催、チーム組成や具体的プロジェクトの検討を進めている。

図表Ⅱ-2-8-1　デジタル海外展開プラットフォーム

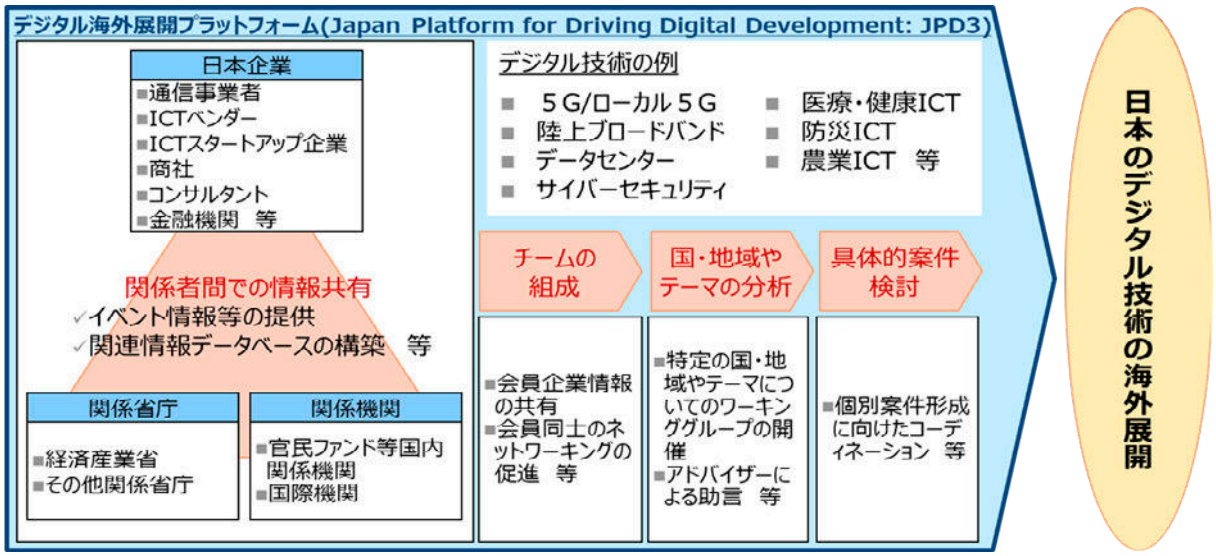

2 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）

総務省所管の官民ファンドである株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）では、海外において通信・放送・郵便事業を行う者やそれを支援する者に対して投資やハンズオン等の支援（図表Ⅱ-2-8-2）を実施しており、2026年3月末現在、累計約2,282億円の出融資について支援決定済みである。

また、総務省は、JICTにおいて設置期限内の投資回収が見込めないために支援が困難となっている事例が出始めている状況を踏まえ、JICTが引き続き我が国事業者の海外展開支援を推進するためJICTの設置期限を10年間延長するという内容の「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案」を2026年3月に国会に提出し、同法律案は同年4月に成立した。

図表Ⅱ-2-8-2　株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）を通じた支援

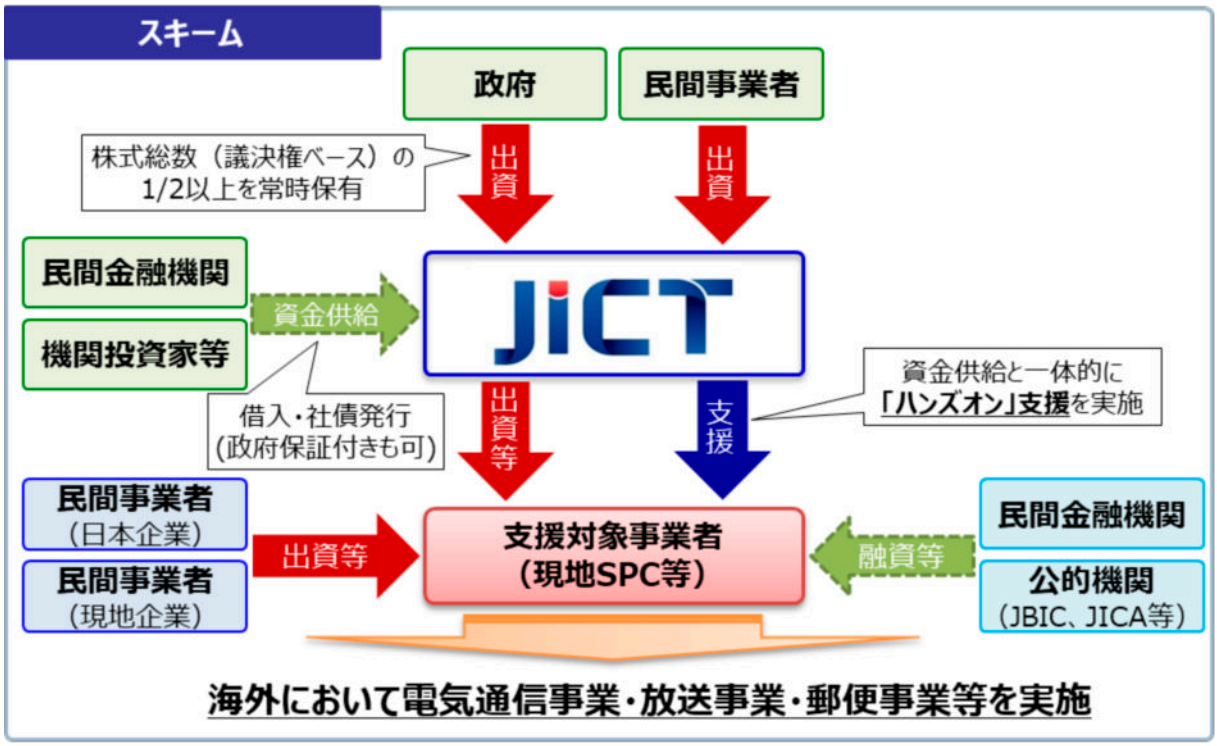

3 分野ごとの海外展開に向けた取組

ア　基幹通信インフラ

モバイル通信網については、2021年、エチオピア政府から、同国の携帯電話事業について我が国企業を含む国際コンソーシアムへライセンスの付与が承認され、2022年10月に商用通信サービスを開始した。これを契機として、同国及びアフリカ地域へデジタルソリューションを展開している。

光海底ケーブルについては、JICTを通じて東南アジアを中心とした地域における光海底ケーブル事業（総事業費約4億米ドルのうち最大7,800万米ドルの出資等を支援決定）を支援しているほか、2020年8月にインドのモディ首相から発表されたインド洋における光海底ケーブル敷設計画について、2021年9月から同地域のプロジェクトに我が国企業が参画し、2023年7月に完成している。さらに、通信環境が比較的整っていない太平洋島嶼国の通信環境の改善についても、有志国や関係省庁・機関とも連携し取り組んでいる。また、2023年7月に欧州委員会との間で安全で強靱かつ持続可能なグローバル接続性のための海底ケーブルに関する協力覚書[*3]に署名した。

5Gについては、国際場裡で安心・安全な5Gネットワークの重要性が議論される中で、オープンでセキュアなネットワークを実現する技術として注目されるオープンRANやそれを活用したシステムの海外展開に取り組んでいる。例えば、インドネシアにおいては、技術実証をはじめとする様々な支援を展開し、官民一体となって取組を進めてきた結果、2025年には、我が国企業と現地企業との間でオープンRAN技術を活用した5G固定無線アクセス（FWA）サービスに関する商業契約が締結される成果が挙がっている。今後も我が国企業によるグローバルシェアの拡大に向けて取組を加速させていく。

データセンターについては、2021年3月から、ウズベキスタンにおいて、同国の通信環境の改善に向け、データセンター等の通信インフラ整備に係るプロジェクトに我が国企業が参画しているほか、

＊3　https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin08_02000155.html

JICTを通じてインドにおけるデータセンターの整備・運営事業（2022年10月に最大8,600万米ドルの出資等及び2024年5月に最大9,120万米ドルの追加出資を支援決定）を支援している。

日本方式の地上デジタルテレビ放送については、中南米を中心に、日本を含む20か国が同方式を採用しており、2022年10月にはボツワナにおいて、海外での採用国として初めて全土でアナログ放送停波が完了し、コスタリカ（2023年1月）、チリ（2024年4月）においても全土でアナログ放送停波が完了した。総務省では、今後も引き続きデジタル放送への円滑な移行にかかる支援を実施していく。

イ　デジタル技術の利活用モデル

医療分野における利活用については、中南米地域を中心にスマートフォンによる遠隔医療システムを受注するとともに、2020年度からは東南・南西アジア諸国への高精細映像技術を活用した内視鏡及び医療AIによる診断支援システムの普及展開に向け、現地病院における実証も通じて検討を進めている。

防災分野における利活用については、2025年度にインドネシアにおいて、2024年に我が国のODAによる整備が完了し、運用が開始されている災害情報伝達・共有システム「Disaster Prevention Information System（DPIS）」の更なる高度化等に向けた基礎調査を実施した。

ウ　放送コンテンツ

総務省では、放送コンテンツの海外輸出額を2025年度までに1.5倍（対2020年度比）とする目標を達成し、新たに、日本発コンテンツの海外市場規模を2033年度の20兆円に拡大する政府目標に貢献するため、海外展開を前提に先進的映像設備等を活用したドラマ等の実写コンテンツの製作支援やタイにおける配信実証等により、放送・配信コンテンツの海外展開の推進に官民連携して取り組んでいる。

エ　その他

（ア）消防分野

2018年10月8日にベトナムとの間で「日本国総務省とベトナム社会主義共和国公安省との消防分野における協力覚書」を締結して以来、予防政策や消防用機器等の基準等についての意見交換等を行うことで、日本の消防用機器等の品質の高さをPRしてきた。また、火災予防技術に関する研修を実施している。引き続き、ベトナムをはじめ幅広く東南アジア諸国等に対し働き掛けていくことで、日本の規格に適合する消防用機器等の海外展開を推進していく。

（イ）郵便分野

アジア太平洋地域、中東欧地域等の主に新興国・途上国を対象に、郵便サービスの品質向上や郵便業務の最適化に関する課題やニーズを把握し、その解決や実現に資する我が国の知見・経験や技術・システムを提供するアプローチを通じて、官民一体となって日本型郵便インフラシステムの海外展開の取組を推進している。*4

（ウ）行政相談

行政相談分野では、各国の公的オンブズマンとの連携・協力等が行われており、ベトナム、ウズベキスタン、イラン、タイの4か国とは、行政苦情救済に係る協力の覚書をそれぞれ締結している。これに基づき、例えば、ベトナムから研修生を計約310人受け入れるなどの取組が実施されてきた。

*4　具体的な取組については、第Ⅱ部第2章第9節3[2]「日本型郵便インフラの海外展開支援」参照

3　デジタル経済に関する国際的なルール形成などへの貢献

1 信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）

DFFT（Data Free Flow with Trust（信頼性のある自由なデータ流通））については、2023年4月に開催されたG7群馬高崎デジタル・技術大臣会合でDFFT具体化のための国際枠組みであるIAP（Institutional Arrangement for Partnership）の立ち上げに合意し、5月に開催されたG7サミットでIAPの設立の承認を経て、12月にOECDの下で設立された。

2　サイバー空間の国際的なルールに関する議論への対応

ア　サイバー空間の国際ルールづくり

総務省では、サイバー空間の国際的なルールづくりに関し、①民主主義を支えるだけでなく、イノベーションの源泉として経済成長のエンジンとなる情報の自由な流通に最大限配慮すること、②サイバーセキュリティを十分に確保するためには、実際にインターネットを利用し、ネットワークを管理している民間企業や学術界、市民社会等あらゆる関係者の参画（マルチステークホルダーの枠組み）が不可欠であることの2点を重視している。これを踏まえ、デジタルエコノミーに関する日米対話（日米DDE）等二国間対話において関連の議題を取り上げ、同志国との連携を強化することに加えて、2022年4月には、コアメンバー国（日本、米国、オーストラリア、カナダ、EU、英国）及び有志国において、「未来のインターネットに関する宣言」を立ち上げるなど、多国間会合における議論にも積極的に参加している。

イ　サイバーセキュリティに関する二国間・多国間対話

サイバーセキュリティに関する二国間の政府の議論については、日本・米国間で2025年6月に「第10回日米サイバー対話[*5]」、日本・EU間で2026年1月に「第7回日・EUサイバー対話[*6]」、日本・英国間で同年2月に「第9回日英サイバー対話[*7]」が開催され、情勢認識、両国または日本・EUにおける取組、国際場裡における協力、能力構築支援等について議論を行うなど、各国との連携強化を進めている。

サイバーセキュリティに関する多国間の議論については、日ASEANサイバーセキュリティ政策会議等において、各国の取組状況やASEAN地域に対する能力構築支援の状況等に関する意見・情報交換が行われている。また、日本・米国・オーストラリア・インド4か国のいわゆるクアッドの取組の下で、サイバーセキュリティに関する協力について合意されており、政府一体となって同志国との連携強化に向けた議論が行われ、2022年5月の首脳会合共同声明にて「日米豪印サイバーセキュリティ・パートナーシップ：共同原則[*8]」が公表された。

3 ICT分野における貿易自由化の推進

世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）を中心とする多角的自由貿易体制を補完し、二国間の経済連携を推進するとの観点から、我が国は経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）や自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）の締結に積極的に取り組んでいる。

具体的には、2018年以降、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP：Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）、日EU経済連携協

＊5　https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_02292.html
＊6　https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_03261.html
＊7　https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_03394.html
＊8　https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100347891.pdf

定（日EU・EPA）、日米デジタル貿易協定、日英包括的経済連携協定（日英EPA）、地域的な包括的経済連携協定（RCEP）について議論し、署名・発効に至ったほか、2026年3月には日・UAE包括的経済連携協定（CEPA）の交渉妥結に至り、現在も日GCC・EPA等の交渉を継続して行っている。なお、いずれのEPA交渉においても、電気通信分野については、WTO水準以上の自由化約束を達成すべく、外資規制の撤廃・緩和等の要求を行うほか、相互接続ルール等の競争促進的な規律の整備に係る交渉や、締結国間での協力に関する協議も行っている。

4 戦略的国際標準化の推進

情報通信分野の国際標準化は、規格の共通化を図ることで世界的な市場の創出につながる重要な政策課題であり、国際標準の策定において我が国が戦略的にイニシアティブを確保することが、国際競争力強化の観点において極めて重要であることから、総務省では国際標準化活動を戦略的に推進している。

具体的には、情報通信分野のデジュール標準[*9]に加え、近年その存在感が増してきているフォーラム標準[*10]に関する動向調査、国際標準化人材の育成、標準化活動の役割やその効果について理解を深める取組等を実施している。

また、2024年度からは、内閣府の標準活用加速化支援事業を活用し、国際標準化活動の持続的な推進を支える人材基盤の強化に向けた取組を実施している。具体的には、情報通信・デジタル分野の標準化（ルール形成）人材に求められる役割・知識・スキル等を体系化したスキルセットによる講習カリキュラム等の開発や、教育プログラムに係る事業モデルを設計・構築し、民間事業者等による教育プログラムの実活用・普及に向けた取組を行っている。加えて、同年から、国際標準化の議論を主導できる将来の役職者の育成や標準化人材の裾野拡大が重要であることから、そういった将来活躍が期待される人材を対象とした、国際標準化活動の支援に関する取組を行っている。

4 経済安全保障の推進

1 国際的な取組

総務省では、5G等の通信分野の経済安全保障上の重要性に鑑み、通信をはじめとするデジタル分野において、2021年4月の日米首脳会談を契機として立ち上げられた「グローバル・デジタル連結性パートナーシップ」（GDCP：Global Digital Connectivity Partnership）や2022年5月の日米豪印（クアッド）首脳会合の機会に署名された「5Gサプライヤ多様化及びオープンRANに関する協力覚書」等を踏まえて、2023年5月の日米豪印首脳会合において、「オープンRANセキュリティ報告書」を発表した。また、2023年10月に立ち上げられた日本、英国、オーストラリア、カナダ、米国による「電気通信に関するグローバル連合」（GCOT：Global Coalition on Telecommunications）[*11]にて2025年1月にオープンRAN及びAIに関する成果文書[*12]を公表するなど、米国をはじめとした同志国と連携しながら、グローバルなデジタルインフラの安全性・信頼性確保に向けた取組を進めているところである。

2 国内での取組

また、国内においても経済安全保障の制度整備が進められている。2022年に成立した経済安全保障

＊9　国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union）などの公的な国際標準化機関によって策定された標準
＊10　複数の企業や大学などが集まり、これらの関係者間の合意により策定された標準
＊11　https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin08_02000163.html
＊12　https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin08_02000185.html

推進法[*13]に基づき、基幹インフラ役務の安定的提供の確保に関する制度の運用を2024年5月から開始した。総務省では、電気通信事業、放送事業及び郵便事業を対象として一定の要件を満たす事業者を特定社会基盤事業者（基幹インフラ事業者）として指定し[*14]、重要設備の導入や維持管理に関する届出を求めることで、サービスの継続性・信頼性の確保を図っている。

さらに近年、経済安全保障を取り巻く環境は大きく変化していることから、2025年11月から経済安全保障推進会議[*15]及び経済安全保障法制に関する有識者会議[*16]において、経済安全保障推進法の見直しに向けた検討を行い、サプライチェーンの更なる強靱化に向けた取組をはじめとする経済安全保障推進法の改正案が第221回国会に提出され、2026年6月に成立した。

5　多国間の枠組みにおける国際連携

総務省では、G7/G20、APEC、APT、ASEAN、ITU、国際連合、WTO、OECD等の多国間の枠組みで政策協議を行い、情報の自由な流通の促進、安心・安全なサイバー空間の実現、質の高いICTインフラの整備、国連持続可能な開発目標（SDGs）の実現への貢献等のICT分野に関する国際連携の取組を積極的にリードしている。

1　G7・G20

G7の枠組みにおいては、2016年4月のG7香川・高松情報通信大臣会合が発端となり、デジタル経済の発展に向けた政策等について活発な議論が行われている。

また、中国、インド等を含むG20の枠組みでも、デジタル経済に関する議論が継続的に行われるようになっている。具体的には、2019年6月に茨城県つくば市において開催した「G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合」では、AIについて、G20ではじめて「人間中心」の考えを踏まえたAI原則に合意した。同原則は、G20大阪サミットでは首脳レベルでも合意された。また、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）の促進の理念についても首脳レベルで支持され、2020年G20デジタル経済大臣会合（サウジアラビア）で重要性が再確認され、その後、2024年のG20リオデジャネイロ首脳宣言等においても重要性が確認されてきている（図表Ⅱ-2-8-3）。

＊13　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）
＊14　https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/kokumin/keizaianzenhosho/index_00001.html
＊15　経済安全保障推進会議：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyo/index.html
＊16　経済安全保障法制に関する有識者会議：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/4index.html

図表Ⅱ-2-8-3　G7/G20における情報通信・デジタルの議論の経緯（概要）

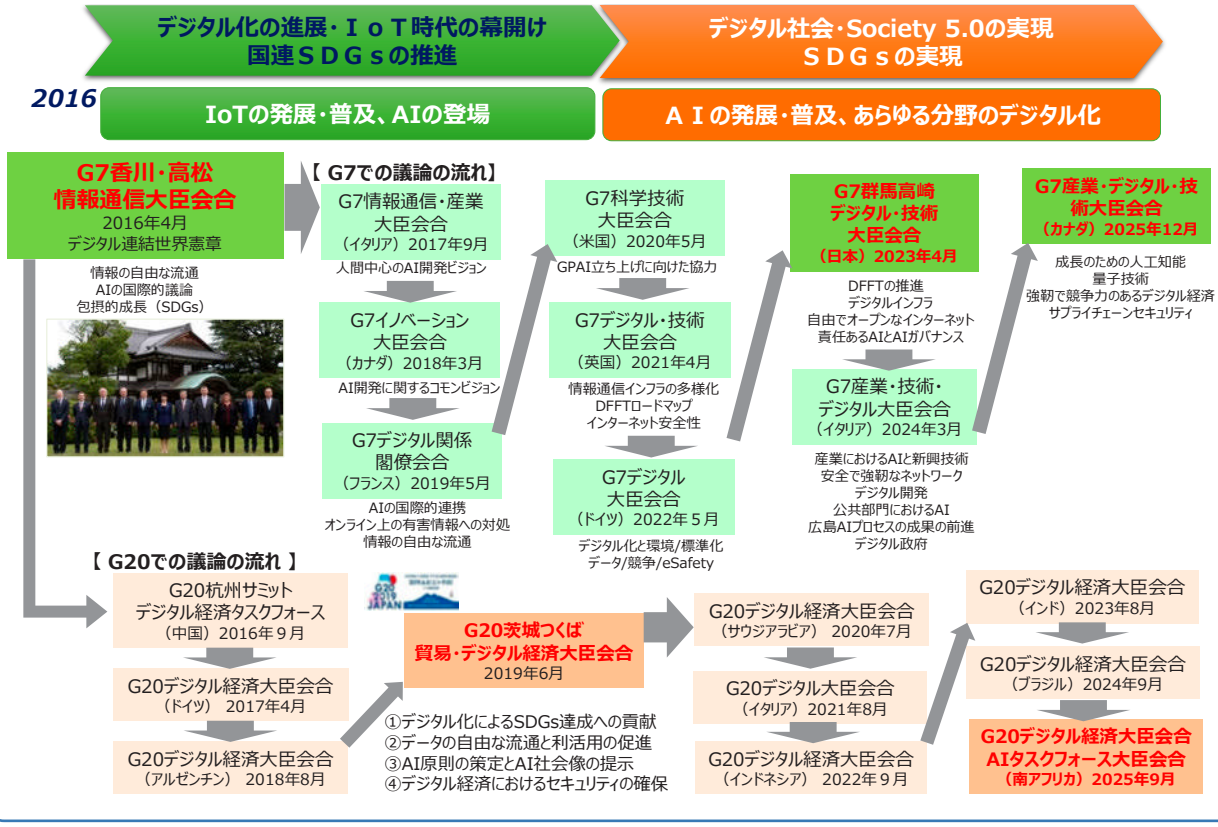

2 広島AIプロセス

生成AIの急速な発展と普及が国際社会全体にとって重要な課題となっていることを踏まえ、広島サミットにおいて生成AIに関する国際的なガバナンスについて議論を行うことを目的とした「広島AIプロセス」[*17]を立ち上げることとなった。本プロセスでは、2023年５月以降G7で集中的な議論を行い、９月に「G7広島AIプロセスデジタル・技術閣僚会合」を開催し、中間的な成果を取りまとめた。その後、12月に再度G7デジタル・技術閣僚会合を開催し、G7日本議長国下の広島AIプロセスの成果物として、生成AI等の高度なAIシステム開発・利用に関する初の国際的政策枠組みである「広島AIプロセス包括的政策枠組み」[*18]及びG7の今後の取組について示した「広島AIプロセスを前進させるための作業計画」を取りまとめた。これらの成果は同月に発出されたG7首脳声明で承認された。当該作業計画を踏まえ、2024年のG7議長国のイタリアは、「広島AIプロセス」を継続して推進することを表明し、３月に採択された「G7産業・技術・デジタル閣僚宣言」では、生成AI開発における透明性及び説明責任を促進するため、「国際行動規範」の遵守状況をAI開発者自らが自主的に報告、公表するための手法として「報告枠組み」を開発・導入することに合意した。以降、G7で議論を進め、12月に「報告枠組み」の基本的な運用方法及び質問票の最終版に各国が合意し、2025年２月、正式に「報告枠組み」の運用が開始された。同年４月、日本企業７社を含む19組織が初回の回答を提出し、OECDのウェブサイト上で公表された。2025年のG7カナダ議長国下においては、広島AIプロセスの成果を基に信頼できるAIの導入に焦点を当てた「中小企業におけるAI導入のためのツールキット」が作成・発表された。

＊17　広島AIプロセスウェブサイト：https://www.soumu.go.jp/hiroshimaaiprocess/
＊18　本政策枠組みは「生成AIに関するG7の共通理解に向けたOECDレポート」、「全てのAI関係者向け及び高度なAIシステムを開発する組織向けの広島プロセス国際指針」、「高度なAIシステムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範」、「プロジェクト・ベースの協力」の４点で構成。

また、2024年5月に開催されたOECD閣僚理事会では、生成AIに関するサイドイベント「安全、安心で信頼できるAIに向けて：包摂的なグローバルAIガバナンスの促進」において、岸田総理大臣（当時）から広島AIプロセスの精神に賛同する国々の自発的な枠組みである「広島AIプロセス・フレンズグループ」を49か国・地域の参加を得て立ち上げることを発表した。以降、オンラインによる情報交換等の会合を行ってきたが、2025年2月、広島AIプロセスのより一層の推進を図り、今後の国際社会におけるAIガバナンスの議論等に関し、フレンズグループ参加国間の連携を強化するため、初の対面会合を開催した。その後も定期的なオンライン会合と、年1回程度の対面会合を開催し、フレンズグループ参加国及び、広島AIプロセスの精神に賛同する民間企業や国際機関等が参画しフレンズグループの活動を支援する「広島AIプロセス・パートナーズコミュニティ」とともに国際的なAIガバナンスに係る情報交換や議論を行っている。

なお、AIガバナンスに係る国内政策として、総務省及び経済産業省は、AIの安全安心な活用が促進されるよう、我が国におけるAIガバナンスの統一的な指針を示した「AI事業者ガイドライン*19」を2024年4月に策定・公表（第1.0版）、2025年3月には国内外の動向を踏まえた更新（第1.1版）を行った。さらに、AIエージェント等の技術の動向や、広島AIプロセス等の国際的なAIガバナンスの議論に関する動向及び、2025年9月に全面施行された「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」（令和7年法律第53号）等を踏まえ、2026年3月に第1.2版として更新した。

3 アジア太平洋経済協力（APEC）

アジア太平洋経済協力（APEC：Asia-Pacific Economic Cooperation）は、アジア・太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を目的とし、域内の21の国と地域が参加する経済協力の枠組みである。電気通信分野に関する議論は、電気通信・情報作業部会（TELWG：Telecommunications and Information Working Group）及び電気通信・情報産業大臣会合（TELMIN：Ministerial Meeting on Telecommunications and Information Industry）を中心に行われている。

2021年のAPEC首脳会議で「アオテアロア行動計画」が採択されたことに伴い、TELWGでは、現在、同行動計画の中で経済的推進力の一つとして掲げられている「イノベーションとデジタル化」の分野について実施促進のための検討を進めている。

総務省においては、年2回開催されるTELWGや、TELMINにおける議論への参加、ICTによる高齢化社会の問題解決に関するプロジェクトの推進や我が国におけるICT政策の周知等の活動を通じ、積極的に貢献している。2025年8月には、2015年にマレーシアで開催されて以来10年ぶりとなるTELMIN*20が韓国で開催され、成果文書として閣僚声明が採択された*21。

4 アジア・太平洋電気通信共同体（APT）

アジア・太平洋電気通信共同体（APT：Asia-Pacific Telecommunity）は、1979年に設立されたアジア・太平洋地域における情報通信分野の国際機関で、同地域における電気通信や情報基盤の均衡した発展を目的として、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信等の地域的政策調整等を行っており、2021年から、我が国の近藤勝則氏（総務省出身）が事務局長を務めている。

総務省では、APTへの拠出金を通じて、デジタル・トランスフォーメーション、無線通信、サイバー

＊19　AI事業者ガイドライン
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/ai_network/02ryutsu20_04000019.html
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/20240419_report.html
＊20　本会合（TELMIN11）に関しては、APECデジタルAI大臣会合とも呼称されている。
＊21　https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin08_02000194.html

セキュリティ等我が国が強みを有するICT分野で研修生の受け入れ、ICT技術者・研究者交流等の活動を支援している。2025年度は、10件の研修、4件の国際共同研究が採択された。

APTでは、約5年に一度、APT加盟国の大臣級が参加する大臣級会合を開催している。会合では、アジア・太平洋地域におけるICT分野の発展に向けて地域協力を一層強化するための方向性を宣言として公表する。2025年5月には、「APT大臣級会合2025」が東京で開催され、アジア・太平洋地域における持続可能で公平なすべての人のためのデジタル・トランスフォメーション（DX）を促進するための共通のビジョンとして、全会一致で「東京宣言」[*22]が採択された。

5 東南アジア諸国連合（ASEAN）

東南アジア諸国連合（ASEAN：Association of South - East Asian Nations）は、東南アジア11か国からなる地域協力機構であり、経済成長、社会・文化的発展の促進、政治・経済的安定の確保、域内諸問題に関する協力を主な目的としており、「ASEANデジタル大臣会合（ADGMIN）」においてデジタル分野における政策が協議されている。

ア 「ASEANデジタルマスタープラン2030」における目標達成への貢献

2026年1月に策定された「ASEANデジタルマスタープラン2030」の目標達成に向けて、我が国は日ASEAN間の今後の1年間のICT分野における協力・連携施策に関する「日ASEANデジタルワークプラン」を毎年提案し、ASEAN側から承認を得た上で様々な協力を実施しており、例えば、我が国拠出金により設立された日ASEAN情報通信技術（ICT）基金等を活用しASEAN各国と共同プロジェクトを実施している。

さらに、2026年に開催された日ASEANデジタル大臣会合（ADGMIN+J）において、日ASEANのAI協力の深化を目的として「安全、安心で信頼できるAIの推進に関する日ASEANデジタル大臣共同声明」が採択され、ASEAN各国におけるAIエコシステムとともに、グローバルなAIエコシステムの構築に向けて、日ASEAN間で具体的な協力を進めることとなっている。

イ サイバーセキュリティ分野における協力体制の強化

現在、日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC：ASEAN Japan Cybersecurity Capacity Building Centre）[*23]で、ASEAN各国の政府機関及び重要インフラ事業者のサイバーセキュリティ担当者を対象として、実践的サイバー防御演習（CYDER）をはじめとするサイバーセキュリティ演習等をオンライン形式又は実地形式にて継続的に実施している。2023年からは新たなプロジェクト体制のもと、2027年まで演習コンテンツ等の充実化を図りながら活動が継続される予定となっている。

また、総務省では、ASEAN各国のインターネットサービスプロバイダ事業者を対象とした日ASEAN情報セキュリティワークショップを定期的に開催するなど、関係者間の情報共有の促進及び連携体制の構築・強化を図っている。2025年3月に会合を実施し、日本及びASEAN各国間のサイバーセキュリティ分野における協力・連携関係の維持・発展を図っている。

6 国際電気通信連合（ITU）

国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union（本部：スイス（ジュネー

＊22　https://apt.int/sites/default/files/file_tag/2025/05/APT-MM_2025-Tokyo_Statement_for_press_1.pdf
＊23　AJCCBC：https://ajccbc.ncsa.or.th/

ブ)。194の国と地域が加盟))は、国際連合（UN）の専門機関の一つで、電気通信の改善と合理的利用のため国際協力を増進し、電気通信業務の能率増進、利用増大と普及のため、技術的手段の発達と能率的運用を促進することを目的としている。次の3部門からなり、周波数の分配、電気通信技術の標準化及び開発途上国における電気通信分野の開発支援等の活動を行っている（図表Ⅱ-2-8-4）。

① 無線通信部門（ITU-R：ITU Radiocommunication Sector）
② 電気通信標準化部門（ITU-T：ITU Telecommunication Standardization Sector）
③ 電気通信開発部門（ITU-D：ITU Telecommunication Development Sector）

2022年9月に全権委員会議において選挙が実施され、我が国の尾上誠蔵氏（元日本電信電話株式会社CSSO：Chief Standardization Strategy Officer）が電気通信標準化局長として選出され、2023年1月に就任している（任期は1期間4年、最大2期まで可能）。

図表Ⅱ-2-8-4　国際電気通信連合（ITU）の組織

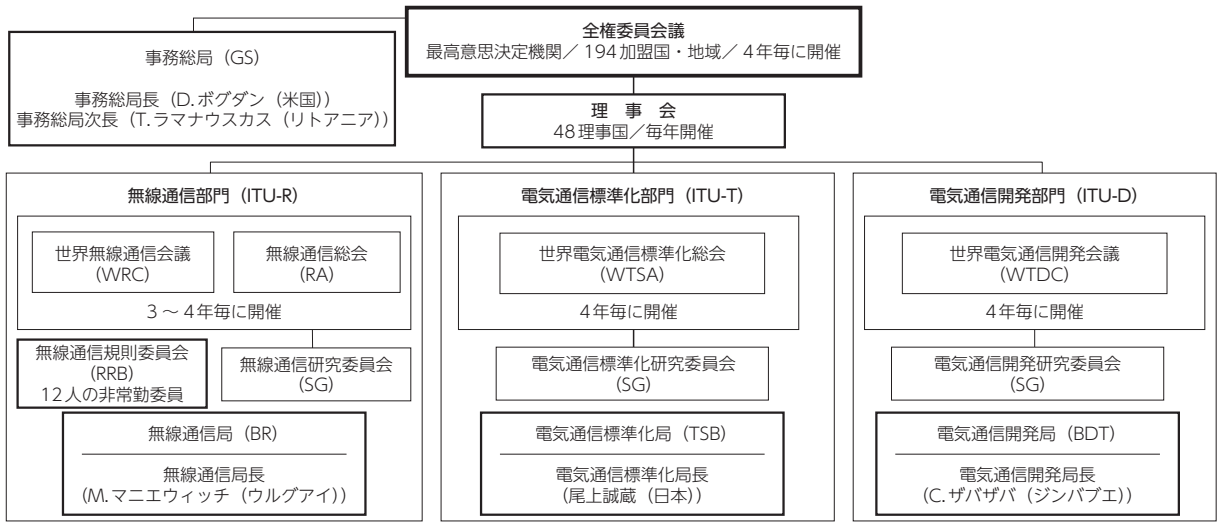

ア　無線通信部門（ITU-R）における取組

無線通信部門（ITU-R）では、あらゆる無線通信業務による無線周波数の合理的・効率的・経済的かつ公正な利用を確保するため、周波数の使用に関する研究を行い、無線通信に関する標準を策定するなどの活動を行っている。

ITU-Rの各研究委員会（SG：Study Group）から提出される勧告案の承認、次期研究会期における課題や体制の審議等を目的とする無線通信総会（RA：Radiocommunication Assembly）及び国際的な周波数分配等を規定する無線通信規則の改正を目的とする世界無線通信会議（WRC：World Radiocommunication Conferences）は、3～4年に一度開催されるITU-R最大級の会合であり、総務省も積極的に議論に貢献してきた。

2023年11月にアラブ首長国連邦（ドバイ）にて開催されたRA-23では、2030年頃の実現が想定される次世代の携帯電話システムの規格策定にあたり、求められる能力や利用シナリオ等を含む全体像を与える新規勧告案等が承認された。

同年11月から12月にかけて開催されたWRC-23においては、国際的な移動通信（IMT：International Mobile Telecommunication）用周波数帯の拡大や、IMT基地局としての高高度プラットフォーム（HAPS）で利用可能な周波数帯の確保について合意された。2027年に開催が予定されているWRC-27の議題についても審議が行われ、携帯電話と衛星の直接通信のための周波数分配、

月面・月周回軌道での周波数分配、宇宙天気センサー用周波数分配等を議題とすることが合意された。

2024年から2027年の研究会期においては、SG 4（衛星業務）の副議長に河野宇博氏（スカパーJSAT）、SG 5（地上業務）の副議長に今田諭志氏（KDDI）、SG 6（放送業務）の副議長に大出訓史氏（NHK）がそれぞれ任命された。また、WRC-27に向けたアジア・太平洋地域における準備会合（APG-27）において、APG議長に河合宣行氏（KDDI）が選出された。APG-27の第3回会合であるAPG27-3は、2026年7月27日から31日まで、札幌にて開催予定である。

イ　電気通信標準化部門（ITU-T）における取組

電気通信標準化部門（ITU-T）では、通信ネットワークの技術、運用方法に関する国際標準や、その策定に必要な技術的な検討を行っている。

ITU-Tの最高意思決定会合として、4年に一度世界電気通信標準化総会（WTSA：World Telecommunication Standardization Assembly）が開催されており、2024年10月にはインド（ニューデリー）にてWTSA-24が開催された。WTSA-24では、2024年1月に開催されたTSAG（電気通信標準化諮問委員会：WTSAの決議やITU-Tの各研究委員会（SG）の標準化活動等に対し助言を行う役割等を担う委員会）への我が国からの提案を契機に議論されてきた、ITU-Tにおいて16年ぶりとなるSGの統合（SG9とSG16の統合）が合意され、新たにSG21が設立された。また、AIやメタバース等に関する新決議案の承認やSGの役職者の任命等が行われた。

2025年は、WTSA-24後の新研究会期（2025年～2028年）の初年であり、各SGのWG議長/副議長等の任命が行われた。また、2025年5月に開催されたTSAG会合ではJCA-MV（JCA：Joint Coordination Activity）の設立が承認されるなど、WTSA-24の新決議を受けた議論が進められている。

ウ　電気通信開発部門（ITU-D）における取組

電気通信開発部門（ITU-D）では、途上国における情報通信分野の開発支援を行っている。ITU-Dの最高意思決定会議として、4年に一度世界電気通信開発会議（WTDC：World Telecommunication Development Conference）が開催されており、2025年11月にはアゼルバイジャン（バクー）にて、WTDC-25が開催された。WTDC-25では、「Universal, Meaningful, and Affordable Connectivity for an Inclusive and Sustainable Digital Future」をテーマとして、持続可能なデジタル未来に向けた普遍的・有意義・手頃な接続の実現を目指した。会議では、WTDC-25宣言、2026-2029行動計画、2028-2031戦略計画が採択され、デジタル格差解消に向けた国際協力の方向性が示された。また、AIに関する新決議案の承認やSGの役職者の任命等が行われた。

総務省は、ITUと協力して、デジタルインフラ及びレジリエンスの強化等を図るConnect2Recoverイニシアティブ、技術支援や起業支援を行うためのInnovation and Entrepreneurship Alliance、アジア太平洋においてICTインフラのレジリエンス強化やサイバーセキュリティ人材育成を目的とする各種プロジェクト等を実施している。

7 国際連合

ア　グローバル・デジタル・コンパクト（GDC）

2021年9月、グテーレス国連事務総長が発表した報告書「Our Common Agenda」において、「すべての人にとってオープンで自由かつ安全なデジタルの未来のための共有原則を概説する」ことを期待して、2023年9月、翌年開催する未来サミットで「グローバル・デジタル・コンパクト（GDC）」に合意することが提案された。その後の議論を経て、GDCは、2024年の未来サミットの成果文書「Pact

for the Future」のアネックス（添付文書）として採択された（2024年9月22日）。

GDCは、包摂性、開発志向、マルチステークホルダー等の原則（principles）を示すとともに、5つの目的（objectives）等について規定している。5つの目的には、デジタル格差の解消やAIの国際的なガバナンス強化等が含まれている。

イ　インターネット・ガバナンス・フォーラム（IGF）

インターネット・ガバナンス・フォーラム（IGF：Internet Governance Forum）は、インターネットに関する様々な公共政策課題について、政府、民間、技術・学術コミュニティ、市民社会等のマルチステークホルダーが対等な立場で対話を行うインターネット政策の分野で最も重要な国際会議の1つである。

2023年10月、我が国はホスト国として、国立京都国際会館（京都府京都市）において、第18回IGF会合を開催し、当時として史上最多となる6,000人以上の現地参加者、オンラインを含めて約1万人の参加を得た。オープニングセレモニーでは、岸田総理大臣（当時）が開会挨拶として、民主主義社会の基盤としてのインターネットの重要性を強調するとともに、インターネットの恩恵を最大化するために、負の側面への対応を含め、「マルチステークホルダーアプローチの議論」にコミットすることを力強く表明した。

また、オープニングセレモニーに続いて実施したAI特別セッションでは、我が国が議論をリードしている広島AIプロセスについて、広く国際社会に発信した。岸田総理大臣（当時）のキーノートスピーチでは、「グローバルサウスを含む国際社会全体が、安心・安全・信頼できる生成AIの恩恵を享受し、更なる経済成長や生活環境の改善を実現できるような国際的なルール作りを牽引」していくことを強調した。また、鈴木総務大臣（当時）から、「AI開発者向けの国際的な指針及び行動規範」の議論の状況について紹介したほか、今後も様々な関係者の意見を聞く取組を続ける旨を表明した。本セッションを通じ、G7以外も含めた各国政府、産業界、国際機関、学術界等のマルチステークホルダーのパネリストから、広島AIプロセスへの賛同や期待の声が寄せられた。

さらに、IGF開催期間を通じて会場内に展示会場（「IGF Village」）が併設され、世界から72の企業・団体が出展した。我が国からは電気通信事業者や研究機関等25の企業・団体が遠隔ロボットやマンガ海賊版対策等に関する出展を行い、ブースを訪れた各国からの参加者との交流を通じて国際社会に対し我が国の技術力や取組を積極的に発信した。

2024年12月には、サウジアラビアで第19回会合、2025年6月にはノルウェーで第20回会合が開催され、我が国はインターネットガバナンス及びAIに関するセッションを主催したほか、複数のセッションに参加し「マルチステークホルダーアプローチ」の重要性について発信するなど、引き続き同会合への積極的な貢献を果たしている。

8 世界貿易機関（WTO）

世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）における電気通信分野の交渉については、2001年から始まったドーハ・ラウンド交渉の停滞に伴い、1997年に合意した基本電気通信交渉以降の進捗は見られない状況にある。一方、昨今のインターネット上のデータ流通を取り扱う電子商取引分野への注目の高まりを踏まえ、WTOにおける有志国の取組として、2019年より電子商取引交渉が正式に開始され、2024年、共同議長国（日本・オーストラリア・シンガポール）は、交渉参加国・地域を代表して、電子商取引に関する協定の安定化したテキストを達成した旨の共同議長国声明を発出するとともに、テキストを公表した。

協定テキストを公表して以来、同協定をWTO協定に組み込むことが目指されているが、組込みに必要な全WTO加盟国によるコンセンサスの形成には至っていないため、WTO協定への組込みが実現するまでの間、電子商取引協定を有志国（日本を含む66のWTO加盟国）の間で実施するべく、「電子商取引に関する協定のための暫定的な措置に関する宣言」[*24]が2026年3月に発出された。今後、これらの参加国は、電子商取引協定の受諾に必要な国内手続を進め、同協定の実施を目指すこととなる。

9 経済協力開発機構（OECD）

経済協力開発機構（OECD：Organisation for Economic Co-operation and Development）のデジタル政策委員会（DPC：Digital Policy Committee）では、ICT分野について先導的な議論が行われており、総務省は、OECD事務局への人材や財政面の支援を行うほか、DPC議長（2020年1月～）や、各作業部会副議長を総務省から輩出するなど、OECDにおける政策議論に積極的に貢献している。

DPCは、2016年からAIに関する取組を進めており、AIに携わる者が共有すべき原則、政府が取り組むべき事項等を示し、AIに関する初の政府間の合意文書となる「AIに関する理事会勧告」を2019年5月に採択・公表した。

2024年5月には、フランス・パリでOECD閣僚理事会（MCM：Meeting of the OECD Council at Ministerial Level）が開催され、OECD加盟から60周年を迎える日本が議長国を務めた。会合では広島AIプロセスの成果も踏まえた議論が行われ、閣僚声明ではOECD加盟国がその成果に賛同し、実践に向けた取組を協力して進める旨が明記されるとともに、「AIに関する理事会勧告」の改定が行われた。

2025年6月のコスタリカが議長国を務めるMCMでは、新興国・途上国向けにOECD・AI原則に基づくAI政策の立案支援を行う「AI政策ツールキット」が発表された。同年8月には、日本の協力の下、「AI政策ツールキット」共創ワークショップがタイ・バンコクの在タイ日本国大使公邸で開催された。また、2026年3月にも同会場において英国と共催する形で再度開催された。

2026年6月のMCMでは、日本が中心となりコスタリカ及び英国とともに本ツールキットの初版を発表した。

10 GPAI

GPAI（The Global Partnership on Artificial Intelligence）は、人間中心の考え方に立ち、「責任あるAI」の開発・利用を実現するため設立された国際的な官民連携イニシアティブである。2019年ビアリッツサミット（フランス）においてGPAIの立ち上げが提唱され、2020年5月の米議長国下のG7科学技術大臣会合において立ち上げに関するG7の協力に合意した後、同年6月に14か国とEUが参加して創設された。

2022年11月、GPAIサミット2022を日本で開催し、同月から1年間我が国が議長国を務めた。閣僚理事会において、議長国である日本のイニシアティブによりGPAIサミットでは初となる閣僚宣言が採択され、人間中心の価値に基づくAIの利用促進、AIの違法かつ無責任な使用への反対、持続可能で強靱かつ平和な社会への貢献等について各国で合意した。

2023年12月、2024年の議長国を務めるインドがGPAIサミット2023を開催し、閣僚宣言において、AI研究とイノベーションのための重要な資源（例：AIコンピューティング、高品質なデータセッ

＊24　https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_03554.html

ト等）への公平なアクセスを促進することを目的としたプロジェクトを支援すること、アジア地域初となるGPAI東京専門家支援センター（現GPAI専門家コミュニティ東京センター。以下「GPAI東京センター」）を設置すること等が合意された。

さらに、2024年7月、議長国のインドは、臨時でGPAI中間サミットを開催し、OECDの関連作業部会との一体的運営とAI専門家コミュニティの統合により、GPAIとOECDの連携を強化することが決定された。

また、同月、GPAI東京センターは、NICTに設置され、GPAIの枠組みの下、広島AIプロセスの推進に資する生成AIに関するプロジェクトをはじめ、GPAI専門家による調査研究やプロジェクトに対し、運営・管理面での支援を提供している。

11 ICANN

インターネットの利用に必要不可欠なIPアドレスやドメイン名等のインターネット資源については、重複割当ての防止等全世界的な管理・調整を適切に行うことが重要である。現在、これらのインターネット資源の国際的な管理・調整は、1998年に非営利法人として発足したICANN（Internet Corporation for Assigned Names and Numbers）が行っており、IPアドレスの割当てやドメイン名の調整のほか、ルートサーバー・システムの運用・展開のための調整やこれらの業務に関連する方針等の策定を行っている。

総務省は、ICANNの政府諮問委員会（各国政府や国際機関等が参加）の議論に積極的に参加・貢献している。例えば、ICANNで進行中のDNS不正利用[*25]対策のポリシー策定プロセスについて、政府諮問委員会による対処方針の検討等の作業に貢献し、継続的に議論に参加しているほか、関連するセッションを米国及び欧州委員会と共同で主導し、インターネット上の不法行為の抑止に向けて、上記プロセスの対象ではない論点も含めた継続的な議論の必要性を問題提起している。

6 二国間関係における国際連携

1 米国との政策協力

2021年4月16日の日米首脳会談後に発出された「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」[*26]を踏まえ、安全な連結性及び活力あるデジタル経済を促進するため、同年5月、日米の関係省庁は、「グローバル・デジタル連結性パートナーシップ（GDCP）」[*27]を立ち上げた（図表Ⅱ-2-8-5）。

総務省は、関係省庁による協力の下、米国国務省との間で「デジタルエコノミーに関する日米対話（日米DDE）」[*28]を2010年から継続的に開催している。GDCPの立上げ以降、日米DDEはGDCPの推進枠組みとして位置付けられている。総務省では、これらの枠組みを活用しながら、デジタル分野での日米協力を進めている。

第14回日米DDEの官民会合及び政府間会合は、2024年2月6日及び7日に、対面とオンラインのハイブリッドで開催された。同会合では、5G及びBeyond 5G（6G）、AIガバナンス、越境プライバシールール（CBPR）、ガバメントアクセスに係る協力、国際場裡における協力、国際連合における協力等幅広い議題について議論し、会合の成果文書として「第14回デジタルエコノミーに関する日米対

＊25 DNSの仕組みを用いたマルウェア・ボットネット配付やフィッシング等の行為。この点、ICANNでは、レジストリ契約及びレジストラ認定契約において、「マルウェア、ボットネット、フィッシング、ファーミング、およびスパム（スパムがこのセクションに表示されている他の4つのタイプのDNS不正使用の配信の仕組みとして使用されている場合）」と規定されている。海賊版サイトや児童ポルノ等の問題も同様の枠組みで議論されることがある。
＊26 https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page1_000951.html
＊27 https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin08_02000119.html
＊28 2023年3月6日及び7日に開催された「第13回インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話」に係る政府間共同声明において、同会合の名称を「デジタルエコノミーに関する日米対話」と改称することとした。

話に係る共同声明」を公表[*29]した。

2024年10月には第9回GDCP専門家レベル作業部会が実施され、日米の第三国連携の更なる推進等について意見交換を行った。

2025年10月に行われた日米首脳会談[*30]では、AIをはじめとした重要技術等の分野で経済安全保障の取組を強化していくことを確認し、2026年から米国NSFとともにBeyond 5G/6G分野に関する国際共同研究を開始する予定である。

図表Ⅱ-2-8-5　グローバル・デジタル連結性パートナーシップ（GDCP）

GDCPのコンセプト

GDCPは、**日米で協力してグローバルに安全な連結性や活力あるデジタル経済を促進する**ことを目的とし、**①第三国連携**を中心に、**②多国間連携**、**③グローバルを視野に入れた二国間連携（特に5G、Beyond 5G（6G））**を推進していく。

第三国連携	第三国向けのICTインフラ展開や人材育成に係る協力等（対象地域はインド太平洋を中心としつつ他の地域を含む）
多国間連携	ITU、G7/G20、OECD、APEC等のマルチの枠組みにおけるさらなる協力
二国間連携	5G、Beyond5G（6G）に係る研究開発環境への投資等

2 欧州との協力

ア　欧州連合（EU）との協力

総務省は、欧州委員会通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局との間で、ICT政策に関する情報交換・意見交換の場として「日EU・ICT政策対話」を開催している。2026年3月に第31回会合を開催し、5G/Beyond 5G（6G）、海底ケーブルやデータセンターを含むデジタルインフラ、AI、オンラインプラットフォーム、量子技術及びサイバーセキュリティについて議論を行った。

また、2022年5月の日・EU定期首脳協議において立ち上がった「日EUデジタルパートナーシップ」に基づき、日本側は総務省、デジタル庁、経済産業省、EU側は欧州委員会通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局を中心とした日EU間のデジタル協力が行われている。総務省は、2024年から、偽・誤情報対策のためのオンラインセーフティに関する当局間の意見交換を定期的に行っている。2025年4月にはNICTに設置した基金を活用し、欧州委員会とともにBeyond 5Gの実現に向けた国際共同研究を開始した。2025年5月には海底ケーブルに関連する課題を幅広く議論するワーキンググループの立上げで一致し、その後4回にわたり議論を行った。

2026年5月に開催した第4回日EUデジタルパートナーシップ閣僚級会合では、5G/Beyond 5G（6G）、海底ケーブル、オンラインプラットフォーム、AI等について議論を行い、本会合の成果として共同声明[*31]を発出した。

イ　欧州諸国との二国間協力

（ア）英国

2022年12月、総務省は、経済産業省及びデジタル庁と共同で、英国科学・イノベーション・技術省（DSIT）との間で、日英のデジタル分野における優先事項を更に高いレベルで取り扱うため、従前の局長級枠組みから政務級に格上げした「日英デジタルパートナーシップ」を立ち上げた。本パート

＊29　https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin08_02000172.html
＊30　https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/pageit_000001_02519.html
＊31　https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin08_02000202.html

ナーシップに基づき、日英間では、デジタル分野における幅広い協力の取組が行われている。

2024年は、特に将来の電気通信及び多様化に関する二国間協力が強化された。同年11月に、英国Innovate UKが実施する、グローバル・ビジネス・イノベーション・プログラム（GBIP）が日本に派遣され、総務省及びNICTの支援の下、英国のデジタル分野の研究開発に携わるテック企業と日本の研究機関・企業等との交流が行われた。また、併せて開催された日英テレコム政策対話には総務省とNICT、英国DSITとInnovate UK等が参加し、Beyond 5G/6Gの推進、オープンRANを通じたサプライチェーンの多様化の促進、将来ネットワークにおける技術標準化について意見交換を行った。

2025年1月に開催した第3回日英デジタルパートナーシップ政務級会合では、Beyond 5G/6G分野における研究開発イニシアティブの検討や、広島AIプロセス・フレンズグループを通じた連携強化等、日英デジタルパートナーシップの下で進展した1年間の協力を確認し、次の段階への戦略的方向性を示すものとして、共同声明[*32]を取りまとめ、公表した。英国との国際共同研究の実現に向けて、2026年6月からBeyond 5G/6G分野に関する研究開発の公募プロセスを開始している。

（イ）ドイツ

総務省は、連邦デジタル・国家近代化省（BMDS）との間で、情報通信分野における政策面での相互理解を深め、連携・協力を推進するため、「日独ICT政策対話」を開催している。2024年11月に第8回会合を開催し、オープンRANに係る双方の取組やBeyond 5Gの実現に向けた研究開発の進捗、AI、偽・誤情報対策、メタバースについて議論を行った。同日、官民会合も開催され、5G/オープンRAN、Beyond 5G、オール光ネットワーク（APN）等の通信ネットワークの新技術に関する日独産業界の取組について情報交換を行った。

また、Beyond 5G/6Gや将来の通信技術に関する協力に係る協力趣意書[*33]に基づき、連邦研究技術宇宙省（BMFTR）との間で、同分野における日独国際共同研究プロジェクトや日独B5G/6G研究ワークショップ（直近では2026年1月に東京で開催）等が行われている。

（ウ）フランス

総務省は、経済・財務・産業・デジタル主権省との間で、ICT分野での重要テーマに関する最新の取組について情報共有を図るため、「日仏ICT政策協議」を開催している。2024年12月に第23回会合を開催し、Beyond 5G/6Gにおける研究開発の取組状況、AIアクション・サミット（2025年2月、パリにて開催）を見据えたAIの利活用及びガバナンス、海底ケーブルを含むデジタルインフラについての議論を行った。

3 アジア・太平洋諸国との協力

総務省では、アジア・太平洋諸国の情報通信担当省庁等との間で、通信インフラ整備、ICTの利活用等のICT分野に関する協力を行っている。

ア　韓国

2023年12月、総務省と韓国科学技術情報通信部との間で、「日韓ICT政策対話」を開催し、AIやオープンRANをはじめとするICT分野における両国の関心事項について意見交換を行った。今後も定期的に開催することとしており、2024年12月には局長級会合、2026年2月には第2回ICT政策対話

＊32　https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin08_02000186.html
＊33　https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin04_02000145.html

を実施した。

イ　インド

2025年10月、総務省とインド通信省との間で、デリーにおいて第8回日印ICT政策対話を開催し、デジタルインフラやAIに関する政策の知見を共有するとともに、5G、Beyond 5G/6G、オープンRAN、量子通信等のICT分野における取組状況を共有し、今後の日印間協力について意見交換を行った。また同月、デリーにおいて開催されたアジア最大級の情報通信関連イベント「India Mobile Congress 2025」に総務省として初めてジャパンパビリオンを出展し、ICT分野の最先端の技術やソリューションを有する日本企業の現地でのPR活動を支援した。

ウ　東南アジア諸国

フィリピンとは、2023年2月にフィリピン情報通信技術省とICT分野の協力に関する覚書に署名し、両国間の情報通信分野（オープンRANを含む5Gネットワークの構築支援等）における協力を一層強化していくことに合意した。また、2024年4月の日米比首脳会談において「日比米首脳による共同ビジョンステートメント」が公表され、オープンRANに係る協力等をはじめとする情報通信分野における連携強化を確認した。

インドネシアとは、2023年10月にインドネシア通信情報省（現通信デジタル省）との間での情報通信技術分野の協力に関する覚書にオープンRANの構築等を新たな協力分野として追加し、5G、AI、ビッグデータ等についても総務省とインドネシア通信情報省（現通信デジタル省）との連携を更に深めていくことで一致した。

カンボジアとは、2026年1月にカンボジア郵便電気通信省と両国のデジタル分野（クメール語大規模言語モデルの開発やAI関連人材育成を含むAI分野、オープンRAN、サイバーセキュリティ等）における今後の協力内容に関する共同議事録に署名し、デジタル経済社会の発展に向けた両国間の協力を一層推進することに合意した。

マレーシアとは、2023年11月にマレーシア通信デジタル省（現通信省）と情報通信分野の協力に関する協力覚書に署名し、両国間の情報通信分野（5Gセキュリティや将来の先駆的ネットワーク等）における協力を一層強化していくことに合意した。また、当該覚書に基づき2025年11月に日マレーシアICT共同作業部会を開催し、デジタルインフラ、AI及びオンライン安全性における取組状況を共有するとともに、今後の両国間の協力について意見交換を行った。また、作業部会に合わせて、日マレーシアICT連携カンファレンスを開催し、日マレーシアの企業の取組を両国政府へ紹介する機会を設け、AIやデジタルインフラに関する最新の取組を共有した。

ベトナムとは、2026年5月にベトナム科学技術省と情報通信技術及びデジタルトランスフォーメーション分野における協力に関する覚書に署名し、大規模言語モデルやAIガバナンスを含むAI、オープンRAN、デジタルインフラ、IoT等の新興デジタル技術、インターネット利用環境整備等の具体的分野における両省の協力を強化し、また企業、研究機関等の協力及び交流を促進することに合意した。

シンガポールとは、日本とシンガポールとの間の戦略的パートナーシップに基づき、シンガポールデジタル開発・情報省との間で、第1回日シンガポールデジタル協力対話を開催した。本対話では、デジタルインフラ、オンライン安全性、量子暗号通信、AI等、情報通信分野における取組について意見交換を行い、両国共通の政策課題について今後も引き続き連携して取り組むことで一致した。また、両国企業から両国間の連携プロジェクトや最新技術の共有を行い、官民を挙げて日星連携の更なる深化に取り組むことを確認した。

エ　オーストラリア

2022年7月の、インド太平洋におけるテレコミュニケーションの強靱性及び安全性に関する日豪共同声明を受け、「日豪テレコミュニケーション強靱化政策対話」が設置された。日本側は総務省、オーストラリア側は内務省及びインフラ・運輸・地域開発・通信・スポーツ・芸術省が参加する枠組みであり、オープンRANを含む5G、海底ケーブル、衛星通信といった情報通信分野における情報共有や議論を定期的に行うとともに、必要に応じて共同プロジェクトの実施を検討し、「自由で開かれたインド太平洋」（FOIP）の実現に向け、インド太平洋地域のデジタル接続性の確保・向上を目指すこととしている。

本政策対話の第4回会合及び両国の民間セクターを交えたトラック1.5会合は2026年6月に開催された。オープンRAN、海底ケーブル、データセンター、サイバーセキュリティ、非常時における通信、オンライン安全性等、情報通信分野に関する取組について情報共有・意見交換を行い、今後とも両国共通の政策課題について引き続き連携して取り組んでいくことで一致した。トラック1.5会合においては、両国の民間セクターを交え、各社からインド太平洋地域における情報通信分野のプロジェクトや最新技術の共有を行い、官民を挙げて更なる日豪連携の深化に取り組むことを確認した。

4 中南米諸国との協力

中南米では、2006年にブラジルで日本方式の地上デジタル放送の採用がされた後、14か国で日本方式が採用されており、各国のアナログ放送の停波に向けた取組を支援してきた。

また、近年、総務省は、地上デジタル放送日本方式の採用により伝統的に良好な協力関係にある放送分野のみならず、幅広いICT分野での協力関係に深化させるため、中南米諸国とICT分野における協力覚書を締結してきており、直近では、2024年5月にパラグアイ情報通信技術省及び国家電気通信委員会、同年8月にコスタリカ科学技術・電気通信省、同年9月にコロンビア情報技術・通信省、2025年3月にブラジル通信省との間で、それぞれ協力覚書を締結した。

各国との協力覚書に基づく具体的な取組として、我が国の優れたICTを活用し社会課題を解決する取組を進めており、直近では、2025年度に、コロンビアにおいて我が国ICTを活用した早期地震検知・解析技術の導入可能性に係る実証を実施するとともに、エルサルバドルにおいてセルブロードキャストサービス（CBS）の実証を行い、またブラジルにおいては我が国メッシュWiFi技術を活用したICTソリューションの実証を行った。

また、日米の第三国連携として中南米各国に対して5Gのセミナーを行い、特にオープンでセキュアな5Gネットワーク構築の重要性を説明しているところ、2024年12月にはブラジルにおいて同国及び米国政府の共催によるオープンRANシンポジウムが開催され、総務省からも参加の上、我が国のオープンRAN推進に係る取組を説明した。加えて、本分野で優れた技術を有する日本企業の中南米への展開支援も行っており、2025年度には、ブラジルでオープンRANによる5Gを活用した遠隔医療ソリューションの実証を行った。

5 その他地域との協力

ア　アフリカ地域との協力

アフリカ諸国と総務省のICT協力は、ボツワナ（2013年採用、2022年10月完全デジタル化）、アンゴラ（2019年）における地上デジタル放送日本方式の採用を端緒として進展してきた。2023年5月には、エジプト通信・情報技術省と情報通信技術・郵便分野における協力覚書、2024年2月には、ケニア情報通信・デジタル経済省と情報通信技術・郵便分野における協力覚書を締結した。ケニアについ

ては、協力覚書の一環として、2025年6月には、ケニアで日本企業の海外展開支援を目的としたICTワークショップを開催し、また2025年8月に横浜で開催された第9回アフリカ開発会議（TICAD9）では、「デジタルインパクトinアフリカ-通信インフラ普及の重要性と方策-」と題する公式テーマ別イベントを開催し、アフリカにおけるデジタルサービスの重要性、現地のニーズに合った通信インフラの整備方法、ICT分野の持続可能な発展に向けた国際連携のあり方等について議論するセミナーを開催した。

また、通信インフラ整備、医療ICT、遠隔教育等の実証を、セネガル、コートジボワール、ルワンダ等で実施し、これら実証を通じアフリカの社会課題解決に取り組むとともに、優れた通信インフラ技術やデジタルサービスを有する日本企業のアフリカ展開を支援している。

イ　中東地域との協力

サウジアラビアについては、「日・サウジ・ビジョン2030」（2017年）及び総務省とサウジアラビア通信・情報技術省との間で署名したICT協力に関する協力覚書（2019年）に基づき、二国間協力を進めており、近年では、官民ワークショップ（2022年1月）、政策ワークショップ（2023年12月）、中東最大規模の技術展示会であるLEAPにおける日本ブースの出展及び官民ワークショップ（2024年3月）の開催や在サウジアラビア日本国大使館との共催によるオール光ネットワーク（APN）に関するワークショップの開催（2026年1月）などを通じて、両国官民の協力関係構築や日本企業の技術展開支援を行っている。

また、イスラエルとの外交樹立70周年を契機として、2023年4月に、イスラエル通信省との間で電気通信技術及び郵便分野における協力覚書を締結した。

ウ　中央アジア・コーカサス地域との協力

総務省は、同地域との間で、二国間協力や官民連携を通じた情報通信分野における協力を進めている。

ウズベキスタンとは、2014年に協力覚書を締結し、2019年に更新して以降、同覚書に基づき、通信インフラやICTソリューションを中心とした協力関係を継続している。

また、ジョージアとは、2023年に協力覚書を締結し、両国間の協力の枠組みを構築している。

さらに、2025年11月には、アゼルバイジャンにおいて「中央アジア・コーカサス地域デジタルコネクティビティセミナー」を開催し、中央アジア・コーカサス地域各国代表者、日本及びアゼルバイジャン企業、国際機関とともに、デジタルコネクティビティの強化を通じた、地域の安定と発展に向けた具体的な連携の可能性について議論した。あわせて、同セミナーの機会を捉え、アゼルバイジャンとの間で協力覚書を締結した。

加えて、2025年12月に東京で開催された「中央アジア＋日本」対話・首脳会合の機会を捉え、カザフスタンとの間で協力覚書を締結し、ICT分野における協力関係の構築を進めている。

政策フォーカス

第5回日ASEANデジタル大臣会合

1 日ASEANデジタル大臣会合（第5回）の概要

2026年1月15日（木）、ベトナム・ハノイにおいて、「日ASEANデジタル大臣会合」（第5回）が開催された。同会合は、日本とASEAN諸国のICT担当大臣が一堂に会し、ICT分野における取組や協力について議論する唯一の閣僚級会合であり、日本からは林総務大臣が出席した。会合では、林総務大臣から「日ASEANデジタルワークプラン2026」及び「安全、安心で信頼できるAIの推進に関する日ASEANデジタル大臣共同声明」を提案し、多くの出席者の支持を得て、それぞれ承認、採択された。

2 日ASEANデジタル大臣会合の結果

(1)「日ASEANデジタルワークプラン2026」の承認

本年のASEANデジタル大臣会合では、2026年から2030年までを期間とする、域内におけるデジタル化に関する計画である「ASEANデジタルマスタープラン2030（ADM 2030）」が採択された。日本から、日本企業の海外市場展開を考慮しつつ、ASEANによるADM 2030の目標達成への貢献を目的として、日ASEAN間の今後1年間のICT分野における協力・連携施策に関する「日ASEANデジタルワークプラン2026」を提案し、ASEAN側出席者からの支持を得て同ワークプランが承認された。

同ワークプランは、①AI及びデジタル政策、②サイバーセキュリティ、③デジタルインフラ及びデジタルトランスフォーメーション、④協力及び協調の4つの柱から構成されており、主な具体的内容は以下のとおり。

①AI及びデジタル政策

- 「安全、安心で信頼できるAIの推進に関する日ASEANデジタル大臣共同声明」を踏まえ、広島AIプロセス・フレンズグループ対面会合の開催、各国におけるLLM開発や人材育成に関する協力等を推進。
- インターネットガバナンスに関する政策調和やDFFTに係る能力構築支援を推進。

②サイバーセキュリティ

- 日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC）において、政府機関等を対象とした演習を継続。また、2027年2月以降の支援継続に向けた調整を実施。
- 日ASEANサイバーセキュリティ政策会議を通じて、政策共有、能力構築、演習等の協力活動を議論・実施。

③デジタルインフラ及びデジタルトランスフォーメーション

- 現地通信キャリアと共働し、オープンRAN準拠の5G無線設備を活用する5Gネットワークの構築に関する実証を実施。
- アジア・太平洋電気通信共同体（APT）に対する総務省の拠出金を活用したプログラムを通じて人材育成等を支援。
- ICT Virtual Organization of ASEAN Institutes and NICT（ASEAN IVO）による連携研究プロジェクトを実施。

④協力及び協調

- 日ASEAN ICT基金等を通じた支援。
- 日ASEANデジタル関連会合への対話国としての積極的な参加やASEAN諸国との2国間政策対話を実施。

(2)「安全、安心で信頼できるAIの推進に関する日ASEANデジタル大臣共同声明」の採択

日本から、2025年10月に開催された日ASEAN首脳会議において、日本が立ち上げた「日ASEAN・AI共創イニシアティブ」を更に深化させるとともに、日ASEAN共通のイニシアティブとして共創を進めていくことを目的として、日ASEANの間で初めてのデジタル分野における共同声明となる、「安全、安心で信頼でき

るAIの推進に関する日ASEANデジタル大臣共同声明」を提案し、ASEAN側出席者からの支持を得て同共同声明が採択された。

同共同声明は、安全、安心で信頼できるAIを推進するために、グローバルなAIエコシステムと各国のローカルなAIエコシステムの双方を重視し、これら二つのAIエコシステムを相互に連携させながら、構築・発展させていくことを中核に据えている（図表1）。

図表1　「安全、安心で信頼できるAIの推進に関する日ASEANデジタル大臣共同声明」の概要

2026.1.15採択

総論
1. 日ASEAN・AI共創イニシアティブを強化し、AOIPに沿って、**安全、安心で信頼できるAIの開発・導入・使用の拡大**等を推進

ガバナンス
2. 広島プロセス国際行動規範等に基づき、AIシステムの安全性・セキュリティ・信頼性を強化
3. **関連法制の整備に向けた協力、ガバナンスの相互運用性の強化に向けた協力、AISI連携**
4. 広島AIプロセス・フレンズグループやGPAIへのASEAN諸国の関与の在り方の検討

開発・インフラ整備
5. **各国の文化・価値観、言語等を尊重した、安全、安心で信頼できるAIモデルの開発協力、AI関連インフラ整備の協力促進**
6. 実施中のAI安全性ベンチマークと評価手法等に関するASEANの取組（WG-AI）との連携深化
7. ASEAN AI安全ネットワーク等のイニシアティブへの協力

人材育成・能力構築
8. 能力構築や技術移転に関して協力
9. **AIガバナンス、若手AI開発者の人材育成の協力**等を通じて、**各国におけるローカルなAIエコシステムの構築及び発展に貢献**

AIソリューションの共創
10. 各国のAI活用事例等の共有及び社会課題の解決に貢献し得るAIを活用したソリューションの共創

包摂的で信頼できるAIの推進
11. 人間中心の価値、プライバシー、データガバナンスを尊重する方法で、AIの責任ある形での活用協力
12. 知的財産権を尊重しつつ、透明性を推進し、偽誤情報や情報操作等へ対応
13. 民間部門の取組を強調し、AIの恩恵が全ASEAN諸国・人口層に公平に広がるよう奨励

デジタル連帯と経済発展
14. デジタル連帯とDFFTの重要性を再確認し、デジタル技術を活用して繁栄を拡大
15. サイバーセキュリティ、データセキュリティ、データ保護、サイバー・レジリエンスの重要性を認識
16. ASEANと日本との共創を通じて、**安全、安心で信頼できるAIエコシステムを構築・維持**

図表2　日ASEANデジタル大臣会合の模様

第9節　郵政行政の推進

1　概要

1　これまでの取組

郵政事業は、1871年の郵便創業以来、全国津々浦々で国民生活を支えているが、2007年10月1日に経営の自主性、創造性等の発揮により国民の利便の向上等に貢献することを目的として民営化され、現在は民間企業である日本郵政グループの下で事業が営まれている。日本全国で2万4千局規模の郵便局のネットワークは、民営化後も、あまねく全国で利用されることを旨として設置されることとされており、2026年5月末時点においても民営化前と同水準を維持している。

総務省では、日本郵政グループに対する監督等を通じ、郵便・貯金・保険といった郵政事業のユニバーサルサービスの確保、地域における郵便局の活用を通じた地域貢献等に取り組んでいる。

2　今後の課題と方向性

我が国においては、少子高齢化、都市への人口集中、自然災害の多発、行政手続のオンライン化を含む社会全体のデジタル化等、社会環境が大きく変化している。特に地方においては、生活に必要な役割を担う公的な企業の撤退や、行政サービスを提供する地方自治体の支所等の廃止が進み、地域に残る公的基盤としての郵便局の重要性は増大している。

このため、日本郵政グループにおいては、民間企業としての適切な経営を確保した上で、郵便局ネットワークを通じた郵政事業のユニバーサルサービスの提供を確保するとともに、郵便局における自治体窓口事務の実施等の公的な役割を引き続き果たしていくことが重要である。

一方で、デジタル化の進展により郵便物数の継続的な減少等が進んでおり、2025年11月に公表された2025年度の中間決算では、主に郵便・物流事業の業績が低調であったことに伴い同年度の通期業績目標を下方修正するなど、日本郵政グループの経営環境は極めて厳しい状況にある。また、2025年4月には日本郵便における「貨物自動車運送事業法」（平成元年法律第83号）に基づく点呼業務の不備事案が明らかになるなど、コンプライアンス上の問題も生じている。

このため、総務省においては、日本郵政グループの適切な監督や必要に応じた制度の見直し、実証事業の推進等を通じて、郵政事業のユニバーサルサービスの提供の確保及び郵便局の利活用の拡大を図ることにより、国民・利用者の利便性向上や地域社会への貢献を推進する必要がある。あわせて、国際分野における諸外国との協力拡大、日本企業の海外展開支援や、信書便事業分野における公正競争の確保についても引き続き取組を推進する必要がある。

2　郵政行政の推進

1　郵政事業のユニバーサルサービスの確保

ア　郵便料金の改定及び郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方に関する検討

インターネットやSNSの普及等による郵便物数の減少や、燃料費等物価の高騰の影響もあり、2022年度の日本郵便の郵便事業の営業損益は民営化以降初めての赤字となったことに加え、その後の見通しも非常に厳しいものであった。これを踏まえ、2024年6月13日に、総務省において、定形郵便物[*1]の

＊1　「郵便法」（昭和22年法律第165号）第67条第2項第3号に規定するもの（第一種郵便物（郵便書簡を除く。）のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであって、その重量が25グラム以下のもの）を指す。

料金の上限を定める「郵便法施行規則」（平成15年総務省令第5号）の改正を行った。これを受けて、同日、日本郵便から郵便料金変更の届出がなされ、同年10月1日に郵便料金の改定が行われた。

また、上記の改正にあたり付議した「物価問題に関する関係閣僚会議」等において、郵便事業のより安定的な提供を将来にわたって確保する観点から、郵便料金に係る制度の見直しの検討を行うよう求められたこと等を踏まえ、総務省は、情報通信審議会に対し、「郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方」を諮問し、2025年7月に答申を受けた。

同審議会での議論を経て取りまとめられた答申では、①「郵便事業における収支相償」の規定を見直し、日本郵便の経営判断の余地を拡大、②「上限認可制度」のような日本郵便の発意に基づき定形郵便物の上限料金設定の手続を行う制度の導入、③定形郵便物の料金の上限額に係る算定基準等について総務省において検討の場を設けて議論を行う、などの方向性が示された。

この答申を踏まえ、総務省は、「郵便事業における収支相償」の規定を緩和し、郵便事業以外の事業の収支の状況も勘案して郵便料金を設定することを許容するとともに、定形郵便物の料金の上限額を日本郵便の申請に基づき総務大臣が認可する制度に見直すなどの措置を講ずる「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案」を2026年3月に国会に提出した（同年6月成立）。

あわせて、総務省は、2025年9月から「郵便料金に係る算定基準等に関する検討会」を開催し、定形郵便物の料金の上限額に係る算定基準等について検討を行った。今後、検討の内容を踏まえて、算定基準等を作成・公表することとしている。

イ　郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金制度

郵政事業のユニバーサルサービスの提供を安定的に確保するため、2018年6月、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金制度が創設され、2019年4月から制度運用が開始された。独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（郵政管理・支援機構）が総務大臣の認可を受けて交付金の交付、拠出金の徴収等を実施しており、2026年度の日本郵便への交付金の額は約3,334億円であり、拠出金の額はゆうちょ銀行が約2,740億円、かんぽ生命が約595億円となっている。

ウ　日本郵政グループの経営の健全性・ガバナンスの確保に向けた取組

総務省では毎年度、郵政事業のユニバーサルサービスを提供する責務の履行にあたり、安定的かつ円滑に提供できる業務執行体制が確保できているか、資金計画や収支予算が妥当か、公益性及び地域性が十分に発揮されるようになっているか等を確認する観点から、日本郵政と日本郵便の事業計画を認可している。あわせて、その認可にあたり、両社に対して、事業計画の実施にあたってそれぞれ取り組むべき事項について要請している。また、2022年からは郵政モニタリング会合を開催し、両社における要請事項への取組について、その見通しや進捗状況を確認しているほか、2025年度には日本郵便におけるガバナンス強化をテーマとした議論を集中的に行った。

2 人口減少下における「コミュニティ・ハブ」としての郵便局の利活用の推進

人口減少等社会環境が変化していく中で、全国津々浦々に、2万4千局のネットワークを持つ郵便局に対して、地域の実情やニーズにあわせた役割を果たすことへの期待が高まっている。

このような中、郵便局では、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」（平

成13年法律第120号）[*2]により、住民票の写し等公的証明書の交付請求の受付・引渡しや、マイナンバーカードの電子証明書の発行・更新申請の受付等（同法2021年改正）、マイナンバーカードの交付申請の受付等（同法2023年改正）、様々な自治体窓口事務が取り扱われており、郵便局の公的な役割は拡大しているところである。

また、総務省ではこれまで、「郵便局活性化推進事業[*3]（郵便局×地方自治体等×ICT）」（2019年度～2021年度）や、「郵便局等の公的地域基盤連携推進事業[*4]」（2022年度～2024年度）を実施し、住民生活支援サービス等について、郵便局を活用していくことによる成果や課題等の把握を行ってきた。

さらに、2022年10月には、情報通信審議会に対し、「デジタル社会における郵便局の地域貢献の在り方」を諮問し、2024年6月には、同審議会の郵政政策部会から一次答申「デジタル社会における郵便局の地域貢献の在り方」が示されたところである。同答申では、郵便局の更なる地域貢献の実現に向けた方策として、地域の「コミュニティ・ハブ」実現に向けた促進策を検討すべきこと等が示された。

これを受け、総務省では、2025年度から、自治体窓口事務等の行政サービスと住民生活支援サービスを一体的に提供する「コミュニティ・ハブ」として活用するための実証事業「地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業[*5]」（図表Ⅱ-2-9-1）を開始した。2025年度においては、総務省の公募に採択された全国の8団体（北海道浦幌町、兵庫県西宮市、島根県大田市、広島県江田島市、広島県安芸高田市、山口県美祢市、愛媛県宇和島市、熊本県上天草市）において、実証事業を行い、成果や課題等の把握を行った。

このほか、総務省では、2025年度から自治体窓口事務を受託する過疎地の郵便局等に対し、市町村が行政サービスや住民生活支援サービスを委託することに伴う初期経費について、特別交付税措置（措置率0.5）を講じている（図表Ⅱ-2-9-2）。

図表Ⅱ-2-9-1　地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業

＊2　2002年に「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律」から改称。
＊3　郵便局と地方公共団体等の連携により、地域の諸課題解決や利用者利便の向上を推進していくことを目的に実施。
＊4　デジタル技術と郵便局ネットワークを活用し、郵便局と地方公共団体等の地域の公的基盤が連携することにより地域課題を解決することを目的に実施。
＊5　地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業：https://www.soumu.go.jp/yusei/kasseika.html

図表Ⅱ-2-9-2　人口減少地域の郵便局等を活用した行政サービス等の確保に対する特別交付税措置

1. 対象自治体

郵便局事務取扱法等※1に基づき、戸籍謄本等公的証明書の交付事務等を過疎地※2に所在する郵便局等に委託する市町村

※1　公共サービス改革法第34条に基づく委託も含む。

※2　日本郵便株式会社法施行規則第4条第2項第3号（離島、奄美、山村、小笠原、半島、過疎地域、沖縄離島）。

2. 対象経費

窓口事務を含む行政サービス、住民生活支援サービスの委託に伴う初期経費

※　別に財政措置されているものを除く。

（具体的な対象事業の範囲（例））

○行政サービス（市町村への申請サポート、オンライン相談等）
　システム整備費、回線・機器整備費、レイアウト変更経費、広報経費

○住民生活支援サービス
・買い物支援のためのシステム整備費、備品購入費、広報経費
・オンライン診療のためのシステム整備費、回線・機器整備費、レイアウト変更経費

3. 地方財政措置

特別交付税措置（措置率0．5）

3 郵便局で取得・保有するデータの活用

総務省では、郵便局が、信書の秘密、郵便物に関して知り得た他人の秘密及び個人情報の適切な取扱いを確保しつつ、保有・取得するデータを有効活用することを促進している。2022年12月からは、日本郵政・日本郵便における取組や、総務省における施策の実施に際して有識者等から助言を得ることを目的として「郵便局データ活用アドバイザリーボード」を開催している。

郵便局データの活用の具体的な取組としては、2024年1月の石川県能登地方の地震では、日本郵便において、県公表の安否不明者リストと、日本郵便が有する居住者データを照合し、安否不明者リストの精度を向上させた。このほか、日本郵便は、2023年6月から、弁護士会が「弁護士法」（昭和24年法律第205号）に基づき、住民票を異動せず転出し所在の把握が困難となっている訴え等の相手方の転居届に係る新住所の情報を照会した場合（弁護士会がDV等との関連が窺われないと判断した事案に限る）などに当該情報を提供している。また、2026年4月1日からは、地方自治体が、「地方税法」（昭和25年法律第226号）に基づく協力要請として住民票を異動せず転出し所在の把握が困難となっている滞納者の転居届に係る情報を照会した場合に、当該情報を提供している。加えて、地方自治体が「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成26年法律第127号）に基づき空家の所有者の転居届に係る情報の提供を依頼した場合に、日本郵便が提供できる空家の範囲が拡大している。

総務省では、今後とも、公的機関等のニーズを踏まえつつ、郵便局データの活用に向けた取組を進めることとしている。

4 ゆうちょ銀行・かんぽ生命の新たな取組に係る対応

2025年6月に、日本郵政がゆうちょ銀行株式の2分の1以上を処分したことから、ゆうちょ銀行の新規業務は認可制から届出制へ移行した。

また、かんぽ生命から、2025年10月に倍額保障の開始時期の早期化及び終身保険に付加する無解約返戻金型特約の保険料払込期間の終身化に関して、「郵政民営化法」（平成17年法律第97号）に基づく届出があった。この届出があった保険は、2026年5月から、かんぽ生命及び全国の郵便局において

取り扱われている。

5 郵政民営化前に預け入れられた定期性の郵便貯金の払戻しに係る郵政管理・支援機構における運用の見直し

郵政民営化前に預け入れられた定期性の郵便貯金は、郵政管理・支援機構が承継した。満期後20年2か月が経過し、権利消滅の扱いとなった貯金[*6]の払戻しの運用に関し、総務省から同機構へ要請を実施した。預金者に一層寄り添う観点から、2024年1月からは、原則として請求書の記載内容に基づき、真にやむを得ない事情があったと認められた場合、払戻しに応じる新たな運用を実施している。

3 国際分野における郵政行政の推進

1 万国郵便連合（UPU）への対応

国際連合の専門機関の一つである万国郵便連合（UPU）は、国際郵便に係るルールを形成し、世界の郵便ネットワーク・サービスの発展を担うことによって文化、社会及び経済の分野における国際協力に寄与することを目的として1874年に設立され、2024年には150周年を迎えた。近年では、新型コロナウイルスのパンデミック後も国際郵便物の取扱総量が回復していない厳しい状況の中、越境電子商取引の拡大に対応した適切な国際郵便の枠組みの策定を担う機関として、国際物流の発展に大きな役割を果たすことがより期待されている。

このような中、2022年1月から、我が国の目時政彦氏が、UPUのトップである国際事務局長（任期：1期4年間、最大で2期まで可能）を務めており、UPUの機能強化や財政再建等に主導的に取り組んでいる。その強力なリーダーシップはUPU加盟国からも高い評価を得ており、目時氏が引き続き国際事務局長を務めることが我が国を含む各国の郵政事業にとって有益との考えから、我が国政府は、2025年9月の万国郵便大会議におけるUPU国際事務局長選挙に、現職の目時氏を擁立し、参加加盟国による満場一致の信任を得て再選された（2期目：2026年～2029年）。また、管理理事会（41議席）及び郵便業務理事会（48議席）の理事国選挙も行われ、我が国はいずれも上位で当選を果たした。

総務省では、目時国際事務局長のリーダーシップを積極的に支えるとともに、UPUへの更なる貢献を図る観点から、UPUとの間の協力覚書に基づき、災害に強い郵便ネットワーク構築の取組や、郵便ネットワークの経済的、社会的活用等への取組支援、環境への負荷の少ない郵便ネットワーク構築を通じた気候変動対応の取組等、UPU加盟国における協力プロジェクトの実施を支援している。このような取組を通じて、我が国として、世界の郵便ネットワーク・サービスの一層の発展に積極的に貢献している。

2 日本型郵便インフラの海外展開支援

総務省では、政府の「インフラシステム海外展開戦略2030[*7]」（2024年12月24日経協インフラ戦略会議決定）の一環として、日本型郵便インフラシステムの海外展開支援を推進している。こうした取組等に関して、近年の郵政事業を巡る課題等も踏まえた上で、官民による一層の連携の下、より効果的に推進していくため、総務省は、2024年7月に、郵政事業分野におけるグローバル展開に関する官民による当面の取組方策について取りまとめ、公表したところである。

日本型郵便インフラシステムの海外展開は、主に新興国・途上国を対象とし、我が国の郵便に関連す

＊6　なおその効力を有するものとされる「旧郵便貯金法」（昭和22年法律第144号）の規定により、満期日から更に20年を経過し、催告を行った後、2か月が経っても払戻しの請求がない場合には、預金者の権利は消滅するとされている。
＊7　インフラシステム海外展開戦略2030（令和6年12月会議決定）：https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/keikyou/dai58/siryou6.pdf

る優れた技術・システムや業務ノウハウを提供し、相手国の郵便サービスの品質向上や郵便業務の最適化を支援するものである。これまで、主に東南アジアを中心に取り組んできたが、近年では中東欧・コーカサス地域・南西アジア・中央アジアにも新規開拓を進めている。区分局で利用される機材等の周辺ビジネスの獲得を図りつつ、相手国の郵便事業全般に係るニーズや課題の把握に努め、更に近年では、eコマースの普及による小型小包の数量増加やデジタル変革、グリーン化等の新たなビジネスの可能性も探ることで、関連の分野において技術・知見を有する我が国企業の参入を促している。

2025年度には、ウズベキスタン共和国における郵便事業体による温度帯管理下の医薬品輸送に係る実装可能性に関する調査研究、モンゴル国における郵便事業体による区分業務の最適化等に向けた基礎的調査研究、インド共和国における郵便事業体による区分業務の最適化等に向けた基礎的調査研究等を実施した。

総務省では、引き続き各国との協力事業を深掘りしていくとともに、新たな協力対象国の発掘に向け、郵便関連の国際会議等への積極的な参加を通じた諸外国の郵便事業体との関係構築を図るほか、諸外国の状況に関する基礎調査等を実施することとしている。

4　信書便事業の動向

「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年法律第99号）の施行により、2003年4月から民間事業者も信書[*8]の送達事業を行うことが可能となった。

信書便事業には全国全面参入型の一般信書便事業及び大型・急送・高付加価値の3類型のサービスを提供する特定信書便事業の2種類があり、これらのうち特定信書便事業については、2025年度に新たに34者が参入したことによって、事業者数は647者（2025年度末現在）となった[*9]。これらの特定信書便事業者によって、一定のルートを巡回して各地点で信書便物を順次引き受け配達する巡回集配サービスや、比較的近い距離や限定された区域内を配達する急送サービス、お祝いやお悔やみ等のメッセージを装飾が施された台紙等と一緒に配達する慶弔メッセージサービス等、創意工夫を凝らしたサービスが提供されている。2024年度の売上高は約191億円、総引受通数は約2,141万通となり、引受通数は過去最高となった。

また、総務省では、信書便事業の趣旨や制度内容に関する理解を促進し、信書を適切に送っていただくため、制度説明会を実施するなど、信書の定義、信書便制度等についての周知を行っている。

＊8　特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書（郵便法第4条第2項）。
＊9　一般信書便事業への参入はなし。

資料編

付 注

付注　国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究

ア　一般国民向けアンケート

本アンケートでは、日本、米国、ドイツ及び中国の一般国民を対象に、働き方、民間サービス、公的サービスにおけるデジタル利活用の状況について調査した。

項目	概要
抽出方法	インターネットアンケート調査
調査期間	2026年1月－2026年2月
対象	アンケート調査会社が保有するモニターから、年齢と性別が偏らないように抽出
本調査有効回答数	

	10歳代※	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	合計
日本	206	206	206	206	206	206	1,236
米国	104	104	104	104	104	104	624
ドイツ	104	104	104	104	104	104	624
中国	104	104	104	104	104	104	624
合計	518	518	518	518	518	518	3,108

※10歳代は15歳以上19歳以下が対象（15歳未満及び70歳代以上は対象外）

主な調査項目	－基本的属性　（年代） －デジタル活用状況／課題 －AI利活用状況 －デジタルリテラシー －パーソナルデータ提供に対する考え方・意向

イ　企業活動

本アンケートでは、日本、米国、ドイツ及び中国の企業を対象に、技術・データ、組織、人材の観点でデジタル利活用の状況について調査した。

項目	概要
抽出方法	インターネットアンケート調査
調査期間	2026年1月－2026年2月
対象	アンケート調査会社が保有するモニターのうち、各国に在住する者であって、従業員10名以上、かつ2025年までにデジタル化の取組を開始した企業に勤めており、かつ企業全体の戦略等を理解する管理職以上の役職の中から抽出。
本調査有効回答数	

	大企業	中小企業	合計
日本	353	162	515
米国	217	92	309
ドイツ	211	98	309
中国	250	59	309
合計	1,031	411	1,442

※企業規模については、中小企業庁の「中小企業の定義」や昨年度の委託調査結果を踏まえ、「製造業」、「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「金融業・保険業」、「不動産業・物品賃貸業」、「運輸業・郵便業」、「情報通信業」は従業員数が300人以上の企業を「大企業」、同300人未満の企業を「中小企業」として分類した。「卸売業・小売業」、「サービス業・その他」は、従業員数が100人以上の企業を「大企業」、同100人未満の企業を「中小企業」として分類した。

主な調査項目	－基本的属性　（業種、従業員数） －デジタル化取組状況 －戦略・組織・人材の状況 －課題 －AI活用 －仮想空間活用